

第1章～第6章

第1章 災害の現況と課題

第2章 消防防災の組織と活動

第3章 国民保護への対応

第4章 自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

第5章 国際的課題への対応

第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

[火災の現況と最近の動向]	3
1. 出火状況	4
(1) 1日当たり99件の火災が発生	4
(2) 出火率は2.9件/万人	4
(3) 火災覚知方法は119番通報が最多	4
(4) 初期消火の方法は消火器の使用が最多	4
2. 火災による死者の状況	4
(1) 火災による死者の状況	4
(2) 建物火災による死者数の状況	7
(3) 住宅火災による死者の状況	8
3. 火災による損害額	11
4. 出火原因	11
(1) 「たばこ」による火災の6割以上は不適切な場所への放置によるもの	12
(2) 「放火」及び「放火の疑い」の合計は減少	12
(3) 「こんろ」による火災で最も多いのは消し忘れによるもの	13
5. 火災種別ごとの状況	13
(1) 建物火災	13
(2) 林野火災	14
(3) 車両火災	14
(4) 船舶火災	14
(5) 航空機火災	15
[火災予防行政の現況]	15
1. 住宅用火災警報器の設置の現況	15
2. 防火対象物	15
3. 防火管理制度	16
(1) 防火管理者	16
(2) 統括防火管理者	16
(3) 防火対象物定期点検報告制度	17
4. 防災管理制度	17
(1) 防災管理者	17
(2) 統括防災管理者	17
5. 立入検査と違反是正	17
(1) 立入検査と違反是正の現況	17
(2) 適マーク制度	18
(3) 違反对象物の公表制度	18
6. 消防用設備等	18
(1) 消防同意の現況	18
(2) 消防用設備等の設置の現況	18

(3) 消防設備士及び消防設備点検資格者	18
(4) 防災規制	19
(5) 火を使用する設備・器具等に関する規制	19
7. 消防用機械器具等の検定等	19
(1) 検定	19
(2) 自主表示	20
8. 消防用設備等に係る技術基準の性能規定	20
9. 消防庁長官による火災原因調査	20
10. 製品火災対策の推進	21
[火災予防行政の課題]	22
1. 住宅防火対策の推進	22
2. 小規模施設における防火対策の推進	22
3. 消防用設備等の点検報告の推進	22
4. 二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策	23
5. 直通階段が一つの防火対象物における防火対策の推進	23
6. 消防法令違反の是正の徹底	23
7. 急速充電設備、蓄電池設備等を用いた対象火気設備等に関する規定の見直し	23
(1) 急速充電設備について（令和5年2月21日省令公布）	23
(2) 蓄電池設備・固体燃料を用いた火気設備について（令和5年5月31日省令公布）	24
8. 畜舎等における消防用設備等の設置に係る特例基準	24
9. 木材利用の推進に係る建築基準法令改正を踏まえた消防法令における対応	24
第2節 危険物施設等における災害対策	
[危険物施設等における災害の現況と最近の動向]	25
1. 火災事故	26
(1) 危険物施設における火災事故の被害の状況等	26
(2) 危険物施設における火災事故の発生原因等	26
(3) 無許可施設における火災事故	27
(4) 危険物運搬中の火災事故	27
(5) 仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故	27
2. 流出事故	27
(1) 危険物施設における流出事故の被害の状況等	27
(2) 危険物施設における流出事故の発生原因等	28
(3) 無許可施設における流出事故	29
(4) 危険物運搬中の流出事故	29
(5) 仮貯蔵・仮取扱い中の流出事故	29
[危険物行政の現況]	29
1. 危険物規制	29
(1) 危険物規制の体系	29
(2) 危険物取扱者	29
(3) 事業所における保安体制	30
(4) 保安検査	31
(5) 立入検査及び措置命令	31
2. 石油パイプラインの保安	31
(1) 石油パイプライン事業の保安規制	31

(2) 石油パイプラインの保安の確保	31
[危険物行政の課題]	31
1. 官民一体となった事故防止対策の推進	31
2. 科学技術及び産業経済の進展等を踏まえた安全対策の推進	31
3. 大規模自然災害への対応	32
4. リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討	32

第3節 石油コンビナート災害対策

[石油コンビナート災害の現況と最近の動向]	33
1. 事故件数と被害	33
2. 事故の特徴	33
(1) 事故種別ごとの一般事故件数	33
(2) 原因別の一般事故件数	33
(3) 特定事業所種別の一般事故件数	34
(4) 特定事業所業態別の一般事故件数	34
[石油コンビナート災害対策の現況]	34
1. 特別防災区域の現況	34
2. 都道府県・消防機関における防災体制	36
(1) 防災体制の確立	36
(2) 災害発生時の応急対応	36
(3) 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備	36
3. 特定事業所における防災体制	36
(1) 自衛防災組織等の設置	36
(2) 大容量泡放射システムの配備	36
(3) 自衛防災体制の充実	37
4. 事業所のレイアウト規制	37
(1) レイアウト規制	37
(2) 新設等届出等の状況	37
5. その他の災害対策	37
(1) 災害応急体制の整備	37
(2) 防災緩衝緑地等の整備	37
6. 最近の石油コンビナート等における災害対策	37
(1) 石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議	37
(2) 石油コンビナート等の地震・津波対策	37
(3) 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト	37
(4) 石油コンビナート等防災体制検討会の開催	38
[石油コンビナート災害対策の課題]	38
1. 特定事業所における防災体制の充実強化	38
2. 大容量泡放射システムの効果的な活用	38

第4節 林野火災対策

[林野火災の現況と最近の動向]	39
[林野火災対策の現況]	39
1. 林野火災特別地域対策事業	39
2. 広域応援・空中消火による消防活動	39
(1) 空中消火の実施状況	39

(2) 広域応援・空中消火体制の整備	40
3. その他の対策	40
(1) 出火防止対策の徹底	40
(2) 林野火災用消防施設等の整備	41
[林野火災対策の課題]	41
第5節 風水害対策	
[風水害の現況と最近の動向]	43
1. 令和4年中の主な風水害	43
2. 令和5年1月から10月までの主な風水害	43
[風水害対策の現況と課題]	44
1. 避難情報の適時適切な発令	44
(1) 令和5年梅雨前線による大雨を踏まえた避難情報の適切な発令の促進	44
(2) 市町村長の災害対応力強化のための研修の実施	44
2. 避難行動要支援者に係る避難の実効性の確保	44
(1) 避難行動要支援者名簿の作成及び更新等	45
(2) 個別避難計画の作成	45
第6節 震災対策	
[地震災害の現況と最近の動向]	46
1. 令和4年中の主な地震災害	46
2. 令和5年1月から10月までの主な地震災害	48
[震災対策の現況と課題]	48
1. 地震災害の予防	48
(1) 日本海溝・千島海溝地震特措法の改正	50
(2) 防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進	50
(3) 防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る地方財政措置	50
(4) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく施設整備	50
(5) 震度情報ネットワークシステムの整備	50
(6) 緊急地震速報訓練の実施	51
2. 津波避難の実効性の確保	51
(1) 津波避難計画の策定の促進	51
(2) 津波避難施設の整備に係る地方財政措置	51
第7節 原子力災害対策	
[原子力災害等の現況と最近の動向]	52
1. 原子力施設の現況と主な事故	52
2. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応	52
[原子力災害対策等の現況]	53
1. 原子力施設等の原子力災害対策	53
2. 消防機関における活動対策	53
(1) マニュアル、ハンドブック、活動要領等の作成・配布	53
(2) 放射性物質等事故対応資機材の整備等	53
(3) 消防職員に対する教育・訓練等	53
[原子力災害対策等の課題]	54
1. 福島原発事故を踏まえた今後の取組	54
(1) 避難指示区域の管轄消防本部の支援	54

(2) 関係地方公共団体における地域防災計画の見直し等	54
(3) 福島原発事故において活動した消防職員の長期的な健康管理	54
2. 放射性物質等事故対応能力の向上	54

第8節 その他の災害対策

[火山災害対策]	55
1. 令和4年以降の主な火山活動	55
2. 火山災害対策の現況と課題	55
[雪害対策]	56
1. 雪害の現況と最近の動向	56
2. 雪害対策の現況と課題	56
[トンネル等の災害対策]	56
1. トンネルに係る火災の現況	56
2. トンネルに係る災害対策の現況と課題	56
(1) 鉄道トンネル及び道路トンネル	56
(2) 大深度地下空間	56
[消防活動阻害物質に係る災害対策]	57
1. 消防活動阻害物質に係る災害の現況と最近の動向	57
(1) 火災事故の状況	57
(2) 漏えい事故の状況	58
2. 消防活動阻害物質に係る災害対策の課題	58
(1) 実態の把握及び指導	58
(2) 危険物災害等情報支援体制の充実	58
[海上災害対策]	59
1. 海上災害の現況と最近の動向	59
2. 海上災害対策の現況	59
3. 海上災害対策の課題	59
[航空災害対策]	59
1. 航空災害の現況と最近の動向	59
2. 航空災害対策の現況	59

第2章 消防防災の組織と活動

第1節 消防体制

1. 消防組織	63
(1) 常備消防機関	63
(2) 消防団	63
2. 消防防災施設等	64
(1) 消防車両等の整備	64
(2) 消防通信施設	64
(3) 消防水利	65
3. 消防財政	66
(1) 市町村等の消防費	66
(2) 消防費の財源	66
(3) 都道府県の防災費	68
(4) 消防庁予算額	68

4. 常備消防体制整備の課題	69
(1) 消防力の整備	69
(2) 消防隊員用個人防火装備	69

第2節 消防の広域化の推進

1. 消防の広域化とは	70
2. これまでの経緯等	70
3. 消防の広域化の必要性和効果	71
(1) 広域化の必要性	71
(2) 広域化の効果	71
4. 関係機関の取組	71
(1) 消防庁の取組	71
(2) 都道府県の取組	72
(3) 市町村の取組	73

第3節 消防職団員の活動

1. 活動状況	74
2. 公務による死傷者の状況	74
3. 勤務条件等	74
(1) 消防職員の勤務条件等	74
(2) 消防本部におけるハラスメント等への対応策	75
(3) 女性消防吏員の更なる活躍の推進	77
4. 安全衛生体制の整備	79
(1) 安全衛生体制	79
(2) 惨事ストレス対策	79
5. 消防表彰等	79
(1) 国の栄典	79
(2) 内閣総理大臣表彰	80
(3) 総務大臣表彰	80
(4) 総務大臣感謝状	80
(5) 消防庁長官表彰	80
(6) 賞じゅつ金及び報賞金	80
(7) 退職消防団員報償	80
(8) 消防庁長官感謝状	80
(9) その他	80

第4節 教育訓練体制

1. 消防職団員の教育訓練	81
2. 職場教育	81
3. 消防学校における教育訓練	81
(1) 消防学校の設置状況	81
(2) 教育訓練の種類	81
4. 消防大学校における教育訓練及び技術的援助	81
(1) 教育訓練の実施状況	81
(2) 施設・設備	82
(3) 消防学校に対する技術的援助	83

第5節 救急体制

1. 救急業務の実施状況	84
(1) 救急出動の状況	84
(2) 傷病程度別搬送人員の状況	84
(3) 年齢区分別事故種別搬送人員の状況	84
(4) 現場到着所要時間の状況	84
(5) 病院収容所要時間の状況	84
(6) 救急隊員の行った応急処置等の状況	85
2. 救急業務の実施体制	85
(1) 救急業務実施市町村数	85
(2) 救急隊数、救急隊員数及び准救急隊員数	86
(3) 救急救命士及び救急救命士運用隊の推移	87
(4) 救急自動車数	88
(5) 高速自動車国道等における救急業務	88
3. 消防と医療の連携	88
(1) 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準	88
(2) 救急医療体制	89
(3) 救急搬送における医療機関の受入れ状況	89
4. 救急業務高度化の推進	89
(1) 救急業務に携わる職員の教育の推進	89
(2) 救急救命士の処置範囲の拡大	90
(3) メディカルコントロール体制の充実	90
(4) 救急蘇生統計（ウツタイムデータ）の活用	91
5. 救急業務を取り巻く課題	91
(1) 救急車の適時・適切な利用の推進	91
(2) 一般市民に対する応急手当の普及	92
(3) 熱中症への対応	94
(4) 外国人傷病者への救急対応	94

第6節 救助体制

1. 救助活動の実施状況	96
(1) 救助活動件数及び救助人員の状況	96
(2) 事故種別ごとの救助活動の状況	96
2. 救助活動の実施体制	96
(1) 救助隊数及び救助隊員数	96
(2) 救助活動のための救助器具等の保有状況	97
3. 全国消防救助技術大会	97
4. 救助の課題と対応	97
(1) 体制の整備	97
(2) 車両及び資機材の整備	97
(3) 救助技術の高度化等	99

第7節 航空消防防災体制

1. 航空消防防災体制の現況	100
2. 今後の取組	101
(1) 消防防災ヘリコプターの機能強化	101

(2) 消防防災ヘリコプターの安全な活動の確保に向けて	102
(3) 消防防災ヘリコプター操縦士の養成・確保に向けて	102

第8節 広域消防応援と緊急消防援助隊

1. 消防の広域応援体制	104
(1) 消防の相互応援協定	104
(2) 広域消防応援体制の整備	104
2. 緊急消防援助隊	104
(1) 緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化	104
(2) 緊急消防援助隊の編成及び出動計画等	106
(3) 緊急消防援助隊の登録隊数及び装備	109
(4) 緊急消防援助隊の活動	110
(5) 緊急消防援助隊の訓練及び広報	110
(6) 今後の取組	110

第9節 国と地方の防災体制

1. 国と地方の防災組織等	112
(1) 防災組織	112
(2) 消防庁の防災体制	112
(3) 地域防災計画の修正	112
2. 防災に係る体制の整備	112
(1) 業務継続性の確保	112
(2) 災害対応力の強化	114
(3) 防災分野における個人情報の取扱いの周知	115
(4) 外国人に対する災害時の情報発信	115

第10節 消防防災の情報化の推進

1. 被害状況等に係る情報の収集・伝達体制の確立	116
2. 災害に強い消防防災通信ネットワークの整備	116
(1) 消防防災通信ネットワークの概要	117
(2) 耐災害性の向上及びバックアップ機能の整備	119
3. 情報システムの活用	119
(1) 災害対応支援のための情報システムの導入と活用	119
(2) 統計調査系システム	119
4. 情報化の最近の動向	120
(1) 消防防災通信ネットワークの充実強化	120
(2) 消防防災業務の情報システムの最適化	121

第3章 国民保護への対応

第1節 国民保護への取組

1. 地方公共団体における国民保護計画の作成等の推進	126
2. Jアラートによる迅速な情報伝達	126
(1) Jアラートの概要	126
(2) Jアラートの整備状況	127
(3) Jアラートの試験	127
3. 国民保護事案における住民の避難に関する体制の整備	127
(1) 市町村における避難実施要領のパターンの作成	127

(2) 避難施設の指定	128
4. 安否情報システムの運用	128
5. 国民保護事案への対応力の強化	128
(1) 国民保護共同訓練	128
(2) 地方公共団体職員の研修・普及啓発	128
(3) 地方公共団体における体制整備	129
(4) 特殊標章等	129
6. NBC テロ対策	130
(1) NBC テロ災害に対応するための体制の整備	130
(2) 訓練・教育	130
(3) テロ災害に対応するための救急活動に係る教育の推進	131

第2節 北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応

1. 北朝鮮の情勢	132
2. 消防庁の対応	132
3. Jアラートによる情報伝達	132
4. 普及啓発	132
5. 地方公共団体による訓練の実施等	133

第4章 自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

[防火防災意識の高揚]	137
1. 全国火災予防運動等	137
(1) 全国火災予防運動 (春季 令和5年3月1日～3月7日 秋季 令和5年11月9日～11月15日)	137
(2) 文化財防火デー(1月26日)	138
(3) 全国山火事予防運動(令和5年3月1日～3月7日)	138
(4) 車両火災予防運動(令和5年3月1日～3月7日)	138
(5) 消防記念日(3月7日)	138
2. 危険物安全週間	138
[住民等の自主防災活動]	139
1. 自主防災組織	140
2. 女性防火クラブ	140
3. 少年消防クラブ	140
4. 幼年消防クラブ	141
5. 自主防災組織等の活動の活性化	141
6. 防災知識の普及啓発	141

第5章 国際的課題への対応

[国際緊急援助]	145
1. 国際消防救助隊の派遣体制	145
2. 教育訓練	145
3. 派遣実績	146
[国際協力・国際交流]	146
1. 国際消防防災フォーラムの開催	146
2. 開発途上国からの研修員受入れ等	147
(1) 課題別研修・国別研修の実施	147

(2) 諸外国への情報提供等	148
3. 技術協力等	148
4. 国際交流	148
[基準・認証制度の国際化への対応]	149
1. 消防用機械器具等の国際規格の現況	149
2. 規格の国際化への対応	149
[日本の規格に適合する消防用機器等の海外展開]	149
1. 日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の発信	149
2. 国内の連携体制・日本企業へのサポート	149
(1) 日本貿易振興機構（JETRO）と連携したセミナーの開催	149
(2) 個別の消防用機器等が日本規格に適合する旨の英訳の証明書の発出	149
3. 個別の国に対する日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の浸透への取組	150
[地球環境の保全（ハロン消火剤等の放出抑制等）]	150
1. ハロン消火剤等の放出抑制について	150
2. PFOS を含有する泡消火薬剤等の排出抑制について	150

第6章

消防防災の科学技術の研究・開発

[研究・開発の推進]	155
1. 消防庁における重点研究開発目標	155
2. 消防研究センター	155
3. 消防防災科学技術研究推進制度	155
4. 消防機関における研究・開発	155
5. 研究・開発の担い手の育成	155
[消防研究センターにおける研究開発等]	155
1. 消防防災に関する研究	155
(1) 災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発	157
(2) 市街地火災による被害を抑制するための研究開発	158
(3) 火災原因調査と火災避難の高度化に関する研究開発	159
(4) 消防職員の消火活動時における殉職・受傷事故を防止するための研究開発	160
(5) 危険物施設における火災等事故・地震災害を抑止するための研究	161
(6) 地下タンクの健全性診断に係る研究開発	162
(7) 消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発	163
(8) 救急搬送における感染症対応に関する研究開発	163
2. 火災原因調査等及び災害・事故への対応	164
(1) 火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査等	164
(2) 災害・事故への対応	165
3. 研究成果をより広く役立てるために	165
(1) 一般公開	165
(2) 全国消防技術者会議	165
(3) 消防防災研究講演会	165
(4) 調査技術会議	165
(5) 消防防災科学技術賞	166
(6) 施設見学	166
(7) 消防防災等に関する研究開発等動画の配信	166

[競争的研究費における研究開発等]	166
[消防機関の研究等]	166
[消防防災科学技術の研究における今後の取組]	166
図表索引	167

第1章

災害の現況と課題

- 第1節 火災予防
- 第2節 危険物施設等における災害対策
- 第3節 石油コンビナート災害対策
- 第4節 林野火災対策
- 第5節 風水害対策
- 第6節 震災対策
- 第7節 原子力災害対策
- 第8節 その他の災害対策

第1節

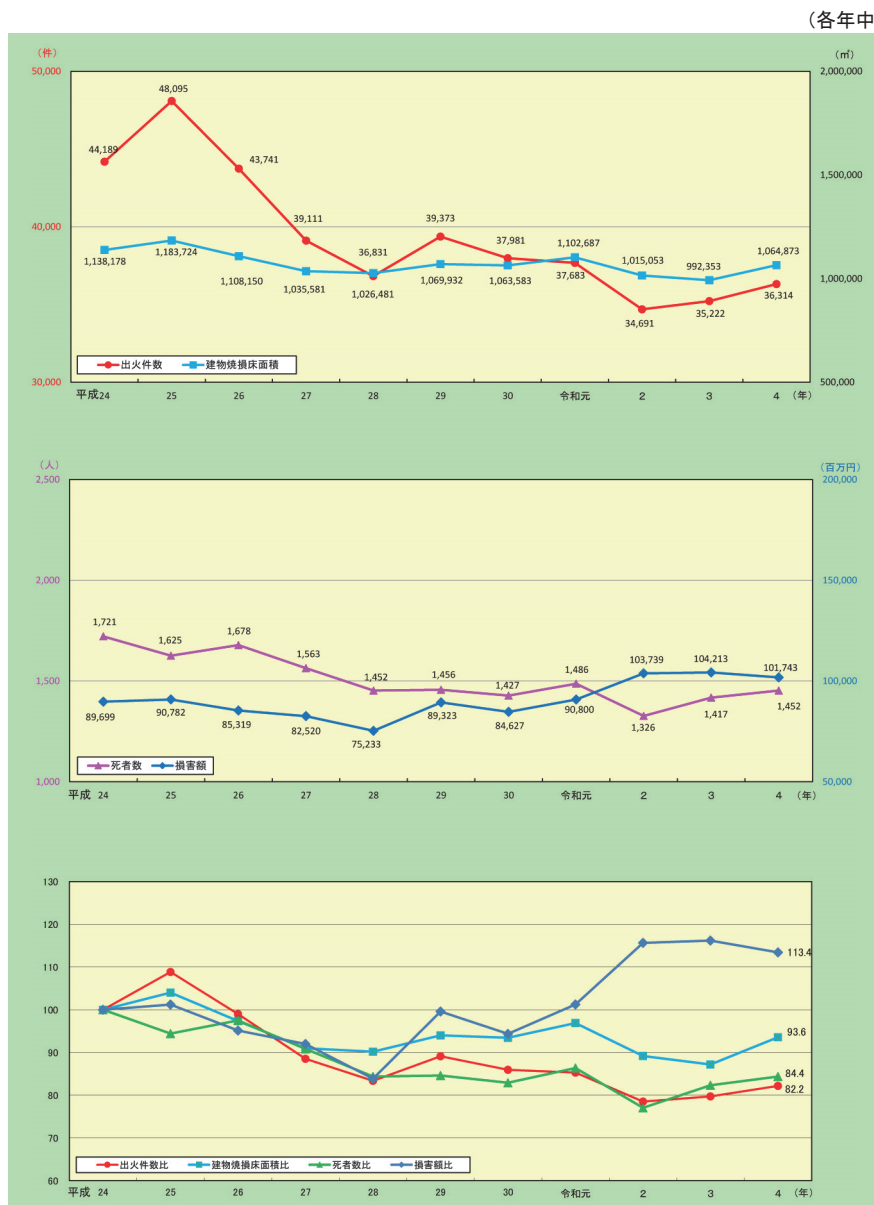
火災予防

火災の現況と最近の動向

平成24年以降の出火件数をみると、おおむね減少傾向となっている。令和4年中の出火件数は、3万6,314件（対前年比1,092件増、同3.1%増）となっており、10年前（平成24年中）の出火件数4

万4,189件の82.2%となっている。また、火災による死者数も、平成24年以降おおむね減少傾向にあり、令和4年中の火災による死者数は、1,452人（対前年比35人増、同2.5%増）で、10年前（平成24年中）の火災による死者数1,721人の84.4%となっている（第1-1-1図、資料1-1-9）。

第1-1-1図 火災の推移と傾向図



(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 各年の数値は、1月～12月に発生した火災を集計したもの。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 3 「出火件数」、「死者数」、「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」は左軸を、「建物焼損床面積」、「損害額」は右軸を参照
 4 「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」については、平成24年中の値を100とした比

1. 出火状況

(1) 1日当たり99件の火災が発生

令和4年中の出火件数3万6,314件を1日当たりで見ると、99件の火災が発生したことになる(資料1-1-10)。

出火件数について、その構成比をみると、建物火災が全火災の55.5%で最も高い比率を占めている(資料1-1-11)。

また、出火件数を四季別にみると、春季(3月～5月)及び冬季(12月～2月)の出火件数が多くなっており、総出火件数の58.7%を占めている(資料1-1-12)。

(2) 出火率は2.9件/万人

出火率(人口1万人当たりの出火件数)は、全国平均で2.9件/万人となっている(資料1-1-13)。

また、出火率を都道府県別にみると、最も高いのは大分県で4.9件/万人となっている。一方、最も低いのは、富山県の1.5件/万人で、同県は平成3年(1991年)以降連続して最も出火率が低くなっている(資料1-1-14)。

(3) 火災覚知方法は119番通報が最多

消防機関における火災覚知方法をみると、火災報知専用電話(119番)*1による通報が69.4%と最も多い(第1-1-2図)。

(4) 初期消火の方法は消火器の使用が最多

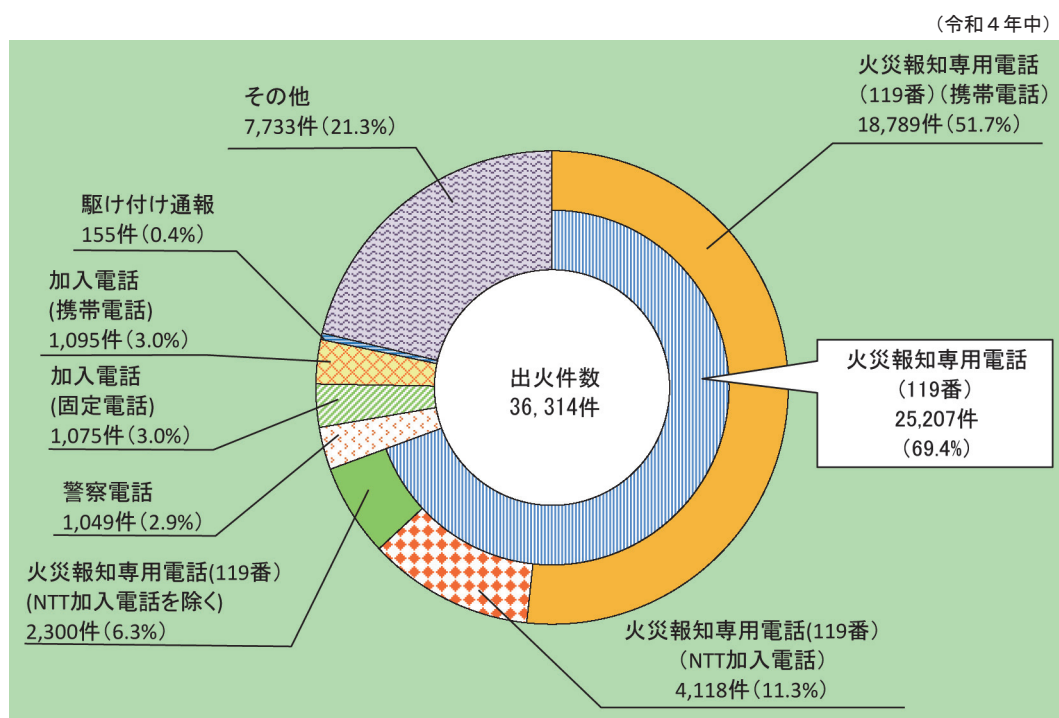
火災の発生時には、消火器を使用した初期消火が18.4%の割合で行われており、消火設備等を用いて初期消火が行われたものの中(その他を除く。)で最も高い割合になっている。一方で初期消火が行われなかったものは36.3%となっている(資料1-1-15)。

2. 火災による死者の状況

(1) 火災による死者の状況

令和4年中の火災による死者数は1,452人で、そのうち放火自殺者、放火自殺の巻き添えとなった者及び放火殺人による死者(以下、本節において「放火自殺者等」という。)を除いた死者数は1,195人(対前年比52人増)となっている。また、負傷者数は5,750人(対前年比317人増)となっており、近年は、おおむね減少傾向にある。なお、放火自殺者等は257人となっており、火災による死者の総数の17.7%を占めている(第1-1-3図)。

第1-1-2図 火災覚知方法別出火件数

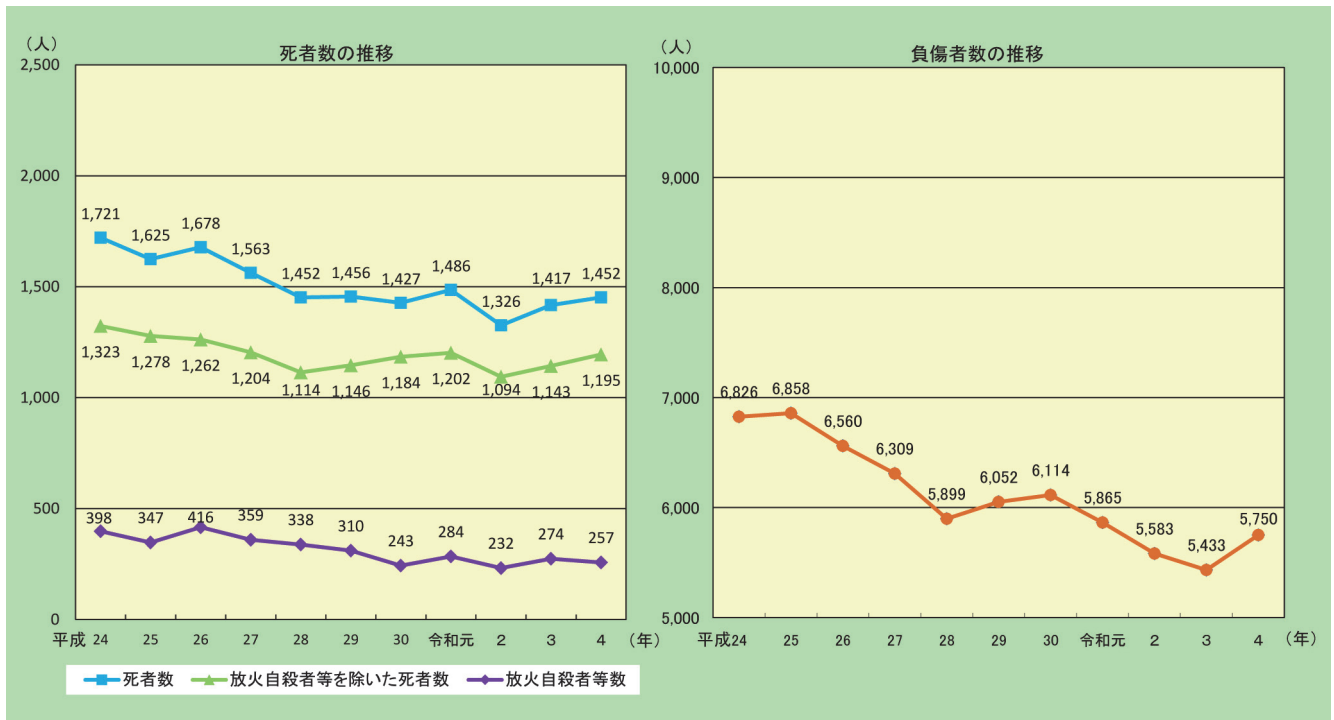


(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「その他」には事後聞知(消防機関が「このような火災があった」という通報を受けた場合をいう。)7,137件を含む。
 3 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

*1 火災報知専用電話: 通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を、消防機関が受信するための専用電話をいう。なお、電気通信番号計画において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている。

第1-1-3 図 火災による死傷者数の推移

(各年中)



(備考)「火災報告」により作成

ア 1日当たりの火災による死者数は4.0人

1日当たりの火災による死者数は4.0人となっている(資料1-1-10)。

人口10万人当たりの火災による死者数は、全国平均で1.2人となっている。また、都道府県別に見ると、最も多いのは鳥取県で2.7人、最も少ないのは神奈川県で0.5人となっている(資料1-1-16)。

月別の死者数は、火気を使用する機会が多い12月から3月が多くなっている(資料1-1-17、資料1-1-18)。

時間帯別の死者数は、23時から6時の時間帯で多くなっている(資料1-1-19、資料1-1-20)。

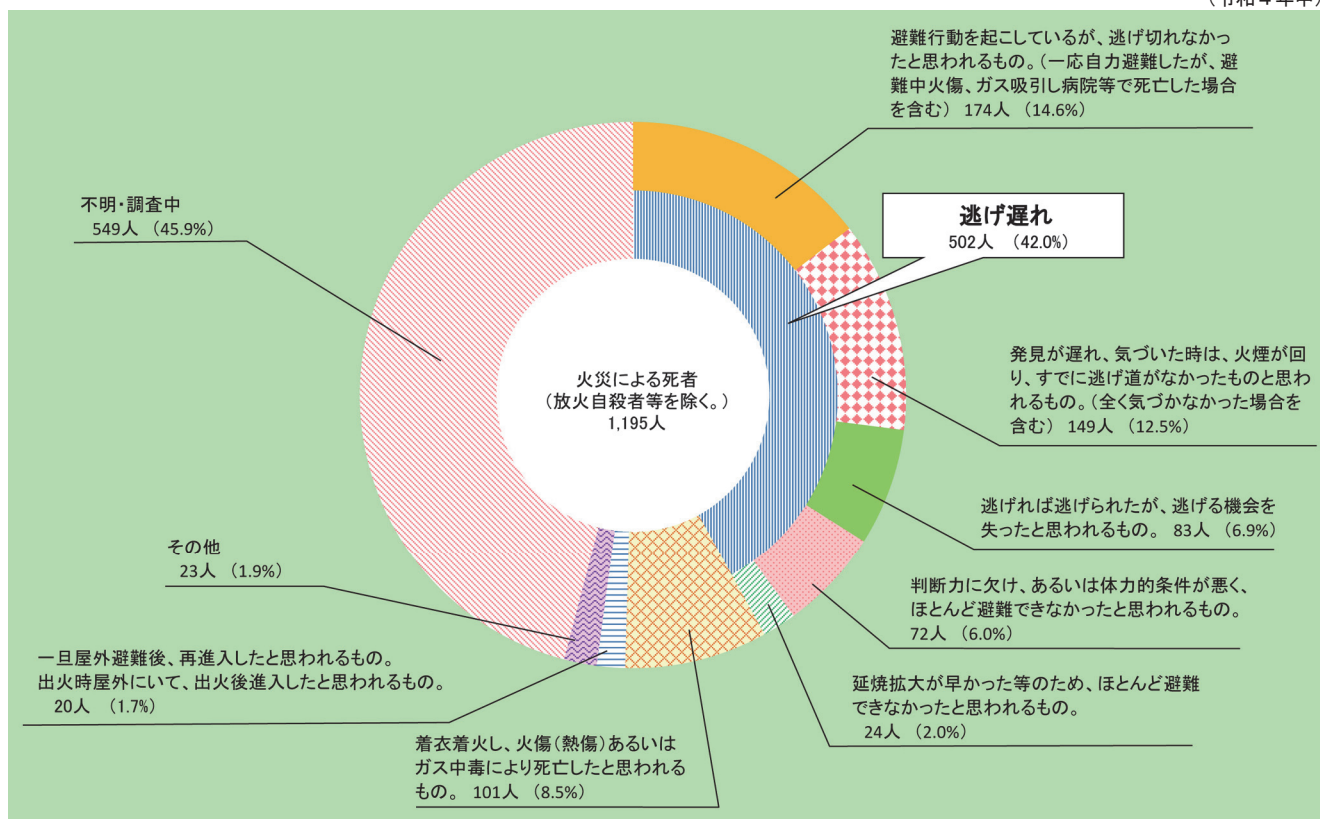
イ 死因は火傷、次いで一酸化炭素中毒・窒息が多い

死因は、火傷が最も多く、次いで一酸化炭素中毒・窒息となっている(資料1-1-21)。

死亡に至った経過をみると、死者数(放火自殺者等を除く。)のうち、逃げ遅れが全体の42.0%を占めている。その中でも「避難行動を起こしているが、逃げ切れなかったと思われるもの。(一応自力避難したが、避難中火傷、ガス吸引し病院等で死亡した場合を含む)」が全体の14.6%、「発見が遅れ、気づいた時は、火煙が回り、すでに逃げ道がなかったものと思われるもの。(全く気づかなかった場合を含む)」が全体の12.5%を占めている(第1-1-4図、資料1-1-22)。

第1-1-4 図 火災による経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

（令和4年中）



(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

ウ 高齢者の死者数が875人で73.2%

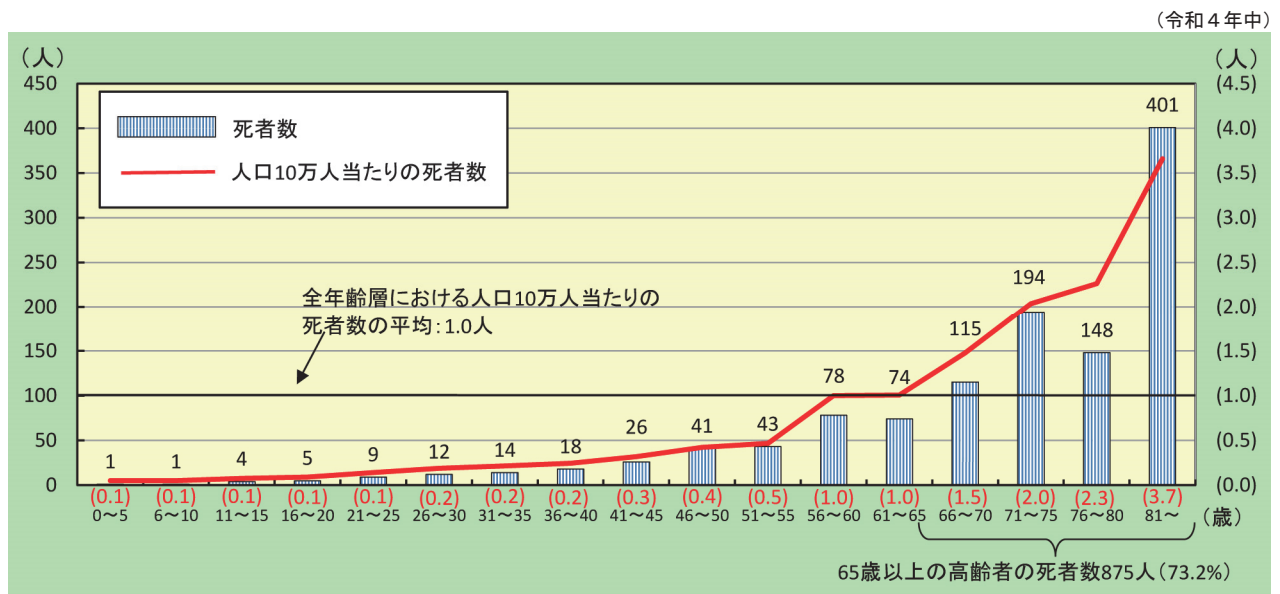
火災による死者数（放火自殺者等を除く。）を年齢別でみると、65歳以上の高齢者が73.2%を占めている。

年齢階層別の人口10万人当たりの死者数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著

しく増加しており、特に81歳以上の階層が、全年齢階層における平均の3.7倍となっている（第1-1-5図）。

また、放火自殺者等を年齢別・性別にみると、男性の81歳以上の階層が最も多くなっている（資料1-1-23、資料1-1-24）。

第1-1-5 図 火災による年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 () 内は、人口10万人当たりの死者数を示す。
 3 「死者数」については左軸を、「人口10万人当たりの死者数」については右軸を参照
 4 年齢不明者(男性4人、女性2人、性別不明5人)を除く。
 5 人口は、令和4年10月1日現在の人口推計(総務省統計局)による。
 6 1人以上の死者が発生している年齢層は、小数点第2位以下四捨五入で(0.0)となる場合、(0.1)とする。

(2) 建物火災による死者数の状況

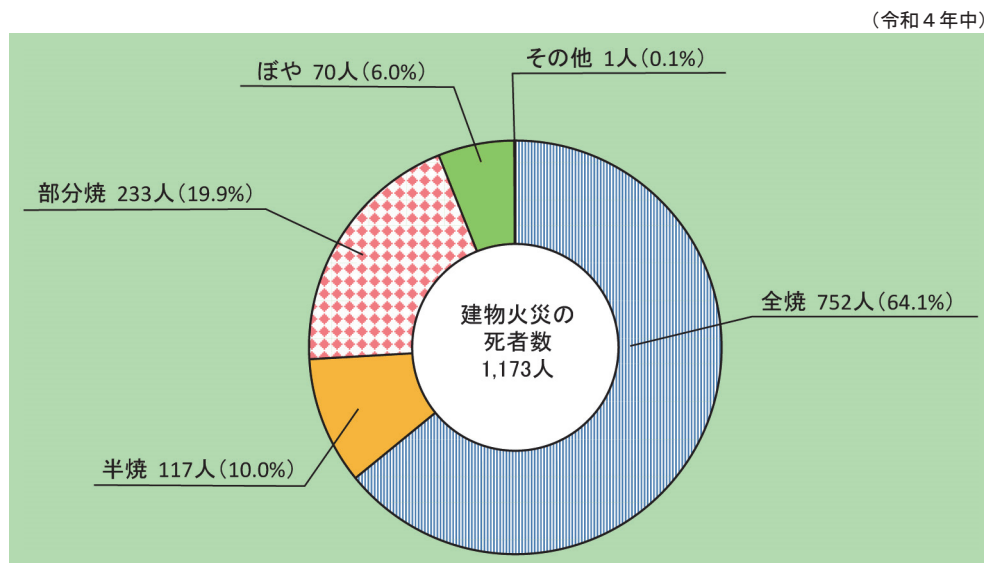
ア 建物火災による死者数は、死者総数の80.8%で最多

建物火災による死者数は、1,173人で、火災による死者の80.8%を占め、建物火災による負傷者は4,826人で、火災による負傷者の83.9%を占めてお

り、火災による死傷者の多くが建物火災により発生している(資料1-1-26)。

また、建物焼損程度別の死者発生状況をみると、全焼の場合の死者が64.1%を占めている(第1-1-6図、資料1-1-27)。

第1-1-6 図 建物火災における焼損程度ごとの死者発生状況



- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「全焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の70%以上のもの、又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。
 3 「半焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の20%以上のもので全焼に該当しないものをいう。
 4 「部分焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の20%未満のものでぼやに該当しないものをいう。
 5 「ぼや」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり焼損床面積が1㎡未満のもの、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の10%未満であり焼損床面積が1㎡未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいう。
 6 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

イ 建物火災による死者の90.8%が住宅で発生

建物用途別にみると、住宅での死者数が1,065人で、建物火災による死者数の90.8%を占めている（第1-1-7図、資料1-1-28）。

また、死因別では一酸化炭素中毒・窒息による死者数が37.4%で最も多くなっている（第1-1-8図、資料1-1-29）。

（3）住宅火災による死者の状況

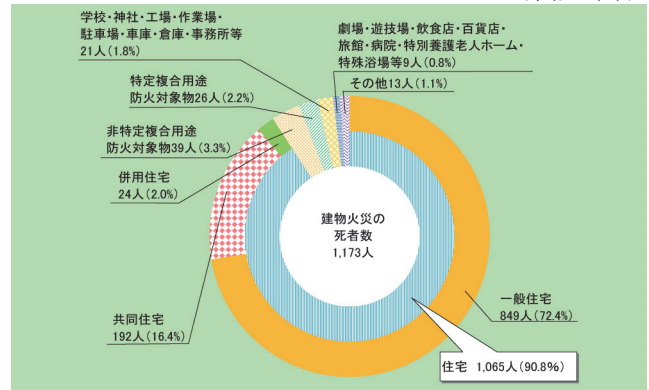
ア 住宅火災の死者数は横ばい

令和4年中の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）は972人（対前年比6人増、同0.6%増）となっている。

また、住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）のうち65歳以上の高齢者の死者数は731人で、全体の75.2%を占めている（第1-1-9図）。

第1-1-7図 建物用途別の死者発生状況

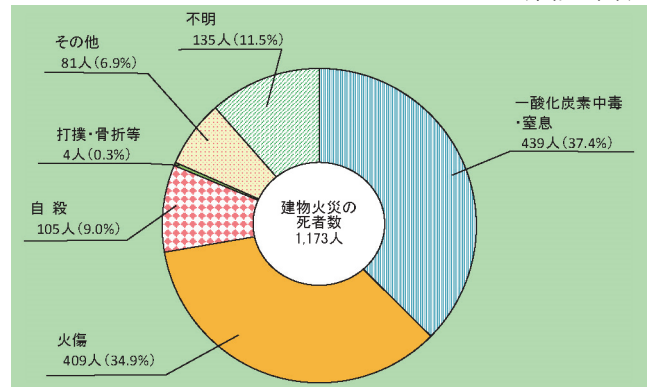
（令和4年中）



（備考）1 「火災報告」により作成
2 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

第1-1-8図 建物火災の死因別死者発生状況

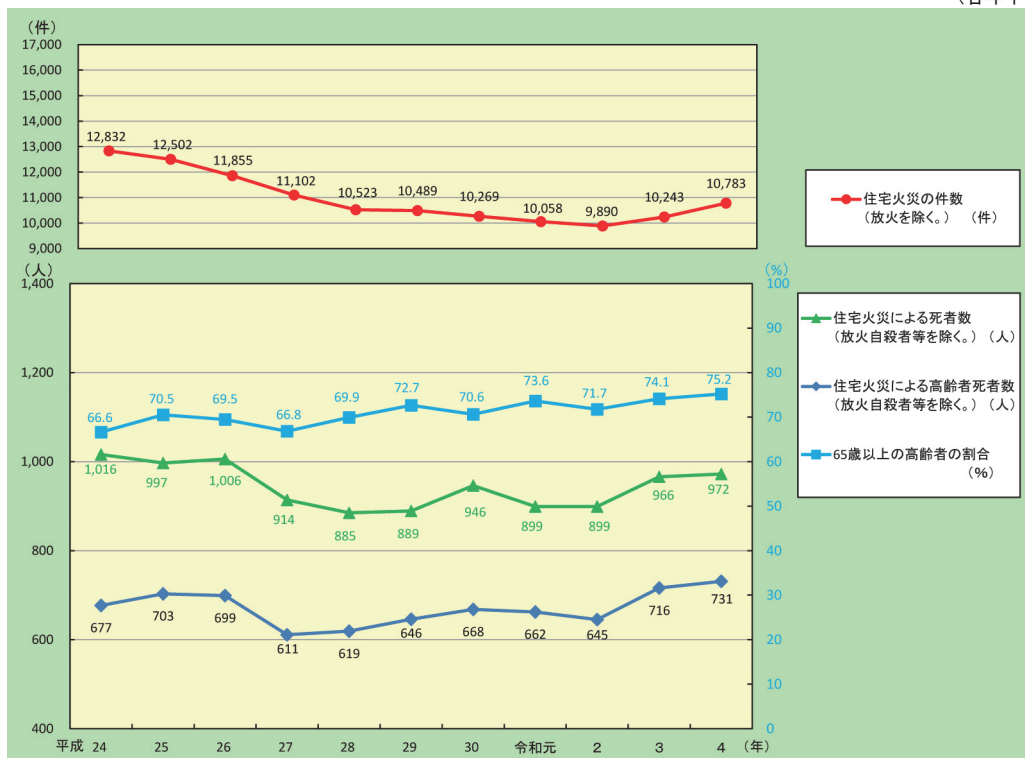
（令和4年中）



（備考）1 「火災報告」により作成
2 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

第1-1-9図 住宅火災の件数及び死者数の推移（放火自殺者等を除く。）

（各年中）



（備考）1 「火災報告」により作成
2 「住宅火災の件数（放火を除く。）」、「住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）」、「住宅火災による高齢者死者数（放火自殺者等を除く。）」については左軸を、「65歳以上の高齢者の割合」については右軸を参照

イ 死者数は高齢者層で著しく高い

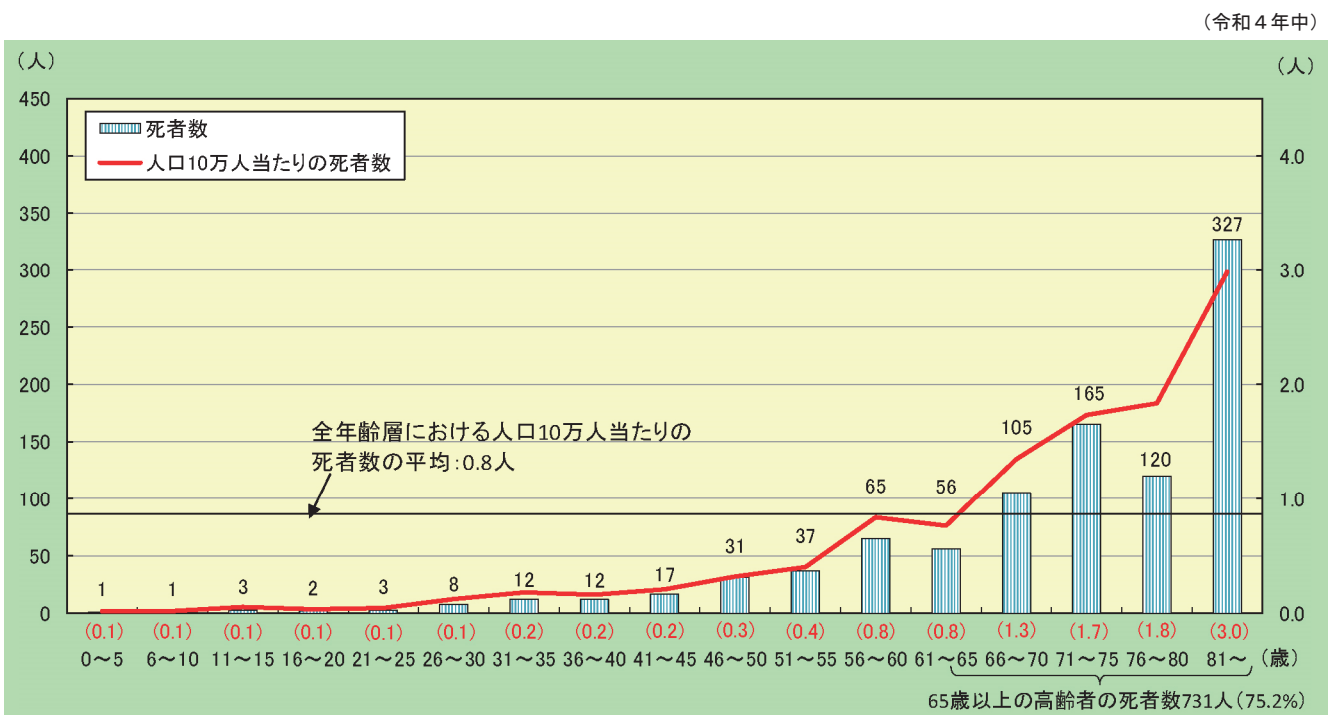
年齢階層別の人口 10 万人当たりの死者数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に 81 歳以上の階層では、全年齢階層における平均の 3.8 倍となっている（第 1-1-10 図）。

ウ 電気器具を発火源とした火災による死者数が最多

住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く。）をみると、電気器具による死者数が最も多く、次いでたばこ、ストーブとなっている（不明を除く。）（第 1-1-11 図）。

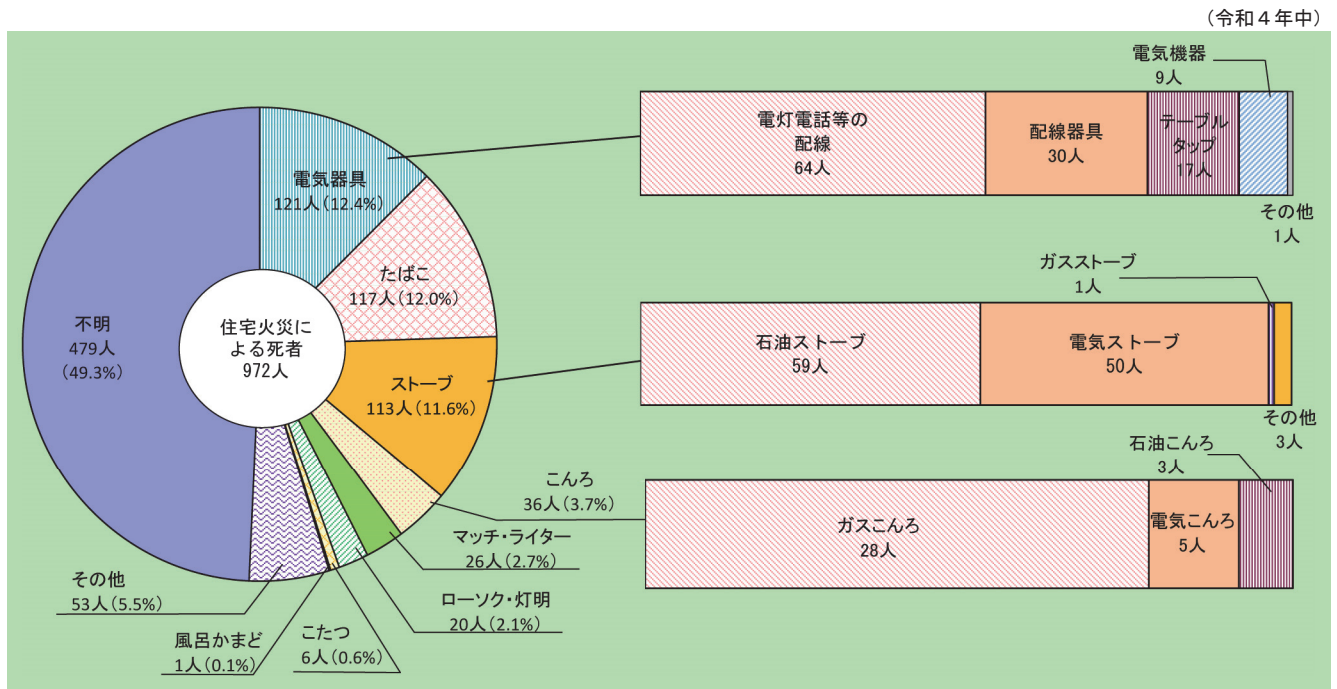
また、住宅火災の着火物（発火源から最初に着火した物）別死者数（放火自殺者等を除く。）をみると、寝具類に着火した火災による死者が最も多く、次いで衣類、屑類となっている（その他及び不明を除く。）（第 1-1-12 図）。

第 1-1-10 図 住宅火災における年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



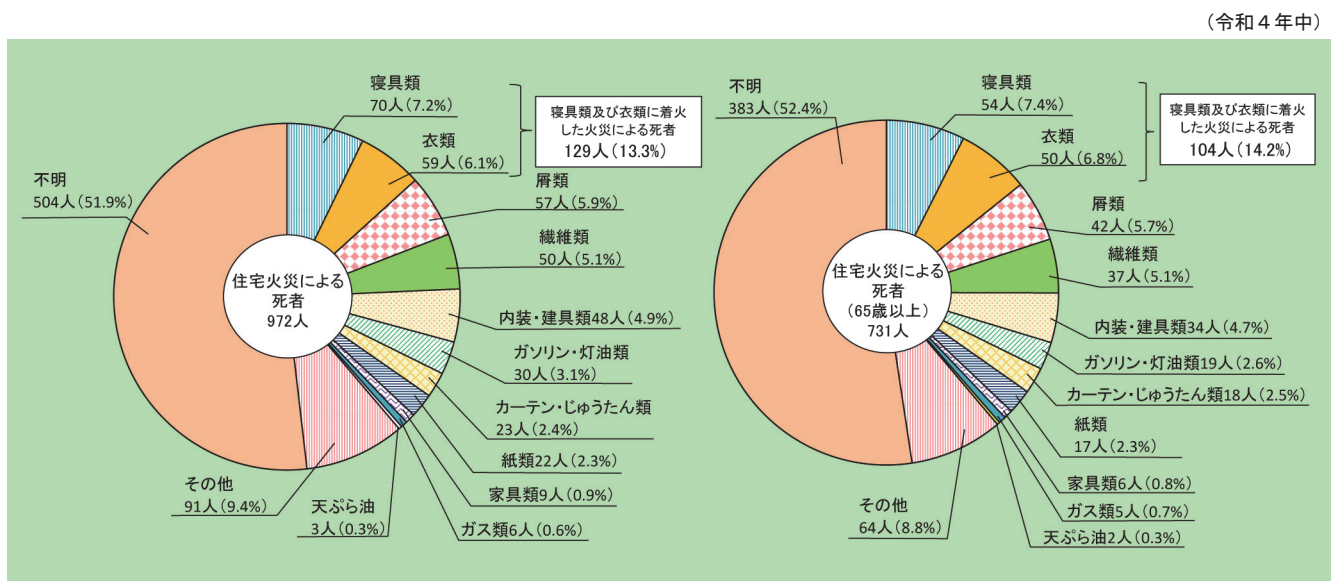
- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 () 内は人口 10 万人当たりの死者数を示す。
 3 「死者数」については左軸を、「人口 10 万人当たりの死者数」については右軸を参照
 4 年齢不明者（男性 2 人、女性 1 人、性別不明 4 人）を除く。
 5 人口は、令和 4 年 10 月 1 日現在の人口推計（総務省統計局）による。
 6 1 人以上の死者が発生している年齢層は、小数点第 2 位以下四捨五入で (0.0) となる場合、(0.1) とする。

第1-1-11 図 住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く。）



(備考) 1 「火災報告」により作成
2 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

第1-1-12 図 住宅火災の着火物別死者数（放火自殺者等を除く。）



(備考) 1 「火災報告」により作成
2 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

エ 0時から6時までの時間帯の住宅火災で多くの死者が発生

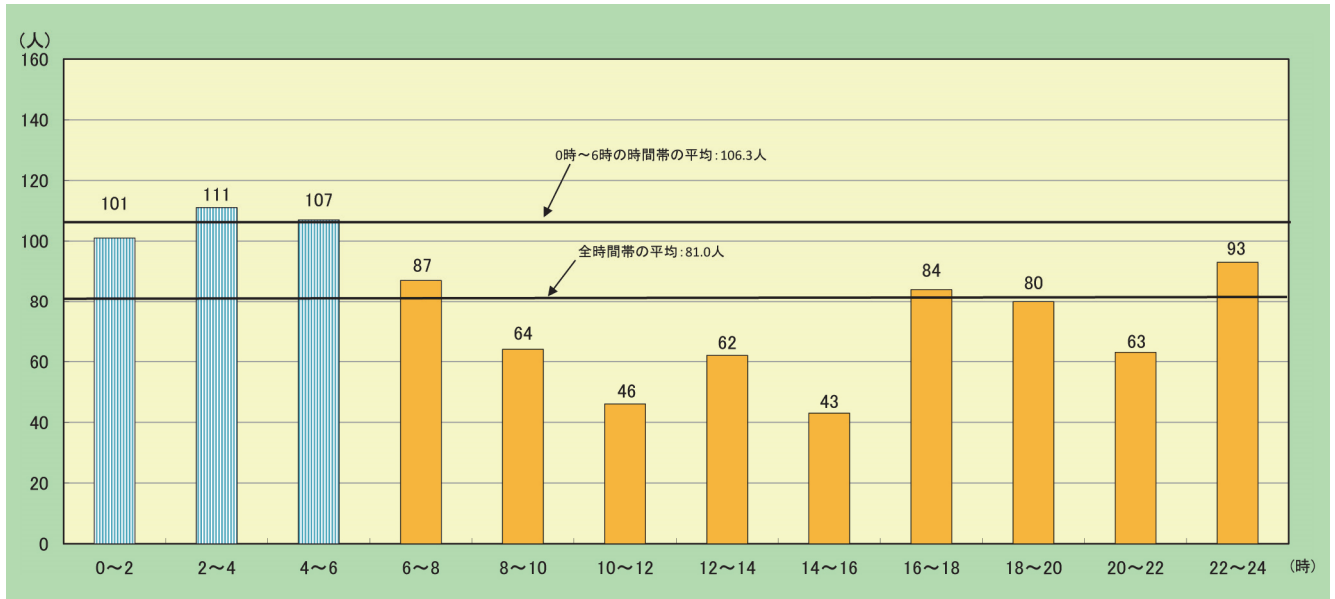
住宅火災の死者数（放火自殺者等を除く。）を時間帯別にみると、0時から6時までの時間帯の平均は全時間帯の平均の1.3倍となっている（第1-1-13

図、資料1-1-30）。

また、死者（放火自殺者等を除く。）の発生状況を死に至った経過別にみると、逃げ遅れが426人と最も多くなっている（第1-1-14 図）。

第1-1-13 図 時間帯別住宅火災の死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

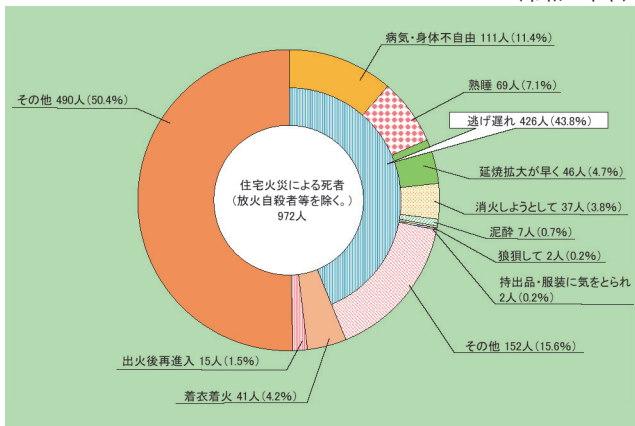
（令和4年中）



- （備考） 1 「火災報告」により作成
 2 「各時間帯の数値」は、出火時刻が不明の火災による死者 31 人を除く集計結果。「全時間帯の平均」は、出火時刻が不明である火災を含む平均。
 3 例えば、時間帯の「0～2」は、出火時刻が0時0分～1時59分の間であることを示す。

第1-1-14 図 住宅火災の死に至った経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

（令和4年中）



- （備考） 1 「火災報告」により作成
 2 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が 100 とならない場合がある。

3. 火災による損害額

令和4年中の損害額は約 1,017 億円（対前年比 2.4%減）であった（資料 1-1-31）。

これを出火原因別で見ると、電灯電話等の配線による損害額が最も多く、次いでストーブ、たばことなっている（資料 1-1-32）。

また、火災による損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く、全体の 93.7%を占めている（資料 1-1-9）。

4. 出火原因

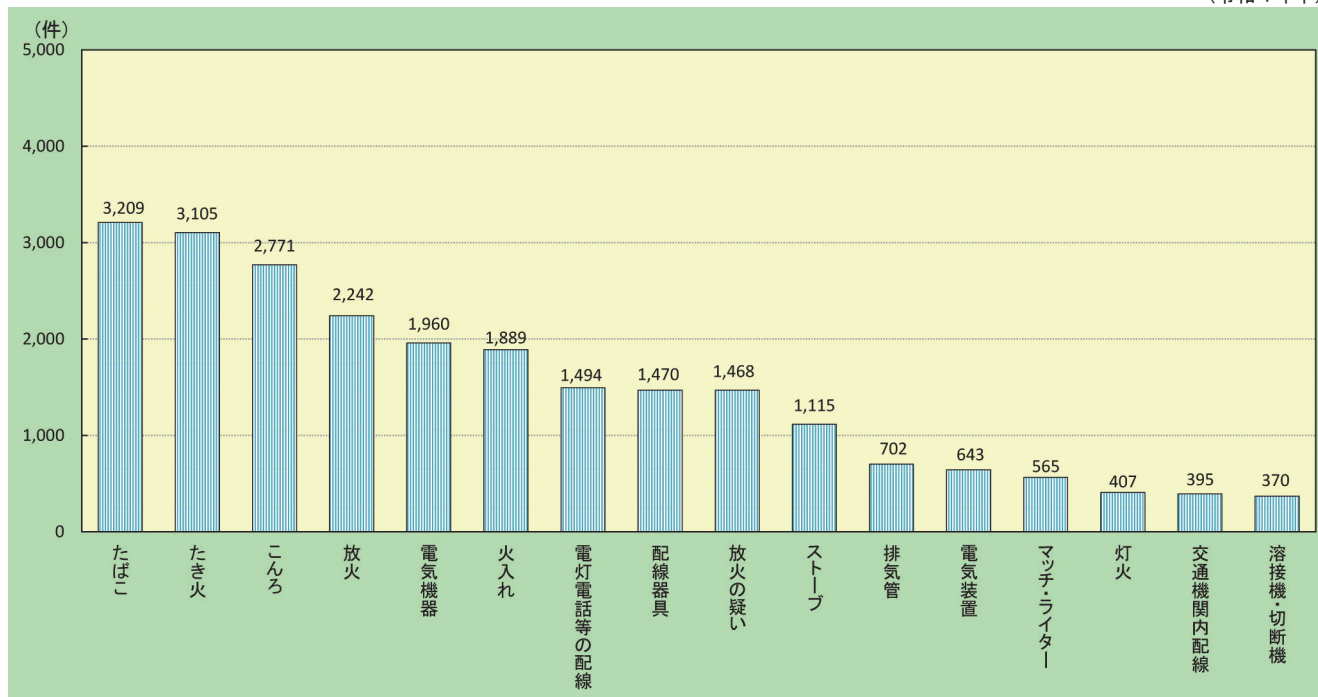
令和4年中の出火件数 3万6,314 件のうち、失火による火災は全体の 75.8%である（資料 1-1-33）。

出火原因別にみると、たばこが 3,209 件と最も多く、次いでたき火が 3,105 件、こんろが 2,771 件となっている（第 1-1-15 図）。

また、全火災の着火物別出火件数は、枯草が全体の 17.8%を占め、最も多くなっている（資料 1-1-34）。

第1-1-15 図 主な出火原因別の出火件数

(令和4年中)



(備考)「火災報告」により作成

(1) 「たばこ」による火災の6割以上は不適當な場所への放置によるもの

たばこによる火災は、3,209 件で全火災の 8.8% を占めている。主な経過別出火件数をみると、不適當な場所への放置によるものが 2,012 件と最も多くなっている (第1-1-15 図、資料 1-1-35)。

(2) 「放火」及び「放火の疑い」の合計は減少

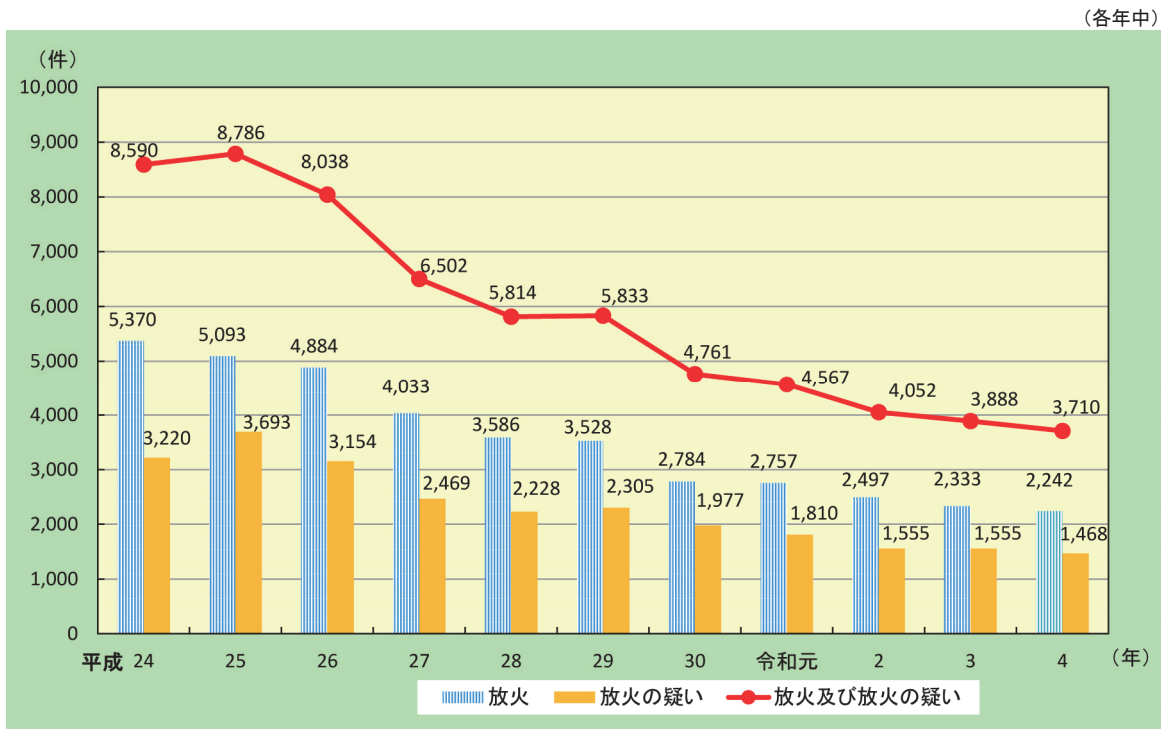
放火による出火件数は、おおむね減少傾向が続いており、令和4年中の放火による出火件数は 2,242

件 (全火災の 6.2%、対前年比 3.9%減) である。これに放火の疑いを加えると 3,710 件 (全火災の 10.2%、対前年比 4.6%減) となっている (第1-1-15 図、第1-1-16 図、資料 1-1-36)。

次に、放火及び放火の疑いによる火災を発火源別にみると、ライターによるものが 1,062 件と最も多くなっている (資料 1-1-36)。

また、放火及び放火の疑いによる火災の時間帯別の出火件数をみると、16 時の時間帯が最も多くなっている (資料 1-1-38)。

第1-1-16 図 放火及び放火の疑いによる火災件数の推移



(備考) 「火災報告」により作成

(3) 「こんろ」による火災で最も多いのは消し忘れによるもの

こんろによる火災は、2,771 件で全火災の 7.6% を占めている (第1-1-15 図)。

こんろの種類別では、ガスこんろによる火災が 2,336 件と最も多い。

主な経過別出火件数をみると、消し忘れによるものが 1,186 件と最も多い (資料 1-1-39)。

5. 火災種別ごとの状況

(1) 建物火災

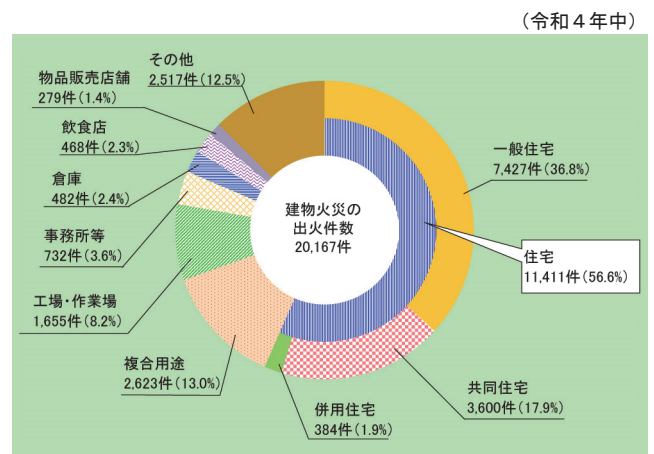
令和 4 年中の建物火災の出火件数は 2 万 167 件 (対前年比 618 件増) となっている (資料 1-1-9)。

ア 建物火災の 56.6%が住宅火災で最多

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、住宅での火災が 1 万 1,411 件と最も多く、全体の 56.6%を占めている (第1-1-17 図、資料 1-1-40)。建物火災の要因としては、こんろ、たばこ、電気機器によるものが多くなっている (資料 1-1-41)。

また、月別の出火件数をみると、12 月が最も多くなっており、冬季から春季にかけて多く発生している (資料 1-1-42)。

第1-1-17 図 建物火災の火元建物用途別の状況



(備考) 1 「火災報告」により作成
2 共同住宅、工場・作業場、事務所等、倉庫、飲食店及び物品販売店舗の区分は、消防法施行令別表第一による区分。なお、複合用途については、消防法施行令別表第一により区分される特定複合用途及び非特定複合用途の出火件数の合計数。

イ 建物火災の 38.6%が木造建物で最多

建物火災の出火件数を火元建物の構造別にみると、木造建物が最も多く、7,783 件となっている。火元建物以外の棟に延焼した火災件数の割合 (延焼率) を火元建物の構造別にみると、木造が最も高くなっている。火元建物の構造別に火災 1 件当たりの焼損床面積をみると、木造は全建物火災の平均の 1.5 倍となっている (資料 1-1-43)。

また、出火件数を損害額及び焼損床面積の段階別

にみると、1件につき損害額が10万円未満の火災の出火件数が建物火災全体の56.1%を占めている。また、焼損床面積50㎡未満の火災の出火件数が、建物火災全体の79.0%を占めている（資料1-1-44）。

ウ 建物火災の47.9%で放水を実施

消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った建物火災の件数は、2万167件中、9,658件（47.9%）となっている（資料1-1-45）。

エ 30分以内に鎮火した建物火災件数2,237件

消防隊が放水した建物火災のうち、放水開始後30分以内に鎮火に至った件数は2,237件となっており、このうち放水開始後11分から20分までに鎮火に至ったものが783件と最も多くなっている（資料1-1-46）。

（2）林野火災

令和4年中の林野火災の出火件数は1,239件（対前年比12件増）、焼損面積は605ha（同184ha減）、死者数は13人（同2人増）、損害額は3億4,468万円（同1億6,826万円増）となっている（資料1-1-47）。

林野火災の出火件数を月別にみると、3月に最も多く発生しており、次いで4月、2月と、降水量が少なく空気が乾燥し強風が吹く時期に多くなっている（第1-1-18図）。

林野火災の出火件数を焼損面積別にみると、焼損面積10ha未満は1,230件で、全体の99.3%を占めている（資料1-1-48）。

林野火災の出火件数を原因別にみると、たき火によるものが452件（全体の36.5%）と最も多く、次いで火入れ*2が241件（同19.5%）、放火（放火の疑いを含む。）が88件（同7.1%）の順となっている（資料1-1-49）。

（3）車両火災

令和4年中の車両火災の出火件数は3,409件（対前年比103件減）、死者数は92人（放火自殺者等52人を含む。同21人増）、損害額（車両火災以外の火災種別に分類している車両被害は除く。）は19億5,670万円（同1億9,620万円減）となっている（資料1-1-50）。

車両火災の出火件数を原因別にみると、排気管によるものが595件（全体の17.5%）と最も多く、次いで交通機関内配線が344件（同10.1%）、電気機器が282件（同8.3%）の順となっている（資料1-1-51）。

（4）船舶火災

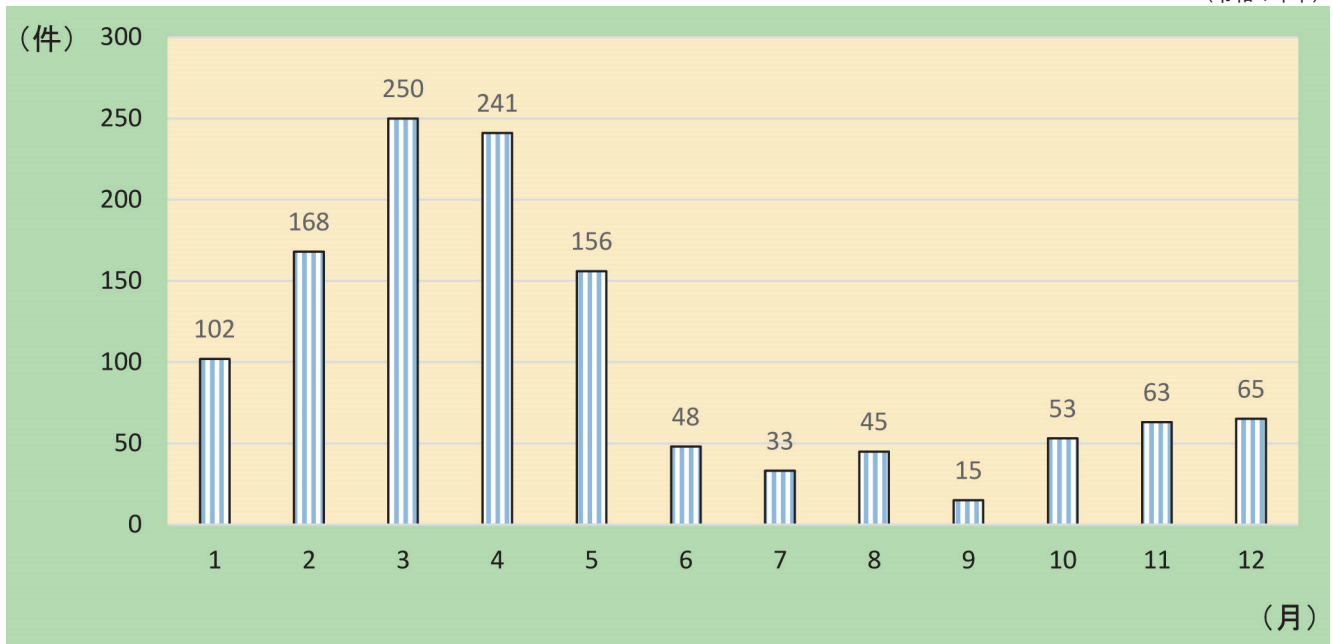
令和4年中の船舶火災の出火件数は78件（対前年比15件増）、死者数は1人（同1人減）、損害額（船舶火災以外の火災種別に分類している船舶被害は除く。）は10億2,140万円（同3億3,726万円増）となっている（資料1-1-52）。

船舶火災の出火件数を原因別にみると、交通機関内配線によるものと溶接機・切断機によるものともに8件（全体の10.3%）と多くなっている。

*2 火入れ：土地の利用上の目的をもって、その土地の上にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為

第1-1-18 図 林野火災の月別出火件数

(令和4年中)



(備考)「火災報告」により作成

(5) 航空機火災

令和4年中の航空機火災の出火件数は2件（対前年比2件増）、死者数は2人（同2人増）、損害額（航空機火災以外の火災種別に分類している航空機被害は除く。）は373万円（同373万円増）となっている（資料1-1-53）。

火災予防行政の現況

1. 住宅用火災警報器の設置の現況

消防法及び各市町村の条例において、住宅用火災警報器の設置が義務付けられており、全国の消防本部等において、消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と協力して、設置の徹底及び維持管理のための各種取組を展開している。令和5年6月1日時点で全国の設置率^{*3}は84.3%、条例適合率^{*4}は67.2%となっており、都道府県別にみると設置率及び条例適合率は福井県が最も高くなっている（資料1-1-54）。

2. 防火対象物

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等^{*5}の設置、防災物品の使用などを義務付けている。

令和5年3月31日現在、全国の防火対象物数（「防火対象物実態等調査」（消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150㎡以上のもの及び（十七）項から（十九）項までに掲げる防火対象物が対象）による数。）は、426万5132件である。

また、21大都市（東京都特別区及び指定都市）の防火対象物数は、122万5893件と全国の防火対象物の28.7%を占めている。特に都市部に集中しているものは、地下街（全国の86.4%）、準地下街^{*6}（同85.7%）、性風俗特殊営業店舗等（同60.3%）などである（第1-1-1表）。

*3 設置率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一か所以上設置されている世帯（自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。）の全世帯に占める割合
 *4 条例適合率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分の全てに設置されている世帯（自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。）の全世帯に占める割合
 *5 消防用設備等：消火、避難、その他の消防の活動のための設備等（消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯等）
 *6 準地下街：建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの

第1-1-1表 防火対象物数

(令和5年3月31日現在)

防火対象物の区分		全国	21大都市	割合(%)	防火対象物の区分		全国	21大都市	割合(%)
(一)	イ 劇場等	4,536	634	14.0	(六)	ハ (3) 保育所等	39,031	8,856	22.7
	ロ 公会堂等	63,888	6,236	9.8		(4) 児童発達支援センター等	4,928	815	16.5
(二)	イ キャバレー等	693	139	20.1		(5) 身体障害者福祉センター等	25,175	4,347	17.3
	ロ 遊技場等	8,074	1,483	18.4		小計	92,389	18,112	19.6
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	151	91	60.3		ニ 幼稚園等	15,137	3,818	25.2
ニ カラオケボックス等	2,153	547	25.4	(七)	学校	124,252	28,144	22.7	
(三)	イ 料理店等	2,292	410	17.9	(八)	図書館等	7,664	865	11.3
	ロ 飲食店	85,568	17,755	20.7	(九)	イ 特殊浴場	1,387	625	45.1
(四)	百貨店等	157,057	28,425	18.1		ロ 一般浴場	3,763	829	22.0
(五)	イ 旅館等	59,976	7,875	13.1	(十)	停車場	3,872	1,429	36.9
	ロ 共同住宅等	1,396,382	544,719	39.0	(十一)	神社・寺院等	58,822	12,396	21.1
イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	6,199	1,022	16.5	(十二)	イ 工場等	481,344	70,620	14.7
	(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	2,688	536	19.9	ロ スタジオ	406	140	34.5	
	(3) 病院(1)に掲げるものを除く、有床診療所(2)に掲げるものを除く、有床診療所	9,108	2,301	25.3	(十三)	イ 駐車場等	52,648	13,841	26.3
	(4) 無床診療所、無床助産所	46,466	8,933	19.2	ロ 航空機格納庫	948	87	9.2	
	小計	64,461	12,792	19.8	(十四)	倉庫	339,188	53,279	15.7
ロ	(1) 老人短期入所施設等	46,582	9,127	19.6	(十五)	事務所等	501,872	111,227	22.2
	(2) 救護施設	223	36	16.1	(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	386,341	147,325	38.1
	(3) 乳児院	133	28	21.1	ロ 非特定複合用途防火対象物	283,112	129,287	45.7	
	(4) 障害児入所施設	478	77	16.1	(十六の二)	地下街	59	51	86.4
	(5) 障害者支援施設等	8,334	1,440	17.3	(十六の三)	準地下街	7	6	85.7
小計	55,750	10,708	19.2	(十七)	文化財	9,683	1,534	15.8	
ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	23,067	4,054	17.6	(十八)	アーケード	1,257	464	36.9
	(2) 更生施設	188	40	21.3	(十九)	山林	0	0	-
					合計	4,265,132	1,225,893	28.7	

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」(消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、(一)項から(十六の三)項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150㎡以上のもの及び(十七)項から(十九)項までに掲げる防火対象物が対象。)により作成

2 21大都市とは、東京都特別区及び指定都市(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)をいう。

3. 防火管理制度

(1) 防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者(以下、本節において「管理権原者」という。)に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者*7を選任し、消火、通報、避難訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画*8の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

令和5年3月31日現在、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に107万9,072件あり、そのうち83.4%に当たる90万456件について防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防火管理者が自らの事業所等の適正な防火管理業務を遂行するために防火管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は85万2,516件で全体の79.0%となっている(資料1-1-55)。

(2) 統括防火管理者

消防法では、高層建築物(高さ31mを超える建築物)、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物*9等のうち、管理権原が分かれているものについては、防火管理を一体的に行うため、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体の防火安全を確立することを各管理権原者に対して義務付けている。

令和5年3月31日現在、統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に9万756件あり、そのうち66.8%に当たる6万580件について統括防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、建物全体の防火管理を一体的に行うため、全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は5万8,419件で、全体の64.4%となっている(資料1-1-56)。

*7 防火管理者：防火対象物の防火管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

*8 防火管理に係る消防計画：防火管理者が作成する防火管理上必要な事項を定めた計画書

*9 特定防火対象物：百貨店、飲食店等の多数の者が出入りするものや病院、老人保健施設、幼稚園等要配慮者が利用するもの等の一定の防火対象物

(3) 防火対象物定期点検報告制度

消防法では、一定の用途、構造等を有する防火対象物の管理権原者に対して、火災の予防に関して専門的知識を有する者（以下、本節において「防火対象物点検資格者」という。）による点検及び点検結果の消防機関への報告を1年に1回義務付けている。

この防火対象物点検資格者は、消防用設備等の工事等について3年以上の実務経験を有する消防設備士^{*10}や、防火管理者として3年以上の実務経験を有する者等、火災予防に関し一定の知識を有する者であって、総務大臣の登録を受けた法人が行う講習の課程を修了し、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の交付を受けた者である。

令和5年3月31日現在、防火対象物点検資格者の数は3万5,323人となっている。

また、防火対象物定期点検報告が義務付けられた防火対象物のうち管理を開始した時から3年が経過しているものは、当該防火対象物の管理権原者の申請に基づいた消防機関が行う検査により、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合には、3年間点検・報告の義務が免除される。

なお、防火対象物が、防火対象物点検資格者によって点検基準に適合していると認められた場合は「防火基準点検済証」を、消防機関から消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合は、「防火優良認定証」を、それぞれ表示することができる。

4. 防災管理制度

(1) 防災管理者

消防法では、切迫する大地震等の危険に対応するため、大規模・高層建築物等の管理権原者に対して、地震災害等に対応した防災管理に係る消防計画^{*11}の作成、地震発生時の特有な被害事象に関する応急体制や避難の訓練の実施等を担う防災管理者^{*12}の選任及び火災その他の災害による被害を軽減するために必要な業務等を行う自衛消防組織^{*13}の設置を

義務付けている。

令和5年3月31日現在、法令により防災管理体制を確立し防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に1万105件あり、そのうち85.5%に当たる8,639件について防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防災管理者が自ら事業所等の適正な防災管理業務を遂行するために防災管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は8,342件で全体の82.6%、自衛消防組織を設置している防災管理対象物は9,187件で全体の90.9%となっている（資料1-1-57）。

(2) 統括防災管理者

消防法では、防災管理対象物のうち管理権原が分かれているものについては、防災管理を一体的に行うため、統括防災管理者を協議して定め、防災管理対象物全体の防災安全を確立することを各管理権原者に対して義務付けている。

令和5年3月31日現在、統括防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に3,253件あり、そのうち83.5%に当たる2,716件について統括防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、建物全体の防災管理を一体的に行うため、全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は2,658件で全体の81.7%となっている（資料1-1-58）。

5. 立入検査と違反是正

(1) 立入検査と違反是正の現況

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法に基づき、防火対象物に立ち入って検査を行っている。

令和4年度中に全国の消防機関が行った立入検査回数は、75万8,410回となっている（資料1-1-59）。

立入検査等により判明した防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等について、消防

*10 消防設備士：消防用設備等に関して専門的知識を有する者として、消防設備士免状の交付を受けている者

*11 防災管理に係る消防計画：防災管理者が作成する防災管理上必要な事項を定めた計画書

*12 防災管理者：防災管理に関する講習の課程を修了した者等の一定の資格を有し、かつ、防災管理対象物において防災管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

*13 自衛消防組織：防火対象物の従業員からなる人的組織であって、消防計画に定められた役割により、火災等の災害発生時における被害を軽減するための必要な業務を行うもの

長又は消防署長は、消防法に基づき、防火管理者の選任や消防用設備等の設置等必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

また、火災予防上危険であると認める場合には、消防法に基づき、当該防火対象物の改修、移転、危険排除等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができることとされており、これらの命令をした場合には、その旨を公示することとされている。

このように立入検査等を行った結果、消防法令違反を発見した場合、消防長又は消防署長は、警告等の改善指導及び命令等を行い、法令に適合したものとなるよう違反状態の是正に努めている（資料 1-1-60、資料 1-1-61、資料 1-1-62、資料 1-1-63）。

特に、重大違反對象物（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない建物で、これらの消防用設備等のいずれかが設置されていないもの又は本来の機能が損なわれている状態にあるものをいう。）については、火災危険性が高いことから、その違反の重大性を踏まえ、重点的に是正指導を行うとともに、是正指導に従わない場合は、警告、命令等の措置を実施し、その早期是正を図っている（資料 1-1-64）。

（2）適マーク制度

適マーク制度は、消防法令及び建築法令への適合性を利用者に情報提供するものであり、基準に適合しているホテル・旅館等において表示マーク（銀）を掲出することができることとされている。

また、表示マーク（銀）が3年間継続して交付されており、かつ、消防法令及び建築法令に関する基準に適合しているホテル・旅館等においては、表示マーク（金）を掲出することができることとされている。

なお、消防庁ホームページにおいて全国の適マーク交付施設を公開している（参照 URL：https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/hyoujiseido/）。

（3）違反對象物の公表制度

違反對象物の公表制度は、特定防火対象物で屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず未設置であるもの等について、市町村の条例に基づき、市町村等のホームページに法令違反の内容等を公表する制度

であり、全国の消防本部で順次開始されている。

なお、消防庁ホームページにおいて全国の市町村における公表制度の実施状況を公開している（参照 URL：<https://www.fdma.go.jp/relocation/publication/index.html>）。

6. 消防用設備等

（1）消防同意の現況

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

令和4年度の全国における消防同意事務に係る処理件数は、20万289件で、そのうち不同意としたものは10件であった（資料 1-1-65）。

（2）消防用設備等の設置の現況

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、令和5年3月31日現在、スプリンクラー設備の設置率（設置数/設置必要数）は99.9%、自動火災報知設備の設置率は99.6%となっている（資料 1-1-66）。

消防用設備等に係る技術上の基準については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備を行っている。

また、消防用設備等の設置義務違反等の消防法令違反對象物については、消防法に基づく措置命令等を積極的に発し、迅速かつ効果的な違反処理を更に進めることとしている。

（3）消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等は、消防の用に供する機械器具に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備・欠陥があると、火災が発生した際に本来の機能を発揮することができなくなる。このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士に限って行うことができることとされている。

また、消防用設備等は、いかなるときでも機能を発揮できるように日常の維持管理が十分になされる

ことが必要であることから、定期的な点検の実施と点検結果の報告が義務付けられている。維持管理の前提となる点検には、消防用設備等についての知識や技術が必要であることから、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は消防設備点検資格者（消防庁長官の登録を受けた法人が実施する一定の講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者）に行わせなければならないこととされている。

消防設備士及び消防設備点検資格者には、消防用設備等に関する新しい知識や技能の習得のため、免状取得後の一定期間ごとに再講習を受けることを義務付けている。また、これらの者が消防法令に違反した場合においては、免状の返納命令等を実施している。

令和5年3月31日現在、消防設備士の数は延べ132万86人（資料1-1-67）、消防設備点検資格者の数は特種（特殊消防用設備等）783人、第1種（機械系統）16万9,848人、第2種（電気系統）15万9,747人となっている。

（4）防災規制

ア 防災物品の使用状況

高層建築物や地下街のような構造上、形態上特に防火に留意する必要がある防火対象物や、劇場、旅館、病院等の不特定多数の人や要配慮者が利用する防火対象物（以下、本節において「防災防火対象物」という。）においては、着火物となりやすい各種の物品に燃えにくいものを使用することで、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することが火災予防上非常に有効である。このことから、防災防火対象物においてはカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（以下、本節において「防災対象物品」という。）には、消防法により、所定の防災性能を有するもの（以下、本節において「防災物品」という。）を使用することを義務付けている。

令和5年3月31日現在、全国の防災防火対象物数は、100万1,664件であり、適合率（防災防火対象物において使用される防災対象物品が全て防災物品である防災防火対象物の割合）は、カーテン・どん帳等を使用する防災防火対象物で88.3%、じゅうたんを使用する防災防火対象物で88.6%、展示用合板を使用する防災防火対象物で85.8%となっ

ている（資料1-1-68）。

イ 寝具類等の防災品の普及啓発

防災対象物品以外の布団やパジャマ、自動車やオートバイのボディカバー等についても、防災品を使用することは火災予防上非常に有効であることから、消防庁ではホームページ（参照 URL：https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/fire_retardant/）において、これらの防災品の効果に係る動画を掲載するなど、その普及啓発を行っている。

（5）火を使用する設備・器具等に関する規制

火災予防の観点から、こんろ、ストーブ、給湯器、炉、厨房設備、サウナ設備などの火を使用する設備・器具等の位置、構造、管理及び取扱いについては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令に基づき、各市町村が定める火災予防条例によって規制されている。

7. 消防用機械器具等の検定等

（1）検定

消防法では、検定の対象となる消防用機械器具等（以下、本節において「検定対象機械器具等」という。）は、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等、消防法施行令に定める12品目である。

この検定は、「型式承認」（型式に係る形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合している旨について総務大臣が行う承認）と「型式適合検定」（検定対象機械器具等の形状等が、型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて日本消防検定協会又は登録検定機関が行う検定）からなっている。

また、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合するものと同様以上の性能があると認められるものについては、総務大臣が定める技術上の規格によることができることとされている。

検定制度では、過去の不正事案等を踏まえて、規

格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等を市場に流通させた場合の総務大臣による回収命令や罰則等を消防法で規定している。

令和4年度中の型式承認は、消火器4件、消火器用消火薬剤1件、泡消火薬剤1件、火災報知設備の感知器又は発信機18件、中継器8件、受信機12件、住宅用防災警報器14件、閉鎖型スプリンクラーヘッド6件、流水検知装置6件、一斉開放弁18件、金属製避難はしご1件及び緩降機0件となっている。また、型式適合検定の合格数は、2,508万6,936個となっている（資料1-1-69）。

（2）自主表示

消防法では、自主表示の対象となる機械器具等（以下、本節において「自主表示対象機械器具等」という。）は、製造事業者等の責任において、自ら規格適合性を確認し、あらかじめ総務大臣に届出を行った型式について表示を付すことができるとされており、また、表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

また、検定対象機械器具等と同様に、規格不適合品や規格適合表示のない自主表示対象機械器具等に係る総務大臣による回収命令や罰則等を消防法で規定している。

自主表示対象機械器具等は、動力消防ポンプ、消防用ホース等、消防法施行令に定める6品目である。令和4年度中の製造事業者からの届出は、動力消防ポンプ9件、消防用ホース31件、消防用吸管2件、消防用結合金具13件、エアゾール式簡易消火具0件及び漏電火災警報器1件となっている。

8. 消防用設備等に係る技術基準の性能規定

消防用設備等に係る技術上の基準は、消防防災分野における技術開発を促進するとともに、一層の効果的な防火安全対策を構築できるよう性能規定が導入されている。

その基本的な考え方は、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等と同等以上の性能を有

するかどうかについて判断し、同等以上の性能を有していると確認できた設備については、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等に代えて、その設置を認めるというものである。

消防用設備等に求められる性能は、火災の拡大を初期に抑制する性能である「初期拡大抑制性能」、火災時に安全に避難することを支援する性能である「避難安全支援性能」、消防隊による活動を支援する性能である「消防活動支援性能」に分けられる。これらについて、一定の知見が得られているものについては、客観的検証法（新たな技術開発や技術的工夫について客観的かつ公正に検証する方法）等により、同等性の評価が行われる。

一方、既定の客観的検証法のみでは同等性の評価ができない設備等（特殊消防用設備等）を対象として、総務大臣による認定制度が設けられている。これは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊消防用設備等」について、防火対象物ごとに申請し、性能評価機関（日本消防検定協会又は登録検定機関）の評価結果に基づき総務大臣が審査を行い、必要な性能を有すると認められたものを設置できることとするものである。令和5年3月31日現在、特殊消防用設備等としてこれまで78件が認定を受けている（資料1-1-70）。

9. 消防庁長官による火災原因調査

火災の原因究明は全国の消防機関の役割であるが、それを補完することは国の責務であり、消防機関から要請があった場合及び消防庁長官が特に必要があると認めた場合は、消防庁長官による火災原因調査を行うことができることとされている。

本制度による火災原因調査は、火災種別に応じて消防庁の職員により編成される調査チームが、消防機関と連携して実施するものであり、調査から得られた知見は必要に応じ、消防行政の施策に反映されている。平成24年以降に行われた消防庁長官による火災原因調査のうち、その結果を踏まえて消防法の改正を行ったものは、第1-1-2表のとおりである。

第1-1-2表 平成24年以降に行われた消防庁長官による火災原因調査を踏まえて消防法令の改正を行ったもの

No.	出火日	場所	用途等	消防庁の対応
1	平成24年5月13日	広島県福山市	ホテル (死傷者10人)	消防法施行令等を改正し、自動火災報知設備の設置基準を強化するとともに消防法令等の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「表示制度」を再構築し、運用を開始した。
2	平成25年2月8日	長崎県長崎市	グループホーム (死傷者12人)	消防法施行令等を改正し、スプリンクラー設備の設置基準の強化や自動火災報知設備と火災通報装置の連動を義務化した。
3	平成25年8月15日	京都府福知山市	花火大会 (死傷者59人)	消防法施行令及び火災予防条例(例)を改正し、一定規模以上の屋外イベント会場の火災予防上必要な業務に関する計画の提出義務化や消火器の準備を義務化した。
4	平成25年10月11日	福岡県福岡市	診療所 (死傷者15人)	消防法施行令等を改正し、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準等の見直しを行った。

10. 製品火災対策の推進

近年、火災の出火原因が極めて多様化する中、自動車等、電気用品及び燃焼機器など、国民の日常生活において身近な製品からも火災が発生しており、消費者の安心・安全の確保が強く求められていることから、消防庁では製品火災対策の取組を強化している。

これらの火災について、消防庁では、各消防機関から火災情報を網羅的に収集する体制を確立し、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計し、消費者の安心・安全の確保のための注意喚起等を迅速かつ効率的に行っている。

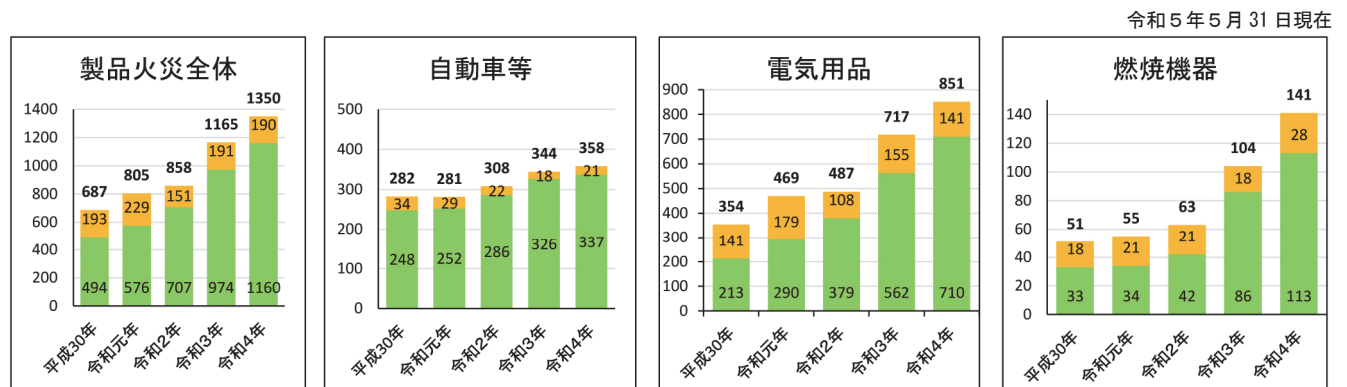
令和4年中に自動車等、電気用品及び燃焼機器の火災のうち、これらの製品の不具合により発生したと消防機関により判断された火災及び原因の特定に至らなかった火災について集計したところ、製品火災全体では1,350件、うち「製品の不具合により発生したと判断された火災」が190件、「製品の不具

合が直接的な要因となって発生したか否か特定に至らなかった火災（調査中の火災を含む。）」が1,160件であった（第1-1-19図）。

この調査結果については、全国の消防機関に通知するとともに、収集した火災情報を消費者庁、経済産業省、国土交通省、独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）と共有し、連携して製品火災対策を推進することとしている。

また、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し、消防研究センターにおける専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図り、火災原因調査・原因究明体制の充実に努めている。さらに、製品火災に係る積極的な情報収集や、関係機関との連携強化を図ることにより、消費者の安心・安全を確保し、製品に起因する火災事故の防止を促進することとしている。

第1-1-19図 最近5年間の製品火災の調査結果の推移



(グラフ凡例) ■ 製品の不具合により発生したと判断された火災

■ 製品の不具合が直接的な要因となって発生したか否か特定に至らなかった火災【令和4年の件数には調査中含む】

(備考) 詳細については、消防庁ホームページ参照 (URL : <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/cause/34530.html>)

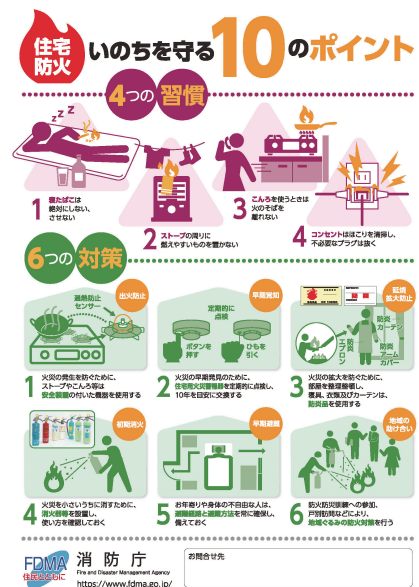
火災予防行政の課題

1. 住宅防火対策の推進

近年の住宅火災による年齢階層別死者数（放火自殺者等を除く。）は、65歳以上の高齢者の占める割合が約8割と高水準で推移している状況であり、更なる高齢化の進展が見込まれる中で、住宅火災による高齢者の死者数の割合は今後増加していくことが予想される。

住宅における効果的な防火対策を高齢者や高齢者家族が自ら行えるよう必要な情報の提供などを推進する必要があることから、令和2年度には、住宅火災による高齢者の死者数の低減を図るため、高齢者の生活実態等の把握や、高齢者の死者が発生した火災の分析を踏まえた防火対策を検討した。検討の結果、近年の火災を取り巻く状況の変化や高齢者の生活実態等を踏まえ、「住宅防火いのちを守る10のポイント」を新たに定めるとともに、ポイントの概要を示したリーフレット等を作成した。

また、住宅用火災警報器については平成23年6月に全ての住宅への設置が義務化され、令和3年6月に10年を経過したことから、定期的な点検や老朽化した機器の交換といった、適切な維持管理を促進することが重要である。交換の際には、連動型住宅用火災警報器、一酸化炭素等を感知して警報する機能を併せ持つ住宅用火災警報器、音や光を発する補助警報装置を併設した住宅用火災警報器など、付加的な機能を併せ持つ機器などへの交換を広報活動等を通じて促していく。



住宅防火いのちを守る10のポイントリーフレット

2. 小規模施設における防火対策の推進

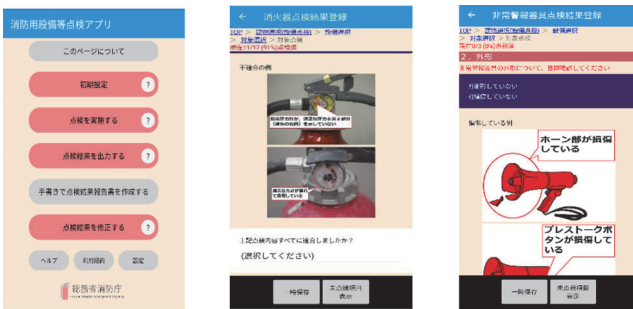
比較的小規模な高齢者施設や有床診療所において多数の人的被害を伴う火災が相次いだことを受け、平成26年の消防法施行令の改正により、自力で避難することが困難な方が入所する高齢者・障害者施設や避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、平成28年4月1日以降、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられた。既存の有床診療所・病院についてはスプリンクラー設備の設置義務に係る経過措置が令和7年6月までとされており、スプリンクラー設備等の計画的な設置を引き続き推進していく。

3. 消防用設備等の点検報告の推進

防火対象物に設置された消防用設備等については、定期的な点検の実施とその結果の消防署長等への報告が義務付けられているが、小規模な防火対象物においては、点検、報告の実施状況が十分でない等の課題もある。

点検報告率向上のための取組を進めて、点検報告制度の適正な運用の推進を図っていく必要があることから、消防庁では令和3年3月から無料でダウンロードできる「消防用設備等点検アプリ」を公開し、延べ面積1,000㎡未満の小規模な宿泊施設、共同住宅、飲食店等の関係者が、自ら消防用設備等（消火器、非常警報器具、誘導標識、特定小規模施設用自動火災報知設備）の点検及び報告書を作成す

ることを支援している。



消防用設備等点検アプリ

4. 二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策

令和2年12月から令和3年4月にかけて、駐車場において二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下、本節において「二酸化炭素消火設備」という。）に係る死亡事故が相次いで発生したことを受け、二酸化炭素消火設備には、既存設備も含め、閉止弁を設置することとするなどの再発防止策に係る政省令の改正等を令和4年9月に行った。

既存の防火対象物又はその一部に設置されている二酸化炭素消火設備については令和6年3月までに閉止弁を設置しなければならないこととしたところであり、引き続き、消防機関や関係団体等を通じ、建物関係者等への再発防止策の周知・指導を図っていく。



閉止弁の例

5. 直通階段が一つの防火対象物における防火対策の推進

令和3年12月に大阪市北区で発生したビル火災を踏まえて開催した検討会において、直通階段が一つの建築物は、構造上、リスクを常に抱えており、そのリスクを平時から下げる対策を講じるべきと提言された。

これを踏まえ、令和4年12月、「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドライン」をとりまとめたところであり、消防機関を通じて建物関係者に対し、訓練の実施や施設・設備の適切な維持管理を徹底していく。

6. 消防法令違反の是正の徹底

大阪市北区ビル火災を受けて、全国の消防本部が同様の防火対象物に対する緊急立入検査を実施した結果、避難施設、防火戸及び消防用設備等の維持管理状況に相当数の不備が認められた。また、令和4年2月に新潟県村上市で発生した工場火災では、当該工場で過去に複数回の火災が発生していたにもかかわらず、防火管理体制や消防用設備等の維持管理について十分な改善が図られていなかった。

これらの課題を踏まえ、令和4年11月、立入検査標準マニュアル及び違反処理標準マニュアルの改正を行い、直通階段が一つの防火対象物を火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物に位置付けるとともに、火災の再発防止のための防火管理体制の見直しや消防用設備等の適切な維持管理の徹底について確実に指導するよう見直しを行った。これらのマニュアルを通して、消防機関における火災予防に関する適正な指導及び消防法令違反の是正を徹底していく。

7. 急速充電設備、蓄電池設備等を用いた対象火気設備等に関する規定の見直し

近年の社会情勢の変化に対応させるため、以下の消防法令等の見直しを行った。

(1) 急速充電設備について（令和5年2月21日省令公布）

全出力200kWを超える急速充電設備は、これまで「変電設備」として扱われていたが、今後は「急速充電設備」として扱うこととし、また、分離型の急速充電設備について、必要な基準の整備等を行っ

た。

(2) 蓄電池設備・固体燃料を用いた火気設備について（令和5年5月31日省令公布）

蓄電池設備について、これまで主に開放形の鉛蓄電池を想定し基準を定めていたが、新たな種別の蓄電池設備にも対応した基準となるよう必要な基準の見直しを行った。

また、薪ストーブや炭焼き器等の固体燃料を用いる火気設備について、これまでの石油やガス等の精製された燃料を前提とした規定について、薪や炭等の天然の固体燃料についても対応できるようにするための基準の整備等を行った。

今後も、社会情勢の変化に対応し、新たに生じる火災リスクに適切に対応するために、関係団体や関係省庁と連携し、必要とされる防火安全対策を引き続き検討していく。

8. 畜舎等における消防用設備等の設置に係る特例基準

国内畜産業の国際競争力の強化に向けて、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律が令和3年に制定されたことを踏まえ、消防庁では消防法施行令及び消防法施行規則を改正するとともに、畜舎等に係る基準の特例の細目（令和4年消防庁告示第2号）を制定し、畜舎等における消防用設備等の設置基準に係る規定の整備を行った。

また、畜舎等と一体的に建築される保管庫等についても特例基準の対象に追加するため、令和5年5月に消防法施行規則及び畜舎等に係る基準の特例の細目を改正した。

9. 木材利用の推進に係る建築基準法令改正を踏まえた消防法令における対応

建築物への木材利用を推進するため、令和4年6月に建築基準法が改正され、防火規制に係る別棟みなし規定の創設及び耐火建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化が行われた（施行は令和6年4月1日）。

これを踏まえ、消防庁では防火安全性の確保を前提として、消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の拡充及び建築基準法における耐火建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴う規定の整備を行うこととしている。

第2節

危険物施設等における災害対策

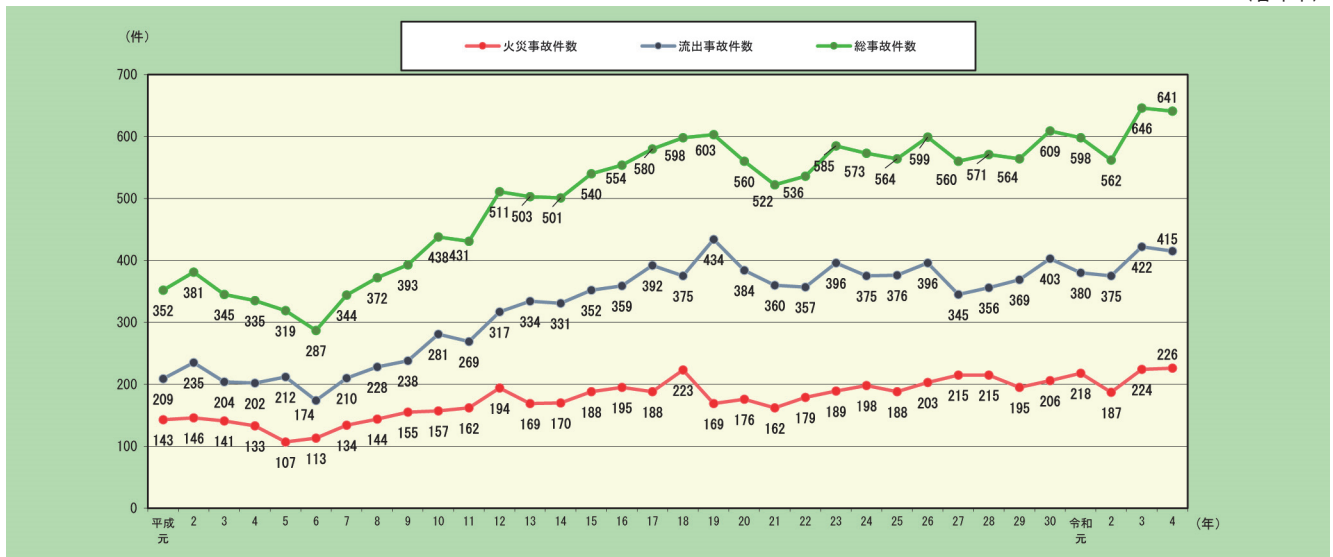
危険物施設等における災害の現況と最近の動向

危険物施設*1における事故は、火災（爆発を含む。）と危険物*2の流出に大別される。危険物施設における火災事故及び流出事故の件数は、平成6年

（1994年）から増加に転じ、平成19年以降は、高い水準で横ばいの状況が続いている。令和4年中は、火災事故が226件、流出事故が415件で合計641件となっており、前年より5件減少している（第1-2-1図）。

第1-2-1図 危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移

（各年中）



（備考）1 「危険物に係る事故の概要」により作成

2 事故発生件数の年別傾向を把握するために、震度6弱以上（平成8年（1996年）9月以前は震度6以上）の地震により発生した件数を除く。

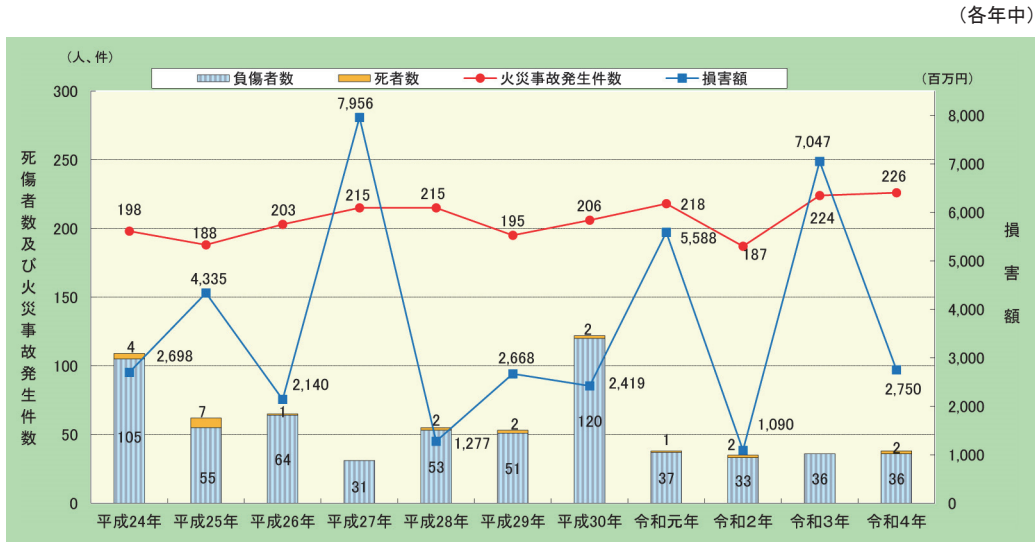
*1 危険物施設：消防法で指定された数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設として、市町村長等の許可を受けた施設で、以下のとおり、製造所、貯蔵所及び取扱所の3つに区分される。

区分	内容	
製造所	危険物を製造する施設	
貯蔵所	屋内貯蔵所	危険物を建築物内で貯蔵
	屋外タンク貯蔵所	屋外にあるタンクで危険物を貯蔵
	屋内タンク貯蔵所	屋内にあるタンクで危険物を貯蔵
	地下タンク貯蔵所	地盤面下にあるタンクで危険物を貯蔵
	簡易タンク貯蔵所	600L以下の小規模なタンクで危険物を貯蔵
	移動タンク貯蔵所	車両に固定されたタンクで危険物を貯蔵
取扱所	屋外貯蔵所	屋外の場所等で一定の危険物を容器等で貯蔵
	給油取扱所	自動車等に給油する取扱所
	販売取扱所	容器に入ったまま危険物を売る販売店
	移送取扱所	配管で危険物を移送する取扱所
一般取扱所	上記3つの取扱所以外の取扱所	

*2 危険物：消防法（第2条第7項）では、「別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。」と定義されている。また、それぞれの危険物の「性状」は、「別表第一備考」に類別に定義され、以下表のとおり分類される。

類別	性質	特性	代表的な物質
第1類	酸化性固体	そのもの自体は燃焼しないが、他の物質を強く酸化させる性質を有する固体であり、可燃物と混合したとき、熱、衝撃、摩擦によって分解し、極めて激しい燃焼を起こさせる。	塩素酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸アンモニウム
第2類	可燃性固体	火災によって着火しやすい固体又は比較的低温（40℃未満）で引火しやすい固体であり、出火しやすく、かつ、燃焼が速く消火することが困難である。	赤りん、硫黄、鉄粉、固形アルコール、ラッカーパテ
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	空気にさらされることにより自然に発火し、又は水と接触して発火し若しくは可燃性ガスを発生する。	ナトリウム、アルキルアルミニウム、黄りん
第4類	引火性液体	液体であって引火性を有する。	ガソリン、灯油、軽油、重油、アセトン、エタノール
第5類	自己反応性物質	固体又は液体であって、加熱分解などにより、比較的低い温度で多量の熱を発生し、又は爆発的に反応が進行する。	ニトログリセリン、トリニトロトルエン、ヒドロキシルアミン
第6類	酸化性液体	そのもの自体は燃焼しない液体であるが、混在する他の可燃物の燃焼を促進する性質を有する。	過塩素酸、過酸化水素、硝酸

第1-2-2 図 危険物施設における火災事故発生件数と被害状況



(備考) 「危険物に係る事故の概要」により作成

1. 火災事故

令和4年中に危険物施設において発生した火災事故の件数は226件(対前年比2件増)となっており、平成元年(1989年)以降火災事故が最も少なかった平成5年(1993年)の107件と比較すると、危険物施設が減少しているにもかかわらず、約2.1倍に増加している。主な発生要因については、維持管理不十分、操作確認不十分といった人的要因によるものが多くを占めている。

(1) 危険物施設における火災事故の被害の状況等

令和4年中の危険物施設における火災事故の被害は、損害額27億5,094万円(対前年比42億9,598万円減)、死者2人(同2人増)、負傷者36人(前年同数)となっている(第1-2-2図)。

危険物施設別の火災事故の発生件数をみると、一般取扱所で発生したものが152件で最も多く、次いで給油取扱所で31件、製造所で29件となっており、これらの3施設区分の合計で全体の93.8%を占めている(第1-2-3図)。

火災事故の出火原因に関係した物質(以下、本節において「出火原因物質」という。)についてみると、火災事故226件のうち危険物が出火原因物質となるものが104件(全体の46.0%)発生している(第1-2-4図)。

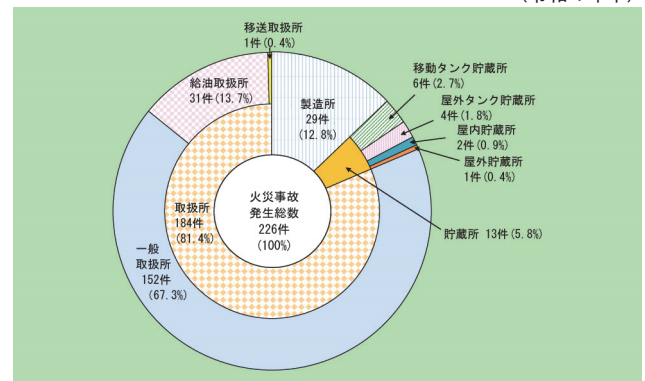
(2) 危険物施設における火災事故の発生原因等

令和4年中に発生した危険物施設における火災事故の発生要因をみると、人的要因が117件で最も多

く、次いで、物的要因が82件、その他の要因(不明及び調査中を含む。)が27件となっている(第1-2-5図)。

第1-2-3 図 危険物施設別火災事故発生件数

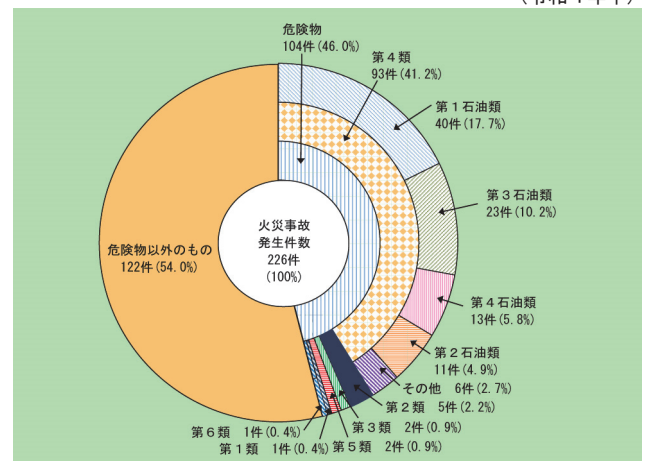
(令和4年中)



(備考) 1 「危険物に係る事故の概要」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第1-2-4 図 出火原因物質別火災事故発生件数

(令和4年中)



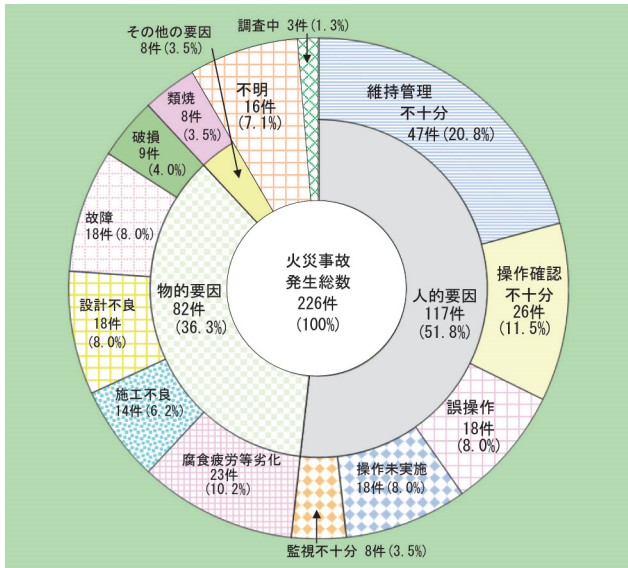
(備考) 1 「危険物に係る事故の概要」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

着火原因別にみると、高温表面熱が42件で最も多く、次いで、静電気火花が38件、過熱着火が24件となっている（第1-2-6図）。

節において「無許可施設」という。）における令和4年中の火災事故の発生件数は5件（対前年比2件減）であり、死者は0人（前年同数）、負傷者は3人（前年同数）となっている。

第1-2-5図 発生要因別火災事故発生件数

（令和4年中）



（備考） 1 「危険物に係る事故の概要」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

（4）危険物運搬中の火災事故

令和4年中の危険物運搬中の火災事故の発生件数は1件（前年同数）となっている。

（5）仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故

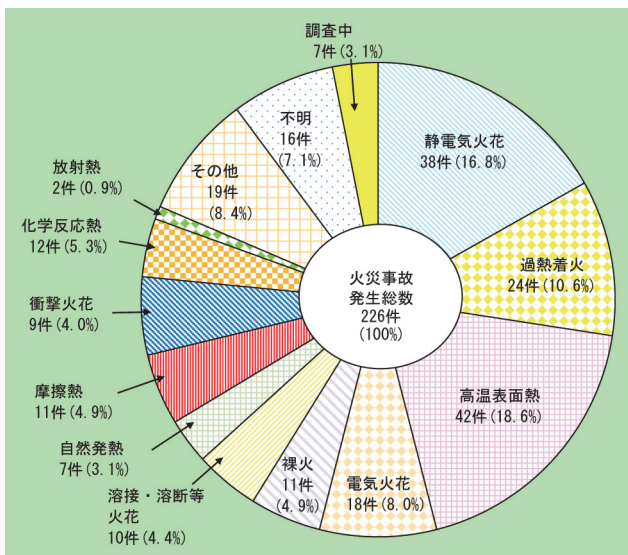
令和4年中の仮貯蔵・仮取扱い*3中の火災事故の発生件数は0件（前年同数）となっている。

2. 流出事故

令和4年中に危険物施設において発生した流出事故の件数は415件（対前年比7件減）となっており、平成元年（1989年）以降流出事故が最も少なかった平成6年（1994年）の174件と比較すると、危険物施設数が減少しているにもかかわらず、約2.4倍に増加している。主な発生要因については、人的要因によるもの、物的要因によるものいずれも多数発生しているが、物的要因によるもののうち、特に腐食疲労等劣化によるものが増加している。

第1-2-6図 着火原因別火災事故発生件数

（令和4年中）



（備考） 1 「危険物に係る事故の概要」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

（1）危険物施設における流出事故の被害の状況等

令和4年中の危険物施設における流出事故の被害は、損害額5億6,638万円（対前年比8,965万円増）、死者0人（同1人減）、負傷者18人（同10人減）となっている（第1-2-7図）。

危険物施設別の流出事故の発生件数をみると、一般取扱所で発生したものが121件で最も多く、次いで、屋外タンク貯蔵所で78件、給油取扱所で63件となっている（第1-2-8図）。

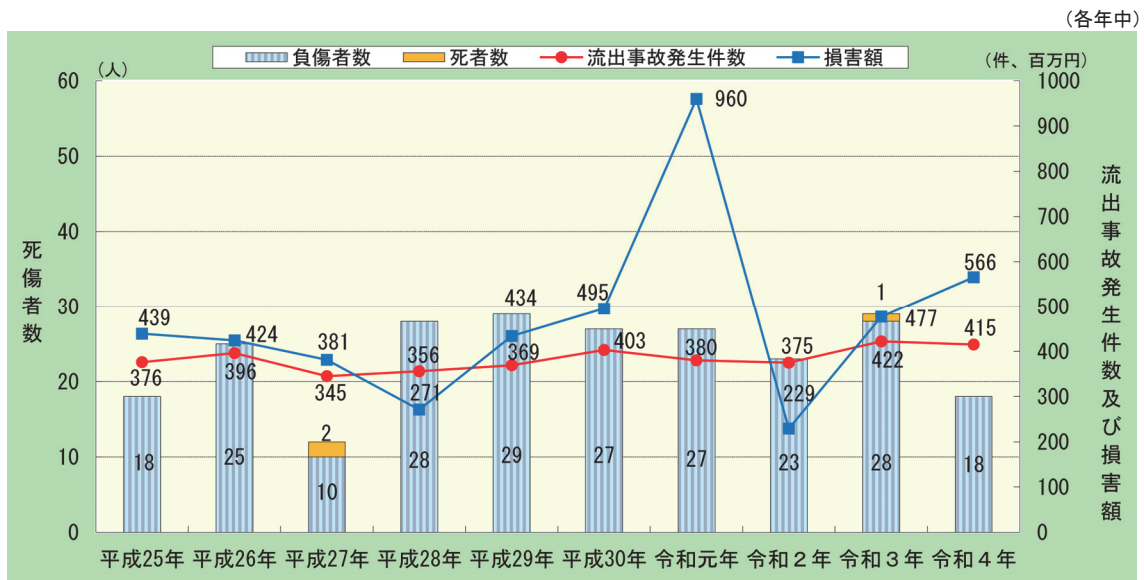
流出事故の流出した危険物をみると、流出事故415件のうち、404件が石油製品を中心とする第4類の危険物となっている。これを品名別にみると、第2石油類に係るものが147件で最も多く、次いで、第3石油類に係るものが125件、第1石油類に係るものが95件となっている（第1-2-9図）。

（3）無許可施設における火災事故

危険物施設として許可を受けるべき施設であるにもかかわらず、許可を受けていないもの（以下、本

*3 仮貯蔵・仮取扱い：危険物施設として許可を受けていない場所において、所轄消防長又は消防署長の承認を受け、10日以内の期間に限り、消防法で指定された数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱うことをいう。

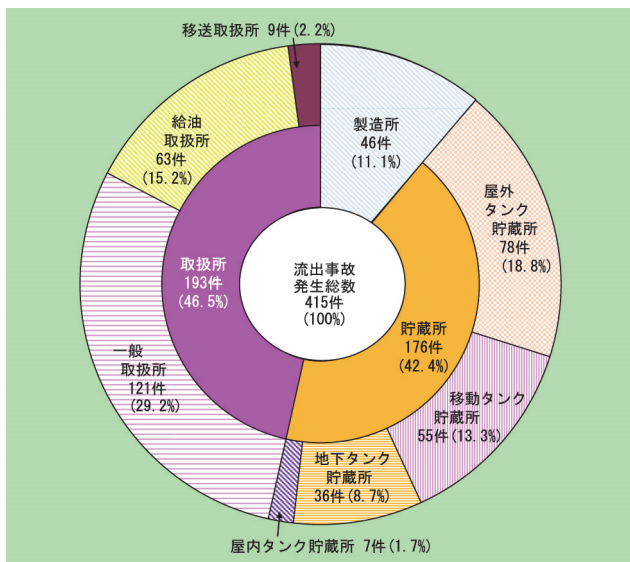
第1-2-7 図 危険物施設における流出事故発生件数と被害状況



(備考) 「危険物に係る事故の概要」により作成

第1-2-8 図 危険物施設別流出事故発生件数

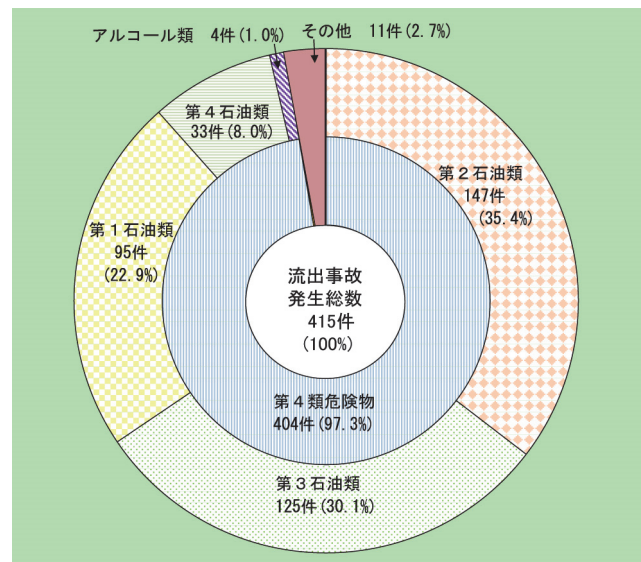
(令和4年中)



(備考) 1 「危険物に係る事故の概要」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第1-2-9 図 流出物質別流出事故発生件数

(令和4年中)



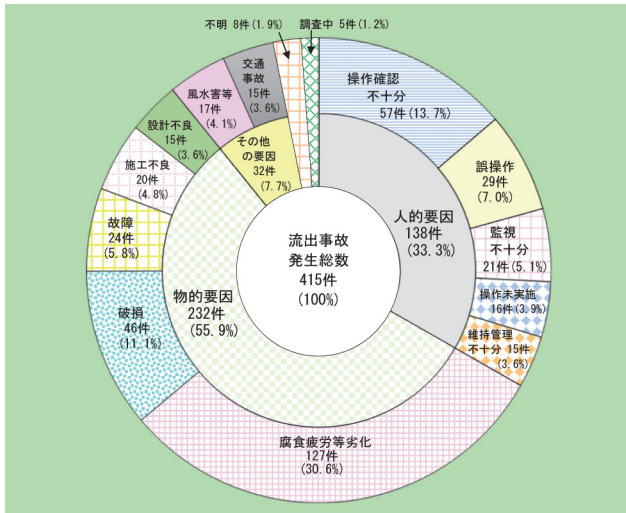
(備考) 1 「危険物に係る事故の概要」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(2) 危険物施設における流出事故の発生原因等

令和4年中に発生した危険物施設における流出事故の発生原因をみると、人的要因が138件、物的要因が232件、その他の要因（不明及び調査中を含む。）が45件となっている。物的要因では、腐食疲労等劣化の127件、破損の46件、人的要因では、操作確認不十分の57件が多くなっている（第1-2-10図）。

第1-2-10 図 発生要因別流出事故発生件数

(令和4年中)



(備考) 1 「危険物に係る事故の概要」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(3) 無許可施設における流出事故

令和4年中の無許可施設における流出事故の発生件数は2件(対前年比5件減)であり、死者は0人(前年同数)、負傷者は1人(対前年比1人減)となっている。

(4) 危険物運搬中の流出事故

令和4年中の危険物運搬中の流出事故の発生件数は11件(対前年比5件増)であり、死者は0人(前年同数)、負傷者は1人(対前年比1人減)となっている。

(5) 仮貯蔵・仮取扱い中の流出事故

令和4年中の仮貯蔵・仮取扱い中の流出事故の発生件数は0件(前年同数)となっている。

危険物行政の現況

1. 危険物規制

(1) 危険物規制の体系

消防法では、①火災発生の危険性が高い、②火災が発生した場合にその拡大の危険性が高い、③消火が困難であるなどの性状を有する物品を「危険物」として指定し、これらの危険物について、貯蔵・取扱い及び運搬において保安上の規制を行うことにより、火災の防止や、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、又は火災による被害を軽減することとされている。

なお、危険物に関する規制の概要は、次のとおりである。

- ・指定数量(消防法で指定された、貯蔵又は取扱いを行う場合に許可が必要となる数量)以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を法令で定める基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならない。
- ・危険物の運搬については、その量の多少を問わず、法令で定める安全確保のための基準に従って行わなければならない。
- ・指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いなどについては、市町村条例の基準に従って行われなければならない。

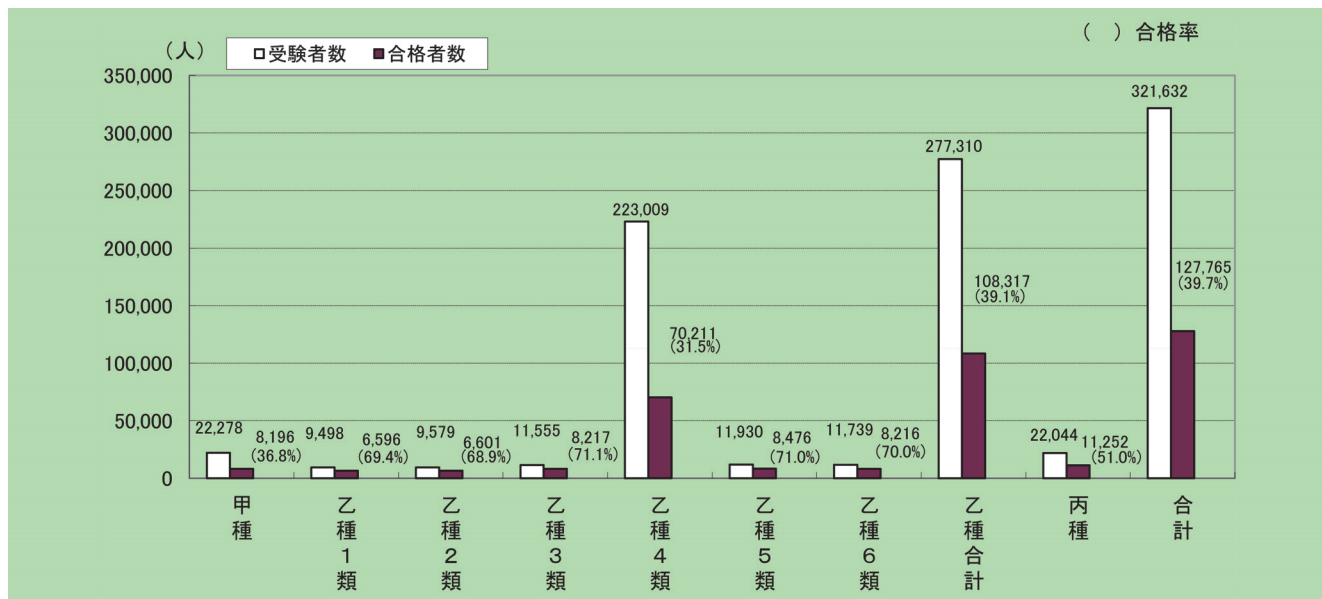
(2) 危険物取扱者

危険物取扱者は、「甲種」「乙種」「丙種」の3つに区分されており、区分によって取り扱うことができる危険物の種類が異なる。危険物施設での危険物の取扱いは、危険物取扱者が自ら行うか、その他の者が取り扱う場合には、甲種又は乙種危険物取扱者の立ち会いの下行わなければならないとされている。

令和5年3月31日現在、危険物取扱者制度発足以来の危険物取扱者試験の合格者総数(累計)は1,016万1,256人となっており、危険物施設における安全確保に大きな役割を果たしている。

第1-2-11 図 危険物取扱者試験実施状況

(令和4年度)



(備考)「危険物取扱者・消防設備士試験・免状統計表」(一般財団法人)消防試験研究センター)により作成

ア 危険物取扱者試験

令和4年度中の危険物取扱者試験は、全国で4,285回(対前年度比7回増)実施された。受験者数は32万1,632人(同2万860人減)、合格者数は12万7,765人(同2万1,603人減)で平均の合格率は約39.7%(同3.9%減)となっている(第1-2-11図)。

試験の種類別にみると、受験者数では、乙種第4類が最も多く、次いで甲種、丙種となっており、この3種類で全体の約8割を占めている。

イ 保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として3年に1度、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習(保安講習)を受けなければならないこととされて

いる。

令和4年度中の保安講習は、全国で延べ1,597回(対前年度比256回減)実施され、18万9,249人(同1,412人増)が受講している(第1-2-1表)。

(3) 事業所における保安体制

事業所における保安体制の整備を図るため、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設の所有者等には、危険物保安監督者の選任、危険物施設保安員の選定、予防規程の作成が義務付けられている。また、同一事業所において一定の危険物施設を所有等し、かつ、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものには、自衛消防組織の設置、危険物保安統括管理者の選任が義務付けられている。

第1-2-1表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

(各年度)

区分	受講者数	乙種								丙種	種類別総計	講習回数
		甲種	1類	2類	3類	4類	5類	6類	小計			
30	182,800	14,813	11,215	11,721	10,106	153,670	11,526	12,444	210,682	24,402	249,897	1,452
R1	182,537	14,809	11,539	12,558	10,358	155,943	12,078	12,197	214,673	25,452	254,934	1,463
R2	170,774	13,740	10,667	11,769	9,969	143,669	11,261	11,458	198,793	23,242	235,775	1,811
R3	187,837	15,572	11,961	13,188	11,256	159,195	13,081	13,217	221,898	25,423	262,893	1,853
R4	189,249	16,039	12,164	13,510	11,656	160,669	13,726	13,787	225,512	25,696	267,247	1,597

(4) 保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに、市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査（保安検査）を受けることが義務付けられている。

(5) 立入検査及び措置命令

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵又は取扱いが消防法で定められた基準に適合しているかについて立入検査を行うことができる。

立入検査を行った結果、消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、貯蔵又は取扱いに関する遵守命令、施設の位置、構造及び設備の基準に関する措置命令等を発することができる。

2. 石油パイプラインの保安

(1) 石油パイプライン事業の保安規制

一般の需要に応じて石油の輸送事業を行うものについては、石油パイプライン事業法により、事業の許可や工事計画の認可、保安検査等が行われ、その安全性を確保している。

石油パイプライン事業法の適用を受けている施設は、現在、成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインだけである。

(2) 石油パイプラインの保安の確保

石油パイプライン事業法に基づく成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインについては、定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

危険物行政の課題

1. 官民一体となった事故防止対策の推進

危険物施設における火災事故及び流出事故の件数は、平成6年（1994年）から増加に転じ、平成19

年以降は、高い水準で横ばいの状況が続いている（第1-2-1図）。

危険物施設における事故を防止するためには、事業所の実態に応じた安全対策や、危険物施設の経年劣化をはじめとする事故要因への対策を適切に講じる必要がある。

このような状況を踏まえ、関係業界や消防機関等により構成される「危険物等事故防止対策情報連絡会」において、平成28年3月、事故防止対策をより効果的なものとするため、「危険物等に係る重大事故の発生を防止すること」が目標として定められ、この目標に向けた関係業界や消防機関等の取組を取りまとめた「危険物等事故防止対策実施要領」が毎年度策定されている。

今後も、事故に係る調査分析結果等の情報共有や、各地域における取組の推進など、関係機関が一体となって事故防止対策を推進していく必要がある。

2. 科学技術及び産業経済の進展等を踏まえた安全対策の推進

科学技術及び産業経済の進展等に伴い、危険物行政を取り巻く環境は常に変化しており、新たな危険性物質の出現、危険物の流通形態の変化、危険物施設の多様化・複雑化、設備・機器の高経年化等への対応が求められている。

消防法上の危険物に指定されていないが、同様の火災危険性を有するおそれのある物質や火災予防又は消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質（消防活動阻害物質）への対応を図るため、消防庁では検討会を毎年開催しており、新たな化学物質等について広く調査を行うとともに、火災危険性を有するおそれのある物質等を抽出して性状確認等を行っている。今後も新規物質等の火災危険性等について早期把握に努める必要がある。

また、近年、危険物施設は高経年化が進み、腐食・劣化等を原因とする事故件数が増加しており、AIやIoT等の最新技術を活用した効果的な予防保全の実現などが期待されていることから、これらの活用について柔軟な対応ができるよう調査検討を行っている（特集5（7）及び（8）を参照）。

3. 大規模自然災害への対応

大規模な自然災害の発生に伴い、危険物施設において火災・流出事故が発生した場合には、周辺住民の安全や産業、環境等に対して多大な影響を及ぼすおそれがあることから、安全確保を図る必要がある。一方、災害時の応急対策や復旧の段階において、ガソリン等の燃料の緊急的な供給、被災地の危険物施設や関係者の負担軽減等を図るため、消防法令の弾力的な運用が求められている。

風水害対策については、令和2年3月に危険物施設の形態別による対策上のポイントやチェックリストを「危険物施設の風水害対策ガイドライン」として公表し、令和3年3月にはガイドラインの更なる利活用を目的に、対策を実行する際の初動対応に関するフローチャートを追加した。

また、地震対策については、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクについて、平成23年12月の政令改正により新たに設けた耐震基準に適合するよう、事業者に対して働き掛けを行なっている（適合期限：令和6年3月末）。

4. リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討

リチウムイオン蓄電池における危険物規制の在り方について、海外の状況等との比較も含めて課題を洗い出し、調査検討を行うことを目的とした「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会」を開催し、自動車工場等における車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに関する安全対策や、無停電電源装置（UPS）としてリチウムイオン蓄電池を取扱う一般取扱所（データセンター等）の消火設備の基準について、国内外の実態を調査した上で、具体的な安全対策を検討することとしている。

第3節

石油コンビナート災害対策

石油コンビナート災害の現況と最近の動向

1. 事故件数と被害

令和4年中に石油コンビナート等特別防災区域（以下、本節において「特別防災区域」という。）の特定事業所*1で発生した事故件数は359件で、地震以外の事故（以下、本節において「一般事故」という。）は349件、地震及び津波による事故（以下、本節において「地震事故」という。）は10件であった。

一般事故の発生件数の推移をみると、平成元年以降、増加傾向にあり、令和4年中の事故は、過去最も多い349件（対前年比56件増）を記録した（第1-3-1図）。

令和4年中、一般事故で死傷者の発生した事故は25件（対前年比4件増）で、死傷者の内訳は、死

者1人（前年同数）、負傷者33人（対前年比4人減）となっている（資料1-3-1）。

2. 事故の特徴

(1) 事故種別ごとの一般事故件数

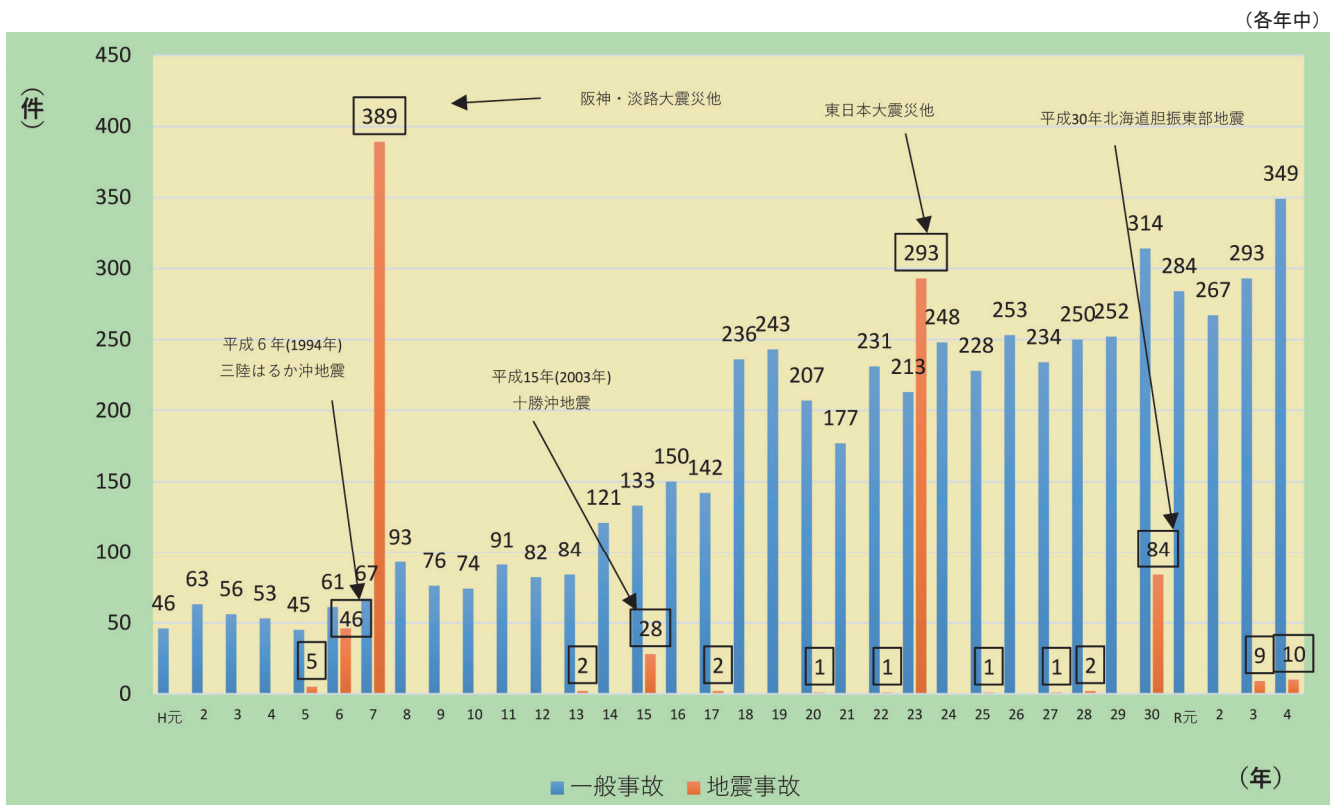
事故種別ごとの一般事故件数は、火災129件（対前年比23件増）、爆発7件（同4件増）、漏えい203件（同24件増）、その他10件（同5件増）である（資料1-3-2）。

(2) 原因別の一般事故件数

原因別の一般事故件数は、人的要因によるものが118件（対前年比17件増）、物的要因によるものが213件（同39件増）、その他の要因によるものが18件（前年同数）である。

その内訳として主な原因では、腐食疲労等劣化101件（対前年比5件増）、維持管理不十分46件

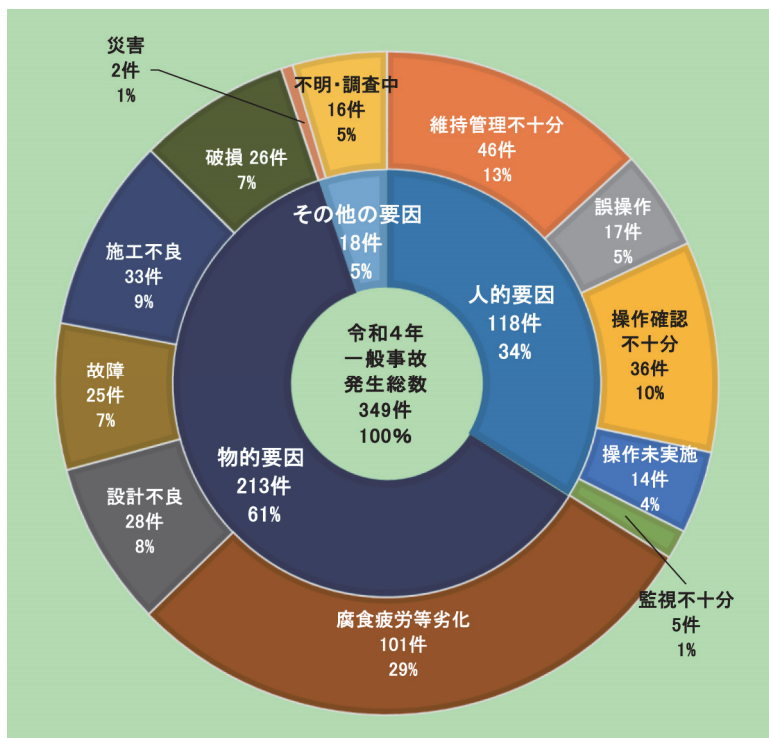
第1-3-1図 石油コンビナート事故発生件数の推移



*1 特定事業所：第1種事業所（石油の貯蔵・取扱量が1万キロリットル以上又は高圧ガスの処理量が200万立方メートル以上等である事業所）及び第2種事業所（石油の貯蔵・取扱量が1千キロリットル以上又は高圧ガスの処理量が20万立方メートル以上等である事業所）

第1-3-2 図 原因別の一般事故件数

(令和4年中)



(備考) 小数点第一位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(同17件増)、操作確認不十分36件(同2件減)、施工不良33件(同1件増)となっている(第1-3-2図)。

(3) 特定事業所種別の一般事故件数

特定事業所種別の一般事故件数は、第1種事業所が275件(うちレイアウト事業所*2242件)で、全体の78.8%を占めている(資料1-3-3)。

(4) 特定事業所業態別の一般事故件数

特定事業所業態別の一般事故件数は、石油製品・石炭製品製造業関係が141件(対前年比25件増)、化学工業関係が108件(同10件増)、鉄鋼業関係が47件(同13件増)、電気業関係が17件(同3件減)である(資料1-3-4)。

石油コンビナート災害対策の現況

石油、高圧ガスを大量に集積している特別防災区域では、災害の発生及び拡大を防止するため、消防

法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等による各種規制に加えて、各施設地区の配置、防災資機材等について定めた石油コンビナート等災害防止法による規制により、総合的な防災体制が確立されている。

1. 特別防災区域の現況

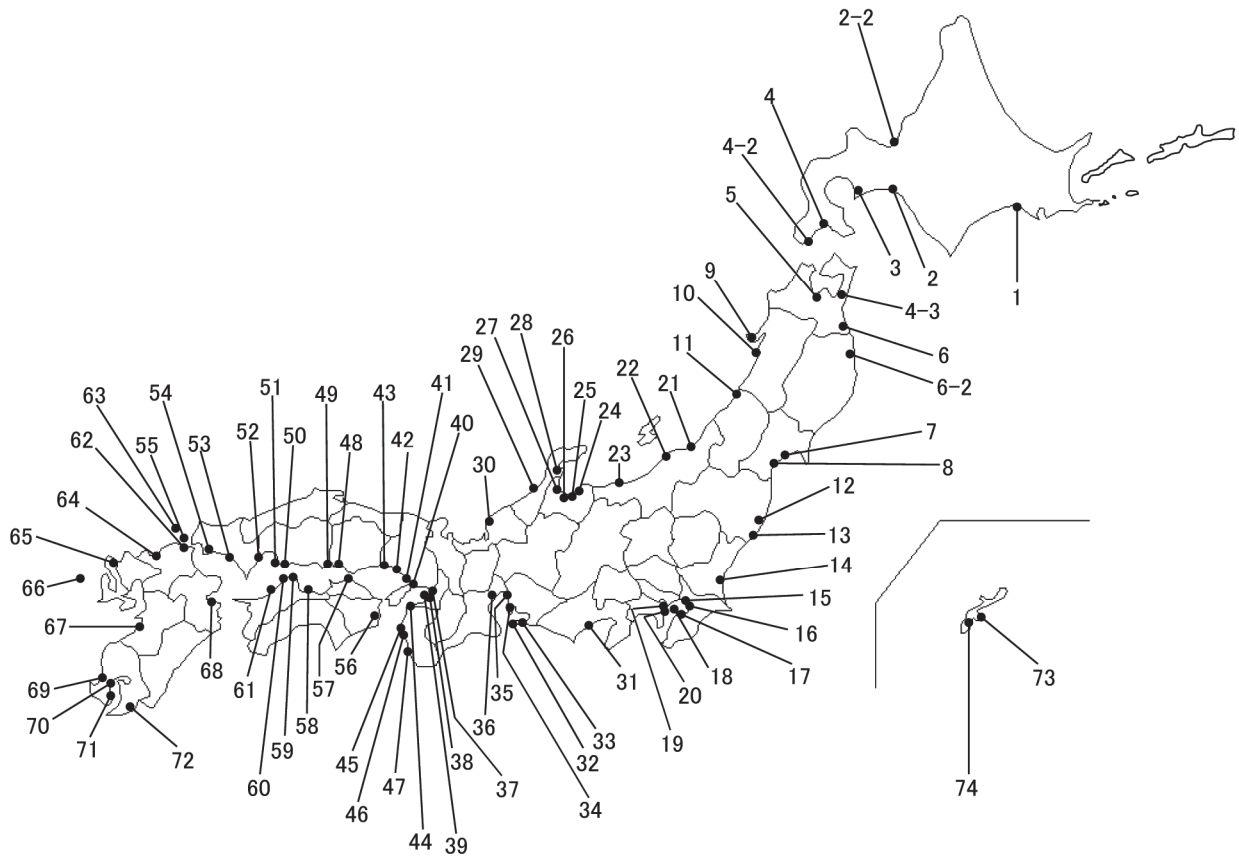
令和5年4月1日現在、石油コンビナート等災害防止法に基づき、33都道府県97市町村において、一定量以上の石油又は高圧ガスを大量に集積している78地区が特別防災区域に指定されている(第1-3-3図)。これら特別防災区域を86消防本部が所管している。

石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける特定事業所は647事業所であり、そのうち第1種事業所が322事業所(レイアウト事業所145事業所を含む)、第2種事業所が325事業所である。

*2 レイアウト事業所：第1種事業所のうち、石油と高圧ガスの両方を取り扱う事業所。当該事業所の敷地を用途に応じて製造施設地区、貯蔵施設地区等6つの地区に区分すること等のレイアウト規制(本節「石油コンビナート災害対策の現況 4. 事業所のレイアウト規制」参照)の対象となる。

第1-3-3図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況

(令和5年4月1日現在)



番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域
1	釧路	13	いわき	29	金沢港北	45	和歌山北部臨海中部	61	松山
2	苫小牧	14	鹿島臨海	30	福井臨海	46	和歌山北部臨海南部	62	北九州
2-2	石狩	15	京葉臨海北部	31	清水	47	御坊	63	白島
3	室蘭	16	京葉臨海中部	32	渥美	48	水島臨海	64	福岡
4	北斗	17	京葉臨海南部	33	田原	49	福山・笠岡	65	福島
4-2	知内	18	東京国際空港	34	衣浦	50	江田島	66	上五島
4-3	むつ小川原	19	京浜臨海	35	名古屋港臨海	51	能美	67	八代
5	青森	20	根岸臨海	36	四日市臨海	52	岩国・大竹	68	大分
6	八戸	21	新潟東港	37	大阪北港	53	周南	69	串木野
6-2	久慈	22	新潟西港	38	堺泉北臨海	54	宇部・小野田	70	鹿児島
7	塩釜	23	直江津	39	関西国際空港	55	六連島	71	喜入
8	仙台	24	富山	40	神戸	56	阿南	72	志布志
9	男鹿	25	婦中	41	東播磨	57	番の州	73	平安座
10	秋田	26	新湊	42	姫路臨海	58	新居浜	74	小那覇
11	酒田	27	伏木	43	赤穂	59	波方		
12	広野	28	七尾港三室	44	和歌山北部臨海北部	60	菊間		

全78区域

2. 都道府県・消防機関における防災体制

(1) 防災体制の確立

特別防災区域が所在する都道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部（以下、本節において「防災本部」という。）を中心として、総合的かつ計画的に防災体制を確立している。

防災本部は、石油コンビナート等防災計画（以下、本節において「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究の推進等の業務を行っている。

(2) 災害発生時の応急対応

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対応は、防災計画の定めるところにより、防災本部を中心として、都道府県、市町村、関係機関、特定事業者（特別防災区域に所在する特定事業所を設置している者）等が一体となって行われる。

その際、消防機関は、防御活動の実施、自衛防災組織等の活動に対する指示を行う等の重要な役割を担っている。

(3) 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備

令和5年4月1日現在、特別防災区域所在市町村の消防機関には、大型化学消防車 65 台、大型高所放水車 50 台、泡原液搬送車 83 台、大型化学高所放水車 30 台、3%泡消火薬剤 3,042kℓ、6%泡消火薬剤 320kℓ、消防艇 31 隻等が整備されているほか、特別防災区域所在都道府県には、泡原液貯蔵設備 17 基、可搬式泡放水砲 2 基等が整備されている。

消防庁は、緊急消防援助隊に特殊災害対応に特化した「エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）」の 12 地域への配備や消防ロボット（スクラムフォース）の配備などにより、特別防災区域所在市町村等の消防力の整備を支援している。

3. 特定事業所における防災体制

(1) 自衛防災組織等の設置

石油コンビナート等災害防止法では、特定事業者

に対し、自衛防災組織の設置、防災資機材等の整備、防災管理者の選任、防災規程の策定等を義務付けている。また、共同防災組織^{*3}、広域共同防災組織^{*4}及び石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下、本節において「区域協議会」という。）^{*5}の設置について規定している。

令和5年4月1日現在、全ての特定事業所（647 事業所）に自衛防災組織が置かれ、70 の共同防災組織、11 の広域共同防災組織及び 56 の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織には防災要員 5,096 人、大型化学消防車 78 台、大型高所放水車 35 台、泡原液搬送車 128 台、大型化学高所放水車 117 台、大容量泡放水砲 24 基、油回収船 20 隻等が整備されている（資料 1-3-5）。

(2) 大容量泡放射システムの配備

大容量泡放射システムは、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災に対応するため、毎分 1 万リットル以上の放水能力を有する大容量泡放水砲、送水ポンプ、泡混合装置、ホース等で構成され、大容量泡放水砲 1 基当たり、従来の 3 点セット（大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車）の最大 10 倍程度の泡放射を行うことができるものである。

現在、毎分 1 万リットルから 4 万リットルの放水能力を有する大容量泡放射システムが、全国で 12 の広域共同防災組織等に配備されている。



大容量泡放射システム

*3 共同防災組織：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して自衛防災組織の業務の一部を行うために設置する防災組織

*4 広域共同防災組織：二以上の特別防災区域にわたる区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動に関する業務を行うために設置する広域的な共同防災組織

*5 石油コンビナート等特別防災区域協議会：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して災害発生防止等に関する自主基準の作成や共同防災訓練等を実施することを目的に設置する協議会

(3) 自衛防災体制の充実

消防庁では、「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」として、防災要員の教育訓練において、視覚的に分かりやすいテキストを作成し、災害発生時の初動対応、公設消防との連携等、防災要員として必要な知識や技術を身につけるに当たり、新任者だけでなく経験者へも活用できる研修モデルを提案し、防災体制の強化を図っている。

4. 事業所のレイアウト規制

(1) レイアウト規制

石油コンビナート等災害防止法では、レイアウト事業所について、敷地内の施設地区の配置や通路の確保等に関する一定の基準を設け、事業所の新設又は施設地区等の配置の変更を行う場合には、計画の届出を義務付けるとともに、その完了後には当該計画に適合しているかどうかについて確認を受けなければならないと規定している。

(2) 新設等届出等の状況

令和4年度におけるレイアウト事業所の新設及び変更届出件数は12件（対前年度比6件増）であり、確認件数は5件（同2件減）である（資料1-3-6）。

5. その他の災害対策

(1) 災害応急体制の整備

特定事業者は、異常現象*6が発生した場合には消防署又は市町村長の指定する場所へ直ちに通報するとともに、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせることが石油コンビナート等災害防止法において義務付けられている。

(2) 防災緩衝緑地等の整備

特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するために、地方公共団体が特別防災区域の周辺に整備する防災緩衝緑地等については、設置計画の作成、事業者負担金、財政上の特別措置等に関して、石油コンビナート等災害防止法に規定が設けられている。

6. 最近の石油コンビナート等における災害対策

(1) 石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議

石油コンビナート保安の所管省庁である消防庁、厚生労働省及び経済産業省で定期的に連絡会議（石油コンビナート等災害防止3省連絡会議）を開催している。

当該会議は、事故に関する情報交換、政策動向の共有、事業者の災害防止に向けた取組の推進、災害発生時の連携した対応などを目的としており、石油コンビナートにおける災害防止に向けて省庁の垣根を越えて連携し、事故防止への取組を進めるとともに、インターネット上で事故情報等を発信している。

（石油コンビナート等災害防止3省連絡会議3省共同運営サイト：

https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16.html）

(2) 石油コンビナート等の地震・津波対策

南海トラフ地震や首都直下地震による被害の発生が懸念されることから、東日本大震災の被害の状況を踏まえ、防災アセスメント指針、自衛防災組織等の防災活動の手引きの改訂を行うなど、石油コンビナート等における防災体制の充実強化を図っている。

(3) 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト

消防庁では、特定事業所における自衛防災組織等の防災要員の技能及び士気の向上を図ることを目的とした「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を開催している。

当該コンテストは、11月5日の「津波防災の日」の前後に、大規模タンク火災への泡放射を想定した訓練をいかに安全・確実・迅速に行うかを競うもので、優秀な成績を収めた自衛防災組織等に総務大臣表彰及び消防庁長官表彰を授与している。

*6 異常現象：特定事業所における出火、爆発、石油等の漏えいその他の異常な現象



主催：消防庁

石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテストポスター



石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト表彰式

(4) 石油コンビナート等防災体制検討会の開催

消防庁では、石油コンビナート等特別防災区域における防災体制を強化するため、「石油コンビナート等防災体制検討会」を開催している。

令和5年度は、近年石油コンビナートにおける事故の発生件数が増加しており、死傷者を伴う事故も毎年発生していることから、学識経験者、行政機関及び業界関係者をメンバーとし、事故を防止する方策及び事故発生時の被害を軽減する方策について検討を行っている。

石油コンビナート災害対策の課題

1. 特定事業所における防災体制の充実強化

特定事業所における火災、漏えい等の事故の中で、過去には大規模な爆発、火災の延焼等により、当該事業所の敷地外、さらには特別防災区域外にまで影響が及ぶ事案や、収束まで期間を要する事案が発生している。

近年、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が危惧されていることから、今後も引き続き特定事業所における事故防止体制と災害応急体制の充実強化に取り組む必要がある。

また、異常現象の通報については、通報までに時間を要している事案がまだまだ多く見られることから、通報の迅速化について特定事業所に助言又は指導を行う必要がある。

2. 大容量泡放射システムの効果的な活用

大容量泡放射システムの取扱いには高い専門性が必要とされる。また、遠距離の搬送に時間を要することから、本システムを災害時に効果的に活用するには、広域共同防災組織等における防災訓練、特定事業者と都道府県を中心とした関係防災機関等が一体となった防災訓練を実施し、大規模火災に備える必要がある。

第4節

林野火災対策

林野火災の現況と最近の動向

令和4年中の林野火災の出火件数は1,239件（対前年比12件増）、焼損面積は605ha（同184ha減）、死者数は13人（同2人増）、損害額は3億4,468万円（同1億6,826万円増）となっている（資料1-1-47）。

林野火災の出火件数を月別にみると、3月に最も多く発生しており、次いで4月、2月と、降水量が少なく空気が乾燥し強風が吹く時期に多くなっている（第1-1-18図）。この原因としては、この時期に火入れが行われることや、山菜採りやハイキング等で入山者が増加することによる火の不始末等が考えられる。

規模の大きな林野火災事例としては、令和4年においては、2月に福岡県北九州市で発生し128haを焼損した火災、熊本県阿蘇郡高森町で発生し56haを焼損した火災がある。

また、令和5年^{*1}においては、3月に福島県郡山市で発生し113haを焼損した火災、5月に長野県茅野市で発生し166haを焼損した火災がある。



令和5年3月福島県郡山市で発生した林野火災
（福島県消防防災航空隊提供）

林野火災対策の現況

1. 林野火災特別地域対策事業

消防庁では、昭和45年度（1970年度）から林野庁と共同で林野火災特別地域対策事業を推進している（昭和45年6月16日付け通知）。この事業は、林野占有面積が広く林野火災の危険度が高い地域等において、関係市町村が共同で林野火災特別地域対策事業計画を策定し、

- 〔1〕防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
- 〔2〕火災予防の見地からの林野管理
- 〔3〕消防施設等の整備
- 〔4〕火災防御訓練等

を総合的に行うものであり、令和5年4月1日現在、236地域（38都道府県、511市町村）において実施されている。

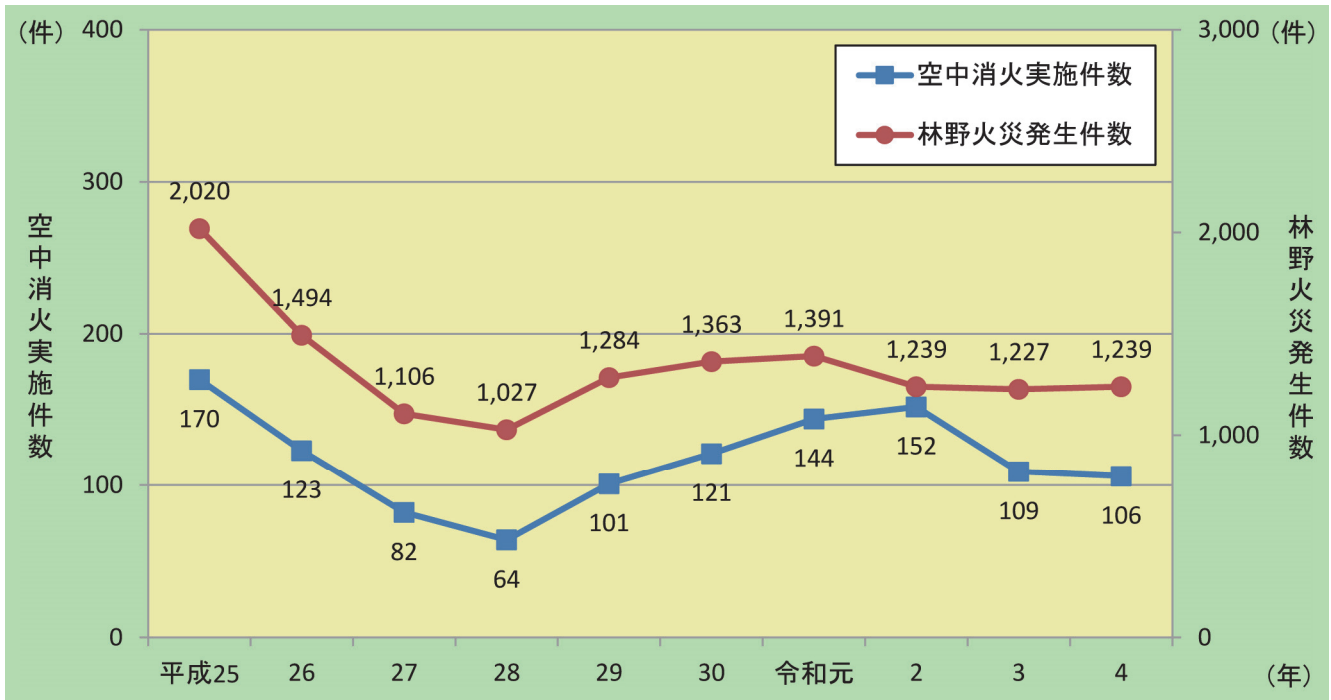
2. 広域応援・空中消火による消防活動

（1）空中消火の実施状況

林野火災は、対応が遅れると貴重な森林資源を大量に焼失するばかりでなく、家屋等に被害が及ぶことや市町村境、都道府県境を越えて拡大することもある。このため、ヘリコプターによる情報収集と空中消火は、広域応援や地上の消火活動との連携による迅速かつ効果的な消火活動を実施するために欠かせない消防戦術であり、都道府県や消防機関が保有する消防防災ヘリコプターや都道府県知事からの災害派遣要請を受けて出動する自衛隊ヘリコプターにより実施されている。過去10年間の空中消火の実施状況は、第1-4-1図のとおりである。

*1 令和5年については速報値であり、今後、変更の可能性がある。

第1-4-1 図 空中消火の実施状況



(備考)「特殊災害対策の現況」により作成

(2) 広域応援・空中消火体制の整備

消防庁では、都道府県及び消防機関に対し、以下のとおり空中消火を積極的に活用するよう要請している。

- [1] 市町村長は、林野火災を覚知した場合、当該都道府県内の消防防災航空隊へ速やかに第一報を入れ、当該航空隊が出動に備えた消火資機材の装着や準備を早期に行えるようにすること。
- [2] 市町村長は、延焼拡大の危険性、陸上消防部隊の燃焼地点への接近の困難性、人命や家屋への被害拡大の危険性等から、ヘリコプターによる空中消火活動が必要と判断した場合は、当該都道府県内の消防防災ヘリコプターの出動要請を速やかに行うとともに、火災規模等に応じて、消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定による出動要請、さらに、同法第44条に基づく大規模特殊災害時における広域航空消防応援によるヘリコプターの出動要請を都道府県知事に求めること。
- [3] 都道府県知事は、消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断し、又は困難と見込まれる場合には、時機を逸することなく、自衛隊ヘリコプターの派遣要請を行う等、速やかに災害拡大防止策を講ずること。市町村長は、都道府県知事による当該要請が行えるよう、災害の状況を踏まえ、都道府県知事に對

して、迅速的確に要請の求めを行うこと。また、自衛隊が正式な派遣要請を受理した後、速やかに消火活動を実施できるよう、林野火災を覚知した時点から適宜情報提供を行う等、自衛隊と緊密な連携を図ること。

3. その他の対策

(1) 出火防止対策の徹底

林野火災の出火原因は、例年、たき火、火入れ、放火(放火の疑いを含む。)等人的要因によるものが圧倒的に多く、また、林野火災の消火には多くの困難を伴うことから、林野火災対策は、特に出火防止の徹底が重要であり、消防庁では、「林野火災に対する警戒の強化について」(令和5年1月12日付け通知)を发出し、次の事項に重点を置いて出火防止対策を推進している。

- [1] ハイカー等の入山者及び地域住民等に対し、新聞、テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等を通じ、たき火の火の始末の徹底、たばこの投げ捨て、火遊びの禁止等について広報すること。
- [2] 火入れの実施者及び作業者に対し、火気取扱いに関する届け出等の市町村条例の遵守、初期消火の準備、気象状況等を踏まえた火入れの実施等について指導すること。
- [3] 林業関係者に対し、日頃からの森林保全管理等の林野火災予防を適切に図るよう注意喚起

するとともに、林内作業者に対し、火気管理の徹底について指導すること。

また、毎年、林野庁と共同で、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動（詳細は第4章防火防災意識の高揚1.

(3)を参照)の統一実施期間としており、令和5年においても統一標語を定め、ポスター、インターネット等の各種広報媒体を用いた広報活動や消火訓練等を通じた山火事予防を呼び掛けている。

さらに、平成30年から林野火災の優良な予防対策の事例や実災害から得られた知見等を広めることを目的に、都道府県林野関係部局や消防本部等を対象とした「林野火災対策説明会」を開催している。



山火事予防ポスター

(2) 林野火災用消防施設等の整備

消防庁では、林野火災による被害を軽減するため、林野火災用消防施設等（防火水槽（林野分）及び救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場））の整備を促進し、消防防災施設整備費補助金交付要綱の定めるところにより、経費の一部について助成を行っている。

林野火災対策の課題

令和3年2月の栃木県足利市における林野火災は、長期間の住民避難も行われた上で、鎮火まで23日を要し、焼損面積167haとなる大規模なものとなった。消防庁では、本火災への対応も踏まえ、令和3年度から「より効果的な林野火災の消火に関する検討会」を開催し、林野火災の予防及び消火活動について平成15年に通知した内容を改正した（令和4年7月25日付け通知）。

効果的な林野火災対策のため、出火防止対策の一層の徹底を図るとともに、当該通知を踏まえ、特に次の事項を引き続き積極的に進めていく必要がある。

- 〔1〕 気象台から発せられる気象情報や火災気象通報を踏まえて、林野火災発生の可能性を勘案し、必要に応じて火災警報の効果的な発令を行う等、火気取扱いの注意喚起や制限を含めて適切に対応すること。
- 〔2〕 林野火災を覚知した場合、早急に近隣の市町村に対して応援要請を行う等、林野火災の拡大防止を徹底すること。特に、ヘリコプターによる偵察及び空中消火を早期に実施するため、迅速な連絡及び派遣要請に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火と連携した地上の効果的な消火戦術の徹底を図ること。また、ヘリコプターの活動拠点の整備促進を図ること。なお、消防飛行艇による空中消火活動について検討したが、その消火能力の高さは認められるものの、導入経費、維持管理費等が多額である。
- 〔3〕 林野火災状況の的確な把握、防御戦術の決定並びに効果的な部隊の運用、情報伝達及び消防水利の確保等を行うため、林野火災の特性及び消防活動上必要な事項を網羅した林野火災防御図を整備すること。
- 〔4〕 防火水槽等消防水利の一層の整備を図ること。特に、林野と住宅地が近接し、住宅への延焼の危険性が認められる地域における整備を推進すること。
- 〔5〕 周辺住宅地及び隣接市町村への延焼拡大防止を考慮した有効な情報連絡体制の整備を図るとともに、これを活用した総合的な訓練の実

施に努めること。

第5節

風水害対策

風水害の現況と最近の動向

1. 令和4年中の主な風水害

令和4年中の風水害による人的被害は、死者14人、行方不明者1人、重傷者54人及び軽傷者247人、住家被害は、全壊75棟、半壊3,533棟及び一部破損5,509棟となっている（第1-5-1図）。

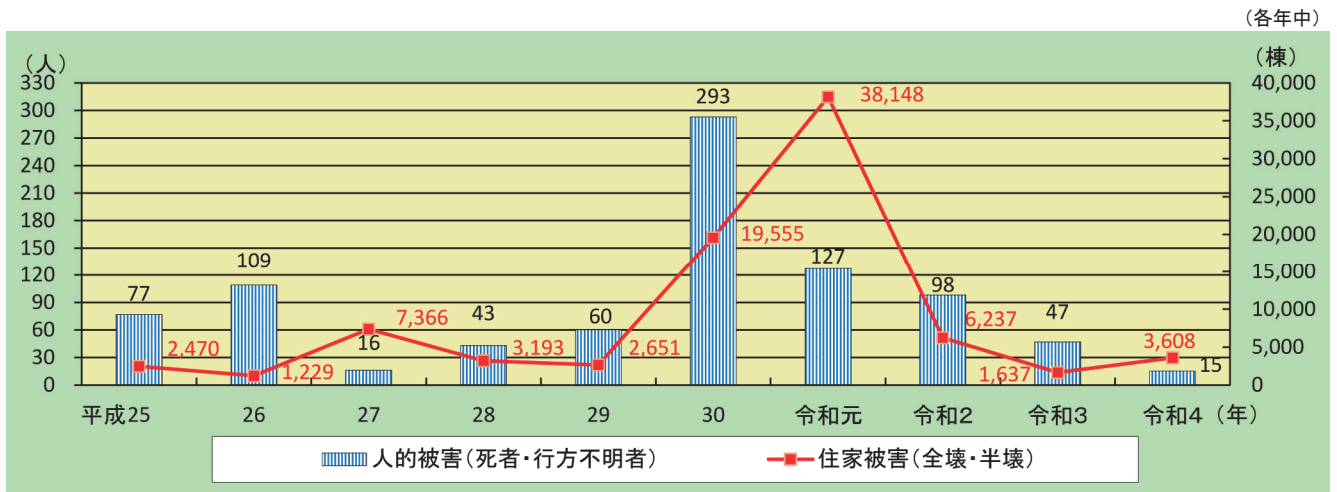
また、令和4年中に発生した台風の数はいくつあり、このうち日本列島に上陸した台風はいくつであった。

なお、令和4年中の主な風水害による被害状況等については、第1-5-1表のとおりである。

2. 令和5年1月から10月までの主な風水害

令和5年1月から10月までの主な風水害による被害状況等については、第1-5-2表のとおりである。

第1-5-1図 風水害による過去10年間の被害状況の推移



(備考)「災害年報」により作成

第1-5-1表 令和4年中の主な風水害による被害状況等

(令和5年4月1日現在)

番号	災害名	主な被災地	人的被害(人)				住家被害(棟)					消防庁の対応	
			死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水			
(1)	6月28日から大雨(6/28~30頃)	北海道								2			・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
(2)	台風第4号(7/1~6頃)	四国			1	2		12	33	183			・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
(3)	7月14日から大雨(7/14~20頃)	東北	1		6	3	206	52	191	1,497			・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
(4)	8月3日から大雨及び台風第8号(8/3~22頃)	東北・北陸 (大雨特別警報: 山形・新潟)	2	1	10	37	765	358	1,565	4,738			・災害対策本部設置(第2次応急体制) ・警戒情報発出
(5)	台風第11号及び前線に伴う大雨(8/29~9/7頃)	北陸・九州・沖縄	2		25	1	1	89	24	98			・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
(6)	台風第14号(9/17~20頃)	九州 (大雨特別警報: 宮崎 暴風・高潮・波浪特別警報: 鹿児島)	5		153	16	307	2,393	746	603			・災害対策本部設置(第3次応急体制) ・警戒情報発出
(7)	台風第15号(9/22~24頃)	東海	3		20	8	2,245	209	1,994	2,798			・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出

(備考)「災害年報」により作成

第1-5-2表 令和5年1月から10月までの主な風水害による被害状況等

(令和5年11月15日現在)

番号	災害名	主な被災地	人的被害(人)			住家被害(棟)					消防庁の対応	
			死者	行方不明者 <small>うち災害関連死者</small>	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水		
(1)	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号(6/1~3頃)	関東甲信、東海、近畿	6	1	2	49	24	509	121	2,379	7,243	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
(2)	令和5年6月29日からの大雨(6/28~7/13頃)	北陸、中国、九州 (大雨特別警報: 福岡・大分)	13		1	16	64	1,357	631	929	5,039	・災害対策本部設置(第2次応急体制) ・警戒情報発出
(3)	令和5年7月15日からの大雨(7/14~16頃)	東北	1			5	11	2,903	25	734	3,293	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
(4)	令和5年台風第6号(7/30~8/11頃)	四国、九州、沖縄	1			99	4	24	230	30	123	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
(5)	令和5年8月3日からの大雨(8/3~10頃)	北海道								1	7	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
(6)	令和5年台風第7号(8/11~17頃)	東海、近畿、中国 (大雨特別警報: 鳥取)				70	9	17	186	127	590	・災害対策本部設置(第2次応急体制) ・警戒情報発出
(7)	令和5年台風第13号(9/7~9頃)	東北、関東甲信	3			18	19	1,778	1,019	769	2,511	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出

(備考)「消防庁とりまとめ報」により作成

風水害対策の現況と課題

1. 避難情報の適時適切な発令

令和元年東日本台風等において明らかになった、警戒レベル4の中に「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」の2段階ある仕組みが正しく理解されていないなどの課題を踏まえ、令和3年5月に改正された災害対策基本法では、避難勧告及び避難指示が「避難指示」に一本化されるなど、避難情報の在り方が包括的に見直された。

また、これに伴い各市町村が避難情報の発令基準や伝達方法、防災体制等を検討するに当たって、参考とすべき事項を示した「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月内閣府)が改定された。

市町村においては、同法や内閣府の避難情報に関するガイドラインを踏まえ、避難情報の適切な発令基準の策定、運用が求められる。こうした取組を支援できるよう、消防庁では内閣府と連携して避難情報に関するガイドラインのより一層の周知を図るとともに、発令を行う市町村長の災害対応力強化のための研修を行うなど、引き続き避難情報の適時適切な発令に向けて取り組む。

(1) 令和5年梅雨前線による大雨を踏まえた避難情報の適切な発令の促進

全国各地で避難情報の発令が必要となった令和5年梅雨前線による大雨における自治体の対応を踏まえ、消防庁では内閣府とともに、都道府県に対し、同年9月に通知を発出し、主に次の事項について関係市町村に周知し助言や支援を行うよう要請した。

- ア 避難情報の発令基準等
- イ 情報伝達手段の多様化・多重化等
- ウ 防災体制の構築等

(2) 市町村長の災害対応力強化のための研修の実施

災害発生時には、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、的確な災害対応を行う必要があることから、消防庁では「市町村長の災害対応力強化のための研修」を実施している。当該研修は、市町村長と講師が1対1となり、災害の警戒段階から発災後に至る重要な局面ごとに講師が市町村長へ災害に関連して想定される状況を付与し、的確かつ迅速な判断・指示を求める実践的なシミュレーションを行うものとなっており、これまで約800名の市町村長が参加している。

2. 避難行動要支援者に係る避難の実効性の確保

市町村においては、障害者や高齢者等の避難行動要支援者の避難の実効性を確保するため、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成すること及び個別避難計画の作成に努めることが求められている。

名簿作成等に当たって留意すべき事項を示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月策定、令和3年5月改定)等を踏まえ、市町村において避難行動要支援者に係る避難の実効性の確保に向けた取組が進められているところである。

消防庁では内閣府と連携して避難行動要支援者名

簿及び個別避難計画の作成状況に係る調査を行い、実態を把握するとともに、先進的な取組事例を共有するなど、引き続き市町村の取組を支援していく。

（1）避難行動要支援者名簿の作成及び更新等

災害対策基本法では、要配慮者のうち自ら避難をすることが困難であり、特に支援を要する避難行動要支援者について名簿を作成することが市町村の義務とされている。内閣府とともに実施した調査結果によると、避難行動要支援者名簿については、令和5年1月1日現在、すべての市町村で作成済となった。

名簿作成後も避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化するものであり、定期的にその実態を把握し、名簿に反映する必要があることから、市町村において名簿の更新サイクルや更新の仕組みの見直しについて検討することが求められる。また、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供し、避難支援体制の構築に努めることが円滑な避難支援については避難行動要支援者の安全確保に効果的であることから、名簿情報の避難支援等関係者への提供に関する本人同意の取得や本人同意の有無にかかわらず外部提供できる根拠となるよう、条例に特別の定めを置くことについて検討することを令和5年6月30日に内閣府とともに都道府県を通じて市町村に通知した。

（2）個別避難計画の作成

災害対策基本法では、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされている。内閣府とともに実施した調査結果によると、令和5年1月1日現在、全市町村（1,741団体）のうち、個別避難計画を1件以上作成している団体は、1,303団体（74.8%）となっている。

個別避難計画の作成に当たっては、地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から着実に作成していくことが求められる。また、優先度の検討と併せて、市町村において庁内や庁外との連携、福祉専門職の参画、同計画に基づく避難訓練の実施などを進めることが重要である。

消防庁では、既に個別避難計画の作成に着手している市町村は更に効率的・効果的に取組を進め、まだ着手していない市町村については速やかに個別避

難計画の作成に着手するよう、令和5年6月30日に内閣府とともに都道府県を通じて市町村に通知したところであり、引き続き、実効性のある個別避難計画の作成を進められるよう支援していく。

第6節

震災対策

地震災害の現況と最近の動向

15回であった（第1-6-1表）。

なお、令和4年中の主な地震災害による被害状況等については、第1-6-2表のとおりである。

1. 令和4年中の主な地震災害

令和4年中に震度5弱以上が観測された地震は、

第1-6-1表 最大震度別地震発生状況の推移（震度5弱以上）

【出典】「気象庁資料」

年	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	計
平成25年	5	6	1	0	0	12
平成26年	7	1	1	0	0	9
平成27年	5	5	0	0	0	10
平成28年	18	5	6	2	2	33
平成29年	4	4	0	0	0	8
平成30年	7	2	1	0	1	11
令和元年	6	0	2	1	0	9
令和2年	6	1	0	0	0	7
令和3年	4	5	0	1	0	10
令和4年	7	6	1	1	0	15
令和5年	5	2	0	1	0	8

※令和5年は令和5年1月1日から令和5年10月31日までの数値

第1-6-2表 令和4年中の主な地震災害による被害状況等

(令和5月4月1日現在)

番号	発生日月	発時刻	震源地名	地震の規模 (マグニチュード)	最大 震度	最大震度を観測した市町村	主な被害状況	消防庁の対応
(1)	令和4年1月4日	6時08分	父島近海	6.1	5強	東京都:小笠原村	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策本部 (第2次応急体制)
(2)	令和4年1月22日	1時08分	日向灘	6.6	5強	大分県:大分市、佐伯市、竹田市 宮崎県:延岡市、高千穂町	【人的被害】重傷3人 軽傷9人 【住家被害】半壊2棟 一部破損625棟	災害対策本部 (第2次応急体制)
(3)	令和4年3月16日	23時34分	福島県沖	6.1	5弱	宮城県:石巻市 福島県:相馬市	【人的被害】死者4人 重傷24人 軽傷193人 【住家被害】全壊228棟 半壊4,704棟 一部破損53,418棟	災害対策本部 (第3次応急体制)
(4)	令和4年3月16日	23時36分	福島県沖	7.4	6強	宮城県:登米市、蔵王町 福島県:相馬市、南相馬市、国見町		
(5)	令和4年3月18日	23時25分	岩手県沖	5.6	5強	岩手県:野田村	【人的被害】なし 【住家被害】一部破損1棟	災害対策本部 (第2次応急体制)
(6)	令和4年4月19日	8時16分	茨城県北部	5.4	5弱	茨城県:城里町	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
(7)	令和4年5月22日	12時24分	茨城県沖	6.0	5弱	福島県:いわき市	【人的被害】なし 【住家被害】一部破損1棟	災害対策室 (第1次応急体制)
(8)	令和4年6月19日	15時08分	石川県能登地方	5.4	6弱	石川県:珠洲市	【人的被害】軽傷7人 【住家被害】一部破損76棟	災害対策本部 (第3次応急体制)
(9)	令和4年6月20日	10時31分	石川県能登地方	5.0	5強	石川県:珠洲市		
(10)	令和4年6月26日	21時44分	熊本県熊本地方	4.7	5弱	熊本県:美里町	【人的被害】なし 【住家被害】一部破損2棟	災害対策室 (第1次応急体制)
(11)	令和4年8月11日	0時35分	上川地方北部	5.2	5弱	北海道:中川町	【人的被害】なし 【住家被害】一部破損2棟	災害対策本部 (第2次応急体制)
(12)	令和4年8月11日	0時53分	上川地方北部	5.4	5強	北海道:中川町		
(13)	令和4年10月2日	0時02分	大隅半島東方沖	5.9	5弱	宮城県:日南市	【人的被害】軽傷1人 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
(14)	令和4年10月21日	15時19分	福島県沖	5.0	5弱	福島県:楡葉町	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
(15)	令和4年11月9日	17時40分	茨城県南部	4.9	5強	茨城県:城里町	【人的被害】軽傷1人 【住家被害】なし	災害対策本部 (第2次応急体制)

(備考)「災害年報」により作成

2. 令和5年1月から10月までの主な地震災害

る被害状況等については、第1-6-3表のとおりである。

令和5年1月から10月までの主な地震災害による被害状況等

第1-6-3表 令和5年1月から10月までの主な地震災害による被害状況等

(令和5年11月15日現在)

番号	発生年月日	発生時刻	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	最大震度	最大震度を観測した市町村	主な被害状況	消防庁の対応
1	令和5年2月25日	22時27分	釧路沖	6.0	5弱	北海道：根室市、標津町	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
2	令和5年5月5日	14時42分	能登半島沖	6.5	6強	石川県：珠洲市	【人的被害】死者1人 重傷2人 軽傷46人 【住家被害】全壊40棟 半壊311棟 一部破損3,046棟	災害対策本部 (第3次応急体制)
3	令和5年5月5日	21時58分	能登半島沖	5.9	5強	石川県：珠洲市	【人的被害】軽傷8人 【住家被害】一部破損71棟	災害対策本部 (第2次応急体制)
4	令和5年5月11日	4時16分	千葉県南部	5.2	5強	千葉県：木更津市	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
5	令和5年5月13日	16時10分	トカラ列島近海	5.1	5弱	鹿児島県：十島村	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
6	令和5年5月22日	16時42分	新島・神津島近海	5.3	5弱	東京都：利島村	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
7	令和5年5月26日	19時03分	千葉県東方沖	6.2	5弱	茨城県：神栖市 千葉県：銚子市、旭市	【人的被害】なし 【住家被害】一部破損3棟	災害対策室 (第1次応急体制)
8	令和5年6月11日	18時54分	苫小牧沖	6.2	5弱	北海道：千歳市、厚真町、浦河町	【人的被害】軽傷1人 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)

(備考)「消防庁とりまとめ報」により作成

震災対策の現況と課題

1. 地震災害の予防

周囲をプレートに囲まれ、多数の活断層を有する我が国において地震災害の被害を最小限に抑制するため、大規模地震対策特別措置法のほか、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、本節において「南海トラフ地震特措法」という。）、首都直下地震対策特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、本節において「日本海溝・千島海溝地震特措法」という。）では、地域指定の対象とされた地方公共団体による、地震防災上緊急に整備すべき施設や訓練等に関する計画の作成について定められている。

また、令和3年3月に改正され、国の負担又は補助の特例等に係る規定の失効期日が5年延長された地震防災対策特別措置法に基づき、都道府県においては、管内市町村事業も含む地震防災緊急事業五箇年計画を作成できるとされている（第1-6-4表）。

地方公共団体においては、これらの計画に基づき、公共施設の耐震化等の施設整備や、住民参加の防災訓練等の災害予防の取組が求められる。

こうした取組を支援できるよう、施設整備に必要な補助金や地方債等の地方財政措置を講じるとともに、連携して緊急地震速報訓練を実施するほか、きめ細かな地震観測網構築のため、震度情報ネットワークを整備するなど、引き続き可能な限りの災害予防に向けて取り組む。

第1-6-4表 大規模地震対策の概要

項目	内容	東海地震	南海トラフ地震	首都直下地震	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震	
		地震防災対策強化地域 8都県 157市町村	地震防災対策推進地域 29都府県 707市町村	緊急対策区域 10都県 309市町村	地震防災対策推進地域 8道県 272市町村	
被害想定	想定地震	東海	南海トラフ	都心南部直下	日本海溝沿い	千島海溝沿い
	死者数(人)	約9,200	約323,000	約23,000	約199,000	約100,000
	全壊建物数(棟)	約260,000	約2,386,000	約610,000	約220,000	約84,000
	経済的被害(円) (直接・間接被害の合計)	約37兆	約214.2兆	約95兆	約31.3兆	約16.7兆
基本法令	<ul style="list-style-type: none"> 地震予知に資する観測・測量体制の強化 直前予知を前提とした警戒避難態勢 	大規模地震対策特別措置法(S53)	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(H25)	首都直下地震対策特別措置法(H25)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(H16)	
	<ul style="list-style-type: none"> 観測・測量体制の整備努力 防災施設の整備、津波からの円滑な避難計画等 					
	<ul style="list-style-type: none"> 避難地、避難路、消防用施設等の整備推進のための国庫補助率嵩上等 	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(S55)	地震防災対策特別措置法(H7)			
大綱	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震への防災・減災対策として具体的な施策や今後検討事項となる施策をまとめたもの 中央防災会議が決定する 	大規模地震防災・減災対策大綱 H26. 3策定				
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 各基本法令に基づき作成 強化(推進)地域、緊急対策区域の行政機関、民間事業者等が定める応急(対策)計画の基本となるべき事項等を定めたもの 中央防災会議が決定する(緊急対策推進基本計画は閣議決定) 	地震防災基本計画 S54. 9策定	推進基本計画 H26. 3策定 R3. 5変更	緊急対策推進基本計画 H26. 3策定 H27. 3変更	推進基本計画 H18. 3策定 R4. 9変更	
応急対処方針	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震・津波災害が発生した際に、政府が実施する災害応急対策活動を示すとともに、関係機関の役割について記載したものの 南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については別途具体的な応急対策活動に関する計画を定めている 中央防災会議幹事会が決定する 	大規模地震・津波災害応急対策対処方針 H29. 12策定 R5. 5改定				
実施計画等	<ul style="list-style-type: none"> 各基本法令に基づき地方公共団体が作成 地方防災会議等が決定する 	地震防災強化計画	推進計画	基盤整備等計画	推進計画	

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
資料

(1) 日本海溝・千島海溝地震特措法の改正

令和3年12月に「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」が公表した被害想定及び令和4年3月に公表した報告書を受け、令和4年5月に日本海溝・千島海溝地震特措法が改正された(同年6月施行)。改正により、新たに指定された津波避難対策特別強化地域において、市町村が津波避難対策緊急事業計画を作成すれば、避難場所や避難経路を整備する際に国の負担又は補助の特例等が適用されることになるなど、南海トラフ地震特措法と同程度に対策が強化されたほか、施設等の整備について積雪寒冷地域に必要な機能が確保されるよう、特に配慮し対策を講じることとされた。

法改正を受け、地方公共団体では推進計画の変更等が必要になるため、消防庁では内閣府と連携して推進計画作成例を改訂して周知するなど助言を行った。

(2) 防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進

大規模地震発生時において災害応急対策を円滑に実施するためには、自治体庁舎や指定避難所等の防災拠点となる公共施設等の耐震化が重要であることから、消防庁では、地方公共団体におけるこれらの施設の耐震化を促している。

耐震化の進捗については、令和4年10月1日現在の施設区分ごとの耐震率は第1-6-5表のとおりである。

(3) 防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る地方財政措置

地方公共団体が実施する防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る費用に対しては、「緊急防災・減災事業債」による財政措置を講じている。さらに、令和3年8月からは、地方公共団体の未耐震の本庁舎の建替に併せて災害対策本部員室等を整備する場合、当該整備に係る費用にも同事業債の充当が可能となった。

第1-6-5表 防災拠点となる公共施設等の耐震率

(令和4年10月1日現在)

施設区分	耐震率	施設区分	耐震率
社会福祉施設	93.2%	体育館	90.1%
文教施設(校舎・体育館)	99.6%	診療施設	95.1%
庁舎	92.0%	警察本部・警察署等(※)	86.8%
県民会館・公民館等	89.1%	消防本部・消防署所	95.7%
		合計	96.2%

(※) 機動隊庁舎、警察学校、交番等を含む。

(4) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく施設整備

地方公共団体は、地震防災対策特別措置法に基づく第6次地震防災緊急事業五箇年計画(令和3年度から令和7年度まで)に基づき施設整備を推進しており、消防庁は、消防庁所管事業に係る計画変更等について助言を行った。

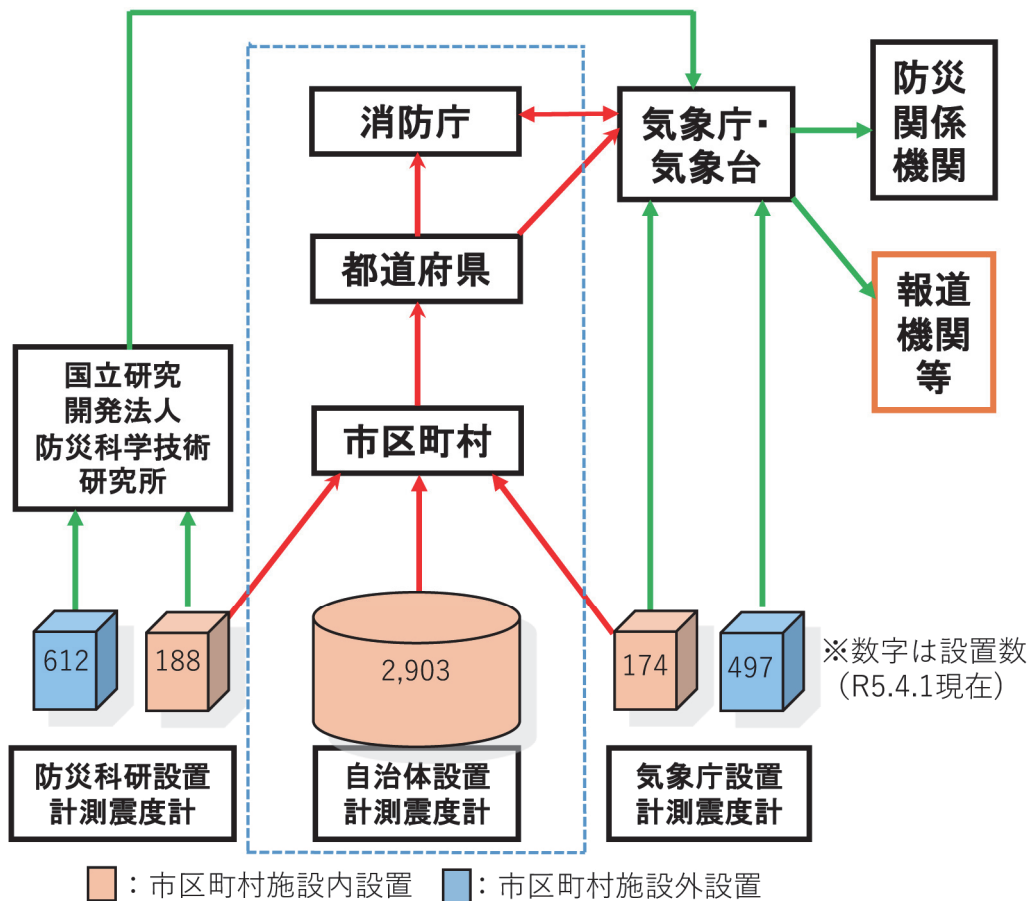
また、同計画等に基づき地方公共団体が整備する耐震性貯水槽について、消防庁では消防防災施設整備費補助金による国庫補助事業を行っており、令和4年度には同補助金により266基の整備が行われた。

(5) 震度情報ネットワークシステムの整備

地震発生時の初動対応を迅速に行うため、地方公共団体が整備した約2,900か所の震度計が計測する震度情報を消防庁や気象庁に即時送信する震度情報ネットワークシステム(第1-6-1図)が運用されている。

消防庁では、安定的かつきめ細かな震度観測、観測データの確実な伝達ができるよう、令和3年度補正予算において都道府県に対する補助事業を実施し、震度計を更新するとともに、波形データの保存容量の拡充・伝送の自動化、ネットワークの光回線化による伝送データの大容量化等を行い、ネットワーク全体の機能強化を図った。

第1-6-1 図 震度情報ネットワークシステムの概要



（6）緊急地震速報訓練の実施

消防庁では、気象庁等と連携し、年2回、緊急地震速報の全国的な訓練を実施している。令和5年度は第1回を6月15日、第2回を11月2日に実施し、地方公共団体では、全国瞬時警報システム（Jアラート）により配信する訓練用の緊急地震速報の受信確認、職員・地域住民参加による地震の揺れから身を守る行動や避難行動の訓練等が行われた。

2. 津波避難の実効性の確保

平成23年3月の東日本大震災における津波による甚大な被害を踏まえて同年制定された津波防災地域づくりに関する法律に基づき、市町村においては避難施設の整備等について定めた推進計画を作成できることとされている。

また、同年制定された津波対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体においては、住民等の避難の実効性を確保するための津波避難計画を作成するよう努めることとされている。

地方公共団体においては、これらの計画に基づき、津波避難タワーや避難路・避難階段等の整備、避難訓練の実施等が求められる。

こうした取組を支援できるよう、津波避難計画の作成状況等について実態を把握するとともに、施設整備に必要な地方債等の地方財政措置を講じるなど、引き続き津波避難の実効性確保に取り組む。

（1）津波避難計画の策定の促進

消防庁では、津波による人的被害を軽減するため、避難対象地域の指定、津波情報の収集・伝達や避難指示の発令手順等を津波避難計画として定めるよう関係地方公共団体に要請している。

令和2年12月1日現在の調査結果では、津波避難計画の策定対象市町村（675団体）のうち、策定済の市町村は99.4%（671団体）であった。

（2）津波避難施設の整備に係る地方財政措置

地方公共団体が実施する津波避難タワーや避難路等の整備に係る費用に対しては、「緊急防災・減災事業債」による地方財政措置を講じている。

第7節

原子力災害対策

原子力災害等の現況と最近の動向

1. 原子力施設の現況と主な事故

我が国には、原子力施設として、原子力発電所、再処理施設、加工施設等が立地している（第1-7-1図）。

平成7年（1995年）以降の原子力施設における主な事故は13件である（火災、放射性物質等の漏えい、被ばく等が発生し、消防機関が出動したものの）（資料1-7-1）。

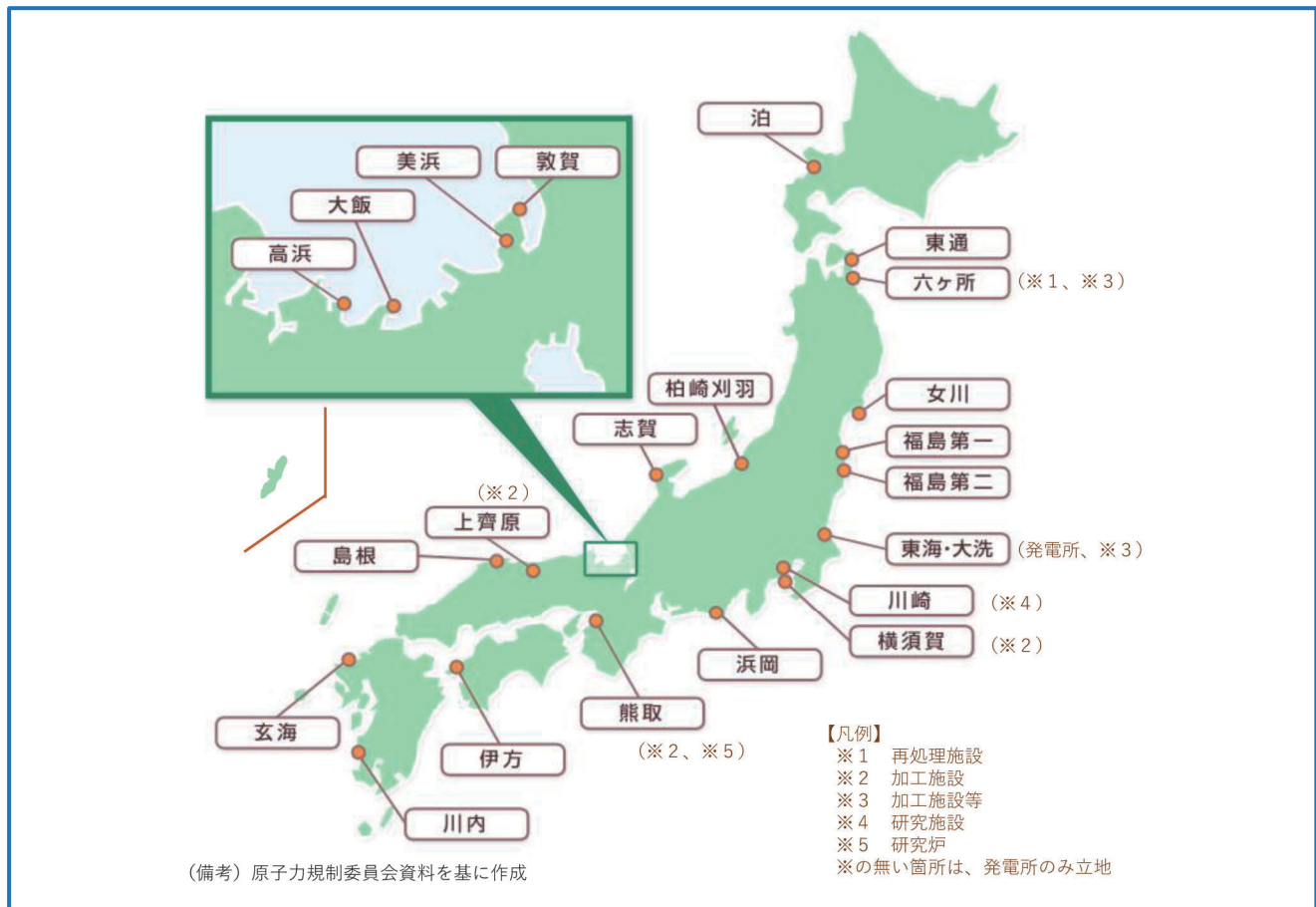
2. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、本節において「福島原発事故」とい

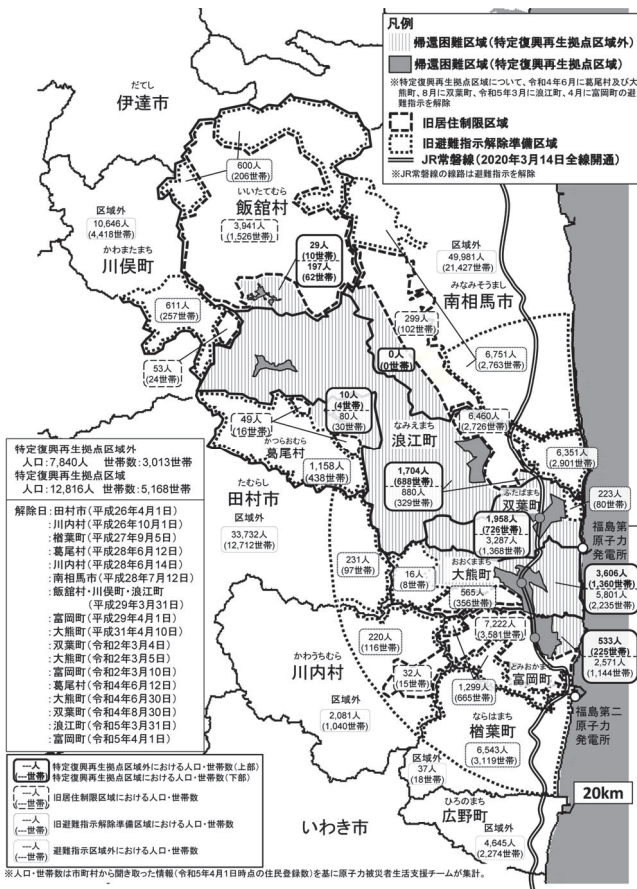
う。）の発生以降、原子力災害対策特別措置法（以下、本節において「原災法」という。）に基づく原子力災害対策本部長の指示により、当該原子力発電所の周辺地域において避難指示区域が設定されている（第1-7-2図）。直近では、令和5年3月に浪江町、4月に富岡町、5月に飯館村において設定された帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域等について、避難指示が解除された。

当該区域を管轄する双葉地方広域市町村圏組合消防本部（以下、本節において「双葉消防本部」という。）及び相馬地方広域消防本部では、放射性物質による汚染、地震等による消防施設や水利の被災等の厳しい条件の下、消防活動を継続して行っており、双葉消防本部は、現在も避難指示区域外に本部庁舎を移転している。

第1-7-1図 我が国の主な原子力施設立地地点



第1-7-2 図 避難指示区域の概念図（令和5年4月1日時点）（経済産業省ホームページから引用）



避難指示区域の管轄消防本部は、当該区域内の防火対策のための定期的な巡回の実施、火災の早期発見のための監視カメラの設置、さらに簡易型防火水槽の整備、高性能水中ポンプの導入といった必要な消防施設の整備を行っている。

また、避難指示区域においては、除草や枝木の伐採等の面で制約があり、火災の早期発見が困難であることから、大規模な火災が発生した場合の備えとして、平成23年11月に福島県内の消防本部による応援体制が確立されるとともに、平成24年3月には原子力災害現地対策本部及び福島県災害対策本部による緊急対策が取りまとめられ、関係機関の連携が強化されている。

消防庁では、双葉消防本部の仮庁舎等の整備に係る財政支援を行うとともに、「原子力災害避難指示区域消防活動費交付金」により、避難指示区域の管轄消防本部において必要な消防施設の整備や消防応援活動に要した経費等の財政支援を行っている。

さらに、「双葉消防本部支援調整会議」において、双葉消防本部における消防活動上の課題を継続的に把握するとともに、双葉消防本部への支援等に

ついて必要な検討・調整を行っている。

原子力災害対策等の現況

1. 原子力施設等の原子力災害対策

原子力災害対策は、災害対策基本法及び原災法に基づき、原子力事業者、国、地方公共団体等の防災計画に従って必要な措置が講じられる体系となっている。

原子力施設周辺において、関係地方公共団体は、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、地域防災計画を作成し、当該原子力施設や地域の実情に即した原子力災害対策を推進している。消防庁では、内閣府（原子力防災担当）を中心とした関係省庁と連携し、政府として、関係地方公共団体が作成する地域防災計画・避難計画の具体化・充実化の支援を行っている。

2. 消防機関における活動対策

(1) マニュアル、ハンドブック、活動要領等の作成・配布

消防庁では、原災法等における事業者の責務や原子力防災組織の設置等を踏まえ、事故等発生時において消防隊員の安全を確保しながら効果的に消防活動が展開できるよう「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」（平成26年3月。令和4年3月一部改訂）ほか各種マニュアル等を作成し、消防機関等に配布している。

(2) 放射性物質等事故対応資機材の整備等

消防力の整備指針では、原子力施設等の立地など地域の実情に応じて、放射性物質等による事故に対応するための資機材を配置するものとされている。

また、消防庁では、個人警報線量計等の放射性物質等事故対応資機材を消防組織法（国有財産等の無償使用）に基づき、緊急消防援助隊登録消防本部に配備している。

(3) 消防職員に対する教育・訓練等

消防職員に対する原子力防災研修等については、消防大学校において、実務講習「緊急消防援助隊教育科NBCコース」を実施している。また、放射性物質等による事故発生時の消防活動の基本的事項等、

全ての消防職員に習得してほしい事項についてまとめた教材「スタート！RI119～消防職員のための放射性物質事故対応の基礎知識～」(平成23年3月。令和5年3月一部改訂)を作成し、消防機関等に配布している。

このほか、消防庁では、原子力規制庁による消防職員や原子力事業者等を対象とした「原子力施設における火災防護に関する研修」等に講師派遣等を行っている。

原子力災害対策等の課題

1. 福島原発事故を踏まえた今後の取組

(1) 避難指示区域の管轄消防本部の支援

避難指示区域の管轄消防本部においては、放射性物質による汚染、消防施設や水利の被災等の厳しい条件下、消防活動を継続して行っているところであり、各市町村の復旧・復興等と併せて体制の充実強化を図る必要がある。消防庁としては、関係省庁等と連携し、管轄消防本部への支援を引き続き行っていく必要がある。

(2) 関係地方公共団体における地域防災計画の見直し等

関係地方公共団体においては、原子力防災全体の見直しと併せ、地域防災計画・避難計画の見直しが進められているところである。福島原発事故以前における防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の目安は、原子力発電所にあつてはおおむね半径8～10kmとされていたが、福島原発事故以後に策定された原子力災害対策指針では重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域(原子力災害対策重点区域)の範囲の目安としておおむね半径30kmに拡大された。このため、原子力災害対策指針策定後に新たに当該区域の圏内となった地方公共団体の地域防災計画・避難計画において原子力災害対策を定めること、広域での避難体制を確保すること等が求められている。

消防庁では、関係省庁と連携し、地域防災計画・避難計画の充実に向けた必要な支援や、訓練等を通じた防災体制の充実強化を支援しているところであり、今後ともこれらの取組を通じて、原子力防災体制の充実強化を図っていく必要がある。

(3) 福島原発事故において活動した消防職員の長期的な健康管理

消防庁では、福島原発事故において、国の要請により緊急消防援助隊として3号機の使用済燃料プールへの放水活動等を実施した消防職員に対し、定期追加検査の機会の確保及び長期的経過観察により健康管理の支援を行っており、引き続き支援を実施していく必要がある。

2. 放射性物質等事故対応能力の向上

原子力施設、放射性同位元素等取扱施設及び放射性物質輸送時において、放射性物質や放射線の放出を伴う事故が発生した場合、消防機関は、迅速かつ適切に対応を行う必要があることから、引き続き事故に対する消防機関の消防活動能力の向上を図っていく必要がある。

第8節

その他の災害対策

火山災害対策

1. 令和4年以降の主な火山活動

令和4年以降の主な火山活動による被害状況等については、第1-8-1表のとおりである。

2. 火山災害対策の現況と課題

近年、富士山の市街地近くで新たな火口が発見され、想定される火口の範囲が拡大していることや、桜島での大規模噴火の可能性が指摘されていることなど、火山活動が活発化した際の備えが急務となっている。

このような状況に鑑み、噴火災害が発生する前の予防的な観点から活動火山対策の更なる強化を図るため、令和5年6月に活動火山対策特別措置法が改正され、以下の内容が盛り込まれた（令和6年4月1日施行）。

- ・避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等
- ・登山の期日、経路等の情報の提供を容易にするための配慮等
- ・火山現象の発生時における住民や登山者等への情

報通信技術の活用等を通じた、迅速かつ的確な情報の伝達等

- ・火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保等
- ・文部科学省に火山調査研究推進本部（火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進する特別の機関）を設置
- ・火山防災の日（8月26日）の制定
- ・最新の科学的知見等を勘案した、活動火山対策の在り方についての検討等

地方公共団体においては、これらの状況を踏まえ、より具体的な事象を想定した避難の在り方の検討や、噴石から登山者等の身の安全を確保するための安全な強度を持つ退避壕・退避舎等の整備が求められる。

こうした取組を支援できるよう、地方公共団体が行う退避壕・退避舎等の新設、改修に係る費用に対して「消防防災施設整備費補助金」や「緊急防災・減災事業債」による財政支援を実施しているほか、民間事業者が行う山小屋等を活用した退避施設の整備に係る費用についても、地方公共団体が補助する場合について、その補助額の一部を補助している。

第1-8-1表 令和4年以降の主な火山活動

(令和5年11月15日現在)

番号	発生日月	発時刻	発場所	現象	噴火警報	噴火警戒レベル	主な被害状況	消防庁の対応
(1)	令和4年2月24日	—	阿蘇山	火山性微動	噴火警報(火口周辺)	3(入山規制)	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
(2)	令和4年7月24日	20時05分	桜島南岳山頂火口	爆発	噴火警報(居住地域)	5(避難)	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策本部 (第3次応急体制)
(3)	令和4年9月28日	—	諏訪之瀬島御岳火口	噴火活動の活発化	噴火警報(火口周辺)	3(入山規制)	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
(4)	令和5年3月5日	—	諏訪之瀬島御岳火口	噴火活動の活発化	噴火警報(火口周辺)	3(入山規制)	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
(5)	令和5年6月27日	—	口永良部島	火山性地震	噴火警報(火口周辺)	3(入山規制)	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)

(備考)「消防庁とりまとめ報」により作成

雪害対策

1. 雪害の現況と最近の動向

令和4年11月から令和5年4月までの雪害による人的被害は、死者60人（前年99人）、重傷者297人（同585人）及び軽傷者603人（同1,012人）、住家被害は、全壊3棟（同9棟）、半壊2棟（同12棟）、一部破損87棟（同729棟）、床上浸水0棟（同1棟）及び床下浸水8棟（同6棟）となっており、雪による被害は前年の調査期間に比べ減少した。

2. 雪害対策の現況と課題

雪害による死亡要因は、屋根の雪下ろし等除雪作業中の事故が大半を占めており、地方公共団体においては、除雪作業中の事故による死者を減らす取組が求められる。

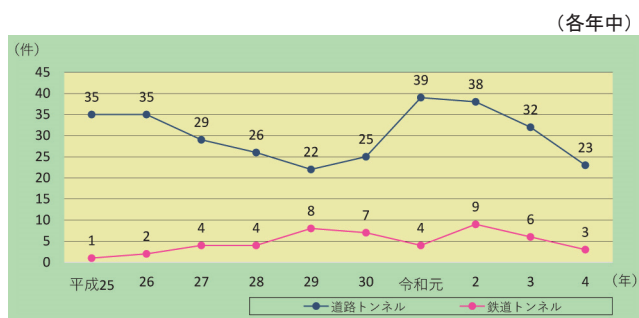
消防庁では、このような事故を極力未然に防止できるよう、内閣府と連携して地方公共団体に対して除雪作業中の事故防止における実践的な留意点について普及啓発・注意喚起を行うなど、引き続き事故防止に向けて取り組む。

トンネル等の災害対策

1. トンネルに係る火災の現況

過去10年間に発生した鉄道トンネル及び道路トンネルに係る車両及び施設の火災件数は、第1-8-1図のとおりである。

第1-8-1図 トンネルに係る火災件数の推移



2. トンネルに係る災害対策の現況と課題

(1) 鉄道トンネル及び道路トンネル

鉄道トンネル（地下鉄道トンネルを含む）、道路トンネル及び今後開発が予想される大深度地下*1施設は、出入口が限定された閉鎖性の高い場所であり、一旦火災等が発生し、濃煙、熱気が充満した場合には、利用者の避難・誘導、消防隊の消火・救助活動等に種々の制約、困難が伴うことから、適切な防災安全対策を講じていく必要がある。

鉄道トンネルに関しては、国土交通省と連携し、「トンネル等における列車火災事故の防止に関する具体的対策」を示すことにより、消火、避難設備等の設置の促進及び所在市町村における火災事故防止対策の強化を図っている。

道路トンネルに関しては、国土交通省を中心とした関係省庁と連携し、「トンネル等における自動車の火災事故防止対策」及び「道路トンネル非常用施設設置基準」により火災事故防止対策の充実に努めている。

(2) 大深度地下空間

公共の利益となる事業による大深度地下の使用に関し、当該事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ることを目的とした大深度地下の公共的使用に関する特別措置法が平成12年（2000年）5月に制定され、同法に定める対象地域である首都圏、中部圏及び近畿圏において、関係省庁及び関係地方公共団体で構成する大深度地下使用協議会が、それぞれ開催されている。

大深度地下空間で災害が発生すると、地下の深部に多数の利用者が取り残されるおそれがあり、従来の施設と比較して消火活動や救助活動がより困難になることが予想されている。

このため、消防庁、国土交通省等関係機関において大深度地下施設の用途、深度、規模等に応じた安全対策について検討を行い、平成16年2月に「大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針」を取りまとめ、これを踏まえ確実に安全対策が講じられるよう、適切な助言等を行っていく必要がある。

また、中央新幹線（品川・名古屋間）は、大都市圏において大深度地下を利用した区間があるため、万一災害等が発生した場合に、迅速かつ安全に乗客

*1 大深度地下：地下40m以深又は支持地盤上面から10m以深のいずれか深い方の地下

を避難させ、的確な消防活動を行えるように対策を講ずる必要がある。

このため、消防庁では、中央新幹線の防災対策等について情報共有を図ることを目的に、東海旅客鉄道株式会社及び中央新幹線沿線消防本部から構成される連絡会議を開催している。

消防活動阻害物質に係る災害対策

火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で一定数量以上のもの（消防活動阻害物質）については、これを貯蔵し、又は取り扱う者は、消防法第9条の3の規定により、あらかじめ、その旨を消防機関に届け出なければならないこととされている。

消防活動阻害物質としては、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス、無水硫酸、生石灰、毒物及び劇物取締法に規定する毒物・劇物のうち一定の物質が指定されており、火災の発生につながる危険性や、燃焼及び消火活動に伴い爆発や有害なガス等を発生させ、他の通常の火災の場合にはみられない特殊かつ重大な被害を生じさせる危険性を有している。

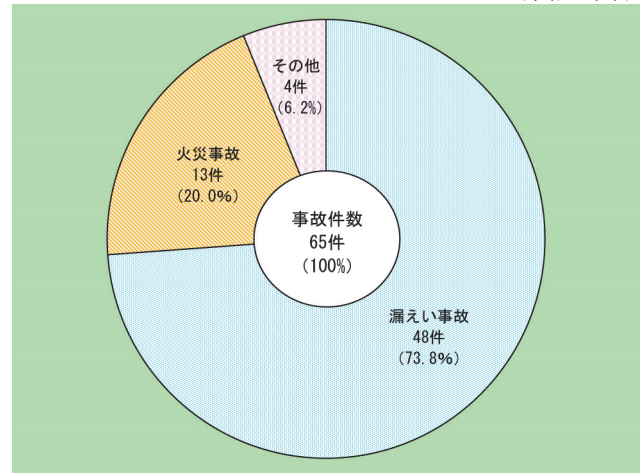
1. 消防活動阻害物質に係る災害の現況と最近の動向

消防活動阻害物質に係る火災、漏えい、その他の事故で、消防機関が覚知したもののうち、令和4年中に発生したものの総件数は65件であり、その内訳は、火災事故が13件、漏えい事故が48件、その他の事故が4件である（第1-8-2図）。

また、これらの事故による死者は0人、負傷者は15人となっている。

第1-8-2図 消防活動阻害物質に係る事故件数

(令和4年中)



(備考) 1 「圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故統計表」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

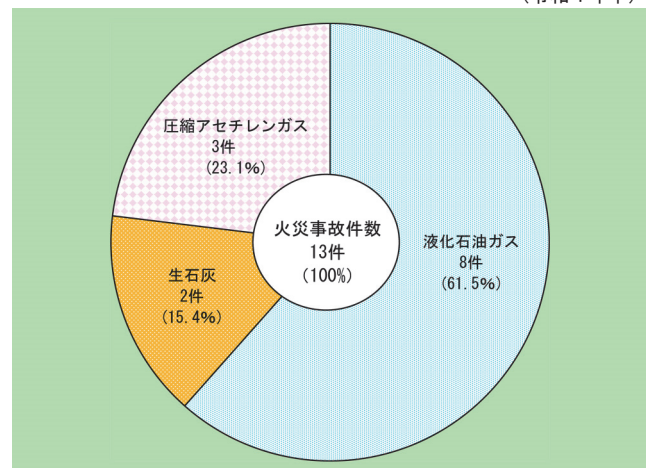
(1) 火災事故の状況

令和4年中の消防活動阻害物質に係る火災事故の件数は13件（対前年比3件減）で、人的被害は死者0人（同1人減）、負傷者4人（同2人増）となっている。

また、火災事故の内訳は、液化石油ガスによるものが8件（61.5%）、生石灰によるものが2件（15.4%）、圧縮アセチレンガスによるものが3件（23.1%）となっている（第1-8-3図）。

第1-8-3図 消防活動阻害物質に係る火災事故の内訳

(令和4年中)



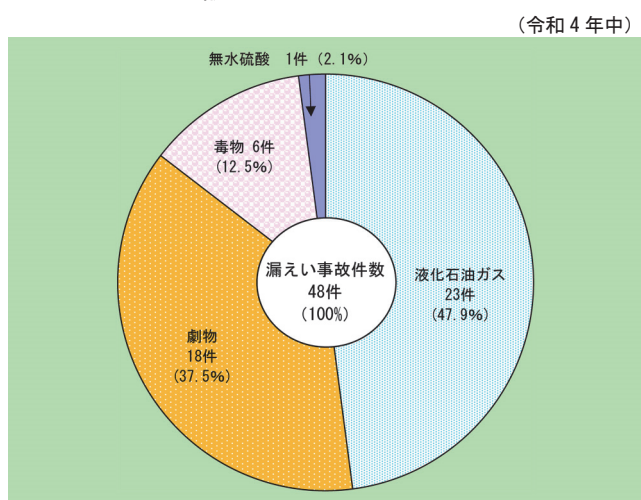
(備考) 1 「圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故統計表」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(2) 漏えい事故の状況

令和4年中の消防活動阻害物質に係る漏えい事故の件数は48件（対前年比9件増）で、人的被害は死者0人（前年同数）、負傷者4人（対前年比1人減）となっている。

また、漏えい事故の内訳は、液化石油ガスによるものが23件（47.9%）、劇物によるものが18件（37.5%）、毒物によるものが6件（12.5%）、無水硫酸によるものが1件（2.1%）となっている（第1-8-4図）。

第1-8-4図 消防活動阻害物質に係る漏えい事故の内訳



(備考) 1 「圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故統計表」により作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

2. 消防活動阻害物質に係る災害対策の課題

(1) 実態の把握及び指導

消防活動阻害物質については、届出等に基づき的確に実態の把握に努める必要がある。

(2) 危険物災害等情報支援体制の充実

消防活動阻害物質に係る災害時においては、消防職員の安全を確保しつつ、迅速かつ効果的な消防活動を展開するために、より早い段階で消防活動阻害物質の危険性及び対応要領等に係る情報を把握することが重要である。このため、災害時に必要な情報（化学物質の性状、対応要領等）を災害活動現場に迅速かつ効果的に消防機関等へ提供できるよう、「危険物災害等情報支援システム」を適切に運用していく必要がある。

海上災害対策

1. 海上災害の現況と最近の動向

令和4年中の主要港湾*2108港における海上災害で消防機関が出動したものは37件であり、このうち火災によるものが12件（全体の32.4%）、油の流出によるものが9件（全体の24.3%）となっている。

また、事故船舶の規模別では、1,000t未滿が15件で全体の40.5%を占めている（資料1-8-2）。

2. 海上災害対策の現況

港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え、地方公共団体においては、地域防災計画に防災関係機関との連絡、情報の収集、応援要請、防災資機材の調達等の緊急措置がとれるよう事前対策等を定め、防災体制の強化を図るとともに、大規模な災害となった場合には、災害対策本部の設置等により所要の対策を講じることとしている。

消防機関においては、消防艇をはじめとする海上防災資機材の整備、防災関係機関との協力関係の確立、防災訓練の実施等に努め、万一の海上災害に備えている。

なお、船舶火災の消火活動については、港湾所在市町村の消防機関と海上保安部署との間で業務協定が締結されているほか、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律においても、消防機関と海上保安庁との協力義務が規定されている。

3. 海上災害対策の課題

タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通の輻そう化等により、海上災害が発生する危険性が高まっている中、消防機関が有効な消火・救急・救助活動等を実施するためには、消防艇をはじめとする海上防災資機材の整備、防災関係機関との協力関係の確立、防災訓練の実施等により、万一の海上災害に備えた体制の整備に努めていく必要がある。

平時から海上保安庁とは、事故情報の共有を図るとともに、毎年各省庁が参加する大規模油流出事故を想定した対処訓練に参加し、連携の更なる向上に取り組んでいる。

航空災害対策

1. 航空災害の現況と最近の動向

令和4年中に航空災害で消防機関が出動したものは81件であり、このうち消火・救急・救助活動を実施したものは3件で、飛行場内が1件、飛行場外が2件となっている。

2. 航空災害対策の現況

航空災害は、一旦発生すれば、大惨事となるおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

消防庁では、これまで国土交通省等とともに、空港及び関係市町村に整備すべき消防力の基準や航空機火災の消防戦術等を取りまとめ、空港管理者、地方公共団体等関係機関に示すとともに、消防機関と空港管理者との間で、空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定を締結するよう指導しており、令和5年4月1日現在、運営中のすべての空港と空港所在市町村の消防機関の間で協定が締結されている。

また、国土交通省東京空港事務所に置かれた救難調整本部（RCC）と消防庁との間に専用電話回線を開設するなど、航空災害に対する消防機関の初動体制の確立に努めてきたところであり、関係省庁間において締結されている航空機の捜索救難に関する協定にも関係機関として参加している。

*2 主要港湾：1隻の総トン数が1,000t以上のタンカーが1月1日から12月31日までの間に入港した実績を有する港湾

第2章

消防防災の組織と活動

- 第1節 消防体制
- 第2節 消防の広域化の推進
- 第3節 消防職団員の活動
- 第4節 教育訓練体制
- 第5節 救急体制
- 第6節 救助体制
- 第7節 航空消防防災体制
- 第8節 広域消防応援と緊急消防援助隊
- 第9節 国と地方の防災体制
- 第10節 消防防災の情報化の推進

第1節

消防体制

1. 消防組織

(1) 常備消防機関

常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している。

令和5年4月1日現在、全国に722消防本部、1,714消防署が設置されている(資料2-1-1)。

消防職員数は16万7,861人(うち女性消防職員数は6,409人)で、このうち消防吏員数は16万6,287人(うち女性消防吏員数は5,829人)であり、年齢階層別の消防吏員数は、31歳から35歳までの階層が2万5,553人(15.4%)と最も大きい割合を占めている(第2-1-1図、資料2-1-1、資料2-1-4)。

市町村における現在の消防体制は、大別して、〔1〕消防本部及び消防署(いわゆる常備消防)と消防団(いわゆる非常備消防)とが併存している市町村(以下、「常備化市町村」という。)と、〔2〕消防団のみが存する町村(以下、「非常備町村」という。)がある。

令和5年4月1日現在、常備化市町村は1,690市町村あり、非常備町村は29町村(7都県)に存在

する。非常備町村は、地理的な要因から非常備である地域が多く、1都3県の21町村(非常備町村全体の72.4%)は島しょである(資料V)。

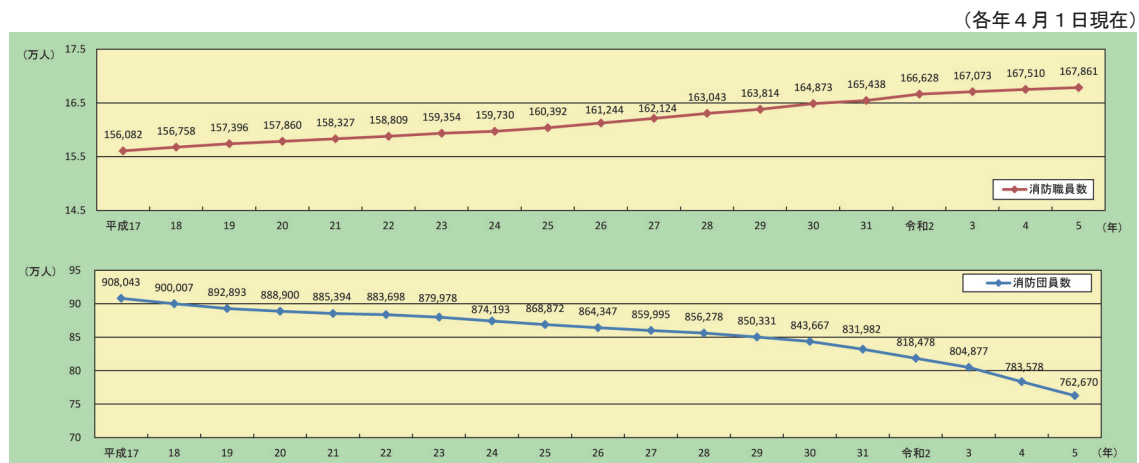
一部事務組合又は広域連合により設置されている消防本部は288本部(うち広域連合は22本部)であり、その構成市町村数1,109市町村(370市、599町、140村)は常備化市町村全体の65.6%に相当する。また、事務委託をしている市町村数は147市町村(39市、88町、20村)であり、常備化市町村全体の8.7%に相当する(第2-1-2図)。

(2) 消防団

令和5年4月1日現在、全国の消防団数は2,177、消防団員数は76万2,670人であり、消防団は全ての市町村に設置されている(第2-1-1図、資料2-1-1)。

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行っている(消防団の組織体制等については、特集4を参照)。

第2-1-1図 消防職団員数の推移



(備考) 1 消防職員数は「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 消防団員数は「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

3 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防職員数及び消防団員数については、前年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。

4 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。

第 2-1-2 図 消防本部の設置方式の内訳

(令和5年4月1日現在)

消防本部数		市町村				常備/非常備	
		市	町	村			
722		1,690	793	736	161	常備市町村	
単独	434	434	384	49	1	設置方式	単独 一部事務組合等構成 事務委託
一部事務組合等	288	1,109	370	599	140		
		147	39	88	20		
		29	-	7	22	非常備町村	
		1,719	793	743	183	合計	

- (備考) 1 「消防本部及び消防団に関する異動状況報告」により作成
 2 東京23区は1市として単独消防本部に計上
 3 広域連合は「一部事務組合等」に含まれる。

2. 消防防災施設等

(1) 消防車両等の整備

消防本部及び消防署においては、消防活動に必要なとなる消防ポンプ自動車、はしご自動車（屈折はしご自動車を含む。）、化学消防車、救急自動車、救助工作車等が整備されている。

また、消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、救助資機材搭載型車両等が整備されている（資料2-1-5）。

(2) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。

ア 119番通報

令和4年中の119番通報件数は、942万449件となっており、その通報内容の内訳は、救急・救助に関する通報件数が全体の72.1%を占めている（資料2-1-6）。

近年では携帯電話・IP電話等（以下、本節において「携帯電話等」という。）による119番通報の件数が増加し、通報総数に占める割合は、携帯電話が54.5%、IP電話が23.8%となっている（資料2-1-7）。

(ア) 119番通報における位置情報通知

119番通報の受信時には、消防本部に通報者の位置情報が通知される。固定電話からの通報では利用

者の住所、携帯電話からの通報ではGPS測位や携帯電話基地局の情報から割り出した位置情報がそれぞれ提供される。

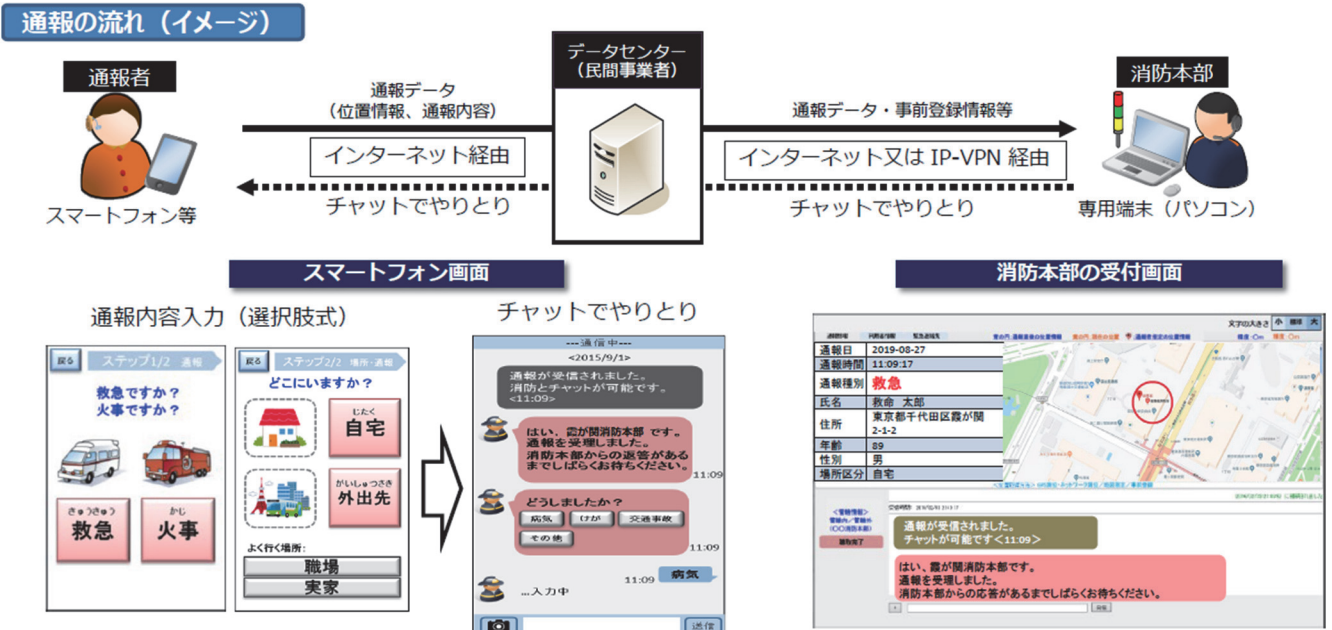
(イ) 音声によらない通報

消防庁では、聴覚・言語障害者がいつでも全国どこからでも緊急通報を行うことができる環境の整備を進めている。

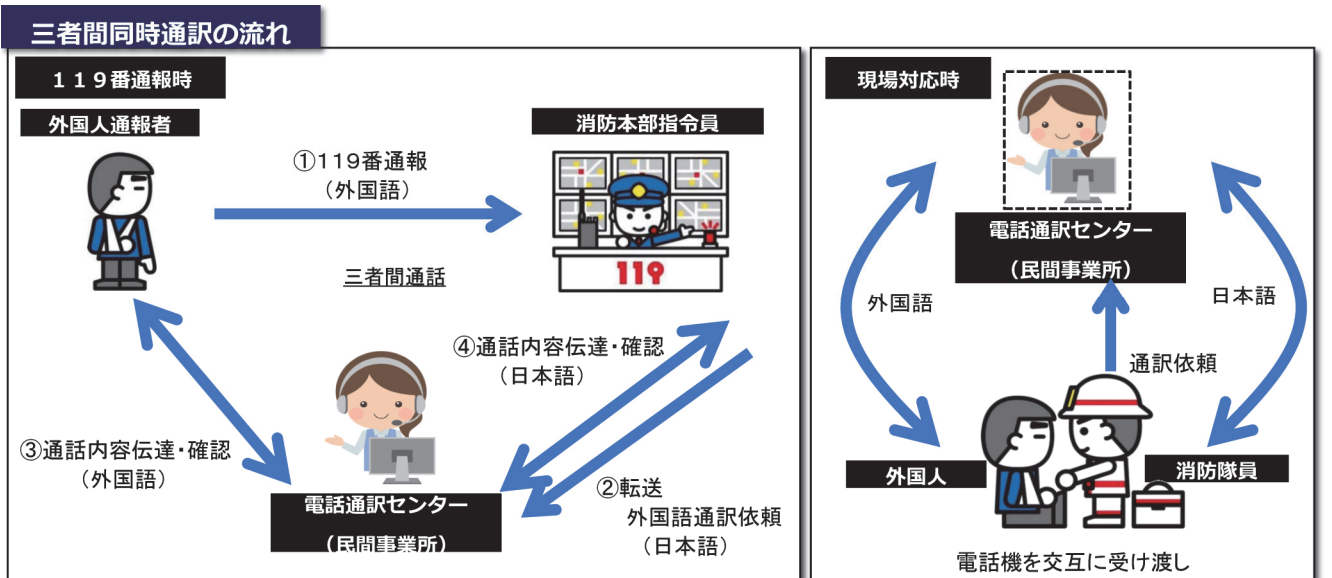
聴覚・言語障害者が電話を利用する手段として、聴覚・言語障害者と健聴者との間をオペレーターが「手話」や「文字」から「音声」に通訳し、即時双方向につなぐ「電話リレーサービス」があり、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律に基づく公共インフラとして、令和3年7月から全国でサービスが開始された。119番通報にも対応しており、聴覚・言語障害者が電話リレーサービスを利用して全国どこからでも消防へ通報することが可能である。

また、聴覚・言語障害者が音声によらず119番通報を行う手段として、スマートフォンの画面上のボタン操作や文字入力により通報を行うことができる「Net119緊急通報システム」があり、令和5年5月1日現在、722消防本部中640消防本部（88.6%）が導入済みである（第2-1-3図）。

第2-1-3 図 Net119 の流れ



第2-1-4 図 三者間同時通訳の流れ



(ウ) 外国人からの通報

電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応は、外国人からの119番通報時、外国人のいる救急現場での活動時等において、迅速かつ的確に対応するため、電話通訳センターを介して、24時間365日主要な言語で対応するものであり、消防庁では、全ての消防本部で導入されることを目標に取り組んでいる(第2-1-4図)。

イ 消防指令システム

消防指令システムは、119番通報の受付、災害地点の特定、出動隊の編成、消防署所への出動指令といった、消防指令センターにおける一連の消防指令

業務等を支援するためのシステムである。

近年では、情報通信技術 (ICT) の急速な進展に伴い消防を取り巻く社会のICT環境が大きく変化しており、消防指令システムについてもこれらの変化に対応するため、外部システムとのデータの出入り口 (標準インターフェイス) の検討など高度化等に向けた取組を進めている。

(3) 消防水利

消防水利は、消防活動を行う上で消防車両等とともに不可欠なものであり、一般的には、消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海、湖等の自然水利とに分類される。

全国の消防水利整備数は、254万1,608個であり、うち消火栓は197万6,819個、防火水槽は54万5,079個である（資料2-1-8）。

阪神・淡路大震災以降、耐震性を備えた防火水槽等の整備が進められているほか、近年は消防水利の老朽化や木造密集地域における消防水利需要を見込み、各市町村において段階的に数値目標を設け、消防水利の充実を図ることとしている。

3. 消防財政

（1）市町村等の消防費

ア 消防費の決算状況

令和3年度の消防費決算額（東京消防庁を含む。）は2兆40億円で、消防施設の整備、消防自動車の購入等に要する経費である普通建設事業費の減少等により、前年度と比べると5.7%減となっている。令和3年度の1世帯当たりの消防費決算額の全国平均額は3万3,534円であり、住民1人当たりでは1万5,914円となっている。市町村の普通会計歳出決算額（東京都を除く。）67兆5,794億円に占める消防費決算額（東京消防庁を除く。）の割合は2.7%となっている（資料2-1-9）。

イ 消防費の性質別内訳

令和3年度消防費決算額2兆40億円の性質別内訳は、人件費1兆3,773億円（全体の68.7%）、普通建設事業費3,042億円（同15.2%）、物件費2,305億円（同11.5%）となっている（資料2-1-10）。

（2）消防費の財源

ア 財源構成

令和3年度の消防費決算額の財源内訳をみると、一般財源等（地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源）が1兆7,305億円（全体の86.4%）、次いで地方債1,885億円（同9.4%）、国庫支出金256億円（同1.3%）となっている（資料2-1-11）。

イ 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算定されており（地方債の元利償還金等、他の費目で算定されているものもある。）、令和5年度の単位費用は1万1,600円となっている。

ウ 地方債

消防防災施設等の整備のためには多額の経費を必要とするが、国庫補助金や一般財源等に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。

このうち、防災対策事業は、地方単独事業として行う防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業等を対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。

また、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業等に取り組むため、大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備等の事業を緊急防災・減災事業の対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。

エ 国庫補助金

市町村等の消防防災施設等の整備に対する補助金は、国庫補助金と都道府県補助金があり、消防庁所管の国庫補助金には消防防災施設整備費補助金（以下、本節において「施設補助金」という。）と緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下、本節において「緊援隊補助金」という。）等がある（資料2-1-12、資料2-1-13）。

施設補助金は、市町村等の消防防災施設等の整備に対して、原則として補助基準額の3分の1又は2分の1の補助を行っている。緊援隊補助金については、消防組織法第49条第2項による法律補助として、緊急消防援助隊のための一定の設備の整備に対して補助基準額の2分の1の補助を行っている。

令和5年度当初予算額については、施設補助金は13.7億円、緊援隊補助金は49.9億円となっている。

第2-1-5図 令和5年度消防庁予算の概要

令和5年度 消防庁予算の概要

R5当初

136.9億円(デジタル庁一括計上分を除くと125.8億円)

○一般会計 134.4億円

(対前年度比8.3億円、6.5%増)

○復興特別会計 2.5億円

(対前年度比1.0億円、28.5%減)

G7広島サミット予算(特殊要因)除き 126.2億円

(対前年度比0.0億円、0.0%増)

<主な重点取組事項>

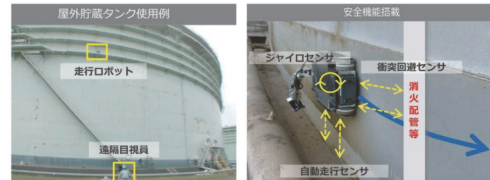
1. 消防防災分野のDXの推進 2.4億円

○ 危険物施設の老朽化を踏まえた長寿命化対策 0.6億円の内数

- ・高経年化した屋外貯蔵タンクの点検・検査等について、高度化・スマート化を実現するため、効果的な予防保全等を検討

【(参考)令和4年度第2次補正予算で措置】

- ・消防庁と地方公共団体との間における映像情報共有手段の充実等 0.5億円
- ・消防団災害対応高度化推進事業 0.4億円
- ・マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に向けたシステム構築の検討 1.0億円 等



【点検ロボットを用いたタンク点検のイメージ図】

2. 緊急消防援助隊の充実強化 52.4億円

○ 緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円

- ・車両・資機材等の整備

【(参考)令和4年度第2次補正予算で措置】

- ・無償使用車両・資機材の整備等(拠点機能形成車など) 29.0億円
- ・小型救助車の整備、建物崩壊・土砂監視センサーの整備 4.1億円



【緊急消防援助隊設備整備費補助金(例)】

3. 常備消防等の充実強化 16.2億円

○ 消防防災施設整備費補助金 13.7億円

- ・耐震性貯水槽や高機能消防指令センターなど、消防防災施設の整備促進

○ 災害対応ドローン運用推進事業 0.1億円

- ・ドローン運用アドバイザーの育成研修を実施し、各消防本部等に対し当該アドバイザーを派遣して人材育成を実施



【消防防災施設整備費補助金(例)】



【ドローン運用アドバイザー育成研修】

4. 消防団や自主防災組織等の充実強化 7.5億円

○ 消防団加入促進広報の実施 1.4億円

- ・女性や若年層などの消防団への加入促進のための各種広報活動を充実強化

○ 消防団の力向上モデル事業 3.5億円

- ・企業等と連携した加入促進、災害現場で役立つ訓練の普及などのモデル事業の充実



企業等と連携した加入促進



災害現場で役立つ訓練

【消防団の力向上モデル事業(例)】

○ 自主防災組織等活性化推進事業 【新規】1.0億円

- ・避難の実効性確保、防災教育や住民への防災啓発、消防の補完事業など自主防災組織等を活性化させるための取組を支援

【(参考)令和4年度第2次補正予算で措置】

- ・消防団災害対応高度化推進事業(再掲) 0.4億円
- ・救助用資機材等を搭載した多機能消防車無償貸付、消防団設備整備費補助金(ドローンやボートなど) 22.2億円

5. 火災予防対策の推進 3.2億円

- 消防法令に係る違反是正推進 0.2億円
 - ・ 悪質性の高い消防法令違反に対する告発要領の策定等の検討
- 国際消防防災フォーラムを活用した海外展開の推進 0.4億円
 - ・ 日本の規格・認証制度の普及推進や日本企業に製品を紹介する場の提供



【フォーラムにおいてタイ内務省防災局幹部へ日本製品を紹介】

6. 地方公共団体の災害対応能力・国民保護体制の強化 14.0億円

- 小規模市町村の災害初動対応能力向上支援事業 【新規】0.1億円
 - ・ 都道府県と連携し、訓練の企画・実施・検証段階を通じた総合的な支援の実施
- 国民保護のための地下施設等の避難施設への指定の加速化 【新規】0.1億円
 - ・ 知見を蓄積した自治体職員等をアドバイザーとして派遣



【地下施設等の避難施設の指定促進】

7. 消防防災分野における女性や若者の活躍促進 5.8億円

- 女性消防吏員の更なる活躍推進 0.4億円
 - ・ 学生を対象としたWEBセミナーや、消防本部に対する幹部向け説明会の開催等

8. 科学技術の活用による消防防災力の強化 5.2億円

- 消防防災科学技術研究推進 1.3億円
 - ・ 新技術の研究開発に対する支援や製品化の取組の支援



【女性消防吏員の採用ポスター】

9. G7広島サミットにおける消防・救急体制等の整備 8.2億円

このほか、消防防災施設等の整備に係る地方債には、教育・福祉施設等整備事業、一般単独事業（一般事業）、辺地対策事業及び過疎対策事業等がある。

オ その他

前記イ～エのほか、特に消防費に関する財源として、入湯税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金、電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道等救急業務実施市町村支弁金等がある。

（3）都道府県の防災費

都道府県の防災費の状況をみると、令和3年度における決算額は1,662億円であり、令和3年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.3%である。

（4）消防庁予算額

ア 令和5年度当初予算

消防庁の令和5年度の当初予算額は、一般会計分と復興特別会計分を合わせて136.9億円の予算を確保している。このうち、一般会計予算の規模は、134.4億円となっており、人件費を除く事業費ベースでは、117.8億円である。また、令和4年度第2

次補正予算で70.0億円措置されている。

主な事業として、消防防災分野のDXの推進2.4億円、緊急消防援助隊の充実強化52.4億円、常備消防等の充実強化16.2億円、消防団や自主防災組織等の充実強化7.5億円となっている（第2-1-5図、資料2-1-14）。

なお、予算額には、デジタル庁への一括計上予算が含まれている。

イ 復興特別会計予算

令和4年度に引き続き、福島原発事故に伴い設定された避難指示区域における消防活動の確保のため、復興庁の東日本大震災復興特別会計において令和5年度は2.5億円の予算措置を講じた（第2-1-5図、資料2-1-14）。

- 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金（2.2億円）
- 緊急消防援助隊活動費負担金（東日本大震災派遣ヘリ除染）（0.3億円）

4. 常備消防体制整備の課題

(1) 消防力の整備

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）は、市町村が消防に関する事務を確実に遂行し、消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について、目標とすべき整備水準を定めたものである。各市町村は本指針に定める内容为目标として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められている。

(2) 消防隊員用個人防火装備

消火活動時における消防隊員の安全性向上のため、「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」を策定している。

対象は消防隊員の防火服、防火手袋、防火靴、防火帽等で、消火活動に必要となる一定の性能等を定めているほか、安全な着装方法やメンテナンスなどの取扱い上の注意事項を明記している。

なお、ISO（国際標準化機構）の人体安全の防護衣及び装置に関する専門委員会の下部組織である分科委員会（ISO/TC94/SC14）において、新たな国際規格が作成されたこと等を受け、令和3年7月から本ガイドラインの見直しに関する検討を行い、令和4年3月に本ガイドラインを改定した。

第2節

消防の広域化の推進

1. 消防の広域化とは

市町村は、その地域における消防の責務を果たしているが、特に小規模な市町村では、複雑・多様化する災害への対応として、高度な装備や資機材の導入及び専門的な知識・技術を有する人材の養成等に課題を抱えている場合が多い。消防の広域化は、消防本部の規模の拡大により消防体制の整備・確立を図ることを目指すものである。

消防組織法では、消防の広域化とは、「二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下同じ。）を共同して処理することとする事又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」と定義され、消防の広域化は「消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない。」とされている。

2. これまでの経緯等

全国の消防本部数は、平成6年（1994年）4月1日現在で931本部であったが、消防の広域化の推

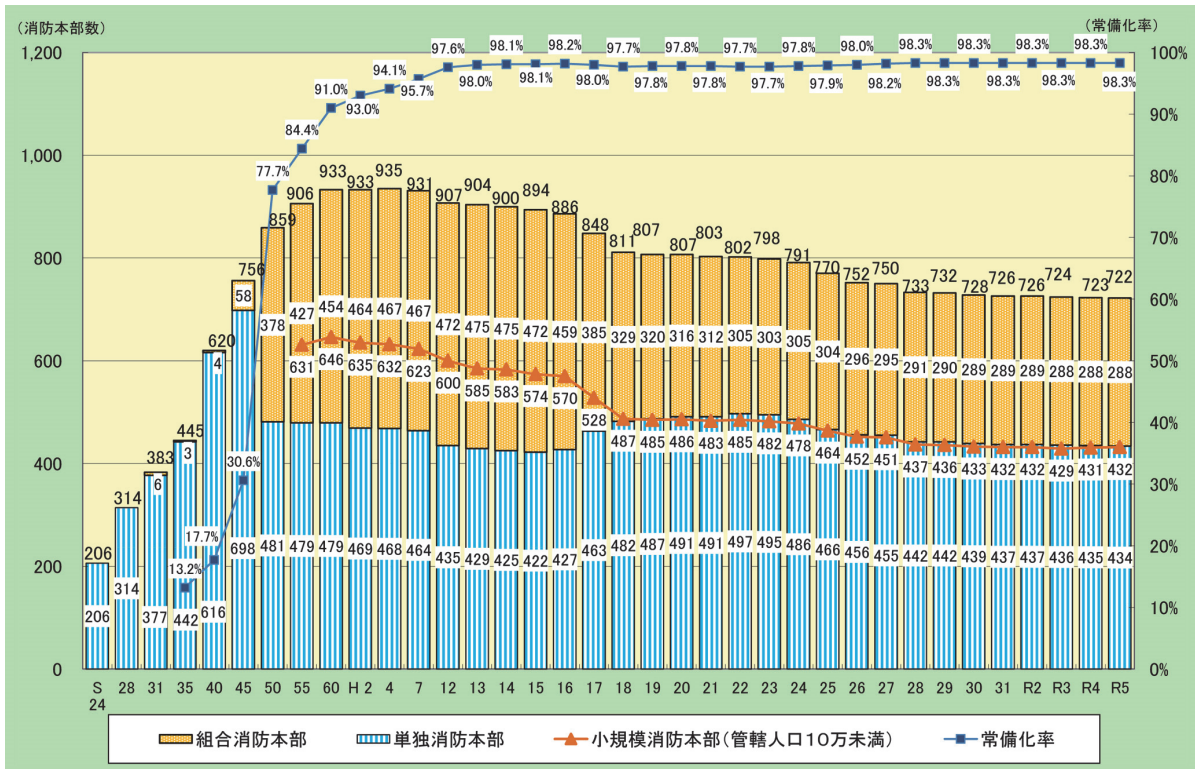
進や市町村合併の進展とともに減少し、平成18年4月1日現在で811本部となった。

平成18年の消防組織法の改正以降では、これまでに58地域で広域化が実現し、管轄人口10万未満の小規模な消防本部は、487本部から55本部減少して432本部（全体の約6割）となり、消防本部や消防署を設置していない非常備町村は、40町村のうち11町村が解消された（資料VI）。

平成29年には、市町村の消防の連携・協力に関する基本指針を示すとともに、平成30年に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年消防庁告示第33号。以下、本節において「広域化基本指針」という。）を改正し、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力することについても推進することとした。

令和5年4月1日現在、消防本部数は722本部となり、46地域（193本部、12非常備町村）で指令の共同運用が行われている（第2-2-1図）。

第2-2-1図 消防本部数と常備化率



(備考) 1 各年4月1日現在の数値。ただし、昭和55,60年の小規模消防本部数については、各年10月1日の数値。
2 昭和24,28年は、組合と単独の合計値。

3. 消防の広域化の必要性和効果

(1) 広域化の必要性

日本の総人口は、減少が継続しており、地域の消防に係る人的基盤が将来的に弱まっていくおそれがある。

また、近年、大規模な自然災害が激甚化・頻発化していることに加え、近い将来に大規模地震の発生が懸念されている。

さらには、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、救急搬送困難事案が多発し、消防本部内においてもクラスターが発生するなど、消防・救急体制への負担が蓄積した。

これらのことから、消防本部、とりわけ小規模消防本部が中長期的にこれまでと同程度の消防力を確保していくため十分な消防体制を確立する必要があるほか、大規模災害発生時の初動体制の確保や、応援部隊との効果的な連携体制の構築、新たな感染症等に強い消防体制の確保に向け、広域化等による体制強化が必要となっている。

(2) 広域化の効果

消防の広域化により、消防本部の規模が拡大することで、複数の部隊による迅速な消防活動が可能となるほか、予防業務等への職員の専任配置による業務の高度化が図られる。また、消防施設・設備等の整備に係る経費削減等の効果が得られる。

大規模災害時においても、要員配置の柔軟化が図られ、即応体制の構築が可能となり、また、組織の一体化による統一指揮下での部隊運用が行われること等により、迅速かつ的確な災害対応につながるなどの効果が得られる。

4. 関係機関の取組

(1) 消防庁の取組

ア 検討に対する支援

消防庁では、広域化基本指針の策定と合わせ、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するために、消防庁長官を本部長とする消防広域化推進本部を設置して広域化を推進しているところであり、消防広域化推進アドバイザー^{*1}の派遣などの支援を行っている。

イ 財政措置

消防の広域化及び連携・協力の伴って必要になる経費に対して、その運営に支障の生じることがないように、必要な財政措置を講じている。

広域化については、広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築及び再配置が必要と位置付けられた消防署所等の新築、同計画等に基づき実施する消防指令センター（指令装置等）の整備、並びに同計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により機能強化を図る消防用車両等の整備について緊急防災・減災事業債（充当率 100%、交付税算入率 70%）の対象としている。

連携・協力については、連携・協力実施計画に基づき必要となる消防指令センターの整備及び同計画に基づき必要となる消防用車両等の整備について、緊急防災・減災事業債の対象としている（第 2-2-2 図）。

*1 消防広域化推進アドバイザー：既に広域化を実現した消防本部や関係市町村の幹部職員等で、広域化の推進に必要な知識・経験を持つ者の中から、消防庁が選定し登録する。都道府県等の要望に応じて派遣し、支援活動を行う。

第2-2-2 図 消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置

消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置（令和5年度）

消防の広域化	都道府県	普通交付税	消防広域化推進経費 ・広域消防運営計画の作成等に関する情報提供、助言等及び消防広域化重点地域の指定、協議会への参加等に必要経費
		特別交付税 [※1]	広域化対象市町村に対する支援に要する経費 ・広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
市町村	特別交付税 [※1]	消防広域化準備経費 ・広域消防運営計画策定経費 ・広域化協議会負担金 ・協議会委員報酬 ・広報誌作成費 等	
		消防広域化臨時経費 ・消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信施設、設備等の整備に要する経費 ・消防本部の名称、場所の変更等に伴い必要となる経費 ・業務の統一に必要となるシステム変更、規程の整備等に要する経費 等	
	地方債	防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債 [※2、※3] ・消防署等（消防署、出張所及び消防指令センターをいう。）の増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・統合される消防本部を消防署等として有効活用するために必要となる増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備（広域化後5年度以内に完了するもの。）	
		一般事業債・一般補助施設整備等事業債 ・消防本部庁舎の整備	
補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。		
連携・協力	府県	特別交付税 [※1]	広域化対象市町村に対する支援に要する経費 ・消防指令センターの共同運用に取り組む市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
		特別交付税 [※1]	消防広域化準備経費 ・消防指令センターの共同運用に参画するために、当該消防本部の現行システムの更新時期を延長して運用する場合に生じた、通常の保守経費を上回る割増経費（やむを得ない場合の機器更新費用を含む。）
	市町村	地方債 [※3]	防災対策事業債 ・高機能消防指令センターの新築及び増改築 [※4]（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。）
			緊急防災・減災事業債 ・高機能消防指令センターの新築及び増改築 [※4]（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。） ※具体的には、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等をいう
補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。		

- ※1 都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和6年4月1日までに実行されたものに限る。
- ※2 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。
- ※3 消防の広域化及び連携・協力関連事業（防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債）については、広域化後又は連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了する事業（一部5年度以内）が対象となっているが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和7年度までとなっている。（令和8年度以降の事業への緊急防災・減災事業債の充当については、現時点では未定）
- ※4 消防指令システム及び機器、指令センターの建物及び用地（本部庁舎、消防署等と同じ建物である場合は、指令センター部分を按分する。）、消防救急デジタル無線の整備を含む。



ウ 更なる広域化等の推進のための検討

消防庁では、令和5年1月から、人口減少、災害の激甚化・多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防力を維持・強化していくため、消防の広域化推進期限（令和6年4月1日）後における消防の広域化や連携・協力による消防体制の構築の必要性、促進策等に関し検討を行うことを目的として、「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」を開催し、令和5年6月に報告書がとりまとめられたところである。

報告書においては、今後の広域化の推進に向け、主に以下のような認識及び方向性が示された。

① 大規模災害の発生に備えた初動体制の確保や応援部隊との効果的な連携体制の構築、また、コロナ禍の教訓を踏まえた感染症等に強い体制の確保が必要であり、広域化等の取組を引き続き推進することで、消防力の維持・強化を図ることが必要である。

② 地域の実情に応じ、消防の広域化の検討を主導する消防本部として「中心消防本部」の設定を可能とし、中心消防本部等の消防本部、都道府県及び消防庁の三者がそれぞれ期待される役割を果たすことで、広域化の実現をより促進していくことができる。

③ 消防本部の実態やニーズを踏まえ、連携・協力の類型に、資機材等の共同整備や、特殊な救助等専門部隊の共同設置、訓練の定期的な共同実施等を加えるなど、連携・協力の類型の再編整理により、段階的に多様かつ複数の類型の連携・協力を実現することが可能となる。

(2) 都道府県の取組

ア 推進計画の概要

都道府県は、消防本部、市町村等と緊密に連携し、検討した上で推進計画の策定を行うよう努めることとされている。

推進計画には、広域化対象市町村の組合せや、連携・協力の対象となる市町村を定めることになる。

イ 都道府県の支援策

広域化を推進していく観点から、〔1〕広域化の機運醸成や効果についての勉強会等の開催、〔2〕広域化を具体的に進めるための協議会や協議組織への職員の派遣、〔3〕都道府県独自の広域化推進のための財政支援措置等を実施している都道府県が存在する。

財政支援措置としては、業務の統一に必要となるシステム変更事業を対象とした補助制度や、緊急防災・減災事業債を活用する高機能消防指令センター整備事業を対象として、元利償還金に対する交付税措置額を除いた事業費について補助する制度などがある。

（3）市町村の取組

消防組織法により、都道府県の推進計画に定められた広域化対象市町村は、消防の広域化を行う際には、協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための広域消防運営計画を作成することとされている。

広域化に向けた検討を行っている市町村は、市町村長部局、消防本部、構成議会議員等から構成される協議会等の検討組織を設置し、〔1〕広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針、〔2〕消防本部の位置及び名称、〔3〕市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項、〔4〕構成市町村の負担金割合方式、職員の任用方式や給与の統一方法等、広域消防運営計画や組合規約等の作成に必要な事項を中心に協議を重ねている。

第3節

消防職団員の活動

1. 活動状況

令和4年中における全国の消防職団員（消防職員及び消防団員）の出動状況は、第2-3-1表のとおりである。

2. 公務による死傷者の状況

令和4年中における公務により死亡した消防職団員は2人、同じく負傷した消防職団員は1,786人である（資料2-3-1、資料2-3-2、資料2-3-3）。

3. 勤務条件等

(1) 消防職員の勤務条件等

消防職員の職務は、火災等の災害出動のため24時間即応体制を維持しなければならないという特殊性を有していることから、勤務時間や休日、休憩等の勤務条件については、一般職員と異なる定めがされている。具体的な給与、勤務時間その他の勤務条

件は、市町村等の条例によって定められている。

ア 給料及び諸手当

消防の組織は、緊急時の部隊活動等に必要な指揮命令系統を明示し組織の統一性を確保するため、階級制度がある。行政職給料表を適用した場合、各階級に一定の割合の人数が必要となるという特徴を持つ消防組織においては、階級制度を維持しつつ、給料の水準を適正に保つことが難しい。このため消防職員の給料については、その職務の危険度、勤務の態様の特殊性等を踏まえ、一般職員と異なる特別給料表（現在の国の公安職俸給表（一）に相当）を適用することとされている（昭和26年国家消防庁管理局長通知）。

なお、消防職員の平均給料月額は、令和4年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると30万1,948円（平均年齢38.4歳）であり、一般行政職

第2-3-1表 消防職団員の出動及び出向状況

(令和4年中) (単位: 回、人)

区 分		消防職員	消防団員	計	構成比 (%)
火 災	回 数	43,656	28,724	72,380	0.7
	延 人 員	885,328	572,222	1,457,550	3.5
救 急	回 数	7,229,572	1,265	7,230,837	67.2
	延 人 員	22,030,324	4,338	22,034,662	52.9
救 助	回 数	108,515	1,861	110,376	1.0
	延 人 員	1,551,258	10,182	1,561,440	3.7
風 水 害 等 の 災 害	回 数	6,715	5,017	11,732	0.1
	延 人 員	28,515	122,898	151,413	0.4
演 習 訓 練	回 数	436,758	197,517	634,275	5.9
	延 人 員	2,331,422	2,476,720	4,808,142	11.5
広 報 ・ 指 導	回 数	285,369	85,114	370,483	3.4
	延 人 員	879,961	647,497	1,527,458	3.7
警 防 調 査	回 数	461,384	10,068	471,452	4.4
	延 人 員	1,634,785	78,149	1,712,934	4.1
火 災 原 因 調 査	回 数	38,901	39	38,940	0.4
	延 人 員	171,983	384	172,367	0.4
特 別 警 戒	回 数	66,987	81,952	148,939	1.4
	延 人 員	477,928	968,496	1,446,424	3.5
捜 索	回 数	2,693	1,409	4,102	0.0
	延 人 員	38,948	31,793	70,741	0.2
予 防 査 察	回 数	644,199	859	645,058	6.0
	延 人 員	1,534,310	14,643	1,548,953	3.7
誤 報 等	回 数	52,197	5,254	57,451	0.5
	延 人 員	809,424	58,513	867,937	2.1
そ の 他	回 数	757,808	198,346	956,154	8.9
	延 人 員	3,128,230	1,199,825	4,328,055	10.4
計	回 数	10,134,754	617,425	10,752,179	100.0
	延 人 員	35,502,416	6,185,660	41,688,076	100.0

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 本表では、災害現場における消防活動の実施の有無にかかわらず、出動及び出向回数を計上している。

3 消防団員の救急への出動回数については、救命処置を含む応急手当、傷病者搬送等の回数を計上している。

の場合は31万5,093円（平均年齢42.1歳）となっている。

また、消防職員の平均諸手当月額は10万1,572円であり、出勤手当等が支給されている。

イ 勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、さらに交替制勤務は主に2部制と3部制に分けられる。一部、指令業務に従事する職員などに対し、4部制を用いている消防本部もある。2部制は、職員が2部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務し、一定の期間で週休日を取る制度であり、3部制は、職員が3部に分かれ、当番・非番・日勤を組み合わせて勤務し、一定期間で週休日を取る制度である（資料2-3-4、資料2-3-5）。

ウ 消防職員委員会

消防職員委員会は、消防職員からの意見を幅広く求めることにより、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくし、これにより消防職員の士気を高め、消防事務を円滑に運営することを目的として、消防組織法第17条の規定により消防本部に置くこととされている。消防職員委員会においては、消防職員から提出された〔1〕消防職員の勤務条件及び厚生福利、〔2〕消防職員の被服及び装備品、〔3〕消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関する意見を審議し、その結果に基づいて消防長に対して意見を述べることにより、消防事務に消防職員の意見を反映しやすくしている。

令和4年度においては、全国723の全ての消防本部で消防職員委員会が開催され、職員から提出された4,690件の意見について審議された。審議された意見のうち「実施が適当」とされたものは、全体の30.3%を占めた。また、令和3年度において審議された意見のうち「実施が適当」とされたもの（1,569件）は、予算上の制約などにより、実現できていない意見もみられるが、そのうち58.5%が既に実施されている（資料2-3-6、資料2-3-7、資料2-3-8、資料2-3-9）。

（2）消防本部におけるハラスメント等への対応策

消防庁では、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメント及び消防に関連す

る不祥事（以下、本節において「ハラスメント等」という。）について、「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について」（平成29年7月4日消防消第171号。以下、本節において「7月4日通知」という。）により各消防本部に示した（資料2-3-10）。

また、7月4日通知で示した対応策の取組状況について実態調査（令和5年1月1日現在。以下、本節において「実態調査」という。）を行っている。

ア 各消防本部において実施すべき対応策

（ア）消防長の意志の明確化等

ハラスメント等を撲滅するためには、消防長が宣言等により意志を明確にし、消防職員に周知徹底する必要がある。

また、ハラスメント等の対応策に関する内部規程や、消防長の意志を具体的な取組につなげるための方針を検討の上策定するとともに、定期的に当該取組の進捗状況を管理し、これを踏まえた取組の改善を行うため、消防職員の幹部職員に加え、可能な限り有識者等を構成員とするハラスメント等の撲滅を推進する会議を開催する必要がある。

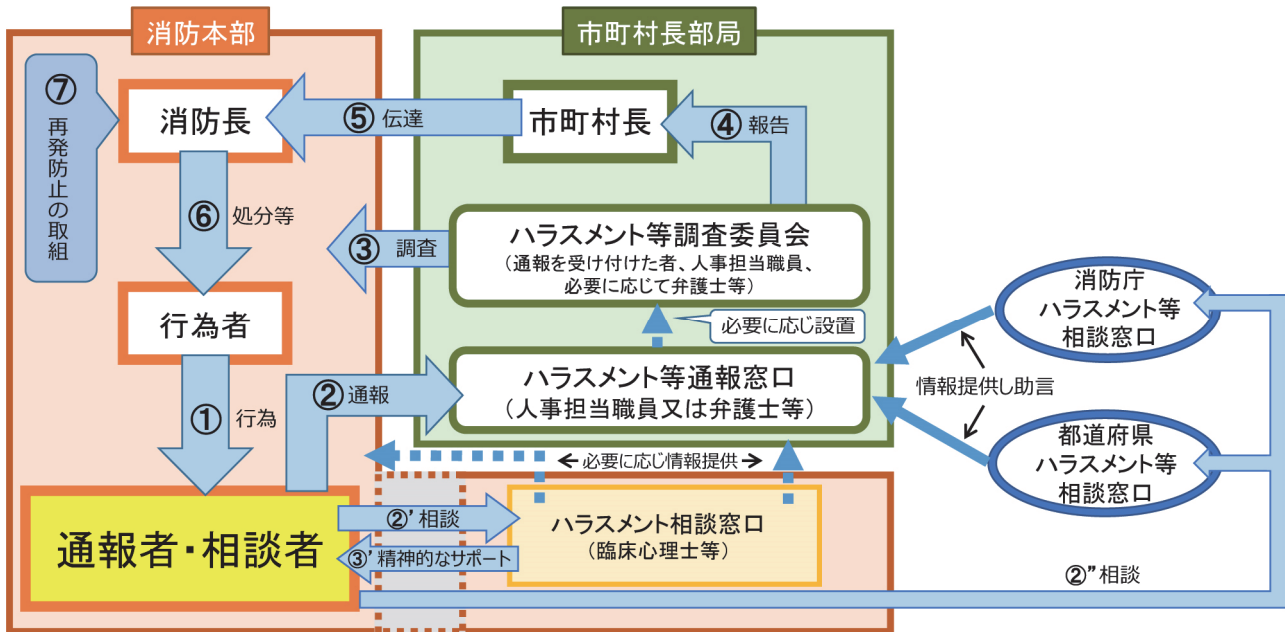
実態調査では、「消防長の意志の明確化」について、98.9%（715本部）の消防本部から「実施済み」との回答が得られた。また、「内部規程の策定」については、97.1%（702本部）の消防本部から「実施済み」との回答が得られ、「ハラスメント等撲滅推進会議の開催」については、90.6%（655本部）の消防本部から「実施済み」との回答が得られた。

（イ）ハラスメント等通報制度の確立及びハラスメント相談窓口の設置

ハラスメント等の事案対応を行い、解決を目指す「ハラスメント等通報制度」を確立するとともに、通報にまでは至らなくても、精神的なサポートを受けられることができる「ハラスメント相談窓口」を設置する必要がある（第2-3-1図）。

実態調査では、「ハラスメント等通報制度の確立」及び「ハラスメント相談窓口の設置」について、それぞれ97.8%（707本部）、98.3%（711本部）の消防本部から「実施済み」との回答が得られた。

第2-3-1 図 ハラスメント等通報制度・ハラスメント相談窓口のイメージ（単独消防本部の場合）



(ウ) 懲戒処分の厳格化

ハラスメント等に関して明確に記載した懲戒処分基準を策定し公表すること及び懲戒処分の公表基準を策定し公表することにより、懲戒処分を厳格化する必要がある。

実態調査では、「懲戒処分基準の策定」及び「懲戒処分の公表基準の策定」について、それぞれ91.1% (659 本部)、85.1% (615 本部) の消防本部から「実施済み」との回答が得られた。

(エ) 職員のセルフチェックアンケート等の実施

ハラスメント等を可能な限り未然に防止するため、自らの行動を振り返るチェックシートの導入、ハラスメント等の実態を調査するためのアンケートの定期的な実施などの職員の気付きを促す取組を行う必要がある。

実態調査では、「職員の気付きを促す取組」について、80.8% (584 本部) から「実施済み」との回答が得られた。

(オ) 研修等の充実

事例演習又は職場ミーティングの場を活用し、ハラスメント等の撲滅の必要性、対応策及びコンプライアンスについて話し合うことで、職員の意識向上を図る必要がある。

実態調査では、「研修等の充実」について、79.4% (574 本部) から「実施済み」との回答が得られた。

イ 各都道府県において実施すべき対応策

(ア) ハラスメント等相談窓口の設置

各都道府県において、各消防本部が設けるハラスメント等通報制度では十分な対応ができない場合に備え、相談者の同意を得た上で、関係する消防本部や市町村に対し相談内容の情報提供を行うこと、関係する消防本部や市町村から事案の経緯を聞き取るとともに適切な対応をとるよう助言すること等により、事案の解決を目指す都道府県ハラスメント等相談窓口を設置する必要がある。

実態調査では、「都道府県ハラスメント等相談窓口」を設置し、その旨を都道府県内の消防本部に周知しているかどうかについて、87.2% (41 都道府県) から「実施済み」との回答が得られた。

(イ) 講義・研修の充実

消防学校において、ハラスメント等やコンプライアンスに関する講義を実施する必要がある。

また、都道府県の消防防災部局又は人事担当部局において、消防長、消防学校長などの消防関係者に対する研修会を実施する必要がある。

実態調査では、「研修等の充実」について、72.3% (34 都道府県 (都道府県消防学校を含む。)) から「実施済み」との回答が得られた。

ウ 消防庁における対応策

(ア) 消防庁ハラスメント等相談窓口の設置

ハラスメント等の事案の解決を目指すため、市町村や消防本部のハラスメント等通報窓口には通報し

にくい、通報したが適切に対応してくれなかったなどの場合に備えて、消防庁ハラスメント等相談窓口を平成 29 年度に設置した。相談は基本的に専用回線での電話受付としている。

(イ) ハラスメント等に関するテキストの作成

各消防本部等での研修会で活用できるよう、ハラスメント等に関するテキストを職員向け、管理監督者向け、相談窓口担当者向けに作成し、消防庁ホームページで公開している。

(ウ) 全国説明会・研修会の開催

ハラスメント等の撲滅のための対応策の実施の徹底を図るため、平成 30 年度に全国で説明会を行っている。

また、令和元年度から、各消防本部においてハラスメント相談を行う職員等のハラスメントに関する見識及び対応能力等の向上を目指し、専門講師による研修会を全国で 37 回開催している。

(エ) ハラスメント等相談窓口担当者向けのメール相談窓口の開設

各消防本部の相談窓口担当者がカウンセリングの専門家に相談できるメール相談窓口を令和 4 年度から開設している。

(3) 女性消防吏員の更なる活躍の推進

ア 女性消防吏員を取り巻く現状

消防本部における女性消防吏員の採用は、昭和 44 年（1969 年）に川崎市で始まった。

消防分野においても女性消防吏員が増加し、活躍することにより、住民サービスの向上及び消防組織の強化につながることを期待される。

住民サービスの向上については、例えば、救急業務においては、女性傷病者に抵抗感を与えずに活動できることなどが挙げられる。

また、消防組織の強化については、男性の視点だけでなく、女性の視点が加わることにより、多様な視点でものごとを捉えることができるようになること、育児・介護などそれぞれ異なる事情を持っていることを組織や同僚が理解し支援する組織風土が醸成されることにより、多様なニーズに対応できる柔軟性が組織に備わっていくことが挙げられる。

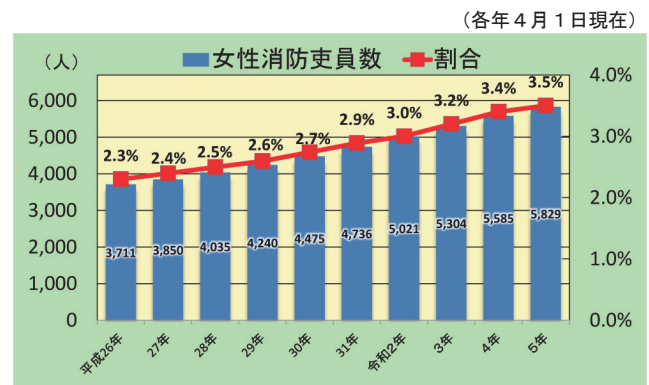
女子労働者については、母体保護のため女子労働基準規則により業務の制限が設けられていたが、平成 6 年（1994 年）に規則の改正により深夜業の規制が解除され、女性消防吏員も 24 時間体制で消防

業務に従事できるようになり、現在、救急業務や警防業務を含む交替制勤務を行っている。

このように、少しずつ女性消防吏員の職域の拡大が図られ、女性消防吏員数が増加してきたところであるが、令和 5 年 4 月 1 日現在、全消防吏員に占める女性消防吏員の割合は 3.5%（第 2-3-2 図）であり、警察官 11.4%（地方警察官に占める女性警察官の割合）、自衛官 8.7%、海上保安庁 9.0%といった他分野と比較しても少ない状況である（自衛官は令和 4 年度末現在）。

女性消防吏員がいない消防本部数は、年々減少しているものの、令和 5 年 4 月 1 日現在、全国 722 本部中 94 本部（13.0%）あり、その約 8 割が消防吏員数 100 人未満の消防本部である。

第 2-3-2 図 女性消防吏員数・割合の推移



（備考）「消防防災・震災対策現況調査」により作成

イ 女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた市町村及び各消防本部の取組

消防庁は市町村及び各消防本部に対し以下の取組を要請している。

(ア) 女性消防吏員の計画的な増員の確保

a 数値目標の設定による計画的な増員

消防全体として、消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を、令和 8 年度当初までに 5% に引き上げることを共通目標としており、この共通目標の達成に向け、各消防本部においては、本部ごとの実情に応じて、数値目標を設定した上で、計画的な増員に取り組むこと。

b 女性の採用の拡大に向けた積極的な取組

(a) 積極的な PR 活動の展開

消防本部においては、これから社会人になる年齢層の女性に対し、業務内容、勤務条件等を含めた消防の仕事の魅力について、積極的に PR すること。

(b) 採用試験における身体的制限について

採用募集に際し、身長・体重等の身体的制限を設けている消防本部においては、こうした制限が消防の職務の遂行上、必要最小限かつ社会通念からみて妥当な範囲のものかどうか、検証の上、必要に応じて見直しを検討すること。

(c) 女性消防吏員の増加を踏まえた円滑な人事管理等の検討

今後、消防本部が行う女性消防吏員の採用の大幅拡大に合わせ、市町村においては、消防における職務上の特殊性を理解の上、適切な措置を検討すること。具体的には、想定される休業等の際し、消防力を継続的に維持できるような代替職員の確保等が考えられること。

(イ) 適材適所を原則とした女性消防吏員の職域の拡大

消防業務において、法令による制限を除き、性別を理由として従事できる業務を制限することはできないことを十分に理解し、女性消防吏員の意欲と適性に応じた人事配置を行うこと。

(ウ) ライフステージに応じた様々な配慮

現状においては、女性消防吏員が極端に少ない状況であること、妊娠・出産といった母体保護に係る配慮が必要であることなどから、人事上の様々な配慮が必要であること。

(エ) 消防長等消防本部幹部職員の意識改革

各消防本部の消防長は、女性の活躍推進の意義を十分に理解し、自らの責務として各種の施策を実行すること。また、消防本部幹部職員に対しても、研修等により女性の活躍推進について理解を深めるよう取組を行うこと。

(オ) その他

a 施設・装備の改善

各消防本部においては、女性消防吏員の活躍の場を広げるために、消防本部・消防署・支所（出張所）等において、女性専用のトイレ、浴室、仮眠室などの施設整備を計画的に推進すること。なお、消防署所等における女性専用施設の整備に要する経費について、平成 28 年度から特別交付税措置を講じている。

b 女性の活躍情報の「見える化」の推進

各消防本部においては、女性割合、女性の採用者数、女性の管理職の割合及び女性活躍推進に向けた取組状況について、ホームページに掲載する

など「見える化」を推進すること。

ウ 女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた消防庁の取組

(ア) 女子学生等を対象とした職業体験イベント（ワンデイ・インターンシップ）等

ワンデイ・インターンシップとは、これから社会人となる年齢層の女性に、消防の仕事の魅力と消防分野での女性活躍の可能性を知ってもらい、消防を志す女性を増やすために各消防本部と連携して実施するもので、令和 4 年度は対面式、Web で各 1 回開催した。

(イ) ポータルサイト等による幅広い PR

消防庁ホームページ内に「女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト」を平成 28 年度に開設した。

また、平成 28 年度に、消防庁公式 Facebook ページ「総務省消防庁—女性活躍—」を開設し、ソーシャルメディアを通じて身近でタイムリーな情報の発信を行っている。

(ウ) 消防庁女性活躍ガイドブックの作成

平成 29 年度から、その年度に消防本部で行われた先進的な取組事例等をまとめた「消防庁女性活躍ガイドブック」を作成し、全国の消防本部等に提供するとともに、消防庁ホームページにも公開している。

(エ) 女性消防吏員活躍推進アドバイザー制度

消防庁では、女性消防吏員の採用が進んでいる消防本部の人事担当者や女性活躍に関する有識者を、希望する消防本部等に派遣して、採用促進の具体的な取組等について助言する「女性消防吏員活躍推進アドバイザー制度」を平成 29 年 12 月に創設した。これまでに 201 件派遣し、約 1 万 2 千人の消防職員に対し講演を実施している（令和 5 年 4 月 1 日現在）。

エ 女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた消防大学校における取組

消防大学校の教育訓練では、平成 28 年度から女性消防吏員のキャリア形成の支援を主たる目的とした 7 日間の女性専用コース「女性活躍推進コース」を実施するとともに、各学科の定員の 5 % を女性消防吏員の優先枠として設定し、女性の入校を推進している。

また、消防長をはじめとした幹部職員に対して、

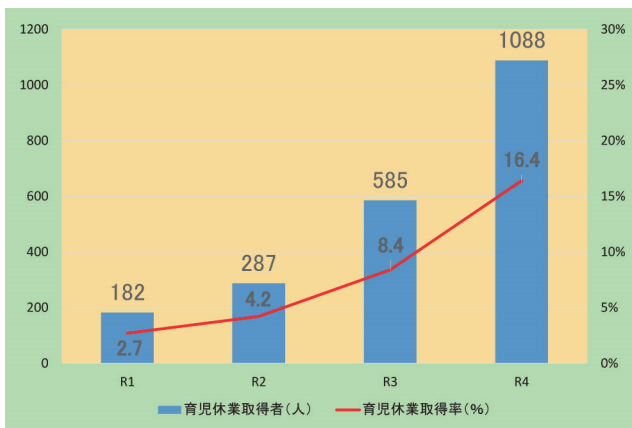
女性の職域拡大、育児参加への上司の理解・支援を含めた働きやすい環境の整備など、女性活躍推進に係る意識の改革・醸成等を目的とした講義を実施している。

オ 男性消防職員の育児休業の取得促進

令和5年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、男性職員の育児休業取得率に関する政府目標が現行（令和7年までに30%）から大幅に引き上げられることとなり、消防職員は、民間と同様、令和7年までに50%、令和12年までに85%の取得率が目標とされた。

男性消防職員の育児休業取得率は、年々増加しているものの、令和4年度においては16.4%（第2-3-3図）であり、消防庁では、目標達成に向けて、優良事例を横展開するなどして、男性職員の育児休業の取得促進に取り組んでいる。

第2-3-3図 男性消防職員の育児休業取得者及び育児休業取得率の推移



4. 安全衛生体制の整備

(1) 安全衛生体制

消防庁においては、公務災害の発生を可能な限り防止するとともに、消防活動を確実かつ効果的に遂行するため、消防本部における安全管理体制の整備について、「消防における安全管理に関する規程」、「訓練時における安全管理に関する要綱」、「訓練時における安全管理マニュアル」及び「警防活動時等における安全管理マニュアル」をそれぞれ示し、体制整備の促進及び事故防止の徹底を図ってきた。

(2) 惨事ストレス対策

消防職団員は、火災等の災害現場などで、悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障害が発生するおそれがある。このような問題に対して、消防機関においても対策を講じる必要があり、消防庁では、消防職団員への強い心理的影響が危惧される大規模災害等が発生した場合、現地の消防本部等の求めに応じて、精神科医等の専門家を派遣し、必要な支援を行う「緊急時メンタルサポートチーム」を平成15年に創設した。令和5年は3件の派遣があり、創設からこれまでに87件の派遣実績がある（令和5年12月1日現在）。

なお、派遣の最も多い災害は東日本大震災であった（21件）。

5. 消防表彰等

消防関係者等に対して、現在、国が行っている表彰等は以下のとおりである（資料2-3-11）。

(1) 国の栄典

日本国憲法に基づく国の栄典としては、叙位、叙勲及び褒章がある。

ア 叙位

国家又は公共に対して功労のある者をその功労の程度に応じて、位に叙し、榮譽を称えるものであり、死亡者にのみ運用されている。

消防関係者については、消防吏員、消防団員等が対象となっており、階級と在職年数を要件とした運用基準に基づき叙される。

イ 叙勲

国家又は公共に対して功労のある者に対して勲章を授与し、榮譽を称える。

消防関係者については、消防吏員、消防団員等が対象となっている（資料2-3-12）。

ウ 褒章

自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した者、業務に精励し衆民の模範である者、公衆の利益を興し成績著明である者や公同の事務に勤勉し労効が顕著である者、その他公益のため私財を寄附し功績が顕

著である者等に対して褒章を授与して榮譽を称える。

消防関係者については、消防団員、女性防火クラブ役員等が対象となっている（資料 2-3-13）。

（2）内閣総理大臣表彰

閣議了解に基づき実施されるもので、消防関係では昭和 35 年（1960 年）5 月の閣議了解に基づく安全功労者表彰と昭和 57 年（1982 年）5 月の閣議了解に基づく防災功労者表彰がある。総務大臣が行う安全功労者表彰等の受賞者及び消防庁長官が行う防災功労者表彰等の受賞者のうち、特に功労が顕著な個人又は団体について内閣総理大臣が表彰する。また、自らの危険を顧みずに人命救助に尽力した者に対して感謝状が授与される（資料 2-3-14）。

（3）総務大臣表彰

安全思想の普及徹底又は安全水準の向上のため、各種安全運動等に尽力し、貢献した個人又は団体について総務大臣が表彰する（資料 2-3-15）。

（4）総務大臣感謝状

消防団員の確保等に積極的に取り組む消防団等に対して、総務大臣感謝状が授与される。

（5）消防庁長官表彰

消防表彰規程（昭和 37 年消防庁告示第 1 号）に基づき、消防業務に従事し、その功績等が顕著な消防職員、消防団員等に対し消防庁長官が表彰する。その表彰の種類により定例表彰と随時表彰に大別される。

ア 定例表彰

3 月 7 日の消防記念日にちなみ、原則として、毎年 3 月上旬に実施される（資料 2-3-16）。

イ 随時表彰

災害現場等における人命救助等、現場功労を対象に事案発生の都度、実施される（資料 2-3-17）。

（6）賞じゅつ金及び報賞金

賞じゅつ金とは、災害に際し、危険な状況下であるにもかかわらず身の危険を顧みず敢然と職務を遂行して傷害を受け、そのために死亡又は障害を負った消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又

は消防庁職員に対し、消防庁長官表彰（特別功労章、顕功章又は功績章）の授与と併せて支給される。

報賞金とは、災害現場等において顕著な功労を挙げた消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員で、賞じゅつ金が支給されるに至らない場合及び消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員以外の部外者が消防作業に協力して顕著な功績を挙げた場合に支給される。

（7）退職消防団員報償

永年勤続した消防団員の功労に報いるため、退職消防団員報償規程（昭和 36 年消防庁告示第 3 号）に基づき、その勤続年数に応じて消防庁長官から賞状と銀杯が授与される。

（8）消防庁長官感謝状

消防の発展に貢献し、その功績顕著な部外の個人又は団体に対して、消防庁長官感謝状授与内規に基づき消防庁長官感謝状が授与される。

（9）その他

このほか、消防関係の各分野において功労のあった者に対し消防庁長官が表彰するものがある（資料 2-3-18）。

第4節

教育訓練体制

1. 消防職団員の教育訓練

複雑多様化する災害や救急業務、火災予防業務の高度化に消防職団員が適切に対応するためには、その知識・技能の向上が不可欠であり、消防職団員に対する教育訓練は極めて重要である。

消防職団員の教育訓練は、各消防本部、消防署、消防団のほか、国においては消防大学校、都道府県等においては消防学校において実施されている。これらのほか、全国の救急隊員を対象に救急救命士の国家資格を取得させるための教育を行う救急救命研修所などがある。

このように、消防職団員に対する教育訓練は、国、都道府県、市町村等がそれぞれ機能を分担しながら、相互に連携して実施している。

2. 職場教育

各消防機関においては、平素からそれぞれの地域特性を踏まえながら、計画的な教養訓練（職場教育）が行われている。特に、常に危険が潜む災害現場において、指揮命令に基づく厳格な部隊活動が求められる消防職員には、職務遂行にかける使命感と旺盛な気力が不可欠であることから、様々な教養訓練を通じて、知識・技術の向上と士気の高揚に努めている。

なお、消防庁においては職場教育における基準として、「消防訓練礼式の基準」（昭和40年消防庁告示第1号）、「消防操法の基準」（昭和47年消防庁告示第2号）、「消防救助操法の基準」（昭和53年消防庁告示第4号）や、訓練時と警防活動時等それぞれにおける安全管理マニュアルを定めている。

3. 消防学校における教育訓練

(1) 消防学校の設置状況

都道府県は、消防組織法第51条の規定により、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して消防学校を設置しなければならないが、また、指定都市は、単独に又は都道府県と共同して消防学校を設置することができることとされて

いる。

令和5年4月1日現在、消防学校は、全国47都道府県、指定都市である札幌市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市及び福岡市の7市並びに東京消防庁に設置されており、全国に55校設置されている（東京都では、東京都消防訓練所及び東京消防庁消防学校の2校が併設されている。）。

消防庁は、消防学校において教育訓練の水準が確保されるよう、消防学校の施設や運営の努力目標として「消防学校の施設、人員及び運営の基準」（昭和46年消防庁告示第1号）を定めている。

(2) 教育訓練の種類

消防学校における教育訓練の基準として、消防庁では「消防学校の教育訓練の基準」（平成15年消防庁告示第3号）を定めている。各消防学校では、本基準に定める「到達目標」を尊重した上で、「標準的な教科目及び時間数」を参考指針として活用し、具体的なカリキュラムを定めている。

また、災害の激甚化・頻発化等により高度な消防活動が求められているほか、消防法令の改正等に伴い、予防業務の高度化・専門化も進んでおり、消防学校における教育訓練の充実強化を図るため、標準的に備えるべき施設の充実、教育科目及び時間配分の見直しを行っている。教育訓練の種類には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と、消防団員に対する基礎教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

4. 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校は、消防職団員等に幹部として必要な高度な教育訓練を行うとともに、全国の消防学校の教育訓練に必要な技術的援助を行っている。

(1) 教育訓練の実施状況

令和4年度は、年間に20学科と12実務講習を実施し、1,385人が卒業した。

卒業生数は、創設以来、令和4年度までで延べ6万8,020人となった。

また、令和5年度は、令和4年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症等の感染対策として三密を回避するため定員を1,524人とした（資料2-4-1）。

ア 社会情勢の変化に伴う教育訓練内容の充実

各課程の教育訓練内容（授業科目）については、社会情勢の変化に伴う新しい課題に対応するため、各学科等の目的に応じて、ハラスメント対策、メンタルヘルス、惨事ストレス対策、CRM（Crew Resource Management）、危機管理、広報、訴訟対応及びLGBTや定年引上げなど消防本部が直面する課題に関する講義を取り入れている。

また、情報システムを活用した火災時指揮シミュレーションや、大規模地震の際の受援シミュレーションなどの訓練、実火災体験型訓練施設を活用した実火災に近い環境下での消防活動訓練（ホットトレーニング）や土砂に埋もれた模擬家屋を活用した土砂災害対応訓練を実施するとともに、消防用ドローンに関する講義や安全管理等に関する講義を設けるなど、カリキュラムの充実を図っている。

また、女性の研修機会拡大のため、各学科の定員の5%を女性消防吏員の優先枠としているほか、キャリア形成の支援等を目的とした実務講習である女性活躍推進コースを実施している。

教育手段として、一部の課程では、オンデマンド式のeラーニングによる事前学習、ライブ形式によるリモート授業を取り入れ、入寮期間を短縮するなど効率的な教育訓練を行っている。

イ 消防大学校における新型コロナウイルス感染症等の感染対策

一部学科は、リモート授業とeラーニングの活用により入寮期間及び接触機会の短縮を図っている。

また、教職員及び学生の検温・体調確認、マスク着用、消毒・換気等を徹底して行い、座学講義では講師と学生の距離の確保、衝立の活用等により接触を減らす等の感染防止対策を講じている。

新型コロナウイルス感染症は5類感染症に位置付けられたものの、令和5年7月に複数の学科で相次いで発生した入校中の学生の感染事例を踏まえ、感染対策として、学生寮の生活環境の管理を強化した

上で、教育訓練体制を維持した。

（2）施設・設備

高度な教育訓練を行う施設として、様々な災害現場を模擬体験して指揮能力を向上させる災害対応訓練室、火災現場同様の環境変化を体験する実火災体験型訓練施設、木造密集など活動困難地域等を想定した街区形成集合住宅型ユニット等を設けている。

また、実践的な訓練を行うため、指揮隊車、消防ポンプ自動車、救助工作車、特殊災害車、高規格救急自動車等の訓練用車両も保有している。

寄宿舎には、女性専用スペース（浴室、トイレ、更衣室、談話室など）も用意している。



実火災体験型訓練
(ホットトレーニング)



実火災体験型訓練（危険物火災）



多数傷病者対応訓練

(3) 消防学校に対する技術的援助

消防学校に対しては、新任消防長・学校長科、新任教官科及び現任教官科において、教育技法の習得等教育指導者養成を行っているほか、消防学校の教育内容の充実のため、要請により消防大学校から講師の派遣を行い、令和4年度は、延べ128回の講師派遣を実施した。

また、消防学校において使用する初任者用教科書を編集するとともに、専門分野の知識・技術が担保された講師等の確保に資するよう、消防大学校卒業生名簿及び講師情報等を提供している。

第5節

救急体制

1. 救急業務の実施状況

(1) 救急出動の状況

令和4年中の救急自動車による全国の救急出動件数は、722万9,572件（対前年比103万5,991件増、16.7%増）となっている。これは1日平均では約1万9,807件（同約2,838件増）で、約4.4秒（前年約5.1秒）に1回の割合で救急隊が出動したことになる。

また、救急自動車による搬送人員は、621万7,283人（対前年比72万5,539人増、13.2%増）となっている。これは国民の20人に1人（前年23人に1人）が救急隊によって搬送されたことになる。

救急自動車による搬送の原因となった事故種別をみると、急病が418万6,450人（67.3%）、一般負傷が98万5,958人（15.9%）、交通事故が34万7,372人（5.6%）などとなっている（資料2-5-1、資料2-5-2、資料2-5-3、資料2-5-4）。

なお、消防防災ヘリコプターによる救急出動件数は、2,546件（対前年比58件増）、搬送人員は2,016人（同102人増）となっている。

(2) 傷病程度別搬送人員の状況

令和4年中の救急自動車による搬送人員621万7,283人のうち、47.3%が入院加療を必要としない軽症（外来診療）傷病者及びその他（医師の診断がないもの等）となっている（資料2-5-5）。

(3) 年齢区分別事故種別搬送人員の状況

令和4年中の救急自動車による搬送人員621万7,283人の内訳を年齢区分別にみると、新生児が1万2,419人（0.2%）、乳幼児27万4,140人（4.4%）、少年が20万5,183人（3.3%）、成人が186万2,388人（30.0%）、高齢者が386万3,153人（62.1%）となっており、少子高齢化の進展等により高齢者の占める割合が高い傾向にある（資料2-5-6、資料2-5-7）。

また、急病では高齢者（265万3,687人、63.4%）、交通事故では成人（20万6,942人、

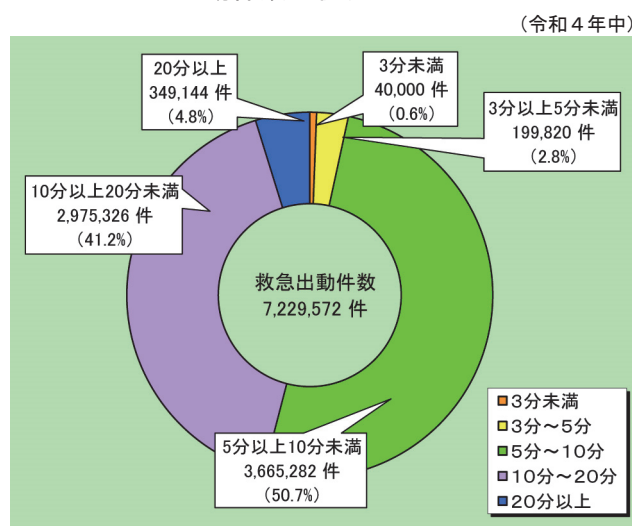
59.6%）、一般負傷では高齢者（70万7,966人、71.8%）が最も高い割合で搬送されている（資料2-5-7）。

(4) 現場到着所要時間の状況

令和4年中の救急自動車による出動件数722万9,572件の内訳を現場到着所要時間（119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間）別にみると、5分以上10分未満が366万5,282件で最も多く、全体の50.7%となっている（第2-5-1図）。

また、現場到着所要時間の平均は約10.3分（前年約9.4分）となっており、10年前（平成24年）と比べ、約2分延伸している（第2-5-3図）。

第2-5-1図 救急自動車による現場到着所要時間別出動件数の状況



(備考) 1 「救急年報報告」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

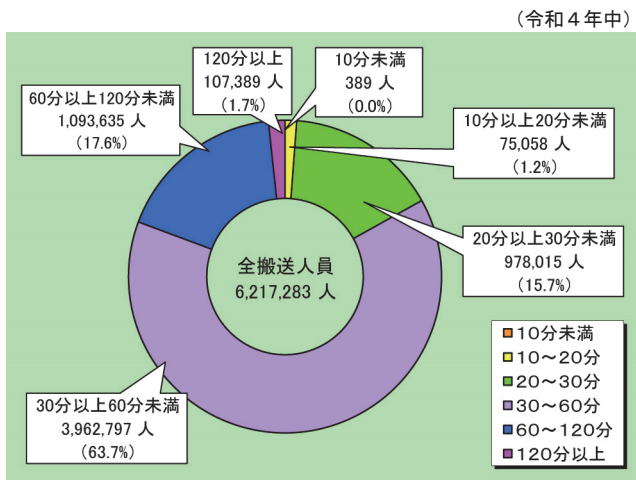
(5) 病院収容所要時間の状況

令和4年中の救急自動車による搬送人員621万7,283人の内訳を病院収容所要時間（119番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間）別にみると、30分以上60分未満が396万2,797人（63.7%）で最も多くなっている（第2-5-2図）。

また、病院収容所要時間の平均は約47.2分（前

年約42.8分)となっており、10年前(平成24年)と比べ、約8.5分延伸している(第2-5-3図)。

第2-5-2図 救急自動車による病院収容所要時間別搬送人員の状況



(備考) 1 「救急年報報告」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(6) 救急隊員の行った応急処置等の状況

令和4年中の救急自動車による搬送人員621万7,283人のうち、救急隊員が応急処置等を行った傷病者は618万1,811人(99.4%)となっており、救急隊員が行った応急処置等の総件数は2,505万4,183件である(資料2-5-8)。

また、平成3年(1991年)以降に拡大された救急隊員が行った応急処置等(資料2-5-8における※の項目)の総件数は、1,763万7,895件(対前年比12.5%増)となっており、このうち、救急救命士法(平成3年法律第36号)に基づいて、救急救命士が傷病者の蘇生等のために行う救急救命処置の件数は36万2,690件(対前年比38.1%増)となっている。

2. 救急業務の実施体制

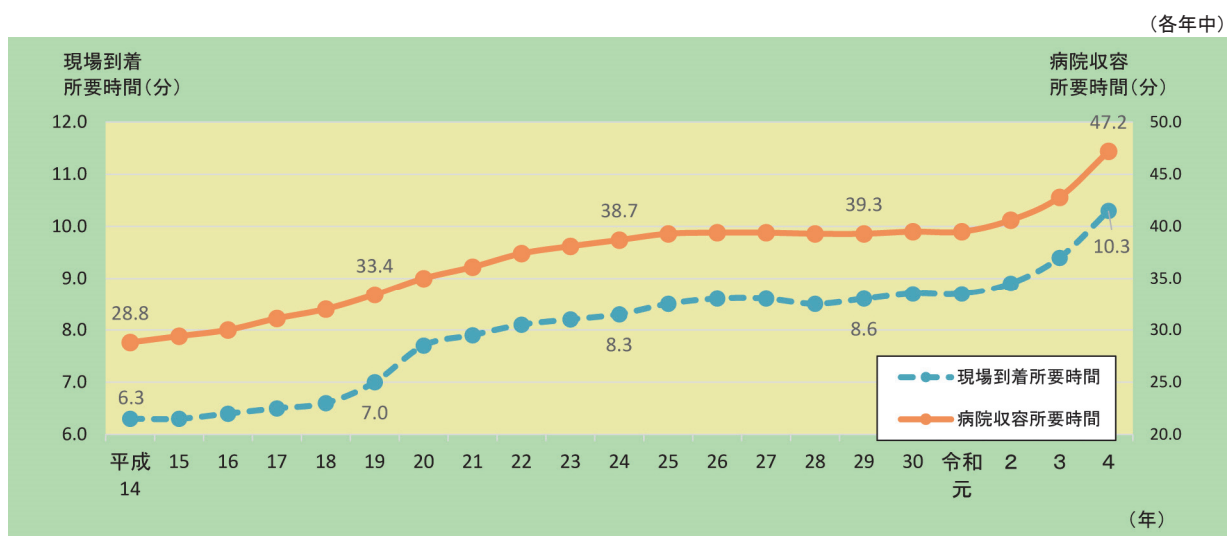
(1) 救急業務実施市町村数

救急業務実施市町村数は、令和5年4月1日現在、1,690市町村(793市、736町、161村)となっている(東京都特別区は、1市として計上している。以下、本節において同じ)。

98.3%(前年同率)の市町村で救急業務が実施され、全人口の99.9%(前年同率)がカバーされている(人口は、令和2年の国勢調査人口による。以下、本節において同じ)こととなり、ほぼ全ての地域で救急業務サービスが受けられる状態となっている(資料2-5-9、資料2-5-10)。

なお、救急業務実施形態別にみると、単独が434市町村、委託が147市町村、一部事務組合及び広域連合が1,109市町村となっている。

第2-5-3図 救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移



(備考) 1 「救急年報報告」により作成
2 東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値により集計している。

(2) 救急隊数、救急隊員数及び准救急隊員数

救急隊は、令和5年4月1日現在、5,359 隊（対前年比 31 隊増）設置されている（第 2-5-4 図）。

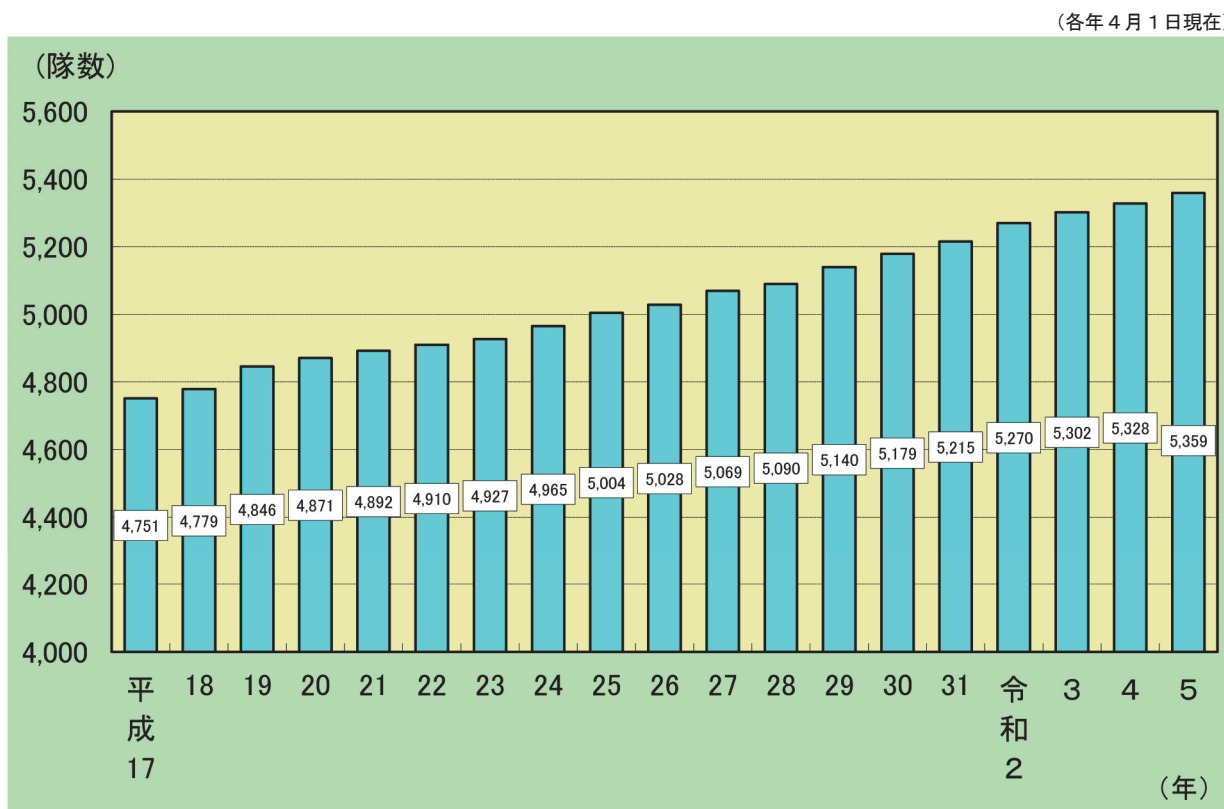
救急隊員は、人命を救うという重要な任務に従事することから、最低 135 時間の救急業務に関する講習（旧救急 I 課程）を修了した者等とされている。

令和5年4月1日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で 13 万 2,887 人（対前年比 1,529 人増）となっており、このうち 6 万 6,616 人が、救急隊員（専任の救急隊員だけでなく、救急隊員としての辞令が発せられているが、ポンプ自動車等他の消防用自動車と乗換運用している兼任の救急隊員も含

む。）として救急業務に従事している（第 2-5-5 図）。

また、救急隊員の資格要件を満たす消防職員のうち、より高度な応急処置が実施できる 250 時間の救急科（旧救急標準課程及び旧救急 II 課程を含む。以下同じ。）を修了した消防職員は、令和5年4月1日現在、全国で 8 万 7,161 人（対前年比 530 人増）となっており、このうち 3 万 3,713 人が救急隊員として救急業務に従事している。また、准救急隊員*1については、令和5年4月1日現在、全国で 15 人が救急業務に従事している。

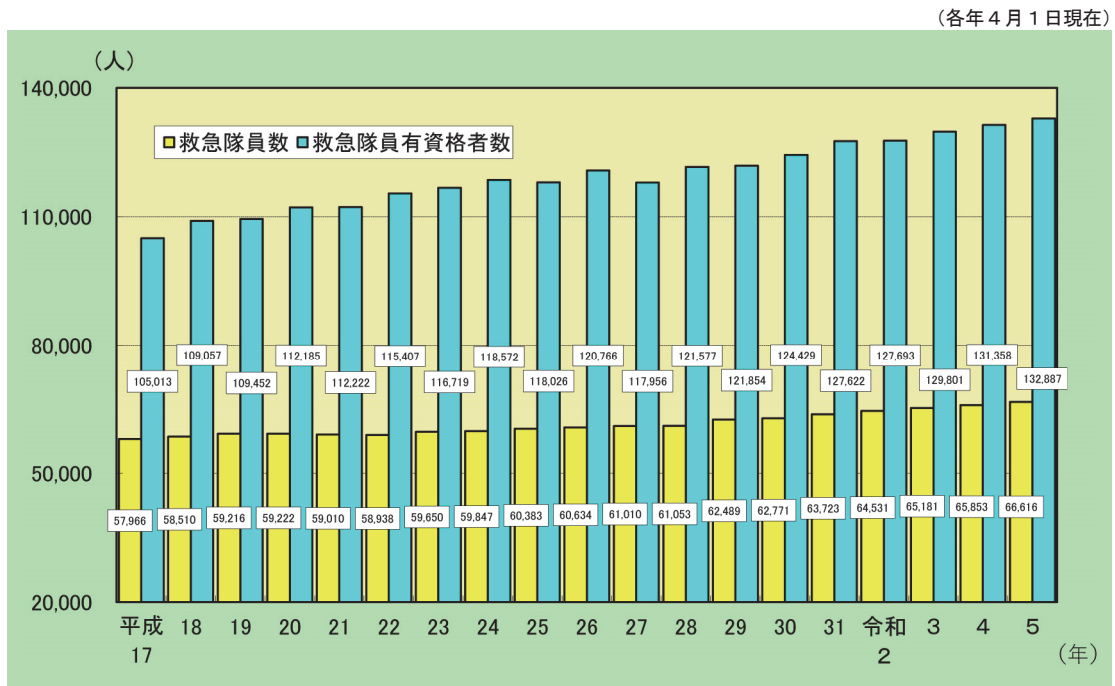
第 2-5-4 図 救急隊数の推移



(備考) 「救急年報報告」により作成

*1 准救急隊員：消防法施行令に基づき、過疎地域及び離島において、市町村が適切な救急業務の実施を図るための措置として実施計画を定めるときには、救急隊員 2 人と准救急隊員 1 人による救急隊の編成が可能である。准救急隊員は、救急業務に関する基礎的な講習の課程を修了した常勤の消防職員等とされている。

第2-5-5図 救急隊員数の推移



(備考)「救急年報報告」により作成

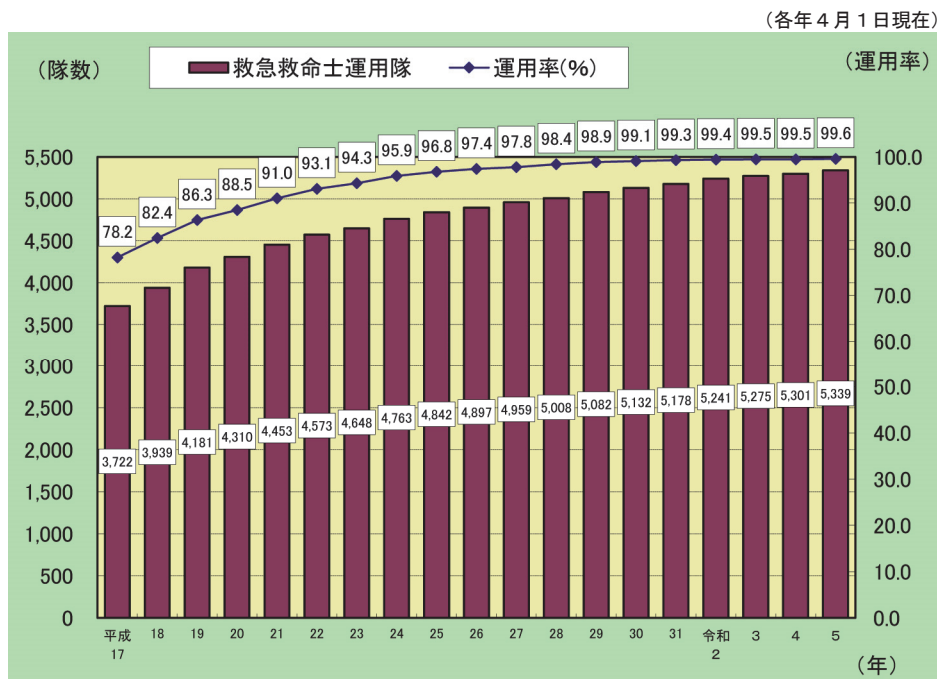
(3) 救急救命士及び救急救命士運用隊の推移

消防庁では、救急業務の高度化に伴い、全ての救急隊に救急救命士が少なくとも1人配置される体制を目標に、救急救命士の養成と運用体制の整備を推進している。

令和5年4月1日現在、救急救命士を運用している消防本部は、全国722消防本部のうち721本部で、その運用率は、99.9%（前年同率）である。

救急救命士を運用している救急隊数は、全国の救急隊5,359隊のうち、99.6%（対前年比0.1%増）に当たる5,339隊（同38隊増）となっており、年々増加している。また、救急救命士の資格を有する消防職員は4万3,788人（同1,293人増）となっているが、このうち3万371人（同982人増）が救急救命士として運用されており、年々着実に増加している（第2-5-6図、第2-5-7図）。

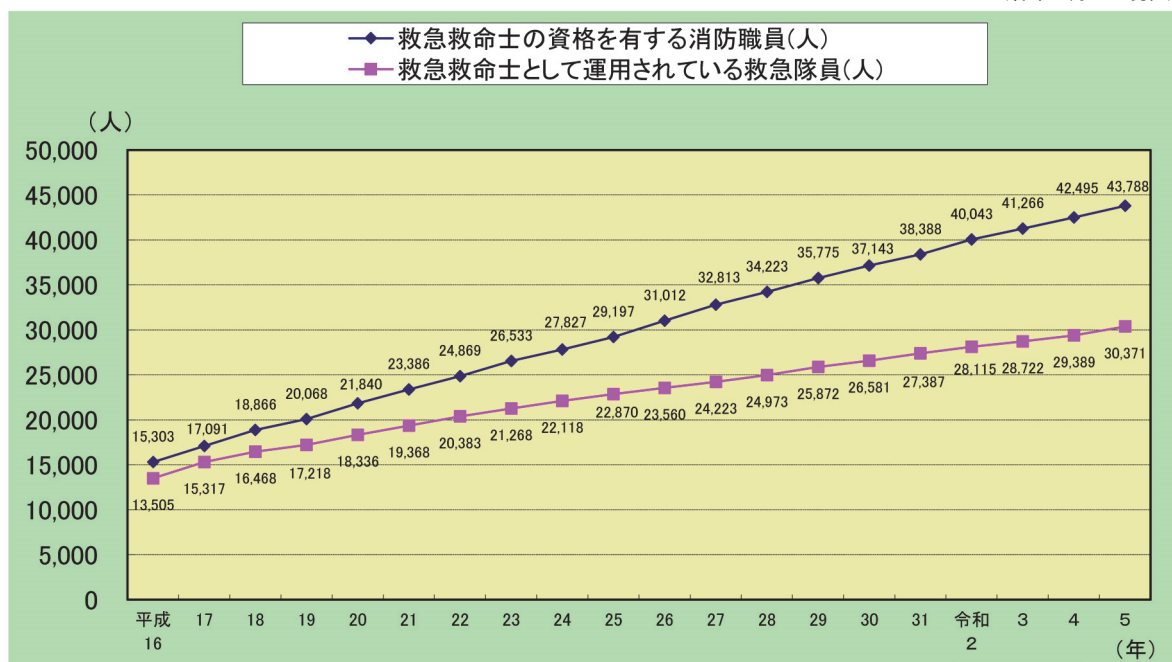
第2-5-6図 救急救命士運用隊数の推移



(備考)「救急年報報告」により作成

第2-5-7 図 救急救命士数の推移

(各年4月1日現在)



(備考)「救急年報報告」により作成

(4) 救急自動車数

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、非常用を含め、令和5年4月1日現在、6,591台(対前年比42台増)となっている。このうち高規格救急自動車数は全体の98.3%に当たる6,479台(同43台増)となっている。

(5) 高速自動車国道等における救急業務

高速自動車国道、瀬戸中央自動車道及び神戸淡路鳴門自動車道(以下、本節において「高速自動車国道等」という。)における救急業務については、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下、本節において「高速道路株式会社等」という。)が道路管理業務と一元的に自主救急として処理する責任を有するとともに、沿線市町村においても消防法の規定に基づき処理責任を有しており、両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護を行うものとされている。

高速自動車国道等における救急業務は、令和5年4月1日現在、供用延長9,311kmの全ての区間について市町村の消防機関により実施されており、高速道路株式会社等においては、救急業務実施市町村に対し、一定の財政負担を行っている。

3. 消防と医療の連携

(1) 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準

傷病者の搬送及び受入れの円滑な実施を図るため、消防法では、都道府県における「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」(以下、本節において「実施基準」という。)の策定、実施基準に関する協議会(以下、本節において「法定協議会」という。)の設置が義務付けられている。各都道府県は、法定協議会において実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施状況を調査・検証した上で、その結果を実施基準の改善等に結び付けていくことが望まれる。

消防庁としては、各都道府県の取組状況や課題を把握するとともに、効果的な運用を図っている地域の取組事例等を広く把握するなどして、フォローアップに取り組んでいる。

また、実施基準に基づく救急搬送が実施されることとなったことを踏まえ、地域における救急医療体制の強化のため、地方公共団体が行う私的二次救急医療機関*2への助成に係る経費について、特別交付税による地方財政措置を講じている。

*2 私的二次救急医療機関：二次救急医療機関のうち、国公立医療機関及び公的医療機関等以外の救急告示医療機関のこと。

(2) 救急医療体制

傷病者の主な搬送先となる救急病院及び救急診療所の告示状況は、令和5年4月1日現在、全国で4,170か所となっている(資料2-5-11)。

初期救急医療体制としては、休日、夜間の初期救急医療の確保を図るための休日夜間急患センターが556か所(令和3年4月1日現在)、第二次救急医療体制としては、病院群輪番制病院及び共同利用型病院が2,689か所(令和3年4月1日現在)、第三次救急医療体制としては、救命救急センターが304か所(令和5年11月1日現在)整備されている。また、救命救急センターのうち広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病傷病者に対応できる高度救命救急センターは、47か所(令和5年11月1日現在)整備されている。

救急告示制度による救急病院及び救急診療所の認定と初期・第二次・第三次救急医療体制の整備については、都道府県知事が定める医療計画の下で一元的に実施されている。

これらの救急医療体制の下、消防法の規定により都道府県が策定する実施基準では、傷病者の状況に応じた医療の提供が可能な医療機関のリストが作成されており、消防機関はそのリストを活用して、救急業務を行っている。

(3) 救急搬送における医療機関の受入れ状況

消防庁では、重症以上傷病者、産科・周産期傷病者、小児傷病者及び救命救急センターへの搬送傷病者を対象として、救急搬送における医療機関の受入れ状況等について、調査を実施している。

「令和4年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」では、令和3年中の同調査と比較し、重症以上傷病者、産科・周産期傷病者、小児傷病者及び救命救急センターへの搬送事案全てにおいて、照会回数4回以上の事案の件数及び割合が増加した(資料2-5-12)。また、現場滞在時間30分以上の事案についても、同様に件数及び割合が増加した(資料2-5-13)。

4. 救急業務高度化の推進

(1) 救急業務に携わる職員の教育の推進

平成3年(1991年)に救急救命士法が施行され、現場に到着した救急隊員が傷病者を病院又は診療所に搬送するまでの間、医師の指示の下に一定の

救急救命処置を行うことを業務とする救急救命士の資格制度が創設された。

救急救命士の資格は、消防職員の場合、救急業務に関する講習を修了し、5年又は2,000時間以上救急業務に従事したのち、6か月以上の救急救命士養成課程を修了し、国家試験に合格することにより取得することができる。資格取得後、消防機関に所属する救急救命士は、救急業務に従事するに当たり160時間以上の病院実習を受け、その後も2年ごとに128時間以上(うち、病院実習は48時間以上)の再教育を受けることとされている。

消防機関の救急救命士の養成については、その内容に高度かつ専門的なものが含まれていること、教育訓練の効率性を考慮する必要があること等から、救急救命士法の成立を受け、全国47都道府県の出資により平成3年(1991年)に設立された一般財団法人救急振興財団において行われているほか、指定都市等の消防機関が所管する救急救命士養成所や、消防学校における救急救命士養成課程においても行われている。令和4年度には、一般財団法人救急振興財団の救急救命士養成所で749人、指定都市等における救急救命士養成所や消防学校における救急救命士養成課程で388人の消防職員が養成課程を修了し、国家試験を受験した。

また、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法の公布・施行も受け、心臓病及び脳卒中に関する救急隊における観察・処置等について、関係学会から消防庁に対して最新の科学的知見に基づく提案がなされたことから、消防庁では、「令和元年度救急業務のあり方に関する検討会」において検討を行い、検討会において妥当と認められた事項について、「救急隊における観察・処置等について」(令和2年3月27日付け通知)を発出した。

また、救急救命士を含む救急隊員は、「救急業務に携わる職員の生涯教育の指針 Ver.1」(平成26年3月)に基づき、新任救急隊員、現任救急隊員、救急隊長等の各役割に応じた教育を受けることとされている。こうした教育体制の構築のため、所属職員に対する教育・指導や、関係機関との教育体制に関する調整等の役割を担う指導的立場の救急救命士を「指導救命士」として位置づけており、令和5年4月1日現在、全国で3,047人の指導救命士が認定されている。

このほか、全国救急隊員シンポジウムや日本臨床救急医学会等の研修の機会を通じて、救急隊員の全国的な交流の促進や、救急活動に必要な知識・技能の向上が図られている。

(2) 救急救命士の処置範囲の拡大

救急救命士が医師の具体的な指示を受けて行う救急救命処置（特定行為）は、平成3年（1991年）の制度創設当時は、半自動式除細動器による除細動、乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液、食道閉鎖式エアウェイ又はラリングアルマスクによる気道確保のみとされていたが、厚生労働省において順次拡大されてきた。

令和5年4月1日現在、救急救命士の資格を有する救急隊員のうち、拡大された処置範囲で気管挿管を実施できる者は1万6,351人（そのうちビデオ硬性挿管用喉頭鏡を使用できる者は8,411人）、薬剤投与（アドレナリン）を実施できる者は2万9,895人、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液を実施できる者は2万8,788人、血糖測定及び低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与を実施できる者は2万8,841人となっている。

(3) メディカルコントロール体制の充実

救急業務におけるメディカルコントロール体制とは、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保障する仕組みをいう。具体的には、消防機関と医療機関との連携によって、①医学的根拠に基づく、地域の特性に応じた各種プロトコルを作成し、②救急隊が救急現場等から常時、迅速に医師に指示、指導・助言を要請することができ、③実施した救急活動について、医師により医学的・客観的な事後検証が行われるとともに、④その結果がフィードバックされること等を通じて、救急救命士を含む救急隊員の再教育等が行われる体制をいう。消防機関と医療機関等との協議の場であるメディカルコントロール協議会は、都道府県単位及び地域単位で設置されており、令和5年8月1日現在、全国に47の都道府県メディカルコントロール協議会及び250の地域メディカルコントロール協議会が設置されている。救急業務におけるメディカルコントロール体制の役割は、当該体制の基本であり土台である「救急救命士等の観察・処置を医学的観点から保障する役割」から、「傷病者の搬送及び受

入れの実施に関する基準の策定を通じて地域の救急搬送・救急医療リソースの適切な運用を図る役割」へと拡大し、さらに「地域包括ケアにおける医療・介護の連携において、消防救急・救急医療として協働する役割」も視野に入れるなど、各地域の実情に即した多様なものへと発展している。

「令和2年度救急業務のあり方に関する検討会」においては、こうしたメディカルコントロール体制の現状の課題と解決策を検討し、検討結果をもとに、関係機関が緊密に連携してメディカルコントロール体制の一層の充実強化に努めることや、客観的な評価指標を用いて、PDCAサイクルを通じた継続的な体制の構築・改善を図ること等について、消防庁より「救急業務におけるメディカルコントロール体制の更なる充実強化について」（令和3年3月26日付け通知）を発出した。また、「令和3年度救急業務のあり方に関する検討会」においては、通知後における各地域の評価指標の活用状況や先進的な取組事例を把握することを通じて、PDCAサイクルの取組の更なる推進や、評価指標の充実等に向けて、引き続きの検討を行ったところである。

昨今のメディカルコントロール協議会に求められる役割の多様化に関しては、「傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生」といった観点からもうかがうことができる。高齢者の救急要請が増加する中、救急隊が傷病者の家族等から傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられ、心肺蘇生の中止を求められる事案が生じている。こういった背景を踏まえ、「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会」の検討部会において、有識者から救急現場等で傷病者の家族等から、傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案について、「本人の生き方・逝き方は尊重されていくもの」という基本認識が示された。そして、救急現場等は、千差万別な状況であることに加え、緊急の場面であり、多くの場合医師の臨場はなく、通常救急隊には事前に傷病者の意思は共有されていないなど時間や情報に制約があるため、今後、事案の実態を明らかにしていくとともに、各地での検証を通じた事案の集積による救急隊の対応についての知見の蓄積が必要であると結論付けた。

これらの検討結果について、「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部

会」報告書について」（令和元年 11 月 8 日付け通知）を各都道府県消防防災主管部長に対して発出した。この通知においては、今後、消防機関に求められることとして、①消防機関においても、地域における地域包括ケアシステム*3や ACP（アドバンス・ケア・プランニング、愛称「人生会議」）*4 に関する議論の場に、在宅医療や介護等の関係者ととも適切に参画し、意見交換等を積極的に行っていくよう努めること、②救急隊の対応を検討する際は、①に加え、メディカルコントロール協議会等において、在宅医療や介護に関わる関係者の参画も得るなど、地域における人生の最終段階における医療・ケアの取組の状況、在宅医療や高齢者施設での対応の状況等も勘案しながら十分に議論するよう努めること、③メディカルコントロール協議会において事後検証の対象とすることを検討すること等を周知した。

（４）救急蘇生統計（ウツタインデータ）の活用

我が国では、平成 17 年 1 月から全国の消防本部で一斉にウツタイン様式*5を導入している。消防庁

では、ウツタイン様式による調査結果をオンラインで集計・分析するためのシステムも運用しており、平成 17 年から令和 4 年までの 18 年分のデータが蓄積されている。このデータの蓄積が適切かつ有効に活用されるよう、申請に基づき、関係学会等にデータを提供しており、救命率向上のための方策や体制の構築等に活用されている。

5. 救急業務を取り巻く課題

（１）救急車の適時・適切な利用の推進

令和 4 年中の救急自動車による救急出動件数は、722 万 9,572 件であり、対前年比で増加した。令和 5 年に行った将来推計（第 2-5-8 図）によると、高齢化の進展等により救急需要は今後増大する可能性が高いことが示されており、救急活動時間の延伸を防ぐとともに、これに伴う救命率の低下を防ぐための対策が必要である。

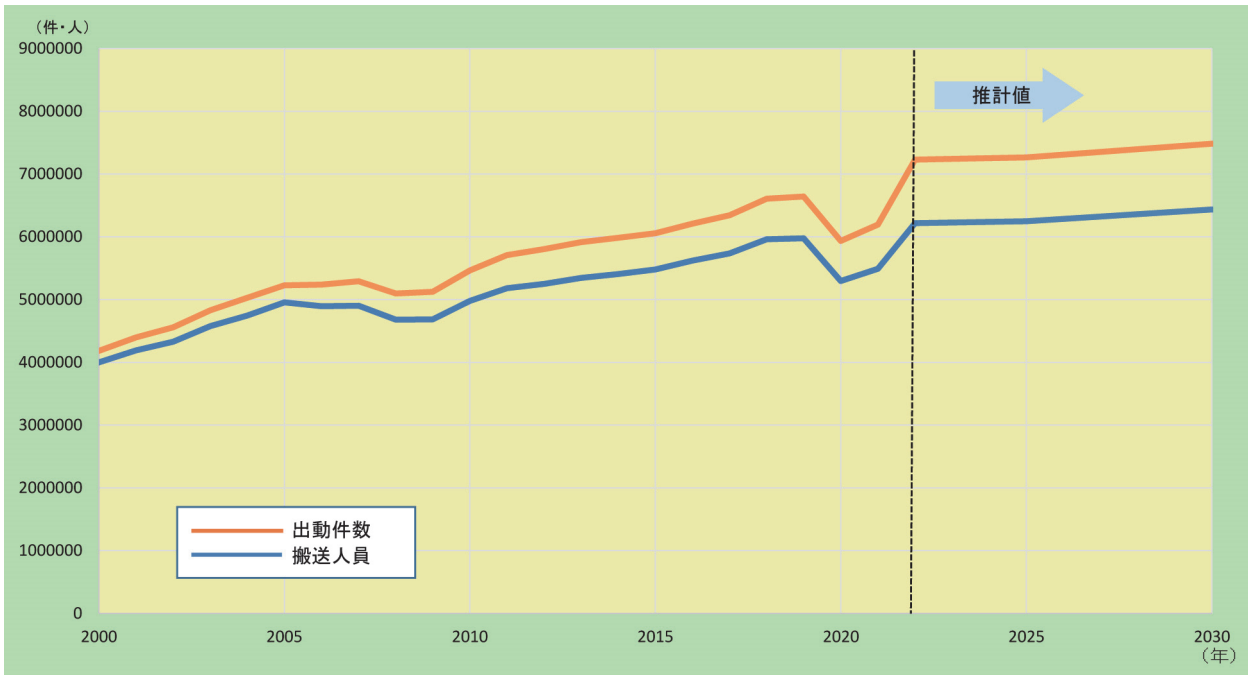
消防庁では、救急車の適時・適切な利用の観点から、電話相談「救急安心センター事業（＃7119）」の全国展開を推進するとともに、全国版救急受診アプリ「Q助（きゅーすけ）」を提供している。

*3 地域包括ケアシステム：地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

*4 ACP（アドバンス・ケア・プランニング、愛称「人生会議」）：人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスのこと。

*5 ウツタイン様式：心肺機能停止症例をその原因別に分類するとともに、目撃の有無、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による心肺蘇生の実施の有無等に分類し、それぞれの分類における傷病者の予後（1 か月後の生存率等）を記録するための調査統計様式であり、1990 年にノルウェーの「ウツタイン修道院」で開催された国際会議において提唱され、世界的に推奨されているものである。

第2-5-8 図 救急出動件数・救急搬送人員の推移とその将来推移（2000年～2030年）



（備考）「救急年報報告」により作成

「Q助」は、病気やけがの際に、住民自らが行う緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するWEB版・スマートフォン版アプリであり、画面上に表示される選択肢から、傷病者に該当する症状を選択していくことで、緊急度に応じた対応が、緊急性をイメージした色とともに表示される仕組みとなっている。スマートフォン版では、最も緊急度の高い赤の場合には、そのまま119番通報ができる。また、自力で受診する場合には、医療機関の検索（厚生労働省の「医療情報ネット」にリンク）、受診手段の検索（一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会の「全国タクシーガイド」にリンク）が行えるようになっている（参照URL：<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate003.html>）。

また、全救急出動件数のうち一定の割合を占める転院搬送については、「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」（平成28年3月31日付け通知）を発出し、転院搬送ガイドラインの策定を促進しているところである。

さらに、救急車の適時・適切な利用には国民全体への「緊急度判定体系」の普及が欠かせないことから、消防庁ホームページに「救急お役立ちポータルサイト」を作成し、救急車の適時・適切な利用に係るツールや救急事故防止に役立つ様々な情報を提供している。この「緊急度判定体系」については、緊急性の高い傷病者への消防・救急・医療資源の適切

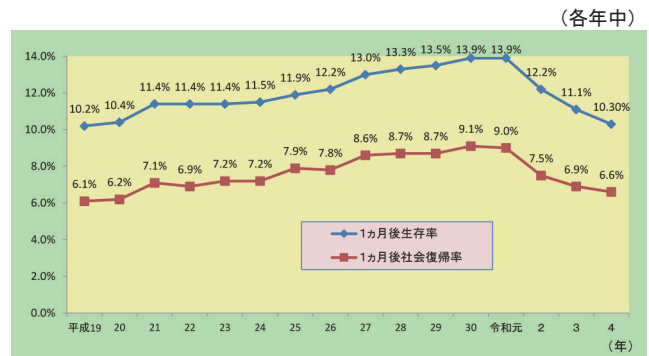
な活用を推進するため、傷病者の症状に応じて緊急性を判断できる「緊急度判定プロトコル Ver. 3」を令和2年に策定し、公開している。

（2）一般市民に対する応急手当の普及

令和4年中の救急搬送人員のうち、心肺機能停止傷病者は14万2,728人であり、うち心原性（心臓に原因があるもの）は9万1,498人（A）であった。

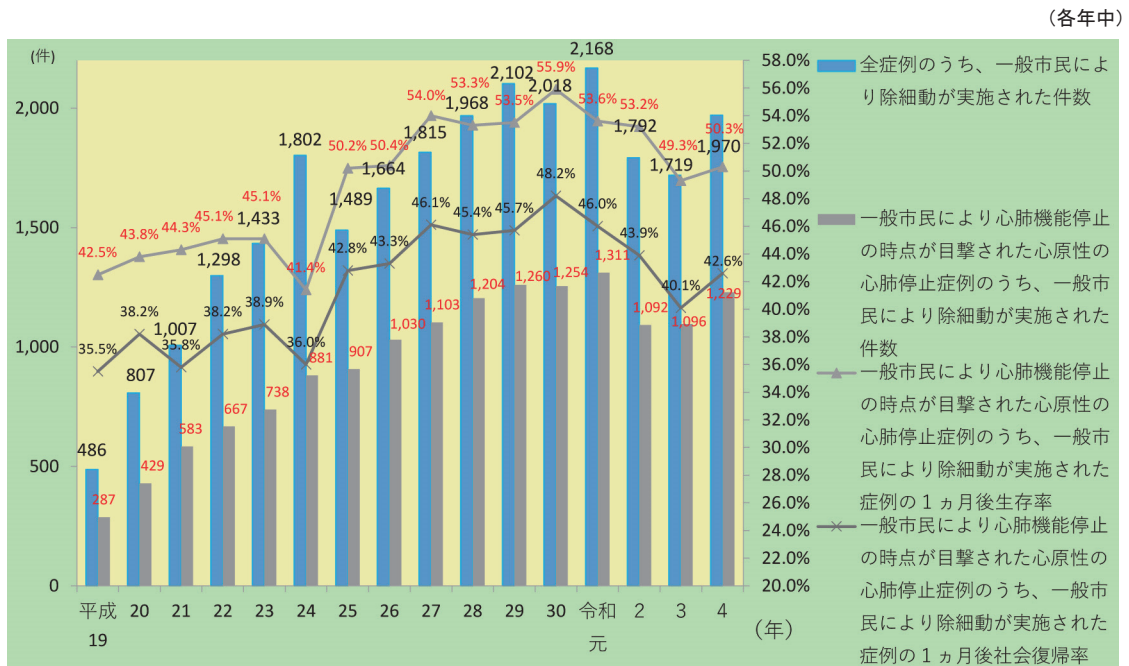
（A）のうち、心肺機能停止の時点を一一般市民により目撃された傷病者は2万8,834人（B）であり、このうち1か月後生存率は10.3%、1か月後社会復帰率は6.6%となっている（第2-5-9図、資料2-5-14）。

第2-5-9 図 心原性かつ一般市民による目撃のあった症例の1ヵ月後の生存率及び社会復帰率



（備考）東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の金石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

第2-5-10図 一般市民により除細動が実施された件数の推移



(備考) 東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

(B)のうち、一般市民により応急手当が行われた傷病者は1万7,068人(C)であり、このうち1ヵ月後生存率は12.8%となっており、応急手当が行われなかった場合(6.6%)と比べて約2倍高い。また、1ヵ月後社会復帰率についても応急手当が行われた場合には8.8%となっており、応急手当が行われなかった場合(3.3%)と比べて約2.7倍高くなっている(資料2-5-14)。

(C)のうち、一般市民により自動体外式除細動器(以下、本節において「AED」という。)を使用した除細動が実施された傷病者は1,229人であり、1ヵ月後生存率は50.3%、1ヵ月後社会復帰率は42.6%となっている(第2-5-10図)。

一般市民による応急手当が行われた場合の1ヵ月後生存率及び1ヵ月後社会復帰率は高くなる傾向にあり、一般市民による応急手当の実施は生存率及び社会復帰率の向上において重要であることから、一層の推進を図る必要があり、住民の間に応急手当の知識と技術が広く普及するよう、今後とも取り組んでいくことが重要である。

現在、特に心肺機能停止状態に陥った傷病者を救命するために必要な心肺蘇生法とAEDの使用の技術習得を目的として、住民体験型の普及啓発活動が推進されている。

心肺蘇生法等の実技指導を中心とした一般市民に対する応急手当講習の普及啓発、公衆の出入りする

場所や事業所に勤務する従業員等に対する普及啓発及び学校教育の現場における普及啓発等の推進については、消防庁が示す「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、全国の消防本部において取り組まれており、年間を通じた講習の実施や、応急手当指導員の養成のほか、「救急の日」(9月9日)や「救急医療週間」等の機会を捉えて、応急手当の重要性を伝える広報活動等も行われている。

令和4年中の応急手当講習受講者数は121万2,519人で、心肺機能停止傷病者への住民による応急手当の実施率は51.2%となるなど、消防機関は応急手当普及啓発の担い手としての主要な役割を果たしている。

また、消防庁においては、より専門性を高めつつ受講機会の拡大等を図るため、継続的に応急手当の普及啓発体制の見直しを行っており、小児・乳児・新生児に対する心肺蘇生法を学ぶ普通救命講習Ⅲ、応急手当の導入講習に位置づけられる救命入門コースといった講習カリキュラムの追加や、WEB講習(e-ラーニング)を用いた分割型講習の導入など、体制の拡大が図られている。

平成28年度には、教員職にある者の応急手当普及員養成講習について、講習時間を短縮し実施することを可能としたほか、他の地域で応急手当普及員講習等を修了した者の取扱いについて、取得地域以

外で指導できない不利益がないように当該消防本部でも認定したものとみなしても差し支えないこととするなど、住民のニーズに合わせた取組も進めている。

令和3年度には、一般財団法人日本救急医療財団心肺蘇生法委員会から「救急蘇生法の指針2020（市民用）」が示されたことを受け、「令和3年度救急業務のあり方に関する検討会」において検討を行い、eラーニングの充実により、対面での講習時間の更なる短縮を可能としたほか、応急手当実施者の心的ストレス等に対して、消防本部がサポート体制の構築に努めることとするなど、応急手当の実施率向上に資するための取組も進めている。

（3）熱中症への対応

消防庁は平成20年度から全国の消防本部に対し、夏期における熱中症による救急搬送人員の調査を実施している。

調査結果は、速報値として週ごとにホームページ上に公表するとともに、月ごとの集計結果についても確定値として公表している。

令和5年5月から9月までにおける全国の熱中症による救急搬送人員は9万1,467人となっており、令和4年度調査（5月～9月）と比較すると28.8%増加した。

年齢区分別にみると、高齢者（満65歳以上）が5万173人（54.9%）で最も多く、次いで成人（満18歳以上満65歳未満）が3万910人（33.8%）、少年（満7歳以上満18歳未満）が9,583人（10.5%）となっている。初診時における傷病程度別にみると、軽症（外来診療）が6万1,456人（67.2%）で最も多く、次いで中等症（入院診療）が2万7,545人（30.1%）、重症（長期入院）が1,889人（2.1%）、死亡が107人（0.1%）となっている（資料2-5-15）。

発生場所別にみると、住居が3万6,541人（39.9%）で最も多く、次いで道路が1万5,186人（16.6%）、公衆（屋外）が1万1,742人（12.8%）となっている（資料2-5-15）。

熱中症に関する取組としては、政府において、熱中症対策を一層推し進めるため、令和5年4月に気候変動適応法の改正法が成立した。令和5年5月に「熱中症対策実行計画」を閣議決定により策定するとともに、現行の「熱中症警戒アラート」を「熱中

症警戒情報」としたうえで、より深刻な被害が発生し得る場合に備え「熱中症特別警戒情報」を発表する新たな制度を創設した。

また、毎年4月～9月を実施期間として「熱中症予防強化キャンペーン」を実施し、X（旧Twitter）等を活用して時季に応じた適切な呼びかけを行い、住民の熱中症予防行動を促す取組を行っている。

消防庁では、熱中症予防のための予防啓発コンテンツとして、消防庁ホームページの熱中症情報サイトにおいて、予防啓発イラスト、予防広報メッセージ、熱中症対策リーフレット等を提供している。令和5年度は、全国消防イメージキャラクター「消太」を活用し、ポスターを作成した（参照URL：<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04>）。

（4）外国人傷病者への救急対応

消防庁では、日本語に不慣れな外国人も緊急時に安心して救急車を利用できるよう「救急車利用ガイド」を作成し、全国での活用を促進しているほか、119番通報の段階から電話通訳センターを介して多言語でのやりとりが可能となる三者間同時通訳や、救急活動現場においてタブレット端末等を用いて傷病者との会話が可能となる多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の導入を推進している。

ア 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」

救急ボイストラは、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下、本節において「NICT」という。）が開発した多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra®（ボイストラ）」をベースに、消防研究センターとNICTが、救急隊の現場活動において、傷病者との直接的なコミュニケーションを図るために開発した多言語音声翻訳アプリである。

対応言語は、日本語のほか、英語、中国語（繁・簡）、韓国語、タイ語、フランス語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語、ロシア語、マレー語、ドイツ語、ネパール語及びブラジルポルトガル語の15種類となっている。

平成29年4月から各消防本部への提供を開始し、全ての消防本部で導入されることを目標に取り組んでおり、令和5年1月1日現在、全国723消防本部のうち683消防本部（約94.5%）が使用してい

る。

イ 救急車利用ガイド

消防庁では、日本での救急車の利用方法等を外国人に周知するため、「救急車利用ガイド（英語版）」を作成し、消防庁ホームページに掲載している。

救急車利用ガイドには、①救急車の利用方法、119番通報時に通信指令員に伝えるべきこと、②すぐに119番通報すべき重大な病気やけが、③熱中症予防や応急手当のポイント、④救急車を利用する際のポイントなどが掲載されている。

平成29年3月からは、英語に加えて中国語（繁・簡）、韓国語、タイ語、フランス語、イタリア語に対応するとともに、令和3年3月には、新たに9言語（ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、ビルマ語、クメール語及びモンゴル語）を追加し、合計16言語への対応を可能とした。それぞれのガイドに日本語を併記しているため、日本人から外国人に説明を行う際にも活用が可能である。

消防庁では、都道府県及び消防本部に対し、各種広報媒体でのリンク掲載等によって住民や観光客に積極的に周知するよう依頼しているほか、外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」及び出入国在留管理庁監修の「生活・就労ガイドブック」に掲載し、幅広く周知を図っている。

第6節

救助体制

1. 救助活動の実施状況

(1) 救助活動件数及び救助人員の状況

消防機関が行う人命の救助とは、火災、交通事故、水難事故、自然災害、機械による事故等から、人力や機械力等を用いてその危険状態を排除し、被災者等を安全な場所に搬送する活動をいう。

令和4年中における全国の救助活動の実施状況は、救助活動件数6万8,123件（対前年比4,925件増、7.8%増）、救助人員（救助活動により救助された人員をいう。）6万2,679人（同2,818人増、4.7%増）である（資料2-6-1、資料2-6-2）。

救助活動件数及び救助人員の増加の主な要因は「建物等による事故」が増加したことである（第2-6-1図、第2-6-2図）。

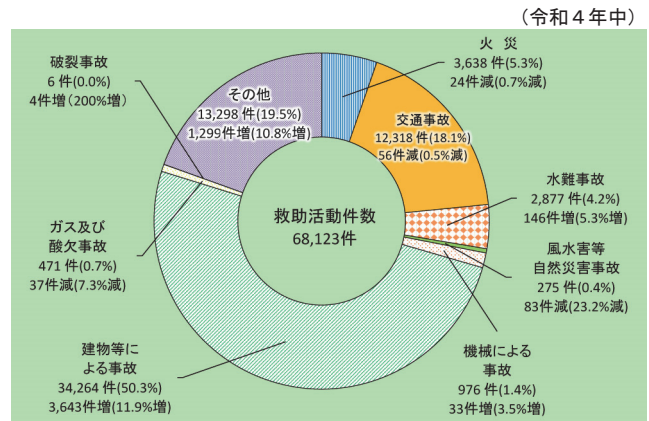
(2) 事故種別ごとの救助活動の状況

事故種別ごとの救助活動状況をみると、救助活動件数及び救助人員ともに「建物等による事故」と「交通事故」が大きな割合を占め、特に「建物等による事故」は増加を続けている。

救助出動人員（救助活動を行うために出動した全ての人員をいう。）は、消防職員と消防団員との合計で延べ160万4,495人である。このうち、消防職員の救助出動人員は「建物等による事故」による出動が最も多く、次いで「交通事故」となっている。一方、消防団員の救助出動人員は、「火災」による出動が最も多い。

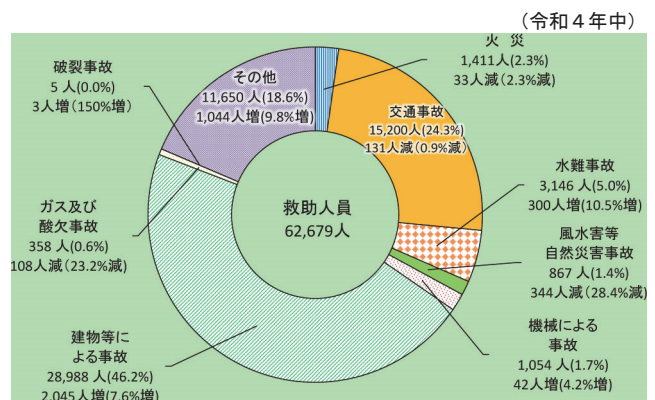
救助活動人員（救助出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。）は、消防職員と消防団員との合計で延べ61万8,375人であり、事故種別ごとの救助活動1件当たりの救助活動人員は、「火災」が最も多く、次いで「水難事故」となっている（資料2-6-3）。

第2-6-1図 事故種別救助活動件数の状況



(備考) 1 「救助年報報告」により作成
2 割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、合計が100%にならない場合がある。

第2-6-2図 事故種別救助人員の状況



(備考) 1 「救助年報報告」により作成
2 割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、合計が100%にならない場合がある。

2. 救助活動の実施体制

(1) 救助隊数及び救助隊員数

救助隊は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令に基づき、消防本部及び消防署を置く市町村等に設置されている。人命の救助に関する専門的な教育（140時間）を受けた隊員、救助活動に必要な救助器具及びこれらを積載した救助工作車等によって構成され、救助隊、特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊*1の4つに区分される。

令和5年4月現在、705消防本部に1,418隊設置されており、救助隊員は2万4,413人（対前年比74

*1 特別救助隊・高度救助隊・特別高度救助隊：救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令に基づき、人口10万人以上の消防常備市町村には特別救助隊が設置され、中核市等では1以上の特別救助隊を高度救助隊とし、また、東京消防庁及び指定都市では1以上の高度救助隊を特別高度救助隊（特殊災害対応自動車保有し、ウォーターカッター等の特殊な器具を活用することができる専門性の高い部隊）とすることとされている。

人増)となっている。

(2) 救助活動のための救助器具等の保有状況

救助活動のための救助器具等には、油圧スプレッダー等の重量物排除用器具、油圧切断機等の切断用器具、可燃性ガス測定器等の検知・測定用器具等があり、発生が懸念されている大規模地震災害や NBC 災害*2に備えて、より高度かつ専門的な機能が必要とされているため、緊急消防援助隊設備整備費補助金、地方交付税措置等により、その整備促進を図っている(資料 2-6-4)。

3. 全国消防救助技術大会

救助活動に必要な体力、精神力及び技術力を養うとともに、全国の救助隊員が一堂に会し、競い、学ぶことを通じて他の模範となる救助隊員を育成することを目的に、昭和 47 年(1972 年)から毎年開催されている(主催:一般財団法人全国消防協会、後援:消防庁ほか)。

本大会は、陸上の部と水上の部に分かれており、それぞれで、隊員個人が基本的な技能を練磨する「基礎訓練」、隊員個人の技能とともに隊員間の連携を練磨する「連携訓練」、使用する資機材や訓練要領等を定めず出場隊員の創意工夫のもと訓練想定から救助方法までを披露する「技術訓練」が行われる。

令和 5 年は、第 51 回大会として 8 月 25 日に北海道札幌市で開催され、陸上の部には 694 人、水上の部には 211 人の隊員が参加した。令和 6 年は千葉県千葉市で開催される予定である。

4. 救助の課題と対応

(1) 体制の整備

近年の救助活動は、火災、交通事故及び水難事故だけでなく、激甚化・頻発化する自然災害や NBC 災

害といった特殊災害への対応も求められている。これらの災害に対して適切な救助活動が実施できるよう、東京消防庁及び指定都市消防本部に特別高度救助隊、中核市等消防本部に高度救助隊を設置し、全国的に救助体制の強化を進めている。

これらは消防大学校や各都道府県、各指定都市の消防学校などで人命救助に関する専門的かつ高度な教育訓練を受けた隊員を中心に構成され、従来の救助器具に加えて、要救助者の捜索が困難な場合に活用される画像探索機や地中音響探知機等の高度な救助器具を備えている。

(2) 車両及び資機材の整備

テロの発生が危惧されるなか、サリンなどの化学剤や細菌などの生物剤又は放射線が存在する災害現場における迅速かつ安全な救助活動が求められている。これらを踏まえ、救助隊の装備の充実を図るため、国有財産等の無償使用制度を活用し、特殊災害対応自動車*3、大型除染システム搭載車*4、化学剤遠隔検知装置*5等を配備している。また、近年増加している土砂災害や浸水等の風水害に対応すべく、重機*6及び重機搬送車、高機能救命ボート*7を配備するとともに、令和 5 年度には、救助隊員の安全管理体制の強化のため、建物崩壊・土砂監視センサー*8のほか、各種災害時の機動性・走破性・資機材搬送能力に優れた小型救助車*9の配備を予定している。その他、特別高度工作車*10の更新や NBC 災害即応部隊*11への NBC 災害対応資機材の計画的な配備を進めている。

このように、消防庁では緊急消防援助隊に必要な装備について継続的な充実強化を図っており、各消防本部では、これらの資機材等を活用した訓練が実施されている(資料 2-6-5)。

*2 NBC 災害:核(Nuclear)等、生物(Biological)剤及び化学(Chemical)剤によって発生した災害をいう。

*3 特殊災害対応自動車:NBC 災害に対応するため各種検知器や防護服などを積載することができる構造を有する車両

*4 大型除染システム搭載車:NBC 災害において隊員及び被災者などを除染するために、1 時間に 200 人以上除染できる大型除染システムを積載した車両

*5 化学剤遠隔検知装置:日中・夜間問わず最大 5km離れた場所から、化学剤を瞬時に識別し可視化できる装置

*6 重機:がれき、土砂などの障害物を除去することにより、道路の啓開や救助隊等と連携した効果的な救助活動を行う機械

*7 高機能救命ボート:大規模風水害に伴う浸水区域において、がれき等がある場面でも多数の要救助者を一度に救出することができ、船首パネルを開閉することで車椅子等をそのまま乗船させることが可能な膨張式ボート

*8 建物崩壊・土砂監視センサー:遠隔監視により、不安定な建物、土砂再崩落等の兆候をいち早く感知し、音響警報を発する装置

*9 小型救助車:狭隘な道路、悪路を走行可能で、早期の情報収集、迅速な救助・消火活動が可能な小型オフロード車両

*10 特別高度工作車:排煙消火機能を有する大型ブローア装置と水力で切断可能なウォーターカッター装置を搭載し、トンネル火災や倉庫火災などの大規模災害時に対応可能な車両

*11 NBC 災害即応部隊:NBC 災害に対し、高度かつ専門的な救助活動を迅速かつ的確に行うことを任務としている部隊



特殊災害対応自動車



大型除染システム搭載車



化学剤遠隔検知装置
※化学剤を検知した場所を色で識別



重機及び重機搬送車



高機能救命ボート



建物崩壊・土砂監視センサー



小型救助車

(3) 救助技術の高度化等

多様化する救助事案に全国の消防本部が的確に対応し、救助技術の高度化を推進することを目的に、消防庁では、有識者や消防機関関係者などにより構成される検討会を実施しているほか、全国の救助隊員などの意見交流の場として、全国消防救助シンポジウムを毎年度開催している。

令和4年度の検討会では、全国的な職員の若返りや救助活動の多様化により、救助技術の継承や効果的な教育訓練指導が求められており、救助活動を担う人材の育成に関する様々な課題やニーズに応えるため、「多様化する救助事案に対応する救助体制のあり方に関する高度化検討会（救助人材育成）」を開催した。「人」に焦点を当て、時代に即した効果的な教育手法、救助現場・教育訓練をリードする中核人材の育成等について検討し、「理想的な救助隊長像」を明示するとともに、この理想像を実現するために必要なマインド（心構え）、現場及び訓練指導の各場面で求められる要素や行動、具体的なスキル等を細分化・整理して見える化した「救助人材育成ガイドライン（以下、本節において「ガイドライン」という。）」を作成した。また、救助隊長がより能力の高い救助隊員を育成指導する際に、必要なスキルや内発的動機付け等の要素を取り入れた訓練手法として、「訓練効果を高めるための救助訓練指導マニュアル」及び動画を作成し、ガイドラインとともに、令和5年3月に公表している。

令和5年度は、近年とりわけ化学災害対応に係る資機材、活動等に関する知見に大きな変遷が見られることなどから、2025年大阪・関西万博等の国際的な大規模イベントの開催が控えていることも踏まえ、NBC災害における消防機関の対応能力を一層充



特別高度工作車

実、向上させることを目的として、「消防機関におけるNBC災害時の対応能力の高度化」について検討を進めている。発災時に、より効率的かつ迅速な活動が展開できるように、現行の「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル」の見直しを図ることとしている。

全国消防救助シンポジウムは、全国の消防本部の経験、知見及び技術を共有することにより、我が国における救助体制の一層の充実を図ることを目的としている。令和5年度は、12月14日に会場参加及びインターネット配信により、「最適な救助活動のための備え～効果的な教育・訓練と災害事例の共有・活用～」をテーマとして、多様な災害の教訓から取り組んでいる効果的な教育・訓練事例や日常の教育・訓練が活かされた災害対応事例に関する各消防本部からの発表、専門家による講演、それらを踏まえた総合討論を行う。

第7節

航空消防防災体制

1. 航空消防防災体制の現況

消防機関及び都道府県が保有する消防防災ヘリコプターは、救急搬送や救助、林野火災における空中消火等の活動で大きな成果を上げている。特に、大地震、台風、豪雨に伴う水害又は土砂災害の発生により、陸上交通路が途絶するような事態では、ヘリコプターの高速性・機動性を活用した情報収集等の消防活動は、重要な役割を果たしている。

令和5年11月1日現在、消防防災ヘリコプターの配備状況は、沖縄県を除く46都道府県域に配備されており、その内訳は消防庁保有が5機、消防機関保有が30機、道県保有が42機、計77機である(第2-7-1図)。

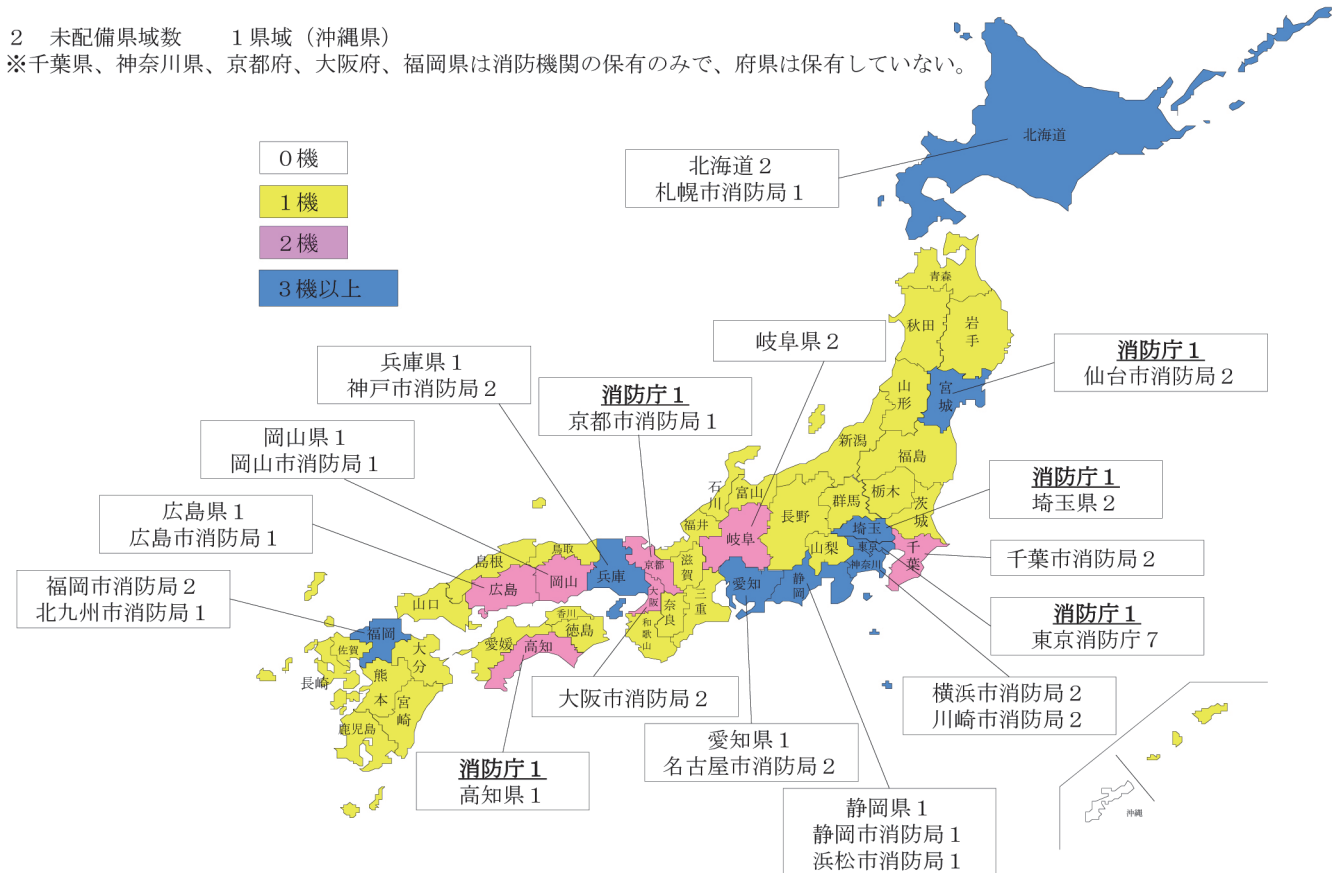


消防庁ヘリコプター
「おとめ」(高知県)

第2-7-1図 消防防災ヘリコプターの配備状況

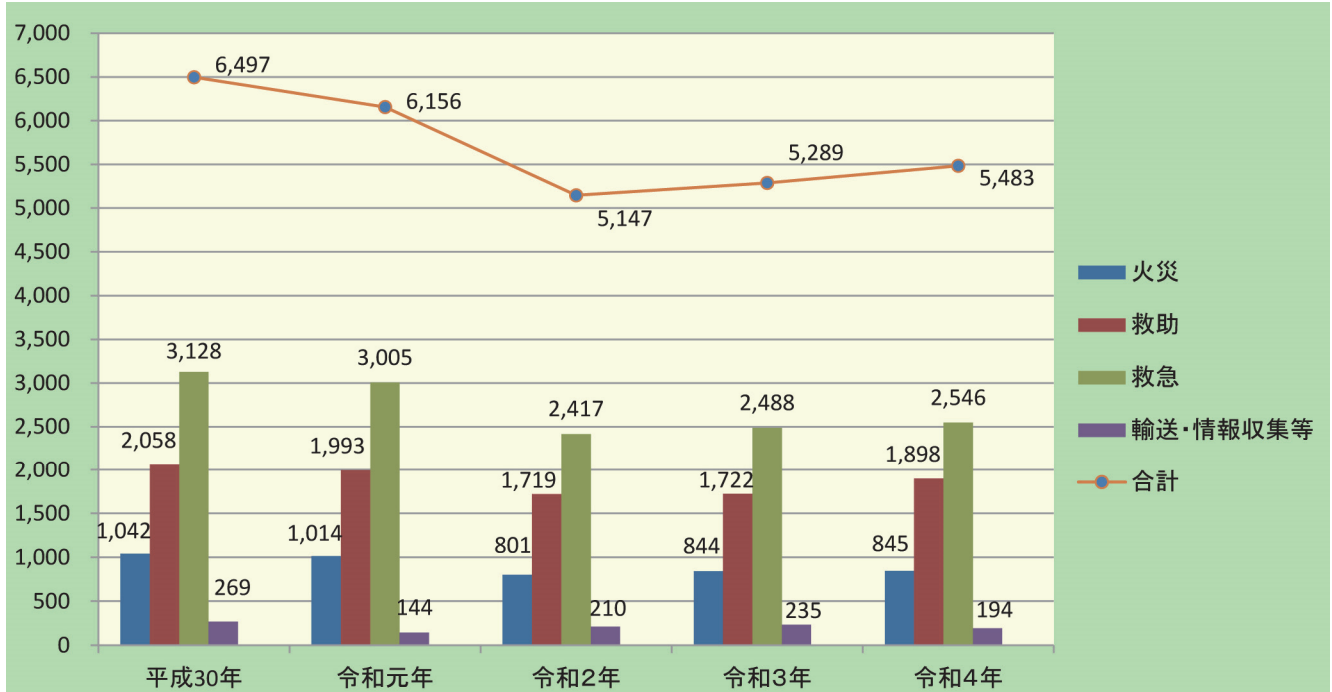
- 1 令和5年11月1日現在配備状況
- 消防庁保有ヘリコプター 77機(46都道府県、55運航団体)
 - 5機(東京消防庁、京都市消防局、埼玉県、宮城県及び高知県が無償使用)
 - 消防機関保有ヘリコプター 30機(東京消防庁、15政令指定都市)
 - 道県保有ヘリコプター 42機(39道県)

2 未配備地域数 1地域(沖縄県)
※千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、福岡県は消防機関の保有のみで、府県は保有していない。



(備考)「令和5年度航空隊データベース」により作成

第2-7-2 図 消防防災ヘリコプターによる災害出動状況（過去5年間）



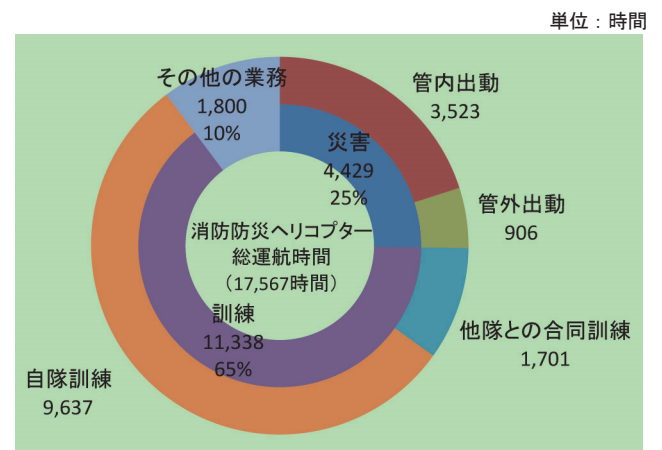
（備考）「令和4年消防防災ヘリコプターの活用状況調査」により作成

消防防災ヘリコプターは、多様な消防活動でその能力を発揮しており、令和4年中の全国の出動実績は5,483件である（第2-7-2図、資料2-7-1）。

また、令和4年中の消防防災ヘリコプターの総運航時間は17,567時間で、その内訳は、災害出動が4,429時間（25%）、訓練出動が11,338時間（65%）、その他の業務が1,800時間（10%）となっている（第2-7-3図）。

なお、大規模災害時には、消防組織法に基づく緊急消防援助隊としての出動や、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく、都道府県域を越えた応援活動が展開されている。令和4年中は、緊急消防援助隊としての出動実績は無く（資料2-7-2）、広域航空消防応援としての出動は1件実施された（資料2-8-1）。

第2-7-3 図 消防防災ヘリコプターの運航時間の内訳（令和4年）



- （備考）
- 「令和4年消防防災ヘリコプターの活用状況調査」により作成
 - 「他隊との合同訓練」とは、相互応援協定及び緊急消防援助隊等に基づく出動を想定した訓練及び管轄区域内の地上部隊等との連携訓練等をいう。
 - 「自隊訓練」とは、操縦士の操縦訓練及び航空救助隊員を対象とした通信・救助訓練等をいう。
 - 「その他の業務」とは、試験・検査のための飛行、調査・撮影業務及び行政業務等をいう。

2. 今後の取組

（1）消防防災ヘリコプターの機能強化

消防庁では、緊急消防援助隊の機能強化のため、消防防災ヘリコプター、ヘリコプターテレビ電送システム、赤外線カメラ等の高度化資機材、消火用タンク及びヘリコプター用衛星電話の整備に対して補助金を交付し、大規模災害時における航空消防防災体制の充実強化を図っている。

また、消防庁ヘリコプターには、人工衛星へ直接映像情報を伝送するヘリサットシステムを搭載し、地上の受信設備に頼らず、リアルタイムの映像伝送が可能となる情報伝送体制の強化を図り、大規模災害発生時における被害情報把握と緊急消防援助隊派遣の迅速化に取り組んでいる。

これらに合わせて、ヘリコプター動態管理システムの整備を進めることにより、活動現場における消防防災ヘリコプターの位置、動態情報をリアルタイムで把握し、大規模災害時の消防庁、現地災害対策本部等におけるオペレーションが迅速かつ効果的なものとなるよう機能強化を図っている。

ヘリコプター動態管理システムについては、安全・効率的な部隊運用や調整のため、国の関係機関が航空機情報を共有できる航空機運用総合調整システム（FOCS）との連携を行っている。

（2）消防防災ヘリコプターの安全な活動の確保に向けて

平成 21 年以降、4 件の消防防災ヘリコプター墜落事故が相次いで発生し、消防職員ら計 26 名が殉職するという極めて憂慮すべき事態となっていたことを受け、令和元年 9 月、消防庁では、消防防災ヘリコプターの運航の安全性の向上等を図るため、運航団体が取り組むべき項目を「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」（以下、本節において「基準」という。）として取りまとめ、助言より高い規範力を持つ消防組織法第 37 条の規定に基づく消防庁長官の勧告として発出した。

基準では、機長に不測の事態が生じた場合の安全性の確保等を目的とした二人操縦士体制や、消防防災ヘリコプターの運航管理を担う運航責任者及び専門的な知見を有する運航安全管理者の配置、緊急時の対応技量の習得に向けた教育訓練の在り方など、消防防災ヘリコプターの安全運航に関する基本的事項を定めている。

また、消防防災ヘリコプターの安全性の向上を図るため、基準に基づき、運航団体が取り組む安全運航確保に資するための装備品等の整備に要する経費、二人操縦士体制導入に向けた操縦士養成に必要な経費、運航安全管理者の配置のための人件費、シミュレーターを用いた緊急操作訓練に必要な経費などについて、令和 2～5 年度に新規、拡充の地方財政措置を講じている。

令和 4 年 4 月 1 日には、二人操縦士体制導入を含め、基準の全ての規定が施行された。消防庁では、各運航団体へのヒアリング調査を通じ、引き続き取組のフォローアップを進めている。

（3）消防防災ヘリコプター操縦士の養成・確保に向けて

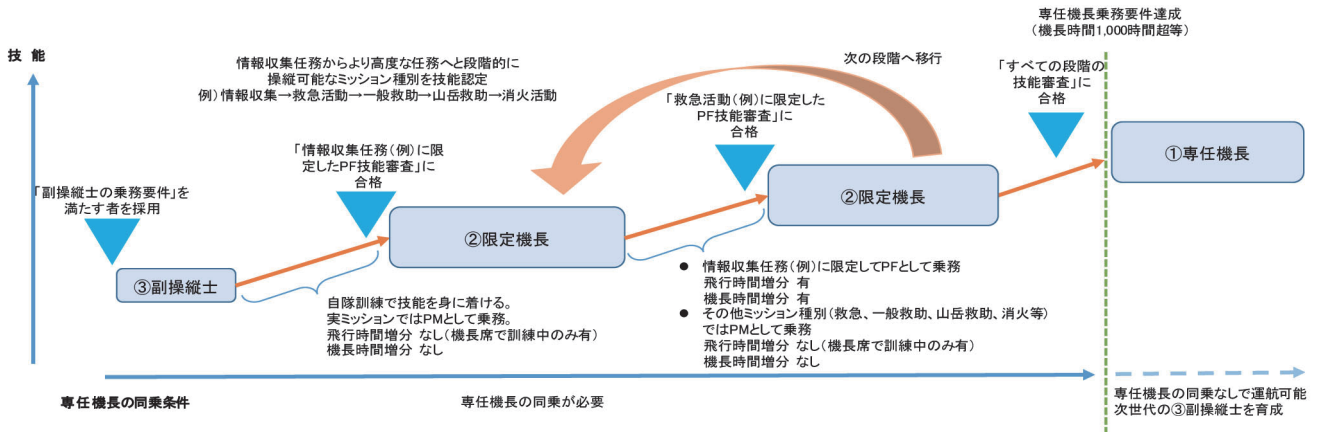
消防防災ヘリコプターの操縦士は、山岳地域でのホバリングなど高度な技術を求められるが、そのような技術を有したベテラン操縦士の大量退職が見込まれていることから、操縦士の養成・確保が重要な課題となっている。

今後見込まれる操縦士不足、二人操縦士体制の確立を見据え、技量ある操縦士の育成・確保及び安全運航に努めていく必要があることから、消防庁では、運航団体が消防防災ヘリコプターの操縦士の要件及び操縦士の養成訓練に係る計画を策定し、実施するための指針として、令和 2 年 3 月に「消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件・訓練審査プログラム」を定めた。

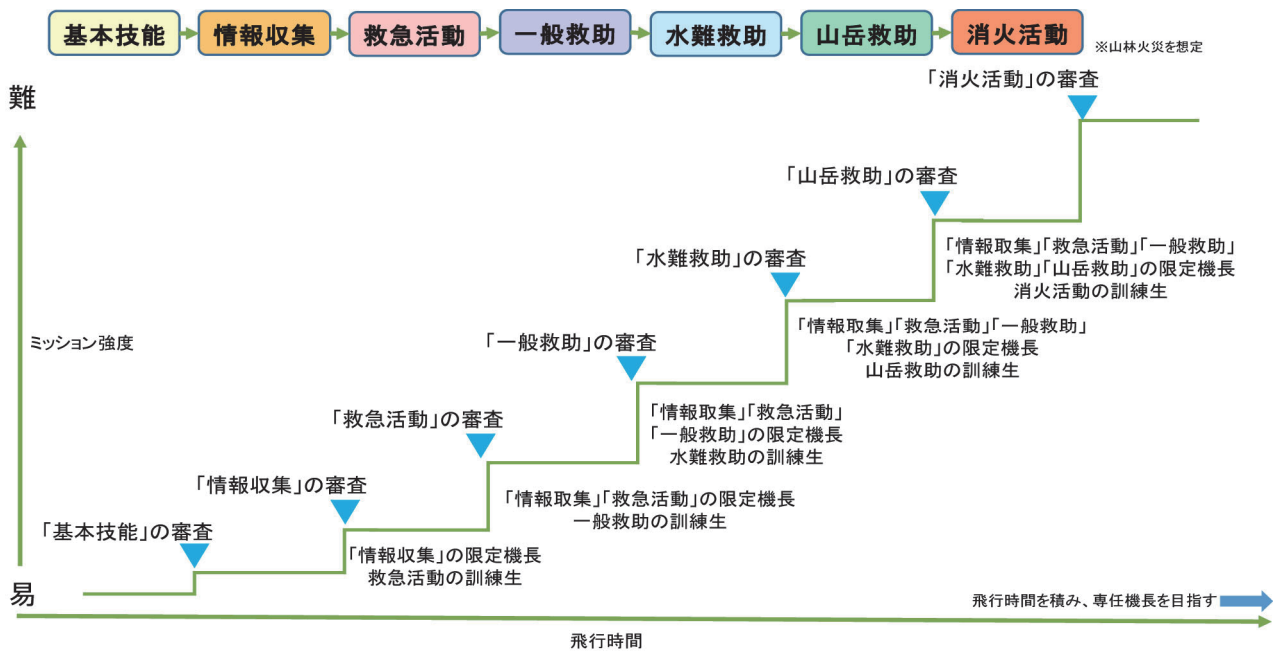
乗務要件においては、操縦士を飛行時間・運航技能により「専任機長」「限定機長」「副操縦士」の 3 段階に分け、それぞれの要件を定めるとともに、訓練審査プログラムにおいては、ミッションごとに求められる技術の難易度に差があることや経験のある操縦士の確保が難しい状況を踏まえ、ミッション別の段階的な訓練審査プログラムを定めた（第 2-7-4 図、第 2-7-5 図）。

また、消防防災ヘリコプター操縦士等の確保・養成に向け、防衛省及び自衛隊と連携し、若年定年退職自衛官の消防防災ヘリコプター操縦士や運航安全管理者としての活用を図るとともに（令和 2～4 年度に 7 名を運航団体において採用）、自衛隊操縦士養成施設における消防防災ヘリコプター操縦士の養成（令和 5 年度までに 1 名卒業）などを行っている。

第2-7-4 図 段階的審査のイメージ



第2-7-5 図 段階的な訓練イメージ



第8節

広域消防応援と緊急消防援助隊

1. 消防の広域応援体制

(1) 消防の相互応援協定

市町村は、消防に関し必要に応じて相互に応援すべき努力義務があるため、消防の相互応援に関して協定を締結するなどにより、大規模災害や特殊災害などに適切に対応できるようにしている。

現在、全ての都道府県において、各都道府県内の全市町村、消防の一部事務組合等が参加した消防相互応援協定（常備化市町村のみを対象とした協定を含む。）が締結されている。

(2) 広域消防応援体制の整備

大規模災害や特殊災害などに対応するためには、市町村又は都道府県の区域を越えて消防力の広域的な運用を図る必要がある。このため、消防庁では、2に述べる緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、大規模・特殊災害や林野火災等において、空中消火、救助活動、救急活動、情報収集、緊急輸送等の消防防災活動全般にわたりヘリコプターの活用が極めて有効であることから、効率的な運用を実施するため、昭和61年（1986年）に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定して、消防組織法第44条の規定に基づく応援要請の手続の明確化等を図り、消防機関及び都道府県の保有する消防防災ヘリコプターによる広域応援の積極的な活用を推進している（資料2-8-1）。

2. 緊急消防援助隊

(1) 緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化

ア 緊急消防援助隊の創設

緊急消防援助隊は、平成7年（1995年）1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、同年6月に創設された。

この緊急消防援助隊は、平常時においては、それ

ぞれの地域における消防責任の遂行に全力を挙げる一方、一旦国内のどこかで大規模災害が発生した場合には、消防庁長官の求め又は指示により、全国から当該災害に対応するための消防部隊が被災地に集中的に出動し、人命救助等の消防活動を実施するシステムである。

発足当初、緊急消防援助隊の規模は、救助部隊、救急部隊等からなる全国的な消防の応援を実施する消防庁登録部隊が376隊、消火部隊等からなる近隣都道府県間において活動する県外応援部隊が891隊、合計で1,267隊であった。平成13年1月には、緊急消防援助隊の出動体制及び各種災害への対応能力の強化を行うため、消火部隊についても登録制を導入した。

さらに、複雑・多様化する災害に対応するため、石油・化学災害、毒劇物・放射性物質災害等の特殊災害への対応能力を有する特殊災害部隊、消防防災ヘリコプターによる航空部隊及び消防艇による水上部隊を新設したことから、8部隊、1,785隊となった。

イ 平成15年消防組織法改正による法制化

東海地震をはじめとして、東南海・南海地震、首都直下地震等の切迫性やNBCテロ災害等の危険性が指摘され、こうした災害に対しては、被災地の市町村はもとより当該都道府県内の消防力のみでは、迅速・的確な対応が困難な場合が想定される。そこで、全国的な観点から緊急対応体制の充実強化を図るため、消防庁長官に所要の権限を付与することとし、併せて、国の財政措置を規定すること等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が、平成15年に成立し、平成16年から施行された。

(ア) 法改正の主な内容

法改正の主な内容は、緊急消防援助隊の法律上の明確な位置付けと消防庁長官の出動の指示権の創設、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（以下、本節において「基本計画」という。）の策定及び国の財政措置と

なっている。

(イ) 法律上の位置付けと消防庁長官の出動指示

創設以来、要綱に基づき運用がなされてきた緊急消防援助隊は、この法改正により、消防組織法上明確に位置付けられた。また、東海地震等の大規模な災害で2以上の都道府県に及ぶもの、NBC 災害等の発生時には、消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置を「指示」することができるものとされた。国家的な見地から対応すべき大規模災害等に対し、緊急消防援助隊の出動指示という形で、被災地への消防力の投入を国が主導で行おうとするものであり、東日本大震災という未曾有の大災害に際し初めて行われた。

(ウ) 緊急消防援助隊に係る基本計画の策定等

法律上、総務大臣は基本計画を策定することとされている。

この基本計画は、平成16年2月に策定され、緊急消防援助隊を構成する部隊の編成と装備の基準、出動計画、必要な施設の整備目標等を定め、策定当初は緊急消防援助隊の部隊を平成20年度までに3,000隊登録することを目標としていた。

(エ) 緊急消防援助隊に係る国の財政措置

消防庁長官の指示を受けた場合には、緊急消防援助隊の出動が法律上義務付けられることから、出動に伴い新たに必要となる経費については、地方財政法(昭和23年法律第109号)第10条の国庫負担金として、国が負担することとしている。

また、基本計画に基づいて整備される施設の整備については、「国が補助するものとする」と消防組織法上明記されるとともに、対象施設及び補助率(2分の1)については政令で規定されている。

(オ) 緊急消防援助隊用装備等の無償使用

緊急消防援助隊の活動上必要な車両・資機材等の装備等のうち、地方公共団体が整備・保有することが費用対効果の面から非効率なものについては、国庫補助をしても整備の進展を期待することは難しい。大規模・特殊災害時における国の責任を果たすためには、その速やかな整備が必要な装備等もある。こうした装備等については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとした。

ウ 平成20年消防組織法改正による機動力の強化

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震に対する消防・防災体制の更なる強化を図るため、緊急消防援助隊の機動力の強化等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が平成20年に成立し、施行された。

(ア) 法改正の主な内容

法改正の主な内容は、災害発生市町村において既に活動している緊急消防援助隊に対する都道府県知事の出動指示権の創設、消防応援活動調整本部の設置及び消防庁長官の緊急消防援助隊の出動に係る指示要件の見直しとなっている。

(イ) 都道府県知事の出動指示権の創設

都道府県の区域内に災害発生市町村が2以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるとき、都道府県知事は、緊急消防援助隊行動市町村において活動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができるものとされた。これは、平成16年新潟・福島豪雨災害や平成16年新潟県中越地震において、県内において市町村境界を越える部隊の移動が行われたことなどを踏まえ、制度を整備したものである。

なお、都道府県境界を越える場合は、2以上の都道府県に及ぶ調整となることから、消防庁長官が行うこととされた。

(ウ) 消防応援活動調整本部の設置

(イ)の都道府県知事の指示が円滑に行われるよう、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動したときは、都道府県知事は、消防の応援等の措置の総合調整等を行う消防応援活動調整本部(以下本節において「調整本部」という。)を設置するものとされた。調整本部は、都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する消防の応援等のための措置の総合調整に関する事務及びこの総合調整の事務を円滑に実施するための自衛隊、警察等の関係機関との連絡に関する事務をつかさどることとされた。

(エ) 消防庁長官による緊急消防援助隊出動指示要件の見直し

緊急消防援助隊の指示対象災害は、従前は大規模な災害で2以上の都道府県の区域に及ぶもの又はNBC 災害等に限定されていたが、1つの都道府県のみで大規模な災害が発生した場合であっても、当該災害に対処するために特別の必要があると認められる

ときには、消防庁長官は、災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができるものとされた。

また、平成31年3月には基本計画を改定し、指示対象災害となる大規模な災害の判断要素について、災害の状況、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の設置状況、応援の必要性等と規定した。

(2) 緊急消防援助隊の編成及び出動計画等

緊急消防援助隊の編成、出動計画等については、総務大臣が策定する基本計画に定められているが、その概要は以下のとおりである(第2-8-1図)。

ア 緊急消防援助隊の編成

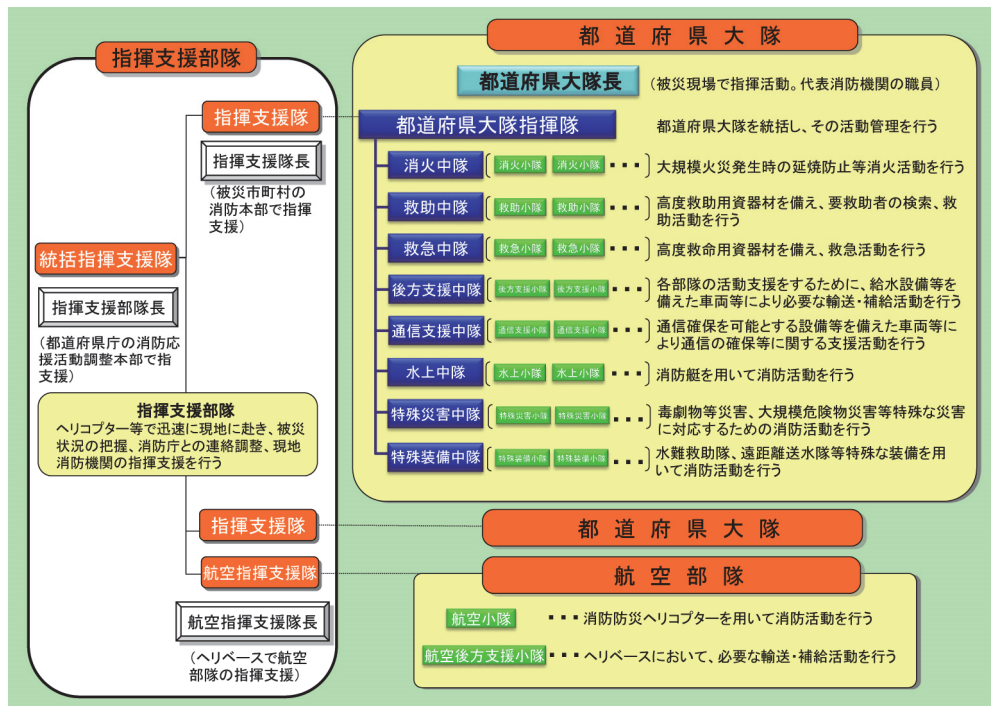
(ア) 指揮支援部隊

指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官、関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長による緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務としている。指揮支援部隊は、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊により編成される。

(イ) 都道府県大隊

都道府県大隊は、当該都道府県又は当該都道府県内の市町村に設置された都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な中隊をもって編成される。

第2-8-1図 緊急消防援助隊の部隊編成



(ウ) 航空部隊

航空部隊は、被災地において航空に係る消防活動を行うことを任務とし、航空小隊及び必要に応じて航空後方支援小隊により編成される。

(エ) 特別な部隊

様々な隊からなる都道府県大隊とは別に、特別な任務を行う部隊として、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC 災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊がある（第 2-8-1 表）。

イ 出動計画

(ア) 基本的な出動計画

大規模災害等の発災に際し、消防庁長官は情報収集に努めるとともに、被災都道府県知事等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の要否を判断し、消防組織法第 44 条の規定に基づき、出動の求め又は指示の措置をとることとされている。この場合において迅速かつ的確な出動が可能となるよう、あらかじめ出動計画が定められている。

具体的には、災害発生都道府県ごとに、応援出動する都道府県大隊を「第一次出動都道府県大隊」とし、災害の規模により更に応援を行う都道府県大隊を「出動準備都道府県大隊」として指定している。

(イ) 大規模地震発生時における迅速出動基準

大規模地震発生時には、通信インフラ等の障害発生や全体の被害状況把握に相当の時間を要すること

などが想定され、応援の要請等が早期に実施できないことも考えられる。

このため、平成 20 年 7 月から「消防組織法に基づく緊急消防援助隊の出動の求め」の準備行為を、消防庁長官が全国の都道府県知事及び市町村長にあらかじめ行っておき、大規模地震の発生と同時に出動することとしている。

(ウ) 迅速な出動について

災害発生時の緊急消防援助隊の迅速な出動のため、消防庁は風水害等が発生するおそれがある段階で都道府県及び消防本部に対し出動準備を依頼し、出動可能隊数の報告を受けることがあるが、急激な河川氾濫、土砂災害等の突発的な事案に際しては、出動準備依頼を経ることなく、速やかに消防庁長官による出動の求め又は指示を行うこととしている。

緊急消防援助隊の出動に際しては、情報収集、後続する部隊の活動円滑化等のため、指揮支援部隊、統合機動部隊を速やかに先遣させることとしている。（第 2-8-2 図）。

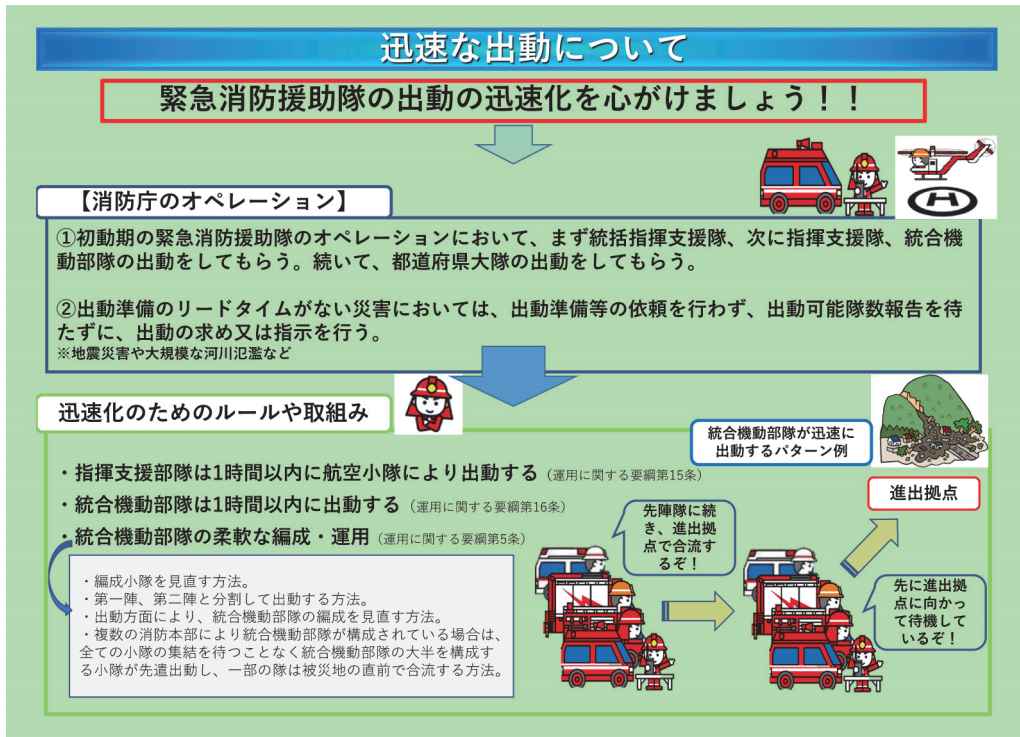
(エ) 南海トラフ地震等における出動計画

南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震については、複数の都道府県に及ぶ著しい地震被害が想定され、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは消防力が不足すると考えられることから、全国規模での緊急消防援助隊の出動を行うため、それぞれの発災時における緊急消防援助隊

第 2-8-1 表 特別な任務を行う部隊

部隊名	目的	部隊の任務	部隊を構成する隊
統合機動部隊	より迅速な部隊投入体制の構築のため、第3期基本計画の際に新設。	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うこと。	統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊を中心とし、対応する災害の種類や、迅速な出動や情報収集等の目的に応じて、柔軟な編成、運用により対応する。
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	東日本大震災の教訓から石油コンビナート災害等への応急対応能力の強化を図るため、第3期基本計画の際に新設。	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うこと。	エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊（大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの）、消火中隊（化学消防ポンプ自動車（備えたもの）を中心とし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加える。
NBC災害即応部隊	諸外国においてテロが発生していることやオリンピック・パラリンピックが予定されていたことを踏まえ、NBCテロ災害に迅速に出動する体制を構築するため、第4期基本計画の際に新設。	NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うこと。	NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心とし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加える。
土砂・風水害機動支援部隊	近年、激甚化、頻発化している風水害時における救助体制を強化するため、被災地に機動的に投入する部隊として第4期基本計画の際に新設。	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うこと。	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊（津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの）、特殊装備小隊（重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの）、後方支援小隊を中心とし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加える。

第2-8-2 図 迅速な出動について



アクションプランを策定し、応援可能な全ての緊急消防援助隊を一斉に迅速投入することとしている。

また、南海トラフ地震については、被害状況等を踏まえて柔軟に運用できるよう後発地震発生時の対応を規定している (第2-8-3 図)。

(オ) NBC 災害における運用計画

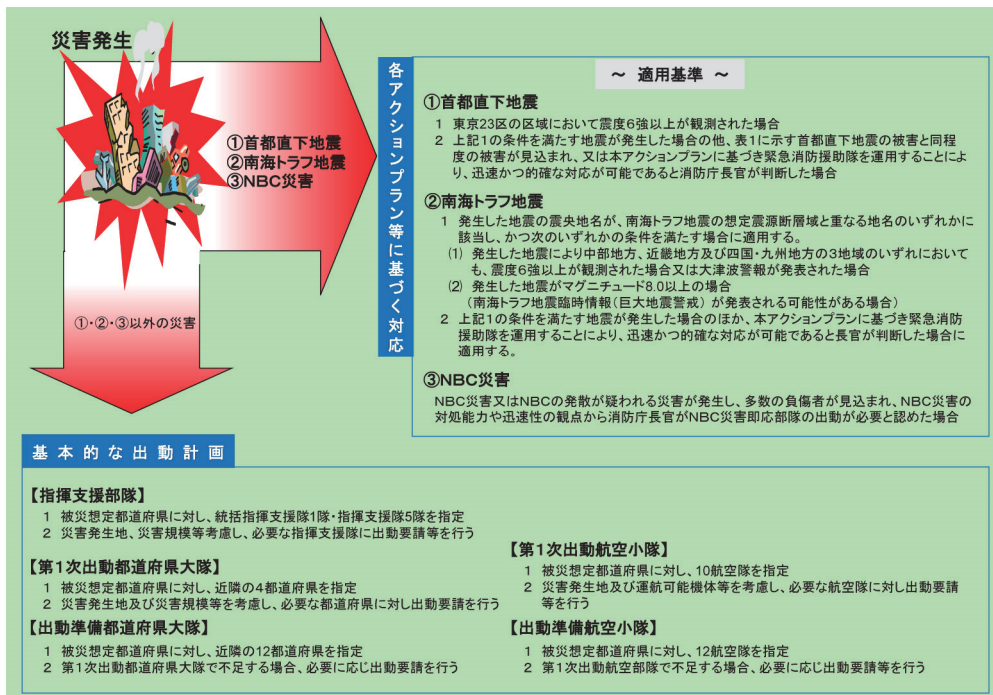
NBC 災害により多数の負傷者が発生した場合においては、被災地を管轄する消防機関及び被災地が属する都道府県内の消防機関だけでは、消防力が不足

すると考えられることに加え、高度で専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う必要があることから、特別な運用計画を定め、当該運用計画に基づき、迅速に NBC 災害即応部隊等が出動することとしている。

(カ) 都道府県等における応援計画

各都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況を踏まえて、消防機関と協議の上、都道府県大隊等の編成、集結場所、情報連絡体制等、緊

第2-8-3 図 緊急消防援助隊の基本的な出動とアクションプラン



急消防援助隊が迅速に被災地に出動するに当たって必要な事項についての「緊急消防援助隊応援等実施計画」を策定している。

ウ 受援計画

各都道府県は、平時から自らが被災地となる場合を想定して、都道府県内の消防機関と協議の上、調整本部及び航空運用調整班の運営方法をはじめ、応援等の要請、指揮体制、進出拠点、宿営場所、燃料補給基地等、緊急消防援助隊の受入れに当たって必要な事項についての「緊急消防援助隊受援計画」を策定している。

また、各消防本部についても、同様に自らの地域において、県内応援隊及び緊急消防援助隊を受け入れるため、都道府県が策定する受援計画及び都道府県地域防災計画の内容と整合を図りつつ、都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の都道府県大隊等の指揮体制、消防機関及び各関係機関との連絡体制並びに受援訓練の実施等、受入れに当たって必要な事項を加え、受援計画を策定する必要がある。

(3) 緊急消防援助隊の登録隊数及び装備

ア 登録隊数

緊急消防援助隊は、消防組織法の定めにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、消防庁長官が登録することとされている。

平成 31 年 3 月に、東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠であることから、基本計画を改正し、令和 5 年度末までの登録目標隊数を、おおむね 6,000 隊からおおむね 6,600 隊へと増隊することとした。

平成 7 年（1995 年）9 月に 1,267 隊で発足した緊急消防援助隊は、災害時における活動の重要性がますます認識され、令和 5 年 4 月 1 日現在では全国 720 消防本部（全国の消防本部の約 99%）等から 6,629 隊の登録となり、発足当初の約 5 倍まで増加した（資料 2-8-2、資料 2-8-3）。

イ 装備等

緊急消防援助隊の装備等については、発足当初から、消防庁において基準を策定するとともに、平成 15 年の法制化以降は、基本計画でこれを定め、そ

の充実を図ってきた。

平成 18 年からは緊急消防援助隊設備整備費補助金により国庫補助措置を講じ、災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車等及び活動部隊が被災地で自己完結的に活動するために必要な支援車並びにファイバースコープ等の高度救助用資機材等の整備を推進している。

さらに、平成 23 年度に創設された緊急防災・減災事業債（100%充当、交付税算入率 70%）において、平成 25 年度から新たに「緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等」及び「緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設」にも対象事業が拡大された。

また、消防組織法の規定による国有財産等の無償使用制度を活用し、エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム、津波・大規模風水害対策車等、近年では、各都道府県単位での後方支援体制の確立及び関係機関の間での迅速な情報収集・共有体制の強化を図るため、拠点機能形成車、高機能エアーテント、ハイスペックドローン、映像伝送装置及び緊急消防援助隊の部隊活動に必要な装備等を消防本部等に配備している（資料 2-8-4）。

消防庁では、緊急消防援助隊の効果的な活動を実施するため、引き続き計画的な装備等の充実強化を図ることとしている。

(4) 緊急消防援助隊の活動

ア 平成7年(1995年)から令和5年11月末までの出動状況

平成7年(1995年)に創設された緊急消防援助隊は、平成8年(1996年)12月に新潟県・長野県の県境付近で発生した蒲原沢土石流災害への出動を皮切りに、平成16年4月の改正消防組織法施行までの間、合計10回出動した。

以降、平成16年新潟県中越地震、平成17年JR西日本福知山線列車事故、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風による災害、令和2年7月豪雨、栃木県足利市林野火災、静岡県熱海市土石流災害等、令和5年11月末までの間に合計33回出動し、多くの人命救助を行った(資料2-8-5)。

イ 直近の活動状況

(ア) 栃木県足利市林野火災

令和3年2月21日、栃木県足利市で発生した林野火災は、両崖山から出火し、強風注意報が発表された23日以降、急激に延焼拡大した。管轄の足利市消防本部に加えて県内外の応援隊が活動、消防防災ヘリコプターでの空中消火を行った。同月25日栃木県知事からの要請に基づき、東京消防庁統括指揮支援隊、福島県航空指揮支援隊及び6都県の航空小隊が出動した。

陸上隊と航空小隊は連携し、空中消火活動を行うなど、緊急消防援助隊の7日間にわたる活動により、当該火災は私有林約167haを焼損し鎮火した。

(イ) 静岡県熱海市土石流災害

令和3年7月3日10時30分頃、連日の降雨により静岡県熱海市伊豆山地区において大規模な土石流が発生、10都県の緊急消防援助隊が出動し24日間にわたって救助捜索活動を行った。

(5) 緊急消防援助隊の訓練及び広報

ア 地域ブロック合同訓練

技術向上と部隊間の連携強化を目的に、平成8年度(1996年度)から毎年、全国を6つのブロックに区分して訓練を実施している。

消防庁としては、訓練実施経費の一部を国費として負担するとともに、ブロックごとに設置される実行委員会と協力し、各消防本部等の参加を得て訓練

を実施しており、消防大学校における教育訓練と併せて、引き続き緊急消防援助隊の、より実践的な教育訓練の充実を図ることとしている(資料2-8-6)。令和5年度は、ハイスペックドローン等のデジタル技術の活用による情報共有や自衛隊・警察等の関係機関との調整、航空運用調整班や航空指揮本部等の連携強化等を検証し、各地域ブロックの実情に応じて合同訓練を実施した。

イ 緊急消防援助隊の広報

地域住民の安全安心を守る消防組織として、緊急消防援助隊を国民により身近に感じてもらうため、緊急消防援助隊の訓練の様子やPR動画をX(旧Twitter)やYouTubeで発信するほか、令和5年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練において、訓練会場内の一般見学を開放し車両展示を行うなど、全国で緊急消防援助隊の広報を実施している。

(6) 今後の取組

東日本大震災を上回る被害の発生が懸念されている南海トラフ地震、首都直下地震等に備え、長期に及ぶ消防応援活動への対応及び大規模かつ迅速な部隊投入のための体制等の整備が不可欠であり、緊急消防援助隊の役割は一層重要性を増している。東日本大震災をはじめ様々な災害における部隊展開の経験等を貴重な教訓とし、以下の取組を積極的に進め、ハード・ソフトの両面において緊急消防援助隊の活動能力の向上を図ることとしている。

ア 消防庁のオペレーション能力向上

緊急消防援助隊を的確に運用することは、消防庁の重要な任務であり、緊急消防援助隊の出動の要否、派遣地域、必要な部隊規模・種類の判断など、消防庁自体の初動対応が重要である。

ヘリコプター、ドローン等を活用し、被害状況や部隊の活動などあらゆる情報を迅速に収集・分析し、現場にフィードバックできるよう、消防庁としてのオペレーション能力の向上を引き続き図っていく。

イ 部隊機能の充実

南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に対応するため、隊種ごとの各都道府県の目標登録隊数を設け、登録推進に取り組んでいる。引き続き、緊急消防援助隊設備整備費補助金及び消防組織法第50条の規定による国有財産等の無償使用制度等を活用しつつ、緊急消防援助隊登録部隊における車両・資機材の充実強化を進めていく。

また、車両・資機材の有効活用を図り、多発する大規模な土砂・風水害に対する広域的な救助体制の運用強化や指揮支援部隊及び通信支援小隊の機能向上等に取り組んでいく。

ウ 受援能力の向上

近年の緊急消防援助隊が出動した災害では、被災地消防本部において、応援部隊や関係機関との活動調整会議を開催し、スムーズな受援活動が実施できた事例がある。大規模な災害が発生した際、緊急消防援助隊等を円滑に受入れ、効果的な活動を行うことができるようにするため、災害時に運用できる実効的な受援計画をあらかじめ定め、平時から受援訓練を行うよう促すなど、受援能力の向上を図っていく。

エ 後方支援体制の充実強化

大規模災害における緊急消防援助隊の活動は、長期に及ぶ。そのため、後方支援体制の強化は、被災地での活動能力の向上や派遣期間中の管轄消防本部の消防力の維持、緊急消防援助隊の活動を効果的かつ継続的に実施するために必要不可欠である。

これまで、消防庁ではLED照明装置や可搬式空調設備などの後方支援に必要な装備品を積載した拠点機能形成車を国費により配備するとともに、救助活動拠点施設を財政支援の対象とするなど、後方支援体制の強化を行っている。また、ソフト面でも、隊員のシフト交代制度、隊員の食糧その他の物資の確保の促進や各県大隊における車両資機材の共同利用・一体的な給食活動、新型コロナウイルス感染症に対する後方支援等の有効な取組事例を紹介した。

さらに、活動現場における休息所の設置や民間業者への一部業務委託など、過去の緊急消防援助隊出動時の課題等を検証し、後方支援体制の強化のため後方支援活動要領作成例を策定した。

今後も、後方支援車両及び資機材等の充実を図るとともに、調査研究を通し新たな強化策を打ち出すなど、一層充実した後方支援を推進する。

第9節

国と地方の防災体制

1. 国と地方の防災組織等

(1) 防災組織

地震・風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法は、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県及び市町村に地方防災会議を設置することとしている。これら防災会議は、日本赤十字社等関係公共機関の参加も得て、災害予防、災害応急及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するため、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することを目的としている。中央防災会議においては我が国の防災の基本となる防災基本計画を、各指定行政機関及び指定公共機関においてはその所掌事務又は業務に関する防災業務計画を、地方防災会議においては地域防災計画をそれぞれ作成することとされている。

(2) 消防庁の防災体制

消防庁は、実動部隊となる消防機関を所管し、地方公共団体から国への情報連絡の窓口になるとともに、災害発生時には、地方公共団体から報告を受けた被害情報等を政府全体に共有し、国を挙げた災害対応に生かしている。

(3) 地域防災計画の修正

地域における防災の総合的な計画である地域防災計画については、災害対策基本法において、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている。

消防庁では、令和3年度の災害対応の教訓などを踏まえて修正された、防災基本計画の内容などに基づき、地方公共団体における地域防災計画の作成の基準等を定めた消防庁防災業務計画を、令和4年12月に修正した。また、これらを踏まえ、同月、地域防災計画について必要な見直しを行うよう地方公共団体に要請した。

2. 防災に係る体制の整備

(1) 業務継続性の確保

平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震では、庁舎・職員が被災した市町村において一時的に行政機能が失われる事態に陥ったことを踏まえ、地方公共団体においては、非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、必要となる人員や資機材等を事前に定める業務継続計画や、他機関から応援職員を迅速・的確に受け入れるための受援計画を策定するとともに、非常用電源の整備、食糧・飲料水等の備蓄、広域防災応援協定の締結等が求められる。

こうした取組を支援できるよう、それぞれの計画の作成に関する研修機会を確保するとともに、設備整備に必要な地方債等の地方財政措置を講じるなど、引き続き業務継続性の確保に取り組む。

ア 業務継続計画、受援計画の策定の促進

大規模災害が発生した際でも優先的に実施すべき業務を的確に実施するとともに、不足する人的・物的支援を有効に活用することができるよう、業務継続計画及び受援計画の策定等により、業務継続性を確保しておく必要がある。

このことから消防庁では、地方公共団体に対して業務継続計画及び受援計画の策定を要請している。

また、業務継続計画等の策定については、令和4年6月1日現在の都道府県、市町村の状況は第2-9-1表のとおりである。

第2-9-1表 地方公共団体における業務継続計画、受援計画の策定率

(令和4年6月1日現在)

	業務継続計画	受援計画
都道府県	100%	97.9%
市町村	97.9%	67.3%
合計	98.0%	68.0%

イ 業務継続計画重要6要素策定説明会等の実施

地方公共団体における業務継続計画の特に重要な6要素及び受援計画の策定を促進するため、内閣府と連携し、未策定団体などを対象に策定説明会等を開催している。

ウ 災害マネジメント総括支援員等研修の実施

大規模災害発生時において、被災市町村の職員だけでは的確な災害対応が行えない場合もあることから、総務省では、地方公共団体等と協力し、被災市町村が行う災害マネジメント及び災害対応業務の支援を目的とした応急対策職員派遣制度を運用している。

同制度により派遣する、被害状況の把握や災害対応についての市町村長への助言等を行う「災害マネジメント総括支援員」等を育成することを目的とした研修を実施している。

エ 非常用電源の整備に係る地方財政措置

地方公共団体が実施する自治体庁舎等における非常用電源の設置、既存の非常用電源の機能強化（水害対策、地震対策等）に係る費用に対しては、「緊急防災・減災事業債」による財政措置を講じている。

オ 備蓄物資の確保

災害に備えて、地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材を備蓄している。

カ 相互応援協定等の締結

大規模・広域的な災害に適切に対応するためには、地方公共団体の区域を越えて対処することが必要であることから、地方公共団体においては、相互応援協定等を締結している。

地方公共団体間の相互応援協定や地方公共団体と民間機関等との応援協定の締結については、令和5年4月1日現在の都道府県・市町村の状況は、第2-9-2表のとおりである。

第2-9-2表 地方公共団体における相互応援協定等の締結状況

(令和5年4月1日現在)

区分	団体数	自治体間の 相互応援協定	放送要請に 関する協定	救急救護に 関する協定	輸送に 関する協定	災害復旧に 関する協定	物資に 関する協定	その他
都道府県	47	47	47	47	47	47	47	47
市町村	1,741	1,686	905	1,080	1,099	1,532	1,590	884

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

(2) 災害対応力の強化

短時間の間に刻々と変化していく災害の警戒段階から発災後初動対応段階に至る局面に応じ、適切に対応するためには、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、避難情報の発令など重要な判断・指示を的確に行うことや、危機管理担当幹部が市町村長を確実に補佐することが求められる。

こうした取組、特に小規模市町村における取組を支援できるよう、市町村長及び危機管理担当幹部等に研修機会を確保するとともに、インターネットを活用した防災学習コンテンツの開発・提供等、災害対応力の強化に向けて取り組んでいる。

ア 全国防災・危機管理トップセミナー

内閣府・消防庁では、市町村長を対象として、被災経験のある市町村長や有識者による講演等を行う「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催している。

イ 市町村長の災害対応力強化のための研修

災害発生時には、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、的確な災害対応を行う必要があることから、消防庁では「市町村長の災害対応力強化のための研修」を実施している。当該研修は、市町村長と講師が1対1となり、災害の警戒段階から発災後に至る重要な局面ごとに講師が市町村長へ災害に関連して想定される状況を付与し、的確かつ迅速な判断・指示を求める実践的なシミュレーションを行うものとなっており、これまで約800名の市町村長が参加している。

ウ 防災・危機管理特別研修

大規模災害時には、国及び全国の地方公共団体が連携して被災団体の支援を行うことから、関係機関間の連携を強化するとともに、全国を通じて災害対応力の向上を図る必要がある。

内閣官房・内閣府・消防庁では、各都道府県及び政令市の危機管理監、防災担当局長、被災者支援担当部局長等を対象として、内閣危機管理監による講話や、都道府県に求められる役割等について講義を行う「防災・危機管理特別研修」を開催している。

エ 自治体危機管理・防災責任者研修

市町村の危機管理・防災責任者においては、初動

対応や災害対応の各フェーズで必要となる知識・技術を深めるとともに、平時から「顔の見える関係」を構築して関係機関間の連携を強化し、災害対応力の向上を図る必要がある。

内閣官房・内閣府・消防庁では、市町村の危機管理・防災責任者を対象として、内閣危機管理監等による講義を直接聴講する機会や、災害対応全体のタイムラインを踏まえた、必要な知識・技術を習得する機会を提供する「自治体危機管理・防災責任者研修」を開催している。

オ 防災訓練の実施

大規模災害時に迅速に初動体制を確立し、的確な応急対策をとることは、被害を最小限にするために重要であり、そのためには日ごろから実践的な対応力を身に付けておく必要がある。

消防庁では、各地方公共団体に対し、防災関係機関が相互に連携して防災訓練を総合的かつ計画的に実施する際の指針である総合防災訓練大綱（中央防災会議決定）を踏まえ、国、都道府県、市町村、民間企業及び関係団体の連携並びに隣接した地方公共団体間の連携を想定した訓練や、当該地域において特に訓練の必要性が高い災害を想定した多数の住民参加による訓練などを積極的に実施するよう依頼している。

令和4年度においては、都道府県主催で延べ884回、市町村主催で延べ7,447回の防災訓練が実施された。訓練に際しての災害想定は、都道府県、市町村ともに地震に対応するものが多く、訓練形態は実動訓練が最も多い。

カ 小規模市町村及び都道府県の災害時初動対応力向上のための連携訓練

消防庁では、災害が頻発化、激甚化する中で、専任の防災担当職員がいない又は少数であるなど、大規模災害発生時の対応能力に課題を有している全国の市町村を対象に、災害対応に係る実践的な訓練の実施を支援している。

キ 防災・危機管理e-カレッジ

大規模災害による被害の軽減を図るためには、地域の防災力を高めることが極めて重要であることから、防災・危機管理に関する学びの場を提供するため、消防庁ホームページにおいて防災・危機管理

e-カレッジを開設している。

令和4年度においては、子ども向けの動画として「そなえ」、一般の方向けの動画として「令和3年7月静岡県熱海市土石流災害に学ぶ防災対策」、「避難」、「初期消火」、「救命処置」の動画を作成し、公開している。

(3) 防災分野における個人情報の取扱いの周知

従来、地方公共団体ごとの個人情報保護条例において、個人情報の取扱いの定めは様々であったが、令和3年度のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により共通ルールが定められ、個人情報保護委員会が、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制が構築されることとなった。

これを契機とし、令和4年3月、内閣府において「防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会」が開催され、令和5年3月に「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」を策定した。

本指針は、地方公共団体等が災害対応や平時の準備において個人情報等の取扱いに疑義が生じることが無いように、様々な場面における個人情報の取扱いを明確化したものである。

消防庁では、内閣府とともに当該指針を、都道府県を通じて市町村に周知したところであり、引き続き、地方公共団体の防災分野における個人情報の適正な取扱いに向けて取り組む。

(4) 外国人に対する災害時の情報発信

消防庁では、外国人傷病者への救急対応のほか、市町村等による外国人住民等に対する円滑な情報提供を可能とするため、自治体国際化協会が作成する、災害時に避難所等で掲示する文字情報をあらかじめ多言語に翻訳した多言語表示シートの活用を促進している。

また、多数の外国人旅行者等の利用が想定される駅・空港や競技場、旅館・ホテルなどの施設における外国人旅行者等に配慮した効果的な自衛消防体制を整備するため、「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」を策定し、外国人旅行者等に配慮した情報伝達及び避難誘導の普及を促進してい

る。

加えて、地震・風水害等の災害発生時に的確な情報の発信を行うため、観光庁監修の外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips*1」や関連するホームページにおいて、多言語での情報提供を実施している。

さらに、地方自治体に対し、災害時の外国人旅行者対応のための事前準備や具体的な対応行動を示す観光危機管理計画の策定を促進している。

引き続き関係省庁と連携して、外国人に対する適切な情報発信に取り組む。

*1 Safety tips : 平成26年10月に提供を開始。現在15言語に対応。

第10節

消防防災の情報化の推進

1. 被害状況等に係る情報の収集・伝達体制の確立

大規模災害時には、地方公共団体が把握した災害の規模や被害の概況を国が迅速かつ的確に把握し、広域的な応援部隊の出動調整その他の災害応急対策を適切に講じることが重要である。

消防庁は、地方公共団体から迅速かつ的確に収集した災害情報を総理大臣官邸に設置される官邸対策室等へ速やかに報告する役割を担っており、このことは政府全体としての災害対応に不可欠な業務となっている。

また、地方公共団体からの各種災害情報を基に、緊急消防援助隊の運用調整等を実施し、被災地における効果的な消防応援の実施を図っている。

災害時の情報収集及び伝達を円滑に実施するためには、平素から確実な連絡体制を構築し、連絡手段を確立しておくことが極めて重要である。

消防庁では、消防組織法に基づき、災害の種別や規模に応じた報告の形式及び方法について「火災・災害等即報要領」を定め、速やかな報告が行われる

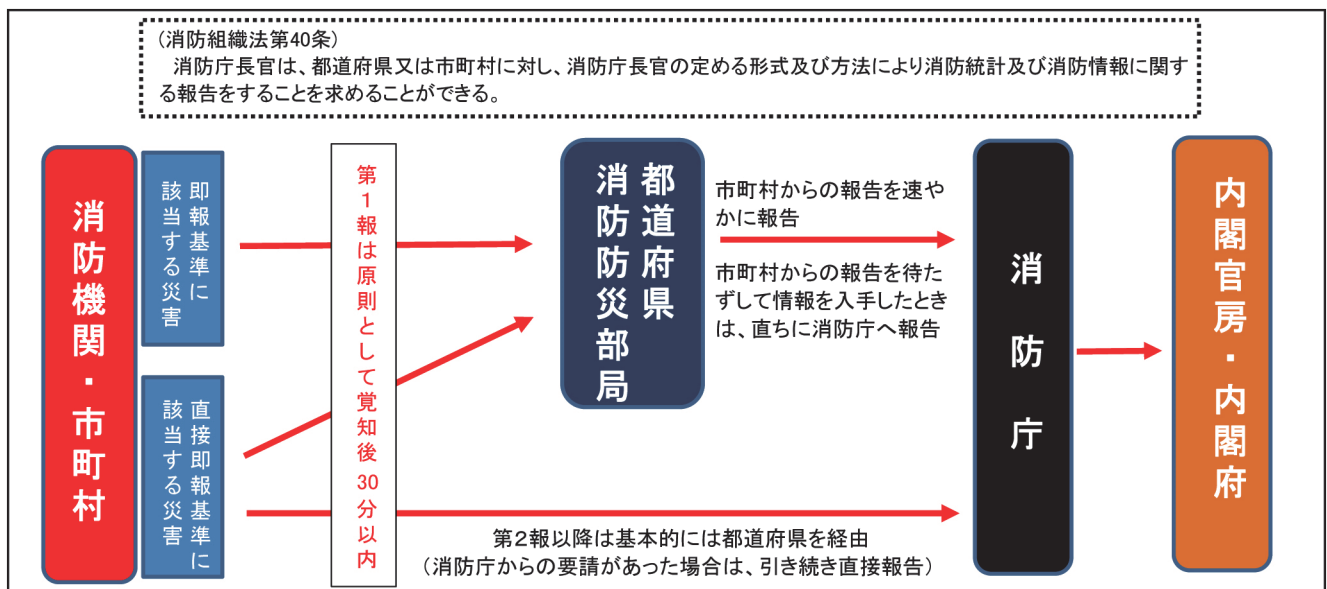
よう努めている。

なお、市町村及び消防機関からの報告については、都道府県を経由して報告する「即報基準」と、より迅速な報告を必要とする場合の「直接即報基準」がある（第2-10-1図）。

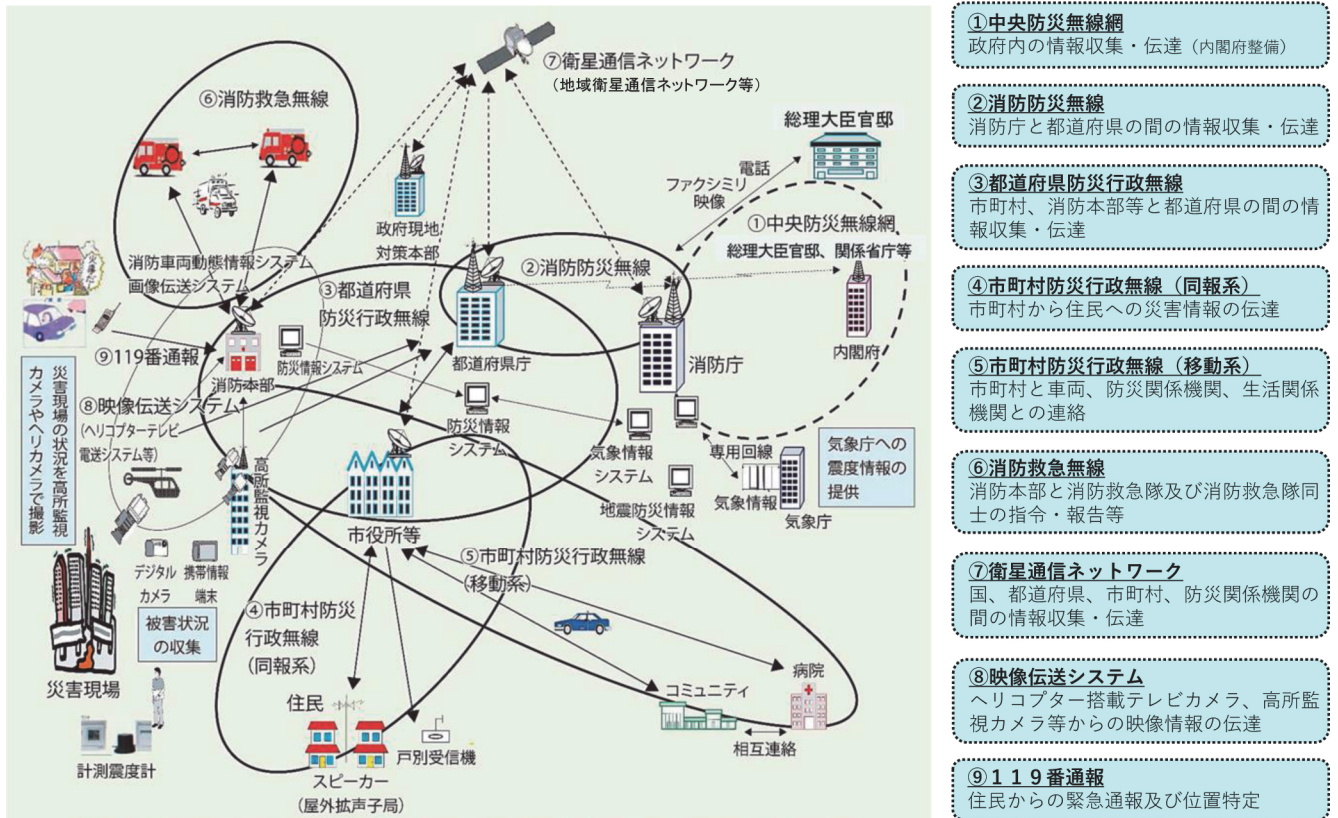
2. 災害に強い消防防災通信ネットワークの整備

災害発生時においても関係機関間で通信が確実に確保されるよう国、都道府県、市町村等においては、災害に強い自営通信網である消防防災通信ネットワーク、非常用電源等の整備を行っている。現在、国、消防庁、地方公共団体、住民等を結ぶ消防防災通信ネットワークを構成する主要な通信網として、①政府内の情報収集・伝達を行う中央防災無線網、②消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線、③都道府県と市町村等を結ぶ都道府県防災行政無線、④市町村と住民等を結ぶ市町村防災行政無線並びに⑤国と地方公共団体及び地方公共団体間を結ぶ衛星通信ネットワーク等が構築されている（第2-10-2図）。

第2-10-1図 火災・災害等即報の概要



第 2-10-2 図 消防防災通信ネットワークの概要



(1) 消防防災通信ネットワークの概要

ア 消防防災無線

消防庁と全都道府県とを結ぶ無線通信網であり、電話やデータの相互通信のほか、消防庁からの一斉伝達が可能である。また、バックアップとして衛星系の通信網も運用している。

イ 都道府県防災行政無線

地上系や衛星系により、都道府県庁とその出先機関、市町村、消防本部、指定地方行政機関、指定地方公共機関等とを結ぶ無線網であり、電話やデータの相互通信により相互の情報収集・伝達に使用されている。

ウ 市町村防災行政無線（同報系）

市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網であり、公園や学校等に設置されたスピーカー（屋外拡声子局）や各世帯に設置された戸別受信機を活用し、災害時には地域住民に対して気象警報や避難指示、国民保護情報等を一斉伝達している。また、災害時等

における住民への情報伝達の方法については、他の設備を、市町村防災行政無線（同報系）の代替設備*1として利用する方法もある。整備率（整備している市町村の割合。代替設備を含む。）は 96.2%（令和 5 年 3 月末現在）となっている。

エ 市町村防災行政無線（移動系）

市町村庁舎と市町村の車両、市町村内の防災関係機関等（病院、電気、ガス、通信事業者等）、自主防災組織等とを結ぶ通信網で、災害時には、交通・通信の途絶した孤立地域や防災関係機関等からの情報収集・伝達、広報車との連絡等に利用される。整備率（整備している市町村の割合）は 70.6%（令和 5 年 3 月末現在）となっている。

オ 消防救急無線

消防本部（消防指令センター）と消防署、消防隊・救急隊とを結ぶ通信網である。消防本部から消防隊・救急隊への指令、消防隊・救急隊から消防本部への報告、火災現場における隊員への指令等に利

*1 代替設備：令和 5 年 3 月末現在、MCA 陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM 放送、280MHz 帯電気通信業務用ペー
 ージャー、地上デジタル放送波を活用した情報伝達システム、携帯電話網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した
 情報伝達システム及び IP 告知システムを市町村防災行政無線（同報系）の代替設備として利用している市町村がある。なお、携帯電話
 網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム及び IP 告知システムを市町村防災行政無線（同報系）
 の代替設備として追加した経緯については、4.（1）アを参照のこと。

第 1 章
第 2 章
第 3 章
第 4 章
第 5 章
第 6 章
資料

用されており、消防活動の指揮命令を支え、消防活動の遂行に必要不可欠なものである。全国の全ての消防本部において運用されている。

カ 衛星通信ネットワーク

地域衛星通信ネットワーク等の衛星通信ネットワークは、消防防災無線や都道府県防災行政無線の衛星系として整備されている。

現在、地域衛星通信ネットワークについては次世代システムへの移行を進めている。次世代システムは、従来システムと比べて整備コストを大きく削減できるほか、性能面についても、①大雨による通信障害が発生しにくい、②災害現場で柔軟に設置・運用できる、③高画質な映像を送受信できる等のメリットがある。令和2年度までに実施したモデル事業の結果等を都道府県に情報提供することで、各都道府県における次世代システムの整備を支援している。

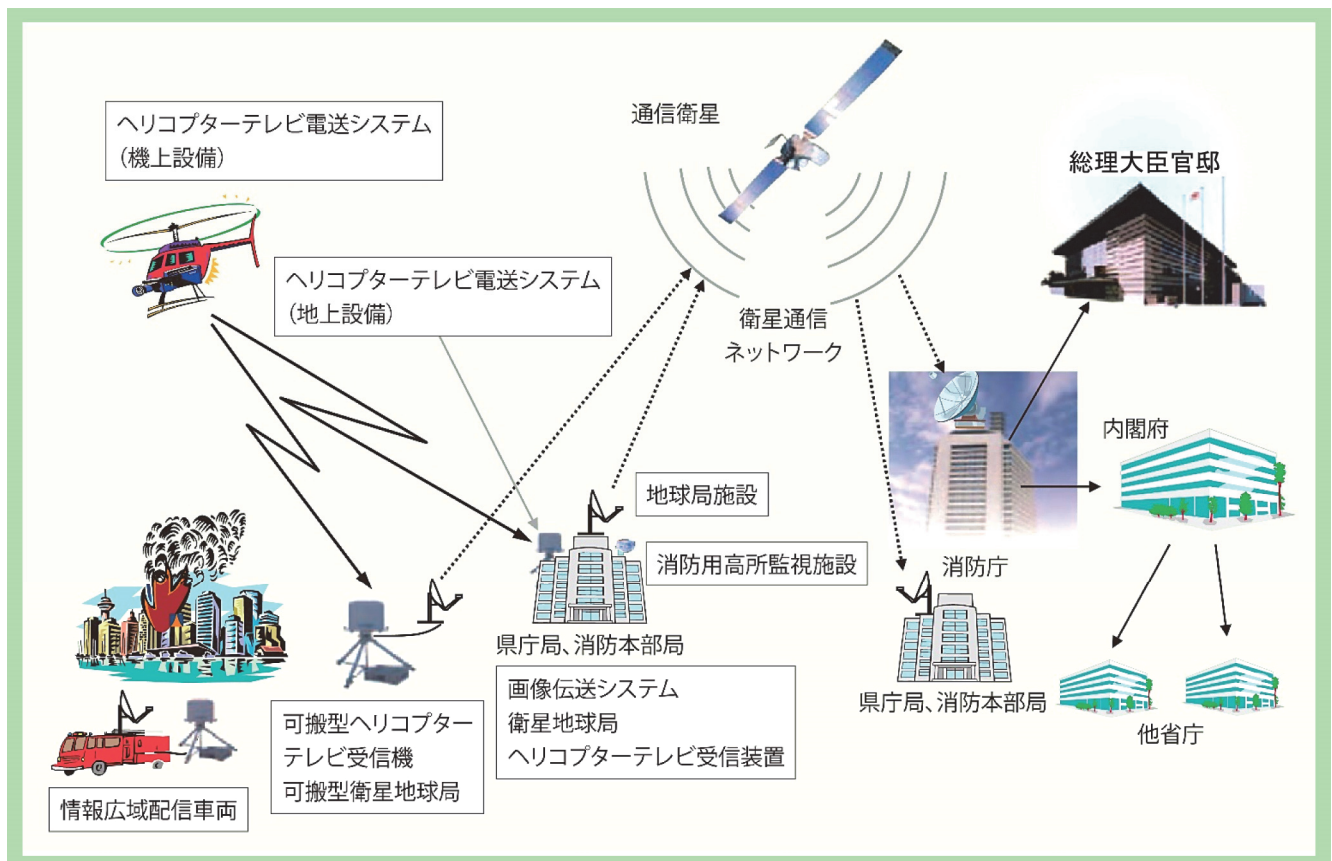
キ 映像伝送システム

高所監視カメラや消防防災ヘリコプターに搭載されたカメラで撮影された映像は、都道府県や消防本部（消防指令センター等）、消防庁等へ伝送され、

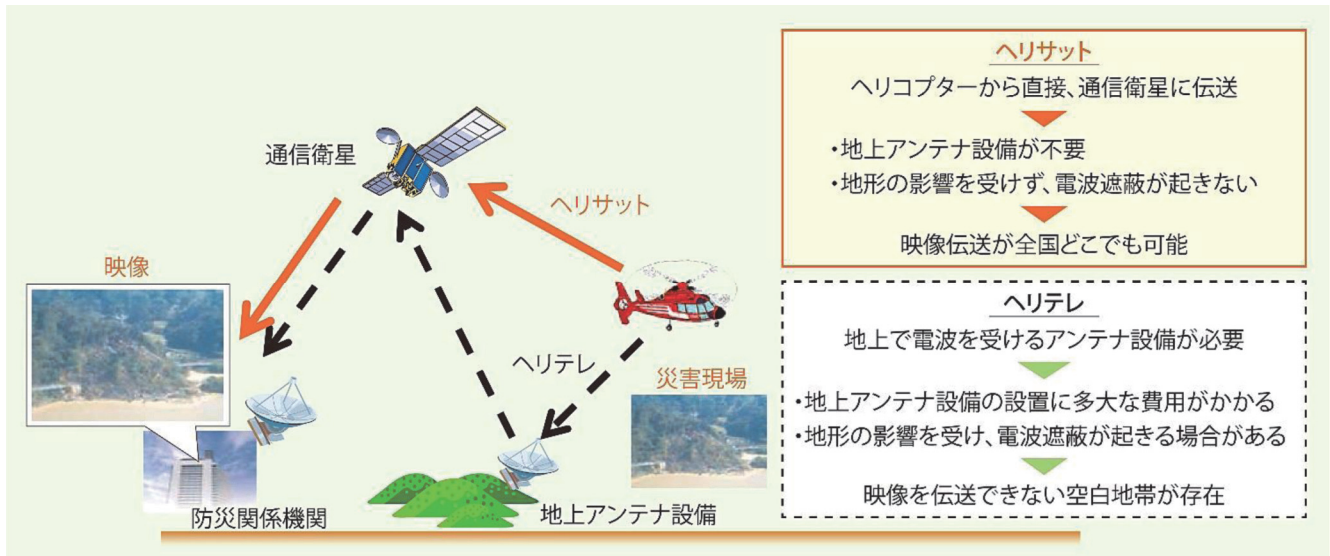
被害の概況の把握や、広域的な支援体制の早期確立などに活用されている（第2-10-3図）。

ヘリコプターからの映像は、ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）またはヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）のいずれかによって伝送される（第2-10-4図）。

第2-10-3図 映像伝送システムの概要



第2-10-4図 ヘリコプター衛星通信システムの概要



(2) 耐災害性の向上及びバックアップ機能の整備

ア 通信設備の耐災害性の向上等

東日本大震災では防災行政無線が地震や津波により破損し、又は長時間の停電により、一部地域で不通となる事態が生じた。

災害時における通信設備の機能確保は極めて重要であり、これまでの経験を踏まえ、消防庁では、災害時に重要な情報伝達を担う防災行政無線が確実に機能確保されるように、

- ・非常用電源設備の整備
- ・保守点検の実施と的確な操作の徹底
- ・総合防災訓練時等における防災行政無線を使用した通信訓練の実施（非常用電源設備を用いた訓練を含む。）
- ・防災行政無線設備の耐震性のある堅固な場所への設置
- ・防災行政無線施設に対する浸水防止措置の状況の確認

等を都道府県及び市町村に対して要請している。

なお、非常通信協議会*2において、「無線設備の停電・耐震対策のための指針」や通知が取りまとめられており、地方公共団体においては、無線設備の停電対策、非常用電源設備、管理運用対策、耐震対策等について、自ら点検を徹底することが必要である。

イ 通信のバックアップ機能の確保

大地震等により消防庁の通信施設が使用不能となり、国と地方公共団体間の相互通信が困難となる場合に備え、東京都調布市にある消防大学校に衛星通信施設を整備しているほか、機動性のある衛星車載局車や可搬型衛星地球局を整備している。

また、非常通信協議会では、公衆網や前述の消防防災通信網が不通となった場合に備え、防災関係機関等が管理している自営通信網を活用した市町村、都道府県及び国の間の通信ルートを策定し、非常通信訓練を定期的実施することで、非常時における通信の確保に努めている。

3. 情報システムの活用

(1) 災害対応支援のための情報システムの導入と活用

災害発生時において、正確かつ迅速な状況判断の下での的確な応急活動を遂行すべく、消防研究センターで開発した「地震被害想定システム」(第2-10-5図)を導入している。当該システムを活用し、被害の迅速な推計、全都道府県等に対する推定結果のメール送信などを実施しているほか、平時においては災害対応訓練に活用している。

(2) 統計調査系システム

行政事務の情報化に対応し、統計事務の効率化・迅速化を図るため、ハードウェア等の管理を一元化した「統計調査系システム」により次の調査を行っ

*2 非常通信協議会：自然災害等の非常時における必要な通信の円滑な運用を図ることを目的として設立。総務省が中心となり、国、自治体、主要な電気通信事業者、無線局の免許人等の約2,300機関によって構成。

第 2-10-5 図 地震被害想定システムの画面表示例

総世帯数	55,131,937 戸
木造家屋数	36,490,726 戸
人口	124,374,103 人
全壊建物数	55,603 棟
火災件数	1,929 件
死者数	2,050 人
負傷者数	22,882 人
罹災者数	48,577 人

ている。

- ・ 火災報告等調査
- ・ 防火対象物実態等調査
- ・ 救急・ウツタイン様式調査
- ・ 救助調査
- ・ 危険物規制事務調査
- ・ 危険物に係る事故及びコンビナート特別防災区域における事故報告調査
- ・ 石油コンビナート等実態調査
- ・ 消防防災・震災対策現況調査
- ・ 緊急消防援助隊登録管理
- ・ 防災・危機管理セルフチェック

消防庁では、これらのデータを迅速かつ的確に収集・整理することにより、都道府県及び消防本部への速やかな情報提供を行い、各種施策への反映を支援している。

4. 情報化の最近の動向

(1) 消防防災通信ネットワークの充実強化

ア 住民への災害情報伝達手段の多重化

豪雨、津波等の災害時における住民への確実な情報伝達において、一つ的手段に頼らず複数の災害情報伝達手段を組み合わせるとともに、一つ一つの災害情報伝達手段を強靱化するため、災害情報伝達手段の多重化を促進している。このため、市町村が地域の実情に応じて、災害情報伝達手段の最適な選択

ができるよう、各手段の性能や留意点、整備環境や地形によるコスト面の優位性等について整理したほか、災害情報伝達手段の整備に関する技術的支援や助言を行うことを目的に、災害情報伝達手段に関する専門的知見を有するアドバイザーを地方公共団体へ派遣しており、令和5年度は50団体に派遣することとしている。

あわせて、市町村防災行政無線（同報系）のほか、MCA 陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM 放送、280MHz 帯電気通信業務用ページャー、地上デジタル放送波を活用した新しい災害情報伝達手段（以下、本節において「IPDC」という。）や携帯電話網を活用した情報伝達システム等の代替設備を利用し、屋外スピーカーを用いて地域住民に一斉に情報伝達を行える手段の整備を促進するとともに、携帯電話等の普及を踏まえ、地域内の住民に一斉に送信できる緊急速報メール等の導入を促進してきたところである。また、津波や浸水、停電等に備え、屋外スピーカーの音達の改善や大型表示盤の設置、バッテリーの長時間化などの機能強化を行う場合に地方財政措置の対象とし、住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化を促進している。

また、大雨の際に屋外スピーカーからの音声がかえにくい場合や、高齢者などの地域住民にきめ細かく情報を行き渡らせるための手段として、これら

の戸別受信機等*3が非常に有効であることから、追加配備する場合の経費については特別交付税措置の対象としている。

加えて、近年、IPDCの技術開発が進められている状況を踏まえ、円滑な社会実装に向けて、「地上デジタル放送波を活用した災害情報伝達手段のガイドライン策定等に係る検討会」を開催し、IPDCに係る技術的知見の整理や市町村防災行政無線（同報系）との比較による耐災害性の整理等の検討を行った。同検討会の成果として、IPDCのほか携帯電話網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム及びIP告知システムが、その特徴に留意することにより、市町村防災行政無線（同報系）やその代替設備（MCA陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM放送、280MHz帯電気通信業務用ページャー、V-Lowマルチメディア放送を活用した同報系システム）と同様に主たる災害情報伝達手段として位置付けられた。

さらに、災害情報伝達手段の更なる整備促進を行うため、災害情報伝達手段の整備の必要性や有効性、実災害における奏功事例についてとりまとめることとしている。

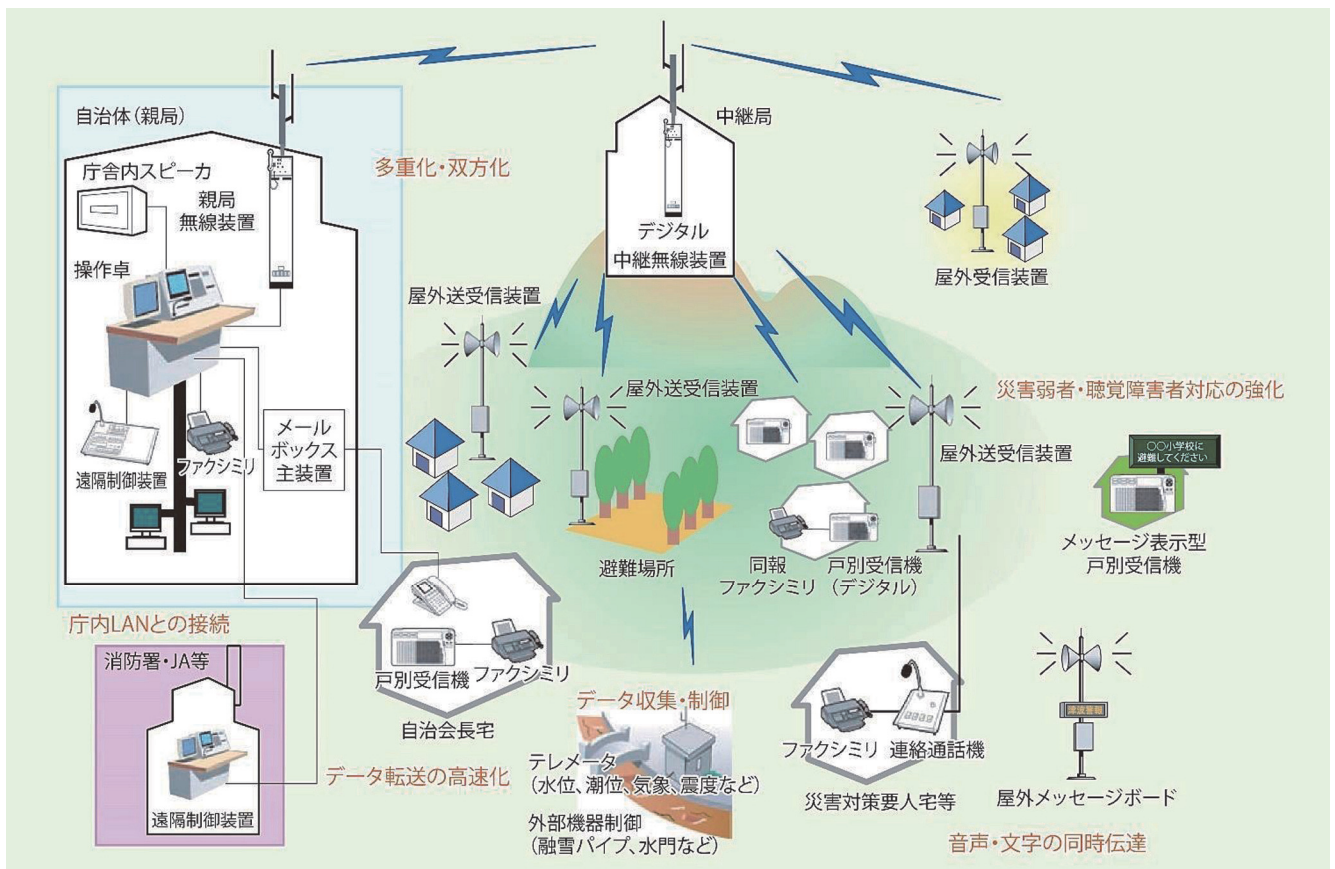
イ 防災行政無線のデジタル化の推進

携帯電話、テレビ放送等様々な無線通信・放送分野におけるデジタル化の進展を踏まえて、防災行政無線についても、今後は文字情報や静止画像について双方向通信可能なデジタル方式に移行する等、ICTを積極的に活用することで防災情報の高度化・高機能化を図ることとしている（第2-10-6図）。

（2）消防防災業務の情報システムの最適化

消防庁における各種情報システムの更改は、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）及び総務省デジタルガバメント中長期計画（令和4年10月18日総務省行政情報化推進委員会決定）を踏まえ進めている。

第2-10-6図 防災行政無線デジタル化の概要



*3 戸別受信機等：市町村防災行政無線（同報系）の戸別受信機及びMCA陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM放送、280MHz帯電気通信業務用ページャー、IPDC、携帯電話網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム及びIP告知システムの屋内受信機（防災情報を受信して自動起動するもの）をいう。

第3章

国民保護への対応

第1節 国民保護への取組

第2節 北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応

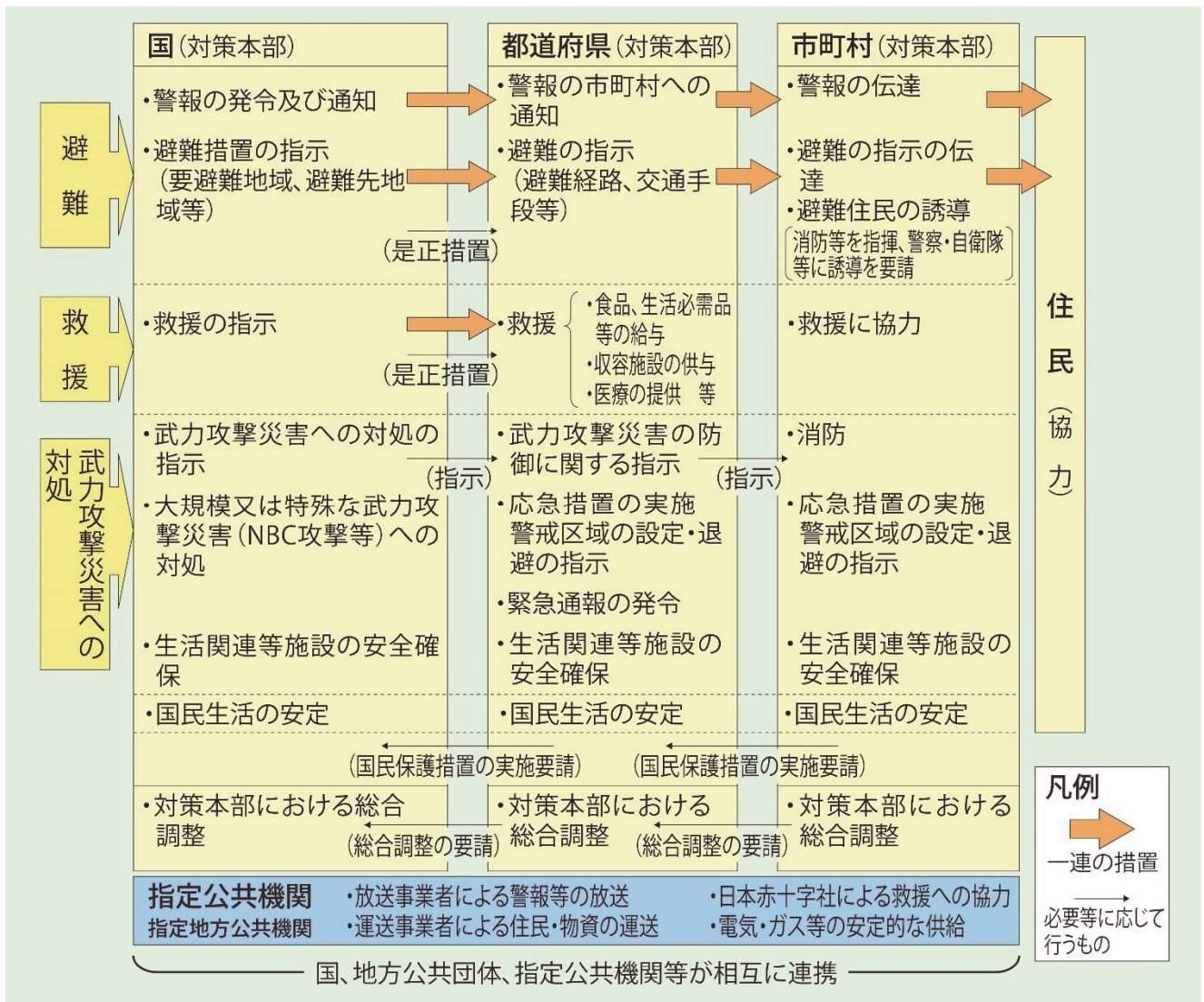
第1節

国民保護への取組

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下、本節において「国民保護法」という。）においては、武力攻撃事態等*1 及び緊急対処事態*2が発生した場合には、国は、その組織及び機能の全てを挙げて自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民保護措置を的確かつ迅速に支

援すること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有するとされている。また、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならないとされている（第3-1-1図）。

第3-1-1図 国民の保護のための措置の仕組み



*1 武力攻撃事態等：武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態のこと。武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

*2 緊急対処事態：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

武力攻撃事態等及び緊急対処事態における国民保護措置に関して、消防庁は、国民保護法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整のほか、安否情報の提供、武力攻撃災害が発生した場合等の消防の応援等について必要な措置を講ずるという重要な役割を担っている。

1. 地方公共団体における国民保護計画の作成等の推進

国民保護法では、地方公共団体は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に至った場合に備えて国民保護計画を定めることとされており、令和5年7月までに全団地で作成済みである。

消防庁としては、各都道府県及び市町村の国民保護計画について、「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月25日閣議決定。以下、本節において「基本指針」という。）の変更（直近では、平成29年度に①全国瞬時警報システム*3（以下、本章において「Jアラート」という。）による情報伝達及び避難行動の周知、②避難施設の指定促進、③実践的な訓練の実施等について変更）に対応した変更が行われ、最新の情勢に適応した計画となるよう、国民保護に関する地方公共団体との会議の場等において要請している。

2. Jアラートによる迅速な情報伝達

(1) Jアラートの概要

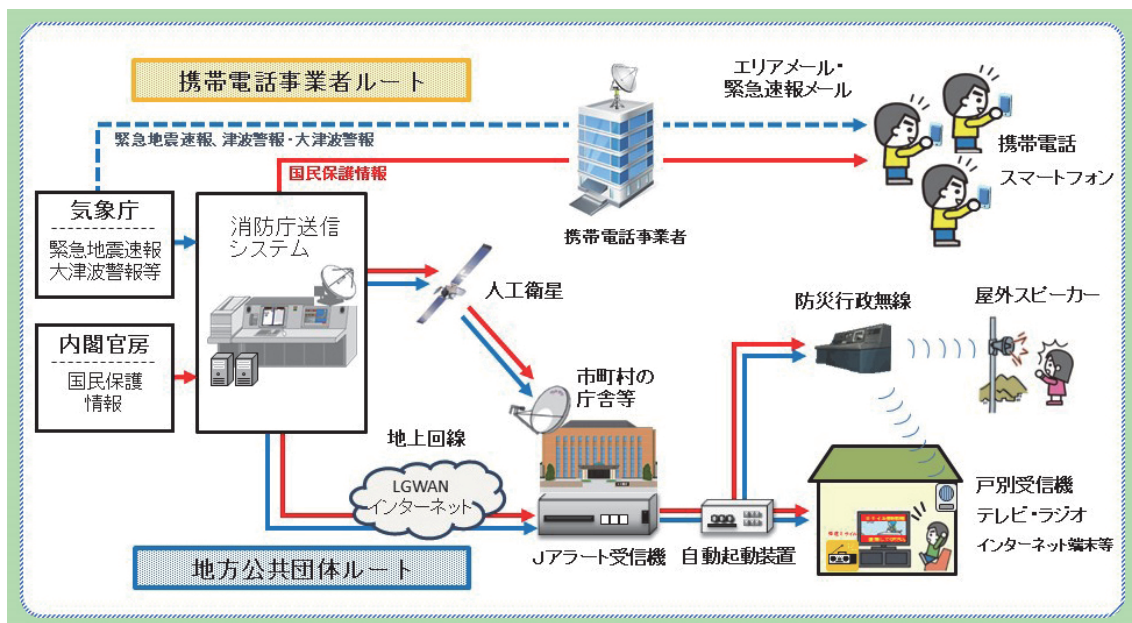
武力攻撃等の際に住民が適切な避難を速やかに行うためには、住民に正確な情報を迅速に伝達することが重要となることから、消防庁では、地方公共団体及び携帯電話事業者と連携して「Jアラート」（第3-1-2図）を整備している。

地方公共団体との連携については、人工衛星及び地上回線を通じて市町村防災行政無線（同報系）を自動起動することにより、弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、大津波警報等の緊急情報を、人手を介さず瞬時に住民等に伝達することができる。なお、弾道ミサイル攻撃等の国民保護に関する情報は内閣官房から、緊急地震速報、津波警報、気象警報等の防災気象情報は気象庁から、消防庁の送信設備を経由して全国の都道府県、市町村等に送信される。

Jアラートは、平成19年2月に4市町で運用を開始し、以降、平成26年に気象等の特別警報を、平成28年に噴火速報を配信対象に追加するなど、システムの改修・高度化を行っている。

携帯電話事業者との連携については、携帯電話事業者が提供するエリアメール・緊急速報メールと連携し、弾道ミサイル攻撃等の国民保護に関する情報について配信することができる。これによりJアラートの情報は、地方公共団体ルート及び携帯電話事業者ルートの両方から国民に伝達される。

第3-1-2図 Jアラートの概要



*3 全国瞬時警報システム：内閣官房から発出される弾道ミサイル攻撃など国民保護に関する情報や気象庁から発出される緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達することが可能なシステムをいう。

(2) Jアラートの整備状況

各市町村のJアラートの整備状況については、Jアラート受信機及びJアラートによる自動起動装置が全ての市町村で整備されている。今後は、一人でも多くの住民に必要な情報が瞬時に伝達できるよう、地域の特性等に応じ、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化を図ることが一層重要な課題となる。

なお、国民に緊急情報を提供するために、災害発生時に、地方公共団体等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤である「Lアラート」に対し、Jアラートで配信される弾道ミサイル情報等を配信することとしている。これにより、民間事業者等がLアラートを活用し、テレビやラジオ、スマートフォンアプリ等を通じてJアラートの弾道ミサイル情報等を提供することができる。

また、外国人旅行者に対しては、観光庁監修の情報提供アプリ「Safety tips」により、ミサイル発射等の国民保護情報についても多言語での配信を実施している。

(3) Jアラートの試験

消防庁では、Jアラートによる住民への情報伝達に万全を期すため、関係省庁と連携しながら、全てのJアラート情報受信機関を対象とした導通試験を毎月実施している。あわせて、Jアラートを運用する全ての地方公共団体を対象とした全国一斉情報伝達試験を四半期ごとに実施している。また、地方公共団体が任意で訓練用の緊急地震速報を自動放送することができる機会を年2回設けている。

令和5年11月15日に実施した全国一斉情報伝達試験では、各地方公共団体のJアラートの運用状況に応じて情報伝達手段を起動させる等の試験を実施し、47都道府県及び1,734市町村が参加した。

消防庁においては、試験で支障のあった団体（令和5年11月実施の試験では2団体）に対し、その都度その原因を調査し早急に改善を図るよう助言するとともに、過去の支障事例を整理して地方公共団体に対し注意喚起を実施することなどにより、Jアラートによる情報伝達が確実に実施されるよう取り組んでいる。

3. 国民保護事案における住民の避難に関する体制の整備

(1) 市町村における避難実施要領のパターンの作成

国民保護法において、住民の避難に関して国から避難措置の指示が出され、それを受けて都道府県知事から避難の指示が発出された場合、市町村長は避難実施要領を定め、住民の避難誘導を行う必要がある。この避難実施要領は、避難の経路、避難の手段等を定めるものであり、極めて迅速に作成しなければならないものであることから、その作成を容易にするため、基本指針では、市町村は複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めることとされている。

避難実施要領のパターンを作成済みの市町村の割合は令和5年4月1日現在で94%と、前年度から25ポイント上昇している一方、複数のパターンを作成している市町村の割合は同日現在で64%にとどまっており、一層の作成促進に取り組む必要がある。

消防庁においては、市町村における避難実施要領のパターン作成を支援するための素材として、「『避難実施要領のパターン』作成の手引き」や「避難実施要領パターンの作り方」、「避難実施要領のパターン事例集」を作成し、地方公共団体に周知したところである。また、令和元年度より、都道府県と連携しながら、市町村職員等を対象とした「避難実施要領のパターンの作成に関する研修会」を開催し、作成の支援を行っている。令和5年度においては、管内市町村にパターン未作成団体の多い都道府県を対象として開催することに加え、パターン内容の高度化や複数作成に向けた支援を希望する都道府県を対象として研修会を開催している。

(2) 避難施設の指定

武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、住民が避難するため、又は避難住民等の救援を行うための施設が必要になる。国民保護法上の避難施設は、都道府県知事及び指定都市の長が指定することとなっており、災害対策基本法に基づき自然災害における指定緊急避難場所又は指定避難所に指定されている学校、公民館、体育館、公園、広場等を中心に、令和5年4月1日現在、9万7,974か所が指定されている。

消防庁としては、域内の住民が速やかに避難できる範囲に避難施設を確保しておくことが重要であることから、公共施設のほか、民間企業が管理主体である施設の指定を促進している。特に、ミサイル攻撃等の際に発生する爆風や破片からの直接の被害を軽減するための一時的な避難先として有効と考えられるコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設（緊急一時避難施設）について、都道府県知事等による指定を重点的に促進している。

4. 安否情報システムの運用

「1949年（昭和24年）8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）」（以下、本節において「ジュネーヴ諸条約の追加議定書」という。）の規定を踏まえ、国民保護法には、武力攻撃事態等における避難住民等の安否に関する情報（以下、本節において「安否情報」という。）の収集・提供の事務が規定されている。

このため、消防庁では、地方公共団体の職員等が避難所や病院などで収集した安否情報を、パソコンを使って入力でき、さらに全国データとして検索可能な「武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム」（以下、本節において「安否情報システム」という。）を構築し、平成20年4月から運用を開始した（第3-1-3図）。これまで、武力攻撃事態等のみならず自然災害にも対応できるようシステム改修を行うなど、利便性の向上に努めている。また、地方公共団体職員の安否情報システムに対する理解促進・操作習熟を目的に、定期的な訓練を実施している。

安否情報システムが使用された事例として、平成23年の東日本大震災において、安否情報が約16万3,000件登録され、現実の災害で使用された初の事例となった。

5. 国民保護事案への対応力の強化

(1) 国民保護共同訓練

国民保護計画等を実効性のあるものとするためには、平素から様々な事態を想定した実践的な訓練を行い、国民保護措置に関する対処能力の向上や関係機関との連携強化を図ることが重要である。

このため、消防庁では、内閣官房等の関係機関と連携し、国と地方公共団体が共同で行う国民保護共同訓練の実施を促進するとともに、訓練を通じて国民保護法等に基づく対応を確認し、その実効性の向上に努めている。

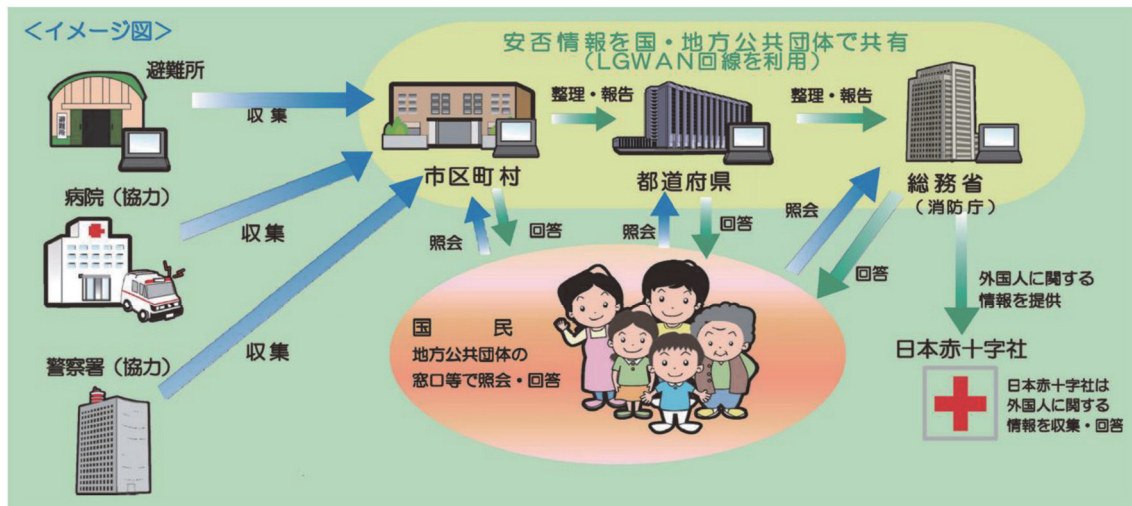
令和5年度の国民保護共同訓練は、27都道府県30件の実動訓練及び図上訓練を実施予定（令和6年1月11日現在）であり、各種テロ事案等を想定した訓練を実施し、様々な事態への対処能力の向上・関係機関との連携の強化を図ることとしている。今後も新たな要素を加味するなど、訓練の充実強化に努めていく。

また、令和4年に入り北朝鮮から弾道ミサイル等が高い頻度で発射されていること等を踏まえ、国と地方公共団体が共同で実施する弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を令和4年9月から再開し、令和4年度は10道県12件実施、令和5年度は28都道府県43件実施予定（令和6年1月11日現在）である（詳細は特集6及び本章第2節を参照）。全国において、より効果的・実践的な訓練が実施されるよう取り組んでいく。

(2) 地方公共団体職員の研修・普及啓発

地方公共団体は、国民保護措置のうち、警報の通知・伝達、避難の指示、避難住民の誘導や救援等住民の安全を直接確保する重要な措置を実施する責務を有している。これらの措置は関係機関との密接な連携の下で行う必要があり、職員には、制度全般を十分理解していることが求められる。

第3-1-3図 安否情報の流れ（関係機関相関イメージ）



このため、職員に対する適切な研修等が重要であり、消防大学校においては、地方公共団体の一般行政職員や消防職員が危機管理や国民保護に関する専門的な知識を修得するためのカリキュラムとして危機管理・国民保護コースを設けている。また、消防庁においては、地方公共団体のJアラート担当職員を対象とした国民保護・Jアラート研修会を開催し、参加者が国民保護を含めた危機管理やJアラートの基礎知識等を適切に習得できるよう取り組んでいる。都道府県の自治研修所や消防学校においても、国民保護に関するカリキュラムの創設等に積極的に取り組むことが望まれる。

また、国民保護措置を円滑に行うためには、消防団や自主防災組織をはじめとして、住民に対しても国民保護法の仕組みや国民保護措置の内容、避難方法等について、広く普及啓発し、理解を深めていただくことが大切である。

このため消防庁では、啓発資料等として、これまでに地方公共団体の担当職員や消防団・自主防災組織のリーダー向けに国民保護の基本的な仕組み・消防の役割・訓練の在り方等について、分かりやすく示した冊子等を作成し、地方公共団体が行う普及啓発活動に活用できるようにしている。

（3）地方公共団体における体制整備

都道府県知事及び市町村長は、国民保護計画で定めるところにより、それぞれの区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、夜間・休日等を問わずに起きる事案に対応可能な体制を備えた組織を整備することが求められる。一方、地震等の自然災害や新たな感染症など、住民の安心・安全を

脅かす様々な危機管理事案に対しても、同様の対応が強く求められている。

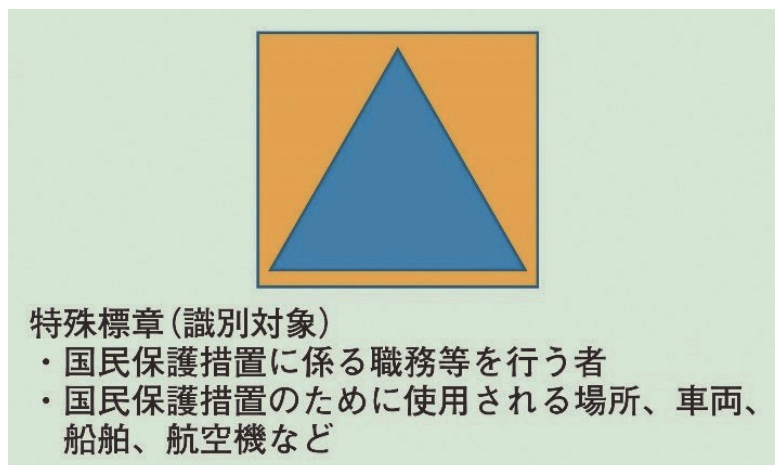
このため消防庁では、「地方公共団体の危機管理に関する懇談会」を開催し、危機管理について知識・経験を有する有識者からの意見・助言を得て、施策に反映するように努めている。このほか、令和5年度も引き続き、国民保護対策に要する経費に対して地方財政措置を講じるなど、地方公共団体の体制強化の支援に当たっている。

（4）特殊標章等

国民保護法の規定により、指定行政機関の長、地方公共団体の長等は、武力攻撃事態等においては、指定行政機関や地方公共団体の職員で国民保護措置に係る職務を行う者又は国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者に対し、ジュネーヴ諸条約の追加議定書第66条3に規定する国際的な特殊標章及び身分証明書（以下、本節において「特殊標章等」という。）を交付し、又は使用させることができる。これは、国民保護措置に係る職務を行う者等や、国民保護措置に係る職務のために使用される場所等を識別させるためのものである（第3-1-4図）。この特殊標章等については、国民保護法上、みだりに使用してはならないこととされており、各交付権者においては、それぞれ交付対象者に特殊標章等を交付する際の要綱を定め、交付台帳を作成すること等により、特殊標章等の適正使用を担保することが必要である。

消防庁においては、平成17年10月に消防庁特殊標章交付要綱を作成するとともに、地方公共団体や消防機関に対して、各交付権者が作成することと

第3-1-4 図 特殊標章



なっている交付要綱の例を通知したほか、定期的に特殊標章等の作成状況の調査を行い、特殊標章等が適正に取り扱われるよう取り組んでいる。

6. NBC テロ対策

(1) NBC テロ災害に対応するための体制の整備

NBC テロ災害発生時に適切な応急対応処置を講じるため、NBC テロ対策会議幹事会（事務局：内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）において取りまとめられている「NBC テロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル」や消防庁策定の「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル」等を踏まえて、消防分野においてもテロ災害に対する体制を整備している。

現場での対応力を強化するため、車両・資機材の整備も進めており、大型除染システム搭載車、化学剤検知器、生物剤検知器、放射線測定器、化学剤同定装置等の車両・資機材を全国の主要な消防本部及び緊急消防援助隊 NBC 災害即応部隊 54 部隊を中心に配備しているが、老朽化を踏まえ、令和3年度から最新の知見に基づいた化学剤検知器などのNBC災害対応資機材の配備を計画的に進めている。

(2) 訓練・教育

各都道府県との国民保護共同訓練においてNBCテロ災害を想定した訓練を実施しており、消防機関、警察機関、自衛隊等の関係機関との連携強化を図るとともに、様々な想定の下での危機管理体制の整備に努めている。

NBC テロに起因する災害に対応するには、現場で対応する各隊員や指揮する隊長が専門的な知識、技術を身につけることが必要である。このため、消防大学校において、NBC テロ災害発生時における適切な消防活動の実施を目的として、緊急消防援助隊教育科にNBCコースを設置し、危機管理教育訓練の充実強化を図っている。

また、警察庁及び防衛省に依頼し、消防本部職員、都道府県消防学校職員等を対象とした、NBC災害活動に関する実技講習を行っている。



大型除染システム搭載車



化学剤同定装置



化学剤検知器



生物剤検知器

(3) テロ災害に対応するための救急活動に係る教育の推進

テロ災害発生時においても、適切な救急活動が行われることが重要である。特に、爆発が原因の外傷による四肢の切断などで生じる大量出血には、速やかな止血処置が必要であるため、消防庁では救命止血帯（ターニケット）を用いた止血に関する教育カリキュラムと指導者用及び受講者用のテキストを平成30年3月に策定し、救急隊員のみならず、現場で警戒に当たる消防隊員等が、ためらうことなく適切な止血処置を行えるよう、指導救命士等による教育を推進している。

第2節

北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応

1. 北朝鮮の情勢

北朝鮮は、平成28年2月の「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射以降、平成29年11月の発射事案まで、頻繁にミサイル発射を繰り返していた。この間、平成29年8月には、米国領グアムに向けて、我が国上空を通過する弾道ミサイル発射計画が表明されたことで緊張が高まる中、同月29日及び9月15日には、弾道ミサイルが北海道上空を通過して太平洋に落下する事案が発生した。

同年11月以来、北朝鮮は弾道ミサイルを発射していなかったが、令和元年5月以降、再び短距離弾道ミサイルなどの発射を繰り返しており、令和3年3月には新型の短距離弾道ミサイルを発射、同年9月以降には、変則的な軌道で飛翔する弾道ミサイルや新型の潜水艦発射弾道ミサイルを立て続けに発射している。また、令和4年3月24日には大陸間弾道ミサイル（ICBM）級の弾道ミサイルが我が国の排他的経済水域（EEZ）内に落下した。それ以降も、高い頻度で弾道ミサイル等の発射を繰り返しており、令和4年の発数は少なくとも59発に及んだ。令和4年10月4日、同年11月3日及び令和5年4月13日の大陸間弾道ミサイル（ICBM）級の可能性のある弾道ミサイルの発射並びに同年5月31日、8月24日及び11月21日の弾道ミサイル技術を使用した発射においては、Jアラートの送信が行われている。

国際社会に背を向けて核・弾道ミサイル開発を継続する姿勢を崩していない北朝鮮が、今後、いかなる行動をとっていくのか、その動向を注視していく。

2. 消防庁の対応

弾道ミサイル飛翔地域の住民の安全を確保するためには、国と連携した地方公共団体的確な対応が求められることから、地方公共団体との連絡調整を担う消防庁では、北朝鮮の動向とそれに伴う緊張の高まりに応じて、都道府県担当者向け会議の開催や通知の発出を通じて、住民への情報伝達や被害情報の収集・報告、ミサイル発射に伴う落下物への対応等について助言を行い、国・地方を通じた適切な体

制の確保に努めている。

また、ミサイルが発射された際には、消防庁は直ちに情報連絡室あるいは消防庁長官を長とする緊急事態調整本部などの応急体制を整え、被害情報や119番入電情報を収集するとともに、必要な情報を地方公共団体に提供するなど、関係府省及び地方公共団体と連携して対応に努めている。

3. Jアラートによる情報伝達

弾道ミサイル発射情報等、対処に時間的余裕のない事態における住民への情報伝達については、携帯電話等に配信されるエリアメール・緊急速報メール、市町村防災行政無線等を介し瞬時に情報伝達ができるJアラートが重要な役割を果たすことになる。

Jアラートによる弾道ミサイル発射情報等は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する又は領土・領海の上空を通過する可能性がある場合に伝達することとされており、令和5年4月には北海道、同年5月、8月及び11月には沖縄県に対し、Jアラートを通じてミサイル発射情報等が伝達された。

4. 普及啓発

Jアラートによる情報伝達の方法とともに、弾道ミサイル落下時の行動について国民へ周知することも重要な課題である。国では、「屋外にいる場合は近く of 建物の中か地下に避難、建物がない場合は物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る、屋内にいる場合は窓から離れるか窓のない部屋に移動する」ことを内容とする広報（インターネット広告等）を行った。このほか、内閣官房国民保護ポータルサイトや地方公共団体のホームページ等においては継続的に広報が実施されている（第3-2-1図）。

5. 地方公共団体による訓練の実施等

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合には、地方公共団体が適切に対処すること及び国民が適切

に行動できることが重要である。そのため、地方公共団体の職員や実際に住民が参加する住民避難訓練等を全国各地で実施している。

第3-2-1 図 弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

- ①速やかな避難行動
- ②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために

事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryou/hogo_manual.html

— ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます —



首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai

メッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に
いる場合

**近くの建物の中か
地下に避難。**

(注) できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになければ、それ以外の建物でも構いません。

建物が
ない場合

**物陰に身を隠すか、
地面に伏せて頭部を守る。**

屋内に
いる場合

**窓から離れるか、
窓のない部屋に移動する。**

近くに
ミサイル
落下!

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

<弾道ミサイル落下時にとっていただきたい行動の例（避難訓練の場面から）>



体育館に避難する児童



用水路の橋の下に避難する住民



地下施設に避難する住民



屋内で窓から離れて避難する住民

第4章

自主的な防火防災活動と 災害に強い地域づくり

自主的な防火防災活動と 災害に強い地域づくり

防火防災意識の高揚

令和4年中の火災を出火経過別にみた場合に、全体の75.8%を失火が占めており、また、危険物施設における火災事故の51.8%が人的要因によって発生している。自然災害についても、地震や風水害発生時における避難及び二次災害の防止は、住民の日頃の備えや災害時の適切な行動が基本となることは言うまでもない。災害に強い安全な地域社会の構築には、国民の防火防災意識の高揚が非常に重要となる。このような観点から、消防庁では、「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）、「全国火災予防運動」（春季：3月1日～7日、秋季：11月9日～15日）、「危険物安全週間」（6月第2週）、「防災週間」（8月30日～9月5日）、「119番の日」（11月9日）などの機会を捉えて、啓発活動等を行っている。また、安全功労者に対して総務大臣表彰（毎年7月上旬）、防災功労者に対して消防庁長官表彰（随時実施）、特に功労が顕著な個人又は団体について、内閣総理大臣表彰（それぞれ毎年7月上旬、9月上旬）が行われている。

今後とも、国民の防火防災に関する関心を喚起し、意識の高揚を図っていく必要がある。

1. 全国火災予防運動等

(1) 全国火災予防運動

（春季 令和5年3月1日～3月7日

秋季 令和5年11月9日～11月15日）

近年、都市構造や建築構造、生活様式の変化等に伴い、火災等の災害要因が多様化している。このような状況において、火災をはじめとする災害の発生を未然に防止し、また、その被害を最小限にするためには、国民の一人一人が日頃から防火防災の重要性を深く認識するとともに、防火防災に対して十分な備えをすることが最も重要である。このことから、消防庁では、毎年2回、春と秋に全国火災予防運動を実施することで、国民に対し防火防災意識の

高揚及び火災予防対策の実践を呼び掛けている。

令和5年春季全国火災予防運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として行われた。消防庁では毎年、全国統一防火標語を掲げ、各省庁、各都道府県及び関係団体の協力の下に、「住宅防火対策の推進」、「乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進」、「放火火災防止対策の推進」、「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」、「製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進」、「多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底」等を重点目標として、各種広報媒体を通じて広報活動を実施した。これと併せて、各地の消防機関においても、予防運動の趣旨に基づき、各種イベントや消防訓練の実施、住宅防火診断等様々な行事が行われた。

また、令和5年秋季全国火災予防運動は、「関東大震災から100年の節目であることを踏まえた地震火災対策の徹底」、「駐車場等における防火安全対策の徹底」、「製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進（リチウムイオン蓄電池等）」をポイントに加え実施した。



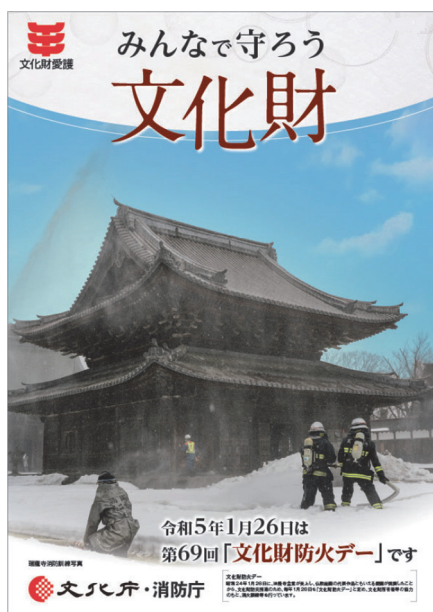
火災予防運動ポスター

(2) 文化財防火デー（1月26日）

昭和24年（1949年）1月26日の法隆寺金堂火災を契機として、昭和30年（1955年）以降、消防庁と文化庁の共同主唱により、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

また、この日を中心として、文化財の所有者及び管理者により、管轄する消防本部の指導の下、重要物件の搬出、消火、通報及び避難のための訓練などが積極的に実施され、文化財の防火・防災対策が講じられている。

消防庁では、文化財等における訓練の実施方法を具体化した「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」を作成しており、文化財防火デー等の機会を捉え、文化財等の関係者における実践的な訓練の実施を促進している。



文化財防火デーポスター

(3) 全国山火事予防運動

(令和5年3月1日～3月7日)

全国山火事予防運動は、広く国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防活動をより効果的なものとするため、消防庁と林野庁が共同し、春季全国火災予防運動と併せて同期間実施している。

令和5年の全国山火事予防運動では、「火の確認 山を愛する あなたのマナー」を統一標語として、ハイカー等の入山者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象とした啓発活動、駅、市町村の庁舎、登山口等への警報旗の設置やポスター等の掲示、報道機関等を通じた山火事予防思想の普及啓発、消防

訓練の実施や研修会の開催、地域住民、農林業関係者等による山火事予防組織と女性防火クラブ等民間防火組織が連携した予防活動等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

(4) 車両火災予防運動

(令和5年3月1日～3月7日)

車両火災予防運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省が共同し、春季全国火災予防運動と併せて実施している。

令和5年車両火災予防運動において、消防庁では、放火火災防止対策を図るため、防災製品のボディカバーの使用について普及促進を図るとともに、駅舎等の防火安全対策を徹底するため、初期消火、通報及び避難訓練の実施について推進した。

(5) 消防記念日（3月7日）

昭和23年（1948年）3月7日に消防組織法が施行され、我が国の消防は、市町村消防を原則とする今日の「自治体消防」として誕生した。そして、同法が施行されて2周年を迎えた昭和25年（1950年）、広く消防関係職員及び住民の方々に「自らの地域を自らの手で火災その他の災害から守る」ということへの理解と認識を深めていただくため「消防記念日」が制定された。

消防記念日である3月7日は、例年春季全国火災予防運動（毎年3月1日～3月7日）の最終日となっており、全国の消防本部等において、消防訓練、記念式典や消防防災功労者に対する表彰など、様々な行事が行われている。

2. 危険物安全週間

危険物に係る火災及び流出事故の件数は、近年高い水準で推移しており、それらの事故原因をみると、維持管理や操作確認が不十分であるなど人的要因によるものが多くなっている。

こうした事故を未然に防止するために、消防庁では、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物の取扱いに対する安全意識の高揚及び啓発を図っている。令和5年度の危険物安全週間（6月4日～10日）では、「意志つなぐ連携プレーで事故防ぐ」を推進標語として推進ポスターの作成を行い、

各都道府県、関係団体等と協力して、全国的な広報・啓発運動を展開したほか、危険物の安全管理の推進や危険物の保安に功績のあった個人及び事業所を表彰した。

また、各地域においては、危険物関係事業所の従業員や消防職員を対象とした講演会や研修会が開催されたほか、消防機関による危険物施設を対象とした立入検査や自衛消防組織等と連携した火災等を想定した訓練が行われた。



危険物安全週間推進ポスター

住民等の自主防災活動

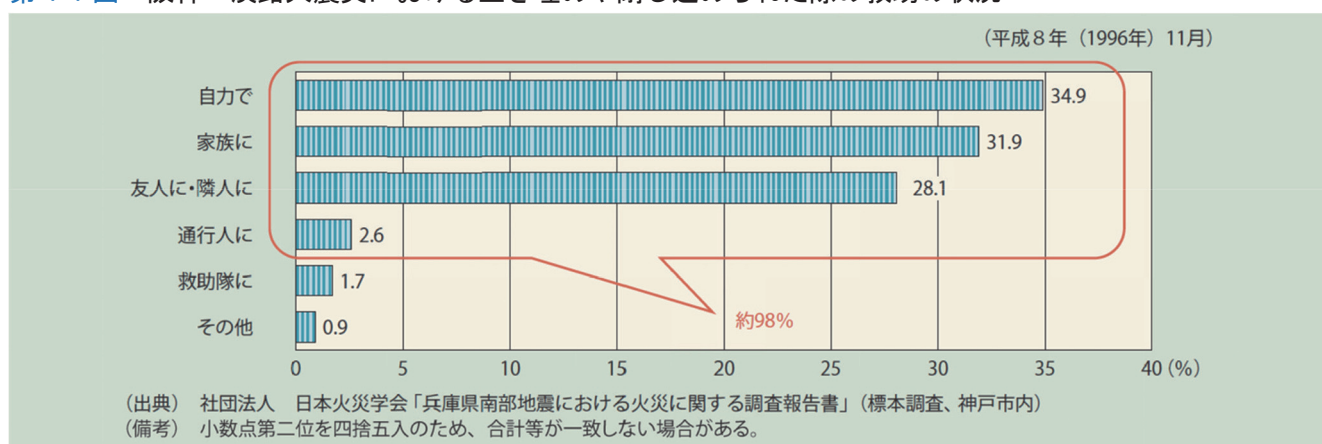
地域防災力の充実強化に当たっては、その中核となる消防団の充実強化だけでなく、地域住民一人一人が「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識に基づき、コミュニティにおける自主的な防災活動を実施し、地域ぐるみの防災体制を確立することが重要である。

阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って、初期消火により延焼を防止した事例や、救助活動により人命を救った事例等が数多くみられた（第4-1図）。また、東日本大震災においても、地域における自主的な防災活動の重要性が改めて認識され、自主防災組織の結成の促進やその活動の活性化に向けた取組が各地で行われている。その後の大規模災害においても、自主防災組織が、地域住民の中心となってハザードマップの作成や避難訓練を実施するなど、日頃から地域防災力の向上に努めていた結果、地域住民の避難が適切に行われ、被害の軽減につながった事例もある。

自主防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、災害時の情報の収集伝達体制・警戒避難体制を確立し、防災用資機材の備蓄等を進めるとともに、大規模な災害を想定した防災訓練を積み重ねていくことが必要である。

また、地域の防火防災意識の高揚を図る上で、自主防災組織の育成とともに、女性防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等の育成強化を図ることも重要である。

第4-1図 阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助の状況



1. 自主防災組織

自主防災組織は、地域住民の連帯意識に基づく自発的な防災組織であり、令和5年4月1日現在で、全国1,741市区町村のうち1,692市区町村で16万6,923の自主防災組織が設置され、自主防災組織による活動カバー率（全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合）は増加傾向にある（第4-2図、資料4-1）。また、自主防災組織を育成するため、令和4年度には、1,005市区町村において資機材の購入費及び運営費等に対する補助が、178市区町村において資機材等の現物支給が、それぞれ行われている。これらに要した経費は令和4年度で合計33億9,308万円となっている。

なお、防災訓練においては住民の事故が起こらないように、細心の注意が払われているが、事故が起きてしまった場合には、公益財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度等の対象となり得る。

2. 女性防火クラブ

女性防火クラブは、家庭での火災の予防に関する知識の習得、地域全体の防火防災意識の高揚等を目的とした組織をいう。その数は令和5年4月1日現在で6,670団体であり、クラブ員数は約100万人となっている。

また、女性防火クラブの相互交流や活動に関する情報交換、研修等を通じて同クラブの充実強化につなげるため、令和5年4月1日現在で43道府県において、道府県単位の連絡協議会が設置されている。

東日本大震災においても、避難所での炊き出し支援や、被災地への義援金・支援物資の提供等の活動が行われた。また、平成28年熊本地震においても避難所での炊き出し等の支援が行われた。

3. 少年消防クラブ

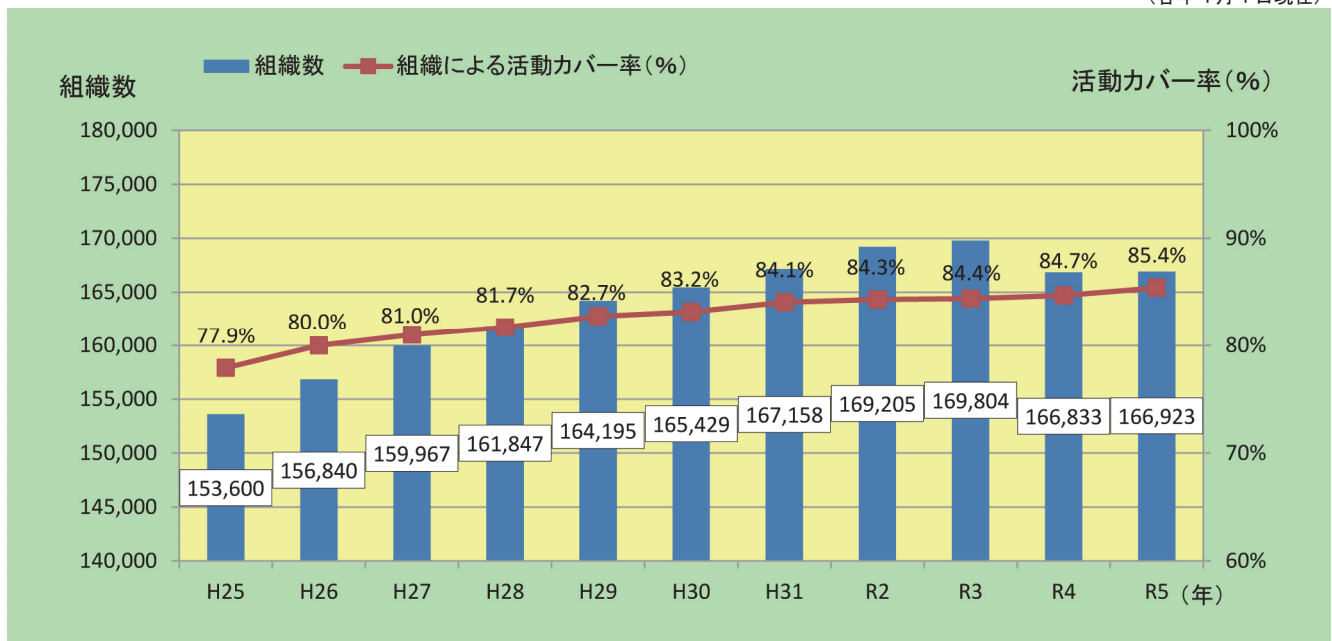
少年消防クラブは、10歳以上18歳以下の少年・少女が防火及び防災について学習するための組織をいう。その数は令和5年5月1日現在で4,106団体であり、クラブ員数は約39万人となっている。

消防庁では、消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他地域の少年消防クラブ員との親交を深めるとともに、消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備え等について学ぶ「全国少年消防クラブ交流大会」を平成24年度から開催している。

令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止としていたが、令和5年度は、全国から37クラブ254名（指導者を含む。）が参加し、4年ぶりに鳥取県米子市で同大会を開催した。

第4-2図 自主防災組織の推移

(各年4月1日現在)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

4. 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、幼年期に、正しい火の取扱いについて学び、消防の仕事を理解することにより、火遊び等による火災発生の減少を図ろうとするための組織をいう。近い将来、少年・少女を中心とした防災活動に参加できる素地をつくるため、9歳以下の児童（主に幼稚園、保育園の園児等）を対象として、消防機関等の指導の下に同クラブの育成が進められている。その数は令和5年5月1日現在で1万3,259団体であり、クラブ員の数は約100万人となっている。

5. 自主防災組織等の活動の活性化

自主防災組織等の活動の活性化が地域防災力の更なる充実強化に当たり重要であるとの認識から、消防庁では令和2年度から、自主防災組織のリーダー育成等の取組を支援している。

また、令和5年度からは「自主防災組織等活性化推進事業」を開始し、自主防災組織等の立ち上げや災害対応訓練、地域の防災計画の策定など、地方公共団体の取組をより一層支援している。

6. 防災知識の普及啓発

地域防災力の充実強化に当たっては、地域住民一人一人が防災の担い手として防災知識を持つことも重要である。消防庁では、インターネットを活用していつでも、誰でも、無料で防災の知識や災害時の危機管理について学習できる「防災・危機管理 e-カレッジ」を消防庁ホームページにおいて運用している。このほか、SNS等の広報媒体を通じ、防災知識の普及啓発を行っている。

また、平成25年度から東日本大震災での活動経験者を語り部として全国の市町村の講演会等に派遣する事業を実施している。さらに、令和5年度からは、風水害等の災害での活動経験者や防災まちづくり大賞受賞団体も語り部に加えた「防災意識向上プロジェクト」を実施している。

第5章

国際的課題への対応

国際的課題への対応

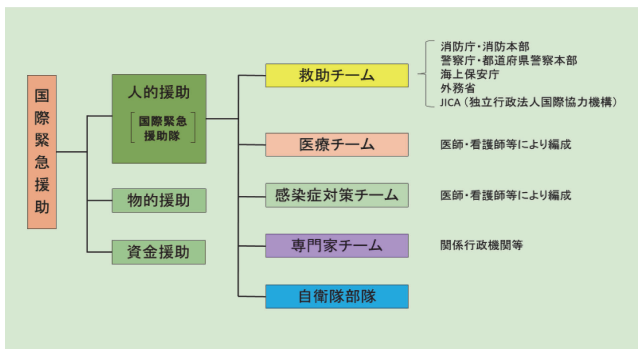
国際緊急援助

1. 国際消防救助隊の派遣体制

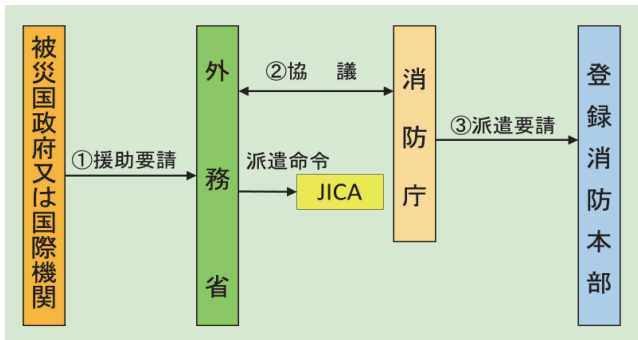
国際消防救助隊は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助隊・救助チーム等の一員として派遣され、我が国の消防が培ってきた高度な救助技術と能力を海外の被災地で発揮し、国際緊急援助に貢献している。

同法に基づき、海外における大規模災害発生時に、被災国政府等からの要請に応じて我が国が実施する国際緊急援助の概要と救助チーム等の派遣（要請）までの流れは、第5-1図及び第5-2図のとおりである。

第5-1図 国際緊急援助の概要



第5-2図 救助チーム等の派遣（要請）までの流れ



2. 教育訓練

消防庁では、あらかじめ登録された国際消防救助隊員に対して、海外被災地での捜索救助活動に必要とされる知識及び技術の共有並びに登録消防本部間や関係機関との連携強化を図るため、「国際消防救助隊の連携訓練」を実施しており、令和5年度は、仙台市消防局及び広島市消防局で開催する。

また、海外での捜索救助に関する国際的なルールの理解や訓練計画立案能力の強化等を目的として、登録消防本部において指導的な立場にある国際消防救助隊員を対象に「国際消防救助隊セミナー」を実施している。

さらに、国際消防救助隊に長年携わった者などを指導員として選出し、各種訓練での指導体制を整えるとともに、指導員間で指導方法等を共有する場として、「国際消防救助隊指導員会議」を開催している（資料5-1）。

なお、日本の国際緊急援助隊・救助チームは、救助活動に関する国際的な能力評価（IEC^{*1}）及び更新評価（IER^{*2}）において、最高分類である「Heavy（ヘビー）」の評価を受けている。



IER Heavy 級評価 認証式
（令和4年11月）

*1 IEC：INSARAG（国際捜索・救助諮問グループ）による救助チームの評価制度で、Light（ライト）・Medium（ミディアム）・Heavy（ヘビー）といった分類がなされる。被災地において海外からの救助チームの活動現場等を能力に応じ効率的に調整するための指標となる。
*2 IER：INSARAG 外部再評価。INSARAG では、IEC の評価有効期間を5年と定めており、評価を更新するためには再受検する必要がある。日本の国際緊急援助隊・救助チームは、直近、令和4年11月に再受検し、Heavy（ヘビー）の再評価を受けた。

3. 派遣実績

国際消防救助隊の海外災害派遣は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律施行前の2回を含め、これまでに22回の実績がある（資料5-2）。



トラルパンでの搜索救助活動
メキシコ地震災害（平成29年9月派遣）
（JICA提供）



カフラマンマラシュでの搜索救助活動
トルコ共和国地震災害（令和5年2月派遣）
（JICA提供）



カフラマンマラシュでの搜索救助活動
トルコ共和国地震災害（令和5年2月派遣）

国際協力・国際交流

1. 国際消防防災フォーラムの開催

近年アジア諸国では、経済発展・都市化が進む中、これまで以上に高度な消防防災体制の構築が必要とされている。このため、人命救助、消火及び火災予防の技術や制度に関しても、これらの国々からの我が国の国際協力への期待は大きい。

このことを踏まえ、消防庁では主にアジア圏内の国において、「国際消防防災フォーラム」（以下、本章において「フォーラム」という。）を開催しており、我が国の消防防災制度、技術等を広く紹介し、開催国の消防防災能力の向上に貢献している。フォーラムは、開催国で広く消防防災関係者を集めて開催され、その内容は開催国の状況を勘案して決められる。



国際消防防災フォーラム
（令和4年度 シンガポール）



石川駐シンガポール大使による
オープニングスピーチ
（令和4年度 シンガポール）



消防庁によるプレゼンテーション
(令和4年度 シンガポール)

また、フォーラムを我が国の消防防災インフラシステムの海外展開を推進する場としても活用すべく、会場では、消防防災製品を扱う日系企業が、プレゼンテーションや展示によって開催国の消防防災関係者に対して自社製品のPRを行っている。



日系企業によるプレゼンテーション
(令和4年度 シンガポール)



展示ブースにおける日系企業の自社製品PR
(令和4年度 シンガポール)

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、オンライン形式により、これまでの主たるターゲットであったアジア圏のみならず、

欧州、北米、南米、アフリカ、オセアニア等まで広く参加を呼び掛け、約60か国から1,200人を超える参加登録を得て開催した。

令和4年度は、国交往来やイベント開催に関する各種制限の緩和状況に鑑み、対面形式に戻すとともに、従前のように特定の国を対象とせず、複数のASEAN諸国の消防防災関係者の参加を得て、我が国の消防防災制度や製品をより幅広く周知すべく「マルチ形式」にて、シンガポールで開催した。

初の試みであった「マルチ形式」でのフォーラムには、ASEAN諸国から7か国（カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ラオス）、約90人の消防防災関係者が、日本から、消防庁以外に、在シンガポール日本国大使館、自治体国際化協会（CLAIR）シンガポール事務所、JICA、そして、消防防災関連企業が参加し、全体で約130人の出席を得て開催された。1日半にわたる開催期間中、我が国の火災予防制度や消防団制度の説明、日系企業10社による製品紹介のほか、ASEAN参加国の消防防災に関する施策や我が国で実施された救助研修の活用事例、さらには、JICAの国際協力案件形成スキームといった様々なプレゼンテーションが行われた。



我が国での研修の活用事例に関する
フィリピンからのプレゼンテーション
(令和4年度 シンガポール)

令和5年度は、令和4年度のフォーラムの成果を生かしながら、特定の国とのより深い関係性を追求しやすい「バイ形式」にて、カンボジアで実施する予定である。

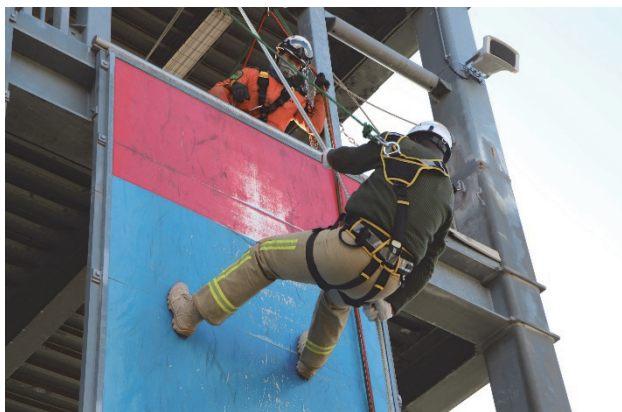
2. 開発途上国からの研修員受入れ等

(1) 課題別研修・国別研修の実施

消防庁では、JICAと連携し、開発途上国の消防

防災機関職員を対象に「救急救助技術」研修及び「消防・防災」研修（平成 25 年度までは「消火技術」研修として実施）の 2 コースの課題別研修を、消防本部の協力の下で実施している。

現在、「救急救助技術」研修は大阪市消防局、「消防・防災」研修は北九州市消防局において技術指導を実施しており、これまでに、それぞれ 305 人、301 人の研修員が教育訓練を受けている。



救急救助研修
(令和 4 年度 大阪)

それぞれの研修では、訓練礼式等の基礎訓練から、実災害を想定した消火訓練や救助訓練まで幅広い分野の訓練を約 2 か月間、実施している。

各コースの研修員は、研修を通じて身に付けた我が国の消防防災に関する知識や技術を自国の消防防災能力の向上のために活用している。

また、消防庁では、課題別研修のほか、開発途上の個別の要請に基づき国別研修も実施している。



消防・防災研修
(令和 4 年度 北九州)

(2) 諸外国への情報提供等

消防庁では、このような研修のほかにも駐日大使館、JICA、外務省等の協力依頼に基づき、諸外国からの消防防災、危機管理分野等の関係者の訪問を受け入れ、それぞれの要望に応じた情報提供、関連施設の視察等を実施している。

3. 技術協力等

消防分野の国際協力は、消防本部において独自に実施されているものもあり、開発途上国において救助技術や防火管理に関する技術指導等を行ったり、外国の消防隊員を受け入れて研修を提供している消防本部もある。

加えて、消防本部や消防団の中には、開発途上国の消防機関からの要請に応じて、不用となった消防車両等の一部を無償で寄贈しているところもあり、令和 4 年度は 22 の国へ 116 台が寄贈されている。

4. 国際交流

消防庁では、平成 14 年の日韓共同開催によるサッカーワールドカップ大会、「日韓国民交流年」を契機として、「日韓消防行政セミナー」を開催している。これは、両国の消防防災の課題等について情報共有、意見交換等を積極的に行うことにより、日韓消防の交流、連携及び協力の推進を図ることを目的としており、両国で相互に開催することとしている。

基準・認証制度の国際化への対応

1. 消防用機械器具等の国際規格の現況

人、物、情報等の国際交流を進めていくには、国又は地域により異なる技術規格を統一していく必要がある。このため、ISO（国際標準化機構）等の国際標準化機関では、国際交流の促進を技術面から支える国際規格の策定を行っている。

消防用機械器具等の分野については、ISO/TC21^{*3}において国際規格の策定作業が行われており、我が国としても積極的に活動に参加している。

なお、ISO/TC21 の活動により、令和5年3月31日現在、93 の国際規格が定められているほか、ISO/TC94/SC14^{*4}においても35の国際規格が定められている。

2. 規格の国際化への対応

WTO（世界貿易機関）等における非関税障壁低減に関する包括的な取組の中で、WTO 加盟国は原則として、WTO/TBT 協定（貿易の技術的障害に関する協定）を踏まえ、国際規格に基づいた規制をすることとされている。

今後も、ISO 規格を通して技術の交流を円滑にし、消防器具の技術発展を促すために、各国との連携を図りつつ、引き続き ISO 規格の策定に参画していくことが必要である。

日本の規格に適合する消防用機器等の海外展開

日本で製造・販売される消防用機器等は、消防庁が策定する規格・基準に基づき、第三者機関による厳格な検定等の認証を得ることで、性能の確保やその確実な作動の担保がなされていることに加え、長期の耐用年数といった優れた品質が保たれている。経済発展を遂げている東南アジア諸国等において日本の消防用機器等を普及させるためには、日本製品の品質・信頼性の高さだけでなく、日本の規格と認証制度を一体で導入することにより火災件数や火災

による死傷者の大幅な削減が可能となること等を理解してもらうことが必要である。その結果として、日本市場向けの消防用機器等をそのまま輸出することによりコストを抑制する効果が期待でき、日本の消防用機器等の競争力強化にもつながるものと考えられる。

1. 日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の発信

消防庁では、消防法や消防用機器等の認証等、制度に係る事項のほか、検定対象機械器具等や、自主表示対象機械器具等を含む 19 品目の規格・基準の英訳を、消防庁ホームページ上で公開している。

また、国際会議や各国の消防防災展などのイベント、政府間協議等の場で日本の消防用機器等の優位性を PR するためのリーフレット等や、機器ごとの特徴を詳細に示した資料を、業界団体等と共同で作成し、配布している。

2. 国内の連携体制・日本企業へのサポート

(1) 日本貿易振興機構（JETRO）と連携したセミナーの開催

消防庁では、「消防用機器等海外展開セミナー」の開催等、海外展開に関心を持つ国内企業に対して、東南アジア諸国の経済概況や日本企業の海外展開の実例などの情報を提供するとともに、海外展開に際して支援を必要としている企業に対して、JETRO が実施している海外展開支援サービス等の具体的な支援事業の紹介を行っている。令和3年度の「消防用機器等海外展開セミナー」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ書面開催とし、消防庁の取組、ベトナムにおける消防用機器等を巡る現状、ASEAN 諸国の一般経済概況、海外展開支援サービスの実例等の紹介を行った。

(2) 個別の消防用機器等が日本規格に適合する旨の英訳の証明書の発出

日本の消防用機器等を輸出する際に日本規格に適合する旨の英訳の証明書を要求されるケースがあることから、日本企業の要望に応じて、個々の消防用

*3 ISO/TC21:TC (Technical Committee) とは、ISO の専門委員会を示す。TC21 は、消防器具の専門委員会であり、消火器や感知器等の国際規格について審議している。

*4 ISO/TC94/SC14:TC94 は個人用安全防護衣及び保護具の専門委員会であり、SC14 はその分科会として消防隊員用個人防護装備の国際規格について審議している。

機器等の日本規格への適合性について、消防庁又は日本消防検定協会から英訳の証明書を発出している。

3. 個別の国に対する日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の浸透への取組

政府において、個別の国の消防・防災関係者に対し、日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度を紹介する等、日本規格の浸透に向けて取組を行っている。

特に、日本の消防用機器等に関する規格・認証制度に高い関心を示しているベトナムとは、平成 30 年 10 月 8 日に「日本国総務省とベトナム社会主義共和国公安省との消防分野における協力覚書」を結び、当該覚書に基づき、予防政策や消防用機器等の基準等についての意見交換や、日本の消防・防災機器関連企業による製品のプレゼンテーション等を行うことで、日本の消防用機器等の品質の高さを PR してきた。また、ベトナムにおいて火災予防技術基礎研修を令和 5 年 2 月に実施した。さらに、より専門的な研修プログラムの実施に向け、消防庁とベトナム公安省とで調整を行っている。

令和 5 年 4 月には、ベトナム公安省大臣による総務大臣及び消防庁長官への表敬訪問が行われるとともに、同年 7 月には、総務大臣政務官がハノイで行われた「ベトナム消防防災展」に参加するなどハイレベルでの交流も行われている。

地球環境の保全（ハロン消火剤等の放出抑制等）

1. ハロン消火剤等の放出抑制について

ハロンはオゾン層を破壊する物質であることから、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」に基づき、モントリオール議定書において、生産等が全廃されることとなった。

しかしながら、ハロン消火剤^{*5}（ハロン 2402、1211 及び 1301）は、消火性能に優れた安全な消火剤として、建築物、危険物施設、船舶、航空機等に

設置される消火設備・機器等に幅広く用いられている（令和 5 年 3 月 31 日現在、約 1 万 7,000 トン）。

このため、消防庁では、ハロン消火剤の放出抑制等に関する取組を推進しており、これを受けて、特定非営利活動法人消防環境ネットワーク^{*6}を中心とした、一般社団法人日本消火装置工業会や消防機関等の国内関係者の継続的な取組により、世界でも例のない厳格な管理体制が整備されている。

一方、ハロン消火剤の代替となる消火剤を用いた消火設備や、不活性ガスである窒素、IG-55（窒素とアルゴンの混合物）及び IG-541（窒素とアルゴンと二酸化炭素の混合物）を用いた消火設備も設置が認められた。

ハロン消火剤の代替となる消火剤のうち HFC（ハイドロフルオロカーボン）については、「地球温暖化対策計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）において、温室効果ガスとして排出抑制・削減の対象となっている。消防庁では、当該消火剤の回収・再利用等により排出抑制に努めるよう要請している。

今後も、国際会議等における地球環境保護の動向等に留意しながら、引き続きハロン消火剤等を適切な管理の下に使用していくとともに、建築物等の防火安全性を確保しつつ、回収・リサイクルを推進することにより、不要な放出を抑えていく必要がある。

2. PFOS を含有する泡消火薬剤等の排出抑制について

泡消火設備は、駐車場や危険物施設等において用いられている消火設備である。しかしながら、一部の泡消火薬剤に用いられている有機フッ素化合物の一種であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS^{*7}）又はその塩（以下、本章において「PFOS 等」という。）が、難分解性、生物蓄積性、毒性及び長距離移動性を有する残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的とした「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下、本章において「POPs^{*8} 条約」という。）において、製造及び使用等を制限する物質として追加された。

*5 ハロン消火剤：ハロゲン化物消火剤のうち、フロン的一种で臭素を含有する物質を消火剤とするもの。

*6 特定非営利活動法人消防環境ネットワーク：ハロン消火剤の回収・リサイクルのため、ハロン消火剤を使用するガス系消火設備等のデータベースを作成・管理する団体であり、平成 18 年 1 月に業務を開始した。「ハロンバンク推進協議会」（平成 5 年（1993 年）7 月設立）の業務を継承している。

*7 PFOS、PFOA、PFHxS:Perfluorooctane sulfonic acid、Perfluorooctanoic acid、Perfluorohexane sulfonic acid の略称である。

*8 POPs:Persistent Organic Pollutants（残留性有機汚染物質）の略称である。

これを受け、我が国においても、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）等が改正され、その製造、輸入等が原則として禁止されるとともに、業として泡消火薬剤等を取り扱う際には、厳格な管理や保管容器への表示等の義務が課されることとなった。

また、令和元年5月には、一部の泡消火薬剤に用いられている有機フッ素化合物の一種であるペルフルオロオクタン酸（PFOA*7）又はその塩及びPFOA関連物質も、POPs条約において製造及び使用等の廃絶に向けた取組を行う物質として追加することが決定された。このことから、我が国においても、PFOA又はその塩について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等が改正されたところである。

さらに、令和4年6月には、一部の泡消火薬剤に用いられている有機フッ素化合物の一種であるペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS*7）又はその塩及びPFHxS関連物質がPOPs条約において製造及び使用等の廃絶に向けた取組を行う物質として追加することが決定されたことから、我が国における所要の措置が検討されているところである。

消防庁としては、PFOS等含有泡消火薬剤を保有する消防機関に対して、令和4年度末までに全て廃棄する更新計画の策定を依頼し、その更新に要する経費については令和2年度から令和4年度まで特別交付税措置を講じてきた。また、関係省庁やメーカー団体等と連携し、上記法令の周知徹底を図るとともに、令和3年5月に泡消火設備の点検基準を改正し、泡放射によらない方法により点検を実施することを認める等の排出抑制を推進するための対策を講じた。さらに、このような状況を踏まえ、駐車場等において設置を義務付けている特殊消火設備の技術基準について検討する等の対応を行っている。

第 6 章

消防防災の科学技術の 研究・開発

消防防災の科学技術の研究・開発

研究・開発の推進

消防庁では、安心・安全な社会の実現に向けて、消防防災分野における社会システムの高度化に貢献するため、消防研究センターを中心に消防機関をはじめ大学等の研究機関や関係企業等の関係者との連携を図り、消防防災の現場への社会実装や実用化を目的とした科学技術の研究・開発を重点的に推進している。

1. 消防庁における重点研究開発目標

消防庁では、「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や「国土強靱化基本計画」（令和5年7月28日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、消防防災分野におけるAIの活用やDXを推進する研究開発及び最近の災害等を踏まえた課題解決のための研究・開発を重点目標として推進している（資料6-1）。

2. 消防研究センター

消防庁における消防の科学技術の研究・開発は、消防研究センターを中心として実施しており、消防行政及び消防職団員の活動を科学技術の面から支えることを目的とした研究・開発を行っている。

3. 消防防災科学技術研究推進制度

「消防防災科学技術研究推進制度」は、消防庁の重要施策等の推進のため、消防庁の調査検討事業等に資する研究・開発で、特に緊急性・迅速性が求められるものを委託する事業である。特に、消防機関が直面する課題を解決するための研究・開発や地域の消防防災力の向上を実現するための研究・開発について課題を公募し、産学官連携による研究・開発を推進している。

4. 消防機関における研究・開発

消防機関の研究部門等においては、消防防災活動や防火安全対策等を実施する上で生じた課題の解決や火災原因の調査に係る調査・分析等を積極的に実施している。

5. 研究・開発の担い手の育成

消防庁では、消防防災活動を支える研究・開発の実用化を推進することを目的として、消防防災分野のロボット競技会を共催・後援するなど、若い世代の技術向上の促進を図っている。

消防研究センターにおける研究開発等

消防研究センターでは、消防防災の科学技術に関する様々な研究開発のほか、消防法の規定に基づく消防庁長官による火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査を行っている。

また、これらの研究開発及び調査により蓄積してきた知見を活用して、消防本部に対する技術的助言や消防活動支援にも積極的に取り組んでいる。

1. 消防防災に関する研究

消防研究センターでは、土砂災害、南海トラフ地震等の大規模地震、大津波といった大規模災害に備えるとともに、火災や危険物の事故の防止、消防活動時の安全確保のため、令和3年度から新しい中期研究計画を実施しており、以下に掲げる8つの課題について研究開発を行っている（第6-1表）。

第6-1表 消防研究センターにおける研究開発課題

(1) 災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発 (R3~R7)
大規模自然災害時においてより多くの国民の生命を守るため、要救助者の迅速かつ安全な救助等に資する研究を行う。 ア 自然災害時の現場対応型情報収集システムと情報分析・評価手法の開発 イ 自力避難困難者の避難に関する研究
(2) 市街地火災による被害を抑制するための研究開発 (R3~R7)
首都直下地震のような大規模地震後の市街地同時多発火災や、糸魚川市大規模火災のような平常時の市街地火災による被害拡大を抑えるために、火災の将来予測と超高齢社会に適した初期火災対応技術、火災延焼シミュレーションに基づく消防力・消防水利の評価手法、火災旋風の発生予測方法の研究開発を行う。 ア 超高齢・人口減少社会の火災発生予測と対策 イ 消防力と消防水利の変化が延焼被害等に及ぼす影響の評価 ウ 火災旋風の発生予測
(3) 火災原因調査と火災避難の高度化に関する研究開発 (R3~R7)
火災現場残さ物の同定及び液体衝突帯電とミスト爆発の解明による火災原因調査の高度化並びに高層建築物の順次避難における避難順序算定方法に関する研究開発を行う。 ア 火災原因調査の高度化に関する研究 (ア) 現場残さ物の同定に関する研究 (イ) 引火性液体の燃焼性状に関する研究 イ 高層建築物の順次避難における避難順序算定方法
(4) 消防職員の消火活動時における殉職・受傷事故を防止するための研究開発 (R2~R7)
消火活動時における殉職・受傷事故の防止を目的として、火災シミュレーション技術、消防隊の放水方法及び無人機の飛行制御技術の研究開発を行う。 ア 放水や建物構造を考慮した火災シミュレーション技術 イ 火災状況に応じた消防隊の放水方法 ウ 火炎上空の気流計測のための無人機の飛行制御技術
(5) 危険物施設における火災等事故・地震災害を抑止するための研究 (R3~R7)
危険物施設における火災等の事故及び地震等による災害を抑止するための研究を行う。 ア 石油タンクの地震被害予測高精度化のための研究 イ 化学物質等の製造・貯蔵工程における火災危険性の評価方法の研究
(6) 地下タンクの健全性診断に係る研究開発 (R1~R6)
防食ライニングが施工された危険物の地下タンクの経年劣化について、タンクが将来継続して使用可能か否か(健全性)を適切に判断するため、ライニング鋼板の腐食劣化の定量的評価及び各種分析を行い、地下タンクの健全性診断手法を研究開発する。
(7) 消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発 (R3~R7)
大規模倉庫等で火災が発生した場合、可燃物の量によっては急速な延焼拡大や大量の濃煙熱気が発生し、また、外壁に開口部が少なく、出火場所が外部の開口部から離れている場合、消防隊が内部進入し直接消火することが極めて困難になる。このため、消防隊員が内部進入することなく安全に、建物外部から消火を可能とする手法の開発を行う。
(8) 救急搬送における感染症対応に関する研究開発 (R3~R7)
無症状者を含む新型コロナウイルス感染者を救急搬送する際の感染拡大防止対策及び感染拡大期を含む救急出場要請件数増大期における救急搬送時間短縮手法の研究開発を行う。

(1) 災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発

ア 自然災害時の現場対応型情報収集システムと情報分析・評価手法の開発

(ア) 背景・目的

災害時の救助活動においては、速やかに被害の全容を把握するとともに、時間の経過により変化する状況を適切に評価して隊員の安全を確保することが必要であり、それに資する情報の収集及び分析は重要である。本研究では、土砂災害現場を主な対象として、詳細な地形データを用いた二次災害危険場所の抽出と評価方法の開発、新技术を用いた情報収集システムの開発及び人員・通信手段等に制約がある現場環境で運用できる情報分析・評価手法の研究を行う。

(イ) 令和4年度の主な研究開発成果

レーザースキャナを搭載したドローンを用いて、夜間でも地形を計測できる仕組みを構築し、実際の地すべり地形で判読の精細さについて調べた（第6-1図）。第6-1図(a)はドローンに搭載したレーザースキャナのデータ（植生を除去したもの：令和5年3月）、第6-1図(b)は航空レーザ測量の成果（国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所提供（平成31年度））、第6-1図(c)はこれら二つの標高の差分である。第6-1図(a)から、地すべり地形の内部の詳細な地形が判読でき、第6-1図(c)から、これらの期間で地形が変化したとみられる場所を読みとることができる。これらのデータを元に、

植生からのレーザー反射データを自動的に除去する処理が精度に与える影響や夜間に運用する際の飛行方法等について検討した。

イ 自力避難困難者の避難に関する研究

(ア) 背景・目的

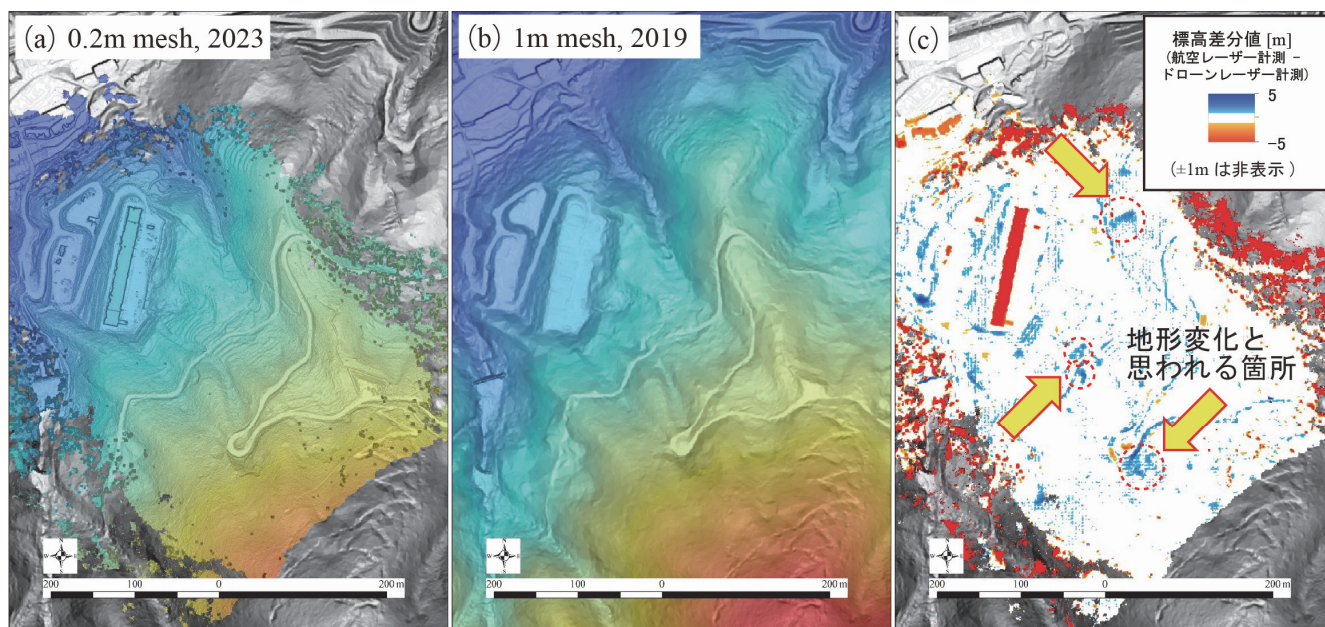
地震、津波、水害等の災害が発生し、迅速な避難が必要となる場合、人口減少や高齢化の進展に伴い、自力避難困難者の安全を確保する重要性が高まっている。また、平成23年の東日本大震災では281人の消防団員及び消防職員が犠牲となったが、ここで得られた教訓を救助業務に当たる職員の被害防止に活かすことが重要である。

そこで本研究では、要配慮者や要支援者を含む自力避難困難者による避難開始時間や避難行動時間の予測高精度化を行うとともに、避難困難区域図の作成に必要な基礎資料の提供を行うことを目的とする。

(イ) 令和4年度の主な研究開発成果

- 地域住民による津波避難訓練を計測することによって、屋内及び屋外の避難行動を一連として捉え直すことによる避難行動時間予測の高精度化に資する時間及び速度データを取得した。
- 車椅子等の避難支援器具について、避難時間の短縮化及び救助者の高齢化を見据えた省力化の検討を行うため、地域における日常的な保管方法及び平面、傾斜、垂直（階段）の避難経路における活用の実態を把握した。

第6-1図 ドローン搭載レーザースキャナによる地形判読の結果



(2) 市街地火災による被害を抑制するための研究開発

ア 超高齢・人口減少社会の火災発生予測と対策

(ア) 背景・目的

今後想定される更なる高齢化と人口減少は、同時に空き家の増加や社会インフラの老朽化とダウンサイジング、日中ほぼ高齢者のみとなる地域や自力避難困難者の増加などの社会変化をもたらし、火災の発生や被害の様相も変化することが懸念される。そこで、火災の変化を予測するとともに、社会変化に適した初期火災対応技術の開発を行い、消防機関や地域住民が自ら考え、備えるのに役立つ情報を発信することを目的とする。

(イ) 令和4年度の主な研究開発成果

火災の発生と被害の変化の要因を抽出するため社会統計データの追加収集・加工を行うとともに、人口動態を反映した死者数の将来予測のためのトレンド設定について検討を行った。

また、高齢化や人口減少等が先行する地域で発生した2件の大規模な火災の現地調査を行うとともに、同様の地域で発生した延焼火災調査の記録を整理した。その結果、多くの事例に共通する特徴として、消防水利の水源が脆弱であること、消防職員が少ないため消防隊の勤務態勢や消防活動戦術を変えるような新しい技術や機材の導入が難しいこと、資機材の維持更新の負担感が小さくないことなどが挙げられた。

イ 消防力と消防水利の変化が延焼被害等に及ぼす影響の評価

(ア) 背景・目的

消防本部が管轄内で発生する火災に十分に対応するためには、火災予防の推進によって火災の発生と拡大を抑制するとともに、地域の状況に合わせて十分な消防力と消防水利を確保しておくことが重要である。

本研究では、消防本部による消防力と消防水利の整備に資することができるよう、市街地火災の延焼阻止に必要な消防水利の評価手法を開発するとともに、消防力運用シミュレーションに基づく火災被害推定手法の開発を行う。

(イ) 令和4年度の主な研究開発成果

本研究は、3つのサブテーマから構成される。

サブテーマ1「市街地火災の延焼阻止に必要な消防水利の評価手法に関する研究」では、放水量デー

タの傾向を把握するため、放水量、放水筒先数、焼損床面積の関係を調査・分析し、放水量が火面周長に近い係数と考えられる焼損床面積の平方根と相関があることが分かった(第6-2図)。

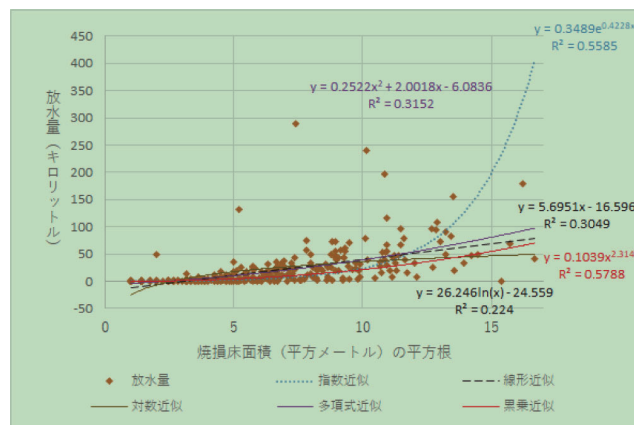
サブテーマ2「消防力、消防水利の要素を考慮した市街地火災延焼シミュレーションソフトウェアの開発」では、消防力、消防水利の要素に加えて、消防本部管轄内における環境の変化にも対応可能な手法を開発するため、市街地の建物分布の時間的な変化を延焼経路データの変化として記録管理する仕組みについて検討するとともに、ツールの開発を行った。このツールとストレージの履歴管理バックアップ機能を組み合わせることにより、建物分布の地域の時間的な変化に対応することが可能となった。

サブテーマ3「市街地火災延焼シミュレーションソフトウェアの改良」では、既開発の市街地火災延焼シミュレーションの機能向上を目的として、1つの建物に出火点を設定して行うシミュレーションを、全ての建物に対して繰り返す「全棟1回出火シミュレーション」を行った際の出力項目に、各建物が全焼に至った時点での火面周長を追加した。

また、ネットワーク対応型市街地火災延焼シミュレーションシステムの試験公開に備え、アクセス権限の管理機能及びインターフェースの構築を行った。

その他、消防本部等8機関の依頼に対してシミュレーションソフトウェアや延焼経路データを新たに提供した(令和5年3月現在、合計112機関へ提供済み)。

第6-2図 焼損床面積の平方根と放水量の関係



ウ 火災旋風の発生予測

(ア) 背景・目的

市街地で同時多発火災が発生すると猛烈な風を伴う火災旋風が発生して被害を格段に大きくする可能

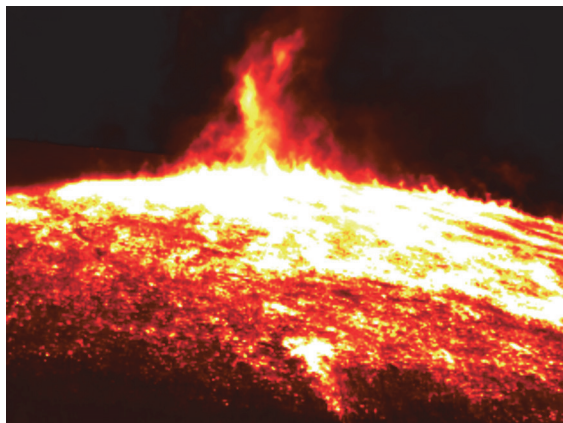
性がある。一旦火災旋風が発生してしまうと被害を防ぐことは極めて難しい。しかし、同時多発火災発生時に消防力が不足して全火災を消せない場合でも、死傷者を出すほどの強風を伴う火災旋風が今後どの火災で発生する可能性があるかを特定できれば、その火災が小さいうちに優先的に消すことでこのような火災旋風の発生が防げる。本研究の目的は、火災の規模がどれくらい大きくなれば死傷者を出すほどの強風を伴う火災旋風が発生し、その強風域がどれくらいの範囲に及ぶかということを予測するモデルを開発することである。

(イ) 令和4年度の主な研究開発成果

過去に発生事例の多い「火災域風下に発生する火災を含まないタイプの火災旋風」について、実験室規模の限られた条件下ではあるが、火災旋風の最大風速、直径及び発生時の横風風速を予測可能なモデルの第一弾を開発した。

モデルを実規模の火災旋風向けに拡張するためには、自然界で発生する実際の火災旋風の性質と発生時の状況を知る必要がある。そのため、野焼きや山焼きの機会を利用して実規模火災旋風の観測を行っている。山焼き観測時に撮影した可視・赤外画像から、線状の延焼領域（火線）の上に白煙状の大規模な旋回気流が発生し、その中で複数の火災旋風が発生していたことが明らかになった。火災旋風の赤外画像の一例を第6-3図に示す。解析の結果、これらの火災旋風は、火災旋風を包み込む大規模旋回気流によって引き起こされた可能性があることが明らかになった。火災旋風発生時の気象状況、火線の形・サイズ、火線強度、火災旋風のサイズ・旋回速度・移動速度・継続時間なども明らかにした。

第6-3図 山焼き観測時に大規模旋回気流内で発生した火災旋風の赤外画像



(3) 火災原因調査と火災避難の高度化に関する研究開発

ア 火災原因調査の高度化に関する研究

(ア) 背景・目的

火災を減らすためには、火災原因を明らかにし適切な予防対策を講じることが必要である。信頼性の高い原因判定には、現場残さ物が何であるかの分析手法と同定手法、噴出した油類のミスト爆発の性状などの専門性の高い分野での現場で使える情報やデータを提示する必要がある。このため、現場残さ物の物質同定手法を開発することや引火性液体に着目し着火と爆発に関する現象を明らかにすることを目的とした研究を行っている。

(イ) 令和4年度の主な研究開発成果

a 現場残さ物の同定に関する研究

加熱した綿とポリエステルの混紡布を試料とし、分光色彩計で色を数値化した結果と熱分解ガスクロマトグラフィ（GC）の分析結果とを比較することで、GCで綿由来のピークが不明確となりポリエステルと誤判断する可能性が高くなる試料の色を数値化できた。

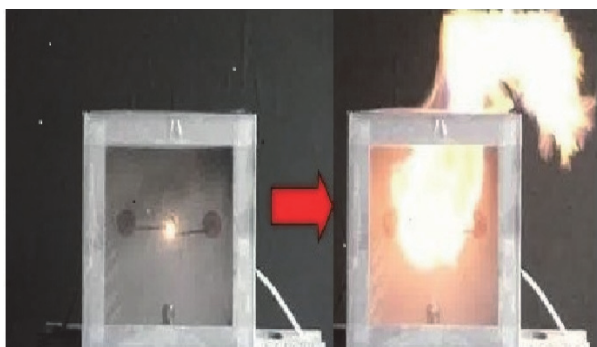
通電中の電線に対しアルコールランプで被覆を加熱したり、より線の一部を断線させ発熱させたり、スパークを発生させたりして作製した溶融痕を、SPring-8（大型放射光施設）で白色 X 線 CT による測定を行った。アルコールランプ加熱の溶融痕は細長い空洞を、一部断線発熱の溶融痕は中心部に大きな空洞を、スパークによる溶融痕は小さな空洞や空洞なしをそれぞれ確認でき違いを把握できた。

b 引火性液体の燃焼性状に関する研究

液体の衝突帯電計測装置に、異種液体の混合を防ぐ配管経路を追加して噴射圧力を高める改良を施し、水道水を用い衝突帯電の計測を開始した。その結果の一例として、ノズル径 1.5mm、噴出速度約 5 m/s、衝突板の非接地の条件で、約 $1.4 \times 10^{-11} \text{C/g}$ の帯電が記録できた。

引火性液体のミスト爆発の観察を目的に、密閉容器内においてミストの生成と電気火花による着火が可能な実験装置を製作した。内容積 8 リットルの密閉容器において、底面から上方に向けてデカンのミストを放出し、容器中央付近の電気火花で着火したところ、火炎の外部噴出が観察できた（第6-4図）。

第6-4図 ミスト爆発の様子



イ 高層建築物の順次避難における避難順序算定方法

(ア) 背景・目的

消防法に基づき、防火管理者は消防計画の提出と避難訓練の実施が義務付けられている。一般的には、設計時の避難計画では各階から流入する避難者による階段室内での合流と混雑は考慮されていない。避難時間の長期化、逃げ遅れ等を防ぐためには、階段室内の混雑緩和とリスクの高い階からの優先的避難を目的とした順次避難を行う必要がある。本研究は順次避難における具体的な避難方法を明らかにすることを目的とする。

(イ) 令和4年度の主な研究開発成果

高層建築物において避難経路となる階段降下状況を観測した実験の結果について分析を進めた。実際の高層建築物における被験者の階段降下状況を記録した映像を用いて、階段降下時の歩行データとして歩行座標を抽出し、階段降下時の歩行状況を分析した。加えて、避難階段において異なる階からの群集同士による合流状況を観測する歩行実験について検討した。

(4) 消防職員の消火活動時における殉職・受傷事故を防止するための研究開発

ア 放水や建物構造を考慮した火災シミュレーション技術

(ア) 背景・目的

建物の構造や用途の多様化による火災現象の複雑化に対応するための現場経験が消防隊員には必要だが、出火件数の減少とともに消火活動を経験する場面が少なくなっている。

そこで、現場経験を補い消防隊員の消火活動時における状況認識能力と予測能力の向上を目的として、実験及びシミュレーションを通して消火活動を検証する技術を研究開発する。この検証技術によ

り、どのような消火活動が最適であったかを消火条件を変えることにより消火活動後に確認することができる。

(イ) 令和4年度の主な研究開発成果

a 受傷・殉職事故の実態調査と分析

都道府県庁所在地を管轄する47消防本部を対象に、平成2年(1990年)1月1日から令和元年12月31日までの30年間に発生した火災出動に伴う消防隊員の受傷・殉職事故に関する統計調査を行い、情報が得られた1,170人について発生傾向を把握した。

b 火災シミュレーションを用いた消火活動検証技術の研究開発

X線CT装置を用いてガンタイプノズルの内部構造を観察し、放水の水流との関係性について分析した。ストレート放水については、放水角度の違いによる床面への水の累積質量や水平及び垂直方向の射程距離に関する放水シミュレーション結果を評価した。また、噴霧放水については、放水シミュレーションによって水流の特性を定性的に再現できた。

c 消火実験による消火活動時の危険回避に資する技術

ガンタイプノズルの放水流量、放水方法(ストレートや噴霧)及びノズルの角度を変え、水流の様子を観察した。また、地面に並べた採水ますに放水で落ちた水の重量を測定し、散水分布を調べた。ハイスピードビデオカメラを使用して、ガンタイプノズルから放水される水粒子を撮影し、画像処理することによって水粒子の粒径及び流速を求めた。

イ 火災状況に応じた消防隊の放水方法

(ア) 背景・目的

消防活動の放水技能には教育訓練の内容や消火活動経験が影響すると考えられる。火災件数は全国的に減少傾向であり、このことは活動経験の減少につながるため、それを補う教育訓練の内容は重要なものとなる。消防職員に火災状況に応じた放水方法に関する情報及び放水による火災室の環境変化に関する情報を共有することは適切で安全な活動のために必要である。

そこで、本研究では火災状況に応じた適切な放水方法を明らかにするため、実験的な検証を行い整理

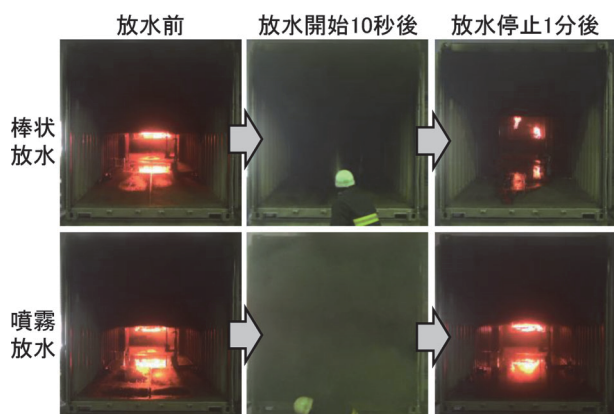
し、それらを教育資料として役立てることを目的とする。

(イ) 令和4年度の主な研究開発成果

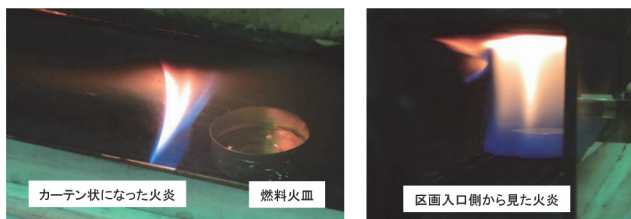
放水実験用実大燃焼区画（長さ約12 m）の入口から放水状態が可変の散水ノズル（放水量毎分150～200 L）を用いて木製パレット火災の消火実験を行った。棒状放水では直接散水できる部分の火炎を消火したが、噴霧放水では飛距離が短く放水が火源に届かず消火に至らなかった。放水開始するといずれも区画内の視界が悪化し、さらに噴霧放水では多量の黒煙が区画入口から噴き出す様子が見られた（第6-5図）。

展示実験用として製作した1リットルの牛乳パックと同じ大きさの簡易燃焼区画内で、n-ヘプタンのプール燃焼がカーテン状火炎に変化する現象が確認されたのでその発生条件について検討した（第6-6図）。

第6-5図 放水実験用実大燃焼区画での消火実験



第6-6図 簡易燃焼区画内のカーテン状火炎



ウ 火炎上空の気流計測のための無人機の飛行制御技術

(ア) 背景・目的

日本全国の消防機関でドローンの導入が増加してきており、多様な現場活動の支援に用いるためには機体の飛行安定性やシステムの信頼性の向上が必要である。最近では火災現場での偵察活動や消火支援活動としての運用も検討されはじめており、火炎上

空での飛行に関する知見の蓄積や安定した飛行制御技術の開発が特に必要である。

本研究では、火災現場上空を自律的に飛行し、現場上空の気流計測を行うための機体システムと、その飛行制御システムの研究開発を行う。火災現場上空の風況分布を知るための要素技術の開発を進めるとともに、火炎上空での飛行についての知見を蓄積していくことで、火災現場で運用する際の機体の安全性の向上や、安全な運用マニュアルの作成に役立てることを目的とする。

(イ) 令和4年度の主な研究開発成果

前年度までの成果を踏まえて、自動飛行制御機能（離着陸含む。）を実装した実験用機体システム（第6-7図）を試作し、機体に搭載する超音波風速計の接続方法や計測手法の実装についての検討を行った。

野焼き上空での飛行計測実験の実施予定地において、基本的な機体の飛行性能の確認や自動飛行制御の性能検証のための飛行実験を実施した。

第6-7図 野焼き上空での飛行計測実験の実施予定地での飛行実験の様子



(5) 危険物施設における火災等事故・地震災害を抑制するための研究

ア 石油タンクの地震被害予測高精度化のための研究

(ア) 背景・目的

危険物施設における地震災害を抑制する上で、石油類の貯蔵・取扱量が多く、危険性が他の施設よりも大きな大型石油タンクの地震時の被害予測を高い精度で行うことは重要である。石油タンクの地震被害を高精度に予測する上での課題には、入力地震動

の予測精度向上と、石油タンクの地震動応答評価精度向上の2つがあるが、本研究では、入力地震動、とりわけ石油タンクに液面揺動（スロッシング）を生じさせる周期数秒から十数秒の長周期地震動の予測の高精度化に取り組む。本研究では、石油コンビナート地域等大型石油タンクが立地する場所における長周期地震動の予測の高精度化を目的として、①石油タンクサイトに対する経験的長周期地震動予測式（全体的な地震動レベルの予測に関わる部分）の改良版の考案、②石油タンクサイトにおける長周期地震動のピンポイント予測のための地震動増幅特性評価手法（局所的な地震動レベルの予測に関わる部分）の考案に取り組んでいる。

（イ）令和4年度の主な研究開発成果

令和4年度は、石油タンクサイトに対する経験的長周期地震動予測式の改良版の考案のため、令和3年度までに収集・整理した岩盤上で観測された長周期成分を含んでいる地震動の観測記録を用いて、長周期地震動の全国平均的な減衰特性（地震波の伝播に伴って振幅がどの程度減衰するかを周期別に見たもの）の分析を行った。

イ 化学物質等の製造・貯蔵工程における火災危険性の評価方法の研究

（ア）背景・目的

現代社会において、科学技術の発達及び社会環境の変化に伴って、膨大な種類の火災危険性を有する化学物質等が製造・使用されている。さらに、化学物質等の火災危険性は取扱い方法によって異なる。化学物質等を取り扱う施設等が、一旦、火災となると多大な人的被害、経済的損失及び環境破壊をもたらすことから、化学物質等の火災予防が特に重要である。

本研究では、化学物質等の製造・貯蔵中における火災危険性に焦点を当て、取扱い方法に即した火災危険性を評価するための方法を提言することを目的とする。本研究成果は火災に対する予防・被害軽減対策に役立てることができる。また、火災原因調査においても化学物質等が火災となる温度条件等を検討することにより火災原因を特定する手法として有効である。

（イ）令和4年度の主な研究開発成果

製造・貯蔵中に反応暴走及び自然発火を起こす化学物質等について、熱量計を用いて得られた発熱挙

動を基にかくはん下における反応暴走及び水分を考慮した自然発火による火災危険性に関する評価方法を開発した。

（6）地下タンクの健全性診断に係る研究開発

ア 背景・目的

ガソリンスタンド等で用いられている鋼製一重殻地下タンクで老朽化の進んだものに対しては、腐食防止のため、内面にガラス繊維強化プラスチックを施工する（ライニング）事例が増加しているが、ライニングは長期間使用により防食性を損なうおそれがあることから、その経年劣化の状況（健全性）を点検により確認することが危険物流出事故防止のために重要である。しかし、現状のライニングの点検方法は主に目視等における定性的なものであり、健全性を詳細に把握することができない。こうしたことから、長期間使用された鋼製一重殻地下タンクの内面ライニング鋼板の健全性の定量的診断手法の確立を目指して、ライニングと鋼板の劣化・腐食状態に関する各種非破壊計測により得た測定値と防食性の観点から見た劣化・腐食状態との関係を明らかにする研究開発に取り組んでいる。

イ 令和4年度の主な研究開発成果

鋼製一重殻地下タンクにおけるライニング鋼板サンプルを入手し、ライニングの長期使用に伴う特性の変化を詳しく調べた。その結果、石油燃料と長期間接したライニングでは、ライニング樹脂の深層部に油の成分が入り込んで樹脂が膨張する現象（膨潤）が生じていることが分かった。このことから、膨潤により高分子の網目が開いたものほど、水や腐食性イオンがライニング内部に入り込み、その結果、ライニングそのものの劣化や塗膜下の鋼板腐食が生じやすくなるというライニング鋼板の劣化（防食性の低下）が起こっていると考えられる。また、ライニングの膨潤の度合いは、ライニング内部を伝わる超音波の速さと相関があることがわかった。以上の結果から、ライニング内部を伝わる超音波の速さを計測することにより、膨潤に起因する防食性の低下状態を、非破壊で定量的に評価できる可能性が見いだされた。

(7) 消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発

ア 背景・目的

大規模倉庫等の施設で火災が発生した場合、現行の消防用設備等を用い適切に消火又は延焼阻止できるように消防訓練等が行われているが、倉庫等の特徴である高い火災荷重（単位面積当たりの可燃物の重量）や各物品の可燃性の違い等が要因で初期消火に失敗した場合、急速な延焼拡大により大量の濃煙熱気が発生する。また、倉庫の構造上、外壁開口部が少ないため、外部からの消火活動及び消防隊が内部進入できない等により消火活動は極めて困難となる。

本研究は、近年多発している消火活動困難性が極めて高い倉庫火災等に対し、安全で有効な消火手法及び消火戦術の検討を行うことを目的とする。

イ 令和4年度の主な研究開発成果

(ア) 倉庫内にある集積可燃物の燃焼性状の検討

令和3年度に実施した調査結果を基に、倉庫等にある代表的な可燃物を抽出（木材、段ボール、プラスチック等）し、また大規模物流倉庫等を模擬し設計・製作を行った倉庫模型と放射熱を調節することができるパネルヒーターとを用いて、可燃物の燃え方や、隣接可燃物等への延焼条件を実験的に調べ、延焼拡大に寄与する条件（火災からの放射熱の強さや、可燃物の表面温度等）の一部を明らかにした。その結果、倉庫等に置かれているパレットやダンボールが延焼拡大する条件は、熱流束（単位時間に単位面積を横切る熱量）が $20\text{kW}/\text{m}^2$ 以上あり、かつ可燃物の表面温度が 250°C に達する条件で急激な延焼拡大が発生することがわかった。

(イ) 冠泡消火の性能評価に関する検討

消火活動困難性の高い大規模倉庫火災等で適用可能性が高い、環境影響にも考慮したフッ素フリー泡消火薬剤を用いた冠泡消火の消火性能を検討することを目的として、実験用の低流量型高発泡器の設計・製作を行った（第6-8図）。次年度以降においてこの発泡器により、消火性能に大きく影響する泡性状（泡の膨張率及び泡が水溶液に戻る時間）を変化させることで、各泡性状に対する消火性能評価を行い、大規模倉庫火災等の冠泡消火に必要な諸性能を明らかにする。

第6-8図 低流量型高発泡器の設計・製作



(8) 救急搬送における感染症対応に関する研究開発

ア 背景・目的

救急隊員は、基本的に全ての傷病者に対して感染防止策を講じているが、常に感染リスクにさらされている。また、救急出場件数に関しては感染症拡大期や今後の高齢化に伴い増加する可能性があり、救急業務の効率化が求められる。

そこで、救急隊員の感染リスクをより下げられるために救急隊員が暴露されるウイルス量を低減する気流制御方法の研究及び変化する救急需要に応じて望ましい位置に救急隊の待機場所を変更することにより平均現場到着所要時間を短縮する手法の研究を行う。

イ 令和4年度の主な研究開発成果

救急隊員が暴露されるウイルス量を低減する研究では、研究に必要な気流情報を得るために寒冷地（ -20°C 前後）において救急車（第6-9図）内の気流計測を実施するとともに、ウイルスを除去するフィルター付き換気装置試作（第6-10図）を行った。

第6-9図 寒冷地での救急車内気流測定を実施した救急車



第 6-10 図 フィルター付き換気装置



平均現場到着所要時間を短縮する手法では、さいたま市消防局を対象とした救急隊の配置換えによる現場到着所要時間の短縮効果を明らかにするシミュレーション（シミュレーションでは時間を距離に置き換えて計算）を行い、その結果、既存の救急隊の配置と比較して配置換えすることにより平均現場到着所要時間が短縮されることを確認した。（詳細は「特集5 消防防災分野における DX の推進 2 消防防災分野における DX （2）AI を活用した救急隊運用最適化」参照）

2. 火災原因調査等及び災害・事故への対応

（1）火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査等

ア 火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査等の実施

消防研究センターでは、大規模あるいは特異な火災・危険物流出等の事故を中心に、全国各地においてその原因調査を実施している。また、消防本部に

対する技術支援として、消防本部から依頼を受け、原因究明のための鑑識*1、鑑定*2及び現地調査を実施している。

令和4年度から令和5年度（9月30日現在）までに実施した主な火災原因調査は第6-2表のとおりである。また、令和4年度に行った鑑識は86件、鑑定は48件、令和5年度（9月30日現在）に行った鑑識は36件、鑑定は29件である。

イ 火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査の高度化に向けた取組

消防研究センターでは、走査型電子顕微鏡、デジタルマイクロスコップ、X線CT撮影装置、ガスクロマトグラフ質量分析計、フーリエ変換型赤外分光光度計、X線回折装置等の調査用の分析機器をはじめとして、研究用の分析機器も含めて、観察する試料や状況に応じて使用する機器を選択し、火災や危険物流出等事故の原因調査を行っている。また、従来の研究や調査から得られた知見を取り入れ、更なる原因調査の高度化に向けた取組も行っている。

さらに、高度な分析機器を積載した機動鑑識車（第6-11図）を整備しており、火災や危険物流出等事故の現場において迅速に高度な調査活動を可能とするとともに、消防本部で実施する鑑識・鑑定の支援においても活用している。令和5年5月に開催されたG7広島サミットでは、高性能分析器を搭載した機動鑑識車と職員4人を現地統括警戒本部に派遣し、関連施設での事案発生時に速やかに原因調査業務に着手できるよう警戒活動を実施した。

第 6-2 表 火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査の現地調査実施事案一覧（令和4年度から令和5年度（9月30日現在）までの調査実施分）

No.	調査区分	出火日 (発災日)	場所	施設等 名称等	概要	現地 出向者数
1	依頼調査	R4.6.22	宮城県石巻市	建物火災	し尿処理施設の汚泥焼却炉で爆発が発生し、汚泥焼却炉、重量シャッター、窓ガラス1枚を破損したものの。	3人
2	依頼調査	R4.8.2	岡山県総社市	倉庫火災	マグネシウム等を保管している倉庫から出火し、収容物及び建物約150m ² を焼損したものの。	4人
3	依頼調査	R5.1.13	石川県輪島市	気象観測施設火災	気象観測所内の気球打ち上げ装置から出火し、打ち上げ装置他3.14m ² を焼損したものの。	3人
4	依頼調査	R5.3.13	福島県二本松市	工場火災	カセットボンベ製造工場で爆発・火災が発生し、重傷者3人を含む4人が負傷し、4,817m ² を焼損したものの。	5人

*1 鑑識：火災の原因判定のため具体的な事実関係を明らかにすること。

*2 鑑定：科学的手法により、必要な試験及び実験を行い、火災の原因判定のための資料を得ること。



（2）災害・事故への対応

消防研究センターでは、火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査に加え、災害・事故における消防活動において専門的知識が必要となった場合には、職員を現地に派遣し、必要に応じて助言を行う等の消防活動に対する技術的支援も行っている。また、消防防災の施策や研究開発の実施・推進にとって重要な災害・事故が発生した際にも、現地に職員を派遣し、被害調査や情報収集等を行っている。

災害・事故における消防活動に対する主な技術的支援としては、令和 5 年 1 月に千葉県袖ヶ浦市内のバイオマス発電所の木質ペレットサイロで発生した火災について、鎮火に向けた消防活動に関する技術的助言を行った。

研究開発に係る災害・事故の調査としては、令和 4 年 12 月に発生した三重県亀山市内のアルミニウムリサイクル工場で発生した火災について、現地において、火災原因調査の高度化に関する研究開発に必要な調査を行った。

3. 研究成果をより広く役立てるために

消防研究センターでは、研究開発によって得られた成果がより広く利活用されるように次の活動を行っている。

（1）一般公開

毎年 4 月の「科学技術週間」に合わせて消防研究センターを一般に公開し、実験施設等の公開、展示や実演を通じた研究開発等の紹介を行っている。令和 5 年度は、4 年ぶりに実際の施設を公開しての実開催とするとともにオンライン開催も行った。実開催では 20 項目を公開し、来場者数は約 440 人であった。また、オンライン開催は令和 4 年度と同じ 11 日間ではあったが動画数を 21 増やして 54 としたと

ころ、一般公開ページへのアクセス数は令和 4 年度の約 3,800 件を上回り約 4,300 件となった。

（2）全国消防技術者会議

消防に関わる全国の技術者が消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を発表するとともに、他の発表者や聴講者と討論を行う場として、昭和 28 年度（1953 年度）から「全国消防技術者会議」を毎年度開催している。70 回目となる令和 4 年度の会議は、感染拡大防止措置を講じたうえで 3 年ぶりの会場開催とし、特別講演及び「令和 4 年度消防防災科学技術賞」の受賞作品の発表を行った。11 月 16 日及び 17 日の 2 日間の来場者数は延べ 600 人を超え、当日の収録動画（21 件）を消防研究センターホームページで配信したところ令和 5 年 2 月～4 月の本ページへのアクセス数は約 2,000 件となった。

（3）消防防災研究講演会

消防研究センターの研究成果の発表及び消防関係者、消防防災分野の技術者・研究者等との意見交換のため、平成 9 年度（1997 年度）から「消防防災研究講演会」を毎年度開催している。令和 4 年度は全国消防技術者会議に合わせて会場開催とし、11 月 17 日に第 25 回消防防災研究講演会「自然災害に対する危険物施設の事故対策」を開催し、これまでの研究成果、得られた知見及び課題について議論した。

（4）調査技術会議

消防研究センターでは、消防本部が行った火災及び危険物流出等事故に関する調査事例や、最新の調査技術を互いに発表する「調査技術会議」を開催している。この会議は、調査技術や調査結果の行政反映方策に関する情報を共有して、消防本部の火災調査及び危険物流出等事故調査に関する実務能力を全国的に向上させることを目的としており、会議で発表された調査事例は、年度末に取りまとめて消防本部に配布し、情報共有を図っている。令和 4 年度は、東京、名古屋、仙台、札幌、大阪及び福岡の 6 都市で開催し、火災事例発表が 36 件、危険物流出等事故事例発表が 6 件行われた。

(5) 消防防災科学技術賞

消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、消防職団員や一般の方による消防防災機器等の開発・改良及び消防防災科学に関する論文並びに消防職員による原因調査事例報告のうち、特に優れたものを消防庁長官が表彰する制度を平成9年度（1997年度）から実施している。

令和4年度は67編の応募があり、選考委員会による選考の結果、27編の受賞作品（優秀賞24編、奨励賞3編）が決定され、11月16日に表彰式を実施するとともに、同日の全国消防技術者会議の中で受賞作品の発表が行われた。

(6) 施設見学

消防研究センターの実験施設や研究成果等の見学については、令和4年度は消防大学校入校者を中心に計385人を受け入れた。

(7) 消防防災等に関する研究開発等動画の配信

令和3年度から、一般公開及び全国消防技術者会議において配信した動画の多くについてイベント終了後に、消防研究センターホームページ（ライブラリー）における配信を開始している。令和5年4月には、消防研究センターの研究開発等18動画及び消防機関等の発表動画36動画を配信している。

競争的研究費における研究開発等

「消防防災科学技術研究推進制度」（競争的研究費）では、研究・開発の成果の社会実装化をより推進していくため、研究の熟度により3つのフェーズ（基礎研究、基盤・応用研究、社会実装研究）に分けて公募を行っている。

令和5年度は、学識経験者等からなる「消防防災科学技術研究推進評価会」の審議結果に基づき、政府方針や消防防災行政における重要施策等を踏まえ、新規課題については7件、令和4年度からの継続課題については3件を採択している（資料6-2、資料6-3）。本制度では、これまでに174件の研究・開発を終了しており、これにより消防防災分野に有用な多くの知見が得られるとともに、資機材等の社会実装や施策への反映などその成果が活用されてい

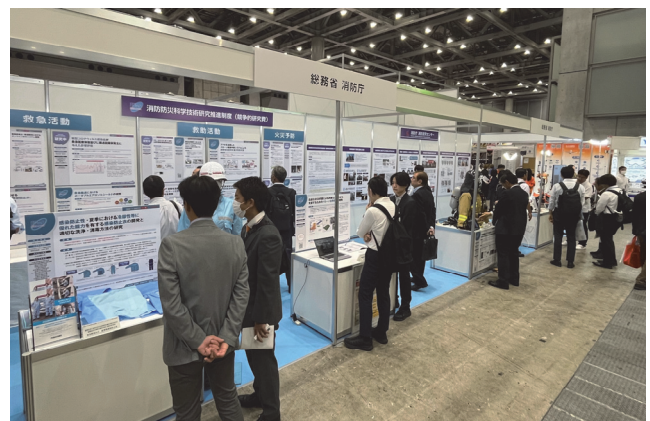
る。

消防機関の研究等

消防機関の研究部門等においては、消防防災の科学技術に関する研究開発として、主に、消防防災資機材等の開発・改良、消防隊員の安全対策に関する研究、救急及び救助の研究、火災性状に関する研究等、災害現場に密着した技術開発や応用研究を行うとともに、火災原因調査に係る原因究明のための研究（調査、分析、試験等）、危険物に関する研究が行われている。また、東京消防庁をはじめ、札幌市消防局、川崎市消防局、横浜市消防局、名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局及び北九州市消防局の9消防機関においては、毎年度「大都市消防防災研究機関連絡会議」を開催するなど、消防防災科学技術についての情報交換・意見交換等を行っている（資料6-4）。

消防防災科学技術の研究における今後の取組

消防防災分野における課題解決のため、消防機関のニーズ把握に取り組むとともに、特にフェーズが社会実装研究の研究・開発の成果の社会実装化を加速させるため、危機管理産業展（RISCON TOKYO）に参加する等により周知活動に取り組んでいる。



危機管理産業展 2023 (RISCON TOKYO) における
出展の様子

図表索引

第1章

第1節	第1-1-1図	火災の推移と傾向図	3
	第1-1-2図	火災覚知方法別出火件数	4
	第1-1-3図	火災による死傷者数の推移	5
	第1-1-4図	火災による経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）	6
	第1-1-5図	火災による年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）	7
	第1-1-6図	建物火災における焼損程度ごとの死者発生状況	7
	第1-1-7図	建物用途別の死者発生状況	8
	第1-1-8図	建物火災の死因別死者発生状況	8
	第1-1-9図	住宅火災の件数及び死者数の推移（放火自殺者等を除く。）	8
	第1-1-10図	住宅火災における年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）	9
	第1-1-11図	住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く。）	10
	第1-1-12図	住宅火災の着火物別死者数（放火自殺者等を除く。）	10
	第1-1-13図	時間帯別住宅火災の死者発生状況（放火自殺者等を除く。）	11
	第1-1-14図	住宅火災の死に至った経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）	11
	第1-1-15図	主な出火原因別の出火件数	12
	第1-1-16図	放火及び放火の疑いによる火災件数の推移	13
	第1-1-17図	建物火災の火元建物用途別の状況	13
	第1-1-18図	林野火災の月別出火件数	15
	第1-1-1表	防火対象物数	16
	第1-1-2表	平成24年以降に行われた消防庁長官による火災原因調査を踏まえて 消防法令の改正を行ったもの	21
	第1-1-19図	最近5年間の製品火災の調査結果の推移	21
第2節	第1-2-1図	危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移	25
	第1-2-2図	危険物施設における火災事故発生件数と被害状況	26
	第1-2-3図	危険物施設別火災事故発生件数	26
	第1-2-4図	出火原因物質別火災事故発生件数	26
	第1-2-5図	発生要因別火災事故発生件数	27
	第1-2-6図	着火原因別火災事故発生件数	27
	第1-2-7図	危険物施設における流出事故発生件数と被害状況	28
	第1-2-8図	危険物施設別流出事故発生件数	28
	第1-2-9図	流出物質別流出事故発生件数	28
	第1-2-10図	発生要因別流出事故発生件数	29
	第1-2-11図	危険物取扱者試験実施状況	30
	第1-2-1表	危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳	30
第3節	第1-3-1図	石油コンビナート事故発生件数の推移	33
	第1-3-2図	原因別の一般事故件数	34
	第1-3-3図	石油コンビナート等特別防災区域の指定状況	35
第4節	第1-4-1図	空中消火の実施状況	40
第5節	第1-5-1図	風水害による過去10年間の被害状況の推移	43
	第1-5-1表	令和4年中の主な風水害による被害状況等	43
	第1-5-2表	令和5年1月から10月までの主な風水害による被害状況等	44

第6節	第1-6-1表	最大震度別地震発生状況の推移（震度5弱以上）	46
	第1-6-2表	令和4年中の主な地震災害による被害状況等	47
	第1-6-3表	令和5年1月から10月までの主な地震災害による被害状況等	48
	第1-6-4表	大規模地震対策の概要	49
	第1-6-5表	防災拠点となる公共施設等の耐震率	50
	第1-6-1図	震度情報ネットワークシステムの概要	51
第7節	第1-7-1図	我が国の主な原子力施設立地地点	52
	第1-7-2図	避難指示区域の概念図（令和5年4月1日時点） （経済産業省ホームページから引用）	53
第8節	第1-8-1表	令和4年以降の主な火山活動	55
	第1-8-1図	トンネルに係る火災件数の推移	56
	第1-8-2図	消防活動阻害物質に係る事故件数	57
	第1-8-3図	消防活動阻害物質に係る火災事故の内訳	57
	第1-8-4図	消防活動阻害物質に係る漏えい事故の内訳	58
第2章			
第1節	第2-1-1図	消防職団員数の推移	63
	第2-1-2図	消防本部の設置方式の内訳	64
	第2-1-3図	Net119の流れ	65
	第2-1-4図	三者間同時通訳の流れ	65
	第2-1-5図	令和5年度消防庁予算の概要	67
第2節	第2-2-1図	消防本部数と常備化率	70
	第2-2-2図	消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置	72
第3節	第2-3-1表	消防職団員の出勤及び出向状況	74
	第2-3-1図	ハラスメント等通報制度・ハラスメント相談窓口のイメージ （単独消防本部の場合）	76
	第2-3-2図	女性消防吏員数・割合の推移	77
	第2-3-3図	男性消防職員の育児休業取得者及び育児休業取得率の推移	79
第5節	第2-5-1図	救急自動車による現場到着所要時間別出動件数の状況	84
	第2-5-2図	救急自動車による病院収容所要時間別搬送人員の状況	85
	第2-5-3図	救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移	85
	第2-5-4図	救急隊数の推移	86
	第2-5-5図	救急隊員数の推移	87
	第2-5-6図	救急救命士運用隊数の推移	87
	第2-5-7図	救急救命士数の推移	88
	第2-5-8図	救急出動件数・救急搬送人員の推移とその将来推移 （2000年～2030年）	92
	第2-5-9図	心原性かつ一般市民による目撃のあった症例の1ヵ月後の生存率及び 社会復帰率	92
	第2-5-10図	一般市民により除細動が実施された件数の推移	93
第6節	第2-6-1図	事故種別救助活動件数の状況	96
	第2-6-2図	事故種別救助人員の状況	96
第7節	第2-7-1図	消防防災ヘリコプターの配備状況	100
	第2-7-2図	消防防災ヘリコプターによる災害出動状況（過去5年間）	101
	第2-7-3図	消防防災ヘリコプターの運航時間の内訳（令和4年）	101

	第2-7-4 図	段階的審査のイメージ	103
	第2-7-5 図	段階的な訓練イメージ	103
第8節	第2-8-1 図	緊急消防援助隊の部隊編成	106
	第2-8-1 表	特別な任務を行う部隊	107
	第2-8-2 図	迅速な出動について	108
	第2-8-3 図	緊急消防援助隊の基本的な出動とアクションプラン	108
第9節	第2-9-1 表	地方公共団体における業務継続計画、受援計画の策定率	112
	第2-9-2 表	地方公共団体における相互応援協定等の締結状況	113
第10節	第2-10-1 図	火災・災害等即報の概要	116
	第2-10-2 図	消防防災通信ネットワークの概要	117
	第2-10-3 図	映像伝送システムの概要	118
	第2-10-4 図	ヘリコプター衛星通信システムの概要	119
	第2-10-5 図	地震被害想定システムの画面表示例	120
	第2-10-6 図	防災行政無線デジタル化の概要	121
第3章			
第1節	第3-1-1 図	国民の保護のための措置の仕組み	125
	第3-1-2 図	Jアラートの概要	126
	第3-1-3 図	安否情報の流れ（関係機関相関イメージ）	129
	第3-1-4 図	特殊標章	130
第2節	第3-2-1 図	弾道ミサイル落下時の行動について	133
第4章			
	第4-1 図	阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助の状況	139
	第4-2 図	自主防災組織の推移	140
第5章			
	第5-1 図	国際緊急援助の概要	145
	第5-2 図	救助チーム等の派遣（要請）までの流れ	145
第6章			
	第6-1 表	消防研究センターにおける研究開発課題	156
	第6-1 図	ドローン搭載レーザースキャナによる地形判読の結果	157
	第6-2 図	焼損床面積の平方根と放水量の関係	158
	第6-3 図	山焼き観測時に大規模旋回気流内で発生した火災旋風の赤外画像	159
	第6-4 図	ミスト爆発の様子	160
	第6-5 図	放水実験用実大燃焼区画での消火実験	161
	第6-6 図	簡易燃焼区画内のカーテン状火炎	161
	第6-7 図	野焼き上空での飛行計測実験の実施予定地での飛行実験の様子	161
	第6-8 図	低流量型高発泡器の設計・製作	163
	第6-9 図	寒冷地での救急車内気流測定を実施した救急車	163
	第6-10 図	フィルター付き換気装置	164
	第6-2 表	火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査の現地調査実施事案一覧 （令和4年度から令和5年度（9月30日現在）までの調査実施分）	164
	第6-11 図	機動鑑識車	165

資料

資料目次

資料Ⅰ	東日本大震災における都道府県別死者数等及び住家被害等（令和5年3月1日現在）	資1
資料Ⅱ	消防防災施設災害復旧費補助金対象施設	資2
資料Ⅲ	消防防災設備災害復旧費補助金対象設備	資2
資料Ⅳ	令和4年度及び令和5年度における法令の制定（消防庁所管分のうち主なもの）	資3
資料Ⅴ	非常備町村一覧（令和5年4月1日現在）	資3
資料Ⅵ	平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（令和5年4月1日現在）	資4
資料1-1-1	令和4年中の主な火災	資5
資料1-1-2	都道府県別火災損害状況	資6
資料1-1-3	月別火災損害状況	資9
資料1-1-4	出火原因別火災損害状況	資10
資料1-1-5	主な出火原因の推移（上位10位）	資11
資料1-1-6	昭和21年以降の火災損害状況	資12
資料1-1-7	昭和21年以降の大火記録	資14
資料1-1-8	昭和21年以降の火災損害比較	資15
資料1-1-9	火災の状況	資16
資料1-1-10	1日当たり及び1件当たりの火災の状況	資17
資料1-1-11	出火件数の構成比率	資17
資料1-1-12	四季別出火状況	資17
資料1-1-13	出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化	資17
資料1-1-14	都道府県別出火率	資18
資料1-1-15	初期消火における消防用設備等の使用状況	資19
資料1-1-16	都道府県別の火災による死者の状況	資19
資料1-1-17	月別の火災による死者発生状況	資20
資料1-1-18	月別の火災による死傷者発生状況	資20
資料1-1-19	時間帯別火災100件当たりの死者発生状況	資20
資料1-1-20	時間帯別の出火件数及び死者数	資21
資料1-1-21	火災による死因別死者発生状況の推移	資21
資料1-1-22	死亡に至った経過と年齢別の死者発生状況	資22
資料1-1-23	年齢別・性別放火自殺者等発生状況	資24
資料1-1-24	火災による年齢別・性別死者発生状況	資24
資料1-1-25	用途別の主な火災事例	資25
資料1-1-26	火災による死傷者の発生状況	資26
資料1-1-27	火災種別ごとの死者発生状況	資26
資料1-1-28	建物用途別及び階層別の死者の発生状況	資27
資料1-1-29	建物構造別・死因別死者発生状況	資27
資料1-1-30	時間帯別の住宅火災による死者発生状況（放火自殺者等を除く。）	資27
資料1-1-31	火災による損害額の推移	資28
資料1-1-32	主な出火原因別の火災による損害額	資28
資料1-1-33	失火等による出火件数	資29
資料1-1-34	主な着火物別出火件数	資29
資料1-1-35	たばこによる火災の損害状況	資29

資料 1-1-36	放火及び放火の疑いによる火災の損害状況	資 30
資料 1-1-37	放火及び放火の疑いによる時間帯別火災 1 件あたりの損害額	資 30
資料 1-1-38	放火及び放火の疑いによる火災の時間帯別出火件数及び損害額	資 30
資料 1-1-39	こんろによる火災の損害状況	資 31
資料 1-1-40	建物火災の火元建物用途別の損害状況	資 32
資料 1-1-41	建物火災の主な出火原因と経過	資 33
資料 1-1-42	建物火災の月別火災件数	資 33
資料 1-1-43	火元建物の構造別損害状況	資 33
資料 1-1-44	建物火災の損害額及び焼損床面積の段階別出火件数	資 34
資料 1-1-45	建物火災の放水開始時間別焼損状況	資 34
資料 1-1-46	建物火災の鎮火所要時間別 1 件当たり焼損状況等	資 34
資料 1-1-47	林野火災の状況	資 35
資料 1-1-48	林野火災の焼損面積別損害状況	資 35
資料 1-1-49	林野火災の主な出火原因と経過	資 35
資料 1-1-50	車両火災の状況	資 35
資料 1-1-51	車両火災の主な出火原因と経過	資 35
資料 1-1-52	船舶火災の状況	資 36
資料 1-1-53	航空機火災の状況	資 36
資料 1-1-54	住宅用火災警報器の都道府県別設置率及び条例適合率	資 36
資料 1-1-55	全国の防火管理実施状況	資 37
資料 1-1-56	全国の統括防火管理実施状況	資 38
資料 1-1-57	全国の防災管理等実施状況	資 39
資料 1-1-58	全国の統括防災管理実施状況	資 40
資料 1-1-59	立入検査実施状況	資 41
資料 1-1-60	命令の状況	資 41
資料 1-1-61	防火対象物に関する命令等(消防法第 5 条、第 5 条の 2 及び第 5 条の 3) の状況	資 42
資料 1-1-62	防火管理に関する命令等(消防法第 8 条及び第 8 条の 2)の状況	資 43
資料 1-1-63	消防用設備等に関する措置命令等(消防法第 17 条の 4)の状況	資 44
資料 1-1-64	重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果	資 45
資料 1-1-65	消防同意処理状況	資 45
資料 1-1-66	全国における特定防火対象物のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の 設置状況	資 46
資料 1-1-67	消防設備士の数	資 47
資料 1-1-68	防災防火対象物数及び防災物品の使用状況	資 47
資料 1-1-69	検定申請状況及び型式適合検定合格数	資 47
資料 1-1-70	特殊消防用設備等の認定件数	資 48
資料 1-1-71	世界各都市(地域)の火災状況	資 49
資料 1-2-1	危険物施設数の推移	資 50
資料 1-2-2	容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数(完成検査済証交付施設)	資 51
資料 1-2-3	危険物施設の規模別構成比	資 52
資料 1-2-4	危険物施設等に関する措置命令等の推移	資 52
資料 1-2-5	危険物施設の火災及び流出事故件数の推移(過去 20 年)	資 53
資料 1-2-6	危険物施設における火災発生原因の推移(過去 15 年)	資 54

資料 1-3-1	死傷者の発生した一般事故件数及び死傷者の推移	資 55
資料 1-3-2	事故種別ごとの一般事故件数の推移	資 55
資料 1-3-3	特定事業所種別ごとの一般事故発生件数	資 56
資料 1-3-4	特定事業所業態別の一般事故件数	資 56
資料 1-3-5	石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材等の整備状況	資 57
資料 1-3-6	レイアウト事業所の新設等の届出	資 59
資料 1-3-7	主な石油コンビナート災害	資 60
資料 1-5-1	昭和 23 年以降の主な風水害等 (死者及び行方不明者の合計が 100 人以上のもの)	資 61
資料 1-5-2	令和 4 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に発生した自然災害等による 都道府県別被害状況	資 62
資料 1-6-1	関東地震以降の主な地震災害	資 64
資料 1-6-2	過去 5 年間に発生した最大震度 6 弱以上を観測した地震による 都道府県別被害状況	資 65
資料 1-7-1	平成 7 年 (1995 年) 以降の原子力施設における主な事故	資 66
資料 1-8-1	消防活動阻害物質に係る届出施設の状況	資 66
資料 1-8-2	主要港湾における消防機関の出動状況	資 66
資料 2-1-1	市町村の消防組織の現況	資 67
資料 2-1-2	都道府県別市町村消防組織一覧	資 67
資料 2-1-3	消防機関数と消防職団員数の推移	資 68
資料 2-1-4	消防吏員の年齢層別構成	資 69
資料 2-1-5	消防車両等の保有数	資 70
資料 2-1-6	119 番通報件数 (通報内識別)	資 70
資料 2-1-7	119 番通報件数 (回線区分別)	資 70
資料 2-1-8	消防水利 (主な人工水利) の整備数	資 70
資料 2-1-9	普通会計歳出決算額と消防費決算額との比較並びに 1 世帯当たり及び 住民 1 人当たり消防費の推移	資 71
資料 2-1-10	消防費の性質別歳出決算額の推移	資 71
資料 2-1-11	消防費決算額の財源内訳	資 71
資料 2-1-12	国庫補助金による年度別消防防災施設整備状況	資 72
資料 2-1-13	国庫補助金による年度別消防防災設備整備状況	資 73
資料 2-1-14	令和 5 年度 消防庁予算の内訳	資 74
資料 2-3-1	消防職団員の公務による死傷者数	資 75
資料 2-3-2	消防職団員の公務による死者数の推移	資 75
資料 2-3-3	消防職団員の公務による負傷者数の推移	資 75
資料 2-3-4	消防本部における交替制勤務体制	資 76
資料 2-3-5	勤務体制別消防吏員数	資 76
資料 2-3-6	消防職員委員会の審議結果	資 76
資料 2-3-7	令和 3 年度に消防職員委員会において審議された意見の実現状況	資 77
資料 2-3-8	各年度の消防職員委員会開催状況	資 77
資料 2-3-9	各年度の消防職員委員会審議件数及び審議結果	資 77
資料 2-3-10	「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」 を踏まえた対応策	資 78
資料 2-3-11	消防関係表彰の種類、表彰時期等一覧	資 79

資料 2-3-12	叙勲	資 80
資料 2-3-13	褒章	資 80
資料 2-3-14	内閣総理大臣表彰	資 80
資料 2-3-15	総務大臣表彰	資 80
資料 2-3-16	消防庁長官の定例表彰	資 80
資料 2-3-17	消防庁長官の随時表彰	資 81
資料 2-3-18	消防関係の各分野における表彰	資 81
資料 2-4-1	教育訓練実施状況	資 82
資料 2-5-1	救急出動件数及び搬送人員の推移	資 83
資料 2-5-2	救急自動車による事故種別出動件数及び搬送人員	資 83
資料 2-5-3	救急自動車による都道府県別事故種別救急出動件数	資 84
資料 2-5-4	救急自動車による都道府県別事故種別救急搬送人員	資 85
資料 2-5-5	救急自動車による事故種別傷病程度別搬送人員の状況	資 86
資料 2-5-6	年齢区分別搬送人員構成比の推移	資 86
資料 2-5-7	救急自動車による年齢区分別事故種別搬送人員の状況	資 87
資料 2-5-8	救急隊員が行った応急処置等の状況	資 88
資料 2-5-9	救急業務実施市町村数の推移	資 88
資料 2-5-10	都道府県別救急業務実施状況	資 89
資料 2-5-11	都道府県別経営主体別救急病院及び診療所告示状況一覧表	資 90
資料 2-5-12	医療機関への受入照会回数 4 回以上の事案の推移	資 91
資料 2-5-13	現場滞在時間 30 分以上の事案の推移	資 91
資料 2-5-14	一般市民による応急手当の実施の有無	資 91
資料 2-5-15	熱中症による救急搬送状況の年別推移	資 92
資料 2-6-1	救助活動件数及び救助人員の推移	資 92
資料 2-6-2	都道府県別救助活動件数及び救助人員	資 93
資料 2-6-3	事故種別救助出動及び活動の状況	資 94
資料 2-6-4	救助隊等が保有する主な救助器具及び搭乗する車両	資 94
資料 2-6-5	主な車両及び資機材の配備状況（無償使用によるもの）	資 95
資料 2-7-1	消防防災ヘリコプターの災害出動件数の内訳（過去 5 年間）	資 96
資料 2-7-2	緊急消防援助隊が出動した災害に係る航空小隊の出動件数及び救助・ 救急搬送人員数（過去 5 年間）	資 97
資料 2-8-1	「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく 広域航空消防応援の出動実績（過去 20 年間）	資 98
資料 2-8-2	緊急消防援助隊登録状況	資 99
資料 2-8-3	緊急消防援助隊登録部隊の推移	資 100
資料 2-8-4	消防組織法第 50 条の無償使用制度による主な配備車両等	資 101
資料 2-8-5	緊急消防援助隊の出動実績	資 102
資料 2-8-6	緊急消防援助隊全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練の実施状況	資 107
資料 2-10-1	衛星通信ネットワーク地球局整備状況	資 108
資料 2-10-2	市町村防災行政無線通信施設整備状況	資 109
資料 2-10-3	過去 5 年間の防災行政無線等の整備率の推移等	資 110
資料 4-1	自主防災組織の都道府県別結成状況	資 111
資料 5-1	国際消防救助隊の連携訓練等の概要	資 112
資料 5-2	国際消防救助隊の派遣状況	資 113

資料 6-1	政府戦略等を踏まえた重点研究開発目標	資 114
資料 6-2	採択研究テーマの一覧	資 114
資料 6-3	応募件数、採択件数等の推移	資 115
資料 6-4	消防機関の研究部門等の概要	資 115

都道府県名	人的被害						住家被害					非住家被害		火災 件
	死者 人	行方不明 人	負傷者 人			全壊 棟	半壊 棟	一部破損 棟	床上浸水 棟	床下浸水 棟	公共建物 棟	その他 棟		
			重傷 人	軽傷 人	程度不明 人									
北海道	1		3		3		4	7	329	545	17	452	4	
青森	3	1	110	25	85	308	701	1,005				1,402	11	
岩手	5,145	1,110	213	4	50	159	19,508	6,571	19,066		6	529	4,178	33
宮城	10,570	1,215	4,148	502	3,618	28	83,005	155,130	224,202		7,796	9,948	16,848	137
秋田			11	4	7				5					1
山形	3		45	10	35			14	1,249			8	124	2
福島	3,935	224	183	20	163		15,469	83,323	141,057	1,061	351	1,010	36,882	38
茨城	66	1	714	34	680		2,637	25,054	190,498	33	610	1,763	22,643	31
栃木	4		133	7	126		261	2,118	74,173			718	9,706	
群馬	1		42	14	28			7	17,679					2
埼玉	1		104	10	94		24	199	16,511			95		12
千葉	22	2	268	31	237		807	10,313	57,505	61	455	12	827	18
東京	8		119	22	97		20	223	6,570			419	786	35
神奈川	6		137	17	120			41	459				13	6
新潟			3		3				17			4	5	
山梨			2		2				4			1	1	
長野			1		1									
静岡			3	1	2				13		5			
三重			1		1					2				
大阪			1		1							3		
徳島										2	9			
高知			1		1					2	8			
合計	19,765	2,553	6,242	701	5,354	187	122,039	283,698	750,020	1,490	9,785	14,527	93,867	330

- (備考) 1 被害状況には、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の余震による被害(別に被害状況のとりまとめを行っている令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震及び令和3年3月20日に発生した宮城県沖を震源とする地震による被害を除く。)を含むほか、平成23年3月11日以降に発生した余震域外の被害の区別が不可能な地震による被害を含む。
- 2 福島県の死者・行方不明者数については、他県の計上方法と異なるため、可能な範囲において重複計上や計上漏れを排除し、一部他県との整合を図り計上し直したもの。よって、消防庁と福島県の公表数に違いがある。
- 3 宮城県の非住家被害について、公共建物とその他の区分が整理できていない市町村の数値は、公共建物に計上している。

資料Ⅱ 消防防災施設災害復旧費補助金
対象施設

補助対象施設	
1	消防庁舎(訓練施設及び仮設の消防庁舎を含む。)
2	消防団拠点施設等整備事業(仮設の消防団拠点施設を含む。)
3	耐震性貯水槽
4	備蓄倉庫(仮設の備蓄倉庫を含む。)
5	防火水槽
6	林野火災用活動拠点広場
7	画像伝送システム(施設分)
8	消防救急無線施設
9	防災行政無線施設
10	消防指令センター整備事業
11	ヘリコプター離着陸場
12	その他の消防の用に供する施設

資料Ⅲ 消防防災設備災害復旧費補助金
対象設備

補助対象設備	
1	消防ポンプ自動車
2	水槽付消防ポンプ自動車
3	化学消防ポンプ自動車
4	救助工作車
5	救急自動車
6	はしご付消防ポンプ自動車
7	屈折はしご付消防ポンプ自動車
8	高発泡車
9	屈折放水塔車
10	大型高所放水車
11	泡原液搬送車
12	特殊災害対応自動車
13	支援車
14	海水利用型消防水利システム
15	自然水利活用遠距離送水システム
16	自然水利活用型小型動力ポンプ連結送水システム
17	小型動力ポンプ付水槽車
18	小型動力ポンプ付水槽車(林野火災対策用)
19	林野火災工作車
20	指揮車
21	電源車
22	給水車
23	起震車
24	震災工作車
25	消防艇
26	救助用資機材
27	高度救助用資機材
28	高度探査装置
29	テロ対策用特殊救助資機材
30	救急用資機材
31	震災初動対応資機材
32	林野火災対策用資機材
33	消防団設備総合整備事業
34	自主防災組織資機材等整備事業
35	消防救急無線設備
36	防災行政無線設備
37	全国瞬時警報システム(J-ALERT)
38	震度情報ネットワークシステム
39	ヘリコプターテレビ電送システム(地上設備)
40	その他の消防の用に供する設備

資料Ⅳ 令和4年度及び令和5年度における法令の制定（消防庁所管分のうち主なもの）

（令和5年10月31日現在）

法令名	公布年月日	施行年月日	要旨
石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第43号）	令和5年3月1日	令和5年3月2日	石油コンビナート等特別防災区域のうち、下松地区についてその指定を解除すること等の改正を行った。
災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第180号）	令和5年5月17日	令和5年9月1日	指定行政機関等の車両について、都道府県知事又は公安委員会が、災害発生時等以外にも、緊急通行車両であることの確認を行うことができることとする等の改正を行った。
石油コンビナート等災害防止法施行令（令和5年政令第194号）	令和5年5月31日	令和5年5月31日	現下の防災資機材の技術進歩にかんがみ、自衛防災組織に大型化学消防車、大型高所放水車等に代えて消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けることができることとする等の改正を行った。
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）	令和5年6月16日	令和5年6月16日	市町村長が、罹災証明書の交付に係る調査に必要な限度で、固定資産課税台帳等、保有する被災者の住家に関する情報を、利用目的以外に内部で利用することができることとする等の改正を行った。
石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第309号）	令和5年10月27日	令和5年10月28日	事業者が共同して広域的な共同防災組織を設置することができる区域のうち、第五地区について区域の縮小を行った。
石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第310号）	令和5年10月27日	令和5年10月28日	石油コンビナート等特別防災区域のうち、渥美地区についてその指定を解除するとともに、大阪北港地区について区域の縮小を行う等の改正を行った。

資料Ⅴ 非常備町村一覧（令和5年4月1日現在）

非常備町村名		非常備町村名	
東京都	○利島村	鹿児島県	○三島村
	○新島村		○十島村
	○神津島村	沖縄県	○伊江村
	○御蔵島村		○渡嘉敷村
	○青ヶ島村		○座間味村
	○小笠原村		○粟国村
和歌山県	太地町		○渡名喜村
徳島県	勝浦町		○南大東村
	上勝町		○北大東村
	佐那河内村		○伊平屋村
香川県	○直島町		○伊是名村
宮崎県	西米良村		○多良間村
	諸塚村	○与那国町	
	椎葉村	○竹富町	
	美郷町		

（備考）○は、島を示す（21町村）

資料VI 平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（令和5年4月1日現在）

○58ブロックが広域化し、その中で11町村が非常備を解消

広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等	広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等									
H21.4.1	1	北海道	富良野広域連合消防本部	広域連合	富良野地区消防組合消防本部 上川南消防事務組合消防本部	H26.4.1	31	大阪府	大東四條畷消防本部	一部事務組合	大東市消防本部 四條畷市消防本部									
	2	広島県	東広島市消防局	事務委託	東広島市消防局 竹原広域消防本部		32	奈良県	奈良県広域消防組合消防本部	一部事務組合	中和広域消防組合消防本部 西和消防組合消防本部 山辺広域行政事務組合消防本部 番芝・広陵消防組合消防本部 大和郡山市消防本部 桜井市消防本部									
	3	福岡県	久留米広域消防本部	一部事務組合	久留米市消防本部 福岡県南広域消防組合消防本部						五條市消防本部 宇陀広域消防組合消防本部									
H22.4.1	4	東京都	東京消防庁	事務委託	東京消防庁 東久留米市消防本部	葛城市消防本部 中吉野広域消防組合消防本部 吉野広域行政組合消防本部 野迫川村（非常備）														
H23.4.1	5	富山県	砺波地域消防組合消防本部	一部事務組合	砺波広域圏消防本部 小矢部市消防本部	33	佐賀県	伊万里・有田消防本部	一部事務組合	伊万里市消防本部 有田町消防本部										
	6	兵庫県	北はりま消防本部	一部事務組合	にしたか消防本部 加東市消防本部 加西市消防本部					熊本市消防局 高遊原南消防本部 富田林市消防本部 河南町消防本部										
H23.11.28	7	奈良県	五條市消防本部	事務委託	五條市消防本部 十津川村（非常備）	34	熊本県	熊本市消防局	事務委託	熊本市消防局 高遊原南消防本部 富田林市消防本部 河南町消防本部										
H23.12.1	8	山形県	山形市消防本部	事務委託	山形市消防本部 山辺町（非常備） 中山町（非常備）					H26.10.1	35	大阪府	富田林市消防本部	事務委託	福敷地方広域市町村圏事務組合消防本部 阿見町消防本部					
	H24.4.1	9	北海道	砂川地区広域消防組合消防本部	一部事務組合	上砂川町消防本部 砂川地区広域消防組合消防本部 米沢市消防本部	H27.4.1	36	茨城県						稲敷広域消防本部	一部事務組合	伊那消防組合消防本部 伊南行政組合消防本部			
10		山形県	置賜広域行政事務組合消防本部	一部事務組合	南陽市消防本部 高島町消防本部 川西町消防本部	37				長野県	上伊那広域消防本部	広域連合	豊中市消防本部 能勢町（非常備） 高千穂町（非常備） 五ヶ瀬町（非常備） 日之影町（非常備）							
11		茨城県	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	一部事務組合	ひたちなか市消防本部 東海村消防本部								38	大阪府			豊中市消防局	事務委託	大田原地区広域消防組合消防本部 黒磯那須消防組合消防本部 常広市消防本部 北十勝消防事務組合消防本部 西十勝消防組合消防本部 南十勝消防事務組合消防本部 東十勝消防事務組合消防本部 池北三町行政事務組合消防本部	
12		山口県	宇部・山陽小野田消防局	一部事務組合	宇部市消防本部 山陽小野田市消防本部														39	宮崎県
H24.10.1	13	滋賀県	東近江行政組合消防本部	一部事務組合	愛知郡広域行政組合消防本部 黒部市消防本部 入善町消防本部 朝日町消防本部		H27.10.1	40	栃木県						那須地区消防本部	一部事務組合				
	H25.3.30	14	富山県	新川地域消防本部	一部事務組合	青森地域広域消防事務組合消防本部 平内町（北部上北広域の構成町） 小田原市消防本部 足柄消防組合消防本部				41	北海道	とから広域消防局								
H25.3.31		15	青森県	青森地域広域事務組合消防本部	一部事務組合	魚津市消防本部 滑川市消防本部 上市町消防本部 舟橋村（非常備）	42	埼玉県	草加八潮消防局				一部事務組合	沼津市消防本部 田方消防本部 伊東市消防本部 清水町消防本部 東伊豆町消防本部 三島市消防本部						
		16	神奈川県	小田原市消防本部	事務委託	焼津市消防本部 藤枝市消防本部 久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部 所沢市消防本部								43	神奈川県	厚木市消防本部	事務委託	堀野市消防本部 長泉町消防本部 箕面市消防本部 豊能町消防本部 新宮市消防本部 北山村（非常備） 横須賀市消防局 三浦市消防本部		
H25.4.1		17	富山県	富山県東部消防組合消防本部	一部事務組合	焼津市消防本部 藤枝市消防本部 久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部 所沢市消防本部	H28.4.1	44	静岡県				静岡市消防局					事務委託	沼津市消防本部 田方消防本部 伊東市消防本部 清水町消防本部 東伊豆町消防本部 三島市消防本部	
	18	静岡県	志太広域事務組合志太消防本部	一部事務組合	焼津市消防本部 藤枝市消防本部 久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部 所沢市消防本部	45				静岡県	駿東伊豆消防本部	一部事務組合		沼津市消防本部 田方消防本部 伊東市消防本部 清水町消防本部 東伊豆町消防本部 三島市消防本部						
	H25.4.1	19	埼玉県	埼玉東部消防組合消防局	一部事務組合									焼津市消防本部 藤枝市消防本部 久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部 所沢市消防本部	46	静岡県	富士山南東消防本部		一部事務組合	沼津市消防本部 田方消防本部 伊東市消防本部 清水町消防本部 東伊豆町消防本部 三島市消防本部
		20	埼玉県	埼玉西部消防局	一部事務組合									焼津市消防本部 藤枝市消防本部 久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部 所沢市消防本部						47
21	静岡県	下田消防本部	一部事務組合	焼津市消防本部 藤枝市消防本部 久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部 所沢市消防本部	48		和歌山県	新宮市消防本部	事務委託				沼津市消防本部 田方消防本部 伊東市消防本部 清水町消防本部 東伊豆町消防本部 三島市消防本部							
H25.4.1	22	大阪府	泉州南消防組合泉州南広域消防本部	一部事務組合		焼津市消防本部 藤枝市消防本部 久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部 所沢市消防本部				H29.4.1	49	神奈川県	横須賀市消防局	事務委託	沼津市消防本部 田方消防本部 伊東市消防本部 清水町消防本部 東伊豆町消防本部 三島市消防本部					
	H25.4.1	23	兵庫県	西はりま消防本部	一部事務組合	焼津市消防本部 藤枝市消防本部 久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部 所沢市消防本部	50	石川県	白山野々市広域消防本部						一部事務組合	沼津市消防本部 田方消防本部 伊東市消防本部 清水町消防本部 東伊豆町消防本部 三島市消防本部				
		24	兵庫県	南但消防本部	一部事務組合	焼津市消防本部 藤枝市消防本部 久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部 所沢市消防本部										H30.4.1	51	岐阜県	岐阜市消防本部	事務委託
	25	佐賀県	佐賀広域消防局	広域連合	焼津市消防本部 藤枝市消防本部 久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部 所沢市消防本部	52	愛知県	尾三消防本部	一部事務組合						沼津市消防本部 田方消防本部 伊東市消防本部 清水町消防本部 東伊豆町消防本部 三島市消防本部					
26	鹿児島県	指宿南九州消防組合消防本部	一部事務組合	焼津市消防本部 藤枝市消防本部 久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部 所沢市消防本部	H31.4.1					53	宮城県	あぶくま消防本部	一部事務組合	沼津市消防本部 田方消防本部 伊東市消防本部 清水町消防本部 東伊豆町消防本部 三島市消防本部						
H25.7.1	27	青森県	弘前地区消防事務組合消防本部	一部事務組合		焼津市消防本部 藤枝市消防本部 久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部 所沢市消防本部	54	福岡県	久留米広域消防本部					一部事務組合	沼津市消防本部 田方消防本部 伊東市消防本部 清水町消防本部 東伊豆町消防本部 三島市消防本部					
	H26.4.1	28	北海道	滝川地区広域消防事務組合消防本部	一部事務組合	焼津市消防本部 藤枝市消防本部 久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部 所沢市消防本部				R3.4.1	55	富山県	高岡市消防本部		事務委託	沼津市消防本部 田方消防本部 伊東市消防本部 清水町消防本部 東伊豆町消防本部 三島市消防本部				
H26.4.1		29	北海道	旭川市消防本部	事務委託	焼津市消防本部 藤枝市消防本部 久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部 所沢市消防本部	R4.4.1	57	神奈川県					茅ヶ崎市消防本部		事務委託	沼津市消防本部 田方消防本部 伊東市消防本部 清水町消防本部 東伊豆町消防本部 三島市消防本部			
		30	北海道	大雷消防組合消防本部	一部事務組合	焼津市消防本部 藤枝市消防本部 久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部 所沢市消防本部											R5.4.1	58	埼玉県	上尾市消防本部

資料 1-1-1 令和4年中の主な火災

月	日	出火した市町村等	出火場所	死者	負傷者	建物焼損床面積 (㎡)	林野焼損面積 (a)	損害額 (千円)
1	1	石川県七尾市	一般住宅	3	2	958	0	125,955
1	3	東京都町田市	神社・寺院等	0	0	1,012	0	615,504
2	1	栃木県宇都宮市	事務所等	0	0	1,500	0	309,061
2	5	宮城県仙台市宮城野区	(その他火災)	0	0	0	0	300,000
2	7	福岡県嘉麻市	一般住宅	5	3	294	0	24,771
2	11	新潟県村上市	非特定複合用途	6	1	8,832	0	913,288
2	23	茨城県鹿嶋市	(船舶火災)	0	1	0	0	759,000
2	27	奈良県三郷町	一般住宅	4	0	147	0	4,663
2	28	東京都日野市	倉庫	0	0	82	0	424,655
3	4	東京都品川区	非特定複合用途	3	1	392	0	11,091
3	12	岡山県笠岡市	一般住宅	3	1	218	0	3,757
3	23	岩手県大船渡市	物品販売店舗等	0	0	1,357	0	384,136
3	26	岩手県八幡平市	事務所等	0	0	11,281	0	1,290,356
3	27	愛知県幸田町	非特定複合用途	0	1	3,155	0	164,776
3	27	愛知県豊田市	(車両火災)	3	0	0	0	0
3	29	沖縄県糸満市	工場・作業場	0	0	1,882	0	605,953
4	7	新潟県見附市	工場・作業場	0	1	2,919	0	396,040
4	9	宮崎県延岡市	工場・作業場	0	0	3,334	0	5,130,986
4	20	広島県世羅町	事務所等	0	3	1,879	0	477,760
4	22	大分県中津市	非特定複合用途	0	2	2,800	0	345,395
5	9	東京都東村山市	一般住宅	4	0	100	0	9,212
5	11	三重県いなべ市	社会福祉施設等	0	0	1,683	0	606,866
5	18	兵庫県姫路市	一般住宅	3	0	132	0	13,956
6	19	高知県高知市	倉庫	0	0	3,031	0	183,698
6	19	鳥取県境港市	工場・作業場	0	2	13,940	0	969,916
6	30	茨城県阿見町	倉庫	0	2	13,315	0	10,783,662
8	10	福岡県北九州市小倉北区	飲食店	0	0	3,324	0	154,247
8	13	静岡県静岡市葵区	飲食店	1	1	298	0	351,565
8	14	茨城県守谷市	倉庫	0	0	5,398	0	1,511,540
8	23	大阪府東大阪市	倉庫	0	0	1,314	0	915,064
9	6	岐阜県羽島市	工場・作業場	0	0	4,641	0	1,122,670
9	21	神奈川県横須賀市	(車両火災)	3	0	0	0	430
9	24	広島県広島市中区	工場・作業場	0	0	9,282	0	5,256,308
9	24	静岡県静岡市葵区	病院等	0	0	98	0	524,570
10	2	鹿児島県鹿児島市	一般住宅	3	1	191	0	12,344
10	27	秋田県秋田市	工場・作業場	0	0	22,272	0	1,577,207
10	30	神奈川県厚木市	一般住宅	3	0	561	0	99,221
11	10	神奈川県厚木市	(車両火災)	4	0	0	0	20,198
11	29	熊本県天草市	事務所等	0	14	235	0	2,058
12	6	長崎県長崎市	一般住宅	3	0	389	0	8,531
12	26	島根県大田市	工場・作業場	0	0	17,229	0	407,600
12	26	静岡県富士市	工場・作業場	0	1	405	0	424,187
12	27	東京都墨田区	工場・作業場	0	1	1,904	0	341,008

(注) 死者3人以上、負傷者10人以上、建物焼損床面積3,000㎡以上、林野焼損面積15,000 a 以上又は損害額3億円以上のものを掲げた。

資料 1-1-2 都道府県別火災損害状況

(令和4年中)

区分	出火件数							焼損棟数				
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや
北海道	1,639	986	24	256	2	0	371	1,294	321	112	351	510
青森	485	277	27	30	1	0	150	489	177	27	121	164
岩手	341	194	30	50	1	0	66	339	147	19	92	81
宮城	587	348	20	60	0	0	159	589	169	31	144	245
秋田	314	165	27	33	0	0	89	274	106	10	86	72
山形	284	176	17	30	0	0	61	256	82	26	71	77
福島	569	309	35	73	1	0	151	566	227	35	138	166
茨城	1,091	530	34	111	1	0	415	844	324	56	182	282
栃木	640	317	20	94	1	0	208	511	180	28	134	169
群馬	655	325	14	81	0	0	235	506	148	27	150	181
埼玉	1,701	1,039	7	168	0	0	487	1,596	311	68	413	804
千葉	1,833	940	59	138	2	0	694	1,379	332	64	319	664
東京	3,970	2,859	4	189	3	0	915	3,273	130	90	530	2,523
神奈川	1,895	1,175	9	173	3	0	535	1,465	163	44	318	940
新潟	516	353	8	64	1	0	90	538	140	25	139	234
富山	154	106	1	26	1	0	20	193	71	16	35	71
石川	232	140	12	29	1	0	50	198	42	10	60	86
福井	172	95	6	21	2	0	48	140	33	7	40	60
山梨	316	142	10	37	0	0	127	243	107	11	55	70
長野	735	352	21	57	0	0	305	518	185	31	143	159
岐阜	634	333	22	71	0	0	208	530	164	26	141	199
静岡	908	502	14	119	0	0	273	771	169	49	192	361
愛知	1,865	1,046	23	209	2	0	585	1,348	217	74	341	716
三重	617	286	24	61	0	0	246	417	107	14	125	171
滋賀	429	243	6	53	1	0	126	348	70	16	62	200
京都	530	343	13	48	1	0	125	493	115	21	114	243
大阪	1,844	1,272	9	166	4	0	393	1,592	132	75	437	948
兵庫	1,568	798	57	154	0	0	559	1,071	199	69	254	549
奈良	377	174	13	32	0	0	158	252	58	15	72	107
和歌山	352	181	6	28	1	0	136	262	71	20	50	121
鳥取	193	95	5	17	2	0	74	167	49	11	56	51
島根	292	113	37	13	3	0	126	214	73	6	53	82
岡山	722	327	83	64	1	0	247	496	143	36	166	151
広島	877	414	77	75	5	0	306	637	190	22	158	267
山口	603	249	33	45	5	0	271	379	120	21	111	127
徳島	232	114	20	18	2	0	78	164	54	2	42	66
香川	376	164	23	39	1	0	149	257	81	17	84	75
愛媛	474	255	25	28	8	0	158	381	105	17	113	146
高知	314	147	24	26	4	0	113	232	75	14	75	68
福岡	1,417	758	56	106	1	0	496	1,208	321	56	283	548
佐賀	330	122	23	31	1	0	153	191	61	13	68	49
長崎	507	206	35	33	5	0	228	343	132	12	77	122
熊本	698	300	70	58	4	1	265	521	173	22	128	198
大分	558	204	57	47	2	0	248	318	112	21	83	102
宮崎	468	220	34	44	1	0	169	362	116	24	115	107
鹿児島	599	277	33	47	2	0	240	401	139	9	92	161
沖縄	401	196	32	57	2	1	113	229	31	15	55	128
都道府県計	36,314	20,167	1,239	3,409	78	2	11,419	28,795	6,672	1,434	7,068	13,621
札幌市	387	282	1	51	0	0	53	325	24	21	87	193
仙台市	209	127	0	14	0	0	68	184	24	6	39	115
さいたま市	307	193	0	25	0	0	89	296	50	11	76	159
千葉市	250	162	1	12	0	0	75	222	36	4	64	118
特別区	2,897	2,131	0	119	3	0	644	2,419	57	61	390	1,911
横浜市	639	416	0	67	0	0	156	497	34	19	119	325
川崎市	345	242	0	15	0	0	88	277	9	5	51	212
相模原市	166	92	4	20	0	0	50	121	22	5	23	71
新潟市	146	102	0	18	0	0	26	161	32	10	35	84
静岡市	142	84	3	24	0	0	31	124	19	6	27	72
浜松市	180	109	6	22	0	0	43	188	42	14	59	73
名古屋市	508	335	2	54	1	0	116	369	16	13	102	238
京都市	193	147	2	15	0	0	29	205	28	4	50	123
大阪市	643	505	0	36	2	0	100	584	17	27	170	370
堺市	182	127	0	17	0	0	38	189	12	10	42	125
神戸市	416	248	5	39	0	0	124	319	33	27	76	183
岡山市	153	80	7	20	0	0	46	118	30	9	35	44
広島市	242	152	3	18	2	0	67	216	33	7	41	135
北九州市	247	139	8	17	1	0	82	272	83	16	73	100
福岡市	266	176	2	20	0	0	68	214	18	7	61	128
熊本市	191	114	4	19	1	0	53	158	26	7	28	97
21都市計	8,709	5,963	48	642	10	0	2,046	7,458	645	289	1,648	4,876

(注) 21都市計については都道府県計の内数。

資料 1-1-2 都道府県別火災損害状況 (つづき)

(令和4年中)

都道府県	焼 損 面 積			死 傷 者 数		り 災 世 帯 数				り災人員数
	建物床面積 (㎡)	建物表面積 (㎡)	林野(a)	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
北海道	57,416	5,499	2,279	81	239	756	173	61	522	1,413
青森	23,714	2,302	3,784	30	69	247	91	17	139	528
岩手	32,035	1,319	1,045	27	69	152	59	8	85	374
宮城	21,760	1,668	933	29	89	336	97	14	225	762
秋田	46,117	1,129	409	26	36	143	56	9	78	329
山形	14,422	1,156	452	20	71	157	47	15	95	354
福島	28,286	1,809	750	37	85	267	98	15	154	624
茨城	61,238	2,387	717	43	187	477	177	36	264	977
栃木	24,449	1,699	1,283	28	83	221	81	5	135	505
群馬	19,433	1,851	138	28	85	267	67	24	176	569
埼玉	39,085	5,825	102	69	266	1,114	214	73	827	2,431
千葉	38,062	4,727	579	64	297	889	238	50	601	1,917
東京	22,812	6,795	24	90	743	2,475	204	152	2,119	4,694
神奈川	20,175	3,283	294	50	296	1,159	156	59	944	2,347
新潟	34,507	1,109	77	35	117	308	89	12	207	768
富山	15,545	665	9	16	28	121	44	8	69	293
石川	7,004	1,052	43	17	34	126	32	6	88	297
福井	4,976	2,568	82	10	39	73	18	4	51	175
山梨	9,802	520	164	11	38	113	38	5	70	245
長野	24,027	2,140	1,143	32	125	294	82	20	192	685
岐阜	27,953	1,706	394	34	95	306	85	18	203	687
静岡	23,706	3,137	295	31	125	498	97	42	359	1,090
愛知	36,333	3,665	286	75	311	847	143	55	649	1,897
三重	14,575	2,044	193	19	70	219	53	10	156	457
滋賀	9,560	627	26	14	55	215	46	8	161	465
京都	15,355	2,495	72	24	107	386	80	11	295	767
大阪	23,197	5,572	77	53	389	1,453	192	104	1,157	2,759
兵庫	32,602	3,474	2,797	65	259	702	146	51	505	1,475
奈良	7,668	733	108	24	63	161	41	11	109	346
和歌山	10,518	441	21	10	56	162	37	10	115	323
鳥取	21,097	373	161	15	35	77	20	7	50	167
島根	28,710	542	469	11	38	99	30	3	66	236
岡山	17,970	950	1,318	26	110	256	72	18	166	605
広島	36,395	1,608	934	43	129	355	96	9	250	730
山口	14,911	978	297	17	70	240	71	16	153	504
徳島	5,850	284	574	8	28	92	29	2	61	172
香川	12,172	702	823	15	52	131	48	4	79	274
愛媛	14,329	1,353	2,474	26	72	261	68	17	176	535
高知	9,736	1,095	773	10	50	126	39	11	76	257
福岡	43,473	6,010	13,362	55	206	753	160	34	559	1,496
佐賀	11,776	937	614	6	45	114	33	12	69	274
長崎	17,398	636	151	31	53	242	72	9	161	502
熊本	23,806	1,641	12,796	29	112	316	98	12	206	730
大分	16,031	1,047	2,390	17	54	170	50	10	110	326
宮崎	24,319	2,636	3,836	16	66	202	63	10	129	421
鹿児島	14,577	1,031	259	22	59	207	77	7	123	388
沖縄	5,991	933	710	13	45	130	22	13	95	288
都道府県計	1,064,873	96,153	60,517	1,452	5,750	18,415	4,029	1,107	13,279	38,458
札幌市	3,956	1,547	0	25	59	256	19	19	218	462
仙台市	2,720	606	0	7	36	132	24	5	103	258
さいたま市	7,549	926	0	6	52	244	52	14	178	499
千葉市	3,832	1,092	0	7	45	155	36	10	109	303
特別区	12,063	4,449	0	55	536	1,785	138	97	1,550	3,357
横浜市	4,721	1,280	0	14	88	436	54	20	362	812
川崎市	1,854	567	0	5	64	235	30	9	196	490
相模原市	2,586	328	17	3	35	107	14	15	78	216
新潟市	4,172	176	0	5	30	97	18	6	73	245
静岡市	2,848	232	29	8	22	102	18	2	82	222
浜松市	4,061	1,829	46	5	26	115	26	6	83	245
名古屋市	3,711	688	33	17	123	299	25	20	254	568
京都市	3,046	626	7	4	45	152	19	7	126	288
大阪市	4,763	2,255	0	21	153	602	50	43	509	1,040
堺市	2,157	532	0	4	36	157	17	14	126	304
神戸市	7,212	941	90	15	81	248	48	20	180	476
岡山市	4,638	210	22	3	27	57	18	6	33	117
広島市	12,884	662	7	9	44	141	25	3	113	275
北九州市	11,532	2,856	2,016	12	50	165	31	10	124	311
福岡市	1,983	954	7	10	41	164	19	11	134	286
熊本市	3,438	133	13	8	38	117	22	7	88	258
21都市計	105,726	22,889	2,287	243	1,631	5,766	703	344	4,719	11,032

(注) 21都市計については都道府県計の内数。

資料1-1-2 都道府県別火災損害状況（つづき）

（令和4年中）（単位：千円）

区分	損害額									
	計	建 物			林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発
都道府県		小計	建物	収容物						
北海道	2,962,153	2,662,545	1,773,865	888,680	50	215,098	1,900	0	82,469	91
青森	1,016,779	938,555	766,246	172,309	18,694	19,143	9,245	0	30,225	917
岩手	2,373,793	2,323,105	1,884,960	438,145	8,631	29,095	490	0	12,452	20
宮城	1,890,884	1,332,723	1,097,209	235,514	4,281	34,705	0	0	493,391	25,784
秋田	2,501,829	2,453,475	1,642,317	811,158	1,918	33,806	0	0	12,380	250
山形	735,288	702,923	527,333	175,590	358	18,749	0	0	13,147	111
福島	1,281,010	1,170,044	830,550	339,494	2,409	89,302	1,500	0	16,032	1,723
茨城	15,593,742	14,684,241	8,190,194	6,494,047	216	105,205	759,250	0	41,252	3,578
栃木	1,900,361	1,820,441	1,346,805	473,636	3,300	54,198	0	0	22,174	248
群馬	1,317,376	1,233,035	985,963	247,072	678	59,313	0	0	24,283	67
埼玉	3,523,794	3,267,112	2,146,819	1,120,293	0	103,301	0	0	109,216	44,165
千葉	3,723,302	3,489,774	2,503,712	986,062	308	108,666	1,635	0	121,753	1,166
東京	5,484,466	5,351,011	3,367,864	1,983,147	340	84,339	34	0	44,199	4,543
神奈川	1,790,135	1,598,710	1,253,396	345,314	0	117,166	20,956	0	52,091	1,212
新潟	2,461,122	2,378,221	1,677,109	701,112	180	72,764	600	0	9,153	204
富山	860,810	829,010	558,580	270,430	935	13,996	343	0	16,526	0
石川	530,427	500,887	391,309	109,578	386	10,180	0	0	18,974	0
福井	298,517	282,659	227,515	55,144	537	7,446	51	0	7,824	0
山梨	696,194	657,838	530,686	127,152	0	20,364	0	0	17,457	535
長野	1,388,408	1,276,909	995,565	281,344	9,233	74,382	0	0	17,055	10,829
岐阜	2,722,372	2,649,836	1,224,066	1,425,770	3,041	43,800	0	0	25,695	0
静岡	3,539,916	3,311,410	2,291,480	1,019,930	781	143,075	0	0	84,630	20
愛知	3,384,575	3,019,441	2,218,338	801,103	243	227,442	155	0	133,273	4,021
三重	1,690,340	1,624,737	1,404,073	220,664	5,101	31,049	0	0	29,360	93
滋賀	710,239	649,680	473,586	176,094	95	45,614	80	0	13,926	844
京都	1,142,575	1,117,876	920,085	197,791	2	11,610	633	0	12,451	3
大阪	3,622,516	3,353,085	1,643,538	1,709,547	3	68,687	2,779	0	107,245	90,717
兵庫	2,744,891	2,500,930	1,664,673	836,257	7,199	91,634	95	0	144,896	137
奈良	671,068	630,273	488,099	142,174	62	30,053	0	0	10,508	172
和歌山	1,069,052	1,053,588	811,093	242,495	939	8,410	563	0	5,424	128
鳥取	1,232,585	1,219,585	638,335	581,250	0	2,592	170	0	10,238	0
島根	1,103,716	925,712	524,738	400,974	2,657	6,515	153,642	0	15,145	45
岡山	1,134,447	982,035	762,654	219,381	451	54,267	3,000	0	94,556	138
広島	7,183,048	7,033,840	4,782,148	2,251,692	1,040	52,200	6,811	0	89,143	14
山口	910,813	817,954	637,525	180,429	160	38,808	23,311	0	30,514	66
徳島	304,394	283,887	233,039	50,848	603	6,274	844	0	12,786	0
香川	702,879	669,041	496,554	172,487	293	21,871	3	0	11,662	9
愛媛	827,888	641,694	493,388	148,306	119,228	21,746	2,630	0	42,306	284
高知	590,892	549,439	344,458	204,981	11,195	10,587	11,737	0	7,934	0
福岡	2,854,406	2,625,394	1,637,986	987,408	411	69,452	1,410	0	132,006	25,733
佐賀	730,338	702,359	535,999	166,360	793	12,463	2,000	0	12,723	0
長崎	759,253	726,809	538,273	188,536	136	22,514	2,730	0	3,045	4,019
熊本	1,207,186	1,024,312	831,124	193,188	96,446	40,914	4,201	225	41,088	0
大分	840,670	763,513	434,744	328,769	37,288	26,137	1,395	0	11,725	612
宮崎	6,122,674	5,946,679	4,298,833	1,647,846	3,026	32,158	6,000	0	134,493	318
鹿児島	656,755	620,258	358,078	262,180	1,031	26,336	25	0	9,105	0
沖縄	952,836	931,562	577,876	353,686	0	8,123	1,800	3,500	7,835	16
都道府県計	101,742,714	95,328,147	63,962,780	31,365,367	344,678	2,425,549	1,022,018	3,725	2,395,765	222,832
札幌市	281,809	274,733	213,729	61,004	0	5,201	0	0	1,875	0
仙台市	606,365	268,476	197,400	71,076	0	7,517	0	0	330,344	28
さいたま市	531,221	486,608	321,019	165,589	0	20,487	0	0	24,123	3
千葉市	429,179	388,117	269,378	118,739	0	3,333	0	0	37,729	0
特別区	3,058,567	2,959,718	1,831,314	1,128,404	0	59,965	34	0	36,614	2,236
横浜市	446,612	412,110	354,422	57,688	0	21,643	0	0	12,859	0
川崎市	93,461	66,169	48,507	17,662	0	2,742	0	0	24,550	0
相模原市	142,221	137,509	104,962	32,547	0	3,746	0	0	966	0
新潟市	267,772	257,641	144,353	113,288	0	6,979	0	0	3,152	0
静岡市	1,182,336	1,141,424	1,028,516	112,908	14	27,875	0	0	13,023	0
浜松市	602,974	548,422	451,463	96,959	681	44,809	0	0	9,062	0
名古屋市	458,422	425,790	309,683	116,107	0	18,517	105	0	14,010	0
京都市	297,498	286,341	244,835	41,506	2	5,858	0	0	5,294	3
大阪市	506,718	436,558	226,561	209,997	0	6,749	47	0	8,787	54,577
堺市	154,570	147,280	122,353	24,927	0	4,564	0	0	2,726	0
神戸市	845,937	716,024	403,012	313,012	0	24,574	0	0	105,339	0
岡山市	267,966	211,952	153,594	58,358	0	11,249	0	0	44,765	0
広島市	5,615,923	5,599,167	3,818,334	1,780,833	1	8,704	5,236	0	2,813	2
北九州市	927,021	868,448	421,224	447,224	7	15,481	1,260	0	41,785	40
福岡市	152,655	136,593	80,784	55,809	0	9,624	0	0	6,356	82
熊本市	187,885	180,150	156,440	23,710	15	4,127	2,500	0	1,093	0
21都市計	17,057,112	15,949,230	10,901,883	5,047,347	720	313,744	9,182	0	727,265	56,971

（注）21都市計については都道府県計の内数。

資料 1-1-3 月別火災損害状況

(令和4年中)

区分 月	出火件数							焼損棟数				
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや
1月	3,611	2,135	102	258	10	0	1,106	3,130	798	166	792	1,374
2月	3,741	1,936	168	234	11	0	1,392	2,994	777	158	756	1,303
3月	4,107	1,950	250	285	2	1	1,619	2,935	782	150	730	1,273
4月	3,479	1,709	241	281	9	0	1,239	2,519	658	135	628	1,098
5月	3,145	1,566	156	309	4	0	1,110	2,235	522	111	591	1,011
6月	2,478	1,419	48	279	10	0	722	1,941	398	92	482	969
7月	2,341	1,368	33	288	9	0	643	1,837	335	113	450	939
8月	2,549	1,463	45	304	8	1	728	2,095	459	84	529	1,023
9月	2,191	1,351	15	276	3	0	546	1,739	324	80	382	953
10月	2,725	1,496	53	313	5	0	858	2,010	424	82	445	1,059
11月	2,709	1,590	63	299	2	0	755	2,232	474	92	515	1,151
12月	3,238	2,184	65	283	5	0	701	3,128	721	171	768	1,468
計	36,314	20,167	1,239	3,409	78	2	11,419	28,795	6,672	1,434	7,068	13,621

(令和4年中)

区分 月	焼損面積			死傷者数		り災世帯数				り災人員数
	建物床面積 (㎡)	建物表面積 (㎡)	林野(a)	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
1月	105,577	10,591	1,509	215	645	2,179	535	143	1,501	4,510
2月	115,694	11,850	22,643	203	608	2,212	545	146	1,521	4,531
3月	116,377	9,628	7,196	166	630	1,955	440	132	1,383	3,978
4月	94,408	8,831	19,374	107	513	1,550	338	115	1,097	3,233
5月	76,285	8,888	7,224	97	461	1,276	281	69	926	2,725
6月	92,038	5,372	219	68	417	1,183	221	77	885	2,529
7月	49,985	5,560	132	53	332	1,061	159	60	842	2,358
8月	72,085	6,569	988	72	382	1,233	257	60	916	2,595
9月	67,510	5,188	46	57	348	1,002	193	54	755	2,089
10月	80,760	6,090	208	103	400	1,261	224	68	969	2,592
11月	68,056	5,934	567	108	422	1,352	293	70	989	2,829
12月	126,098	11,652	411	203	592	2,151	543	113	1,495	4,489
計	1,064,873	96,153	60,517	1,452	5,750	18,415	4,029	1,107	13,279	38,458

(令和4年中)(単位:千円)

区分 月	損害額									
	計	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発
		小計	建物	収容物						
1月	7,464,291	6,952,198	5,441,628	1,510,570	2,051	150,046	27,250	0	327,937	4,809
2月	9,633,179	8,154,145	5,707,466	2,446,679	82,117	167,829	764,298	0	455,837	8,953
3月	9,464,497	8,826,556	6,761,253	2,065,303	62,699	230,401	4,516	3,500	265,439	71,386
4月	12,244,446	11,646,288	8,158,968	3,487,320	160,944	190,677	3,941	0	205,854	36,742
5月	5,409,693	4,980,789	3,740,124	1,240,665	31,682	143,158	1,360	0	252,291	413
6月	16,472,199	16,126,284	9,496,842	6,629,442	1,665	215,959	4,621	0	97,709	25,961
7月	3,735,208	3,297,539	2,278,649	1,018,890	149	223,722	24,645	0	187,289	1,864
8月	7,428,342	7,062,339	3,440,381	3,621,958	464	211,731	29,405	225	123,093	1,085
9月	10,979,445	10,666,197	6,834,189	3,832,008	65	208,493	2,000	0	98,647	4,043
10月	5,733,809	5,223,527	3,648,733	1,574,794	1,306	268,972	82,355	0	152,177	5,472
11月	4,728,014	4,360,399	3,106,213	1,254,186	677	248,772	1,001	0	114,451	2,714
12月	8,449,591	8,031,886	5,348,334	2,683,552	859	165,789	76,626	0	115,041	59,390
計	101,742,714	95,328,147	63,962,780	31,365,367	344,678	2,425,549	1,022,018	3,725	2,395,765	222,832

資料 1-1-4 出火原因別火災損害状況

(令和4年中)

出火原因	出 火 件 数							焼 損 面 積			焼損棟数	り災世帯数	損害額(千円)
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	建物床面積(m ²)	建物表面積(m ²)	林野(a)			
たばこ	3,209	1,844	47	135	0	0	1,183	45,348	6,405	4,649	2,379	2,197	4,020,065
たき火	3,105	410	452	34	1	0	2,208	26,237	1,985	6,498	720	155	760,696
ころ	2,771	2,713	2	15	1	0	40	37,949	4,723	17	3,128	2,501	2,902,672
放火	2,242	1,012	13	124	0	0	1,093	25,167	3,143	388	1,270	873	2,090,911
電気機器	1,960	1,499	1	282	5	0	173	27,580	2,992	2	1,708	1,002	3,652,025
火入れ	1,889	165	241	27	2	0	1,454	8,458	672	32,447	258	54	508,465
電灯電話等の配線	1,494	983	5	34	2	0	470	73,895	6,983	33	1,606	1,042	5,105,507
配線器具	1,470	1,290	0	76	3	0	101	45,445	3,733	117	1,715	1,238	3,293,262
放火の疑い	1,468	553	75	53	2	0	785	23,914	3,234	359	765	403	1,401,399
ストーブ	1,115	1,088	1	1	1	0	24	71,367	6,439	32	1,731	1,483	4,123,080
排気管	702	45	3	595	5	0	54	1,749	54	10	73	11	358,990
電気装置	643	445	0	107	4	0	87	15,048	799	10	531	129	1,625,165
マッチ・ライター	565	246	34	69	1	0	215	6,242	939	751	305	268	507,211
灯	407	390	0	2	0	0	15	16,289	1,829	0	588	599	1,414,696
交通機関内線	395	38	1	344	8	0	4	1,566	236	24	63	12	277,378
溶接機・切断機	370	204	3	19	8	0	136	25,011	1,172	62	282	39	1,814,615
火あそび	357	147	15	5	0	0	190	2,025	297	67	179	111	199,946
焼却炉	297	130	14	7	0	0	146	17,671	1,302	290	295	60	971,115
取灰	255	161	10	4	1	0	79	11,178	2,938	830	268	107	385,548
煙突・煙道	178	162	2	3	1	0	10	14,418	1,456	16	232	130	693,191
内燃機関	123	14	0	103	0	0	6	155	27	1	19	5	112,845
風呂かまど	121	119	0	0	0	0	2	11,893	1,634	10	240	135	448,979
炉	111	87	0	5	0	0	19	3,635	417	0	102	3	157,669
衝突の火花	87	0	0	81	0	0	6	0	3	0	1	1	76,748
かまど	63	50	0	0	0	0	13	3,901	227	5	75	19	106,506
ポイラー	58	43	0	0	0	0	15	926	85	0	49	23	128,395
こたつ	39	39	0	0	0	0	0	4,001	269	10	72	66	226,154
その他	6,754	3,771	182	802	13	0	1,986	175,948	14,454	6,738	4,717	2,080	20,786,512
不明・調査中	4,066	2,519	138	482	20	2	905	367,857	27,706	7,151	5,424	3,669	43,592,969
合計	36,314	20,167	1,239	3,409	78	2	11,419	1,064,873	96,153	60,517	28,795	18,415	101,742,714

資料 1-1-5 主な出火原因の推移（上位 10 位）

(各年中)

順位	平成29年			平成30年			令和元年		
	出火原因	出火件数	構成割合(%)	出火原因	出火件数	構成割合(%)	出火原因	出火件数	構成割合(%)
1	たばこ	3,712	9.4	たばこ	3,414	9.0	たばこ	3,581	9.5
2	放火	3,528	9.0	たき火	3,095	8.1	たき火	2,930	7.8
3	こんろ	3,032	7.7	こんろ	2,852	7.5	こんろ	2,918	7.7
4	たき火	2,857	7.3	放火	2,784	7.3	放火	2,757	7.3
5	放火の疑い	2,305	5.9	放火の疑い	1,977	5.2	放火の疑い	1,810	4.8
6	火入れ	1,772	4.5	火入れ	1,856	4.9	火入れ	1,758	4.7
7	電灯電話等の配線	1,453	3.7	電灯電話等の配線	1,642	4.3	電気機器	1,633	4.3
8	ストーブ	1,355	3.4	電気機器	1,405	3.7	電灯電話等の配線	1,576	4.2
9	電気器具	1,277	3.2	配線器具	1,297	3.4	配線器具	1,352	3.6
10	配線器具	1,221	3.1	ストーブ	1,197	3.2	ストーブ	1,144	3.0
	出火総件数	39,373		出火総件数	37,981		出火総件数	37,683	

順位	令和2年			令和3年			令和4年		
	出火原因	出火件数	構成割合(%)	出火原因	出火件数	構成割合(%)	出火原因	出火件数	構成割合(%)
1	たばこ	3,104	8.9	たばこ	3,042	8.6	たばこ	3,209	8.8
2	たき火	2,824	8.1	たき火	2,764	7.8	たき火	3,105	8.6
3	こんろ	2,792	8.0	こんろ	2,678	7.6	こんろ	2,771	7.6
4	放火	2,497	7.2	放火	2,333	6.6	放火	2,242	6.2
5	火入れ	1,684	4.9	電気機器	1,816	5.2	電気機器	1,960	5.4
6	電気機器	1,611	4.6	火入れ	1,640	4.7	火入れ	1,889	5.2
7	放火の疑い	1,555	4.5	放火の疑い	1,555	4.4	電灯電話等の配線	1,494	4.1
8	電灯電話等の配線	1,398	4.0	電灯電話等の配線	1,473	4.2	配線器具	1,470	4.0
9	配線器具	1,206	3.5	配線器具	1,354	3.8	放火の疑い	1,468	4.0
10	ストーブ	1,076	3.1	ストーブ	1,091	3.1	ストーブ	1,115	3.1
	出火総件数	34,691		出火総件数	35,222		出火総件数	36,314	

資料 1-1-6 昭和 21 年以降の火災損害状況

区分 年	出火件数							焼損棟数				焼損面積			死傷者数		
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	建物床面積(m ²)	建物表面積(m ²)	林野(a)	死者	負傷者
昭和21年(1946)	14,460	14,460	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,533,924	—	—	420	1,695
22	18,806	15,888	2,918	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,891,485	—	3,909,947	485	2,695
23	17,022	15,099	1,923	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,551,689	—	3,065,084	407	2,046
24	18,484	16,346	1,334	261	111	432	—	—	—	—	—	—	3,032,367	—	2,236,649	425	4,333
25(1950)	19,243	16,663	1,161	470	102	847	—	—	—	—	—	—	2,286,742	—	3,271,516	423	4,269
26	21,263	18,130	1,582	1,551			—	—	—	—	—	—	2,368,582	—	1,637,308	678	6,475
27	22,075	18,350	1,501	974	150	1,100	—	—	—	—	—	—	2,353,260	—	6,054,526	471	7,844
28	25,677	21,214	1,726	1,299	167	1,271	—	—	—	—	—	—	2,167,810	—	5,289,788	499	4,392
29	27,870	22,618	1,579	1,674	179	1,820	—	—	—	—	—	—	2,301,493	—	1,112,726	525	6,523
30(1955)	29,947	23,769	1,840	2,054	192	2,092	—	—	—	—	—	—	2,211,096	—	555,849	694	6,764
31	33,312	25,814	2,109	2,531	251	2,607	—	—	—	—	—	—	2,650,923	—	1,515,085	640	7,511
32	34,650	26,170	2,844	2,408	257	2,971	—	—	—	—	—	—	2,094,371	—	1,638,211	626	7,313
33	36,178	27,861	2,229	2,637	257	3,194	—	—	—	—	—	—	1,984,887	—	614,885	583	7,584
34	36,913	28,218	2,093	2,883	321	3,398	—	—	—	—	—	—	1,812,226	—	1,144,534	655	7,937
35(1960)	43,679	31,187	3,941	3,411	347	4,793	—	—	—	—	—	—	2,056,123	—	1,253,790	780	8,113
36	47,106	32,573	4,209	3,801	364	6,159	—	—	—	—	—	—	2,472,998	—	18,266,307	806	8,774
37	49,644	33,532	5,049	3,981	342	6,740	—	—	—	—	—	—	2,409,001	—	1,274,708	861	8,610
38	50,478	33,546	5,443	4,120	330	7,039	—	—	—	—	—	—	2,334,986	—	1,945,517	853	8,622
39	49,020	33,647	4,572	4,107	354	6,340	—	—	—	—	—	—	2,530,362	—	821,496	940	9,145
40(1965)	54,157	34,614	7,842	3,888	357	7,456	—	—	—	—	—	—	2,490,196	—	2,099,485	965	9,308
41	48,057	32,983	4,336	3,924	337	6,477	—	—	—	—	—	—	2,318,555	—	880,964	1,111	8,210
42	54,506	35,687	6,833	3,732	330	7,924	—	—	—	—	—	—	2,436,970	—	1,129,115	1,106	9,370
43	53,654	34,453	6,628	3,784	261	8,528	—	—	—	—	—	—	2,245,673	—	1,270,689	1,160	8,807
44	56,797	37,653	5,348	4,176	300	7	9,313	—	—	—	—	—	2,555,551	—	1,508,517	1,334	9,302
45(1970)	63,905	39,845	7,033	4,182	317	6	12,522	—	—	—	—	—	2,705,789	—	1,462,299	1,595	9,725
46	64,019	39,549	7,101	4,057	306	5	13,001	—	—	—	—	—	2,514,028	—	1,247,049	1,483	9,208
47	58,291	38,868	4,541	3,774	313	8	10,787	—	—	—	—	—	2,434,485	—	471,847	1,672	9,692
48	73,072	42,551	8,311	3,986	301	7	17,916	—	—	—	—	—	2,571,700	—	840,278	1,870	9,789
49	67,712	39,143	8,351	3,420	303	4	16,491	—	—	—	—	—	2,289,580	—	1,093,723	1,646	9,070
50(1975)	62,212	38,455	5,517	3,078	248	4	14,910	—	—	—	—	—	2,082,624	—	698,419	1,674	8,232
51	62,304	38,796	5,549	3,099	233	5	14,622	—	—	—	—	—	2,267,147	—	567,919	1,648	9,365
52	63,974	39,302	5,227	3,392	215	2	15,836	—	—	—	—	—	2,124,268	—	555,642	1,909	8,506
53	70,423	39,912	7,208	3,590	254	5	19,454	—	—	—	—	—	2,209,124	—	773,054	1,854	8,718
54	63,794	38,291	5,534	3,639	244	4	16,082	—	—	—	—	—	2,043,066	—	395,933	2,070	8,157
55(1980)	59,885	38,014	4,120	3,773	155	2	13,821	—	—	—	—	—	2,128,326	—	530,685	1,947	8,049
56	60,788	38,882	3,709	4,050	157	7	13,983	—	—	—	—	—	2,094,854	—	196,866	1,971	8,004
57	60,568	36,996	4,579	4,417	173	2	14,401	—	—	—	—	—	1,932,409	—	313,606	1,849	8,112
58	59,740	37,395	3,918	4,638	179	4	13,606	—	—	—	—	—	1,954,917	—	766,602	1,828	7,407
59	63,789	38,254	4,786	4,758	147	2	15,842	—	—	—	—	—	2,031,409	—	372,739	2,089	7,858
60(1985)	59,865	36,879	4,155	4,988	160	7	13,676	—	—	—	—	—	1,977,347	—	492,389	1,747	7,550
61	63,272	38,121	4,838	5,179	173	3	14,958	—	—	—	—	—	1,944,033	—	489,257	2,061	7,731
62	58,833	36,515	4,120	5,272	111	5	12,810	—	—	—	—	—	1,854,633	—	488,983	1,857	7,681
63	59,674	37,090	3,589	5,591	134	5	13,265	—	—	—	—	—	1,859,535	—	317,623	2,116	7,703
平成元年	55,763	35,186	2,894	5,744	138	4	11,797	—	—	—	—	—	1,734,055	—	211,699	1,747	7,292
2(1990)	56,505	34,768	2,858	6,173	148	4	12,554	—	—	—	—	—	1,674,064	—	133,325	1,828	7,097
3	54,879	34,263	2,535	6,207	123	3	11,748	—	—	—	—	—	1,656,447	—	273,890	1,817	6,948
4	54,762	33,532	2,262	6,281	139	1	12,547	—	—	—	—	—	1,691,124	—	322,311	1,882	6,896
5	56,700	33,608	3,191	6,498	121	2	13,280	—	—	—	—	—	1,668,483	—	236,016	1,841	6,895
6	63,015	34,315	4,534	6,765	136	3	17,262	—	—	—	—	—	1,795,118	—	277,582	1,898	7,007
7(1995)	62,913	34,539	4,072	6,971	125	2	17,204	—	—	—	—	—	2,574,330	181,210	201,614	2,356	7,279
8	64,066	34,756	4,339	7,164	143	4	17,660	—	—	—	—	—	1,709,376	177,323	241,990	1,978	8,044
9	61,889	34,519	3,766	7,434	124	5	16,041	—	—	—	—	—	1,818,807	165,664	312,373	2,095	7,618
10	54,514	32,519	1,913	7,459	133	3	12,487	—	—	—	—	—	1,553,153	159,613	80,820	2,062	7,309
11	58,526	33,330	2,661	7,860	143	3	14,529	—	—	—	—	—	1,612,347	172,561	100,875	2,122	7,576
12(2000)	62,454	34,028	2,805	8,303	128	4	17,186	—	—	—	—	—	1,594,049	172,355	145,451	2,034	8,281
13	63,591	34,130	3,007	8,454	126	5	17,869	—	—	—	—	—	1,598,642	170,945	177,288	2,195	8,244
14	63,651	34,171	3,343	7,785	113	4	18,235	—	—	—	—	—	1,649,751	196,454	263,353	2,235	8,786
15	56,333	32,534	1,810	7,366	136	3	14,844	—	—	—	—	—	1,571,921	168,235	72,565	2,248	8,605
16	60,387	33,325	2,592	7,077	132	10	17,251	—	—	—	—	—	1,574,582	158,292	156,779	2,004	8,641
17(2005)	57,460	33,049	2,215	6,630	124	6	15,436	—	—	—	—	—	1,502,781	155,299	111,585	2,195	8,850
18	53,276	31,506	1,576	6,243	102	1	13,848	—	—	—	—	—	1,386,092	143,185	82,925	2,067	8,541
19	54,582	31,248	2,157	5,798	123	6	15,250	—	—	—	—	—	1,387,149	152,984	71,714	2,005	8,490
20	52,394	30,053	1,891	5,358	101	3	14,988	—	—	—	—	—	1,317,231	148,018	83,916	1,969	7,998
21	51,139	28,372	2,084	5,326	109	4	15,244	—	—	—	—	—	1,224,884	123,176	106,400	1,877	7,654
22(2010)	46,620	27,137	1,392	5,042	85	3	12,961	—	—	—	—	—	1,187,415	134,345	75,549	1,738	7,305
23	50,006	26,795	2,093	5,129	90	4	15,895	—	—	—	—	—	1,395,112	126,480	207,093	1,766	7,286

資料 1-1-6 昭和 21 年以降の火災損害状況 (つづき)

り災世帯数				り災 人員数	損害額(千円)										
計	全損	半損	小損		計	小計	建物 建物	收容物	林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発	
23,954	21,193	2,761	—	—	3,333,057	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34,283	30,162	4,121	—	—	10,864,194	—	—	—	202,730	—	—	—	—	—	—
22,561	18,664	3,897	—	—	13,323,769	—	—	—	280,845	—	—	—	—	—	—
25,908	21,597	4,311	—	—	26,997,306	26,153,038	—	—	198,128	68,676	365,300	212,164	—	—	—
20,589	16,694	3,895	—	—	21,812,185	21,206,878	—	—	343,607	77,845	123,847	60,008	—	—	—
20,234	16,121	4,113	—	—	22,228,151	21,847,986	—	—	152,172	—	—	—	—	—	—
21,368	17,998	3,370	—	—	38,613,883	37,704,725	—	—	731,901	79,564	64,708	32,985	—	—	—
17,585	13,853	3,732	—	—	24,255,833	23,394,394	—	—	655,216	83,846	104,084	18,293	—	—	—
27,567	16,829	10,738	—	133,668	32,859,786	32,329,667	13,976,474	18,353,193	386,375	64,657	55,805	23,282	—	—	—
29,234	16,717	12,517	—	139,117	31,859,417	31,301,021	12,644,431	18,656,590	212,575	227,786	87,232	30,803	—	—	—
31,250	18,417	12,833	—	150,795	37,128,320	35,566,526	16,631,028	18,935,498	890,006	110,097	106,733	454,958	—	—	—
28,385	15,116	13,269	—	138,397	26,251,287	23,522,522	9,689,987	13,832,535	1,693,325	85,290	200,244	749,906	—	—	—
30,942	16,109	14,833	—	144,247	21,749,898	21,198,296	8,960,668	12,237,628	305,388	128,664	69,774	47,776	—	—	—
35,067	12,868	22,199	—	167,710	20,803,401	20,307,075	8,211,205	12,095,870	127,555	110,263	104,990	153,518	—	—	—
34,220	14,961	19,259	—	156,564	24,433,611	23,410,593	9,139,485	14,271,108	528,606	153,553	107,769	233,090	—	—	—
37,804	17,757	20,047	—	171,272	43,020,927	36,092,254	13,184,610	22,907,644	5,826,308	187,777	165,125	749,463	—	—	—
37,070	16,580	20,490	—	166,802	40,199,998	38,174,597	15,268,732	22,905,865	954,962	210,625	134,348	725,466	—	—	—
35,624	15,210	20,414	—	158,978	39,020,771	36,481,762	14,239,854	22,241,908	1,103,613	254,215	169,223	1,011,958	—	—	—
35,387	15,363	20,024	—	152,363	52,908,641	46,876,331	17,307,802	29,568,529	431,906	299,906	181,801	5,118,697	—	—	—
35,935	16,290	19,645	—	151,258	51,203,175	44,807,241	17,598,957	27,208,284	3,393,137	312,592	296,844	2,393,361	—	—	—
33,764	15,152	18,612	—	138,364	48,865,228	43,964,947	17,096,026	26,868,921	499,555	281,577	152,188	3,966,961	—	—	—
36,440	15,533	20,907	—	143,827	53,294,553	49,792,014	19,342,703	30,449,311	1,842,062	423,371	348,586	888,520	—	—	—
34,164	14,113	20,051	—	143,195	54,252,470	50,061,631	19,026,977	31,034,654	2,709,421	502,821	240,714	737,883	—	—	—
39,533	15,506	4,502	19,525	145,372	70,171,860	64,988,676	26,964,044	38,024,632	2,652,718	531,654	779,980	503,170	715,662	—	—
41,782	15,697	4,820	21,265	151,103	83,387,083	77,142,149	31,674,117	45,468,032	2,496,673	618,796	702,362	679,465	1,747,638	—	—
42,636	15,158	4,588	22,890	148,152	78,569,529	73,759,251	29,321,666	44,388,085	2,680,367	700,125	416,660	283,343	729,283	—	—
40,176	13,291	4,266	22,619	137,966	84,106,133	80,955,770	29,783,453	51,172,317	843,362	746,547	487,230	152,782	920,442	—	—
43,464	14,458	4,507	24,499	147,650	113,795,975	105,831,401	41,414,311	64,417,090	3,249,963	970,063	659,786	126,580	3,883,182	—	—
40,153	12,305	4,371	23,477	135,595	112,305,713	104,960,973	40,271,212	64,689,761	3,400,455	978,744	1,389,356	133,520	1,442,665	—	—
39,030	11,976	3,921	23,133	128,561	110,148,495	106,427,660	44,816,523	61,611,137	879,275	913,124	447,877	462,140	1,018,419	—	—
40,716	13,034	4,002	23,680	134,604	160,953,944	152,946,191	68,017,902	84,928,289	2,393,271	1,002,986	1,185,988	238,959	3,186,549	—	—
39,693	11,614	4,023	24,056	129,990	129,393,052	122,063,870	53,465,524	68,598,346	4,588,170	1,053,960	436,940	—	980,112	—	—
39,789	11,770	3,933	24,086	131,927	130,538,604	123,666,835	56,796,244	66,870,591	3,059,104	1,263,886	494,794	868,025	1,185,960	—	—
37,801	10,617	3,701	23,483	123,051	136,827,438	131,130,601	58,688,581	72,442,020	1,471,970	1,780,214	610,374	5,106	1,829,173	—	—
37,948	10,595	3,640	23,713	123,467	150,707,250	144,991,002	67,330,883	72,660,119	2,080,916	1,419,022	761,926	209	1,454,175	—	—
38,385	10,885	3,523	23,977	124,120	150,302,972	145,473,914	71,314,250	74,159,664	741,897	1,441,273	1,075,687	223,633	1,346,568	—	—
37,717	9,507	3,762	24,834	120,562	149,072,798	141,786,203	69,176,236	72,609,967	991,002	1,443,246	590,823	2,772,800	1,488,719	—	—
36,794	10,052	3,378	23,364	117,678	150,579,160	141,093,424	72,574,122	68,519,032	4,752,124	1,564,401	761,853	1,061,362	1,345,996	—	—
37,764	10,295	3,383	24,086	119,822	146,210,317	141,603,366	72,706,336	68,897,030	1,187,462	1,668,440	394,225	—	1,356,824	—	—
35,833	9,563	3,288	22,982	112,016	154,927,483	149,982,230	74,683,599	75,298,631	1,229,278	1,973,958	511,965	280,553	949,499	—	—
36,887	9,741	3,348	23,798	114,839	149,766,240	143,770,906	72,779,256	70,991,650	1,512,371	2,290,169	525,723	386,049	1,281,022	—	—
35,813	9,548	3,027	23,238	110,700	146,153,576	136,867,233	69,290,933	67,576,300	3,581,546	2,893,178	498,821	46,267	2,266,531	—	—
36,336	9,830	3,093	23,413	111,292	144,021,140	137,833,941	71,832,142	66,001,799	1,440,295	2,688,676	548,860	25,826	1,483,542	—	—
33,564	8,427	2,971	22,166	102,147	140,494,183	134,576,632	68,230,344	66,346,288	520,945	2,630,105	638,028	30,160	2,098,313	—	—
32,853	8,164	2,960	21,729	98,878	148,457,654	142,087,731	74,650,398	67,437,333	466,584	3,290,996	577,727	70,167	1,964,449	—	—
32,317	8,098	2,703	21,516	96,882	161,419,745	149,928,061	78,617,785	71,310,276	634,535	5,413,856	1,456,104	1,210,000	2,777,189	—	—
32,171	8,272	2,770	21,129	93,513	156,874,370	149,628,622	82,566,724	67,061,898	321,235	4,052,611	1,044,327	—	1,827,575	—	—
32,045	8,300	2,825	20,920	91,825	163,493,706	154,334,244	84,385,395	69,948,849	2,863,772	4,004,689	351,113	201,648	1,738,240	—	—
32,560	8,519	2,881	21,160	92,768	172,691,685	162,848,847	89,071,457	73,777,390	1,594,563	3,679,601	715,375	45,958	3,807,341	—	—
40,372	16,328	3,082	20,962	105,335	193,758,945	184,763,331	108,578,685	76,184,646	677,278	3,667,842	339,993	—	2,036,544	2,273,957	—
32,300	8,157	2,960	21,183	91,303	171,299,723	151,543,002	87,443,489	64,099,513	1,514,845	3,784,397	352,436	959,807	3,910,075	9,235,161	—
31,956	7,885	2,803	21,268	88,815	176,855,391	162,207,160	92,826,821	69,380,339	3,567,800	3,682,944	267,822	51,271	4,673,688	2,404,706	—
29,558	7,081	2,556	19,921	80,745	146,049,398	136,972,771	83,054,981	53,917,790	492,764	3,830,957	997,146	55,100	2,209,116	1,491,544	—
31,172	7,741	2,776	20,655	83,563	151,158,888	143,619,796	86,301,734	57,318,062	520,948	3,720,425	293,713	19,517	2,018,821	965,668	—
30,999	7,371	2,628	21,000	83,209	150,425,935	139,987,641	86,631,100	53,356,541	708,499	4,031,988	449,188	68,350	2,435,404	2,744,865	—
30,775	7,276	2,541	20,958	81,372	147,355,425	138,087,449	82,899,770	55,187,679	1,120,216	4,258,702	557,863	150,672	2,476,692	703,831	—
31,268	7,481	2,701	21,086	81,460	167,373,016	136,474,382	83,422,401	53,051,981	1,447,154	3,701,311	22,540,356	23,589	2,736,063	450,161	—
29,564	6,830	2,515	20,219	76,925	133,098,765	124,542,510	78,579,594	45,962,916	292,108	3,562,659	479,176	515,955	2,606,821	1,099,536	—
29,793	7,021	2,461	20,311	76,960	135,327,444	126,528,584	79,532,153	46,996,431	809,156	3,376,246	627,149	141,190	2,746,010	1,099,109	—
29,95															

資料1-1-7 昭和21年以降の大火記録

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損棟数	焼損面積 (㎡)	損害額 (千円)	出火原因	気象状況				
											天気	風向	平均風速 (m/s)	最大風速 (m/s)	相対湿度 (%)
1	新潟県松村町	昭和21年(1946年) 5月8日 18時30分	2	59	1,208	4,000	1,337	135,231	16,541	煙突の火の粉	晴	SE	8.0	15.0	50
2	福島県田島町	21年 5月20日 18時30分	—	31	455	2,412	515	44,781	56,990	マッチの火が油に引火	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
3	長野県飯田市	21年 7月15日 12時15分	—	4	185	850	198	33,500	20,000	台所の煙突の過熱	晴	SE	4.0	12.0	39
4	青森県五所川原町	21年 11月23日 19時40分	—	9	716	4,654	594	76,303	81,433	たばこの吸がら	曇後曇	NW	10.0	15.0	49
5	新潟県西津町	22年(1947年) 4月17日 15時40分	—	—	435	1,868	315	57,806	100,000	煙突の過熱	晴	SW	4.0	15.0	—
6	長野県飯田市	22年 4月20日 11時48分	—	—	4,010	17,771	3,742	481,985	1,500,000	煙突の火の粉	晴	W	5.5	13.0	33
7	茨城県那珂湊町	22年 4月29日 17時20分	—	6	1,210	6,080	1,508	80,451	150,000	煙突の火の粉	晴	NW	4.3	11.7	64
8	北海道三笠町	22年 5月16日 10時20分	2	4	977	5,081	488	40,260	1,060,891	煙突の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
9	宮城県宮崎町	22年 12月7日 5時10分	—	—	130	684	65	33,000	108,900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
10	北海道喜茂別村	23年(1948年) 5月11日 2時05分	1	2	317	969	180	35,805	300,000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
11	秋田県能代市	24年(1949年) 2月20日 0時30分	3	874	2,239	8,790	2,238	210,411	3,025,590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
12	北海道古平町	24年 5月10日 11時30分	2	52	521	—	721	103,274	1,119,050	ストーブの不始末	…	SW	15.0	30.0	30
13	山梨県谷村町	24年 5月13日 2時30分	—	17	339	1,566	334	80,222	558,420	モーターの過熱	薄曇	WSW	13.0	14.3	54
14	静岡県熱海市	25年(1950年) 4月13日 17時23分	—	3,277	979	5,808	1,461	141,900	5,467,169	たばこ	曇	SE	15.0	30.0	55
15	長野県上松町	25年 5月13日 23時50分	18	153	619	2,797	615	85,000	801,870	ストーブの残火の不始末	晴	NW	10.0	15.0	26
16	秋田県鹿角町	25年 6月1日 21時40分	—	242	705	3,400	599	61,727	899,563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
17	山形県湯沢町	26年(1951年) 4月24日 23時頃	—	225	513	1,583	376	45,124	1,517,492	不明	晴	W	13.0	15.0	66
18	三重県飯沼市	26年 12月16日 23時30分	—	195	874	3,565	1,155	52,315	2,180,000	たばこの吸がら	晴	WNW	7.1	12.0	48
19	鳥取県取市	27年(1952年) 4月17日 15時頃	3	3,963	5,714	20,451	7,240	449,295	19,324,390	機関車の飛火	薄曇	SSW	10.8	22.5	28
20	北海道岩内町	29年(1954年) 9月26日 20時20分	33	551	3,398	17,223	3,299	321,311	3,914,110	火鉢の残火	晴	SSE	21.7	33.0	82
21	秋田県大館市	30年(1955年) 5月3日 13時25分	1	20	264	1,226	345	38,211	710,572	不明	晴	ENE	13.0	13.0	39
22	新潟県新潟市	30年 10月1日 2時50分	1	275	1,193	5,901	892	214,447	6,987,069	漏電	晴	WSW	20.2	33.6	59
23	鹿児島県大瀬町	30年 12月3日 4時30分	—	—	1,452	5,845	1,361	65,997	1,512,050	たばこの吸がら	晴	N	5.4	8.0	52
24	秋田県能代市	31年(1956年) 3月20日 22時50分	—	19	1,263	6,087	1,475	178,933	2,016,380	セリんこんろ	晴	NNE	14.5	21.7	61
25	福井県芦原町	31年 4月23日 6時40分	1	349	348	1,653	737	72,498	5,088,259	こたつ	曇	SSE	14.8	25.0	50
26	秋田県大館市	31年 8月18日 23時45分	—	16	770	4,323	1,344	156,984	4,022,041	たばこ	曇	SE	8.7	12.2	87
27	富山県奥津市	31年 9月10日 19時45分	5	170	1,597	7,078	1,677	175,966	1,590,140	不明	晴	SSW	9.3	17.0	53
28	新潟県分水町	32年(1957年) 4月2日 18時00分	—	176	304	1,315	378	36,274	360,000	煙突	曇	SW	7.4	—	82
29	鹿児島県瀬戸内町	33年(1958年) 12月27日 23時30分	—	48	1,357	5,311	1,828	66,314	1,000,000	セリんこんろの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
30	岩手県新里村(三陸大火)	36年(1961年) 5月29日 13時39分	5	97	1,078	4,310	1,062	53,047	2,155,350	かまど	晴	WSW	30.0	—	—
31	青森県八戸市	36年 5月29日 23時40分	—	—	664	3,627	720	51,752	774,317	放火	晴	SW	14.2	—	60
32	北海道森町	36年 10月23日 23時30分	—	80	506	2,238	554	44,664	2,221,191	たばこ	晴	W	5.5	—	72
33	長崎県福江市	37年(1962年) 9月26日 2時10分	—	28	811	3,936	486	64,698	3,975,200	マッチ	晴	NNE	7.5	15.0	66
34	新潟県新潟市(昭和石油KK)	39年(1964年) 6月16日 18時00分	—	—	348	1,407	346	57,282	3,174,136	不明	晴	W	5.2	—	60
35	岐阜県各務原市(川崎航空KK工場火災)	39年 10月1日 1時50分	—	1	—	—	6	34,116	300,000	不明	晴	NE	1.0	—	96
36	東京都大島町	40年(1965年) 1月11日 23時10分	—	—	408	1,273	585	37,453	2,069,455	たばこ	晴	WSW	22.0	—	40
37	青森県三沢市	41年(1966年) 1月11日 14時15分	—	26	817	2,132	282	53,537	1,565,605	ガスこんろ	晴	W	22.0	25.0	53
38	秋田県大館市	43年(1968年) 10月12日 11時16分	—	1	248	917	281	37,790	1,203,268	たき火	曇	WSW	5.7	—	52
39	石川県加賀市	44年(1969年) 5月18日 13時10分	—	16	115	270	68	33,846	2,321,732	不明	曇	S	8.0	—	44
40	山形県酒田市	51年(1976年) 10月29日 17時40分	1	1,003	1,023	3,300	1,774	152,105	40,500,000	不明	晴	WSW	12.2	26.3	68
41	滋賀県甲西町(東洋ガラスKK倉庫火災)	55年(1980年) 1月12日 20時50分	—	—	—	—	2	47,871	2,199,457	不明	曇	E	0.0	—	83
42	兵庫県神戸市長田区	平成7年(1995年) 1月17日 5時47分	8	—	474	861	441	75,840	2,308,787	不明	曇	NW	5.0	—	54
43	兵庫県神戸市長田区	7年 1月17日 5時47分	60	—	685	539	750	57,459	872,253	不明	曇	NNE	1.0	—	70
44	兵庫県神戸市長田区	7年 1月17日 5時47分	73	—	765	805	996	89,099	1,279,608	不明	曇	NE	5.0	—	54
45	兵庫県神戸市長田区	7年 1月17日 5時50分	40	—	1,021	764	699	94,787	1,494,081	不明	曇	NE	5.0	—	54
46	兵庫県神戸市長田区	7年 1月17日 9時頃	48	—	1,453	3,326	1,130	142,945	2,700,061	不明	曇	NNE	1.0	—	70
47	兵庫県神戸市長田区	7年 1月17日 10時頃	5	—	434	908	404	72,295	2,284,388	不明	曇	NNE	4.0	—	58
48	栃木県黒磯市	15年(2003年) 9月8日 12時頃	—	—	—	—	1	39,581	4,393,703	不明	曇	S	3.0	—	81
49	岩手県山田町	23年(2011年) 3月11日 15時30分	—	—	268	686	270	35,910	2,810,487	不明	曇	SSW	1.0	—	38
50	岩手県山田町	23年 3月11日 15時30分	—	—	239	717	223	33,082	2,179,687	不明	曇	SSW	1.0	—	38
51	埼玉県三芳町(埼玉県二芳町倉庫火災)	29年(2017年) 2月16日 9時05分	—	2	—	—	1	43,981	10,736,707	排気管	曇	SSE	1.0	—	60
52	宮城県岩沼市(宮城県岩沼市倉庫火災)	令和2年(2020年) 4月30日 11時40分	—	—	—	—	1	43,836	5,593,285	不明・調査中	晴	SSE	4.0	—	45
53	大阪府大阪市此花区(大阪市此花区倉庫火災)	3年(2021年) 11月29日 8時35分	—	1	—	—	1	35,071	24,169,664	放火の疑い	晴	NNW	1.0	—	67

(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 大火とは、建物の焼損面積が3万3,000㎡(1万坪)以上の火災をいう。

資料 1-1-9 火災の状況

(各年中)

区 分	平成24年	令和3年 (A)	令和4年 (B)	増 減 (B)-(A) (C)	増減率 (C)/(A) × 100 (%)
出火件数(件)	44,189	35,222	36,314	1,092	3.1
建物火災	25,583	19,549	20,167	618	3.2
林野火災	1,178	1,227	1,239	12	1.0
車両火災	4,549	3,512	3,409	△ 103	△ 2.9
船舶火災	87	63	78	15	23.8
航空機火災	1	0	2	2	-
その他の火災	12,791	10,871	11,419	548	5.0
焼損棟数(棟)	35,427	28,448	28,793	345	1.2
全 焼	7,577	6,481	6,672	191	2.9
半 焼	2,260	1,457	1,434	△ 23	△ 1.6
部 分 焼	9,803	7,231	7,067	△ 164	△ 2.3
ぼ や	15,787	13,279	13,620	341	2.6
建物焼損床面積(m ²)	1,138,178	992,353	1,064,873	72,520	7.3
建物焼損表面積(m ²)	118,599	120,480	96,153	△ 24,327	△ 20.2
林野焼損面積(a)	37,187	78,947	60,517	△ 18,430	△ 23.3
死者(人)	1,721	1,417	1,452	35	2.5
負傷者(人)	6,826	5,433	5,750	317	5.8
り災世帯数(世帯)	22,422	17,844	18,415	571	3.2
全 損	4,934	3,932	4,029	97	2.5
半 損	1,665	1,016	1,107	91	9.0
小 損	15,823	12,896	13,279	383	3.0
り災人員(人)	52,487	38,196	38,458	262	0.7
損 害 額(百万円)	89,699	104,213	101,743	△ 2,470	△ 2.4
建物火災	82,406	97,987	95,328	△ 2,659	△ 2.7
林野火災	190	176	345	168	95.4
車両火災	2,433	2,607	2,426	△ 182	△ 7.0
船舶火災	417	687	1022	335	48.7
航空機火災	0	0	4	4	-
その他の火災	2,086	2,437	2,396	△ 41	△ 1.7
爆 発	2,166	318	223	△ 95	△ 30.0
出 火 率(件/万人)	3.5	2.8	2.9	0.1	-

- (備考) 1 「火災報告」により作成
2 各年の数値は、1月～12月に発生した火災を集計したもの。以下資料において、ことわりのない限り同じ。
3 「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。以下資料において、ことわりのない限り同じ。
4 「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。以下資料において、ことわりのない限り同じ。
5 「車両火災」とは、自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。以下資料において、ことわりのない限り同じ。
6 「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。以下資料において、ことわりのない限り同じ。
7 「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。以下資料において、ことわりのない限り同じ。
8 「その他の火災」とは、建物火災、林野火災、車両火災、船舶火災及び航空機火災以外の火災(空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積所、軌道敷、電柱類等の火災)をいう。以下資料において、ことわりのない限り同じ。
9 死者には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下資料において、ことわりのない限り同じ。
10 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。以下資料において、ことわりのない限り同じ。
11 損害額等については、調査中のものがあり、変動することがある。以下資料において、ことわりのない限り同じ。
12 △は負数を表す。以下資料において、ことわりのない限り同じ。
13 増減率は、表示単位未満を四捨五入した。以下資料において、ことわりのない限り同じ。
14 人口は、平成24年については3月31日現在の住民基本台帳、令和4年、令和3年については1月1日現在の住民基本台帳による。
15 火災が2種以上にわたった場合、火災件数は損害額の大きい方で計上し、損害額は、火災による損害を受けたものの火災種別(建物、林野、車両、船舶、航空機、その他の別)ごとに計上している。以下資料において、ことわりのない限り同じ。
16 「爆発」による損害額については、火災種別に関わらず、「損害額」中の「爆発」に計上している。
17 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-10 1日当たり及び1件当たりの火災の状況

区 分		単 位	(各年中)		
			平成24年	令和3年	令和4年
全火災1日当たり	出火件数	件	121	96	99
	損害額	百万円	245	286	279
	焼損棟数	棟	97	78	79
	建物焼損床面積	m ²	3,110	2,719	2,917
	建物焼損表面積	m ²	324	330	263
	林野焼損面積	a	102	216	166
	り災世帯数	世帯	61	49	50
	り災人員	人	143	105	105
	死者	人	4.7	3.9	4.0
負傷者	人	18.7	14.9	15.8	
建物火災1日当たり	出火件数	件	70	54	55
全火災1件当たり	損害額	万円	203	296	280
	損害額	万円	322	501	473
建物火災1件当たり	建物焼損床面積	m ²	44.5	50.8	52.8
	建物焼損表面積	m ²	4.6	6.2	4.8
	焼損棟数	棟	1.4	1.5	1.4
	り災世帯数	世帯	0.9	0.9	0.9
	り災人員	人	2.1	2.0	1.9
林野火災1件当たり	損害額	万円	16	14	28
	林野焼損面積	a	32	64	49

(備考) 「火災報告」により作成

資料 1-1-11 出火件数の構成比率

(各年中)		
(単位: %)		
火災種別	令和3年	令和4年
建物火災	55.5	55.5
車両火災	10.0	9.4
林野火災	3.5	3.4
船舶火災	0.2	0.2
航空機火災	0.0	0.0
その他の火災	30.9	31.4
合 計	100.0	100.0

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

その他の火災の内訳 (出火箇所で分類) *1

(単位: %)	
出火箇所	令和4年
建物、林野、車両、船舶、航空機以外のもの *2	8.6
田畑	24.6
敷地内	18.8
空地	9.5
河川敷等	7.0
道路	5.9
その他	21.2
出火箇所不明	0.5
その他	4.0
合 計	100.0

*1 出火件数の構成比率中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、さらに詳細に調べたもの。

*2 電柱類、門、さく、郵便ポスト、さん橋等をいう。

資料 1-1-12 四季別出火状況

年 別	令和3年				令和4年			
	出火件数 (件)	構成比 (%)	損害額 (百万円)	構成比 (%)	出火件数 (件)	構成比 (%)	損害額 (百万円)	構成比 (%)
春季 (3月~5月)	9,814	27.9	24,401	23.4	10,731	29.6	27,119	26.7
夏季 (6月~8月)	7,279	20.7	13,814	13.3	7,368	20.3	27,636	27.2
秋季 (9月~11月)	7,301	20.7	38,919	37.3	7,625	21.0	21,441	21.1
冬季 (12月~2月)	10,828	30.7	27,078	26.0	10,590	29.2	25,547	25.1
合 計	35,222	100.0	104,213	100.0	36,314	100.0	101,743	100.0

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 冬季の1月及び2月は、当該年のものである。

3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-13 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

(各年中)			
区 分	平成24年	令和4年	増減率 (%)
出 火 率 (件/万人)	3.5	2.9	—
出火件数 (件)	44,189	36,314	△ 17.8
建物火災 (件)	25,583	20,167	△ 21.2
人 口 (人)	126,659,683	125,927,902	△ 0.6
世 帯 数 (世帯)	54,171,475	59,761,065	10.3

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 人口及び世帯数は、平成24年については3月31日現在の住民基本台帳、令和4年については1月1日現在の住民基本台帳による。

資料 1-1-14 都道府県別出火率

(令和4年中)

都道府県	出火件数 (件)	人 口 (万人)	出火率		都道府県	出火件数 (件)	人 口 (万人)	出火率	
			(件/万人)	順位				(件/万人)	順位
1 北海道	1,639	518	3.2	25	25 滋 賀	429	142	3.0	28
2 青 森	485	124	3.9	8	26 京 都	530	251	2.1	43
3 岩 手	341	121	2.8	32	27 大 阪	1,844	880	2.1	44
4 宮 城	587	227	2.6	37	28 兵 庫	1,568	549	2.9	31
5 秋 田	314	96	3.3	22	29 奈 良	377	134	2.8	33
6 山 形	284	106	2.7	36	30 和歌山	352	94	3.8	14
7 福 島	569	184	3.1	27	31 鳥 取	193	55	3.5	18
8 茨 城	1,091	289	3.8	13	32 島 根	292	67	4.4	4
9 栃 木	640	194	3.3	21	33 岡 山	722	188	3.8	11
10 群 馬	655	194	3.4	20	34 広 島	877	279	3.1	26
11 埼 玉	1,701	739	2.3	41	35 山 口	603	134	4.5	3
12 千 葉	1,833	631	2.9	29	36 徳 島	232	73	3.2	23
13 東 京	3,970	1,379	2.9	30	37 香 川	376	96	3.9	9
14 神奈川	1,895	922	2.1	46	38 愛 媛	474	134	3.5	17
15 新 潟	516	219	2.4	40	39 高 知	314	69	4.5	2
16 富 山	154	104	1.5	47	40 福 岡	1,417	511	2.8	34
17 石 川	232	112	2.1	45	41 佐 賀	330	81	4.1	6
18 福 井	172	77	2.2	42	42 長 崎	507	132	3.8	12
19 山 梨	316	82	3.9	10	43 熊 本	698	175	4.0	7
20 長 野	735	206	3.6	16	44 大 分	558	113	4.9	1
21 岐 阜	634	200	3.2	24	45 宮 崎	468	108	4.3	5
22 静 岡	908	366	2.5	38	46 鹿 児 島	599	161	3.7	15
23 愛 知	1,865	753	2.5	39	47 沖 縄	401	149	2.7	35
24 三 重	617	178	3.5	19	合計	36,314	12,593	2.9	

- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 順位は出火率が高い都道府県から順に、1位、2位・・・47位としている。
 3 人口は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳による。
 4 出火率は、小数点第4位まで計算し順位を判定している。

資料 1-1-15 初期消火における消防用設備等の使用状況

	(各年中)													
	簡易消火用具		消火器		屋内消火栓設備		固定消火設備		その他		初期消火なし		合計	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
平成24年	2,127	4.8	8,850	20.0	136	0.3	346	0.8	16,184	36.6	16,546	37.4	44,189	100.0
令和4年	1,392	3.8	6,680	18.4	116	0.3	273	0.8	14,684	40.4	13,169	36.3	36,314	100.0

- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「消防用設備等」とは、消火、避難、その他の消防の活動のための設備等(消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯等)をいう。
 3 「簡易消火用具」とは、水バケツ、水槽、乾燥砂等をいう。
 4 「固定消火設備」とは、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、不活性ガス消火設備、泡消火設備等をいう(屋内消火栓設備については、別枠を設けているため除く)。
 5 「その他」とは、「水道、浴槽、汲み置き等の水をかけた」、「寝具、衣類等をかけた」等をいう。
 6 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

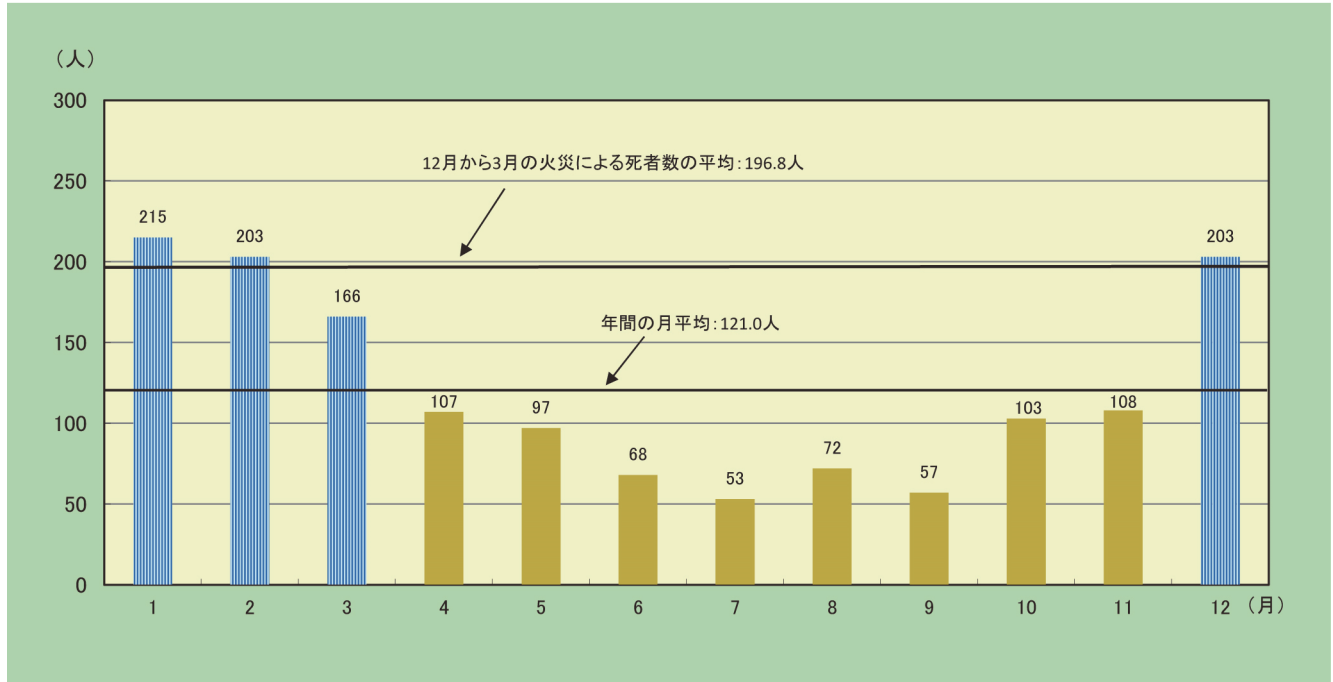
資料 1-1-16 都道府県別の火災による死者の状況

都道府県	(令和4年中)								
	死者数		人口10万人当たり死者数		都道府県	死者数		人口10万人当たり死者数	
	(人)	順位	(人)	順位		(人)	順位	(人)	順位
1 北海道	81	2	1.6	14	25 滋賀	14	39	1.0	39
2 青森	30	18	2.4	3	26 京都	24	27	1.0	40
3 岩手	27	23	2.2	5	27 大阪	53	8	0.6	46
4 宮城	29	19	1.3	30	28 兵庫	65	5	1.2	32
5 秋田	26	24	2.7	2	29 奈良	24	27	1.8	9
6 山形	20	30	1.9	8	30 和歌山	10	43	1.1	35
7 福島	37	12	2.0	6	31 鳥取	15	37	2.7	1
8 茨城	43	10	1.5	21	32 島根	11	41	1.7	12
9 栃木	28	21	1.4	24	33 岡山	26	24	1.4	26
10 群馬	28	21	1.4	25	34 広島	43	10	1.5	18
11 埼玉	69	4	0.9	41	35 山口	17	32	1.3	31
12 千葉	64	6	1.0	37	36 徳島	8	46	1.1	33
13 東京	90	1	0.7	45	37 香川	15	37	1.6	16
14 神奈川	50	9	0.5	47	38 愛媛	26	24	1.9	7
15 新潟	35	13	1.6	13	39 高知	10	43	1.4	23
16 富山	16	35	1.5	17	40 福岡	55	7	1.1	34
17 石川	17	32	1.5	19	41 佐賀	6	47	0.7	44
18 福井	10	43	1.3	29	42 長崎	31	16	2.3	4
19 山梨	11	41	1.3	28	43 熊本	29	19	1.7	11
20 長野	32	15	1.6	15	44 大分	17	32	1.5	20
21 岐阜	34	14	1.7	10	45 宮崎	16	35	1.5	22
22 静岡	31	16	0.8	43	46 鹿児島	22	29	1.4	27
23 愛知	75	3	1.0	38	47 沖縄	13	40	0.9	42
24 三重	19	31	1.1	36	合計/平均	1,452		1.2	

- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「順位」は、死者数及び人口10万人当たり死者数が多い都道府県から順に、1位、2位、・・・47位としている。
 3 人口は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳による。
 4 人口10万人当たり死者数は、小数点第4位まで計算し順位を判定している。

資料 1-1-17 月別の火災による死者発生状況

(令和4年中)



(備考) 「火災報告」により作成

資料 1-1-18 月別の火災による死傷者発生状況

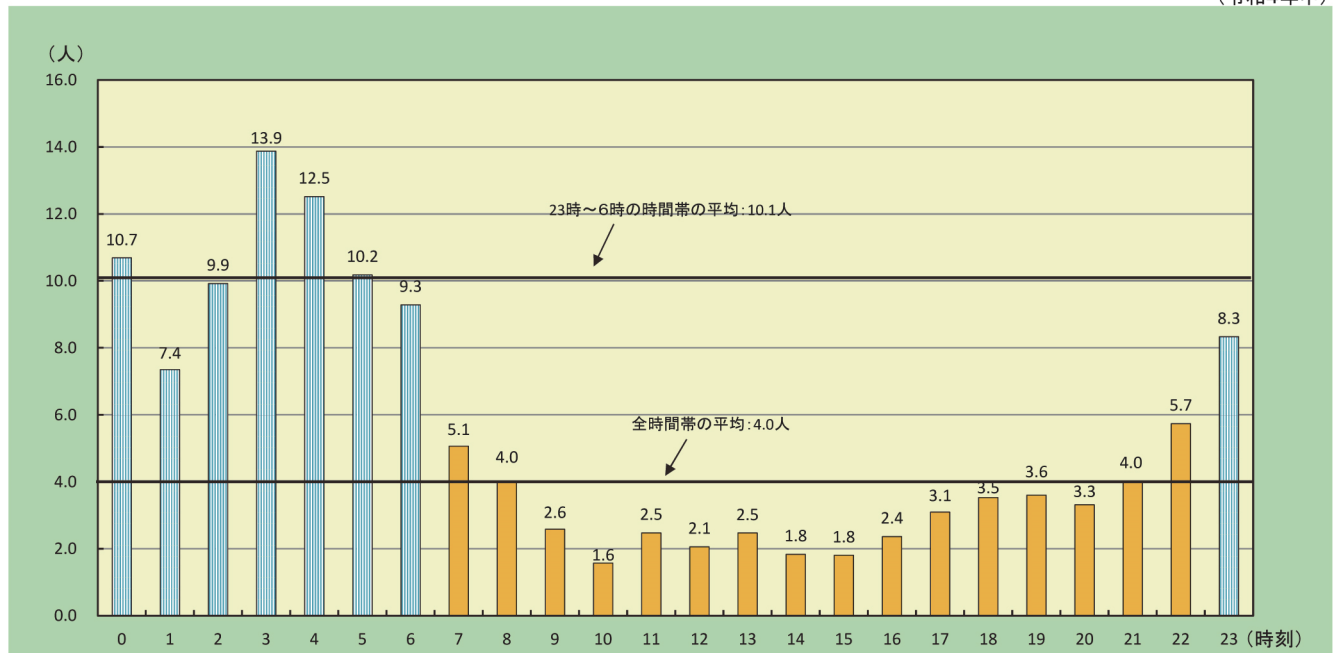
(令和4年中)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
死者数(人)	215	203	166	107	97	68	53	72	57	103	108	203	1,452
放火自殺者等(人)	29	25	20	19	23	23	12	30	11	17	20	28	257
負傷者数(人)	645	608	630	513	461	417	332	382	348	400	422	592	5,750

(備考) 「火災報告」により作成

資料 1-1-19 時間帯別火災 100 件当たりの死者発生状況

(令和4年中)



(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「各時間帯の数値」は、出火時刻が不明の火災(1,511件)による死者(83人)を除く集計結果。「全時間帯の平均」は、出火時刻が不明である火災による死者を含む平均

3 例えば、時間帯の「0」は、出火時刻が0時0分～0時59分の間であることを示す。

資料 1-1-20 時間帯別の出火件数及び死者数

(令和4年中)

	0時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	不明	合計
出火件数(件)	767	653	655	591	631	609	743	928	1,256	1,780	2,225	2,544	2,331	2,670	2,725	2,325	2,073	1,907	1,700	1,526	1,236	1,118	958	852	1,511	36,314
死者数(人)	82	48	65	82	79	62	69	47	50	46	35	63	48	66	50	42	49	59	60	55	41	45	55	71	83	1,452
放火自殺者等	14	5	8	16	11	6	6	8	9	11	10	13	9	14	14	7	6	10	9	10	10	8	7	10	26	257

(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 例えば、時間帯の「0時」は、出火時刻が0時0分～0時59分の間であることを示す。

資料 1-1-21 火災による死因別死者発生状況の推移

(各年中)
 (単位: 人、%)

年別	区分	一酸化炭素 中毒・窒息	火傷	打撲・骨折等	自殺	その他	不明	総計
平成30年		441 (30.9)	497 (34.8)	4 (0.3)	236 (16.5)	83 (5.8)	166 (11.6)	1,427 (100.0)
令和元年		466 (31.4)	482 (32.4)	3 (0.2)	275 (18.5)	91 (6.1)	169 (11.4)	1,486 (100.0)
令和2年		404 (30.5)	484 (36.5)	2 (0.2)	226 (17.0)	75 (5.7)	135 (10.2)	1,326 (100.0)
令和3年		439 (31.0)	500 (35.3)	4 (0.3)	243 (17.1)	90 (6.4)	141 (10.0)	1,417 (100.0)
令和4年		446 (30.7)	501 (34.5)	6 (0.4)	251 (17.3)	92 (6.3)	156 (10.7)	1,452 (100.0)

(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 ()内は構成比を示す。
 3 総計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-22 死亡に至った経過と年齢別の死者発生状況

年 齢 区 分 等	逃 げ 遅 れ																							
	発見が遅れ、気づいた時は、火煙が回り、すでに逃げ道がなかったものと思われる。(全く気づかなかった場合を含む)				判断力に欠け、あるいは体的条件が悪く、ほとんど避難できなかったと思われるもの。				延焼拡大が早かった等のため、ほとんど避難できなかったと思われるもの。				逃げれば逃げられたが、逃げる機会を失ったと思われるもの。				避難行動を起こしているが、逃げ切れなかったと思われるもの。(一応自力避難したが、避難中火傷、ガス吸引し病院等で死亡した場合を含む)							
	熟 睡	泥 酔	病 気 ・ 身 体 不 自 由	そ の 他	乳 児	泥 酔	病 気 ・ 身 体 不 自 由	老 衰	そ の 他	ガ ス 爆 発 の た め	危 険 物 燃 焼 の た め	そ の 他	狼 狽 し て	持 出 品 ・ 服 装 に 気 を と ら れ	火 災 を ふ れ ま わ つ て い る う ち に	消 火 し よ う と し て	人 を 救 助 し よ う と し て	そ の 他	身 体 不 自 由 の た め	延 焼 拡 大 が 早 く	逃 げ 道 を 間 違 え て	出 入 口 施 錠 の た め	そ の 他	
0～5	1																							
6～10												1												
11～15	1																							
16～20									3															1
21～25	1																				4			1
26～30	1								1									1		1				
31～35	1			1							1									1				1
36～40				2						1						1		1	1	2				1
41～45	3								2	1		1				1			1					1
46～50	6	1		2						1						1			2	2				1
51～55	5		1	4															1					4
56～60	3		2	3			3		1	1		1			3		1	2	4				1	
61～65	4		1	3			4					1			4	1	2	2	5		1	1		
66～70	12	1	2	4			5	1	1			2			7	2	2	4	7		1	6		
71～75	11	2	3	8		2	9			1	2		1	1	12	1	2	2	10		2	10		
76～80	7	2	4	6			8		1	1	4		1	1	6	1		10	10				7	
81～	16		10	15			16	12	3		1	5	2		2	18	1	6	29	15	4	1	15	
不明																								
合計	72	6	23	48	0	2	45	13	12	4	4	16	3	2	4	53	6	15	54	61	4	5	50	
(割合%)	149 (12.5)				72 (6.0)				24 (2.0)				83 (6.9)				174 (14.6)							
502 (42.0)																								

(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 ()内は構成比を示す。また[]は火災による死者総数に対する放火自殺者等の割合を示す。
 3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

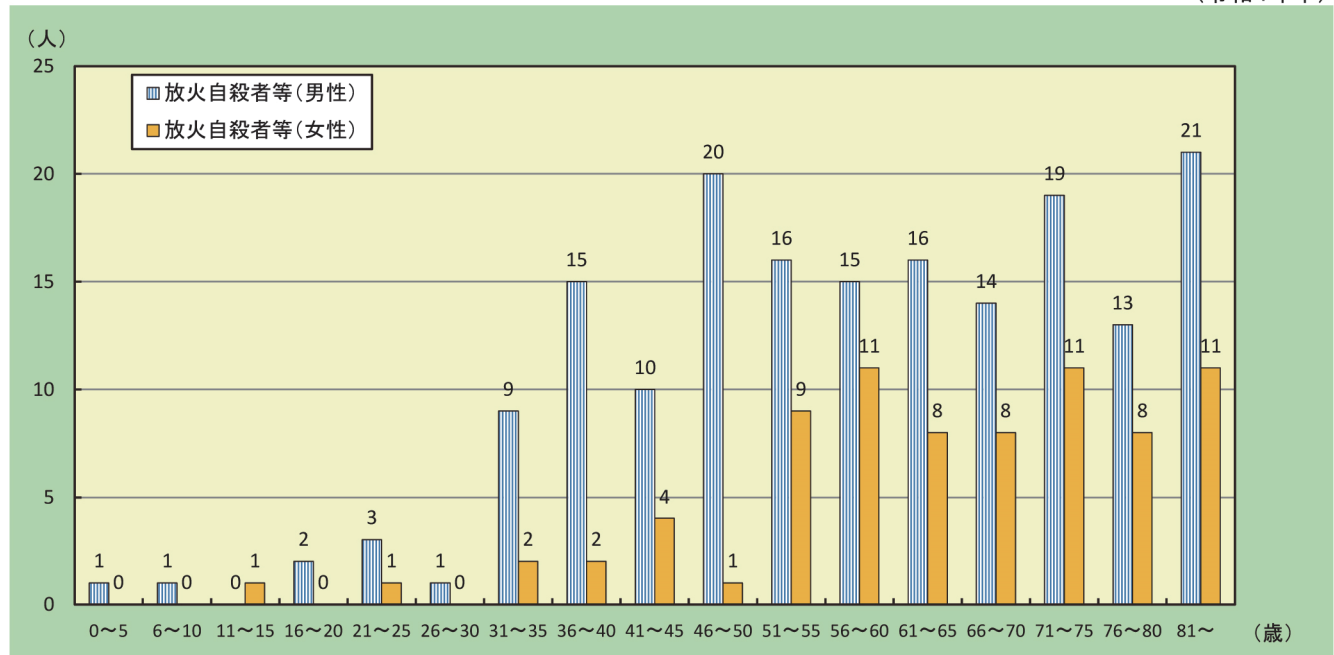
資料 1-1-22 死亡に至った経過と年齢別の死者発生状況（つづき）

（令和4年中）（単位：人）

出火後再進入		着衣着火										小	計	放火自殺者等			合	計
一旦屋外避難後、再進入したと思われるもの。 出火時屋外にいて、出火後再進入したと思われるもの。		着衣着火し、火傷(熱傷)あるいはガス中毒により死亡したと思われるもの。												その他	（放火自殺者を含む）	放火自殺の巻き添え者		
救助・物品搬出のため	消火のため	その他	喫煙中	炊事中	採暖中（除くたき火）	たき火中	火遊び中	その他火気取扱い中	その他	左記以外の経過等	不明・調査中	計	（放火自殺者を含む）				放火自殺の巻き添え者	放火殺人の犠牲者
												1		1		2		
												1		1		2		
											3	4	1			5		
											1	5	2			7		
										1	2	9	4			13		
										3	5	12	1			13		
										1	8	14	10		1	25		
									2		7	18	17			35		
			1							2	13	26	14			40		
	1									2	1	21	21			62		
										1	1	26	43	25		68		
1			1							3	2	46	78	26		104		
	1	1								1	3	39	74	23	1	98		
	1	1					2	2	1	3	48	115	22			137		
2	2	2	1	1		2	2	2	1	1	102	194	30			224		
1	1	1	1	4		3	5	2			61	148	21			169		
1	2	2	2	8	2	18	23	10	5	157	401	30	2			433		
						1					10	11	4			15		
5	8	7	6	13	2	26	0	36	18	23	549	1,195	251	4	2	1,452		
20 (1.7)		101 (8.5)										572 (47.9)	1,195 (100.0)	257 [17.7]			1,452 (100.0)	

資料 1-1-23 年齢別・性別放火自殺者等発生状況

(令和4年中)



(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 年齢不明者(男性3人、女性0人、性別不明1人)を除く。
 3 「放火自殺者等」とは、放火自殺者、放火自殺の巻き添えとなった者及び放火殺人による死者をいう。以下資料において、ことわりのない限り同じ。

資料 1-1-24 火災による年齢別・性別死者発生状況

(令和4年中)(単位:人)

年齢区分等	男性		女性		性別不明		合計
	うち放火自殺者等	うち放火自殺者等	うち放火自殺者等	うち放火自殺者等	うち放火自殺者等	うち放火自殺者等	
0~5	2	1	0	0	0	0	2
6~10	1	1	1	0	0	0	2
11~15	2	0	3	1	0	0	5
16~20	5	2	2	0	0	0	7
21~25	11	3	2	1	0	0	13
26~30	11	1	2	0	0	0	13
31~35	16	9	9	2	0	0	25
36~40	29	15	6	2	0	0	35
41~45	29	10	11	4	0	0	40
46~50	51	20	11	1	0	0	62
51~55	48	16	20	9	0	0	68
56~60	74	15	30	11	0	0	104
61~65	72	16	26	8	0	0	98
66~70	91	14	46	8	0	0	137
71~75	159	19	64	11	1	0	224
76~80	97	13	72	8	0	0	169
81~	241	21	192	11	0	0	433
不明	7	3	2	0	6	1	15
65~(参考)	599	68	381	38	1	0	981
合計	946	179	499	77	7	1	1,452

(備考) 「火災報告」により作成

資料 1-1-25 用途別の主な火災事例

(百貨店)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和48年 9月25日	大阪府高槻市	西武大和デパート	6	14	7,061,300	放
昭和48年 11月29日	大阪府高槻市	西武大和デパート	100	124	1,747,396	放
昭和48年 12月7日	大阪府高槻市	西武大和デパート	-	5	192,400	放
昭和49年 2月17日	大阪府高槻市	西武大和デパート	1	40	1,086,574	放
昭和54年 6月22日	滋賀県大津市	栄百貨店	-	1	213,266	火の疑
昭和54年 11月9日	東京都板橋区	イトーヨーカドー	-	4	356,954	不明
昭和56年 3月4日	大阪府摂津市	イトーヨーカドー	-	1	353,929	不明
平成元年 12月23日	三重県四日市	正岡本館	-	-	346,434	火の疑
平成2年 3月18日	兵庫県尼崎市	長崎屋	15	6	174,047	不明
平成15年 4月23日	香川県豊中町	メガマート	-	-	694,645	火の疑
平成16年 12月13日	埼玉県さいたま市	ドン・キホーテ	3	8	623,442	放

(旅館・ホテル)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和44年 2月5日	福島県郡山市	警白光ホテル	30	41	1,098,261	石油ストーブ
昭和44年 5月18日	福島県郡山市	警白光ホテル	-	16	2,321,732	不明
昭和46年 1月2日	和歌山県和歌山市	司由	16	15	216,637	不明
昭和48年 10月11日	和歌山県和歌山市	司由	6	5	14,919	不明
昭和50年 3月10日	兵庫県神戸市	成口ホテル	4	64	99,477	不明
昭和53年 6月15日	愛知県半田市	白馬	7	24	60,116	不明
昭和55年 11月20日	栃木県藤原町	治プリンスホテル	45	22	533,751	アセチレンガス切断機の火花
昭和57年 2月8日	東京都千代田区	ホテルニュージャパ	33	34	1,726,126	タバコ
昭和57年 11月18日	富山県庄川町	川温泉観光ホテル	2	8	472,780	不明
昭和58年 2月21日	山形県山形市	蔵王観光ホテル	11	2	308,563	不明
昭和61年 2月11日	静岡県伊豆市	東水	24	-	17,120	ガスコンロによる長期低温加熱
昭和61年 4月21日	静岡県河津町	大菊	3	56	112,810	不明
昭和63年 12月30日	静岡県別府市	テール望海	3	1	3,114	不明
平成6年 12月21日	大福島市	喜旅館	5	3	1,024,315	不明
平成24年 5月13日	福島県福山市	ホテルブリン	7	3	29,090	不明
平成27年 5月17日	神奈川県川崎市	吉田	9	19	101,251	放

(病院)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和35年 1月6日	神奈川県横須賀市	日本医療伝導会衣笠病院	16	-	19,122	石油ストーブの消し忘れ
昭和35年 3月19日	福岡県久留米市	国精立療養所	11	-	1,536	不明
昭和35年 10月29日	福岡県守山市	神科療養病	5	5	2,270	不明
昭和39年 3月30日	兵庫県伊丹市	常南岡市精神病院	9	3	7,015	不明
昭和44年 11月19日	徳島県阿南市	阿南市精神病院	6	5	10,908	不明
昭和45年 6月29日	栃木県佐野市	秋山会毛病院	17	1	2,365	放
昭和45年 8月6日	北海道札幌市	手稲区小病	5	1	2,793	放
昭和46年 2月2日	福岡県北九州市	宮城九洲病	6	-	3,782	不明
昭和48年 3月8日	福岡県北九州市	福岡済生会八幡病院	13	3	57,593	蚊取り線香の不始末
昭和52年 5月13日	山口県尾道市	山口県尾道市岩国病院	7	5	7,178	不明
昭和59年 2月19日	広島県尾道市	医療法人社団宏知会青山病院	6	1	1,328	不明
平成25年 10月11日	福岡県福岡市	安部整宏形外科	10	5	63,279	トラッキング

(社会福祉施設)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和30年 2月17日	神奈川県横浜市	聖母の学園養老院	99	9	15,340	かいろの火の不始末
昭和43年 1月14日	神奈川県横浜市	母の学園養老院	6	-	2,793	アイロンの使用放
昭和45年 3月20日	山梨県上野原市	泉老人ホーム	4	-	不明	電気コンロの使用不適
昭和48年 3月14日	東京都東村山市	老人ホーム東村山分院	2	-	234	不明
昭和61年 2月8日	青森県弘前市	森光草薙園	2	6	5,352	不明
昭和62年 2月11日	兵庫県神戸市	陽気会陽気寮	8	-	56,702	放
昭和62年 2月11日	静岡県富士市	佛照会祥院	3	1	14,807	不明
昭和62年 6月6日	東京都東村山市	青会松寿園	17	25	71,666	不明
平成18年 1月8日	長崎県大村市	やすらぎの里さくら館	7	3	34,852	マッパ・ライター
平成21年 3月19日	群馬県高崎市	静養ホームたまゆら	10	1	20,055	不明
平成22年 3月13日	北海道札幌市	グループホームみらいとんでん	7	2	16,317	ストーブ
平成25年 2月8日	長崎県長崎市	グループホームベルハウス東山	5	7	3,058	加湿器

(複合用途防火対象物(雑居ビル))

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和47年 5月13日	大阪府大阪市	千日デパートビル	118	81	1,649,693	不明
昭和50年 3月1日	東京都豊島区	アサヒビル	5	17	57,789	不明
昭和51年 12月4日	東京都墨田区	国松ビル(サロンうたまろ)	6	2	7,810	不明
昭和51年 12月16日	北海道旭川市	今井ビル(二条プラザ)	3	-	10,270	不明
昭和51年 12月26日	静岡県沼津市	三沢ビル(大衆サロンらくらく酒場)	15	8	38,781	不明
昭和53年 3月10日	新潟県新潟市	今町会館(エル・アドロ)	11	2	10,483	不明
昭和53年 11月19日	東京都葛飾区	天狗ビル(和風喫茶古都)	4	3	17,685	不明
昭和54年 11月20日	福岡県福岡市	パチンコホール(ラッキーホール)	4	2	48,988	不明
昭和55年 8月16日	静岡県静岡市	ゴールデン街第1ビル	14	223	554,226	不明
昭和56年 2月28日	島根県松江市	サンパチンコビル	3	2	140,964	不明
昭和59年 11月15日	愛媛県松山市	三島ビル	8	13	68,954	不明
昭和61年 6月14日	千葉県船橋市	船橋東武ビル	3	-	1,786,895	不明
平成13年 9月1日	東京都新宿区	星56ビル	44	3	23,050	不明
平成19年 1月20日	兵庫県宝塚市	カラオケボックス(ビート)	3	5	4,063	不明
平成19年 6月19日	東京都渋谷区	シエスパB棟	3	8	180,630	不明
平成20年 10月1日	大阪府大阪市	松ビル(個室ビデオ店キャッツなんば)	15	10	3,127	不明
平成21年 7月5日	大阪府大阪市	パチンコホール(CROSS-ニコニコ)	4	19	44,770	不明
平成21年 11月22日	東京都大板市	第8東京ビル(居酒屋石狩亭)	4	12	1,896	不明
令和3年 12月17日	大阪府大阪市	望島北ビル(西梅田こころからのクリニック)	24	4	4,224	不明

(その他)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
令和元年 7月18日	京都府京都市	京都アニメーション	34	37	181,555	放

(備考)「火災報告」等により作成

資料 1-1-26 火災による死傷者の発生状況

(各年中)

火災種別	死者				負傷者			
	令和3年		令和4年		令和3年		令和4年	
	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比
建物火災	1,165	82.2%	1,173	80.8%	4,538	83.5%	4,826	83.9%
車両火災	71	5.0%	91	6.3%	221	4.1%	197	3.4%
林野火災	11	0.8%	13	0.9%	102	1.9%	91	1.6%
航空機火災	0	0.0%	2	0.1%	0	0.0%	1	0.0%
船舶火災	2	0.1%	1	0.1%	21	0.4%	24	0.4%
その他の火災	168	11.9%	172	11.8%	551	10.1%	611	10.6%
合 計	1,417	100.0%	1,452	100.0%	5,433	100.0%	5,750	100.0%

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 火災が2種以上にわたった場合は、死者が発生した方の火災種別(建物火災、車両火災、林野火災、船舶火災、航空機火災、その他の火災の別)で計上

3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

その他の火災の内訳(出火箇所) *1

(令和4年中)

出火箇所	人数(人)	構成比(%)	
建物、林野、車両、船舶、航空機以外のもの *2	3	1.7	
道路、空地等	田畑	50	29.1
	敷地内	49	28.5
	道路	18	10.5
	空地	16	9.3
	河川敷等	12	7.0
	その他	20	11.6
出火箇所不明	1	0.6	
その他	3	1.7	
合 計	172	100	

* 1 火災による死傷者の発生状況中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、さらに詳細に調べたもの。

* 2 電柱類、門、さく、郵便ポスト、さん橋等をいう。

(令和4年中)

出火箇所	人数(人)	構成比(%)	
建物、林野、車両、船舶、航空機以外のもの ※2	49	8.0	
道路、空地等	田畑	210	34.4
	敷地内	152	24.9
	空地	47	7.7
	河川敷等	24	3.9
	道路	21	3.4
	その他	73	11.9
出火箇所不明	1	0.2	
その他	34	5.6	
合 計	611	100	

* 1 火災による死傷者の発生状況中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、さらに詳細に調べたもの。

* 2 電柱類、門、さく、郵便ポスト、さん橋等をいう。

資料 1-1-27 火災種別ごとの死者発生状況

(令和4年中)

区 分	建 物 火 災					車両火災	林野火災	航空機火災	船舶火災	その他の火災	合 計
	全 焼	半 焼	部分焼	ぼ や	その他						
死者数(人)	752	117	233	70	1	91	13	2	1	172	1,452
	1,173										
割合(%)	80.8					6.3	0.9	0.1	0.1	11.8	100.0
死者の出た火災件数(件)	661	108	223	70	1	82	13	1	1	171	1,331
	1,063										
割合(%)	79.9					6.2	1.0	0.1	0.1	12.8	100.0

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 火災が2種類以上にわたった場合、火災報告取扱要領の取扱いにかかわらず、死者が発生した方の火災種別により整理している。

3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-28 建物用途別及び階層別の死者の発生状況

(令和4年中) (単位:人)

防火対象物の区分	(五)		(一)		(二)				(三)		(四)	(五)		(六)		(七)	(八)	(九)		(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)	(十六)		(十七)	合計				
	ロ	ハ	イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	イ	ロ	ハ	ニ			イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ						
	一般住宅	共用住宅等	併用住宅	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	性風俗特殊営業店舗等	カラオケボックス等	料理店等	飲食店	物品販売店舗等	旅館・ホテル等	病院等	老人デイサービスセンター等	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場等	神社・寺院等	工場・作業場	スタジオ	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	特定複合用途防火対象物	非特定複合用途防火対象物		地下街	準地下街	文化財	その他
地下4階																																	0		
地下3階																																	0		
地下2階	1																																1		
地下1階	1																																1		
1階	663	75	14							3	2			1							2	8				1	2	8	17			12	808		
2階	157	67	9																1			3			1		8	16				262			
3階	3	18								1		1									1						4	3				31			
4階		15																									1	2				18			
5階	1	5																									1	1				8			
6階		2																									1					3			
7階		2																									2					4			
8階		2																														2			
9階以上		4																									1					5			
不明	23	2	1							1												1	1								1	30			
合計	849	192	24	0	0	0	0	0	0	5	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	12	0	1	0	2	2	26	39	0	0	0	13	1,173
割合 (%)	90.8			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.3	1.0	0.0	0.1	0.0	0.2	0.2	2.2	3.3	0.0	0.0	0.0	1.1	100.0	
放火自殺者等を除く	779	175	18	0	0	0	0	0	0	5	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3	11	0	0	0	1	0	24	37	0	0	7	1,064		
割合 (%)	91.4			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.3	1.0	0.0	0.0	0.1	0.0	2.3	3.5	0.0	0.0	0.0	0.7	100.0		

(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「防火対象物の区分」は、消防法施行令別表第一による区分であり、施設の名称はその例示である(一般住宅、併用住宅及びその他を除く。)
 3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-29 建物構造別・死因別死者発生状況

(令和4年中) (単位:人、%)

死因別 構造別	一酸化炭素中毒・窒息	火傷	打撲・骨折等	自殺	その他	不明	総計 (構成比)
木造	294	281	1	67	56	109	808 (68.9)
防火造	45	45	0	10	12	4	116 (9.9)
準耐火(木造)	6	6	0	4	0	0	16 (1.4)
準耐火(非木造)	20	11	2	5	0	4	42 (3.6)
耐火造	56	51	1	12	11	14	145 (12.4)
その他	18	15	0	7	2	4	46 (3.9)
合計	439	409	4	105	81	135	1,173 (100.0)

(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 総計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-30 時間帯別の住宅火災による死者発生状況 (放火自殺者等を除く。)

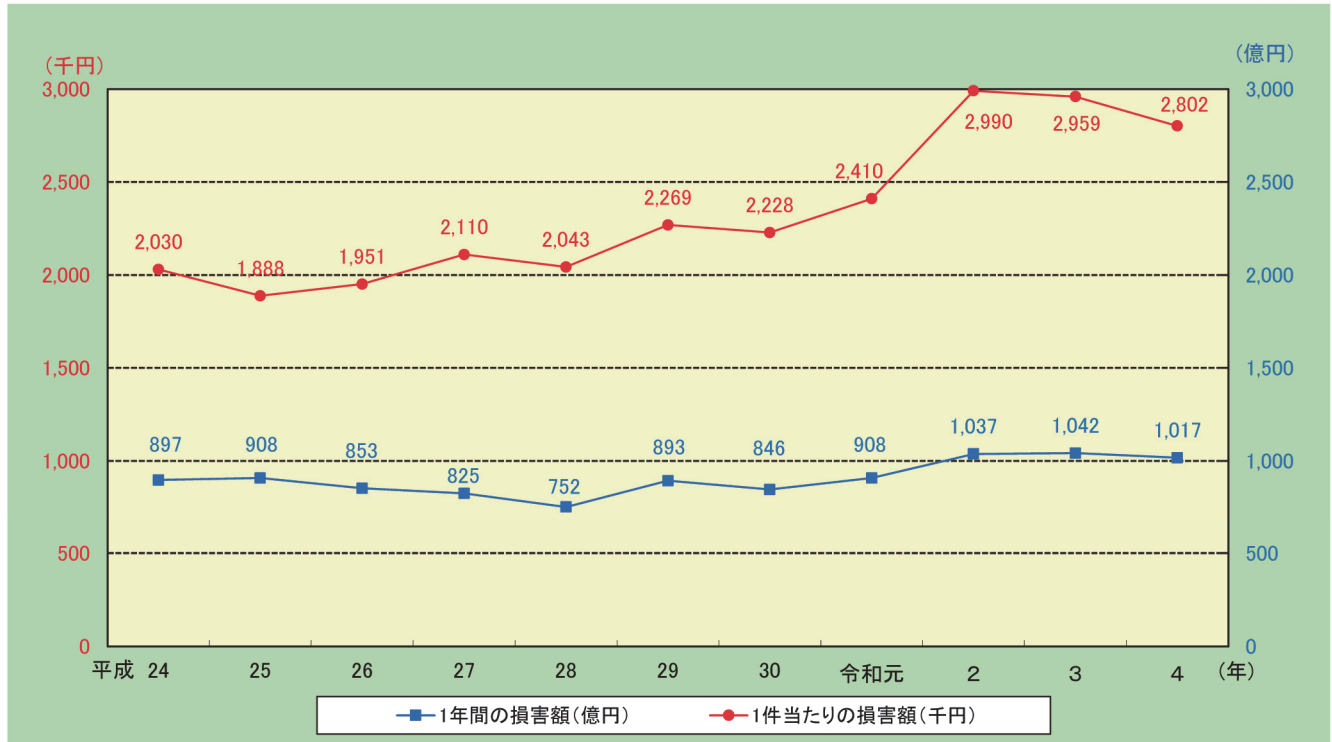
(令和4年中) (単位:人)

	0~2時	2~4時	4~6時	6~8時	8~10時	10~12時	12~14時	14~16時	16~18時	18~20時	20~22時	22~24時	不明	計
65歳未満	27	30	31	19	14	12	17	5	15	19	12	26	7	234
65歳以上	72	80	76	68	50	32	44	38	69	61	51	66	24	731
不明	2	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	0	7
合計	101	111	107	87	64	46	62	43	84	80	63	93	31	972

(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 例えば、時間帯の「0~2時」は、出火時刻が0時0分~1時59分の間であることを示す。

資料 1-1-31 火災による損害額の推移

(各年中)

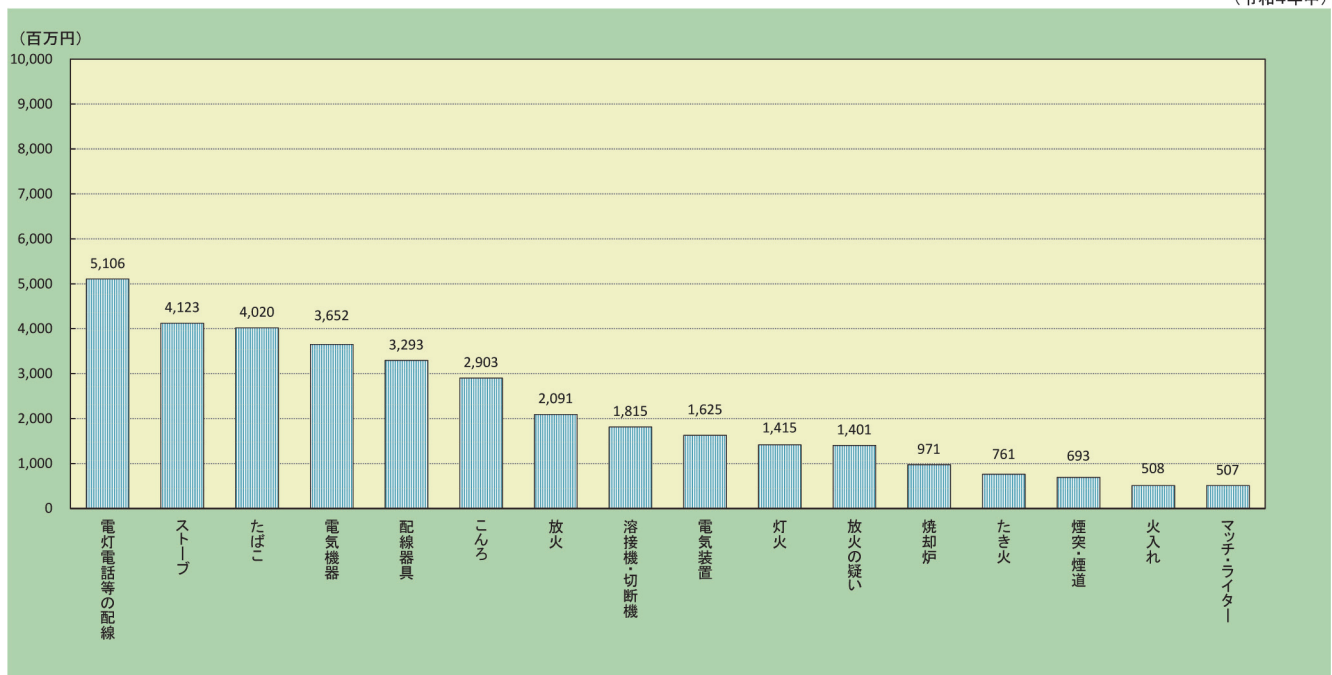


(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「1件当たりの損害額(千円)」は左軸を、「1年間の損害額(億円)」は右軸を参照

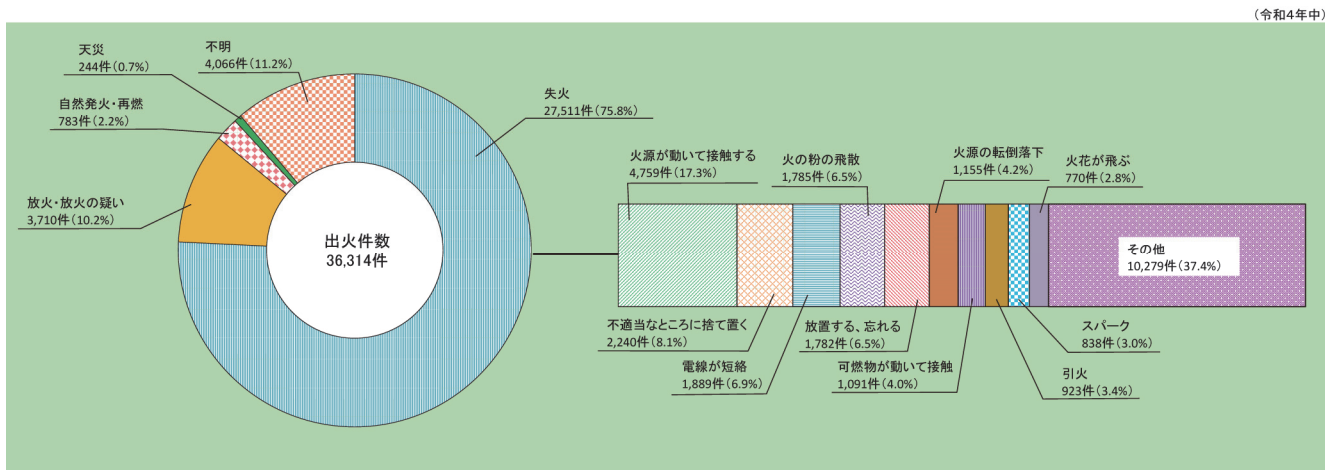
資料 1-1-32 主な出火原因別の火災による損害額

(令和4年中)



(備考) 「火災報告」により作成

資料 1-1-33 失火等による出火件数



(備考) 1 「火災報告」により作成
2 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

資料 1-1-34 主な着火物別出火件数

(各年中)

着火物	令和3年		令和4年		出火件数の増減数
	出火件数(件)	総出火件数に占める割合(%)	出火件数(件)	総出火件数に占める割合(%)	
枯草	5,818	16.5	6,482	17.8	664
合成樹脂・成形品	3,450	9.8	3,637	10.0	187
ごみ屑(建築物等収容物)	1,450	4.1	1,501	4.1	51
動植物油類	1,371	3.9	1,415	3.9	44
袋・紙製品	1,245	3.5	1,363	3.8	118
衣類	1,010	2.9	1,028	2.8	18
寝具類	1,008	2.9	1,010	2.8	2
ごみ類	864	2.5	892	2.5	28
ごみ類(山林その他)	870	2.5	871	2.4	1
繊維製品	875	2.5	856	2.4	△ 19

(備考) 1 「火災報告」により作成
2 令和4年中の着火物別出火件数の上位10番目までを表示した。

資料 1-1-35 たばこによる火災の損害状況

(各年中)

区分	たばこ		
	令和3年	令和4年	増減数
出火件数(件)	3,042	3,209	167
建物火災	1,721	1,844	123
車両火災	152	135	△ 17
林野火災	58	47	△ 11
船舶火災	0	0	0
航空機火災	0	0	0
その他の火災	1,111	1,183	72
主な経過別出火件数(件)			
不適当な場所への放置	1,921	2,012	91
火源の転倒・落下	543	598	55
残り火の処置が不十分	109	125	16
建物焼損床面積(m ²)	41,382	45,348	3,966
建物焼損表面積(m ²)	5,366	6,405	1,039
林野焼損面積(a)	18,152	4,649	△ 13,503
損害額(万円)	369,425	402,007	32,582

(備考) 「火災報告」により作成

資料 1-1-36 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

(各年中)

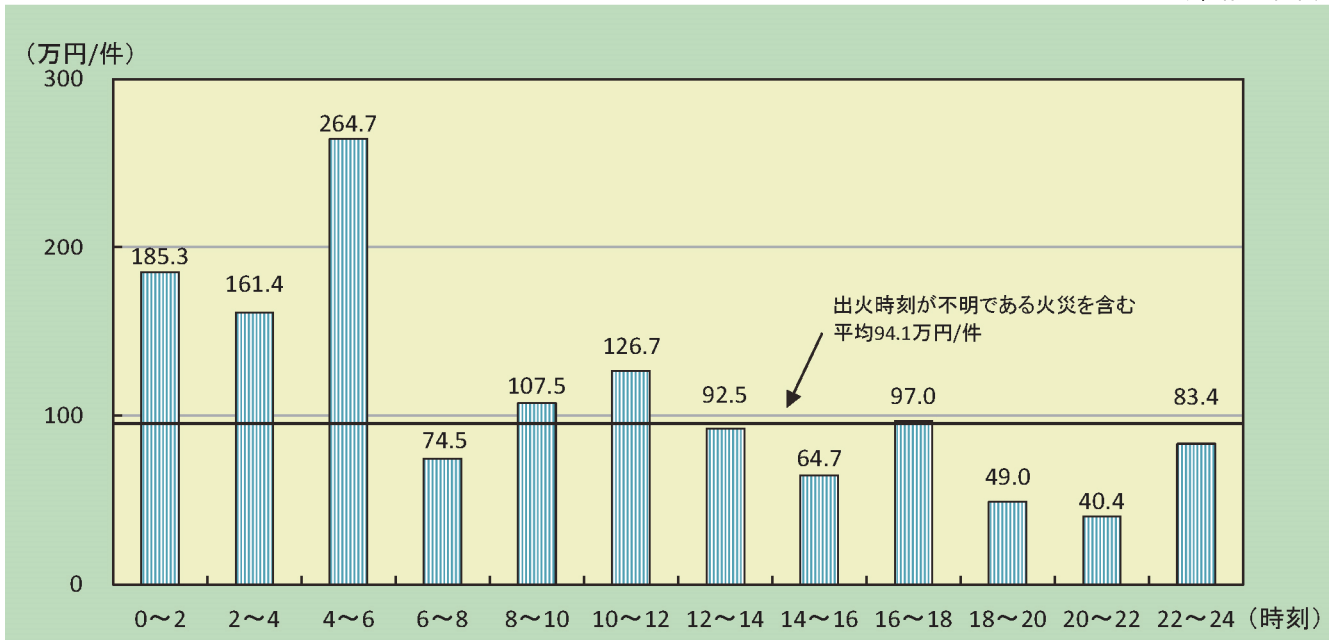
区分	放火			放火の疑い			放火と放火の疑いの合計		
	令和3年	令和4年	増減数	令和3年	令和4年	増減数	令和3年	令和4年	増減数
出火件数(件)	2,333	2,242	△ 91	1,555	1,468	△ 87	3,888	3,710	△ 178
建物火災	1,072	1,012	△ 60	571	553	△ 18	1,643	1,565	△ 78
車両火災	157	124	△ 33	74	53	△ 21	231	177	△ 54
林野火災	28	13	△ 15	71	75	4	99	88	△ 11
船舶火災	1	0	△ 1	3	2	△ 1	4	2	△ 2
航空機火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の火災	1,075	1,093	18	836	785	△ 51	1,911	1,878	△ 33
主な発火源別出火件数(件)									
ライターによるもの	890	885	△ 5	210	177	△ 33	1,100	1,062	△ 38
マッチによるもの	124	131	7	24	21	△ 3	148	152	4
その他のたばことマッチ	175	138	△ 37	121	137	16	296	275	△ 21
建物焼損床面積(m ²)	29,612	25,167	△ 4,445	55,353	23,914	△ 31,439	84,965	49,081	△ 35,884
建物焼損表面積(m ²)	3,779	3,143	△ 636	8,372	3,234	△ 5,138	12,151	6,377	△ 5,774
林野焼損面積(a)	211	388	177	1,187	359	△ 828	1,398	747	△ 651
損害額(万円)	666,848	209,091	△ 457,757	2,617,640	140,140	△ 2,477,500	3,284,488	349,231	△ 2,935,257

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「その他のたばことマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判定できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。

資料 1-1-37 放火及び放火の疑いによる時間帯別火災1件あたりの損害額

(令和4年中)



(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「各時間帯の数値」は、出火時刻が不明の火災445件による損害額6,438.7万円を除く集計結果。「全時間帯の平均」は、出火時刻が不明である火災を含む平均。

3 例えば、時間帯の「0~2」は、出火時刻が0時0分~1時59分の間であることを示す。

資料 1-1-38 放火及び放火の疑いによる火災の時間帯別出火件数及び損害額

(令和4年中)

	0時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	不明	合計
出火件数(件)	152	120	135	127	99	78	71	76	107	107	121	128	147	146	157	168	189	176	180	165	166	161	162	127	445	3,710
損害額(万円)	29,685	20,713	10,956	31,321	38,154	8,695	7,366	3,582	10,778	12,229	13,144	18,401	15,049	12,053	8,747	12,282	25,238	10,151	12,123	4,794	8,574	4,645	14,115	10,000	6,439	349,231

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 例えば、「0時」は出火時刻が0時0分~0時59分の間であることを示す。

3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料1-1-39 こんろによる火災の損害状況

(各年中)

区分	こんろ		
	令和3年	令和4年	増減数
出火件数(件)	2,678	2,771	93
建物火災	2,617	2,713	96
車両火災	29	15	△ 14
林野火災	1	2	1
船舶火災	0	1	1
航空機火災	0	0	0
その他の火災	31	40	9
主なこんろ種類別出火件数(件)			
ガスこんろ	2,247	2,336	89
電気こんろ	298	310	12
石油こんろ	25	21	△ 4
まき・炭・石炭こんろ	89	86	△ 3
主な経過別出火件数(件)			
消し忘れ	1,154	1,186	32
可燃物が接触	302	330	28
過熱	275	280	5
建物焼損床面積(m ²)	36,028	37,949	1,921
建物焼損表面積(m ²)	4,519	4,723	204
損害額(万円)	278,079	290,267	12,189

(備考) 「火災報告」により作成

資料1-1-40 建物火災の火元建物用途別の損害状況

(令和4年中)

防火対象物区分		損害状況	出火件数 (件)	焼損床面積 (㎡)	損害額 (百万円)
	一	般 住 宅	7,427	489,735	28,413
	併	用 住 宅	384	31,119	1,427
(五)	□	共 同 住 宅	3,600	32,828	3,542
		小 計	11,411	553,682	33,381
(一)	イ	劇 場 等	5	88	0
	□	公 会 堂 等	33	837	83
(二)	イ	キ ャ バ レ ー 等	9	49	10
	□	遊 技 場 等	28	310	7
	ハ	性 風 俗 特 殊 営 業 店 舗 等	1	0	0
	ニ	カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス 等	5	0	2
(三)	イ	料 理 店 等	11	223	32
	□	飲 食 店	468	12,338	1,285
(四)		物 品 販 売 店 舗 等	279	9,970	1,262
(五)	イ	旅 館 ・ ホ テ ル 等	136	2,816	259
(六)	イ	病 院 等	82	706	724
	□	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 等	69	40	16
	ハ	老 人 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 等	73	1,791	621
	ニ	幼 稚 園 等	9	288	61
(七)		学 校	161	3,106	302
(八)		図 書 館 等	6	1	0
(九)	イ	特 殊 浴 場	5	37	10
	□	一 般 浴 場	15	933	87
(十)		停 車 場 等	35	0	0
(十一)		神 社 ・ 寺 院 等	67	10,630	1,355
(十二)	イ	工 場 ・ 作 業 場	1,655	171,004	24,188
	□	ス タ ジ オ	3	175	28
(十三)	イ	駐 車 場 等	32	1,088	70
	□	航 空 機 格 納 庫	6	91	2
(十四)		倉 庫	482	69,960	16,820
(十五)		事 務 所 等	732	46,622	4,328
(十六)	イ	特 定 複 合 用 途 防 火 対 象 物	1,905	18,844	2,620
	□	非 特 定 複 合 用 途 防 火 対 象 物	718	36,801	3,626
(十六の二)		地 下 街	6	0	0
(十六の三)		準 地 下 街	0	0	0
(十七)		文 化 財	5	13	4
		そ の 他	1,715	121,015	4,089
		合 計	20,167	1,063,458	95,274

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

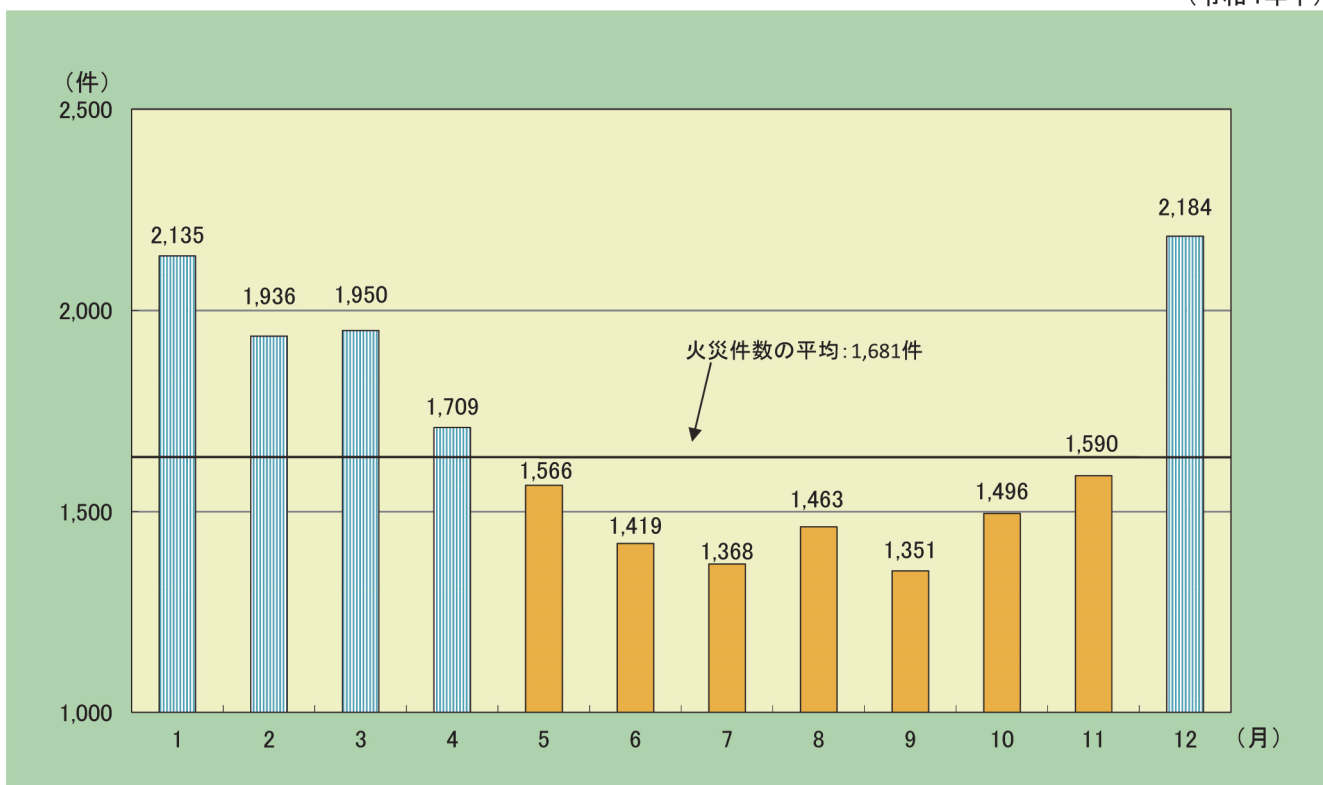
資料1-1-41 建物火災の主な出火原因と経過

主な出火原因	(令和4年中)										
	こんろ 2,713件 (13.5%)	たばこ 1,844件 (9.1%)	電気機器 1,499件 (7.4%)	配線器具 1,290件 (6.4%)	ストーブ 1,088件 (5.4%)	放火 1,012件 (5.0%)	電灯電話等の配線 983件 (4.9%)	放火の疑い 553件 (2.7%)	電気装置 445件 (2.2%)	たき火 410件 (2.0%)	灯火 390件 (1.9%)
主な経過又は発火源	放置する、忘れる 1,181	不適当なところに捨て置く 878	短絡 476	金属の接触部が過熱する 375	可燃物が接触・落下 392	ライター 432	短絡 504	ライター 88	絶縁劣化 128	火源が接触・落下 168	火源が接触・落下 204
	可燃物が接触・落下 358	火源が接触・落下 583	スパーク 110	スパーク 316	引火・輻射 239	マッチ 61	半断線 124	その他のたばこ 48	短絡 88	火の粉が散る遠くへ飛火する 147	可燃物が接触・落下 104
	過熱する 276	残り火の処置が不十分 103	過熱する 91	短絡 209	考え違いにより使用を誤る 61	火のついた紙 57	金属の接触部が過熱する 106	マッチ 12	金属の接触部が過熱する 50	残り火の処置が不十分 44	放置する、忘れる 22
	その他 898	その他 280	その他 822	その他 390	その他 396	その他 462	その他 249	その他 405	その他 179	その他 51	その他 60

(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 ()内は建物火災件数 20,167件に対する割合 (%)
 3 「その他のたばこマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判別できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。
 4 「可燃物が接触・落下」については、「可燃物が接触」と「可燃物が落下」を足したものの合計
 5 「火源が接触・落下」については、「火源が接触」と「火源が落下」を足したものの合計

資料1-1-42 建物火災の月別火災件数

(令和4年中)



(備考) 「火災報告」により作成

資料1-1-43 火元建物の構造別損害状況

(各年中)

構造別	年別				令和4年				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	出火件数 (件)	延焼率 (%)	延焼件数 (件)	1件当たり焼損床面積 (㎡)	1件当たり損害額 (千円)
木造	8,196	8,137	7,358	7,543	7,783	29.8	2,323	78.1	4,066
耐火造	5,695	5,868	5,514	5,450	5,786	1.8	107	9.1	3,128
防火造	1,885	1,872	1,772	1,826	1,677	13.8	231	28.5	3,062
準耐火木造	287	286	303	260	311	10.6	33	36.6	4,495
準耐火非木造	2,364	2,451	2,166	2,209	2,243	7.4	167	67.9	7,310
その他・不明	2,337	2,389	2,252	2,261	2,367	28.4	673	81.1	9,549
建物全体	20,764	21,003	19,365	19,549	20,167	17.5	3,534	52.7	4,724

(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 延焼率は、火元建物以外の棟に延焼した火災件数の割合
 3 延焼件数は、火元建物以外の棟に延焼した火災件数

資料1-1-44 建物火災の損害額及び
焼損床面積の段階別出火件数

(令和4年中)

損害額 (万円)		出火件数 (件)	焼損床面積 (㎡)		出火件数 (件)
	10未満	11,309		50未満	15,940
10以上	50未満	2,210	50以上	100未満	1,239
50以上	100未満	929	100以上	200未満	1,620
100以上	500未満	2,842	200以上	300未満	632
500以上	1,000未満	1,230	300以上	500未満	448
1,000以上	2,000未満	899	500以上	1,000未満	211
2,000以上	3,000未満	340	1,000以上	2,000未満	58
3,000以上	5,000未満	229	2,000以上	3,000未満	6
5,000以上		179	3,000以上		13
合計		20,167	合計		20,167

(備考)「火災報告」により作成

資料1-1-45 建物火災の放水開始時間別焼損状況

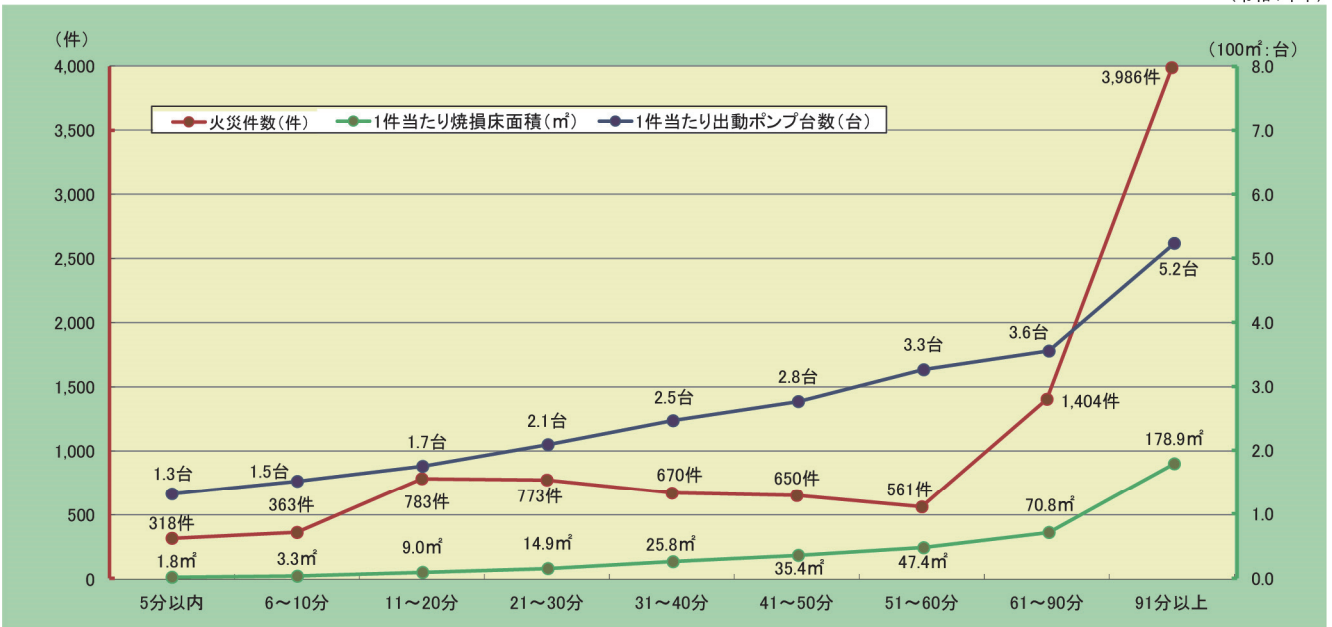
(令和4年中)

覚知から 放水開始まで	区分 昼夜別	出火件数 (件)			1件当たりの焼損床面積 (㎡)			1件当たりの焼損表面積 (㎡)			1件当たりの放水ポンプ台数 (台)			延焼率 (%)
		昼		夜	昼		夜	昼		夜	昼		夜	
		出火件数	焼損床面積	焼損表面積	出火件数	焼損床面積	焼損表面積	出火件数	焼損床面積	焼損表面積	出火件数	焼損床面積	焼損表面積	
放水した 建物火災	5分以内	469	289	180	42.9	47.6	35.4	8.9	9.6	7.7	3.1	3.1	3.1	28.1%
	5分を超え 10分以内	3,499	2,222	1,277	85.5	77.5	99.3	10.2	9.4	11.5	3.7	3.5	4.0	33.2%
	10分を超え 15分以内	3,506	2,171	1,335	106.7	103.7	111.7	9.5	8.9	10.4	4.0	3.9	4.1	37.5%
	15分を超え 20分以内	1,311	770	541	138.7	114.6	172.9	6.2	5.6	7.1	4.0	3.8	4.4	37.2%
	20分を超えるもの	873	480	393	208.0	250.9	155.6	10.0	6.3	14.6	3.6	3.5	3.8	31.6%
	放水した建物火災全体	9,658	5,932	3,726	109.4	104.5	117.3	9.3	8.5	10.6	3.8	3.6	4.0	34.9%
全建物火災 (放水しなかった火災を含む。)		20,167	12,067	8,100	52.7	51.6	54.4	4.7	4.5	5.1	1.8	1.8	1.9	17.5%

(備考)「火災報告」により作成

資料1-1-46 建物火災の鎮火所要時間別 1件当たり焼損状況等

(令和4年中)



- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「鎮火所要時間」とは、消防隊が放水を開始してから、現場の最高指揮者が再燃のおそれがないと決定するまでに要した時間をいう。
 3 「1件当たり焼損床面積」及び「1件当たり出動ポンプ台数」は鎮火所要時間により整理している。
 4 「火災件数」については左軸を、「1件当たり焼損床面積」、「1件当たり出動ポンプ台数」については右軸を参照。
 5 「鎮火所要時間」が不明のものは除く。

資料1-1-47 林野火災の状況

(各年中)

区分	令和3年	令和4年	増減数	増減率
出火件数(件)	1,227	1,239	12	1.0%
焼損面積(a)	78,947	60,517	△ 18,430	△ 23.3%
死者数(人)	11	13	2	18.2%
損害額(万円)	17,642	34,468	16,826	95.4%

(備考)「火災報告」により作成

資料1-1-48 林野火災の焼損面積別損害状況

(令和4年中)

区分	焼損面積						計
	10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 40ha未満	40ha以上 50ha未満	50ha以上	
出火件数(件)	1,230	3	3	1	0	2	1,239
焼損面積(a)	26,269	5,134	7,096	3,652	0	18,366	60,517
損害額(万円)	10,725	3,240	13,510	56	0	6,938	34,468

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 損害額は単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と、その内訳を合計した数値とは一致しない場合がある。

資料1-1-49 林野火災の主な出火原因と経過

(令和4年中)

主な出火原因	たき火		火入れ		放火 (放火の疑いを含む)		たばこ		マッチ・ライター		左記以外 (不明・調査中を含む)	林野火災件数
	452件(36.5%)		241件(19.5%)		88件(7.1%)		47件(3.8%)		34件(2.7%)			
主な経過 又は発火源	接触	286	接触	147	その他の たばこマッチ	12	投げ捨て	32	飛び火	13	-	1,239件
	飛び火	109	飛び火	70	ライター	4	接触	4	接触	5		
	残りの 知量が不十分	24	残りの 知量が不十分	8	上記以外	72	濡したはずの ものが再燃する	3	上記以外	16		
	上記以外	33	上記以外	16			上記以外	8				

(備考)「火災報告」により作成

資料1-1-50 車両火災の状況

(各年中)

区分	令和3年	令和4年	増減数
出火件数(件)	3,512	3,409	△ 103
死者数(人)	71	92	21
(うち放火自殺者等)	(39)	(52)	13
負傷者数(人)	221	197	△ 24
損害額(万円)	215,290	195,670	△ 19,620

(備考)「火災報告」により作成

資料1-1-51 車両火災の主な出火原因と経過

(令和4年中)

主な出火原因	排気管		交通機関内配線		電気機器		放火 (放火の疑いを含む)		たばこ		左記以外 (不明・調査中を含む)	車両火災件数
	595件(17.5%)		344件(10.1%)		282件(8.3%)		177件(5.2%)		135件(4.0%)			
主な経過 又は発火源	着火物の漏えい	158	電線が短絡する	131	電線が短絡する	98	ライター	80	投げ捨て	67	-	3,409件
	高温物の接触	137	スパーク	50	スパーク	44	その他の たばこマッチ	8	火源の転倒・落下	44		
	可燃物の接触	115	スパークによる 引火	36	高温物の接触	10	火のついた紙	3	接触	8		
	上記以外	185	上記以外	127	上記以外	130	上記以外	86	上記以外	16		

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 ()内は構成比(%)。小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料1-1-52 船舶火災の状況

(各年中)

区分	令和3年	令和4年	増減数
出火件数(件)	63	78	15
死者数(人)	2	1	△1
負傷者数(人)	21	24	3
損害額(万円)	68,414	102,140	33,726

(備考)「火災報告」により作成

資料1-1-53 航空機火災の状況

(各年中)

区分	令和3年	令和4年	増減数
出火件数(件)	0	2	2
死者数(人)	0	2	2
負傷者数(人)	0	1	1
損害額(万円)	0	373	373

(備考)「火災報告」により作成

資料1-1-54 住宅用火災警報器の都道府県別設置率及び条例適合率

(令和5年6月1日時点)

都道府県	設置率	条例適合率	都道府県	設置率	条例適合率
全国	84.3%	67.2%	三重	78.4% (42)	63.0% (31)
北海道	84.4% (20)	69.9% (13)	滋賀	84.7% (19)	60.2% (40)
青森	78.7% (41)	61.6% (37)	京都	89.9% (5)	68.7% (16)
岩手	85.3% (15)	63.7% (27)	大阪	84.0% (22)	75.9% (5)
宮城	92.4% (2)	70.4% (11)	兵庫	88.7% (7)	70.9% (9)
秋田	84.8% (17)	67.0% (19)	奈良	81.5% (27)	59.0% (44)
山形	83.9% (23)	65.9% (23)	和歌山	79.0% (40)	59.4% (42)
福島	79.8% (35)	61.5% (38)	鳥取	83.3% (25)	59.4% (42)
茨城	79.7% (36)	66.6% (21)	島根	85.0% (16)	62.1% (35)
栃木	80.9% (30)	69.3% (14)	岡山	80.2% (33)	66.9% (20)
群馬	80.2% (33)	66.2% (22)	広島	85.6% (13)	74.7% (6)
埼玉	80.6% (32)	68.8% (15)	山口	79.4% (38)	65.9% (23)
千葉	79.3% (39)	59.7% (41)	徳島	80.8% (31)	62.9% (32)
東京	90.4% (3)	65.2% (25)	香川	77.3% (44)	60.9% (39)
神奈川	86.0% (10)	67.9% (17)	愛媛	81.1% (29)	70.8% (10)
新潟	88.7% (7)	70.4% (11)	高知	72.3% (46)	47.8% (47)
富山	85.9% (11)	62.8% (33)	福岡	85.5% (14)	71.9% (8)
石川	88.4% (9)	78.9% (2)	佐賀	72.8% (45)	54.9% (45)
福井	95.6% (1)	85.3% (1)	長崎	81.5% (27)	62.3% (34)
山梨	78.2% (43)	63.7% (27)	熊本	83.9% (23)	64.9% (26)
長野	79.7% (36)	61.8% (36)	大分	90.3% (4)	76.1% (4)
岐阜	82.1% (26)	63.1% (30)	宮崎	85.8% (12)	74.4% (7)
静岡	84.8% (17)	67.7% (18)	鹿児島	88.9% (6)	78.6% (3)
愛知	84.3% (21)	63.7% (27)	沖縄	62.0% (47)	48.0% (46)

(備考) 1 ()内は、設置率等が高い都道府県から順に番号を付している。
2 標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいる。

資料1-1-55 全国の防火管理実施状況

(令和5年3月31日現在)

防火対象物の区分		項目	防火管理実施義務 防火対象物数	防火管理者を 選任している 防火対象物数	選任率(%)	防火管理に係る消防 計画を作成している 防火対象物数	
						作成数	作成率(%)
(一)	イ	劇場等	3,241	3,046	94.0	2,969	91.6
	ロ	公会堂等	60,119	50,801	84.5	48,476	80.6
(二)	イ	キャバレー等	691	445	64.4	381	55.1
	ロ	遊技場等	6,988	6,638	95.0	6,489	92.9
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	129	108	83.7	99	76.7
	ニ	カラオケボックス等	2,010	1,907	94.9	1,854	92.2
(三)	イ	料理店等	1,839	1,621	88.1	1,531	83.3
	ロ	飲食店	74,491	61,320	82.3	57,887	77.7
(四)		百貨店等	107,663	93,012	86.4	89,028	82.7
(五)	イ	旅館等	33,253	30,645	92.2	29,677	89.2
	ロ	共同住宅等	176,351	142,610	80.9	133,142	75.5
(六)	イ	病院等	21,579	19,913	92.3	19,406	89.9
	ロ	特別養護老人ホーム等	44,405	42,477	95.7	41,660	93.8
	ハ	老人デイサービスセンター等	51,818	49,424	95.4	48,372	93.3
	ニ	幼稚園等	9,022	8,811	97.7	8,621	95.6
(七)		学校	41,868	40,019	95.6	39,179	93.6
(八)		図書館等	4,901	4,633	94.5	4,501	91.8
(九)	イ	特殊浴場	1,127	1,045	92.7	1,021	90.6
	ロ	一般浴場	2,387	2,133	89.4	2,029	85.0
(十)		停車場等	498	422	84.7	392	78.7
(十一)		神社・寺院等	24,230	20,547	84.8	19,119	78.9
(十二)	イ	工場等	37,951	33,376	87.9	31,644	83.4
	ロ	スタジオ	146	137	93.8	133	91.1
(十三)	イ	駐車場等	1,401	1,103	78.7	1,024	73.1
	ロ	航空機格納庫	49	40	81.6	37	75.5
(十四)		倉庫	10,941	8,565	78.3	8,040	73.5
(十五)		事務所等	100,243	83,992	83.8	79,477	79.3
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	216,475	159,263 (30,071)	73.6 (13.9)	146,527 (27,402)	67.7 (12.7)
	ロ	非特定複合用途防火対象物	41,713	30,992 (5,239)	74.3 (12.6)	28,447 (4,750)	68.2 (11.4)
(十六の二)		地下街	59	35	59.3	33	55.9
(十七)		文化財	1,484	1,376	92.7	1,321	89.0
合計			1,079,072	900,456	83.4	852,516	79.0

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は防火管理に係る消防計画の作成をしている場合のみ計上する。
() 内は、部分的に選任又は作成されている防火対象物の数値である。

資料1-1-56 全国の統括防火管理実施状況

(令和5年3月31日現在)

防火対象物の区分		項目	統括防火管理実施義務防火対象物数	統括防火管理者を選任している防火対象物数	選任率 (%)	全体についての消防計画を作成している防火対象物数	
						作成数	作成率 (%)
(一)	イ	劇場等	29	12	41.4	10	34.5
	ロ	公会堂等	126	30	23.8	29	23.0
(二)	イ	キャバレー等	63	31	49.2	30	47.6
	ロ	遊技場等	63	42	66.7	38	60.3
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	25	17	68.0	17	68.0
	ニ	カラオケボックス等	23	13	56.5	12	52.2
(三)	イ	料理店等	14	2	14.3	2	14.3
	ロ	飲食店	2,161	1,233	57.1	1,167	54.0
(四)		百貨店等	752	389	51.7	347	46.1
(五)	イ	旅館等	344	207	60.2	193	56.1
(六)	イ	病院等	220	129	58.6	120	54.5
	ロ	特別養護老人ホーム等	222	97	43.7	83	37.4
	ハ	老人デイサービスセンター等	275	120	43.6	118	42.9
	ニ	幼稚園等	14	4	28.6	4	28.6
(九)	イ	特殊浴場	55	46	83.6	43	78.2
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	56,196	37,531	66.8	36,200	64.4
	ロ	非特定複合用途防火対象物	6,977	3,931	56.3	3,781	54.2
(十六の二)		地下街	49	48	98.0	48	98.0
(十六の三)		準地下街	7	7	100.0	7	100.0
高層建築物			23,141	16,691	72.1	16,170	69.9
合計			90,756	60,580	66.8	58,419	64.4

- (備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
 2 高層建築物（高さ31メートルを超える建築物）は、消防法施行令別表第一において区分されているものではない。
 また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防火対象物の区分」中、「高層建築物」の欄に計上。

資料1-1-57 全国の防災管理等実施状況

(令和5年3月31日現在)

用途区分	項目	防災管理実施義務建築物等数	防災管理者を選任している建築物等数	防災管理に係る消防計画を作成している建築物等数		自衛消防組織を設置している防火対象物数		
				選任率(%)	作成率(%)	届出率(%)	届出率(%)	
(一)	イ 劇場等	67	62	92.5	61	91.0	58	86.6
	ロ 公会堂等	9	8	88.9	7	77.8	8	88.9
(二)	イ キャバレー等	0	0	-	0	-	0	-
	ロ 遊技場等	21	19	90.5	19	90.5	21	100.0
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	0	0	-	0	-	0	-
	ニ カラオケボックス等	0	0	-	0	-	0	-
(三)	イ 料理店等	0	0	-	0	-	0	-
	ロ 飲食店	0	0	-	0	-	0	-
(四)	百貨店等	308	305	99.0	298	96.8	294	95.5
(五)	イ 旅館等	432	420	97.2	414	95.8	405	93.8
	ロ 共同住宅等							
(六)	イ 病院等	803	784	97.6	757	94.3	713	88.8
	ロ 特別養護老人ホーム等	39	36	92.3	34	87.2	34	87.2
	ハ 老人デイサービスセンター等	15	15	100.0	15	100.0	14	93.3
	ニ 幼稚園等	0	0	-	0	-	0	-
(七)	学校	850	817	96.1	778	91.5	723	85.1
(八)	図書館等	13	12	92.3	11	84.6	11	84.6
(九)	イ 特殊浴場	0	0	-	0	-	0	-
	ロ 一般浴場	0	0	-	0	-	0	-
(十)	停車場等	2	2	100.0	2	100.0	2	100.0
(十一)	神社・寺院等	15	13	86.7	12	80.0	11	73.3
(十二)	イ 工場等	1,604	1,526	95.1	1,449	90.3	1,413	88.1
	ロ スタジオ	5	5	100.0	5	100.0	5	100.0
(十三)	イ 駐車場等	14	7	50.0	6	42.9	6	42.9
	ロ 航空機格納庫							
(十四)	倉庫							
(十五)	事務所等	1,634	1,590	97.3	1,545	94.6	1,513	92.6
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	3,516	2,385 (1082)	67.8 (30.8)	2,325 (1082)	66.1 (30.8)	3,271	93.0
	ロ 非特定複合用途防火対象物	698	573 (106)	82.1 (15.2)	544 (113)	77.9 (16.2)	627	89.8
(十六の二)	地下街	57	57	100.0	57	100.0	55	96.5
(十七)	文化財	3	3	100.0	3	100.0	3	100.0
合計		10,105	8,639	85.5	8,342	82.6	9,187	90.9

- (備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
 2 「建築物等」とは、「建築物その他の工作物」をいう。
 3 防災管理を要する建築物等又は自衛消防組織の設置を要する防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成又は自衛消防組織が設置されている場合のみ計上する。()内は、部分的に選任又は作成されている建築物等の数値である。

資料1-1-58 全国の統括防災管理実施状況

(令和5年3月31日現在)

用途区分	項目	統括防災管理実施義務建築物等数	統括防災管理者を選任している建築物等数	全体についての消防計画を作成している建築物等数		
				選任率(%)	作成率(%)	
(一)	イ 劇場等	5	5	100.0	5	100.0
	ロ 公会堂等	0	0	-	0	-
(二)	イ キヤバレー等	0	0	-	0	-
	ロ 遊技場等	1	0	0.0	0	0.0
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	0	0	-	0	-
	ニ カラオケボックス等	0	0	-	0	-
(三)	イ 料理店等	0	0	-	0	-
	ロ 飲食店等	0	0	-	0	-
(四)	百貨店等	47	35	74.5	34	72.3
(五)	イ 旅館等	48	21	43.8	20	41.7
	ロ 共同住宅等					
(六)	イ 病院等	59	29	49.2	27	45.8
	ロ 特別養護老人ホーム等	7	4	57.1	4	57.1
	ハ 老人デイサービスセンター等	3	2	66.7	1	33.3
	ニ 幼稚園等	0	0	-	0	-
(七)	学校	98	25	25.5	23	23.5
(八)	図書館等	3	2	66.7	1	33.3
(九)	イ 特殊浴場	0	0	-	0	-
	ロ 一般浴場	0	0	-	0	-
(十)	停車場等	2	2	100.0	2	100.0
(十一)	神社・寺院等	1	1	100.0	1	100.0
(十二)	イ 工場等	38	17	44.7	17	44.7
	ロ スタジオ	3	2	66.7	2	66.7
(十三)	イ 駐車場等	11	4	36.4	4	36.4
	ロ 航空機格納庫等					
(十四)	倉庫					
(十五)	事務所等	554	454	81.9	444	80.1
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	2,132	1,918	90.0	1,882	88.3
	ロ 非特定複合用途防火対象物	203	159	78.3	156	76.8
(十六の二)	地下街	38	36	94.7	35	92.1
(十七)	文化財	0	0	-	0	-
合計		3,253	2,716	83.5	2,658	81.7

(備考)1 「防火対象物実態等調査」により作成
 2 「建築物等」とは、「建築物その他の工作物」をいう。

資料1-1-59 立入検査実施状況

(令和4年度)

防火対象物の区分	(一)		(二)				(三)		(四)
	イ 劇場等	ロ 公会堂等	イ キャバレー等	ロ 遊技場等	ハ 性風俗特殊営業店舗等	ニ カラオケボックス等	イ 料理店等	ロ 飲食店	百貨店等
立入検査回数	1,759	18,057	216	2,943	43	717	677	31,309	45,198

防火対象物の区分	(五)		(六)				(七)	(八)	(九)
	イ 旅館等	ロ 共同住宅等	イ 病院等	ロ 特別養護老人ホーム等	ハ 老人デイサービスセンター等	ニ 幼稚園等	学 校	図書館等	イ 特殊浴場
立入検査回数	28,262	131,470	15,974	20,225	30,819	4,535	27,132	2,089	663

防火対象物の区分	(九)	(十)	十一	十二		十三		十四	十五
	ロ 一般浴場	停車場等	神社・寺院等	イ 工場等	ロ スタジオ	イ 駐車場等	ロ 航空機格納庫等	倉 庫	事務所等
立入検査回数	981	886	12,452	80,862	128	11,089	243	58,149	83,083

防火対象物の区分	十六		十六の二	十六の三	十七	十八	十九	二十	合 計
	イ 特定複合用途防火対象物	ロ 非特定複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山 林	舟 車	
立入検査回数	102,251	40,674	112	41	5,097	274	0	0	758,410

(備考) 「防火対象物実態等調査」により作成

資料1-1-60 命令の状況

(令和4年度)

命令の種類	件数	
	命令件数	是正件数
防火対象物に関する命令 (消防法第5条、第5条の2及び第5条の3)	210	209
防火管理に関する命令 (消防法第8条及び第8条の2)	7	3
消防用設備等に関する措置命令 (消防法第17条の4)	263	85
合 計	480	297

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 「是正件数」は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に発せられた命令に基づき、令和5年3月31日までに是正された件数（令和5年3月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。）である。

資料1-1-61 防火対象物に関する命令等(消防法第5条、第5条の2及び第5条の3)の状況

(令和4年度)

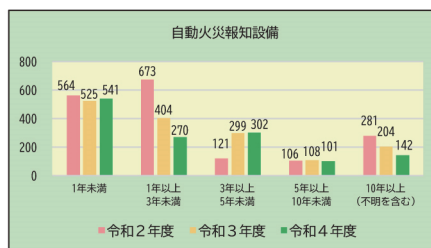
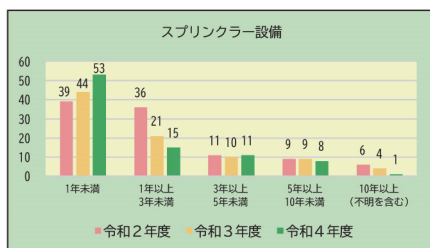
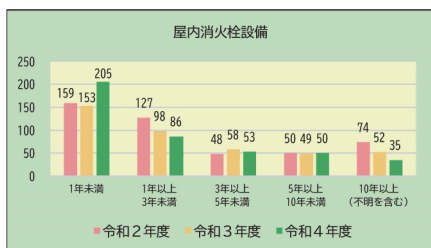
防火対象物の区分	(一)		(二)			(三)		(四)	(五)		(六)			(七)	(八)	(九)		(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)	(十六)		(十六の二)	(十六の三)	(十七)	合計		
	イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ			
	劇場	公会堂等	キヤバレー等	遊技場等	性風俗特殊営業店舗等	カラオケボックス等	料理店等	飲食店等	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	特別養護老人ホーム等	老人デイサービスセンター等	幼稚園等	学校等	図書館等	特殊浴場等	一般浴場等	停車場等	神社・寺院等	工場等	スタジアム等	自動車場等	航空機格納庫等	倉庫等	事務所等	特定複合用途防火対象物	非特定複合用途防火対象物	地下街		地下街	文化財
命令の内容等	命令件数	是正 "																															
第五條	改修命令	命令件数																															
		是正 "																															
	移転命令	命令件数																															
		是正 "																															
	除去命令	命令件数																															
		是正 "																															
	工場の停止命令	命令件数																															
		是正 "																															
	工場の中止命令	命令件数																															
		是正 "																															
その他の命令	命令件数																																
	是正 "																																
小計 (A)	命令件数																																
	是正 "																																
第五條の二	使用の禁止命令	命令件数																															
		是正 "																															
	使用の停止命令	命令件数																															
		是正 "																															
使用の制限命令	命令件数																																
	是正 "																																
小計 (B)	命令件数																																
	是正 "																																
第五條の三	行為の禁止命令	命令件数																															
		是正 "																															
	始末命令	命令件数																															
		是正 "																															
	除去命令【可燃物】	命令件数	1		1	1	1		22	10	25			3		1						3			2		101	3					
		是正 "	1		1	1	1		22	10	25			3		1						3			1		101	3					
	除去命令【物件】	命令件数							2	8	2			3												1	12						
	是正 "							2	8	2			3												1	12							
小計 (C)	命令件数	1		1	1	1		24	20	28			6		1						3			2	1	113	4						
	是正 "	1		1	1	1		24	20	28			6		1						3			1	1	113	4						
(A) + (B) + (C) 総計	命令件数	1		1	1	1		24	20	28			6		1						3			2	1	114	4						
	是正 "	1		1	1	1		24	20	28			6		1						3			1	1	114	4						

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
 2 「是正件数」は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに発せられた命令に基づき、令和5年3月31日までに是正された件数(令和5年3月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。)である。

資料1-1-64 重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果

(各年度3月31日現在)

消防用設備等	調査基準日	義務対象物数	重大違反対象物数	違反覚知からの経過年数						重大違反率	是正指導・是正措置中の対象物数	警告前段の行政指導実施中の対象物数	改修期限を定めている対象物数	警告対象物数	命令対象物数	告発対象物数
				1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	不明							
				A	B(B/B)	C(C/B)	D(D/B)	E(E/B)	F(F/B)							
屋内消火栓設備	令和4年度	95,684	429	205	86	53	50	35	0	0.45%	429	337	335	65	24	3
	令和3年度	94,559	410	153	98	58	49	52	0	0.43%	410	310	309	72	24	4
	令和2年度	96,576	458	159	127	48	50	74	0	0.47%	458	360	284	65	30	3
スプリンクラー設備	令和4年度	101,274	88	53	15	11	8	1	0	0.09%	88	66	66	18	4	0
	令和3年度	99,586	88	44	21	10	9	4	0	0.09%	88	57	56	22	9	0
	令和2年度	98,894	101	39	36	11	9	5	1	0.10%	101	67	52	20	14	0
自動火災報知設備	令和4年度	691,383	1,356	541	270	302	101	142	0	0.20%	1,356	1,130	1,126	171	45	10
	令和3年度	687,021	1,540	525	404	299	108	203	1	0.22%	1,540	1,297	1,289	173	62	8
	令和2年度	682,345	1,745	564	673	121	106	280	1	0.26%	1,745	1,482	1,185	192	65	6



(備考) 「重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果」より作成

資料1-1-65 消防同意処理状況

(件)

申請要旨	内訳		同意		不同意		合計	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
新築	186,796	180,127	12	4	186,808	180,131		
増築	15,876	15,574	1	5	15,877	15,579		
改築	438	405	0	0	438	405		
移転	83	63	0	0	83	63		
修繕	114	121	0	0	114	121		
模様替	109	95	0	0	109	95		
用途変更	1,651	1,553	0	1	1,651	1,554		
その他	2,531	2,341	0	0	2,531	2,341		
合計	207,598	200,279	13	10	207,611	200,289		

(備考) 「防火対象物実態等調査」により作成

資料1-1-66 全国における特定防火対象物のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置状況

(令和5年3月31日現在)

防火対象物の区分		設備の種類 設備の状況	スプリンクラー設備				自動火災報知設備			
			設置必要数	設置数	違反数	設置率 (%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率 (%)
(一)	イ 劇場等		821	821	0	100.0	3,769	3,766	3	99.9
	ロ 公会堂等		518	517	1	99.8	30,679	30,664	15	100.0
(二)	イ キャバレー等		3	3	0	100.0	456	452	4	99.1
	ロ 遊技場等		697	694	3	99.6	7,447	7,440	7	99.9
	ハ 性風俗特殊営業店舗等		1	1	0	100.0	131	130	1	99.2
	ニ カラオケボックス等		6	6	0	100.0	2,213	2,210	3	99.9
(三)	イ 料理店等		2	2	0	100.0	1,610	1,601	9	99.4
	ロ 飲食店		107	106	1	99.1	33,370	33,171	199	99.4
(四)	百貨店等		7,438	7,426	12	99.8	85,455	85,306	149	99.8
(五)	イ 旅館等		2,471	2,463	8	99.7	81,643	81,231	412	99.5
(六)	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	4,064	4,061	3	99.9	5,493	5,490	3	99.9
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	1,468	1,466	2	99.9	2,493	2,490	3	99.9
		(3) 病院((1)に掲げるものを除く)、有床診療所((2)に掲げるものを除く)、有床助産所	3,633	3,632	1	100.0	8,907	8,903	4	100.0
		(4) 無床診療所、無床助産所	260	260	0	100.0	22,242	22,213	29	99.9
		小 計	9,425	9,419	6	99.9	39,135	39,096	39	99.9
	ロ	(1) 老人短期入所施設等	44,714	44,692	22	100.0	46,983	46,958	25	99.9
		(2) 救護施設	268	268	0	100.0	227	227	0	100.0
		(3) 乳児院	119	119	0	100.0	164	164	0	100.0
		(4) 障害児入所施設	453	453	0	100.0	487	487	0	100.0
		(5) 障害者支援施設等	8,049	8,039	10	99.9	9,100	9,096	4	100.0
	小 計	53,603	53,571	32	99.9	56,961	56,932	29	99.9	
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	1,296	1,294	2	99.8	15,399	15,377	22	99.9
		(2) 更生施設	29	29	0	100.0	213	213	0	100.0
		(3) 保育所等	74	74	0	100.0	32,797	32,788	9	100.0
		(4) 児童発達支援センター等	50	50	0	100.0	1,798	1,796	2	99.9
		(5) 身体障害者福祉センター等	705	701	4	99.4	22,270	22,256	14	99.9
小 計	2,154	2,148	6	99.7	72,477	72,430	47	99.9		
ニ 幼稚園等		212	212	0	100.0	13,409	13,409	0	100.0	
(九)	イ 特殊浴場		15	15	0	100.0	1,294	1,292	2	99.8
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物		21,252	21,237	15	99.9	214,636	213,239	1,397	99.3
(十六の二)	地下街		56	56	0	100.0	58	58	0	100.0
(十六の三)	準地下街		5	5	0	100.0	6	6	0	100.0
合計			98,786	98,702	84	99.9	644,749	642,433	2,316	99.6

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
2 設置率は、小数点第2位を四捨五入している。

資料1-1-67 消防設備士の数

(令和5年3月31日現在)

種別	類別	種類							合計	
		特殊消防用設備等	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等	泡消火設備	二酸化炭素消火設備等	自動火災報知設備等	金属製避難はしご等	消火器		漏電火災警報器
甲種(人) (工事・整備)		4,910	154,956	49,541	44,305	319,851	40,791	-	-	614,354
乙種(人) (整備)		-	41,570	13,101	12,351	108,361	20,155	302,772	207,422	705,732

(備考) 1 「危険物取扱者消防設備士試験・免状統計表」により作成
2 設備士の数は、免状作成件数の累積である。

資料1-1-68 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

(令和5年3月31日現在)

防災防火対象物の区分	防災防火対象物数	カーテン・どん帳等を使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの		じゅうたんを使用しているもの		左のうち防災物品を全部使用しているもの		展示用合板を使用しているもの		
			適合率(%)	数	適合率(%)	数	適合率(%)	数	適合率(%)	数	
(一)	イ 劇場等	4,231	2,571	2,449	95.3%	1,925	1,836	95.4%	476	453	95.2%
	ロ 公会堂等	61,117	41,896	38,572	92.1%	25,115	22,727	90.5%	4,147	3,701	89.2%
(二)	イ キャバレー等	690	325	237	72.9%	350	288	82.3%	32	27	84.4%
	ロ 遊技場等	7,914	4,132	3,775	91.4%	3,852	3,611	93.7%	541	492	90.9%
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	182	132	111	84.1%	82	72	87.8%	7	5	71.4%
	ニ カラオケボックス等	2,081	1,177	1,065	90.5%	933	868	93.0%	143	135	94.4%
(三)	イ 料理店等	2,236	1,403	1,215	86.6%	1,305	1,168	89.5%	128	115	89.8%
	ロ 飲食店	81,144	39,585	32,513	82.1%	22,316	18,913	84.8%	4,007	3,507	87.5%
(四)	百貨店等	151,033	67,137	61,948	92.3%	33,222	30,329	91.3%	7,715	6,851	88.8%
(五)	イ 旅館等	55,357	43,617	40,432	92.7%	34,988	32,774	93.7%	2,659	2,426	91.2%
(六)	イ 病院等	61,974	45,444	42,933	94.5%	25,039	23,476	93.8%	4,028	3,711	92.1%
	ロ 特別養護老人ホーム等	54,306	44,494	42,497	95.5%	24,424	23,243	95.2%	3,995	3,732	93.4%
	ハ 老人デイサービスセンター等	88,909	64,922	60,945	93.9%	36,138	33,313	92.2%	5,982	5,557	92.9%
	ニ 幼稚園等	14,730	11,484	10,700	93.2%	5,996	5,558	92.7%	993	899	90.5%
(九)	イ 特殊浴場	1,470	1,091	974	89.3%	1,013	950	93.8%	78	69	88.5%
(十二)	ロ スタジオ	559	197	178	90.4%	155	147	94.8%	79	72	91.1%
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	331,832	151,756	120,701	79.5%	96,158	78,217	81.3%	17,429	13,358	76.6%
	ロ 非特定複合用途防火対象物	20,840	3,576	2,860	80.0%	2,285	1,884	82.5%	587	403	68.7%
(十六の二)	地下街	44	41	30	73.2%	32	27	84.4%	4	4	100.0%
(十六の三)	準地下街	7	6	4	66.7%	5	4	80.0%	1	1	100.0%
	高層建築物	61,008	27,065	23,155	85.6%	24,293	21,425	88.2%	4,704	4,014	85.3%
合計		1,001,664	552,051	487,294	88.3%	339,626	300,830	88.6%	57,735	49,532	85.8%

(備考) 1 「防火対象物実態等調査II」により作成
2 高層建築物(高さ31メートルを超える建築物)は、消防法施行令別表第一において区分されるものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防災防火対象物の区分」中、「高層建築物」の欄に計上。

資料1-1-69 検定申請状況及び型式適合検定合格数

(令和4年度)

種別	区分	型式試験申請数(件)	型式変更試験申請数(件)	型式適合検定申請数(個)	型式適合検定合格数(個)
		①消火器	大型	0	1
	小型	10	5	5,701,385	5,772,902
②消火器用消火薬剤	大型用	2	-	1,754	1,847
	小型用	-	-	98,928	100,889
③泡消火薬剤		2	-	1,899,470	1,900,010
④火災報知設備	感知器	29	5	7,597,694	7,478,103
	発信機	0	0	377,896	384,606
⑤中継器		7	3	547,756	552,302
⑥受信機		12	6	613,306	594,683
⑦住宅用防災警報器		10	4	5,395,126	5,755,117
⑧閉鎖型スプリンクラーヘッド		3	0	2,340,139	2,287,367
⑨流水検知装置		4	1	30,586	30,528
⑩一斉開放弁		3	0	18,250	18,390
⑪金属製避難はしご		0	0	160,849	161,674
⑫緩降機		0	0	5,789	5,679
合計		82	25	24,831,977	25,086,936

(備考) 1 「日本消防検定協会」により作成
2 型式試験(型式変更試験)とは、日本消防検定協会又は登録検定機関が、型式承認を受けようとする検定対象機械器具等が技術上の基準に適合しているかどうかについて行う試験

資料1-1-70 特殊消防用設備等の認定件数

(令和5年3月31日現在)

特殊消防用設備等	概要	代えられる消防用設備等	認定件数
加圧防煙システム	特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビー等の消防活動拠点を給気し加圧することにより、拠点における一定の安全性を確保するとともに、火災室から排煙を行うことにより、火災時において消防隊を煙や熱から防護し、その消防活動を効果的に支援する性能を有する設備である。(平成21年9月15日告示基準を制定)	排煙設備	26件
ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン(FK-5-1-12)を消火剤とする消火設備	新たなガス消火剤であるドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン(FK-5-1-12)を噴射ヘッドから放出する消火設備であり、無人の電算機室等に用いられる。オゾン層破壊係数が0である、地球温暖化係数が小さい、人体に対する安全性が高い等の特徴を有する。(平成22年8月26日消防法施行規則を改正)	ハロゲン化物消火設備	4件
複数の総合操作盤を用いた総合消防防災システム	大規模・高層の防火対象物において、管理区分や建築構造等に応じエリアごとに複数の総合操作盤を設置し、それぞれのエリアごとに消防防災上の分散管理を行うとともに、各総合操作盤の間で情報伝達や連動制御を行い、当該防火対象物全体を有機的に監視・制御するシステムである。	総合操作盤	10件
火災温度上昇速度を監視する機能を付加した防災システム	従来の自動火災報知設備に、火災温度上昇速度を監視する機能を付加し、火災の拡大をより迅速かつ確実に把握することができるシステムである。	自動火災報知設備	4件
閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備	駐車場における火災に対し、近傍の閉鎖型ヘッドが自動的に作動し、当該ヘッドから放射された水系消火剤により効果的に消火する設備である。(平成26年3月28日告示基準を制定)	泡消火設備	10件
インバーター制御ポンプを使用するスプリンクラー設備	従来のポンプ方式に付置したインバーターにより、警戒区域ごとに電動機の回転数を制御することで加圧送水装置の吐出圧力を調整し、建物内すべてのスプリンクラーヘッドにおいて、適正な圧力で放水することができる消火設備である。(平成20年12月26日消防法施行規則を改正)	スプリンクラー設備	1件
空調設備と配管を兼用するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備に必要とされる防火安全性能を確保しつつ、スプリンクラー設備と輻射パネル式空調設備の配管を一部兼用することで、省資源・省コスト等を実現した消火設備である。	スプリンクラー設備	1件
閉鎖型水噴霧ヘッドを使用した消火設備	新たに開発した「閉鎖型水噴霧ヘッド」を使用し、通常の水噴霧消火設備より高い放水圧と効果的な散水パターンを得られるよう工夫されたデフレクターにより、高い消火・延焼抑制効果を発揮することができる消火設備である。	水噴霧消火設備	8件
大空間排煙設備	火災時に煙層を消防活動上支障のない高さで安定させる設備で、仕様規定と同等以上の排煙性能を有する設備である。	排煙設備	7件
放射時間を延長した窒素ガス消火設備	使用する機器は、従来の不活性ガス(窒素)消火設備と同じ機器であるが、消火剤放射時間を延長する代わりに防護区画の耐火性能を高めることで、密閉性能を維持している消火設備である。	不活性ガス消火設備	6件
駐車場排気ダクト兼用排煙設備	排煙ダクトと排気ダクトを兼用することで消火活動上支障ない駐車場空間を確保した排煙設備である。	排煙設備	1件
合 計			78件

資料1-1-71 世界各都市（地域）の火災状況

都市名・地域名(国名・地域名)	管内面積(km ²)	人口(万人)	消防職員数(人)	出火件数(件)	出火率人口1万人当たりの出火件数(件)	死者数(人)	人口100万人当たりの死者数(人)	死者1人当たりの出火件数(件)	主な出火原因		
									1位	2位	3位
西オーストラリア州(オーストラリア連邦)	2,646,000	279	1,202	8,728	31.3	6	2.2	1,454.7	事故	放火	天候
バーレーン王国	786	—	604	1,566	—	—	—	—	電気	不注意	放火
ダッカ(バングラデシュ人民共和国)	1464	2,249	783	1,711	0.8	22	1.0	77.8	短絡	オープン	タバコ
バンドル・スリ・ブガワン(ブルネイ・ダルサラーム国)	571	43	765	695	16.2	—	—	—	電気事故	調理時不在	タバコ
香港特別行政区(中華人民共和国)	1107	749	10,394	4,819	6.4	28	3.7	172.1	調理過熱	電気事故	不注意
イスラエル国	22,145	966	2,064	68,993	71.4	35	3.6	1,971.2	電気事故	放火	不注意
クアラルンプール(マレーシア)	243	198	948	1,024	5.2	5	2.5	204.8	抵抗加熱	ガス機器	赤熱火
ウランバートル(モンゴル国)	4,740	—	—	1,755	—	19	—	92.4	裸火	電気	暖炉
ウェリントン(ニュージーランド)	290	21	149	283	13.5	0	—	—	調理時不在	タバコ	不法行為
ポートモレスビー(パプアニューギニア独立国)	—	—	101	86	—	2	—	—	不明	電気	事故
マニラ首都圏(フィリピン共和国)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ソウル(大韓民国)	605	941	7,434	5,396	5.7	37	3.9	145.8	不注意	電気	不明
シンガポール共和国	—	564	2,759	1,799	3.2	6	1.1	299.8	電気	調理過熱	タバコ
バンコク(タイ王国)	1,569	549	1,673	1,790	3.3	12	2.2	149.2	火災原因調査は警察局の担当	—	—
ハノイ(ベトナム社会主義共和国)	3,359	840	—	435	0.5	23	2.7	18.9	電気	裸火	放火
日本の各都市名	管内面積(km ²)	人口(万人)	消防職員数(人)	出火件数(件)	出火率人口1万人当たりの出火件数(件)	死者数(人)	人口100万人当たりの死者数(人)	死者1人当たりの出火件数(件)	主な出火原因		
									1位	2位	3位
札幌	1,121	196	1,733	387	2.0	25	12.8	15.5	電気関係	こんろ	放火(疑い含む)
仙台	786	106	1,099	209	1.9	7	6.6	29.9	電灯・電話等の配線	たばこ	放火(疑い含む)
新潟	726	77	950	146	1.9	5	6.5	29.2	たばこ	ストーブ	こんろ
さいたま	217	134	1,393	307	2.3	6	4.5	51.2	放火(疑い含む)	たばこ	こんろ
千葉	272	98	946	250	2.6	7	7.1	35.7	たばこ	放火(疑い含む)	ガステーブル等
東京	1,769	1,372	18,684	3,953	2.9	89	6.5	44.4	放火(疑い含む)	たばこ	ガステーブル等
横浜	438	377	3,666	639	1.7	14	3.7	45.7	たばこ	放火(疑い含む)	電気機器
川崎	144	154	1,436	345	2.3	5	3.3	69.0	放火(疑い含む)	こんろ	たばこ
相模原	329	72	732	166	2.3	3	4.2	55.3	たばこ	放火(疑い含む)	電気機器
浜松	1,558	79	890	180	2.3	5	6.3	36.0	たばこ	放火(疑い含む)	たき火
静岡	2,357	86	1,039	199	2.3	9	10.5	22.1	たばこ	配線器具	放火(疑い含む)
名古屋	327	232	2,403	508	2.2	17	7.3	29.9	たばこ	こんろ	放火(疑い含む)
京都	828	139	1,723	193	1.4	4	2.9	48.3	たばこ	コード	電気機器
大阪	225	273	3,810	643	2.4	19	7.0	33.9	たばこ	放火(疑い含む)	電気配製品
堺	173	93	1,055	203	2.2	8	8.6	25.4	放火(疑い含む)	こんろ/たばこ	—
神戸	557	150	1,457	416	2.8	15	10.0	27.7	放火(疑い含む)	電気関係	たばこ
岡山	1,059	71	827	165	2.3	4	5.6	41.3	たき火	放火(疑い含む)	たばこ/配線器具
広島	1,457	125	1,350	257	2.1	9	7.2	28.6	たばこ	こんろ	放火(疑い含む)
北九州	493	92	1,050	247	2.7	12	13.0	20.6	たばこ	放火(疑い含む)	たき火・火入れ
福岡	343	163	1,119	266	1.6	10	6.1	26.6	こんろ	たばこ	放火(疑い含む)
熊本	533	77	870	213	2.8	9	11.7	23.7	たき火	放火(疑い含む)	たばこ

- (注) 1 日本の各都市の火災状況に関するデータについては令和4年のもの。
 2 日本の各都市の火災状況以外に関するデータについては令和5年4月1日現在のもの。
 3 海外の各都市のデータは2022年のもの(アジア消防長協会「イフカ」提供)。データについては、イフカ会員が所属するアジア・オセアニア地域の消防機関から2023年5月末までに回答があったものをそのまま記載
 4 各都市における火災の定義は異なる。
 5 人口については、千人単位を四捨五入したもの。
 6 消防職員数については、日本国内は定員数、海外については常勤職員の総数。
 7 東京については、受託地域を含む東京消防庁管轄区域による。
 8 静岡については、受託地域を含む静岡市消防局管轄区域による。
 9 堺については、受託地域を含む堺市消防局管轄区域による。
 10 岡山については、受託地域を含む岡山市消防局管轄区域による。
 11 広島については、受託地域を含む広島市消防局管轄区域による。
 12 熊本については、受託地域を含む熊本市消防局管轄区域による。
 13 端数処理をしているため、数値等が一致しない場合がある。

資料1-2-1 危険物施設数の推移

(各年3月31日現在)

年	製造所等の別 総計	製造所	貯蔵										取扱				
			小計	屋内 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	屋内 タンク 貯蔵所	地下 タンク 貯蔵所	簡易 タンク 貯蔵所	移動 タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所	小計	給油 取扱所	第一種 販売 取扱所	第二種 販売 取扱所	移送 取扱所	一般 取扱所	
																	製造所
昭和34年	95,207	2,523	63,303	23,566	19,090	2,048	5,484	7,237	3,527	2,351	29,381	19,937	1,702		7,742		
昭和42年	213,526	3,008	140,842	34,163	48,975	8,863	23,891	4,648	15,190	5,112	69,676	42,347	2,059		25,270		
昭和43年	246,767	3,164	157,456	36,523	53,938	9,993	28,243	4,731	17,856	6,172	86,147	49,041	2,478		34,628		
昭和44年	279,012	3,309	175,150	38,880	59,504	11,172	33,142	4,793	20,556	7,103	100,553	54,060	2,907		43,586		
昭和45年	308,784	3,459	192,155	40,709	64,693	12,334	38,852	4,767	22,645	8,155	113,170	58,096	3,274		51,800		
昭和46年	346,113	3,684	213,883	43,254	71,320	13,611	45,880	4,849	25,396	9,573	128,546	62,749	3,553		62,244		
昭和47年	377,123	3,789	231,972	44,872	76,090	14,667	52,132	4,805	28,484	10,922	141,362	66,638	3,722	91	70,911		
昭和48年	410,158	3,929	251,372	46,769	81,388	15,575	58,913	4,748	32,139	11,840	154,857	71,049	3,697	163	79,948		
昭和49年	461,500	4,037	288,771	50,253	91,596	16,840	68,423	4,774	36,049	12,836	168,692	74,697	3,763	258	89,974		
昭和50年	495,161	3,961	312,009	53,239	97,846	17,534	75,642	4,578	39,364	13,806	179,191	76,879	3,727	319	97,118		
昭和51年	512,675	4,035	323,827	55,140	99,401	17,936	80,906	4,540	41,909	14,813	184,813	78,508	3,717	374	100,989		
昭和52年	527,118	4,104	333,440	56,772	99,626	18,236	85,874	4,496	44,266	15,170	189,574	79,998	3,675	464	104,208		
昭和53年	539,532	4,124	341,341	57,819	99,456	18,632	80,734	4,286	46,333	15,081	194,067	81,288	3,626	513	107,389		
昭和54年	552,597	4,184	349,777	58,528	98,984	18,929	80,823	4,194	49,427	15,892	198,636	82,900	3,538	541	110,341		
昭和55年	575,376	4,272	366,356	60,165	100,373	19,451	80,923	4,187	52,350	16,748	204,748	84,588	3,462	604	114,737		
昭和56年	587,052	4,346	373,465	61,554	97,509	19,923	77,586	4,076	54,986	17,662	209,241	86,056	3,416	647	117,756		
昭和57年	596,575	4,393	379,572	62,789	97,007	20,013	77,013	3,953	57,126	18,430	212,430	86,962	3,351	667	120,068		
昭和58年	601,905	4,435	382,914	63,440	96,341	19,955	76,386	3,871	58,662	19,291	214,556	87,678	3,284	705	121,509		
昭和59年	607,040	4,477	386,406	63,598	96,057	19,878	76,179	3,742	61,019	20,157	216,157	88,143	3,221	729	122,673		
昭和60年	613,364	4,560	390,825	63,878	95,685	19,831	76,154	3,638	64,393	21,051	217,979	88,582	3,124	744	124,129		
昭和61年	617,540	4,598	393,419	64,081	94,998	19,621	75,377	3,531	66,998	21,936	219,523	88,882	3,040	739	125,460		
昭和62年	620,783	4,657	395,877	63,980	94,334	19,465	74,869	3,435	69,976	22,817	220,249	88,890	2,939	758	126,265		
昭和63年	574,720	4,677	397,687	63,693	93,497	19,354	74,143	3,361	72,957	23,713	212,356	89,088	2,845	766	127,276		
平成元年	578,881	4,722	400,597	63,562	93,105	19,150	74,155	3,288	76,451	24,667	213,562	89,506	2,768	765	127,915		
平成2年	582,911	4,775	403,577	63,426	92,778	18,955	74,823	3,199	79,308	25,581	214,559	89,814	2,696	776	128,631		
平成3年	561,184	4,774	385,975	61,350	87,950	17,999	70,000	2,954	71,596	26,530	215,435	89,388	2,630	657	129,387		
平成4年	562,980	4,917	387,019	61,522	87,550	17,710	70,000	2,866	73,111	27,461	216,044	89,616	2,554	640	130,169		
平成5年	562,250	4,975	386,022	61,285	87,038	17,459	70,000	2,812	73,699	28,393	216,723	89,996	2,464	652	131,077		
平成6年	560,790	5,013	383,979	60,862	86,272	17,168	70,000	2,699	73,704	29,311	217,198	90,447	2,395	647	132,079		
平成7年	561,295	5,046	383,683	60,304	85,764	16,880	70,000	2,589	75,307	30,206	217,566	91,418	2,321	647	132,798		
平成8年	561,094	5,071	382,941	59,824	85,114	16,598	70,000	2,500	76,575	31,082	218,082	92,037	2,256	660	133,751		
平成9年	560,108	5,126	382,409	59,221	84,553	16,315	70,000	1,965	77,881	31,957	218,573	91,583	2,196	652	134,777		
平成10年	556,647	5,159	380,337	58,697	83,902	16,133	70,000	1,906	78,184	32,817	219,151	90,226	2,146	641	135,779		
平成11年	551,371	5,156	377,229	58,073	82,877	15,848	70,000	1,828	78,404	33,686	219,886	89,382	2,075	645	136,534		
平成12年	546,043	5,145	374,034	57,246	81,646	15,497	70,000	1,768	79,027	34,552	220,664	88,616	2,017	638	137,250		
平成13年	542,068	5,160	371,351	56,722	80,260	15,311	70,000	1,703	79,802	35,418	221,557	87,182	1,963	631	138,045		
平成14年	537,825	5,183	368,561	56,010	79,264	15,022	70,000	1,646	80,356	36,283	222,481	85,869	1,876	625	138,889		
平成15年	530,484	5,085	363,829	55,178	77,631	14,709	70,000	1,586	80,194	37,147	223,417	84,371	1,807	618	139,754		
平成16年	523,341	5,076	358,786	54,577	76,147	14,368	70,000	1,514	79,804	38,012	224,359	82,814	1,737	611	140,625		
平成17年	514,990	5,050	352,872	54,337	74,724	14,086	70,000	1,446	78,683	38,877	225,286	81,104	1,681	600	141,500		
平成18年	506,245	5,058	346,532	53,770	73,428	13,803	70,000	1,384	77,630	39,742	226,213	79,642	1,632	591	142,425		
平成19年	496,789	5,107	339,728	53,720	72,213	13,363	70,000	1,307	76,262	40,607	227,139	78,310	1,584	583	143,350		
平成20年	486,812	5,121	332,859	53,473	70,898	12,965	70,000	1,247	74,513	41,472	228,066	76,982	1,523	567	144,275		
平成21年	475,989	5,154	325,590	53,182	69,756	12,574	70,000	1,204	72,387	42,337	228,993	75,654	1,480	554	145,200		
平成22年	465,685	5,164	318,562	52,637	68,606	12,287	70,000	1,170	70,232	43,202	229,920	74,326	1,428	551	146,125		
平成23年	455,829	5,152	311,996	52,219	67,470	11,923	70,000	1,141	68,746	44,067	230,847	73,215	1,381	542	147,050		
平成24年	447,277	5,150	305,975	51,516	66,294	11,679	70,000	1,114	68,299	44,912	231,774	72,104	1,333	537	147,975		
平成25年	436,918	5,160	299,142	51,245	65,330	11,502	70,000	1,101	67,916	45,757	232,701	71,003	1,293	538	148,900		
平成26年	428,541	5,154	293,544	50,888	64,206	11,296	70,000	1,060	67,665	46,602	233,628	70,003	1,245	529	149,825		
平成27年	422,029	5,106	289,034	50,553	63,093	11,021	70,000	1,019	67,498	47,447	234,555	69,003	1,209	518	150,750		
平成28年	416,234	5,088	284,849	50,201	62,120	10,802	70,000	1,002	67,170	48,292	235,482	68,003	1,178	510	151,675		
平成29年	410,651	5,096	280,863	50,023	61,124	10,586	70,000	986	66,733	49,137	236,409	67,003	1,138	499	152,600		
平成30年	405,238	5,093	276,879	49,811	60,360	10,386	70,000	961	65,806	50,002	237,336	66,003	1,107	493	153,525		
平成31年	400,639	5,098	273,641	49,717	59,699	10,170	70,000	940	65,425	50,847	238,263	65,003	1,078	482	154,450		
令和2年	396,457	5,077	270,722	49,613	59,035	9,988	70,000	933	65,124	51,692	239,190	64,003	1,050	474	155,375		
令和3年	392,619	5,045	268,074	49,590	58,225	9,837	70,000	908	64,965	52,537	240,117	63,003	1,028	469	156,300		
令和4年	388,576	5,051	265,333	49,502	57,525	9,687	70,000	893	64,679	53,382	241,044	62,003	999	462	157,225		
令和5年	385,131	5,046	262,959	49,532	56,893	9,557	70,000	886	64,318	54,227	241,971	61,003	966	458	158,150		

(備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成
 2 昭和34年(1966年)は9月30日現在である。
 3 東日本大震災の影響により、平成23年、平成24年の岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部のデータについては、平成22年3月31日現在の件数で集計している。

資料 1-2-2 容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数（完成検査済証交付施設）

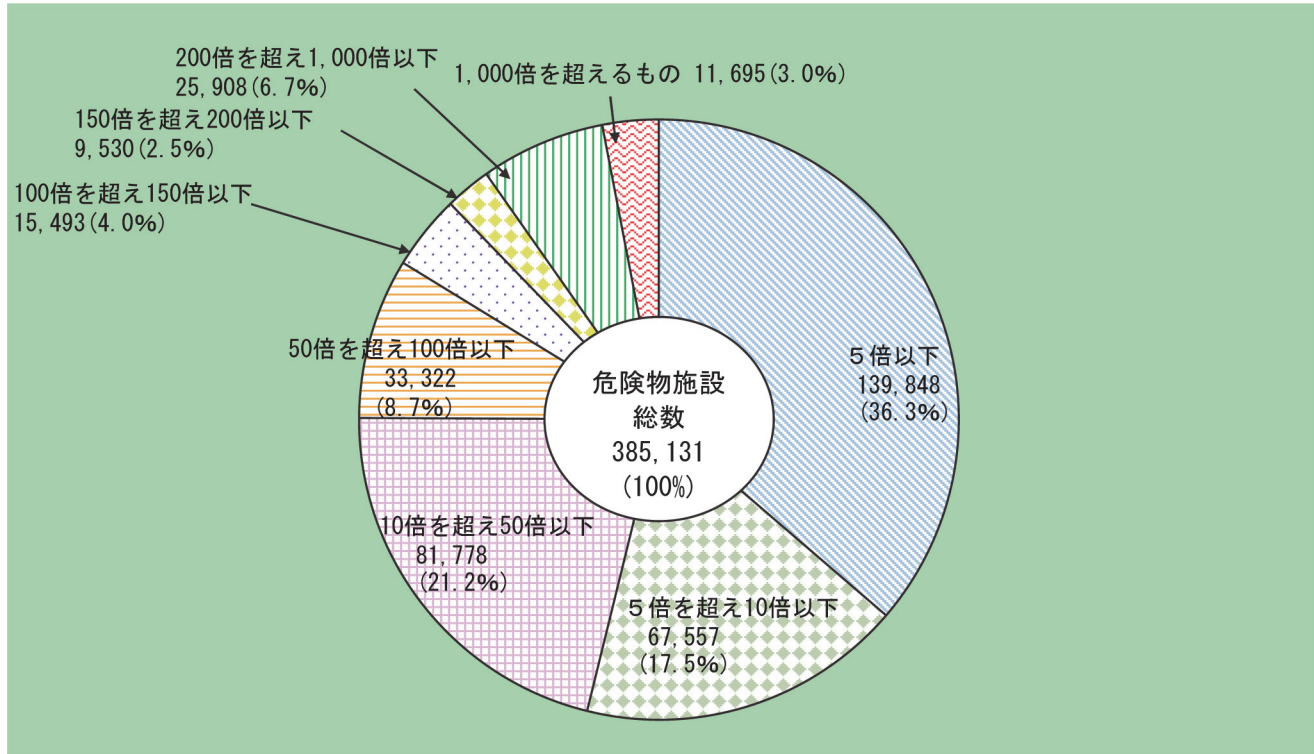
（令和5年3月31日現在）

都道府県	容量 合計	1000kl未満の 屋外タンク 貯蔵所	1000kl以上の 屋外タンク 貯蔵所	左の内訳				
				1000kl以上 5000kl未満	5000kl以上 1万kl未満	1万kl以上 5万kl未満	5万kl以上 10万kl未満	10万kl以上
北海道	2,425	1,882	543	223	119	95	16	90
青森	728	578	150	74	18	7	0	51
岩手	551	537	14	10	1	0	0	3
宮城	818	691	127	51	21	38	17	0
秋田	524	468	56	28	8	4	0	16
山形	559	542	17	15	2	0	0	0
福島	1,344	1,249	95	54	3	18	20	0
茨城	2,719	2,491	228	99	42	52	19	16
栃木	975	961	14	14	0	0	0	0
群馬	1,330	1,315	15	15	0	0	0	0
埼玉	947	940	7	6	1	0	0	0
千葉	4,358	3,493	865	372	228	163	98	4
東京	311	276	35	25	10	0	0	0
神奈川	2,926	2,160	766	364	210	182	10	0
新潟	1,441	1,285	156	99	28	12	13	4
富山	1,030	966	64	35	7	22	0	0
石川	627	579	48	35	13	0	0	0
福井	733	671	62	27	2	0	3	30
山梨	255	252	3	3	0	0	0	0
長野	914	895	19	19	0	0	0	0
岐阜	1,121	1,117	4	4	0	0	0	0
静岡	2,323	2,218	105	99	6	0	0	0
愛知	2,909	2,579	330	148	79	65	26	12
三重	2,502	2,182	320	201	24	67	18	10
滋賀	728	728	0	0	0	0	0	0
京都	316	300	16	8	4	4	0	0
大阪	1,562	1,300	262	121	50	70	17	4
兵庫	2,367	2,222	145	106	33	6	0	0
奈良	176	176	0	0	0	0	0	0
和歌山	1,204	984	220	89	62	43	15	11
鳥取	180	153	27	24	3	0	0	0
島根	366	360	6	6	0	0	0	0
岡山	2,349	1,847	502	268	107	97	19	11
広島	1,336	1,248	88	62	3	16	7	0
山口	2,423	1,924	499	218	116	118	33	14
徳島	411	393	18	13	0	5	0	0
香川	502	416	86	14	45	23	0	4
愛媛	1,172	954	218	92	80	35	9	2
高知	325	316	9	9	0	0	0	0
福岡	1,640	1,470	170	123	36	3	0	8
佐賀	423	414	9	9	0	0	0	0
長崎	671	617	54	31	18	0	0	5
熊本	806	782	24	21	3	0	0	0
大分	999	833	166	59	52	42	13	0
宮崎	527	491	36	33	3	0	0	0
鹿児島	1,117	956	161	51	7	1	2	100
沖縄	585	447	138	23	17	22	24	52
(県別)計	56,555	49,658	6,897	3,400	1,461	1,210	379	447
構成比%	100.0%	87.8%	12.2%	6.0%	2.6%	2.1%	0.7%	0.8%

- (備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 1-2-3 危険物施設の規模別構成比

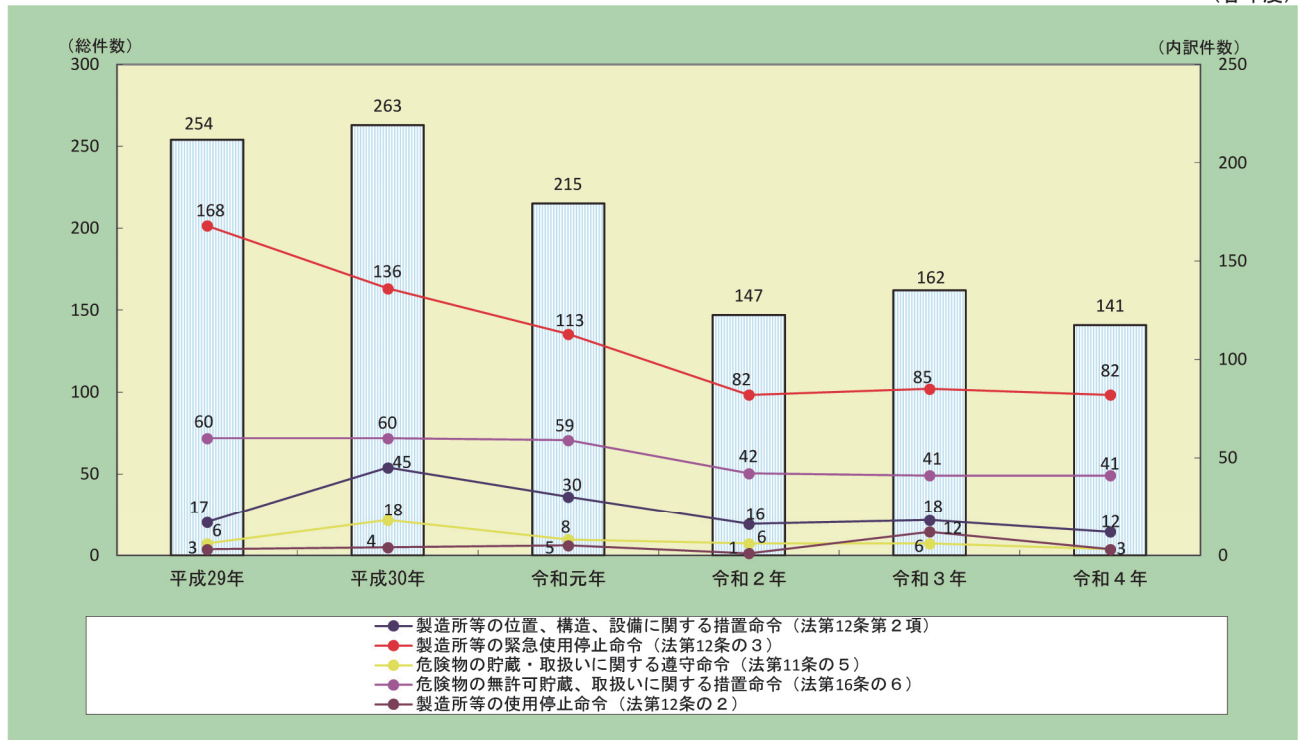
(令和5年3月31日現在)



- (備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成
 2 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を危険物の規制に関する政令別表第三で定める指定数量で除して得た数値である。
 3 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 1-2-4 危険物施設等に関する措置命令等の推移

(各年度)



(備考) 「危険物規制事務調査」により作成

資料 1-2-5 危険物施設の火災及び流出事故件数の推移（過去 20 年）

（各年中）

年	危険物施設 事故の別	製造所	貯 蔵 所						取 扱 所					
			屋内 貯蔵所	屋外タンク 貯蔵所	屋内タンク 貯蔵所	地下タンク 貯蔵所	簡易タンク 貯蔵所	移動タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所	給油 取扱所	第一種販売 取扱所	第二種販売 取扱所	移送 取扱所	一般 取扱所
平成15年	火災	24	2	2	0	0	0	11	0	38	0	0	0	111
	流出	14	2	54	4	47	0	79	0	71	0	0	2	79
平成16年	火災	33	6	1	0	1	0	10	0	37	0	0	0	107
	流出	11	2	40	10	64	0	65	0	84	0	0	6	77
平成17年 (2005年)	火災	27	2	4	0	0	0	7	0	26	0	0	0	122
	流出	10	1	61	3	76	0	73	1	81	0	0	6	80
平成18年	火災	35	0	3	0	1	0	5	0	40	0	0	0	139
	流出	19	0	52	5	71	1	66	0	78	0	0	8	75
平成19年	火災	27	5	4	0	0	0	1	0	27	0	0	1	104
	流出	20	0	94	12	78	0	56	0	75	0	0	11	88
平成20年	火災	23	4	5	0	0	0	1	0	27	0	0	0	116
	流出	17	1	52	6	65	0	62	0	84	0	0	7	90
平成21年	火災	30	1	4	0	0	0	4	0	30	0	0	0	93
	流出	19	1	49	6	54	0	68	1	67	0	0	9	86
平成22年 (2010年)	火災	40	2	1	0	0	0	4	0	29	0	0	0	103
	流出	16	2	56	3	55	0	42	3	69	0	0	9	102
平成23年	火災	30	6	2	0	0	0	2	0	29	0	0	1	119
	流出	26	1	62	8	55	0	52	2	79	0	0	16	95
平成24年	火災	27	2	5	1	0	0	6	0	29	0	0	0	128
	流出	25	1	81	6	48	0	48	0	59	0	0	11	96
平成25年	火災	32	2	2	0	0	0	6	0	22	0	0	0	124
	流出	25	1	73	5	46	0	60	0	56	0	0	9	101
平成26年	火災	36	5	1	0	1	0	8	0	26	0	0	0	126
	流出	40	0	73	5	43	0	75	1	65	0	0	7	87
平成27年 (2015年)	火災	28	1	4	1	0	0	3	0	19	0	1	2	156
	流出	20	2	63	9	44	0	46	1	61	0	0	12	87
平成28年	火災	30	4	6	0	1	0	8	0	32	0	0	1	133
	流出	22	1	64	7	33	0	57	1	69	0	0	10	92
平成29年	火災	38	2	12	0	0	0	2	0	26	0	0	0	115
	流出	26	0	77	6	44	0	72	1	52	0	0	9	82
平成30年	火災	39	2	2	0	1	0	7	0	23	0	0	1	131
	流出	33	2	76	4	39	0	72	2	77	0	0	10	88
令和元年	火災	30	6	9	0	0	0	3	1	31	0	0	1	137
	流出	38	4	70	4	31	0	59	1	71	0	0	18	84
令和2年 (2020年)	火災	27	1	4	0	0	0	3	0	30	0	0	0	122
	流出	36	5	71	7	35	0	57	0	62	0	0	11	91
令和3年	火災	44	1	3	0	1	0	6	0	35	0	0	0	134
	流出	52	1	72	7	32	1	66	3	75	0	0	14	99
令和4年	火災	29	2	4	0	0	0	6	1	31	0	0	1	152
	流出	46	0	78	7	36	0	55	0	63	0	0	9	121

（備考） 1 「危険物に係る事故の概要」により作成
 2 震度6弱以上（平成8年9月以前は震度6以上）の地震により発生した事故件数を除く。

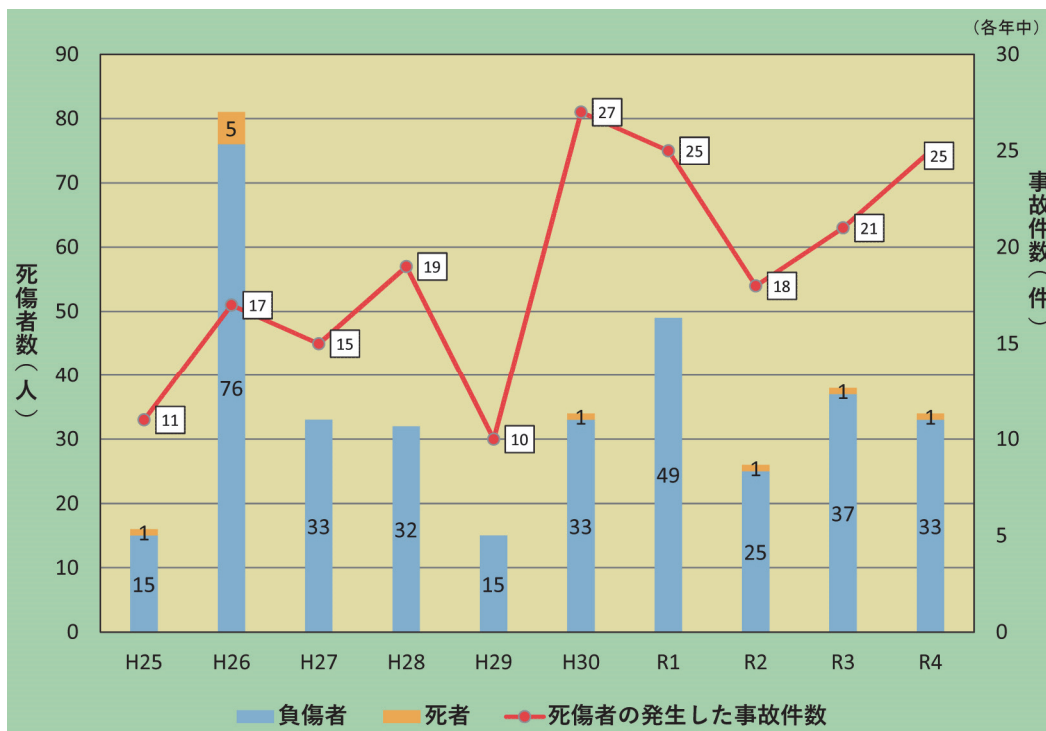
資料1-2-6 危険物施設における火災発生原因の推移（過去15年）

(各年中)

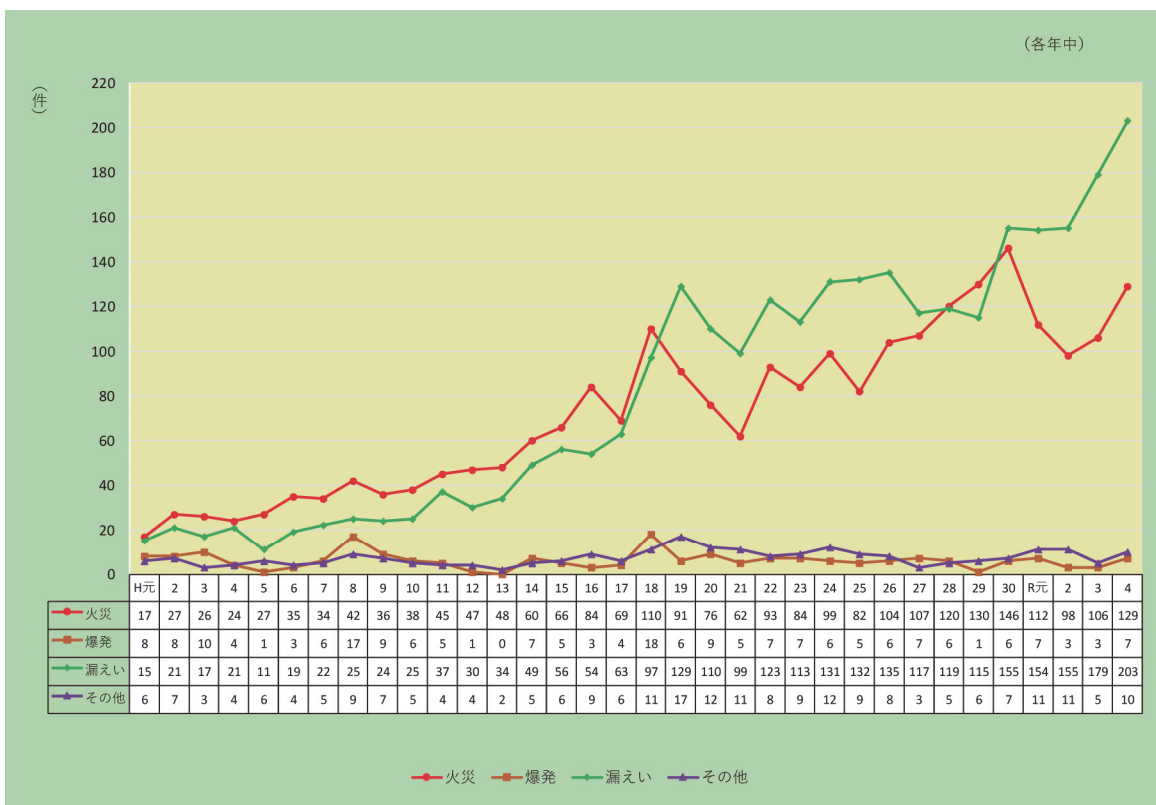
発生原因	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		
	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	
人的要因	維持管理不十分	41	23.3	45	27.8	53	29.6	40	21.2	41	20.7	43	22.9	60	29.6	56	26.0	44	20.5	32	16.4	47	22.8	49	22.5	33	17.6	41	18.3	47	20.8
	誤操作	9	5.1	9	5.6	9	5.0	13	6.9	19	9.6	13	6.9	15	7.4	15	7.0	17	7.9	19	9.7	9	4.4	21	9.6	13	7.0	19	8.5	18	8.0
	操作確認不十分	20	11.4	29	17.9	19	10.6	27	14.3	29	14.6	26	13.8	24	11.8	38	17.7	22	10.2	31	15.9	30	14.6	25	11.5	36	19.3	38	17.0	26	11.5
	操作未実施	25	14.2	8	4.9	13	7.3	19	10.1	8	4.0	12	6.4	14	6.9	9	4.2	14	6.5	6	3.1	13	6.3	21	9.6	15	8.0	13	5.8	18	8.0
	監視不十分	10	5.7	12	7.4	10	5.6	9	4.8	13	6.6	11	5.9	11	5.4	8	2.8	8	3.7	6	3.1	11	5.3	8	3.7	9	4.8	9	4.0	8	3.5
小計	105	59.7	103	63.6	104	58.1	108	57.1	110	55.6	105	55.9	124	61.1	124	57.7	105	48.8	94	48.2	110	53.4	124	56.9	106	56.7	120	53.6	117	51.8	
物的要因	腐食疲労等劣化	14	8.0	6	3.7	13	7.3	13	6.9	18	9.1	22	11.7	14	6.9	16	7.4	23	10.7	23	11.8	17	8.3	21	9.6	17	9.1	25	11.2	23	10.2
	設計不良	9	5.1	12	7.4	12	6.7	12	6.3	17	8.6	12	6.4	17	8.4	10	4.7	17	7.9	16	8.2	10	4.9	8	3.7	10	5.3	12	5.4	18	8.0
	故障	11	6.3	8	4.9	9	5.0	12	6.3	10	5.1	9	4.8	14	6.9	13	6.0	6	2.8	7	3.6	10	4.9	13	6.0	7	3.7	6	2.7	16	8.0
	施工不良	6	3.4	5	3.1	4	2.2	6	3.2	8	4.0	3	1.6	5	2.5	8	3.7	15	7.0	15	7.7	16	7.8	16	7.3	9	4.8	15	6.7	14	6.2
	破損	5	2.8	6	3.7	7	3.9	2	1.1	7	3.5	8	4.3	7	3.4	13	6.0	14	6.5	8	4.1	6	2.9	6	2.8	9	4.8	3	1.3	9	4.0
小計	45	25.6	37	22.8	45	25.1	45	23.8	60	30.3	54	28.7	57	28.1	60	27.8	75	34.9	69	35.4	59	28.6	64	29.4	52	27.8	61	27.2	82	38.3	
その他の要因	放火等	3	1.7	5	3.1	4	2.2	2	1.1	0	0	1	0.5	2	1.0	0	0	3	1.4	5	2.6	2	1.0	0	0	6	3.2	1	0.4	0	0
	交通事故	1	0.6	1	0.6	1	0.6	2	1.1	1	0.5	2	1.1	6	3.0	0	0	1	0.5	3	1.5	1	0.5	0	0	0	0	1	0.4	0	0
	墮落	2	1.1	2	1.2	2	1.1	0	0	6	3.0	0	0	2	1.0	5	2.3	10	4.7	9	4.6	11	5.3	11	5.0	7	3.7	19	8.5	8	3.5
	風水害等	1	0.6	0	0	2	1.1	1	0.5	0	0	0	0	1	0.5	0	0	1	0.5	2	1.0	2	1.0	2	0.9	0	0	5	2.2	0	0
	悪天候	10	5.7	0	0	1	0.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	17	9.7	8	4.9	10	5.6	5	2.6	7	3.5	3	1.6	11	5.4	5	2.3	15	7.0	19	9.7	16	7.8	13	6.0	13	7.0	26	11.6	8	3.5	
不明	0	0	9	5.6	12	6.7	15	7.9	10	5.1	20	10.6	7	3.4	20	9.3	17	7.9	11	5.6	20	9.7	15	6.9	15	8.0	15	6.7	16	7.1	
調査中	9	5.1	5	3.1	8	4.5	16	8.5	11	5.6	6	3.2	4	2.0	6	2.8	3	1.4	2	1.0	1	0.5	2	0.9	1	0.5	2	0.9	3	1.3	
合計	176	100	162	100	179	100	189	100	198	100	188	100	203	100	215	100	215	100	195	100	206	100	218	100	187	100	224	100	226	100	

(備考) 1 「危険物に係る事故の概要」により作成
 2 震災6県以上の地域により発生した事故件数を除く。
 3 平成15年から、人的要因に監視不十分が追加された。
 4 その他の要因の「悪天候」は、平成17年までは「その他」であった。
 5 人的要因の「維持管理不十分」、「操作確認不十分」及び「操作未実施」は、平成19年まではそれぞれ「管理不十分」、「確認不十分」、「不作為」であった。(内容は同じ。)
 6 その他の要因の「風水害等」は、平成29年までは「地震等災害」であった。
 7 端数処理をしているため、合計等が一致しない場合がある。

資料 1-3-1 死傷者の発生した一般事故件数及び死傷者の推移



資料 1-3-2 事故種別ごとの一般事故件数の推移



資料 1-3-3 特定事業所種別ごとの一般事故発生件数

(令和4年中)

特定事業所別	特定事業所数 (A)	事故件数 (B)	事故の総件数に対する割合(%)	一事業所あたりの事故発生件数(B/A)
第一種事業所	325	275	78.8	0.85
レイアウト事業所	148	242	69.3	1.64
上記以外の事業所	177	33	9.5	0.19
第二種事業所	325	74	21.2	0.23
合 計	650	349	100	0.54

(備考)1 「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要(令和4年中)」により作成

- 2 特定事業所数は、令和4年4月1日現在
- 3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-3-4 特定事業所業態別の一般事故件数

(令和4年中)

業 態	内 容				件 数		業態別事故発生件数	
	火 災	爆 発	漏 えい	その他	小 計	事故の総件数に対する割合(%)	業態別事業所数	一事業所あたりの事故発生件数
食料品製造業関係	1		3		4	1.1	13	0.31
パルプ・紙・紙加工製造業関係	3				3	0.9	3	1.00
化学工業関係	40	5	61	2	108	30.9	220	0.49
石油製品・石炭製品製造業関係	29		110	2	141	40.4	44	3.20
窯業・土石製品製造業関係	3		1		4	1.1	10	0.40
鉄鋼業関係	34	2	8	3	47	13.5	29	1.62
非鉄金属製造業関係	2				2	0.6	6	0.33
機械器具製造業関係	3		1		4	1.1	8	0.50
電気業関係	7		10		17	4.9	57	0.30
ガス業関係	2		4	2	8	2.3	29	0.28
倉庫業関係	3		5	1	9	2.6	216	0.04
廃棄物処理業関係							7	0.00
その他	2				2	0.6	8	0.25
合 計	129	7	203	10	349	100.0	650	0.54

(備考)1 「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要(令和4年中)」により作成

- 2 特定事業所数は、令和4年4月1日現在
- 3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-3-5 石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材等の整備状況

(1) 自衛防災組織及び共同防災組織

(令和5年4月1日現在)

都道府県	特別防災区域	区域面積 (万㎡)	第1種事業所		石油の貯蔵・取扱量 (万kl)	高圧ガスの処理量 (万Nm ³)	大型化学消防車 (台)	大型高所放水車 (台)	泡原液搬送車 (台)	大型化学高所放水車 (台)	その他の消防車 (台)	泡消火薬剤3% (kl)	泡消火薬剤6% (kl)	オイルフェンス (m)	オイルフェンス展張船 (隻)	油回収船 (隻)	油回収装置 (基)		
			うち レイアウト	第2種事業所															
北海道	1釧路	37	3	-	1	27	-	-	-	1	-	56	-	3,020	1	-	-		
	2苫小牧	1,728	9	3	4	1,331	11,615	5	1	4	3	1	147	13	9,780	2	-	2	
	2-2石狩	52	1	-	2	23	193	-	-	1	1	1	27	-	1,620	1	-	-	
	3室蘭	774	2	2	5	210	377	2	-	2	2	4	85	-	3,880	2	1	1	
	4北斗	44	2	-	-	45	-	-	2	2	1	-	54	-	2,200	2	-	-	
4-2知内	32	1	-	-	22	-	-	1	1	1	-	235	-	2,120	1	-	-		
青森	4-3むつ小川原	251	2	-	-	621	-	-	-	2	2	3	156	-	4,560	1	-	1	
	5青森	12	1	-	-	12	-	-	1	1	-	42	-	1,620	1	-	-		
	6八戸	169	4	-	5	35	189	1	1	-	-	108	-	5,720	1	-	-		
岩手	6-2久慈	132	1	-	-	185	-	-	-	-	-	37	-	2,300	6	1	1		
	7塩釜	30	5	1	-	27	99	-	-	-	-	70	-	4,000	6	-	-		
宮城	8仙台	460	2	1	4	295	9,396	-	-	2	2	1	144	-	4,460	1	-	1	
	9男鹿	161	2	-	-	475	-	-	1	-	2	118	-	3,980	2	-	1		
	10秋田	175	5	-	4	30	79	1	1	1	-	54	-	5,670	2	-	-		
山形	11酒田	336	1	-	2	8	37	1	1	-	-	29	-	2,000	1	-	-		
	福島	12広野	136	1	-	1	25	0	-	-	1	43	-	1,900	1	-	-		
茨城	13いわき	754	7	1	10	194	807	-	-	3	3	1	204	12	7,460	1	1	-	
	14鹿島臨海	2,410	14	11	18	766	79,300	2	1	4	4	17	217	32	12,000	3	1	1	
	千葉	15京葉臨海北部	204	5	-	1	26	632	-	-	1	1	-	100	5	3,390	1	-	-
東京	16京葉臨海中部	4,519	28	21	33	1,985	230,862	12	3	10	8	26	659	60	29,330	5	2	5	
	17京葉臨海南部	1,251	1	1	2	4	2,116	-	-	1	1	2	30	-	1,980	1	-	-	
	18東京国際空港	1,402	1	-	-	14	-	-	-	1	-	8	-	1,620	1	-	-		
神奈川	19京浜臨海	3,500	30	16	39	539	114,018	6	1	7	7	10	517	112	27,164	4	-	1	
	20根岸臨海	639	3	2	5	443	57,053	-	-	3	3	6	80	-	4,280	1	1	-	
新潟	21新潟東港	452	11	2	3	215	1,451	1	1	2	1	-	143	15	7,400	1	-	-	
	22新潟西港	703	3	1	5	50	4,913	-	-	1	1	1	31	16	2,580	1	-	-	
	23直江津	303	2	1	2	10	428	-	-	-	1	3	38	-	2,000	2	-	-	
富山	24富山	75	2	-	2	56	0	-	-	1	1	1	58	5	2,360	1	-	-	
	25婦中	57	1	1	-	0	2,367	-	-	-	-	1	14	-	-	-	-		
	26新湊	86	1	-	-	25	-	-	-	1	-	-	19	-	1,620	1	-	-	
	27伏木	17	2	-	-	8	-	-	-	-	1	-	54	-	1,620	2	-	-	
石川	28七尾港三室	37	1	-	-	-	2,418	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
	29金沢港北	34	4	-	4	27	263	1	1	1	-	-	100	-	3,600	1	-	-	
福井	30福井臨海	263	4	-	-	394	-	-	1	-	2	3	-	154	-	10,750	3	2	4
	31清水	114	3	-	9	29	187	2	2	2	1	2	130	43	5,820	3	-	-	
愛知	32渥美	108	1	-	-	5	-	-	-	1	1	-	26	-	1,080	1	-	-	
	33田原	114	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	34衣浦	1,052	3	2	7	11	1,879	2	1	-	-	5	41	-	2,820	5	-	-	
	35名古屋臨海	2,742	17	4	21	757	36,439	3	1	4	7	12	313	155	16,600	11	1	2	
三重	36四日市臨海	1,101	15	10	19	683	58,556	1	-	4	5	9	241	135	13,180	3	2	1	
	大阪	37大阪北港	350	2	-	12	27	46	1	1	1	-	3	38	57	3,440	1	-	-
兵庫	38堺泉北臨海	1,801	12	4	21	498	-	-	3	4	5	2	13	202	110	14,260	2	-	1
	39関西国際空港	1,035	1	-	-	20	-	-	-	-	1	1	-	11	-	1,940	1	-	-
	40神戸	271	5	1	3	41	2,024	-	-	2	2	3	77	7	7,640	4	-	-	
和歌山	41東播磨	1,091	4	3	8	18	7,976	1	-	1	1	11	66	2	7,980	6	-	-	
	42姫路臨海	1,899	6	5	8	27	8,842	2	1	1	3	6	65	55	8,640	5	-	-	
	43赤穂	53	1	-	-	26	-	-	-	1	1	-	17	-	1,620	1	-	-	
	44和歌山北部臨海北部	522	3	2	-	12	1,661	1	-	1	2	2	28	34	5,080	3	-	-	
45和歌山北部臨海中部	116	1	1	1	40	131	2	1	1	-	1	58	-	4,160	3	-	-		
46和歌山北部臨海南部	197	2	1	-	459	15,506	1	1	3	3	1	136	-	4,730	3	1	1		
47御坊	34	1	-	-	36	-	-	-	-	1	1	-	-	2,800	2	-	-		
岡山	48水島臨海	2,535	13	9	11	945	118,461	-	-	8	6	17	191	57	22,510	12	1	1	
	岡山・広島	1,106	2	1	1	16	7,218	-	-	1	-	-	5	49	15	2,980	1	-	-
広島	50江田島	8	1	-	-	7	-	-	-	1	1	-	21	-	2,100	1	-	-	
	51能美	39	1	-	-	95	-	-	-	-	1	1	-	19	5	3,580	4	-	-
山口	52岩国・大竹	558	5	4	4	262	17,359	4	1	3	3	6	177	15	7,852	2	-	1	
	53周南	937	10	8	7	423	78,924	6	1	1	4	8	303	36	11,540	8	-	1	
徳島	54宇部・小野田	928	5	5	7	510	29,239	2	1	1	2	4	121	12	6,400	3	1	1	
	55六連島	5	1	-	-	27	-	-	-	-	-	-	43	-	1,620	1	-	-	
	56阿南	80	1	-	1	10	11	-	-	1	1	-	13	-	2,240	2	-	-	
香川	57善の州	436	3	2	2	265	4,870	1	-	3	3	3	102	-	7,360	4	1	-	
	愛媛	58新居浜	435	3	3	6	17	11,584	1	-	1	1	3	88	-	4,930	1	-	-
福岡県	59波方	36	1	1	-	36	6,617	-	-	1	1	-	16	-	1,950	2	-	-	
	60菊間	82	2	1	-	320	29,082	1	-	2	1	1	42	-	3,720	3	-	1	
	61松山	170	1	1	4	95	3,730	-	-	1	1	3	38	9	3,560	2	-	1	
	62北九州	2,287	7	4	9	39	6,021	2	2	3	2	3	78	22	7,960	6	-	-	
長崎	63白島	14	1	-	-	26	-	-	-	-	-	1	208	-	2,220	2	1	1	
	64福岡	33	5	-	6	27	150	1	-	1	-	2	114	2	4,930	2	-	-	
	65福島	37	1	1	-	0	3,160	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
熊本	66上五島	26	1	-	-	26	-	-	-	-	-	1	190	-	3,520	1	-	1	
	67八代	15	2	-	1	10	60	1	1	1	-	-	45	-	2,160	1	-	-	
鹿児島	68大分	1,124	7	5	5	297	62,069	2	2	6	5	4	236	23	7,520	4	2	-	
	69串木野	66	1	-	-	169	-	-	-	-	-	1	43	-	2,300	1	1	4	
	70鹿児島	66	3	-	-	16	-	-	-	-	-	1	38	-	4,640	1	-	-	
	71喜入	192	1	1	-	882	6	-	-	1	1	2	98	-	8,120	4	-	1	
沖縄	72志布志	196	1	-	-	537	-	-	-	1	1	2	51	-	2,800	1	-	1	
	73平安座	419	3	1	-	733	122	-	-	2	2	4	53	-	4,050	3	-	2	
74小那覇	87	1	1	-	208	227	-	-	2	2	-	87	-	2,580	1	-	2		
合計		45,752	322	145	325	16,810	1,124,451	78	35	128	117	226	7,739	1,062	414,916	187	20	41	

(備考) 1 「石油コンビナート等防災体制の現況(令和5年)」により作成
2 四捨五入をしているため、各数値の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

資料 1-3-5 石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材等の整備状況（つづき）

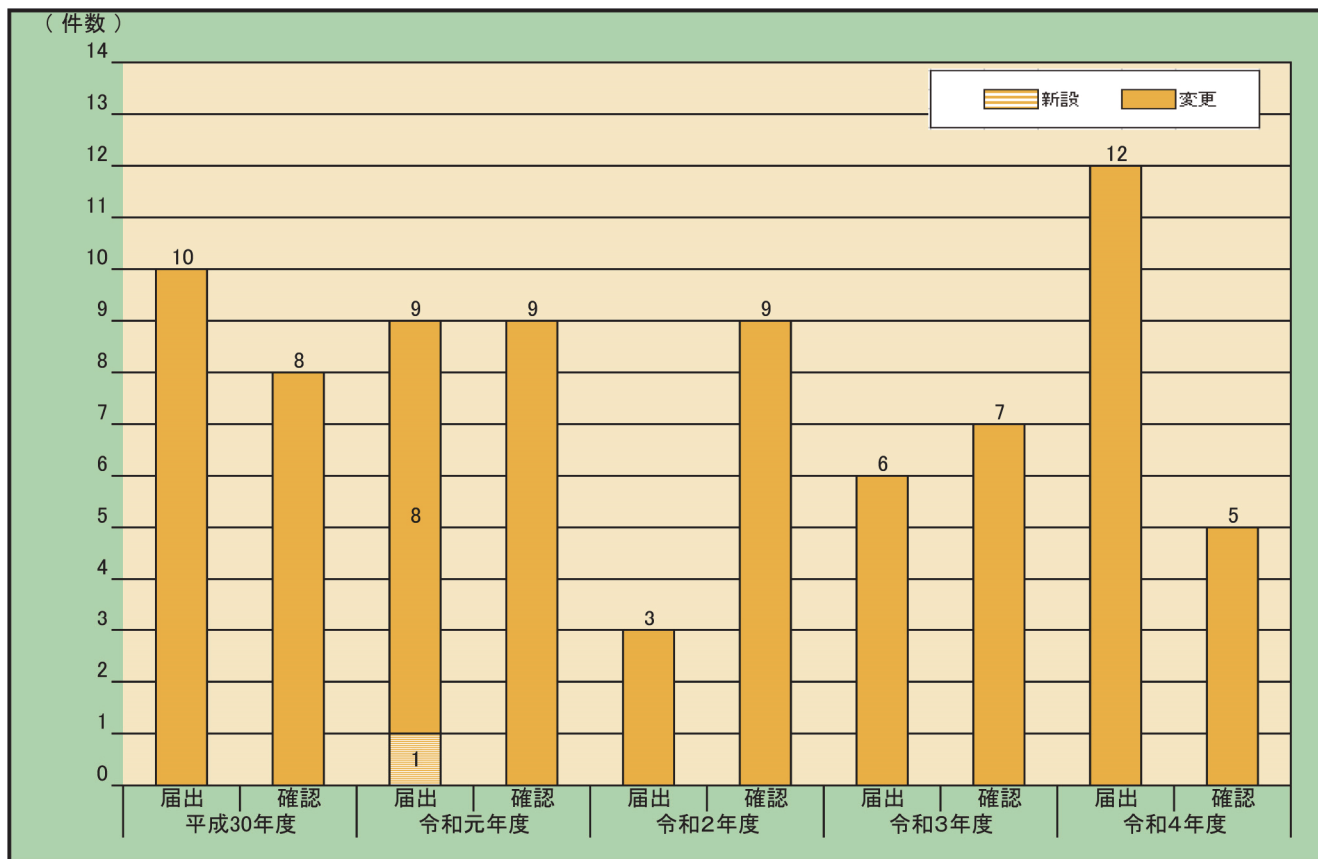
(2) 広域共同防災組織等（大容量泡放射システム関係）

（令和5年4月1日現在）

令別表第3における区分	共同防災組織・広域共同防災組織名	都道府県名	特別防災区域名	対象タンク基数	合計	大 容 量 泡 放 射 水 砲 (基)					泡※ 消大 火容 薬量 剤泡 放 （1水 %砲 ）用 （kl）		
						1 万 以 上 2 万 未 満 (基)	2 万 以 上 3 万 未 満 (基)	3 万 以 上 4 万 未 満 (基)	4 万 以 上 5 万 未 満 (基)	5 万 以 上 (基)			
第1地区	北海道地区広域共同防災組織	北海道	苫小牧	108	118	2	-	1	1	-	-	60	
			室蘭	7									
			知内	3									
第2地区	第二地区（東北）広域共同防災協議会	青森	むつ小川原	55	93	2	-	-	2	-	-	108	
		宮城	仙台	19									
		秋田	男鹿	16									
			秋田	3									
第3地区	常磐地区広域共同防災組織	福島	広野	4	86	2	-	-	2	-	-	115	
		茨城	いわき	22									
			鹿島臨海	60									
第4地区	京葉臨海中地区共同防災協議会	千葉	京葉臨海中部	138	138	2	-	-	2	-	-	76	
第5地区	神奈川・静岡地区広域共同防災協議会	神奈川	京浜臨海 根岸臨海	52 35	87	2	-	2	-	-	-	66	
第6地区	北陸地区広域共同防災協議会	新潟	新潟東港	17	55	2	-	2	-	-	-	60	
		富山	富山	0									
			新湊	5									
		福井	福井臨海	33									
第7地区	中京地区広域共同防災協議会	愛知	渥美 名古屋港臨海	0 51	105	2	-	-	2	-	-	74	
		三重	四日市臨海	54									
		大阪	堺泉北臨海	38									
第8地区	大阪・和歌山広域共同防災協議会	和歌山	和歌山北部臨海南部 御坊	40 4	82	2	-	-	2	-	-	72	
			兵庫	赤穂									4
			岡山	水島臨海									64
第9地区	瀬戸内地区広域共同防災協議会	徳島	阿南	5	120	2	-	-	2	-	-	96	
		香川	番の州	15									
			波方	3									
		愛媛	菊間	18									
			松山	11									
		第10地区	西中国・北部九州地区広域共同防災協議会	広島									江田島 能美
広島・山口	岩国・大竹			13									
	山口			周南 宇部・小野田	35 32								
大分	大分			25									
第11地区	南九州広域共同防災協議会			鹿児島	喜入 志布志	57 43	100	2	-	-	-	2	-
第12地区	沖縄地区広域共同防災組織	沖縄	平安座 小那覇	63 17	80	2	-	-	-	2	-	72	
合計					1,183	24	-	6	13	5	-	967	

（備考） 1 「石油コンビナート等防災体制の現況（令和5年）」により作成
 2 第4地区のみ「共同防災組織」であり、他の11の地区は「広域共同防災組織」である。

資料 1-3-6 レイアウト事業所の新設等の届出



- (備考) 1 石油コンビナート等災害防止法第5条及び第7条の規定に基づく届出の件数により作成
 2 石油コンビナート等災害防止法第11条の規定に基づく確認の件数により作成
 3 新設等の届出が行われてから、確認を行うまでに一定の工事期間を要することから、各年度の届出件数と確認件数は合致しない。

資料1-3-7 主な石油コンビナート災害

(単位：人、百万円)(令和5年4月1日現在)

発生年月日	地区	事業所	災害種別	死者	負傷者	損害額	備考
昭48.7.7	徳山・新南陽	出光石油化学(株)徳山工場	プラント火災	1	—	2,500	アセチレン水添塔
48.10.8	京葉臨海中部	チッソ石油化学(株)五井工場	プラント爆発火災	2	11	2,500	ポリプロピレン製造装置
48.10.28	直江津	信越化学工業(株)直江津工場	プラント爆発火災	1	12	520	塩化ビニルモノマー製造装置
49.12.18	水島臨海	三菱石油(株)水島製油所	タンク漏えい	—	—	50,000	重油漏えい 42,888kl
50.2.16	四日市臨海	大協石油(株)四日市製油所	タンク火災	—	—	36	灯油中間タンク
51.3.9	姫路臨海	日本触媒化学工業(株)姫路製造所	タンク爆発火災	—	—	153	アクリル酸メチルエステル屋外貯蔵タンク
53.6.12	仙台	東北石油(株)仙台製油所	タンク漏えい	—	—	4,275	宮城県沖地震による重油等漏えい 68,160kl
53.11.8	四日市臨海	昭和四日市石油(株)四日市製油所	タンカー漏えい	—	—	770	係留中のタンカー-隆洋丸
55.4.1	徳山・新南陽	出光興産(株)徳山製油所	プラント破裂	—	—	200	接触水添脱硫装置
56.1.6	京浜臨海	東亜燃料工業(株)川崎工場	タンカー爆発火災	3	2	128	係留中のタンカー-第5豊和丸
57.3.31	鹿島臨海	鹿島石油(株)鹿島製油所	プラント爆発火災	2	6	3,000	重油脱硫装置 〔負傷者6人には事故発生後48時間以上経過して死亡した3人を含む。〕
58.5.26	秋田	東北電力(株)秋田火力発電所	タンク火災	—	—	305	日本海中部地震による原油タンク火災
59.3.5	岩国・大竹	三井石油化学工業(株)岩国大竹工場	タンク爆発火災	—	—	78	トルエンタンク
60.12.17	水島臨海	三菱石油(株)水島製油所	タンカー爆発	2	—	111	係留中のタンカー-第6明和丸
62.5.26	品川・大井	東京電力(株)大井火力発電所	タンク爆発火災	4	1	60	原油中継タンク
63.8.1	尼崎	関西電力(株)尼崎第三発電所	発電設備爆発	2	13	245	ボイラー-空気予熱器のホッパー部
平元.3.6	水島臨海	日本鉱業(株)水島製油所	プラント爆発火災	—	1	480	重油脱硫装置
元.7.10	和歌山北部 臨海北部	大岩石油(株)青岸油槽所	タンク爆発火災	—	2	93	アクリル酸エチルエステルタンク
2.2.6	阿南	日本電工(株)徳島工場	電気炉ガス漏えい	1	8	—	一酸化炭素による中毒
3.6.26	京葉臨海中部	ライオン(株)千葉工場	プラント爆発火災	2	10	850	メタノール精留塔
4.10.16	京葉臨海中部	富士石油(株)袖ヶ浦製油所	プラント爆発	9	8	2,800	熱交換器
5.7.4	新居浜	住友化学工業(株)愛媛工場	プラント爆発火災	1	3	1,500	ジメチルスルフォキシド溶媒回収ドラム
6.2.25	京浜臨海	東燃(株)川崎工場	プラント火災	—	—	1,008	流動接触分解装置に附属する動力回収装置
7.5.30	京浜臨海	東燃(株)川崎工場	プラント有害ガス漏えい	1	46	—	定期点検整備中の硫化水素ガス漏えい 〔負傷者46人には事故発生後48時間以上経過して死亡した2人を含む。〕
8.6.18	京葉臨海中部	東京電力(株)姉崎火力発電所	発電設備爆発	2	1	7,640	ボイラー
8.7.17	堺泉北臨海	日本アルキルアルミ(株)大阪工場	プラント爆発	—	12	218	水素化反応器
9.1.6	仙台	東北石油(株)仙台製油所	プラント火災	—	—	35	重油脱硫装置
9.8.21	番の州	コスモ石油(株)坂出製油所	タンク火災	—	—	18	開放点検中のナフサタンク
10.5.21	姫路臨海	山陽特殊製鋼(株)	タンク漏えい	—	—	26	重油漏えい 80kl
12.7.12	堺泉北臨海	興亜石油(株)大阪製油所	プラント爆発	—	—	32	ボイラー
13.6.10	徳山・新南陽	日本ポリウレタン工業(株)南陽工場	プラント有毒ガス漏えい	—	7	—	ホスゲンがガス化して拡散
14.4.15	苫小牧	出光興産(株)北海道製油所	プラント爆発火災	—	—	173	重油脱硫装置
14.11.23	京浜臨海	大東通商(株)横浜油槽所	タンク爆発火災	—	—	1	ガソリンタンク
15.8.29	名古屋港臨海	エクソンモービル(有)名古屋油槽所	タンク火災	6	1	1	開放洗浄中のガソリンタンク
15.9.26	苫小牧	出光興産(株)北海道製油所	タンク火災	—	—	16	原油タンクリング火災
15.9.28	苫小牧	出光興産(株)北海道製油所	タンク火災	—	—	538	ナフサタンク全面火災
16.10.16	仙台	新日本石油精製(株)仙台製油所	プラント火災	—	1	2	重油脱硫装置
17.1.24	水島臨海	JFEスチール(株)西日本倉敷事業所	プラントガス漏えい	2	1	—	均熱炉立ち上げ中の燃焼ガス漏えい
17.5.8	東播磨	(株)神戸製鋼所加古川製鉄所	プラント火災	—	1	100	ボイラー
18.1.17	菊間	太陽石油(株)四国事業所	タンク火災	5	2	—	開放前作業中の原油タンク
18.5.31	鹿島臨海	日本ブチル(株)鹿島工場	プラント有毒ガス漏えい	—	55	—	スタートアップ中の臭素ガス漏えい
19.3.20	直江津	信越化学工業(株)直江津工場	プラント爆発火災	—	17	1,912	メチルセルロース製造工場
19.12.21	鹿島臨海	三菱化学(株)鹿島事業所	プラント火災	4	—	1,724	エチレンプラント
20.7.29	北九州	新日本製鐵(株)八幡製鐵所	プラント火災	—	—	8,163	コークス炉付属設備
21.4.15	新居浜	住友化学(株)愛媛工場菊本地区	プラント有毒ガス漏えい	—	32	1	ソーダ工場除害塔設備塩素ガス漏えい
22.6.15	京葉臨海中部	京葉モノマー(株)	プラント劇物漏えい	2	6	—	塩酸回収設備スタートアップ中の塩酸漏えい
23.3.11	京葉臨海中部	コスモ石油(株)千葉製油所	液化石油ガスタンク火災	—	6	—	東日本大震災による液化石油ガスタンクの火災
23.11.13	周南	東ソー(株)南陽事業所	プラント爆発	1	—	—	塩酸塔還流槽の爆発
24.4.22	岩国・大竹	三井化学(株)岩国大竹工場	プラント爆発火災	1	21	1,130	プラントの緊急停止中の爆発火災
24.6.28	京葉臨海中部	コスモ石油(株)千葉製油所	タンク漏えい	—	—	—	アスファルトの海上漏洩
24.9.29	姫路臨海	(株)日本触媒姫路製造所	プラント爆発	1	36	—	プラントの中間タンクの爆発
24.11.7	平安座	沖縄ターミナル(株)	タンク漏えい	—	—	—	原油タンクの浮き屋根沈降
26.1.9	四日市臨海	三菱マテリアル(株)四日市工場	プラント爆発火災	5	13	—	熱交換器開放洗浄作業時の爆発火災
26.9.3	名古屋港臨海	新日鐵住金(株)名古屋製鐵所	プラント火災	—	15	—	コークス炉石灰塔の火災

資料 1-5-1 昭和 23 年以降の主な風水害等（死者及び行方不明者の合計が 100 人以上のもの）

番号	被害発生年月日	災害種目	被害地域	人的被害(人)			住家被害(棟)			
				死者	行方不明者	負傷者	全壊(流失)	半壊	床上浸水	床下浸水
1	S23 (1948). 9.11~12	水	害 西日本	121	126	317	391	872	246	2,026
2	9.15~17	ア イ オ ン 台 風	害 関東、甲信、東北、特に岩手	512	326	1,956	5,889	12,127	44,867	75,168
3	S24 (1949). 6.18~22	テ ラ 台 風	害 九州から東北南部、特に鹿児島、愛媛	252	216	367	1,410	4,005	4,627	52,926
4	8.13~18	ジ ュ デ イ ス 台 風	害 九州、四国	154	25	213	569	1,966	33,680	68,314
5	8.31~9.1	キ テ イ 台 風	害 東日本、特に関東	135	25	479	3,733	13,470	51,899	92,161
6	S25 (1950). 1.10~14	風	害 九州、北陸、関東	11	109	—	43	56	—	—
7	9.3~4	ジ ェ ー ン 台 風	害 四国、近畿中部、北日本、特に近畿	398	141	26,062	19,131	101,792	93,116	308,960
8	S26 (1951). 7.7~17	水	害 中部以西、特に京都	162	144	358	630	727	13,532	89,766
9	10.13~15	ル ー ス 台 風	害 東北以西、特に山口	572	371	2,644	24,716	47,948	30,110	108,163
10	S27 (1952). 6.22~24	ダ イ ナ 台 風	害 関東以西、特に静岡	65	70	28	73	89	4,020	35,692
11	7.10~12	水	害 中国、四国、近畿、東海	67	73	101	356	238	20,733	21,456
12	S28 (1953). 6.23~30	水	害 九州、中国、四国、特に北九州	748	265	2,720	5,699	11,671	199,979	254,664
13	7.16~25	水	害 東北以西、特に和歌山	713	411	5,819	7,704	2,125	20,277	66,202
14	8.11~15	水	害 東近畿、特に京都	290	140	994	893	765	6,222	18,894
15	9.22~26	台 風 第 13 号	害 全国、特に近畿	393	85	2,559	8,604	17,467	144,300	351,575
16	S29 (1954). 5.8~12	風	害 北日本、近畿	172	498	59	606	1,471	—	23
17	9.10~14	台 風 第 12 号	害 関東以西、特に南九州	107	37	311	2,162	5,749	45,040	136,756
18	9.24~27	台風第15号(洞爺丸台風)	害 全国、特に北海道、四国	1,361	400	1,601	8,396	21,771	17,569	85,964
19	S30 (1955). 7.19~20	風	害 全国	16	104	18	42	100	77	219
20	5.11	霧害(紫雲丸事件)	害 四国(高松)	166	—	—	—	—	—	—
21	S31 (1956). 4.17~18	風 水	害 東北、関東、北海道	47	53	—	2	10	1,087	1,320
22	S32 (1957). 7.25~28	水 害(諫早水害)	害 九州、特に諫早周辺	586	136	3,860	1,564	2,802	24,046	48,519
23	S33 (1958). 1.26~27	風 浪 害(南海丸事件)	害 西日本	174	83	8	—	—	6	—
24	9.26~28	台風第22号(狩野川台風)	害 近畿以東、特に静岡	888	381	1,138	2,118	2,175	132,227	389,488
25	S34 (1959). 8.12~14	台 風 第 7 号	害 近畿、中部、関東、特に山梨、長野	188	47	1,528	4,089	10,139	32,298	116,309
26	9.26~27	台風第15号(伊勢湾台風)	害 全国(九州を除く)、特に愛知	4,697	401	38,921	40,838	113,052	157,858	205,753
27	S35 (1960). 5.24	浪 害(チリ地震津波)	害 北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島	122	17	872	6,943	2,136	23,322	18,494
28	S36 (1961). 6.24~7.5	水	害 山陰、四国、近畿、中部、関東	302	55	1,320	1,758	1,908	73,126	341,236
29	9.15~16	台風第18号(第二室戸台風)	害 全国、特に近畿	194	8	4,972	15,238	46,663	123,103	261,017
30	10.25~28	水 害・台風第26号	害 関東以西、特に大分	78	31	86	234	444	10,435	50,313
31	S37 (1962). 7.1~8	水	害 関東以西、特に九州	110	17	114	263	285	16,108	92,448
32	S38 (1963). 1	雪	害 北陸、山陰、山形、滋賀、岐阜	228	3	356	753	982	640	6,338
33	S39 (1964). 7.17~20	水	害 山陰、北陸	114	18	221	669	—	9,360	48,616
34	S40 (1965). 9.10~18	台風第23・24・25号	害 全国、特に徳島、兵庫、福井	153	28	1,206	1,879	3,529	46,183	258,239
35	S41 (1966). 9.23~25	台風第24・26号	害 中部、関東、東北、特に静岡、山梨	238	79	824	2,422	8,431	8,834	42,792
36	S42 (1967). 7.8~9	水	害 中部以西、特に長崎、広島、兵庫	102	16	152	163	169	17,213	103,731
37	8.26~29	水	害 新潟、東北南部	83	55	155	449	408	26,641	39,542
38	S43 (1968). 8.17	水 害(飛騨川バス転落)	害 岐阜、京都	106	13	29	64	79	2,061	13,460
39	S47 (1972). 7.3~15	台風第6・7・9号	害 全国、特に北九州、島根、広島	421	26	1,056	2,977	10,204	55,537	276,291
40	S49 (1974). 5.29~8.1	水 害・台風第8号	害 静岡、神奈川、三重、兵庫、香川	145	1	496	657	1,131	77,933	317,623
41	S51 (1976). 9.8~14	台風第17号	害 全国、特に香川、岡山	161	10	537	1,669	3,674	101,103	433,392
42	S52 (1977). 1	雪	害 東北、近畿北部、北陸	101	—	834	56	83	177	1,367
43	S54 (1979). 10.17~20	台風第20号	害 全国、特に東海、関東、東北	110	5	543	139	1,287	8,156	47,943
44	S55 (1980). 12~56.3	雪	害 東北、北陸	133	19	2,158	165	301	732	7,365
45	S57 (1982). 7~8	集中豪雨・台風第10号	害 全国、特に長崎、熊本、三重	427	12	1,175	1,120	1,919	45,367	166,473
46	S58 (1983). 7.20~29	集中豪雨	害 山陰以東、特に島根	112	5	193	1,098	2,040	7,484	11,264
47	12~59.3	雪	害 東北、北陸、特に新潟、富山	131	—	1,366	61	128	70	852
48	H16 (2004). 6~10	集中豪雨・台風等	害 全国	220	16	2,925	1,471	16,669	42,537	135,130
49	H17 (2005). 12~18.3	雪	害 北海道、東北、北陸	152	—	2,145	18	28	12	101
50	H22 (2010). 11~23.3	雪	害 北海道、秋田、新潟、山形	131	—	1,537	9	14	6	62
51	H23 (2011). 7~10	集中豪雨・台風第6・9・12・15号	害 全国	106	20	519	485	5,735	8,894	30,215
52	11~24.3	雪	害 北海道、東北、北陸	133	—	1,990	13	12	3	55
53	H24 (2012). 11~25.3	雪	害 北海道、東北、北陸	104	—	1,517	5	7	2	23
54	H29 (2017). 11~30.3	雪	害 北海道、東北、北陸	116	—	1,539	9	18	13	40
55	H30 (2018). 6.28~7.29	水害(7月豪雨)・台風第12号	害 全国	263	8	484	6,783	11,346	6,982	21,637
56	R1 (2019). 10.12~26	令和元年東日本台風・水害	害 全国	107	3	384	3,144	28,836	7,076	22,796
57	R2 (2020). 11~3.4	雪	害 北海道、東北、北陸	110	—	1,705	17	21	5	34

資料1-5-2 令和4年1月1日から12月31日までの間に発生した自然災害等による都道府県別被害状況

令和5年4月1日現在

区分 都道府県	人的被害（人）				建物被害（棟）								その他			
	死者 うち 災害関連死者	行方 不明者	負傷者		住家被害			非住家被害		田 (ha)		畑 (ha)				
			重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	流失埋没	冠水	流失埋没	冠水	
北海道	52		6	112	250	2	5	139	46	181	9	59	50.00	4.00	35.00	33.00
青森	13			56	151	12	440	298	17	56		79	2,354.00			5,100.00
岩手	6			36	54			2	32	41						
宮城	2	1		12	104	56	797	22,295	146	1,327	188	622				
秋田	12			109	114	8	56	156	126	356		138	1,785.13			962.70
山形	16		1	111	85	8	56	107	184	526		124	1,820.00		9.00	
福島	5			37	99	176	4,113	31,092	14	161	3	3,357	93.84		8.02	
茨城				2	7			17	1	4		2				
栃木				1	3			25		13		1				
群馬					11			7	2	5		2	10.22		14.47	
埼玉					24	7		2,073	52	128		8		35.00	4.00	
千葉				3	37			56	2	14						
東京都	1				71		1	8	1	3						
神奈川県				12	66			9	1	1		1				
新潟	21			100	139	11	26	138	889	1,544		63		3,165.20	1.12	63.00
富山	2	1		14	51	1	1	102	22	203		4	4.80			
石川	3			5	33	5	168	114	116	1,254		10				
福井				11	13	8	71	12	84	193		13	106.12			
山梨	1			2	3			2		4			0.09			
長野	4			30	34		3	11	1	58		34	28.20		31.11	
岐阜				1	2			1	3	32	3	5	0.48		0.27	
静岡県	3			16	8	9	2,246	248	2,013	2,783	2	590	1.35		22.55	
愛知				1	7	1	4	4	57	200		12	11.00	1.00	1.00	8.00
三重					4			5	13	51			1.88		0.56	
滋賀	1				4		2	11	6	59		2				
京都					9	1	1	8	8	57	3	9				
大阪								6	5	37		2	1.20		0.70	
兵庫県				3	11		1	100		21		10				
奈良	1							4	9	73		2	1.06		0.15	
和歌山				3	2			1	1	6		1				
鳥取				1	6			30				7	0.10		0.03	
島根					1			7		15		6				
岡山				1	6		2	18	1	41			3.51		2.70	
広島	2			1	6			18	1	9		2	10.20			
山口					2		13	8	16	76		6	223.00		13.00	
徳島					8											
香川					2			10	3	8		4				
愛媛	2			1	6			32		4		6	0.70		0.35	
高知	1				8	1		19	17	47		1				
福岡					23		2	133	15	81	1	7		6.30		
佐賀	1			3	1		1	39		2	1		10.46			
長崎					8	1		5	14	59			17.13		5.13	
熊本					13	1	1	46	3	14	1	11		69.26		11.30
大分				7	12	6	12	903	32	48	7	101	7.65	215.63	1.36	117.73
宮崎	3			2	21	8	270	1,165	713	447	1	38				
鹿児島				2	17	1	8	647	9	76		45	55.60		20.68	
沖縄				2	9	1		1	5	1		2				
合計	152	2	7	697	1,545	316	8,252	60,132	4,680	10,319	219	5,386	2,458.59	7,635.52	171.19	6,295.73

(備考) 1 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象をいう。
 2 その他の項目における田及び畑の数値 (ha) は、小数点以下第3位を四捨五入しているため、合計の数値とその内訳を合計した数値が一致しない場合がある。
 3 北海道については、令和4年4月23日に発生した北海道網走市沖における観光船事故の被害を含む。

資料 1-5-2 令和4年1月1日から12月31日までの間に発生した自然災害等による都道府県別被害状況（つづき）

区分 都道府県	その他						り災 世帯数 (世帯)	り災者数 (人)	被害総額 (千円)	災害対策本部の設置		災害救助 法適用 市町村 (延べ数)	消防職員 出動 延べ人数 (人)	消防団員 出動 延べ人数 (人)
	学校 (箇所)	橋りょう (箇所)	河川 (箇所)	崖くずれ (箇所)	鉄道不通 (箇所)	被害船舶 (隻)				都道府県 (回)	市町村 (延べ数)			
北海道	50	15	422	7	84	6	60	96	22,832,551	1	39	10	410	187
青森	3	5	294	17	3		490	894	33,878,487	1	22	14	4,446	7,834
岩手	124		146				21	45	6,877,753	3	30		1,301	7,598
宮城	539	14	331	2		9	860	1,285	55,978,382	2	41	37	2,001	6,786
秋田			281	52	18		138	295	26,295,687	1	8		2,635	1,222
山形	1	1	173	3	68		245	716	38,781,053	4	60	11	879	4,572
福島	62	14	112				4,515	6,968	54,743,524	1	55	59	671	6,299
茨城	3				7		1	2	82,474		12		144	203
栃木		1	2	10					302,681		1		46	463
群馬							2	6	2,247,299		2		77	102
埼玉	21	9	31	7	1		58	120	3,655,066		3		897	366
千葉									1,820,681		4		1,259	1,225
東京	26			6	1		1	1	34,939		10			
神奈川				9			1	1	328,358				328	251
新潟	2	2	230	1			991	2,142	23,304,351	2	15	15	7,111	4,899
富山	2		6				24	24	776,403				495	30
石川	8	1	176				336	815	14,708,063	3	21	7	1,330	2,046
福井		3	100				161	501	13,252,325	1	4	1	409	163
山梨									835,497				42	768
長野	1		33		5		3	5	8,111,375		3		155	633
岐阜			45	1			4	5	6,984,249	15	11		73	66
静岡	58	8	376	428			4,843	6,913	44,505,102	1	20	23	1,558	588
愛知	8		36	3			22	56	278,840	4	136		205	687
三重	9		68	48		1	13	17	2,297,480	18	94		109	1,333
滋賀				36			8	10	1,078,141		1		178	78
京都	5	3	84	1			10	12	2,606,012		10		282	303
大阪	1		1	1			10	30	74,293		16		127	100
兵庫	28	1					1	2	1,117,092		14		325	1,356
奈良			1				7	12	93,321		4		46	155
和歌山		1	4				1	1	761,859		2		23	
鳥取	9								288,453	1	1		161	
島根	1		37			26			1,813,997		13		103	456
岡山	6		15				2	3	529,214		16		351	1,186
広島	6	1	57	7		1	1	1	4,182,099	4	20		442	3,144
山口	1	1	251	2			28	41	8,924,010	2	19		452	1,102
徳島	2		10						695,677	2	4		186	2,285
香川	6		4				3	5	241,338				53	1,043
愛媛	3		101						2,597,688	1	43		340	3,612
高知	6		136	4		25	18	22	5,732,201	1	39	34	745	1,012
福岡	13	1	33	6			19	45	1,711,723	1	42	60	1,104	4,406
佐賀	3		15				1	1	1,376,537	1	23	20	120	4,335
長崎	8		6	2			15	32	3,394,548	1	21	21	17	
熊本	11	3	159				4	5	21,576,662	1	33		406	3,963
大分	38	8	307				50	93	20,553,070	2	16	18	1,470	5,669
宮崎	160	3	378		60	9	777	1,596	47,386,908	1	26	26	1,998	9,839
鹿児島	39	1	316	46	59		4	7	13,236,248	2	46	43	704	8,585
沖縄	1			4			6	22	1,495,753	2	46		942	294
合計	1,262	96	4,777	703	306	77	13,754	22,847	504,379,464	79	1,046	399	37,156	101,244

(備考) 1 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象をいう。
 2 その他の項目における田及び畑の数値 (ha) は、小数点以下第3位を四捨五入しているため、合計の数値とその内訳を合計した数値が一致しない場合がある。
 3 北海道については、令和4年4月23日に発生した北海道網走市沖における観光船事故の被害を含む。

資料1-6-1 関東地震以降の主な地震災害

発生日月	地震名等	規模 (マグニチュード)	最大 震度	人的被害(人)		住家被害(棟)			
				死者	行方不明者	全壊	全焼	流出	計
大正 12(1923). 9. 1	関東大震災	7.9	6	約105,000		128,266	447,128	868	576,262
" 13(1924). 1. 15	丹波地震	7.3	6	19	—	1,298	—	—	1,298
" 14(1925). 5. 23	北但馬地震	6.8	6	428	—	1,295	2,180	—	3,475
昭和 2(1927). 3. 7	北丹後地震	7.3	6	2,925	—	12,584	3,711	—	16,295
" 5(1930). 11. 26	北伊豆地震	7.3	6	272	—	2,165	—	75	2,240
" 6(1931). 9. 21	西埼玉地震	6.9	5	16	—	206	—	—	206
" 8(1933). 3. 3	昭和三陸地震	8.1	5	3,008	—	2,346	216	4,917	7,479
" 10(1935). 7. 11	静岡岡地地震	6.4	6	9	—	814	—	—	814
" 14(1939). 5. 1	男鹿地地震	6.8	5	27	—	585	—	—	585
" 18(1943). 9. 10	鳥取地地震	7.2	6	1,083	—	7,485	251	—	7,736
" 19(1944). 12. 7	東南海地震	7.9	6	998	—	26,130	—	3,059	29,189
" 20(1945). 1. 13	三河地地震	6.8	5	2,306	—	12,142	—	—	12,142
" 21(1946). 12. 21	南海地地震	8.0	5	1,330	113	11,591	2,598	1,451	15,640
" 23(1948). 6. 28	福井地地震	7.1	6	3,769	—	36,184	3,851	—	40,035
" 24(1949). 12. 26	今市地地震	6.4	4	10	—	873	—	—	873
" 27(1952). 3. 4	十勝沖地地震	8.2	5	33	—	815	—	91	906
" 35(1960). 5. 23	千里地津波	9.5(Mw)	—	139	—	1,571	—	1,259	2,830
" 36(1961). 2. 2	長岡地地震	5.2	4	5	—	220	—	—	220
" 37(1962). 4. 30	宮城県北部地地震	6.5	4	3	—	369	—	—	369
" 39(1964). 6. 16	新潟潟地地震	7.5	5	26	—	1,960	290	—	2,250
" 43(1968). 2. 21	えびの地地震	6.1	5	3	—	368	—	—	368
" 43(1968). 5. 16	1968年十勝沖地地震	7.9	5	52	—	673	18	—	691
" 49(1974). 5. 9	1974年伊豆半島沖地地震	6.9	5	30	—	134	5	—	139
" 53(1978). 1. 14	1978年伊豆大島近海の地震	7.0	5	25	—	94	—	—	94
" 53(1978). 6. 12	1978年宮城県沖地地震	7.4	5	28	—	1,383	—	—	1,383
" 57(1982). 3. 21	昭和57年(1982年)浦河沖地地震	7.1	6	—	—	13	—	—	13
" 58(1983). 5. 26	昭和58年(1983年)日本海中部地震	7.7	5	104	—	1,584	—	—	1,584
" 59(1984). 9. 14	昭和59年(1984年)長野県西部地震	6.8	4	29	—	14	—	—	14
" 62(1987). 3. 18	日向灘を震源とする地震	6.6	5	1	—	—	—	—	—
" 62(1987). 12. 17	千葉県東方沖を震源とする地震	6.7	5	2	—	16	—	—	16
平成 5(1993). 1. 15	平成5年(1993年)釧路沖地地震	7.5	6	2	—	53	—	—	53
" 5(1993). 7. 12	平成5年(1993年)北海道南西沖地地震	7.8	5	202	28	601	—	—	601
" 5(1993). 10. 12	東海道はるか沖を震源とする地震	6.9	4	1	—	—	—	—	—
" 6(1994). 10. 4	平成6年(1994年)北海道東方沖地地震	8.2	6	—	—	61	—	—	61
" 6(1994). 12. 28	平成6年(1994年)三陸はるか沖地地震	7.6	6	3	—	72	—	—	72
" 7(1995). 1. 17	平成7年(1995年)兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	7.3	7	6,434	3	104,906	7,036	—	111,942
" 12(2000). 7. 1	新島・神津島近海を震源とする地震	6.5	6弱	1	—	15	—	—	15
" 12(2000). 10. 6	平成12年(2000年)鳥取県西部地震	7.3	6強	—	—	435	—	—	435
" 13(2001). 3. 24	平成13年(2001年)芸予地震	6.7	6弱	2	—	70	—	—	70
" 15(2003). 7. 26	宮城県北部を震源とする地震	6.4	6強	—	—	1,276	—	—	1,276
" 15(2003). 9. 26	平成15年(2003年)十勝沖地地震	8.0	6弱	—	2	116	—	—	116
" 16(2004). 10. 23	平成16年(2004年)新潟県中越地震	6.8	7	68	—	3,175	—	—	3,175
" 17(2005). 3. 20	福岡県西方沖を震源とする地震	7.0	6弱	1	—	144	—	—	144
" 19(2007). 3. 25	平成19年(2007年)能登半島地震	6.9	6強	1	—	686	—	—	686
" 19(2007). 7. 16	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震	6.8	6強	15	—	1,331	—	—	1,331
" 20(2008). 6. 14	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	7.2	6強	17	6	30	—	—	30
" 20(2008). 7. 24	岩手県沿岸北部を震源とする地震	6.8	6弱	1	—	1	—	—	1
" 21(2009). 8. 11	駿河湾を震源とする地震	6.5	6弱	1	—	—	—	—	—
" 23(2011). 3. 11	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	9.0(Mw)	7	19,765	2,553	122,039	—	—	122,039
" 23(2011). 3. 12	長野県・新潟県境付近を震源とする地震	6.7	6強	3	—	73	—	—	73
" 23(2011). 6. 30	長野県中部を震源とする地震	5.4	5強	1	—	—	—	—	—
" 26(2014). 11. 22	長野県北部を震源とする地震	6.7	6弱	—	—	81	—	—	81
" 28(2016). 4. 14~	平成28年(2016年)熊本地震	7.3	7	273	—	8,667	—	—	8,667
" 28(2016). 10. 21	鳥取県中部を震源とする地震	6.6	6弱	—	—	18	—	—	18
" 30(2018). 4. 9	島根県西部を震源とする地震	6.1	5強	—	—	16	—	—	16
" 30(2018). 6. 18	大阪府北部を震源とする地震	6.1	6弱	6	—	21	—	—	21
" 30(2018). 9. 6	平成30年北海道胆振東部地震	6.7	7	43	—	469	—	—	469
令和 3(2021). 2. 13	福島県沖を震源とする地震	7.3	6強	3	—	144	—	—	144
令和 4(2022). 3. 16	福島県沖を震源とする地震	7.3	6強	4	—	228	—	—	228
令和 5(2023). 5. 5	能登半島沖を震源とする地震	6.5	6強	1	—	40	—	—	40

※Mw: モーメントマグニチュード

(備考) 死者が生じたもの又は住家の全壊(全流出・全埋没・全焼失を含む)被害が10棟以上生じたものを掲載。

資料 1-6-2 過去 5 年間に発生した最大震度 6 弱以上を観測した地震による都道府県別被害状況

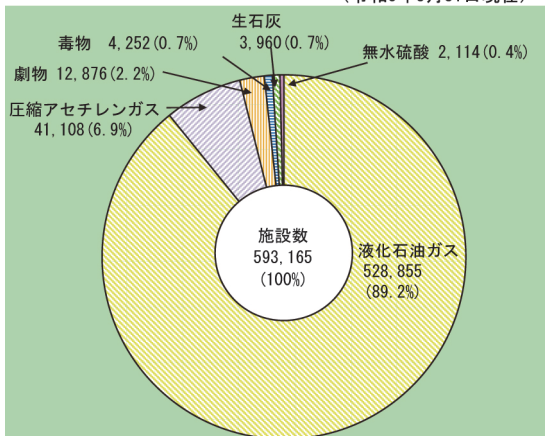
地震/発生日時/マグニチュード/ 最大震度	都道府県	人的被害(人)			住家被害(棟)			建物火災 (件)
		死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	
熊本県熊本地方を震源とする地震 平成31年1月3日 18時10分 M5.1 最大震度6弱 (令和2年4月1日現在)	熊本	—	—	4	—	—	60	—
北海道胆振地方中東部を震源とする地震 平成31年2月21日 21時22分 M5.8 最大震度6弱 (令和2年4月1日現在)	北海道	—	—	6	—	—	19	—
山形県沖を震源とする地震 令和元年6月18日 22時22分 M6.7 最大震度6強 (令和2年4月1日現在)	宮城	—	—	5	—	—	—	—
	秋田	—	—	2	—	—	1	—
	山形	—	—	28	—	4	940	—
	新潟	—	—	7	—	24	639	—
	石川	—	—	1	—	—	—	—
	合計	—	—	43	—	28	1,580	—
福島県沖を震源とする地震 令和3年2月13日 23時07分 M7.3 最大震度6強 (令和4年4月1日現在)	岩手	—	—	1	—	—	2	—
	宮城	1	—	64	5	140	14,413	—
	山形	—	—	1	—	—	22	—
	福島	2	—	99	139	2,926	20,804	—
	茨城	—	—	3	—	1	26	—
	栃木	—	—	8	—	1	44	—
	群馬	—	—	1	—	—	—	—
	埼玉	—	—	1	—	2	21	—
	千葉	—	—	2	—	—	23	—
	東京	—	—	—	—	—	4	—
	神奈川	—	—	4	—	—	—	—
	新潟	—	—	—	—	—	2	—
	山梨	—	—	—	—	—	—	—
	合計	3	—	184	144	3,070	35,361	—
福島県沖を震源とする地震 令和4年3月16日 23時36分 M7.3 最大震度6強 (令和5年4月1日現在)	岩手	—	—	5	—	—	—	—
	宮城	2	—	108	53	592	22,254	—
	秋田	—	—	1	—	—	1	—
	山形	—	—	5	—	1	42	—
	福島	1	—	70	175	4,110	31,039	1
	茨城	—	—	8	—	—	5	—
	栃木	—	—	2	—	—	19	—
	群馬	—	—	—	—	—	2	—
	埼玉	—	—	7	—	—	40	—
	千葉	—	—	3	—	—	10	—
	東京	1	—	—	—	—	5	—
	神奈川	—	—	5	—	—	1	—
	新潟	—	—	1	—	—	—	—
	山梨	—	—	2	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	1	—	—	
合計	4	—	217	228	4,704	53,418	1	
石川県能登地方を震源とする地震 令和4年6月19日 15時08分 M5.4 最大震度6弱 (令和5年4月1日現在)	石川	—	—	7	—	—	76	—
能登半島沖を震源とする地震 令和5年5月5日 14時42分 M6.5 最大震度6強 (令和5年11月15日現在)	富山	—	—	1	—	—	4	—
	石川	1	—	47	40	311	3,042	—
	合計	1	—	48	40	311	3,046	—

資料 1-7-1 平成 7 年（1995 年）以降の原子力施設における主な事故

発 生 年 月 日	施 設 名	事 故 概 要 等	INESによる評価
平成7年12月8日	動力炉・核燃料開発事業団 (当時)	使用前検査中の高速増殖炉「もんじゅ」において、冷却材であるナトリウムが漏えいし、火災となった。	1
平成9年3月11日	動力炉・核燃料開発事業団 (当時)	東海再処理施設アスファルト固化処理施設において、火災爆発が発生した。	3
平成11年9月30日	株式会社JCO	東海事業所ウラン加工施設において、臨界に達する事故が発生し、従業員3人が重篤の放射線被ばくを受けた（うち2人死亡）ほか、これらの者を救急搬送した救急隊員3人、防災業務関係者、臨界状態停止のための作業に従事した従業員を含む多数の者が被ばくした。	4
平成12年8月17日	北海道電力榑泊発電所	点検工事中の放射性廃棄物処理建屋サンブタンク内の清掃作業中に、当該タンク内で体調不良となった作業員1人を救出するためタンク内に入った別の2人の作業員のうち1人が、救出に使用した縄ばしごの約1メートルの高さから落下転倒し、死亡した（病院において、全身の放射線測定を改めて行った結果、臀部及び背部に汚染があり、臀部の汚染は当初事業所から説明があったレベルより高いことが判明）。	—
平成13年11月7日	中部電力榑浜岡原子力発電所	定格熱出力運転中の1号機において、非常用炉心冷却系の一つである高圧注入系の定期手動起動試験を実施したところ、同系統のタービン蒸気配管から分岐する余熱除去系配管が破断し、放射性物質を含む蒸気が原子炉建屋内に漏えいした。	1
平成18年3月22日	関西電力榑大飯発電所	3、4号機廃棄物処理建屋において、管理区域である同建屋4階の工具等の物置として使用していた場所で火災が発生した。	—
平成19年7月16日	東京電力榑柏崎刈羽原子力発電所	新潟県中越沖地震（最大震度6強）が発生し、それに伴い3号機所内変圧器において火災が発生した。	—
平成23年3月11日	東京電力榑福島第一原子力発電所	東北地方太平洋沖地震（最大震度7）の発生に伴い、非常用炉心冷却装置による注水が不能になるなど、原災法に定める原子力緊急事態となった。また、原子炉建屋の水素爆発、火災、汚染水の滞留や放射性物質が外部に放出されるなどの事態となった。	7 ※暫定評価
	東京電力榑福島第二原子力発電所	東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、圧力抑制機能が喪失するなど、原災法に定める原子力緊急事態となった。	3 ※暫定評価
	東北電力榑女川原子力発電所	東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、タービン建屋地下1階において、火災が発生した。	—
平成25年5月23日	(独)日本原子力研究開発機構 (当時)	大強度陽子加速器施設J-PARCハドロン実験施設において、陽子ビーム取出装置の誤作動により放射性物質が管理区域外に漏えいし、放射線業務従事者34人が被ばくした。	1
平成29年6月6日	(国研)日本原子力研究開発機構	大洗研究開発センター燃料研究棟において、核燃料物質を収納した貯蔵容器の点検作業中、貯蔵容器内のビニルバッグが破裂し、作業員5人が被ばくした。	2
令和3年3月16日	(公財)核物質管理センター (六ヶ所保障措置センター)	六ヶ所保障措置分析所内のグローブボックス内において、廃棄物容器内の内容物の化学反応による火災が発生した（設備等の損傷なし）。初期消火に際し、職員1人に軽微な身体汚染が生じた。	—

資料 1-8-1 消防活動阻害物質に係る届出施設の状況

(令和5年3月31日現在)



(備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 1-8-2 主要港湾における消防機関の出動状況

(令和4年中)

事故種別件数				事故発生場所別件数				総トン数別事故件数				
火災	爆発	流出	その他	海上	修理・解体中	係留中		1,000 t 未満	1,000 t 以上 1万 t 未満	1万 t 以上 10万 t 未満	10万 t 以上	不明
						荷役中	その他					
12	0	9	16	15	3	6	13	15	1	3	2	16

(備考) 「特殊災害対策の現況」により作成

資料 2-1-1 市町村の消防組織の現況

(各年4月1日現在)

区分		令和4年	令和5年	比較		
				増減数	増減(%)	
消防本部	消防本部	723	722	△ 1	△ 0.1	
	内訳	単独市	384	384	0	0.0
		町・村	51	50	△ 1	△ 2.0
		一部事務組合等	288	288	0	0.0
	消防署	1,714	1,714	0	0.0	
	出張所	3,095	3,093	△ 2	△ 0.1	
	消防職員数	167,510	167,861	351	0.2	
うち女性消防職員数	6,148	6,409	261	4.2		
消防団	消防団	2,196	2,177	△ 19	△ 0.9	
	消防団員数	22,152	21,963	△ 189	△ 0.9	
	消防団員数	783,578	762,670	△ 20,908	△ 2.7	
	うち女性消防団員数	27,603	27,954	351	1.3	

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」、「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」及び「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

資料 2-1-2 都道府県別市町村消防組織一覧

(令和5年4月1日現在)

都道府県	区分	消防本部					消防署	出張所	消防職員	消防団	消防分団	消防団員	
		計	市	町	村	組合							
北海道	道	58	17	5		36	132	236	9,246	206	1,047	23,071	
	青森	11	2			9	36	51	2,687	41	752	16,658	
	岩手	12	4			8	27	51	2,018	33	431	18,857	
	宮城	11	4			7	33	59	3,184	42	474	17,245	
	秋田	13	6	1		6	20	58	2,092	25	329	14,546	
	山形	12	7			5	16	38	1,574	35	324	21,343	
	福島	12	2			10	29	72	2,556	59	565	29,286	
	茨城県	城	24	14	3		7	65	59	4,571	44	1,022	20,300
		栃	12	7			5	29	42	2,548	28	283	13,474
		群馬	11	4			7	36	45	2,625	35	421	10,802
埼玉		26	13			13	64	126	8,703	64	618	13,332	
千葉		31	22	1		8	88	118	8,233	48	762	23,057	
東京都		5	2	2	1		84	220	19,686	98	721	21,618	
神奈川県		23	17	6			57	208	10,123	59	518	17,798	
新潟県		潟	19	13	1		5	41	75	3,361	30	537	31,286
		富山	7	3	1		3	26	21	1,326	15	313	8,482
		石川	11	6	2		3	25	31	1,610	22	250	5,128
	福井	9	3	1		5	19	26	1,276	18	237	5,849	
山梨県	梨	10	5			5	17	33	1,281	27	216	13,610	
	長野	13	2			11	60	34	2,539	77	591	29,550	
	岐阜	20	13	1		6	44	65	2,788	44	464	20,421	
	静岡県	16	10			6	45	91	4,714	35	565	16,882	
	愛知	34	24	2		8	66	150	8,482	345	593	21,368	
	三重	15	11	1		3	28	61	2,645	29	431	12,311	
滋賀県	賀	7	3			4	23	28	1,711	19	231	8,338	
	京都	15	9	2		4	31	67	3,299	36	424	16,148	
	大阪	26	19	2		5	76	174	10,298	44	406	10,001	
	兵庫県	24	18	1		5	55	117	6,267	62	1,205	38,777	
	奈良	3	2			1	24	28	1,845	39	302	7,518	
和歌山県	和	17	7	6		4	27	21	1,515	30	306	11,160	
	鳥取	3				3	13	13	775	19	223	4,383	
	島根	9	5			4	20	30	1,215	19	317	10,767	
岡山県	岡	14	10			4	24	58	2,540	27	437	25,059	
	広島	13	9	2		2	39	77	3,674	30	533	19,619	
	山口	12	8			4	26	34	2,038	19	371	11,754	
	徳島県	島	13	5	1		7	19	14	1,092	27	419	10,151
香川		9	4	1		4	17	19	1,214	17	235	7,266	
愛媛		14	7	3		4	25	36	1,915	20	360	18,890	
高知		15	8			7	20	19	1,212	34	264	7,431	
福岡県		岡	24	10	1		13	45	96	5,102	73	710	23,280
	佐賀	5	1			4	15	20	1,123	20	199	16,915	
	長崎	10	7	1		2	17	66	1,718	21	635	17,377	
	熊本	12	2			10	27	56	2,447	45	598	28,773	
	大分	14	12			2	18	37	1,663	18	417	13,407	
	宮崎	10	7			3	13	21	1,240	26	143	13,209	
	鹿児島	20	10	1		9	30	65	2,376	43	633	14,510	
	沖縄	18	10	1		7	23	27	1,714	30	131	1,663	
	合計	722	384	49	1	288	1,714	3,093	167,861	2,177	21,963	762,670	

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」、「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」及び「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

資料 2-1-3 消防機関数と消防職団員数の推移

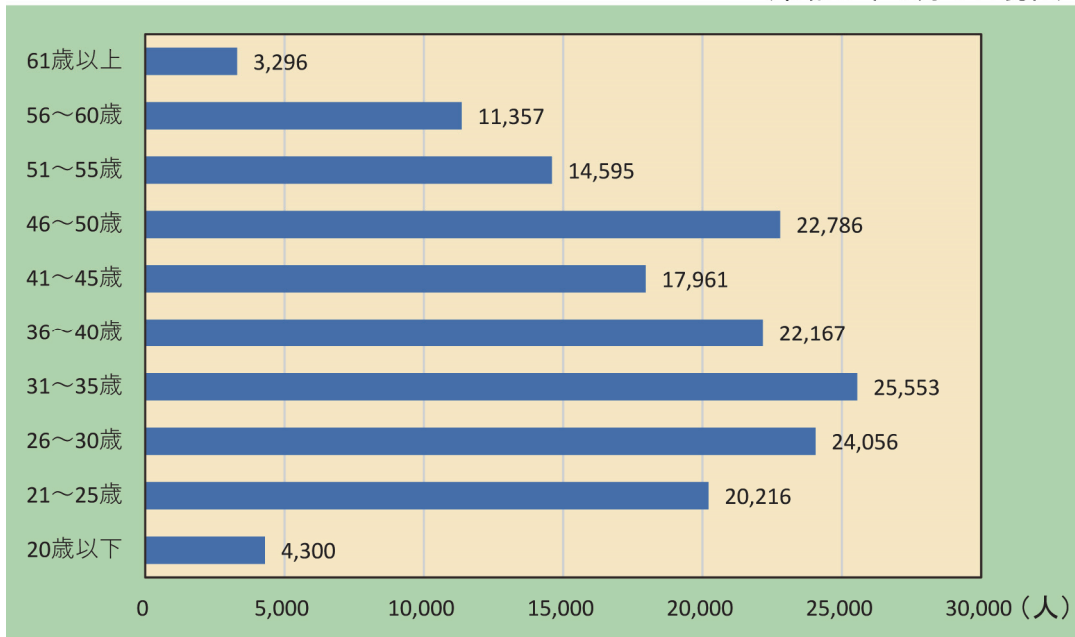
(各年4月1日現在)

年	区分	消 防 本 部					消 防 団			
		消防本部	うち組合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団常備部	消防団員
昭和31年 (1956年)		383	6	465	713	31,864	5,332	-	101	1,830,222
32 (1957)		406	6	488	735	32,745	4,484	-	107	1,737,319
33 (1958)		429	6	507	778	33,729	4,304	-	104	1,677,555
34 (1959)		438	6	533	831	35,168	4,153	-	93	1,633,792
35 (1960)		445	3	562	833	36,627	4,016	-	102	1,591,053
36 (1961)		461	3	578	889	38,489	3,957	35,463	96	1,542,406
37 (1962)		484	3	597	919	40,948	3,909	35,377	100	1,488,495
38 (1963)		511	3	617	961	43,169	3,852	34,323	116	1,445,508
39 (1964)		544	4	641	996	45,357	3,835	33,825	117	1,413,285
40 (1965)		620	4	735	1,024	48,075	3,826	31,653	123	1,330,995
41 (1966)		640	4	755	1,072	50,806	3,818	30,940	125	1,301,702
42 (1967)		671	5	817	1,110	53,957	3,764	29,926	107	1,283,003
43 (1968)		700	9	851	1,155	56,681	3,748	29,451	94	1,258,277
44 (1969)		734	26	892	1,242	60,486	3,743	28,998	89	1,234,696
45 (1970)		756	58	937	1,308	64,230	3,699	28,482	71	1,210,839
46 (1971)		782	129	986	1,470	70,077	3,682	27,732	61	1,189,675
47 (1972)		805	221	1,094	1,769	79,092	3,659	27,638	23	1,166,625
48 (1973)		829	304	1,155	2,120	88,754	3,696	27,392	25	1,148,567
49 (1974)		848	359	1,230	2,407	98,329	3,682	27,081	22	1,131,723
50 (1975)		859	378	1,258	2,590	105,005	3,668	26,805	22	1,118,036
51 (1976)		869	387	1,286	2,665	107,632	3,673	26,650	22	1,105,299
52 (1977)		878	398	1,321	2,742	110,618	3,669	26,463	17	1,094,367
53 (1978)		887	408	1,336	2,771	114,249	3,669	26,324	18	1,087,269
54 (1979)		895	419	1,366	2,840	117,657	3,666	26,281	12	1,078,536
55 (1980)		906	427	1,425	2,883	120,460	3,641	26,084	11	1,069,140
56 (1981)		914	435	1,462	2,930	123,204	3,645	25,995	11	1,063,761
57 (1982)		923	441	1,470	3,001	125,335	3,656	26,115	9	1,057,404
58 (1983)		927	445	1,476	3,063	126,959	3,653	26,002	8	1,050,271
59 (1984)		932	451	1,483	3,111	128,087	3,658	25,858	8	1,042,463
60 (1985)		933	454	1,496	3,132	128,914	3,641	25,798	7	1,033,376
61 (1986)		933	454	1,501	3,151	129,610	3,650	25,701	7	1,026,224
62 (1987)		931	455	1,514	3,152	130,463	3,648	25,667	7	1,017,807
63 (1988)		930	456	1,526	3,170	131,407	3,649	25,606	6	1,008,998
平成元年 (1989)		931	458	1,535	3,160	132,437	3,649	25,620	6	1,002,371
2 (1990)		933	464	1,554	3,166	133,610	3,654	25,639	6	996,743
3 (1991)		935	468	1,589	3,175	135,157	3,648	25,559	2	991,566
4 (1992)		935	467	1,602	3,181	137,388	3,642	25,574	1	986,996
5 (1993)		932	466	1,618	3,200	141,403	3,642	25,575	1	983,014
6 (1994)		931	465	1,615	3,207	144,885	3,641	25,561	1	979,737
7 (1995)		931	467	1,631	3,207	147,016	3,637	25,506	-	975,512
8 (1996)		925	470	1,636	3,219	148,989	3,636	25,480	-	972,078
9 (1997)		923	471	1,654	3,224	150,626	3,641	25,455	-	968,081
10 (1998)		920	473	1,662	3,232	151,703	3,643	25,393	-	962,625
11 (1999)		911	473	1,670	3,239	152,464	3,641	25,351	-	957,047
12 (2000)		907	472	1,682	3,230	153,439	3,639	25,322	-	951,069
13 (2001)		904	475	1,687	3,225	153,952	3,636	25,268	-	944,134
14 (2002)		900	475	1,690	3,226	154,487	3,627	25,238	-	937,169
15 (2003)		894	472	1,696	3,207	155,016	3,598	25,064	-	928,432
16 (2004)		886	459	1,699	3,207	155,524	3,524	24,852	-	919,105
17 (2005)		848	385	1,704	3,225	156,082	2,963	24,384	-	908,043
18 (2006)		811	329	1,706	3,221	156,758	2,584	23,946	-	900,007
19 (2007)		807	320	1,705	3,230	157,396	2,474	23,605	-	892,893
20 (2008)		807	316	1,706	3,218	157,860	2,380	23,180	-	888,900
21 (2009)		803	312	1,710	3,197	158,327	2,336	22,997	-	885,394
22 (2010)		802	305	1,716	3,180	158,809	2,275	22,926	-	883,698
23 (2011)		798	303	1,711	3,186	159,354	2,263	22,839	-	879,978
24 (2012)		791	305	1,706	3,184	159,730	2,234	22,753	-	874,193
25 (2013)		770	304	1,700	3,162	160,392	2,224	22,578	-	868,872
26 (2014)		752	296	1,703	3,153	161,244	2,221	22,560	-	864,347
27 (2015)		750	295	1,709	3,145	162,124	2,208	22,549	-	859,995
28 (2016)		733	291	1,714	3,130	163,043	2,211	22,484	-	856,278
29 (2017)		732	290	1,718	3,111	163,814	2,209	22,458	-	850,331
30 (2018)		728	289	1,719	3,117	164,873	2,209	22,422	-	843,667
31 (2019)		726	289	1,719	3,113	165,438	2,198	22,388	-	831,982
令和2年 (2020)		726	289	1,719	3,106	166,628	2,199	22,309	-	818,478
3年 (2021)		724	288	1,718	3,099	167,073	2,198	22,237	-	804,877
4年 (2022)		723	288	1,714	3,095	167,510	2,196	22,152	-	783,578
5年 (2023)		722	288	1,714	3,093	167,861	2,177	21,963	-	762,670

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」、「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」及び「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

資料 2-1-4 消防吏員の年齢層別構成

(令和5年4月1日現在)



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

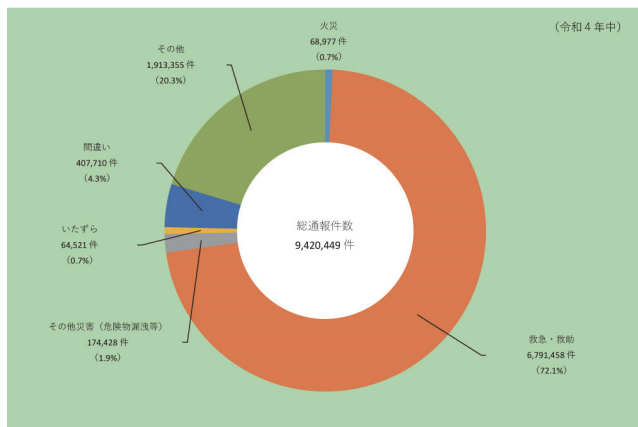
資料 2-1-5 消防車両等の保有数

(令和5年4月1日現在) (単位:台、艇、機)

区分		消防本部	消防団	計
消防ポンプ自動車		7,767	13,709	21,476
はしご自動車		1,077	-	1,077
化学消防車		922	8	930
救急自動車		6,591	-	6,591
指揮車		1,798	952	2,750
救助工作車		1,224	-	1,224
その他の消防自動車		9,376	2,902	12,278
小型動力ポンプ		3,551	50,062	53,613
内 訳	自動車に積載	402	34,734	35,136
	台車に積載	1,854	4,137	5,991
	上記以外	1,295	11,191	12,486
消防艇		36	35	71
消防防災ヘリコプター		32	-	32

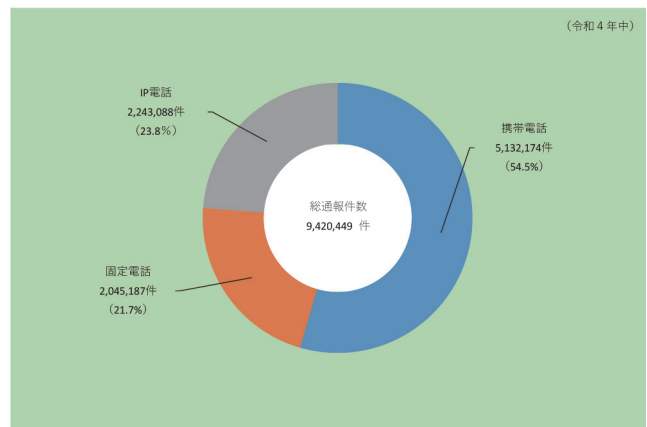
(備考)「消防防災・震災対策現況調査」、「救急年報報告」、「救助年報報告」、「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

資料 2-1-6 119 番通報件数 (通報内訳別)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」より作成

資料 2-1-7 119 番通報件数 (回線区分別)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」より作成

資料 2-1-8 消防水利 (主な人工水利) の整備数

(各年4月1日現在)

区分	令和4年	令和5年	比較	
			増減数	増減率 (%)
全国の整備数	2,515,624 (100.0)	2,541,608 (100.0)	25,984	1.0
消火栓	1,954,330 (77.7)	1,976,819 (77.8)	22,489	1.2
防火水槽	542,179 (21.6)	545,079 (21.4)	2,900	0.5
20m ³ ~40m ³ 未満	103,067	103,035	△ 32	△ 0.0
40m ³ ~60m ³ 未満	391,849	394,184	2,335	0.6
60m ³ 以上	47,263	47,860	597	1.3
井戸	19,115 (0.8)	19,710 (0.8)	595	3.1

- (備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
 2 ()は、構成比を示し、単位は%である。
 3 端数処理をしているため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-1-9 普通会計歳出決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

年度	普通会計歳出決算額 (百万円) (A)	消防費決算額 (百万円) (B)	1世帯 当たり 消防費 (円)	住民1人 当たり 消防費 (円)	(B)/(A) ×100 (%)
R1	59,436,314	1,934,144	35,743	16,415	3.3
R2	75,633,499	1,972,973	35,973	16,714	2.6
R3	67,579,449	1,858,158	33,534	15,914	2.7

- (備考) 1 「地方財政の状況」(総務省)及び「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」(総務省)により作成
 2 世帯数及び人口は、それぞれの年度の1月1日現在の計数を用いている。
 3 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等の重複は除いている。
 4 普通会計歳出決算額は東京都を除く、消防費決算額は東京都の消防費決算額(東京消防庁)を除く。

資料 2-1-10 消防費の性質別歳出決算額の推移

(単位: 億円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件費	13,880	66.3	13,733	64.6	13,773	68.7
物件費	2,270	10.9	2,509	11.8	2,305	11.5
普通建設事業費	3,591	17.2	4,005	18.8	3,042	15.2
補助事業費	530	2.5	513	2.4	486	2.4
単独事業費	3,058	14.6	3,490	16.4	2,554	12.7
受託事業費	3	0.0	2	0.0	2	0.0
その他	1,178	5.6	1,003	4.7	912	4.6
計	20,920	100.0	21,250	100.0	20,040	100.0

- (備考) 1 「地方財政統計年報」(総務省)により作成
 2 単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-1-11 消防費決算額の財源内訳

(単位: 億円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
一般財源等	17,769	84.9	17,428	82.0	17,305	86.4
特定財源	3,150	15.1	3,822	18.0	2,735	13.6
国庫支出金	255	1.2	289	1.4	256	1.3
地方債	2,302	11.0	2,722	12.8	1,885	9.4
使用料、手数料	33	0.2	31	0.1	31	0.2
その他	560	2.7	780	3.7	563	2.8
計	20,920	100.0	21,250	100.0	20,040	100.0

- (備考) 1 「地方財政統計年報」(総務省)により作成
 2 単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

資料2-1-12 国庫補助金による年度別消防防災施設整備状況

(単位:千円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		昭和28年度～令和4年度	
	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額
耐震性貯水槽	374	1,146,128	350	955,917	350	1,003,162	244	736,578	266	784,812	18,453	70,159,721
備蓄倉庫	4	55,099	0	0	1	3,320	2	23,904	3	67,790	270	2,027,504
防火水槽	11	20,307	7	11,052	13	24,953	2	3,770	6	11,552	119,104	115,221,911
救助活動等拠点施設等	0	0	0	0	0	0	4	62,794	0	0	7	78,689
活動火山対策避難施設	2	38,604	4	29,175	0	0	2	13,883	3	60,016	19	364,966
画像伝送システム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	6,249,758
広域訓練拠点施設整備事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	565,962
救急安心センター等整備事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高機能消防指令センター総合整備事業	1	72,956	6	327,984	2	67,252	8	696,036	3	226,090	179	13,495,060
林野火災用活動拠点広場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	162,369
訓練塔	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	143	723,991
自然水利利用施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	21,777
空中消火等補給基地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	116,226
救急用ヘリコプター離着陸場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	2,001,029
体力錬成施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	380,367
ヘリコプター離着陸用広場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	12,000
消防団拠点施設等整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,385	7,031,865
広域消防・無線中継施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	66,101
コミュニティ防災拠点施設整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38	118,061
震度情報ネットワークシステム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46	4,068,500
自然水利等活用施設整備モデル事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	40,000
消防広域化推進事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	311,191
広域応援対応型消防艇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	647,847
消防艇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	77	2,919,376
消防用ヘリコプター附帯施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	357,173
消防用高所監視施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	308,207
消防車両動態管理・情報システム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	456,049
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	115	1,351,167
合 計	392	1,333,094	367	1,324,128	366	1,098,687	262	1,536,965	281	1,150,260	140,050	229,256,867

(備考) 1 当該年度には、前年度繰越分を含む。
 2 令和4年度については、翌年度繰越分を含まない。
 3 補助金交付調書の集計結果により作成

資料 2-1-13 国庫補助金による年度別消防防災設備整備状況

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		昭和28年度～令和4年度	
	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額
災害対応特殊消防ポンプ自動車	118	1,141,454	111	1,387,324	110	1,446,856	122	1,597,537	89	1,176,834	2,253	20,883,462
災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	17	244,611	9	230,167	10	226,966	17	328,385	6	131,192	312	4,896,167
災害対応特殊はしご消防ポンプ自動車	22	1,132,185	12	716,789	9	448,541	10	578,336	5	275,714	348	15,233,094
救助工車	13	190,314	11	267,599	25	611,474	15	368,884	11	270,119	534	8,667,634
災害対応特殊救急自動車	126	1,139,345	128	1,194,053	119	1,123,556	146	1,389,137	126	1,190,592	4,870	31,829,485
高度救命処置用資機材	104	349,261	105	332,970	103	338,445	128	416,697	101	330,113		
災害対応特殊高発泡車	2	15,338	0	0	0	0	0	0	0	0	7	50,726
災害対応特殊大型高所放水車	0	0	1	42,752	0	0	0	0	0	0	2	83,561
災害対応特殊泡原液搬送車	2	20,854	0	0	0	0	2	21,240	0	0	13	134,447
特殊災害対応自動車	0	0	1	52,223	0	0	1	52,223	0	0	13	601,518
支援車	15	135,864	7	39,792	17	110,073	6	54,197	6	40,317	202	2,273,799
災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車	5	61,848	2	37,032	3	55,548	2	37,032	0	0	42	559,476
消防活動二輪車	0	0	0	0	2	2,046	0	0	0	0	4	4,011
救助消防ヘリコプター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	7,200,000
救助消防ヘリコプターテレビ電送システム	0	0	0	0	1	78,743	1	36,756	0	0	51	2,488,968
ヘリコプター高度化資機材	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	934,181
ヘリコプター消火用タンク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	166,114
ヘリコプター用衛星電話	0	0	0	0	0	0	1	7,176	0	0	10	59,956
広域応援対応型消防艇	0	0	0	0	1	49,695	1	74,543	0	0	3	364,238
救助用資機材	14	170,873	13	151,827	23	305,089	19	218,885	15	162,526	550	6,527,014
高度救助用資機材	6	62,891	10	59,701	9	97,365	9	45,882	6	57,888	356	3,100,026
高度探査装置	0	0	0	0	2	13,640	4	16,966	2	4,418	45	479,915
緊急消防援助隊用支援資機材等	8	14,067	4	8,146	4	5,624	7	12,230	7	13,398	136	244,136
テロ対策用特殊救助資機材	9	31,595	8	17,568	19	99,719	11	57,705	4	32,986	209	727,206
検知型遠隔探査装置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海水利用型消防水システム	0	0	3	77,182	2	109,327	1	66,615	0	0	15	652,230
消防救急無線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124	12,573,952
搬送用アイソレーター装置	-	-	-	-	121	74,620	28	19,922	12	7,916	161	102,458
災害対応特殊屈折放水塔車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	96,091
消防ポンプ自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39,215	93,252,504
小型動力ポンプ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47,509	10,646,722
消防専用電話装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,629	3,859,354
小型動力ポンプ付積載車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,426	16,256,442
小型動力ポンプ付水槽車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	668	4,401,633
消防団活性化総合整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,091	5,566,552
消防団総合整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	433	4,050,058
防災無線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,729	45,448,338
高機能防災無線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	83	4,902,957
受令機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	67	15,918
林野火災工車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	135	375,349
チェンソー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	16,612
可搬式消火機材	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	670	438,635
可搬式小型動力ポンプ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,232	2,547,459
電源車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	121	947,756
起震車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	302,807
防災指導車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	163,408
多重情報処理車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	28,908
震災工車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	62,205
火山噴火災害特殊避難車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	9,961
耐熱装甲型救助活動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	65,200
救護所用資機材	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	133	192,458
給水車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	85,443
コミュニティ防災資機材等整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,194	1,997,052
自主防災組織活性化事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	102	64,156
林野火災対策用資機材	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	42,354
震災初動対応資機材	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	103	198,490
降雨情報等収集分析装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3,669
化学消防ポンプ自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,575	8,727,952
はしご付消防ポンプ自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,119	39,775,475
高発泡車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	64	224,979
屈折放水塔車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27	250,691
ヘリコプター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	78	7,703,731
ヘリコプターテレビ電送システム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	1,582,659
消防緊急通信指令施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	842	14,290,859
救助資機材等総合整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,525	7,874,955
救急高度化推進整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	276	1,592,806
大型化学消防ポンプ自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	103	1,453,056
大型高所放水車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	110	2,392,807
泡原液搬送車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	102	449,938
救急業務高度化資機材緊急整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,026	15,216,053
ヘリコプター運航管理システム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	11,279
画像伝送システム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	278,499
自然水利用遠距離送水システム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	73,203
自然水利用型小型動力ポンプ連結送水システム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5,047
放射線防護資機材	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	46,072
救急指令装置その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,329	2,478,383
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,200	5,409,181
合計	461	4,710,500	425	4,615,125	580	5,197,127	531	5,400,348	390	3,694,013	173,540	426,713,690

(備考) 1 当該年度には、前年度繰越分を含む。
 2 令和4年度については、翌年度繰越分を含まない。
 3 令和2年度については、補正予算整備分を含む。
 4 補助金交付調書の集計結果により作成

資料 2-1-14 令和5年度 消防庁予算の内訳

(単位:百万円、%)

事業内容	R5予算 (A)	R4予算 (B)	比較増減 (A-B)	増減率 (%)
～国民の生命・生活を守る～ 消防防災行政の推進(一般会計) ①	13,443	12,617	826	6.5
消防防災分野のDXの推進	240	157	84	53.3
緊急消防援助隊の充実強化	5,244	5,376	△ 132	△ 2.4
うち 緊急消防援助隊設備整備費補助金(車両等)	4,986	4,986	0	0.0
常備消防等の充実強化	1,616	1,723	△ 108	△ 6.3
うち 消防防災施設整備費補助金	1,372	1,372	0	0.0
消防団や自主防災組織等の充実強化	754	740	14	1.8
うち 消防団を中核とした地域防災力の充実強化	754	555	199	35.8
うち 消防団の装備・訓練の充実強化	-	185	皆減	皆減
火災予防対策の推進	317	318	△ 2	△ 0.5
地方公共団体の災害対応能力・国民保護体制の強化	1,405	1,458	△ 53	△ 3.6
消防防災分野における女性や若者の活躍促進	579	403	176	43.7
科学技術の活用による消防防災力の強化	516	518	△ 2	△ 0.4
G7広島サミットにおける消防・救急体制等の整備	824	-	皆増	皆増
被災地における消防防災体制の充実強化(復興特別会計) ②	250	350	△ 100	△ 28.5
消防防災施設災害復旧費補助金・消防防災設備災害復旧費補助金	-	133	皆減	皆減
原子力災害避難指示区域消防活動費交付金	219	151	68	45.1
緊急消防援助隊活動費負担金(東日本大震災派遣ヘリ除染)	31	66	△ 35	△ 53.3
総計(①+②)	13,693	12,967	726	5.6

※デジタル庁への一括計上予算が含まれている。
 ※端数処理の関係上、数値が合わない箇所がある。

資料 2-3-1 消防職団員の公務による死傷者数

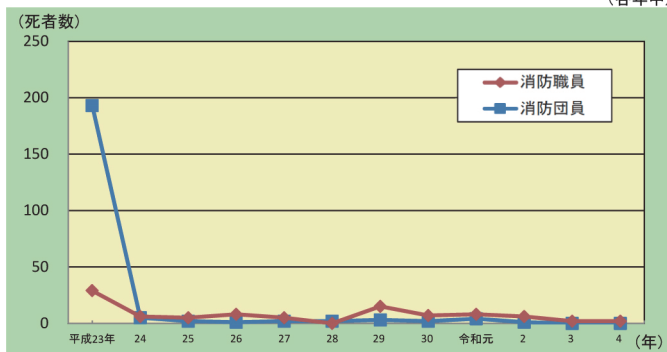
(令和4年中) (単位:人)

区 分		消防職員	消防団員	計	構成比 (%)
火 災	死 者	1	0	1	50.0
	負 傷 者	180	116	296	16.6
風 水 害 等 の 災 害	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	11	7	18	1.0
救 急	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	216	0	216	12.1
演 習 ・ 訓 練 等	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	470	330	800	44.8
特 別 警 戒	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	0	7	7	0.4
捜 索	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	3	7	10	0.6
そ の 他	死 者	1	0	1	50.0
	負 傷 者	373	66	439	24.6
計	死 者	2	0	2	100.0
	負 傷 者	1,253	533	1,786	100.0

- (備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-3-2 消防職団員の公務による死者数の推移

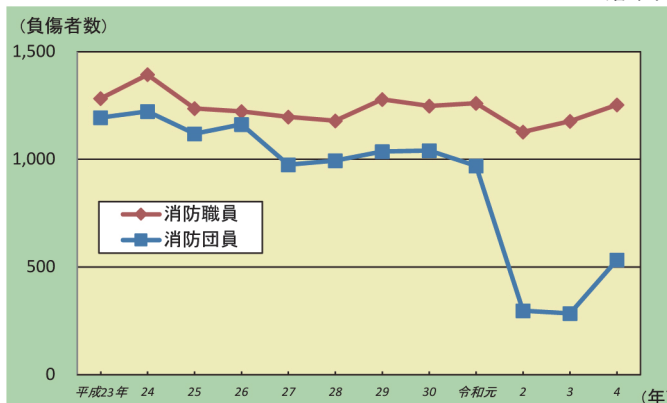
(各年中)



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

資料 2-3-3 消防職団員の公務による負傷者数の推移

(各年中)



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

資料 2-3-4 消防本部における交替制勤務体制

(令和5年4月1日現在)

勤務体制別本部数				
消防本部数	交替制をとっている消防本部数			
	2部制	3部制	併用	その他
722	431	216	66	9
	59.7%	29.9%	9.1%	1.2%

- (備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
 2 交替制の「その他」とは、指令業務のみ4部制を取り入れている消防本部及び宿直者を3班に分けて変則的な勤務体制をとる消防本部等をいう。
 3 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-3-5 勤務体制別消防吏員数

(令和5年4月1日現在)

勤務体制別	毎日勤務	2部制	3部制	その他派遣等	計
消防吏員数	32,915	83,007	46,293	4,072	166,287
	19.8%	49.9%	27.8%	2.4%	100.0%

- (備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
 2 勤務体制別の「その他派遣等」とは、首長部局に派遣されている職員及び消防学校など消防本部(署)以外の部署に勤務する職員等をいう。
 3 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-3-6 消防職員委員会の審議結果

(令和4年度)

審議意見	審議件数	審議結果				
		実施が 適当	諸課題 を検討	実施は 困難	現行 どおり	その他
勤務条件・厚生福利	2,155	647	726	106	619	57
	45.9%	13.8%	15.5%	2.3%	13.2%	1.2%
被服・装備品	1,439	445	509	45	415	25
	30.7%	9.5%	10.9%	1.0%	8.8%	0.5%
機械器具・その他の 施設等	1,096	328	316	53	304	95
	23.4%	7.0%	6.7%	1.1%	6.5%	2.0%
計	4,690	1,420	1,551	204	1,338	177
	100%	30.3%	33.1%	4.3%	28.5%	3.8%

- (備考) 1 「令和4年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-3-7 令和3年度に消防職員委員会において 審議された意見の実現状況

(令和4年度末現在)

「実施が適当」とされた 意見数(A)	既の実施された件数 (B)	割合(B)/(A)×100
1,569件	918件	58.5%

(備考)「令和4年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成

資料 2-3-8 各年度の消防職員委員会開催状況

(各年度末現在)

開催年度	消防本部数	開催本部数	開催率
平成29年度	732 本部	732 本部	100.0%
30年度	728 本部	728 本部	100.0%
令和元年度	726 本部	726 本部	100.0%
2年度	726 本部	726 本部	100.0%
3年度	724 本部	724 本部	100.0%
4年度	723 本部	723 本部	100.0%

(備考)「令和4年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成

資料 2-3-9 各年度の消防職員委員会審議件数及び 審議結果

	審議 件数	審議結果の区分				
		実施が 適当	諸課題 を検討	実施は 困難	現行 どおり	その他
平成30年度	4,918	1,548 31.5%	1,504 30.6%	207 4.2%	1,392 28.3%	267 5.4%
令和元年度	5,201	1,635 31.4%	1,586 30.5%	230 4.4%	1,506 29.0%	244 4.7%
2年度	5,285	1,765 33.4%	1,590 30.1%	235 4.4%	1,434 27.1%	261 4.9%
3年度	4,922	1,569 31.9%	1,550 31.5%	196 4.0%	1,404 28.5%	203 4.1%
4年度	4,690	1,420 30.3%	1,551 33.1%	204 4.3%	1,338 28.5%	177 3.8%
累計 (平成8年度～ 令和4年度)	141,611	53,633 37.9%	40,776 28.8%	6,682 4.7%	34,149 24.1%	6,371 4.5%

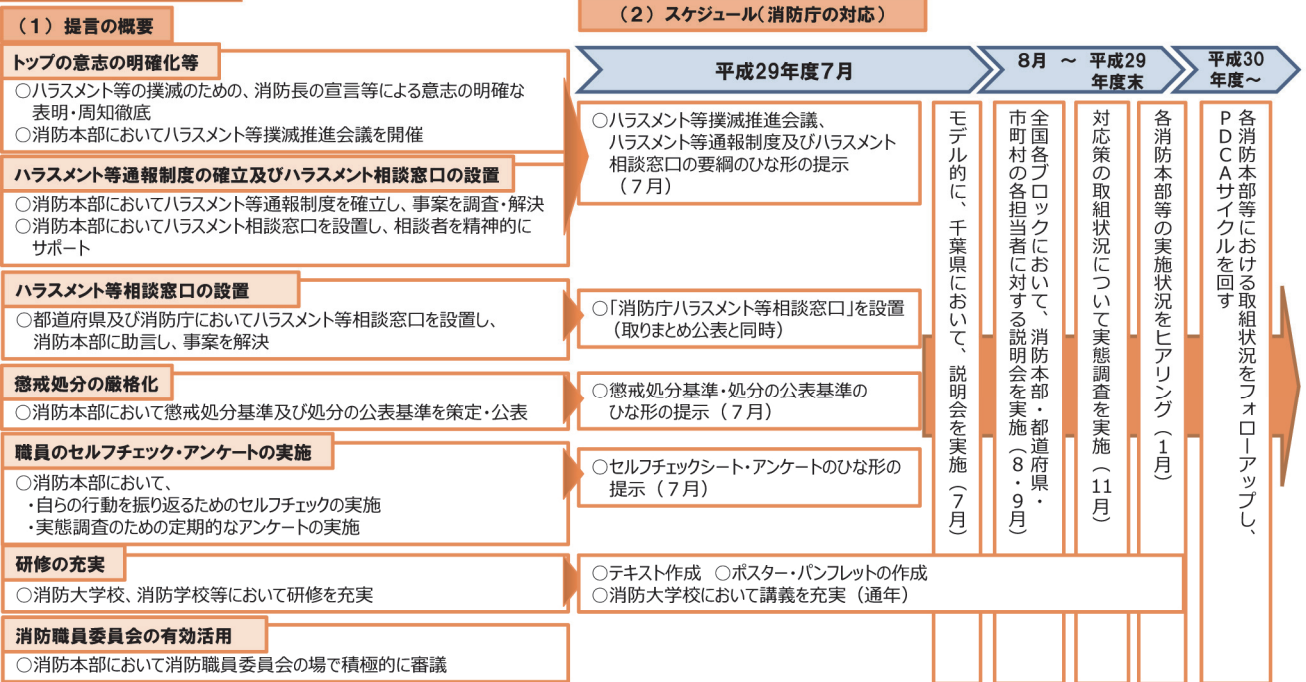
(備考) 1 「令和4年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。
 3 審議結果のうち、「その他」については平成11年度から設定

資料 2-3-10 「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」を踏まえた対応策

1. 消防職員・消防本部アンケート結果

- 消防現場におけるハラスメント等は、依然として存在（最近1年間に「パワハラを受けた」男性17%、「セクハラを受けた」女性28%）
- 通報等の体制整備は一定程度進んでいるが、活用はほとんど進んでいない（通報等の窓口を設置している本部は74%。窓口相談した職員はパワハラを受けた男性のうち3%、セクハラを受けた女性のうち4%）

2. ハラスメント等への対応策



資料 2-3-11 消防関係表彰の種類、表彰時期等一覧

表彰の種類	区分	担当課室	表彰時期	表彰者数等	表彰者数等	表彰者数等	表彰者数等	表彰者数等
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
叙位		総務課	随時	387	314	366	401	422
叙勲								
○春秋叙勲		総務課	毎年春秋	1,253	1,240	1,241	1,227	1,243
○危険業務従事者叙勲		総務課	毎年春秋	1,245	1,243	1,249	1,252	1,256
○高齢者叙勲		総務課	毎月1日付け	110	115	131	98	110
○死亡叙勲、緊急叙勲		総務課	随時	228	186	211	209	221
褒章								
○紅綬褒章		総務課	毎年春秋	6	5	4	7	7
○黄綬褒章		総務課	毎年春秋	14	16	13	15	14
○藍綬褒章		総務課	毎年春秋	187	187	195	195	196
○紺綬褒章		総務課	随時	12	5	27	20	12
内閣総理大臣表彰								
○安全功労者表彰		総務課	7月上旬	6	6	7	6	6
○防災功労者表彰		総務課	9月上旬	11	55	40	16	19
○感謝状（人命救助）		総務課	毎年春秋	6	0	4	7	7
総務大臣表彰								
○安全功労者表彰		総務課	7月上旬	32	39	36	44	28
○消防功労者表彰		総務課	7月上旬	12	8	11	8	7
○救急功労者表彰		救急企画室	9月上旬	14	12	16	13	15
○防災まちづくり大賞		地域防災室	3月上旬	3	3	3	3	3
○優良少年消防クラブ及び優良少年消防クラブ指導者表彰		地域防災室	3月下旬	36	42	40	41	34
○石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト		特殊災害室	12月中旬	5	5	5	5	5
○感謝状		各課室	随時	105	43	47	52	63
消防庁長官表彰								
○功労章		総務課	3月上旬	175	171	174	174	178
○永年勤続功労章		総務課	3月上旬	2,986	2,994	2,998	2,992	2,987
○表彰旗		総務課	3月上旬	27	25	24	22	21
○羊頭綬		総務課	3月上旬	45	41	41	39	37
○特別功労章		総務課	随時	6	-	4	-	1
○顕功章		総務課	随時	-	1	-	-	2
○功績章		総務課	随時	1	1	-	-	-
○国際協力功労章		総務課	随時	-	-	-	-	-
○顕彰状		総務課	随時	7	1	1	-	1
○防災功労者表彰		総務課、地域防災室	随時	55	51	9	12	6
○表彰状		総務課	随時	-	4	1	4	2
○賞状		各課室	随時	267	76	90	303	3
○賞じゅつ金		総務課	随時	5人	4人	4人	2人	1人
○報償金		総務課	随時	7人	1人	1人	-	-
○退職消防団員報償※				3,430万円	100万円	100万円	-	-
・1号報償		総務課	年4回	9,401	9,582	10,016	8,534	9,788
・2号報償		総務課	年4回	13,145	13,266	13,176	11,237	12,559
○感謝状		各課室	随時	2	3	1	-	-
○予防業務優良事例表彰		予防課	5月下旬	15	14	14	15	15
○危険物保安功労者表彰		危険物保安室	6月上旬	21	32	22	20	21
○優良危険物関係事業所表彰		危険物保安室	6月上旬	28	39	28	27	21
○危険物安全週間推進標語表彰		危険物保安室	6月上旬	1	1	1	1	1
○危険物事故防止対策論文表彰		危険物保安室	6月上旬	1	1	1	1	1
○救急功労者表彰		救急企画室	9月上旬	18	17	17	17	17
○消防設備保守関係功労者表彰		予防課	11月上旬	30	30	30	30	30
○優良消防用設備等表彰		予防課	11月上旬	21	14	6	16	32
○消防機器開発普及功労者表彰		予防課	11月上旬	30	30	30	30	30
○消防防災科学技術賞		消防研究センター	11月下旬	23	24	23	26	27
○石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト		特殊災害室	12月中旬	15	15	10	15	11
○都道府県消防防災関係事務従事職員表彰		総務課	3月上旬	0	4	1	4	2
○防災まちづくり大賞		地域防災室	3月上旬	5	5	5	5	5
○消防団等地域活動表彰		地域防災室	3月上旬	35	39	38	32	22
○優良少年消防クラブ表彰		地域防災室	3月下旬	42	40	42	28	30
○消防団PRムービーコンテスト		地域防災室	随時	2	4	4	9	4

※ 退職消防団員報償の1号報償は勤続25年以上の者が対象、2号報償は勤続15年以上25年未満の者が対象である。

資料 2-3-12 叙勲

種 類	内 容
春秋叙勲	春は4月29日、秋は11月3日付けで授与される。
危険業務従事者叙勲	著しく危険性の高い業務に精励した功労者に対し、春は4月29日、秋は11月3日付けで春秋叙勲とは別に授与される。
高齢者叙勲	春秋叙勲又は危険業務従事者叙勲をいまだ授与されていない功労者のうち、88歳になった者に対し、毎月1日付けで授与される。
死亡叙勲	死亡した功労者に対し、随時授与される（発令の日付は生前最後の日）。
緊急叙勲	殉職者など特別な功績を有する者に対し、随時授与される。

資料 2-3-13 褒章

種 類	内 容
紅綬褒章	火災等に際し、自己の危険を顧みず人命救助に尽力した者を対象としている。
黄綬褒章	消防関係業務に精励し衆民の模範である者を対象としている。
藍綬褒章	永年にわたり、消防業務に従事しその功績が顕著な消防団員及び女性防火クラブ役員並びに永年にわたり、消防機器製造業等に従事しその功績が顕著な者を対象としている。
紺綬褒章	消防関係機関等に対し、公益のために一定の金額以上の私財の寄附を行った個人又は団体を対象としている。

資料 2-3-14 内閣総理大臣表彰

種 類	内 容
安全功労者表彰	安全功労者総務大臣表彰等の受賞者のうち、国民の安全に対する運動の組織及び運営について顕著な成績を上げ、又は功績があった個人又は団体を毎年「国民安全の日」（7月1日）にちなみ表彰している。
防災功労者表彰	防災功労者消防庁長官表彰等の受賞者のうち、災害時における防災活動について顕著な功績があった者や防災思想の普及又は防災体制の整備について顕著な功績があった個人又は団体を毎年「防災の日」（9月1日）にちなみ表彰している。
感謝状（人命救助）	自らの危険を顧みず人命救助に尽力したものであって、各府省が紅綬褒章の候補者として内閣府賞勲局に推薦を行い、併せて内閣総理大臣からの賞状等を交付するにふさわしいものとして当該府省から推薦があったものに感謝状を授与している。

資料 2-3-15 総務大臣表彰

種 類	内 容
安全功労者表彰	安全思想の普及、安全水準の向上等のために顕著な成績を上げ、又は功労があった個人や消防機関以外の団体を表彰している。
消防功労者表彰	広く地域消防のリーダーとして地域社会の安全確保、防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施について功績顕著な消防団員及び女性防火クラブ役員を表彰している。
救急功労者表彰	救急業務の推進に貢献し、国民の生命身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった者等を表彰している。
防災まちづくり大賞	地方公共団体、自主防災組織、教育機関、まちづくり協議会等における防災に関する優れた取組、工夫・アイデア等、防災や住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を推奨し、災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として表彰している。
優良少年消防クラブ及び優良少年消防クラブ指導者表彰	火災予防及び防災に関する思想の普及に貢献している特に優良な少年消防クラブや少年消防クラブ指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図ることを目的として表彰している。
石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト	石油コンビナート等において、自衛防災組織等の技能コンテストを実施し、その技能が特に優良な組織を表彰している。

資料 2-3-16 消防庁長官の定例表彰

種 類	内 容
功労章	防災思想の普及、消防施設の整備その他災害の防御に関する対策の実施等について、その成績が特に優秀な消防職員、消防団員等を対象としている。
永年勤続功労章	永年勤続し、その勤務成績が優秀で、他の模範と認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
表彰旗、竿頭綬 <small>かんとうじゆ</small>	防災思想の普及、消防施設の整備その他災害の防御に関する対策の実施について、その成績が特に優秀で、他の模範と認められる消防機関を対象としている。

資料 2-3-17 消防庁長官の随時表彰

種 類	内 容
特別功労章	災害に際して消防作業に従事し、功労抜群で他の模範と認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
けんこうしょう 顕功章	災害に際して消防作業に従事し、特に顕著な功労があると認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
こうせきしょう 功績章	災害に際して消防作業に従事し、多大な功労があると認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
国際協力功労章	「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づき派遣され、救急活動等に従事し、功労顕著な消防職員等を対象としている。
けんしょうしょう 顕彰状	職務遂行中に死亡した消防職員、消防団員等を対象としている。
防災功労者表彰	災害における防災活動について顕著な功績がある又は防災思想の普及等についてその成績が特に優秀な個人又は団体を対象としている。
表彰状	災害に際して消防作業に従事し、顕著な功労を挙げ又は防災思想の普及等について優秀な成績をおさめた個人又は団体を対象としている。
賞状	災害に際して消防作業に従事し、功労が認められる又は他の模範として推奨されるべき功績が認められる個人又は団体を対象としている。

資料 2-3-18 消防関係の各分野における表彰

種 類	内 容
予防業務優良事例表彰	各消防本部の予防業務の改善や予防業務に従事する消防職員のモチベーションの向上を目的として優れた予防業務に取り組んだ消防本部を表彰している。
危険物保安功労者表彰	危険物の保安に、永年にわたり努められてきた個人、団体を表彰している。
優良危険物関係事業所表彰	危険物の関係法令遵守、危険物の取扱いに係る保安上の措置の自主的かつ積極的な推進等に特に顕著な功績のある危険物関係事業所を表彰している。
危険物安全週間推進標語表彰	危険物の保安に関する行政の推進に協力し、国民の安全保持に顕著な功績があった者として、危険物安全週間推進標語を考えた者を表彰している。
危険物事故防止対策論文表彰	危険物に係る事故防止対策に関する優れた論文を著した者を、危険物事故防止の推進に資することを目的として表彰している。
救急功労者表彰	救急業務の推進に貢献し、国民の生命身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった者等を表彰している。
消防設備保守関係功労者表彰	消防用設備等の設置及び維持管理の適正化等を通じ消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった者を表彰している。
優良消防用設備等表彰	高度な消防防災技術の発達、普及を促進し、防火対象物の防火安全性能の向上に資することを目的として、他の模範となる優れた消防用設備等、特殊消防用設備等その他これらに類するものの設置者、設計者、開発者又は施工者を表彰している。
消防機器開発普及功労者表彰	消防機器等の開発普及、業界の発展等を通じ消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった者を表彰している。
消防防災科学技術賞	消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査に関する事例報告の分野において、優れた業績をあげた等の個人又は団体を表彰している。
石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト	石油コンビナート等において、自衛防災組織等の技能コンテストを実施し、その技能が特に優良な組織を表彰している。
都道府県消防防災関係事務従事職員表彰	都道府県の消防事務職員の中から永年勤続し、その勤務成績が特に優秀な者を表彰している。
防災まちづくり大賞	地方公共団体、自主防災組織、教育機関、まちづくり協議会等における防災に関する優れた取組、工夫・アイデア等、防災や住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を推奨し、災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として表彰している。
消防団等地域活動表彰	地域に密着し、他の模範となる活動を行っている消防団や、消防団活動への深い理解や協力を示し、地域防災力の向上に寄与している事業所等を表彰している。
優良少年消防クラブ表彰	火災予防及び防災に関する思想の普及に貢献している優良な少年消防クラブの意識高揚とクラブ活動の活性化を図ることを目的として表彰している。
消防団PRムービーコンテスト	住民の方々に、消防団をより身近なものとして知っていただくため、各都道府県及び市町村から消防団の知名度向上や消防団への入団促進につながる動画作品を募集し、優れた作品を表彰している。

資料 2-4-1 教育訓練実施状況

区 分		令和4年度(実績)		令和5年度(計画)				
		実施回数 (回)	卒業生 (人)	実施回数 (回)	定員 (人)	期間	教育目的	
学 科	総合教育	幹部科	4	204	4	216	2か月	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。
		上級幹部科	1	46	1	48	2週間	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。
		新任消防長・学校長科	1	36	1	78	2週間	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
		消防団長科	2	50	2	60	1週間	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
	専科教育	警防科	2	96	2	96	2か月	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		救助科	2	96	2	96	2か月	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		救急科	1	48	1	48	1か月	救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させ、救急業務の指導者としての資質を向上させる(指導救命士養成教育を含む。)
		予防科	2	60	2	60	2か月	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		危険物科	1	29	1	30	1か月	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		火災調査科	2	60	2	60	2か月	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		新任教官科	1	81	1	72	2週間	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。
	現任教官科	1	38	1	48	2週間	現任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、業務運営の企画及び予防業務並びに警防業務を包括的に指導できる能力を向上させる。	
	小 計		20	844	20	912		
	実務講習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース	1	60	1	60	2週間
高度救助・特別高度救助コース			1	48	1	48	2週間	高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
NBCコース			1	48	1	48	3週間	緊急消防援助隊のNBC災害要員等に対し、NBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。
航空隊長コース			1	60	1	60	2週間	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
危機管理・防災教育科		危機管理・国民保護コース	1	37	1	48	1週間	地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		自主防災組織育成短期コース	3	144	3	192	2日間	自主防災組織の育成業務に携わる担当職員に対し、その業務に必要な基礎的知識及び能力を修得させる。
		消防団活性化推進コース(行政職員)	1	30	1	30	1週間	消防団の加入促進や教育訓練等充実強化業務に携わる者に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を修得させる。
消防団活性化推進コース(消防団員)		1	8	1	30	3日間		
その他		女性活躍推進コース	1	59	1	48	2週間	女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得させる。
		査察業務マネジメントコース	1	47	1	48	1週間	消防本部の予防業務を主管する係長以上の者に対し、違反処理をはじめとする査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力を修得させる。
小 計		12	541	12	612			
合 計		32	1,385	32	1,524			

資料 2-5-1 救急出動件数及び搬送人員の推移

(各年中)

区分 年	救急出動件数				搬送人員				よる 出 動 件 数 の う ち 急 病 に (A)	(B/A) の 割 対 合 す る (%)
	全出動件数	うち 救急自 動車による 件数 (A)	うち 消防防災へ りコプター による 件数	対前年 増減数・増減率(%)	全搬送人員	うち 救急自 動車による 搬送人員	うち 消防防災へ りコプター による 搬送人員	対前年 増減数・増減率(%)		
平成 19 年	5,293,403	5,290,236	3,167	52,925 (1.0)	4,905,585	4,902,753	2,832	10,257 (0.2)	3,223,990	60.9
平成 20 年	5,100,370	5,097,094	3,276	△193,033 (△3.6)	4,681,447	4,678,636	2,811	△224,138 (△4.6)	3,102,423	60.9
平成 21 年	5,125,936	5,122,226	3,710	25,566 (0.5)	4,686,045	4,682,991	3,054	4,598 (0.1)	3,141,882	61.3
平成 22 年	5,467,620	5,463,682	3,938	341,684 (6.7)	4,982,512	4,979,537	2,975	296,467 (6.3)	3,389,044	62.0
平成 23 年	5,711,102	5,707,655	3,447	243,482 (4.5)	5,185,313	5,182,729	2,584	202,801 (4.1)	3,562,208	62.4
平成 24 年	5,805,701	5,802,455	3,246	94,599 (1.7)	5,252,827	5,250,302	2,525	67,514 (1.3)	3,648,074	62.9
平成 25 年	5,918,939	5,915,683	3,256	113,238 (2.0)	5,348,623	5,346,087	2,536	95,796 (1.8)	3,732,953	63.1
平成 26 年	5,988,377	5,984,921	3,456	69,438 (1.2)	5,408,635	5,405,917	2,718	60,012 (1.1)	3,781,249	63.2
平成 27 年	6,058,190	6,054,815	3,375	69,813 (1.2)	5,481,252	5,478,370	2,882	72,617 (1.3)	3,851,978	63.6
平成 28 年	6,213,628	6,209,964	3,664	155,438 (2.6)	5,624,034	5,621,218	2,816	142,782 (2.6)	3,975,380	64.0
平成 29 年	6,345,517	6,342,147	3,370	131,889 (2.1)	5,738,664	5,736,086	2,578	114,630 (2.0)	4,061,989	64.0
平成 30 年	6,608,341	6,605,213	3,128	262,824 (4.1)	5,962,613	5,960,295	2,318	223,949 (3.9)	4,294,924	65.0
令和元年	6,642,772	6,639,767	3,005	34,431 (0.5)	5,980,258	5,978,008	2,250	17,645 (0.3)	4,335,687	65.3
令和2年	5,935,694	5,933,277	2,417	△707,078 (△10.6)	5,295,727	5,293,830	1,897	△684,531 (△11.4)	3,850,497	64.9
令和3年	6,196,069	6,193,581	2,488	260,375 (3.9)	5,493,658	5,491,744	1,914	197,931 (3.3)	4,054,706	65.5
令和4年	7,232,118	7,229,572	2,546	1,036,049 (16.7)	6,219,299	6,217,283	2,016	725,641 (13.2)	4,884,630	67.6

(備考) 「救急年報報告」及び「消防防災・震災対策現況調査」による。

資料 2-5-2 救急自動車による事故種別出動件数及び搬送人員

(各年中)

事故種別	令和3年中		令和4年中		対前年比	
	出動件数 (搬送人員)	構成比 (%)	出動件数 (搬送人員)	構成比 (%)	増減数	増減率 (%)
急病	4,054,706 (3,605,179)	65.5 65.6	4,884,630 (4,186,450)	67.6 67.3	829,924 581,271	20.5 16.1
交通事故	368,491 (340,573)	5.9 6.2	382,301 (347,372)	5.3 5.6	13,810 6,799	3.7 2.0
一般負傷	969,130 (879,503)	15.6 16.0	1,101,281 (985,958)	15.2 15.9	132,151 106,455	13.6 12.1
自損行為	55,752 (37,535)	0.9 0.7	60,327 (40,256)	0.8 0.6	4,575 2,721	8.2 7.2
労働災害	53,397 (52,168)	0.9 0.9	58,576 (56,814)	0.8 0.9	5,179 4,646	9.7 8.9
加害	24,569 (17,945)	0.4 0.3	26,786 (18,938)	0.4 0.3	2,217 993	9.0 5.5
運動競技	28,919 (28,521)	0.5 0.5	35,708 (34,890)	0.5 0.6	6,789 6,369	23.5 22.3
火災	21,798 (4,746)	0.4 0.1	22,369 (4,937)	0.3 0.1	571 191	2.6 4.0
水難	4,487 (1,833)	0.1 0.0	4,719 (1,879)	0.1 0.0	232 46	5.2 2.5
自然災害	736 (547)	0.0 0.0	623 (449)	0.0 0.0	△ 113 △ 98	△ 15.4 △ 17.9
その他	611,596 (523,194)	9.9 9.5	652,252 (539,340)	9.0 8.7	40,656 16,146	6.6 3.1
合計	6,193,581 (5,491,744)	100 100	7,229,572 (6,217,283)	100 100	1,035,991 725,539	16.7 13.2

(備考)1 「救急年報報告」により作成

2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-5-3 救急自動車による都道府県別事故種別救急出動件数

(令和4年中 単位:件)

区分	火	災	自然災害	水	難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加	害	自損行為	急	病	転院搬送	医師搬送	資	器	材	等	送	そ	の	他	計
北海道	1,080	22	190	10,531	2,803	929	43,171	766	3,183	196,906	28,528	143	31	7,788	296,071										
青森	354	26	72	2,656	478	230	7,473	160	551	38,228	5,429	54	9	433	56,153										
岩手	177	6	55	2,344	582	272	7,519	92	495	37,001	5,930	25	1	469	54,968										
宮城	382	124	80	5,700	1,089	650	15,719	403	1,243	82,882	11,963	733	40	1,449	122,457										
秋田	157	8	51	2,162	385	217	6,375	102	433	32,775	2,825	6	1	448	45,945										
山形	185	9	24	2,002	470	187	7,076	52	390	32,289	4,471	25	5	366	47,551										
福島	263	54	39	4,517	979	473	12,302	228	881	61,864	7,466	89	51	1,030	90,236										
茨城	710	0	150	9,489	1,562	868	19,697	530	1,468	102,493	10,014	602	7	1,681	149,271										
栃木	404	4	47	6,178	980	476	11,323	328	976	61,012	8,706	11	149	890	91,484										
群馬	469	1	52	6,357	967	641	13,918	281	890	66,690	9,041	1,019	78	994	101,398										
埼玉	1,433	15	130	24,377	3,553	2,348	59,067	1,925	3,984	284,445	26,179	62	84	7,981	415,583										
千葉	1,489	11	214	19,761	2,992	1,568	54,571	1,794	3,210	262,237	26,509	48	71	7,871	382,346										
東京都	3,354	8	576	41,420	5,307	4,648	151,511	5,278	6,711	603,384	43,418	181	712	11,364	877,872										
神奈川県	1,669	10	307	25,069	3,510	2,750	92,319	2,292	4,451	398,046	30,141	1,063	43	6,515	568,185										
新潟	353	38	96	5,001	1,343	515	16,795	231	1,019	73,604	10,918	946	1	1,375	112,235										
富山	128	16	85	2,221	413	258	8,074	99	415	33,265	4,548	15	67	191	49,795										
石川	101	15	56	2,443	444	263	8,141	127	423	34,718	3,842	48	18	391	51,030										
福井	83	1	49	1,984	347	202	5,133	68	238	20,946	2,888	5	19	268	32,231										
山梨	143	2	50	2,975	645	337	7,307	120	382	28,367	3,042	29	61	216	43,676										
長野	327	3	53	5,215	925	476	17,383	237	804	69,852	9,550	130	2	593	105,550										
岐阜	330	4	110	6,656	1,155	588	16,084	214	804	64,433	7,368	41	63	1,410	99,260										
静岡	523	40	197	10,773	1,784	883	26,600	452	1,496	120,095	19,049	51	38	1,843	183,824										
愛知	957	11	172	21,024	3,521	1,876	53,222	1,144	3,373	280,662	25,222	98	716	4,165	396,163										
三重	301	3	95	6,152	1,073	505	15,841	264	718	72,783	8,284	14	111	1,013	107,157										
滋賀	243	3	76	4,733	765	458	10,488	181	600	49,312	3,962	2	0	541	71,364										
京都	235	1	58	9,374	1,120	748	23,131	381	909	97,445	7,737	46	0	17,635	158,820										
大阪府	1,751	5	185	39,390	4,629	2,652	99,767	3,645	5,419	459,682	31,591	916	8	3,414	653,054										
兵庫県	814	20	148	17,974	2,571	1,553	53,593	1,075	2,510	213,491	22,925	341	9	6,416	323,440										
奈良	252	1	23	4,683	775	449	13,730	208	700	56,995	7,009	1,194	0	334	86,353										
和歌山	99	8	72	3,788	483	268	8,880	131	507	36,789	4,119	184	10	432	55,770										
鳥取	114	6	36	1,357	272	168	4,497	44	193	19,631	2,767	51	1	136	29,273										
島根	86	8	72	1,587	284	200	5,237	63	264	22,827	3,214	53	1	216	34,112										
岡山	303	4	60	6,376	851	535	15,721	224	749	63,429	10,352	116	3	556	99,279										
広島	386	6	90	9,065	1,137	649	23,257	407	1,179	95,729	15,073	187	2	1,352	148,519										
山口	258	5	62	3,813	646	469	11,669	210	519	47,007	8,795	371	1	789	74,614										
徳島	54	3	31	2,559	366	196	6,168	66	235	23,707	4,312	19	5	298	38,019										
香川	187	5	51	3,431	365	291	7,918	134	374	32,212	5,891	16	3	108	50,986										
愛媛	177	5	73	4,903	605	321	11,471	217	628	46,983	9,243	73	8	465	75,172										
高知	71	2	56	2,568	404	216	7,592	121	378	29,234	4,637	59	6	132	45,476										
福岡	565	32	163	13,783	2,064	1,514	44,586	945	2,465	198,668	22,828	37	200	4,199	292,049										
佐賀	263	6	35	2,375	327	316	5,653	81	315	25,526	6,109	20	0	852	41,878										
長崎	94	6	73	3,051	450	381	11,970	145	554	46,975	9,250	22	1	439	73,411										
熊本	381	10	58	5,599	868	631	15,056	256	754	64,931	9,288	15	5	856	98,708										
大分	113	15	48	3,170	501	368	9,840	154	424	36,663	8,016	222	6	610	60,150										
宮崎	173	21	45	2,740	481	307	7,045	137	540	33,899	6,228	25	0	180	51,821										
鹿児島	152	16	91	4,672	831	514	13,443	297	743	59,409	13,177	45	2	947	94,339										
沖縄	226	4	163	4,303	474	344	13,948	477	830	65,109	5,505	13	14	1,114	92,524										
計	22,369	623	4,719	382,301	58,576	35,708	1,101,281	26,786	60,327	4,884,630	537,359	9,465	2,663	102,765	7,229,572										

資料 2-5-4 救急自動車による都道府県別事故種別救急搬送人員

(令和4年中 単位:人)

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
北海道	233	14	85	9,443	2,697	896	38,917	562	2,172	169,560	29,770	254,349
青森	66	9	31	2,344	460	223	6,982	117	355	34,995	5,407	50,989
岩手	59	6	22	2,200	562	261	7,037	80	347	33,961	6,015	50,550
宮城	71	97	32	5,200	1,051	632	14,034	279	847	71,493	11,907	105,643
秋田	32	2	13	1,900	375	217	6,072	84	287	30,491	2,810	42,283
山形	65	3	7	1,895	462	186	6,665	41	251	30,005	4,570	44,150
福島	65	48	13	4,218	942	463	11,370	164	568	55,813	7,848	81,512
茨城	163	0	66	9,198	1,538	855	17,954	363	1,000	90,413	10,189	131,739
栃木	70	3	15	5,533	931	448	10,000	209	631	51,850	8,650	78,340
群馬	77	1	12	5,869	931	634	12,696	216	604	58,498	9,153	88,691
埼玉	236	10	36	21,170	3,412	2,278	51,028	1,154	2,445	231,760	26,056	339,585
千葉	281	7	70	18,206	2,880	1,592	48,593	1,178	1,987	212,428	27,025	314,247
東京都	584	4	269	36,926	5,181	4,577	130,625	3,726	4,554	485,290	41,841	713,577
神奈川県	266	7	84	22,380	3,384	2,665	80,969	1,641	3,023	325,935	30,041	470,395
新潟	102	34	34	4,667	1,313	505	15,502	184	676	65,788	10,914	99,719
富山	30	16	40	2,216	409	248	7,750	84	300	31,314	4,552	46,959
石川	31	11	31	2,306	430	258	7,671	106	269	31,317	3,838	46,268
福井	32	1	19	1,983	334	195	4,856	62	166	19,425	2,904	29,977
山梨	36	1	19	2,921	618	330	6,963	106	254	26,492	3,045	40,785
長野	97	1	20	5,148	914	471	16,628	200	563	65,337	9,539	98,918
岐阜	83	2	31	6,464	1,136	585	15,308	176	581	60,283	8,031	92,680
静岡県	109	14	85	9,807	1,715	842	24,402	335	1,007	106,186	19,096	163,598
愛知県	279	7	57	19,466	3,445	1,856	49,066	909	2,398	250,621	25,115	353,219
三重	57	1	40	5,797	1,039	486	14,598	212	461	65,735	8,751	97,177
滋賀	36	1	29	4,614	741	446	9,769	143	425	45,460	3,944	65,608
京都	120	1	32	9,447	1,106	746	22,632	351	746	94,164	7,763	137,108
大阪	347	5	49	34,138	4,592	2,641	83,908	2,332	3,495	377,080	31,479	540,066
兵庫県	211	13	56	16,004	2,484	1,519	47,142	765	1,590	180,241	22,876	272,901
奈良	55	1	11	4,343	739	444	12,668	163	476	50,594	6,961	76,455
和歌山	43	8	37	3,618	471	261	8,344	106	370	33,823	4,102	51,183
鳥取	34	6	17	1,311	267	165	4,363	35	125	18,566	2,746	27,635
島根	28	7	32	1,445	277	200	5,044	48	194	21,629	3,195	32,099
岡山	86	4	25	6,003	828	530	14,752	180	506	57,384	10,422	90,720
広島	100	3	39	7,498	1,067	620	20,450	274	758	81,450	14,891	127,150
山口	58	4	28	3,259	623	403	10,387	132	326	40,536	9,004	64,760
徳島	26	3	11	2,464	355	200	5,755	55	156	21,008	4,289	34,322
香川	47	4	32	3,183	361	288	7,220	102	253	28,003	5,863	45,356
愛媛	54	5	29	4,669	588	315	10,788	177	428	43,024	9,218	69,295
高知	28	2	27	2,340	405	212	7,202	93	268	26,018	4,617	41,212
福岡	177	32	64	12,704	1,962	1,448	40,269	684	1,665	172,588	23,135	254,728
佐賀	40	5	15	2,271	326	323	5,396	66	219	23,634	6,477	38,772
長崎	42	4	38	2,640	430	362	10,839	102	348	40,324	9,261	64,390
熊本	87	8	27	5,085	859	604	13,933	202	506	57,809	9,221	88,341
大分	40	12	20	2,758	469	357	8,990	111	269	32,163	7,998	53,187
宮崎	51	7	17	2,383	475	290	6,254	88	362	28,325	6,209	44,461
鹿児島	66	13	40	4,183	782	499	12,329	226	484	52,297	13,069	83,988
沖縄	37	2	73	3,755	448	314	11,838	315	541	55,340	5,533	78,196
計	4,937	449	1,879	347,372	56,814	34,890	985,958	18,938	40,256	4,186,450	539,340	6,217,283

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料

資料 2-5-5 救急自動車による事故種別傷病程度別搬送人員の状況

(令和4年中)

事故種別	区分	死亡	重症 (長期入院)	中等症 (入院診療)	軽症 (外来診療)	その他	計
急	病	76,405 (1.8)	305,226 (7.3)	1,828,020 (43.7)	1,975,694 (47.2)	1,105 (0.0)	4,186,450 (100)
交 通 事 故		1,492 (0.4)	12,702 (3.7)	72,796 (21.0)	260,293 (74.9)	89 (0.0)	347,372 (100)
一 般 負 傷		6,184 (0.6)	56,914 (5.8)	350,096 (35.5)	572,557 (58.1)	207 (0.0)	985,958 (100)
そ の 他		7,283 (1.0)	106,109 (15.2)	451,885 (64.8)	131,562 (18.9)	664 (0.1)	697,503 (100)
計		91,364 (1.5)	480,951 (7.7)	2,702,797 (43.5)	2,940,106 (47.3)	2,065 (0.0)	6,217,283 (100)

(備考) 1 「救急年報報告」により作成

2 初診時における傷病程度は次によっている。

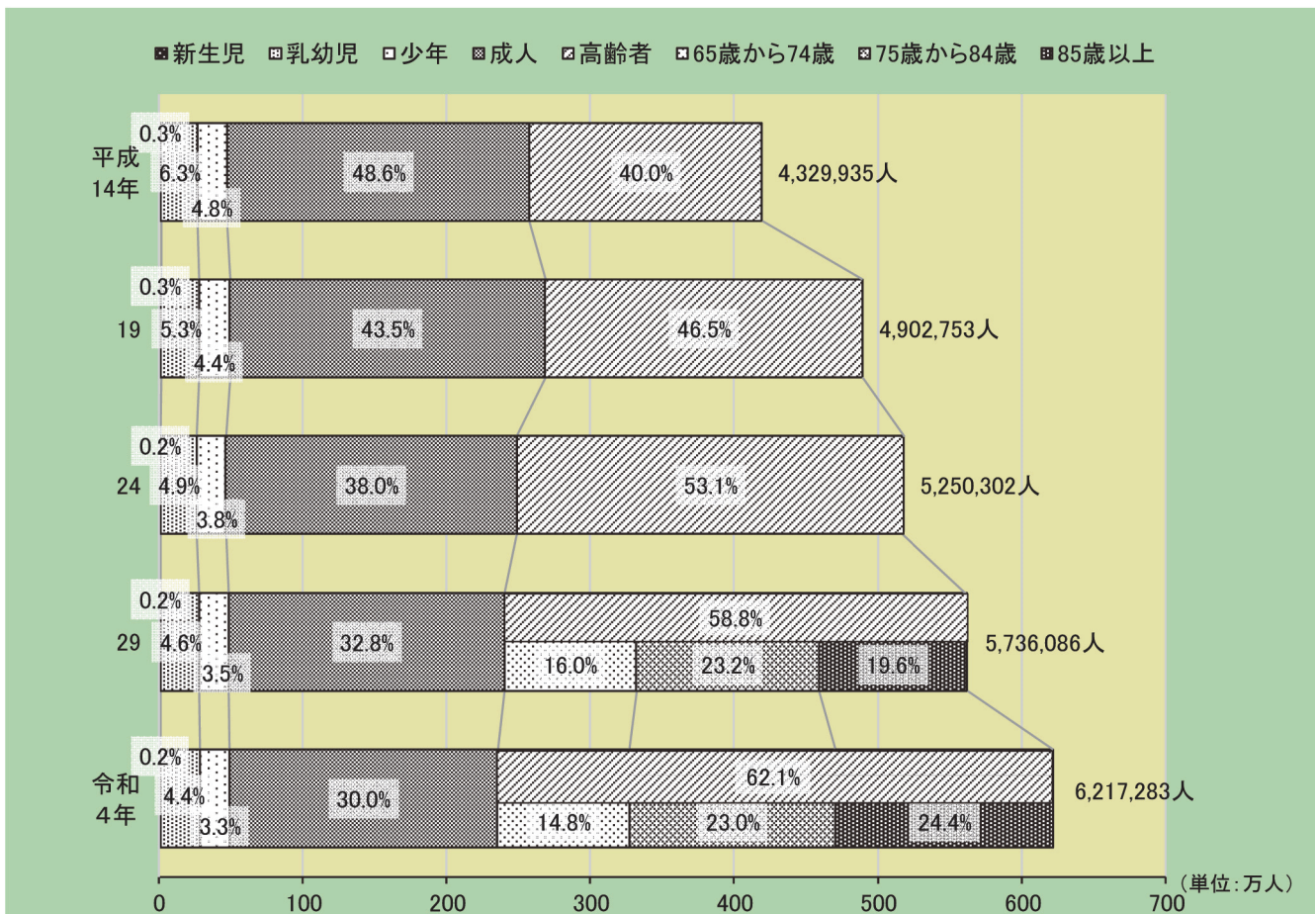
- (1) 死 亡 初診時において死亡が確認されたもの
- (2) 重 症(長期入院) 傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの
- (3) 中等症(入院診療) 傷病程度が重症または軽症以外のもの
- (4) 軽 症(外来診療) 傷病程度が入院加療を必要としないもの
- (5) その他 医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、その他の場所へ搬送したもの

※ なお、傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だったものや、通院による治療が必要だったものも含まれる。

3 ()内は構成比を示し、単位は%である。

4 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-5-6 年齢区分別搬送人員構成比の推移



(備考) 1 「救急年報報告」より作成

2 年齢区分は次によっている。

- (1) 新生児 生後28日未満の者
- (2) 乳幼児 生後28日以上満7歳未満の者
- (3) 少年 満7歳以上満18歳未満の者
- (4) 成人 満18歳以上満65歳未満の者
- (5) 高齢者 満65歳以上の者

3 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-5-7 救急自動車による年齢区分別事故種別搬送人員の状況

事故種別 年齢区分						(令和4年中)	
		急病	交通事故	一般負傷	その他 (左記以外)	合計※	(参考) 令和2年 国勢調査人口 (構成比)
新生児 (構成比: %)		2,162 (0.1)	13 (0.0)	290 (0.0)	9,954 (1.4)	12,419 (0.2)	6,511,322 (5.3)
乳幼児 (構成比: %)		189,768 (4.5)	8,350 (2.4)	62,878 (6.4)	13,144 (1.9)	274,140 (4.4)	
少年 (構成比: %)		109,932 (2.6)	32,011 (9.2)	32,376 (3.3)	30,864 (4.4)	205,183 (3.3)	11,751,136 (9.5)
成人 (構成比: %)		1,230,901 (29.4)	206,942 (59.6)	182,448 (18.5)	242,097 (34.7)	1,862,388 (30.0)	69,615,998 (56.5)
高齢者 (構成比: %)		2,653,687 (63.4)	100,056 (28.8)	707,966 (71.8)	401,444 (57.6)	3,863,153 (62.1)	35,335,805 (28.7)
	うち、65歳から74歳 (構成比: %)	624,571 (14.9)	45,658 (13.1)	139,504 (14.1)	108,372 (15.5)	918,105 (14.8)	17,087,063 (13.9)
	うち、75歳から84歳 (構成比: %)	988,025 (23.6)	40,263 (11.6)	254,080 (25.8)	148,472 (21.3)	1,430,840 (23.0)	12,227,656 (9.9)
	うち、85歳以上 (構成比: %)	1,041,091 (24.9)	14,135 (4.1)	314,382 (31.9)	144,600 (20.7)	1,514,208 (24.4)	6,021,086 (4.9)
合計 (構成比: %)		4,186,450 (100)	347,372 (100)	985,958 (100)	697,503 (100)	6,217,283 (100)	123,214,261 (100)

(備考) 1 「救急年報報告」により作成

2 年齢区分は次によっている。

- (1) 新生児 生後28日未満の者
- (2) 乳幼児 生後28日以上満7歳未満の者
- (3) 少年 満7歳以上満18歳未満の者
- (4) 成人 満18歳以上満65歳未満の者
- (5) 高齢者 満65歳以上の者

3 令和2年国勢調査人口中の年齢不詳2,931,838人は含まれていない。

資料 2-5-8 救急隊員が行った応急処置等の状況

事故種別		急病	交通事故	一般負傷	その他	合計
応急処置等対象搬送人員		4,166,433	345,053	979,275	691,050	6,181,811
応 急 処 置 等 項 目	止血	18,638 (0.1)	16,785 (1.2)	80,142 (2.1)	15,161 (0.6)	130,726 (0.5)
	被覆	17,856 (0.1)	59,797 (4.3)	192,683 (5.1)	31,640 (1.2)	301,976 (1.2)
	固定	27,440 (0.2)	124,119 (8.8)	139,841 (3.7)	36,634 (1.4)	328,034 (1.3)
	保温	921,337 (5.4)	56,002 (4.0)	203,346 (5.4)	140,068 (5.2)	1,320,753 (5.3)
	酸素吸入	829,156 (4.9)	21,322 (1.5)	52,480 (1.4)	176,014 (6.5)	1,078,972 (4.3)
	人工呼吸	36,806 (0.2)	604 (0.0)	3,190 (0.1)	4,321 (0.2)	44,921 (0.2)
	胸骨圧迫	11,857 (0.1)	275 (0.0)	1,193 (0.0)	1,127 (0.0)	14,452 (0.1)
	※うち自動式心マッサージ器	5,000	89	500	438	6,027
	心肺蘇生	115,291 (0.7)	2,119 (0.2)	10,829 (0.3)	10,366 (0.4)	138,605 (0.6)
	※うち自動式心マッサージ器	31,476	402	2,947	2,633	37,458
	※在宅療法継続	55,582 (0.3)	337 (0.0)	5,220 (0.1)	5,136 (0.2)	66,275 (0.3)
	※ショックパンツ	37 (0.0)	5 (0.0)	10 (0.0)	11 (0.0)	63 (0.0)
	※血圧測定	3,926,695 (23.0)	336,890 (24.0)	930,386 (24.6)	647,794 (23.9)	5,841,765 (23.4)
	※心音・呼吸音聴取	1,384,115 (8.1)	105,462 (7.5)	194,046 (5.1)	142,245 (5.2)	1,825,868 (7.3)
	※血中酸素飽和度測定	4,051,059 (23.7)	340,915 (24.3)	961,777 (25.5)	675,321 (24.9)	6,029,072 (24.1)
	※心電図測定	2,627,568 (15.4)	110,861 (7.9)	358,875 (9.5)	354,508 (13.1)	3,451,812 (13.8)
	気道確保	171,723 (1.0)	3,269 (0.2)	15,706 (0.4)	16,022 (0.6)	206,720 (0.8)
	※うち経鼻エアウェイ	6,386	67	533	768	7,754
	※うち喉頭鏡、鉗子等	5,799	75	2,854	383	9,111
	※うちラリゲアルマスク等	47,490	653	3,202	3,066	54,411
	※うち気管挿管	8,573	103	2,356	725	11,757
	※除細動	11,746 (0.1)	146 (0.0)	412 (0.0)	604 (0.0)	12,908 (0.1)
	※静脈路確保	74,832 (0.4)	1,732 (0.1)	6,411 (0.2)	4,861 (0.2)	87,836 (0.4)
	うちOPA前	28,310	1,024	1,608	1,276	32,218
	うちOPA後	46,522	708	4,803	3,585	55,618
	※薬剤投与	35,141 (0.2)	618 (0.0)	3,655 (0.1)	2,682 (0.1)	42,096 (0.2)
	※血糖測定	73,729 (0.4)	577 (0.0)	2,088 (0.1)	1,278 (0.0)	77,672 (0.3)
※ブドウ糖投与	9,695 (0.1)	29 (0.0)	27 (0.0)	65 (0.0)	9,816 (0.0)	
※自己注射が可能なアドレナリン製剤	229 (0.0)	7 (0.0)	49 (0.0)	26 (0.0)	311 (0.0)	
その他の処置	2,691,450 (15.7)	222,972 (15.9)	615,727 (16.3)	447,498 (16.5)	3,977,647 (15.9)	
合計	17,091,982 (100)	1,404,843 (100)	3,778,093 (100)	2,713,382 (100)	24,988,300 (100)	
拡大された応急処置等		12,355,152	898,968	2,475,348	1,842,544	17,572,012

- (備考) 1 「救急年報報告」により作成
 2 1人につき複数の応急処置等を行うこともあるため、応急処置等対象搬送人員と事故種別ごとの応急処置等の項目の計は一致しない。
 3 () 内は構成比を示し、単位は%である。
 4 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。
 5 ※は平成3年以降に拡大された応急処置等の項目である。
 6 救急自動車により搬送された傷病者に行った応急処置等の状況を示す。

資料 2-5-9 救急業務実施市町村数の推移

区分	(各年4月1日現在)																
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
市町村数	1,769	1,753	1,742	1,692	1,689	1,685	1,685	1,686	1,689	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690
市町村実施率(%)	98.0	98.0	98.0	97.9	97.9	98.0	98.0	98.0	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3
人口カバー率(%)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

(備考)「救急年報報告」により作成

資料 2-5-10 都道府県別救急業務実施状況

(令和5年4月1日現在)

都道府県名	市町村数	人口 R2国勢調査 確定値	救急業務実施市町村A		実施率		出動件数		対前年 増減率 C-B/B ×100 (%)	A内における 人口1万人当 たりの救急出 場件数(件)
			市町村数	人口	市町村数 (%)	人口 (%)	令和3年中 B (件)	令和4年中 C (件)		
北海道	179	5,224,614	179	5,224,614	100.0%	100.0%	260,844	296,071	13.5%	567
青森	40	1,237,984	40	1,237,984	100.0%	100.0%	49,088	56,153	14.4%	454
岩手	33	1,210,534	33	1,210,534	100.0%	100.0%	50,567	54,968	8.7%	454
宮城	35	2,301,996	35	2,301,996	100.0%	100.0%	106,767	122,457	14.7%	532
秋田	25	959,502	25	959,502	100.0%	100.0%	40,772	45,945	12.7%	479
山形	35	1,068,027	35	1,068,027	100.0%	100.0%	42,623	47,551	11.6%	445
福島	59	1,833,152	59	1,833,152	100.0%	100.0%	78,737	90,236	14.6%	492
茨城	44	2,867,009	44	2,867,009	100.0%	100.0%	126,114	149,271	18.4%	521
栃木	25	1,933,146	25	1,933,146	100.0%	100.0%	78,702	91,484	16.2%	473
群馬	35	1,939,110	35	1,939,110	100.0%	100.0%	88,700	101,398	14.3%	523
埼玉	63	7,344,765	63	7,344,765	100.0%	100.0%	345,741	415,583	20.2%	566
千葉	54	6,284,480	54	6,284,480	100.0%	100.0%	319,622	382,346	19.6%	608
東京	40	14,047,594	34	14,039,550	85.0%	99.9%	748,542	877,872	17.3%	625
神奈川	33	9,237,337	33	9,237,337	100.0%	100.0%	476,774	568,185	19.2%	615
新潟	30	2,201,272	30	2,201,272	100.0%	100.0%	100,957	112,235	11.2%	510
富山	15	1,034,814	15	1,034,814	100.0%	100.0%	42,688	49,795	16.6%	481
石川	19	1,132,526	19	1,132,526	100.0%	100.0%	43,976	51,030	16.0%	451
福井	17	766,863	17	766,863	100.0%	100.0%	28,757	32,231	12.1%	420
山梨	27	809,974	27	809,974	100.0%	100.0%	37,549	43,676	16.3%	539
長野	77	2,048,011	77	2,048,011	100.0%	100.0%	92,259	105,550	14.4%	515
岐阜	42	1,978,742	42	1,978,742	100.0%	100.0%	84,259	99,260	17.8%	502
静岡	35	3,633,202	35	3,633,202	100.0%	100.0%	157,577	183,824	16.7%	506
愛知	54	7,542,415	54	7,542,415	100.0%	100.0%	337,110	396,163	17.5%	525
三重	29	1,770,254	29	1,770,254	100.0%	100.0%	90,460	107,157	18.5%	605
滋賀	19	1,413,610	19	1,413,610	100.0%	100.0%	61,196	71,364	16.6%	505
京都	26	2,578,087	26	2,578,087	100.0%	100.0%	133,019	158,820	19.4%	616
大阪	43	8,837,685	43	8,837,685	100.0%	100.0%	557,178	653,054	17.2%	739
兵庫	41	5,465,002	41	5,465,002	100.0%	100.0%	274,820	323,440	17.7%	592
奈良	39	1,324,473	39	1,324,473	100.0%	100.0%	74,027	86,353	16.7%	652
和歌山	30	922,584	29	919,793	96.7%	99.7%	49,075	55,770	13.6%	606
鳥取	19	553,407	19	553,407	100.0%	100.0%	26,142	29,273	12.0%	529
島根	19	671,126	19	671,126	100.0%	100.0%	30,507	34,112	11.8%	508
岡山	27	1,888,432	27	1,888,432	100.0%	100.0%	86,450	99,279	14.8%	526
広島	23	2,799,702	23	2,799,702	100.0%	100.0%	128,982	148,519	15.1%	530
山口	19	1,342,059	19	1,342,059	100.0%	100.0%	65,794	74,614	13.4%	556
徳島	24	719,559	21	711,284	87.5%	98.8%	34,095	38,019	11.5%	535
香川	17	950,244	16	947,141	94.1%	99.7%	44,880	50,986	13.6%	538
愛媛	20	1,334,841	20	1,334,841	100.0%	100.0%	65,895	75,172	14.1%	563
高知	34	691,527	34	691,527	100.0%	100.0%	40,212	45,476	13.1%	658
福岡	60	5,135,214	60	5,135,214	100.0%	100.0%	250,463	292,049	16.6%	569
佐賀	20	811,442	20	811,442	100.0%	100.0%	34,881	41,878	20.1%	516
長崎	21	1,312,317	21	1,312,317	100.0%	100.0%	65,561	73,411	12.0%	559
熊本	45	1,738,301	45	1,738,301	100.0%	100.0%	84,866	98,708	16.3%	568
大分	18	1,123,852	18	1,123,852	100.0%	100.0%	52,373	60,150	14.8%	535
宮崎	26	1,069,576	22	1,059,761	84.6%	99.1%	45,905	51,821	12.9%	489
鹿児島	43	1,588,256	41	1,587,111	95.3%	99.9%	81,614	94,339	15.6%	594
沖縄	41	1,467,480	29	1,449,724	70.7%	98.8%	76,461	92,524	21.0%	638
計	1,719	126,146,099	1,690	126,095,170	98.3%	99.9%	6,193,581	7,229,572	16.7%	573

資料 2-5-11 都道府県別経営主体別救急病院及び診療所告示状況一覧表
(令和5年4月1日現在)

区分 都道府県	病院				病院計	診療所	合計
	国立	公立	公的	私的			
北海道	13	83	37	126	259	16	275
青森県	3	21	1	18	43	2	45
岩手県	1	22	4	20	47	0	47
宮城県	3	26	6	34	69	3	72
秋田県	3	10	8	6	27	0	27
山形県	1	17	2	14	34	0	34
福島県	2	10	9	34	55	0	55
茨城県	4	3	15	61	83	4	87
栃木県	3	3	6	46	58	13	71
群馬県	4	11	3	54	72	5	77
埼玉県	4	11	7	163	185	16	201
千葉県	8	27	2	112	149	4	153
東京都	15	28	6	264	313	9	322
神奈川県	10	18	11	131	170	6	176
新潟県	3	22	14	25	64	0	64
富山県	3	12	5	17	37	2	39
石川県	4	16	2	24	46	6	52
福井県	3	5	4	28	40	10	50
山梨県	3	14	2	19	38	5	43
長野県	4	20	19	39	82	8	90
岐阜県	2	15	10	35	62	4	66
静岡県	6	21	10	36	73	4	77
愛知県	7	26	12	110	155	12	167
三重県	4	13	8	28	53	3	56
滋賀県	3	12	4	12	31	0	31
京都府	5	15	6	64	90	0	90
大阪府	9	26	9	244	288	13	301
兵庫県	6	37	4	136	183	5	188
奈良県	2	9	3	28	42	0	42
和歌山県	3	14	3	32	52	3	55
鳥取県	3	7	3	5	18	0	18
島根県	2	12	4	7	25	0	25
岡山県	4	14	4	61	83	4	87
広島県	8	15	9	81	113	16	129
山口県	7	16	8	34	65	1	66
徳島県	2	8	5	25	40	0	40
香川県	5	8	4	32	49	8	57
愛媛県	2	15	5	35	57	1	58
高知県	3	9	2	25	39	2	41
福岡県	8	17	14	117	156	3	159
佐賀県	5	7	2	26	40	5	45
長崎県	7	13	4	34	58	1	59
熊本県	7	15	6	53	81	5	86
大分県	4	5	4	42	55	0	55
宮崎県	5	13	2	36	56	4	60
鹿児島県	3	12	4	74	93	9	102
沖縄県	2	6	3	19	30	0	30
合計	218	759	315	2,666	3,958	212	4,170

資料 2-5-12 医療機関への受入照会回数 4 回以上の事案の推移

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
重症以上傷病者搬送事案	10,861	2.4%	11,067	2.4%	12,998	3.0%	19,174	4.3%	34,580	7.2%
産科・周産期傷病者搬送事案	545	3.6%	532	3.6%	525	3.8%	571	4.6%	982	6.7%
小児傷病者搬送事案	6,368	1.7%	6,702	1.7%	4,977	1.9%	7,088	2.4%	15,347	3.9%
救命救急センター搬送事案	23,116	2.6%	24,786	2.8%	24,253	3.0%	33,553	4.1%	66,783	7.0%

- (備考) 1 「令和4年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」より作成
 2 重複あり
 3 割合については、それぞれの類型の総搬送人員に対する割合
 4 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-5-13 現場滞在時間 30 分以上の事案の推移

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
重症以上傷病者搬送事案	23,643	5.1%	23,790	5.2%	26,807	6.1%	34,709	7.7%	50,615	10.6%
産科・周産期傷病者搬送事案	1,257	8.2%	1,107	7.4%	1,171	8.5%	1,365	11.0%	2,215	15.2%
小児傷病者搬送事案	11,494	3.1%	11,532	3.0%	9,680	3.7%	13,340	4.5%	33,678	8.6%
救命救急センター搬送事案	47,455	5.3%	47,598	5.4%	50,988	6.4%	62,260	7.5%	104,720	11.0%

- (備考) 1 「令和4年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」より作成
 2 重複あり
 3 割合については、それぞれの類型の総搬送人員に対する割合
 4 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-5-14 一般市民による応急手当の実施の有無

(各年中)

	救急隊が搬送した心肺機能停止傷病者総数	心原性でかつ心肺停止の時点が一般市民により目撃された傷病者数										
		うち、一般市民による応急手当あり	1ヵ月後生存者数		1ヵ月後社会復帰者数		うち、一般市民による応急手当なし	1ヵ月後生存者数		1ヵ月後社会復帰者数		
			1ヵ月後生存率	1ヵ月後社会復帰率	1ヵ月後生存率	1ヵ月後社会復帰率		1ヵ月後生存率	1ヵ月後社会復帰率			
平成19年	109,461	19,707	9,376	1,141	12.2%	738	7.9%	10,331	872	8.4%	457	4.4%
平成20年	113,827	20,769	9,970	1,280	12.8%	861	8.6%	10,799	889	8.2%	433	4.0%
平成21年	115,250	21,112	10,834	1,495	13.8%	991	9.1%	10,278	922	9.0%	504	4.9%
平成22年	123,095	22,463	11,195	1,572	14.0%	1,065	9.5%	11,268	989	8.8%	478	4.2%
平成23年	127,109	23,296	11,536	1,642	14.2%	1,142	9.9%	11,760	1,013	8.6%	535	4.5%
平成24年	127,866	23,797	12,248	1,741	14.2%	1,193	9.7%	11,549	995	8.6%	517	4.5%
平成25年	123,987	25,469	13,015	1,932	14.8%	1,392	10.7%	12,454	1,103	8.9%	619	5.0%
平成26年	125,951	25,255	13,679	2,106	15.4%	1,476	10.8%	11,576	976	8.4%	496	4.3%
平成27年	123,421	24,496	13,672	2,195	16.1%	1,594	11.7%	10,824	991	9.2%	509	4.7%
平成28年	123,554	25,569	14,354	2,359	16.4%	1,681	11.7%	11,215	1,041	9.3%	545	4.9%
平成29年	127,018	25,538	14,448	2,404	16.6%	1,724	11.9%	11,090	1,040	9.4%	508	4.6%
平成30年	127,718	25,756	14,965	2,618	17.5%	1,873	12.5%	10,791	966	9.0%	482	4.5%
令和元年	126,271	25,560	14,789	2,561	17.3%	1,820	12.3%	10,771	998	9.3%	471	4.4%
令和2年	125,928	25,790	14,974	2,273	15.2%	1,530	10.2%	10,816	882	8.2%	412	3.8%
令和3年	129,144	26,500	15,225	2,153	14.1%	1,477	9.7%	11,275	791	7.0%	361	3.2%
令和4年	142,728	28,834	17,068	2,190	12.8%	1,508	8.8%	11,766	781	6.6%	386	3.3%

(備考) 東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

資料 2-5-15 熱中症による救急搬送状況の年別推移

(各年中)

	年齢区分(人)					初診時における傷病程度別(人)					発生場所別(人)										
	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	合計	死亡	重症	中等症	軽症	その他	合計	住居	仕事場①	仕事場②	教育機関	公衆(屋内)	公衆(屋外)	道路	その他	合計
平成30年	8	967	13,192	35,189	45,781	95,137	160	2,061	30,435	62,158	323	95,137	38,366	10,279	1,980	6,333	8,712	12,185	12,774	4,508	95,137
	0.0%	1.0%	13.9%	37.0%	48.1%		0.2%	2.2%	32.0%	65.3%	0.3%		40.3%	10.8%	2.1%	6.7%	9.2%	12.8%	13.4%	4.7%	
令和元年	1	634	8,707	24,884	37,091	71,317	126	1,889	23,701	45,285	316	71,317	27,500	7,403	1,792	4,369	6,213	8,944	11,137	3,959	71,317
	0.0%	0.9%	12.2%	34.9%	52.0%		0.2%	2.6%	33.2%	63.5%	0.4%		38.6%	10.4%	2.5%	6.1%	8.7%	12.5%	15.6%	5.6%	
令和2年	3	329	5,253	21,756	37,528	64,869	112	1,783	23,662	39,037	275	64,869	28,121	7,065	1,599	2,901	4,340	6,130	11,276	3,437	64,869
	0.0%	0.5%	8.1%	33.5%	57.9%		0.2%	2.7%	36.5%	60.2%	0.4%		43.4%	10.9%	2.5%	4.5%	6.7%	9.4%	17.4%	5.3%	
令和3年	7	359	4,610	15,959	26,942	47,877	80	1,143	16,463	29,758	433	47,877	18,882	5,369	1,421	2,404	3,172	5,298	8,378	2,953	47,877
	0.0%	0.7%	9.6%	33.3%	56.3%		0.2%	2.4%	34.4%	62.2%	0.9%		39.4%	11.2%	3.0%	5.0%	6.6%	11.1%	17.5%	6.2%	
令和4年	2	566	7,636	24,100	38,725	71,029	80	1,633	22,586	46,411	319	71,029	28,064	8,127	1,690	3,975	5,248	8,368	11,807	3,750	71,029
	0.0%	0.8%	10.8%	33.9%	54.5%		0.1%	2.3%	31.8%	65.3%	0.4%		39.5%	11.4%	2.4%	5.6%	7.4%	11.8%	16.6%	5.3%	
令和5年	5	796	9,583	30,910	50,173	91,467	107	1,889	27,545	61,456	470	91,467	36,541	9,324	2,013	4,310	7,497	11,742	15,186	4,854	91,467
	0.0%	0.9%	10.5%	33.8%	54.9%		0.1%	2.1%	30.1%	67.2%	0.5%		39.9%	10.2%	2.2%	4.7%	8.2%	12.8%	16.6%	5.3%	

- (備考) 1 平成30年～令和元年及び令和3～5年は5月～9月、令和2年は6月～9月の搬送人員数。
 2 年齢区分は次によっている。
 (1) 新生児 生後28日未満の者
 (2) 乳幼児 生後28日以上満7歳未満の者
 (3) 少年 満7歳以上満18歳未満の者
 (4) 成人 満18歳以上満65歳未満の者
 (5) 高齢者 満65歳以上の者。
 3 初診時における傷病程度は次によっている。
 (1) 死亡 初診時において死亡が確認されたもの
 (2) 重症(長期入院) 傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの
 (3) 中等症(入院診療) 傷病程度が重症又は軽症以外のもの
 (4) 軽症(外来診療) 傷病程度が入院加療を必要としないもの
 (5) その他 医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、並びにその他の場所へ搬送したもの
 ※なお、傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だったものや通院による治療が必要だったものも含まれる。
 4 発生場所は次によっている。
 (1) 住居 敷地内全ての場所を含む
 (2) 仕事場① 道路工事現場、工場、作業所等
 (3) 仕事場② 田畑、森林、海、川等 (農・畜・水産作業を行っている場合のみ)
 (4) 教育機関 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等
 (5) 公衆(屋内) 不特定者が出入りする場所の屋内部分(劇場、コンサート会場、飲食店、百貨店、病院、公衆浴場、駅(地下ホーム)等)
 (6) 公衆(屋外) 不特定者が出入りする場所の屋外部分(競技場、各対象物の屋外駐車場、野外コンサート会場、駅(屋外ホーム)等)
 (7) 道路 一般道路、歩道、有料道路、高速道路等
 (8) その他 上記に該当しない項目

資料 2-6-1 救助活動件数及び救助人員の推移

(各年中)

年	区分	救助活動件数		救助人員	
		件数	対前年増減比(%)	人員	対前年増減比(%)
平成30年		61,507	9.2	63,836	10.7
令和元年		61,340	△ 0.3	63,670	△ 0.3
令和2年		59,977	△ 2.2	57,952	△ 9.0
令和3年		63,198	5.4	59,861	3.3
令和4年		68,123	7.8	62,679	4.7

- (備考) 1 「救助年報報告」により作成
 2 消防本部・署を設置しない市町村の消防団の活動件数等も含めている。本節の以下のデータにおいても同じ。

資料 2-6-2 都道府県別救助活動件数及び救助人員

(令和4年中)

区分	火災		交通事故		水難事故		風水害等 自然災害事故		機械による 事故		建物等による 事故		ガス及び酸欠 事故		破裂事故		その他		合計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
北海道	132	70	504	721	139	162	27	39	54	60	1,214	549	31	16	1	2	704	460	2,806	2,079
青森	46	10	139	154	50	47	48	214	11	11	87	79	4	3	0	0	66	70	451	588
岩手	19	25	126	170	28	29	0	0	14	15	49	47	2	2	0	0	71	70	309	358
宮城	59	19	181	214	64	58	24	36	17	16	293	253	9	5	0	0	171	141	818	742
秋田	31	9	111	129	39	37	7	16	16	16	47	45	2	2	0	0	93	96	346	350
山形	22	17	115	129	19	20	20	59	16	17	59	55	3	2	0	0	95	93	349	392
福島	22	3	150	172	29	31	6	9	15	14	106	104	4	4	0	0	137	139	469	476
茨城	172	45	303	374	83	79	1	0	21	20	265	265	28	22	0	0	240	235	1,113	1,040
栃木	51	25	243	275	35	35	0	0	15	16	149	138	1	1	0	0	236	231	730	721
群馬	79	47	193	230	41	40	0	0	19	20	96	88	10	11	0	0	239	244	677	680
埼玉	600	117	423	473	108	93	12	25	36	40	2,017	1,330	35	22	0	0	1,022	558	4,253	2,658
千葉	260	63	435	465	113	94	3	5	34	37	1,985	1,465	18	15	2	0	847	413	3,697	2,557
東京	129	165	3,409	4,498	170	160	0	0	183	180	13,720	12,246	44	43	0	0	1,114	1,068	18,769	18,360
神奈川	253	85	261	268	159	146	1	1	26	23	1,471	1,385	34	23	1	1	720	533	2,926	2,465
新潟	27	22	184	203	64	50	37	120	19	19	50	49	1	1	0	0	222	209	604	673
富山	11	10	122	141	59	61	4	5	3	3	73	73	0	0	1	1	55	52	328	346
石川	27	14	113	144	35	41	13	98	7	7	79	86	7	7	0	0	77	64	358	461
福井	9	1	144	205	35	51	4	1	8	11	59	65	1	0	0	0	58	80	318	414
山梨	21	2	84	97	19	21	2	1	22	24	21	22	8	7	1	1	175	178	353	353
長野	20	14	180	209	52	51	0	0	17	19	102	96	9	8	0	0	242	242	622	639
岐阜	111	39	235	274	56	66	0	0	12	12	158	144	3	2	0	0	190	195	765	732
静岡	199	22	309	365	120	113	14	28	25	25	241	238	4	4	0	0	310	332	1,222	1,127
愛知	126	76	412	482	132	135	9	25	50	50	1,853	1,735	28	21	0	0	588	493	3,198	3,017
三重	21	14	234	292	60	56	3	9	13	13	154	145	6	6	0	0	172	186	663	721
滋賀	12	10	150	162	42	91	3	3	9	9	165	160	2	2	0	0	160	171	543	608
京都	44	24	166	259	56	150	0	0	11	12	1,089	690	20	11	0	0	362	384	1,748	1,530
大阪	300	148	383	405	150	124	0	0	67	89	3,485	2,811	56	32	0	0	922	705	5,363	4,314
兵庫	169	95	420	458	118	126	1	2	36	44	2,477	2,293	37	31	0	0	1,106	562	4,364	3,611
奈良	26	21	120	137	17	17	0	0	3	3	204	181	2	2	0	0	275	249	647	610
和歌山	17	10	104	116	47	48	0	0	12	12	137	138	3	4	0	0	139	142	459	470
鳥取	29	11	85	100	17	20	0	0	4	4	27	26	0	0	0	0	74	75	236	236
島根	16	6	98	120	43	45	2	2	7	7	36	35	4	4	0	0	91	89	297	308
岡山	82	12	185	234	54	55	0	0	15	14	84	81	4	0	0	0	143	149	567	545
広島	52	16	230	291	60	59	0	0	19	19	423	353	6	8	0	0	282	403	1,072	1,149
山口	72	18	150	166	42	46	2	4	12	19	53	54	1	1	0	0	99	106	431	414
徳島	6	3	68	170	31	77	0	0	2	9	36	36	0	0	0	0	103	217	246	512
香川	15	12	121	139	35	43	1	1	7	11	47	37	2	2	0	0	91	89	319	334
愛媛	28	12	120	142	35	36	0	0	12	12	126	102	4	3	0	0	157	158	482	465
高知	7	4	104	185	29	51	0	0	5	5	25	24	3	3	0	0	89	120	262	392
福岡	96	42	307	349	123	120	0	0	26	26	996	813	22	19	0	0	409	491	1,979	1,860
佐賀	13	3	85	92	18	19	0	0	7	7	73	69	1	1	0	0	129	118	326	309
長崎	13	5	113	127	30	26	1	2	10	12	92	76	1	1	0	0	107	103	367	352
熊本	130	10	196	241	26	31	1	4	13	13	110	90	1	1	0	0	134	122	611	512
大分	16	9	132	173	38	36	4	10	8	8	82	87	2	2	0	0	153	178	435	503
宮崎	30	11	93	105	20	26	20	74	11	11	26	26	3	3	0	0	102	256	305	512
鹿児島	12	9	212	262	49	55	0	0	13	16	41	40	5	1	0	0	139	140	471	523
沖縄	6	6	66	83	88	169	5	74	14	24	82	64	0	0	0	0	188	241	449	661
合計	3,638	1,411	12,318	15,200	2,877	3,146	275	867	976	1,054	34,264	28,988	471	358	6	5	13,298	11,650	68,123	62,679

資料 2-6-3 事故種別救助出動及び活動の状況

(令和4年中)

区分	事故種別	火 災	交通事故	水難事故	風水害等 自然災害事故	機械による 事故	建物等に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	その他	計
	救助活動件数	3,638 (5.3)	12,318 (18.1)	2,877 (4.2)	275 (0.4)	976 (1.4)	34,264 (50.3)	471 (0.7)	6 (0.0)	13,298 (19.5)	68,123 (100.0)
	救助人員	1,411 (2.3)	15,200 (24.3)	3,146 (5.0)	867 (1.4)	1,054 (1.7)	28,988 (46.2)	358 (0.6)	5 (0.0)	11,650 (18.6)	62,679 (100.0)
消防職員	救助出動人員	126,419 (8.1)	287,762 (18.6)	81,641 (5.3)	4,629 (0.3)	21,200 (1.4)	598,774 (38.6)	13,366 (0.9)	114 (0.0)	417,353 (26.9)	1,551,258 (100.0)
	救助活動人員	53,623 (8.8)	117,459 (19.3)	40,507 (6.6)	2,316 (0.4)	9,853 (1.6)	265,321 (43.5)	5,232 (0.9)	64 (0.0)	115,438 (18.9)	609,813 (100.0)
消防団員	救助出動人員	37,686 (70.8)	904 (1.7)	1,933 (3.6)	336 (0.6)	37 (0.1)	1,785 (3.4)	173 (0.3)	0 (0.0)	10,383 (19.5)	53,237 (100.0)
	救助活動人員	4,660 (54.4)	248 (2.9)	792 (9.3)	304 (3.6)	3 (0.0)	176 (2.1)	56 (0.7)	0 (0.0)	2,323 (27.1)	8,562 (100.0)
	1件当たりの 救助活動人員	16.0	9.6	14.4	9.5	10.1	7.7	11.2	10.7	8.9	9.1

(備考) 1 「救助年報報告」により作成

2 ()内は構成比(%)。単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

3 「救助出動人員」とは、救助活動を行うために出動した全ての人員をいう。

4 「救助活動人員」とは、救助出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。

5 「建物等による事故」とは、建物、門、柵、へい等建物に付帯する施設又はこれらに類する工作物の倒壊による事故、建物等内に閉じ込められる事故、建物等に挟まれる事故等をいう。

6 「その他」とは、上記事故種別以外の事故で、消防機関による救助を必要としたものをいう。

資料 2-6-4 救助隊等が保有する主な救助器具及び搭乗する車両

(令和5年4月1日現在)

省令別表	三連はしご	平担架	油 圧 スプレッダー	油圧切断機	可 搬 ウィンチ	エンジン カッター	チェーンソー	ガス溶断器	可燃性ガス 測定器	空気呼吸器	陽圧式 化学防護服
	第1	8,368	2,662	2,081	2,019	4,431	6,948	7,508	1,202	6,260	51,107
省令別表	マット型空気 ジャッキ	大型油圧 スプレッダー	大型油圧 切断機	削岩機	空気鋸	救助用 支柱器具	ハンマ ドリル	送排風機	酸素呼吸器		
	第2	2,713	2,231	2,189	1,753	1,855	1,038	1,776	2,519	3,085	
省令別表	画像探索機	地中音響 探知機	熱画像 直視装置	夜間用 暗視装置	地震警報器	電磁波 探査装置	二酸化炭素 探査装置	水 中 探査装置			
	第3	649	348	2,692	378	259	108	66	100		
搭乗車両	救助工作車	はしご車	屈折 はしご車	消防 ポンプ車	水槽付 ポンプ車	化学車	特殊災害 対応自動車	その他	計		
		1,224	369	124	234	397	106	28	539	3,021	

(備考) 「救助年報報告」により作成

資料 2-6-5 主な車両及び資機材の配備状況（無償
使用によるもの）

区分 配備年度	車両	配備数
平成18年度	大型ブローア装置搭載車	5台
	ウォーターカッター装置搭載車	5台
平成19年度	大型除染システム搭載車	5台
平成20年度	特別高度工作車	5台
平成21年度	特別高度工作車	9台
	大型除染システム搭載車	8台
	特殊災害対応自動車	10台
平成24年度	大型除染システム搭載車	4台
	特殊災害対応自動車	1台
	特殊災害工作車	2台
	大規模震災用高度救助車	3組
	重機及び重機搬送車	19組
平成27年度	重機及び重機搬送車	3組
	大型除染システム搭載車	1台
平成28年度	大型除染システム搭載車	1台
平成29年度	大型除染システム搭載車	1台
令和元年度	重機及び重機搬送車	16組
令和2年度	重機及び重機搬送車	12組
令和5年度	小型救助車※	24台
	特別高度工作車※	12台

（備考）※については、令和5年度中に配備予定

区分 配備年度	資機材	配備数
平成18年度	検知型遠隔探査装置	1式
平成20年度	化学剤検知器（携帯型気体用）	29式
平成21年度	化学剤検知器（携帯型気体用）	86式
	化学剤検知器 （化学物質同定装置（液体・固体用））	15式
	化学剤検知器 （化学物質同定装置（気体用））	15式
	生物剤検知器（生物剤同定装置）	110式
	陽圧式化学防護服	500着
	除染シャワー	100式
	救助用支柱器具	100式
	検知型遠隔探査装置	1式
平成23年度	生物剤検知器（携帯型気体用）	11式
	検知型遠隔探査装置	4式
	バッテリー式救助用破壊器具	500式
	ドライスーツ	500式
平成24年度	大型除染システム	1式
平成27年度	生物剤検知器（携帯型気体用）	10式
	化学剤検知器（携帯型気体用）	30式
	火山対応型山岳救助資機材キット	41式
平成30年度	有毒ガス測定器及び有毒ガス検知管	110式
令和元年度	化学剤遠隔検知装置	3式
令和2年度	高機能救命ボート	36艇
	水上オートバイ	6艇
令和3年度	高機能救命ボート	2艇
	NBC災害対応資機材 解毒剤自動注射器	6式 540本
令和4年度	NBC災害対応資機材	18式
令和5年度	建物崩壊・土砂監視センサー※	47式
	NBC災害対応資機材※	28式

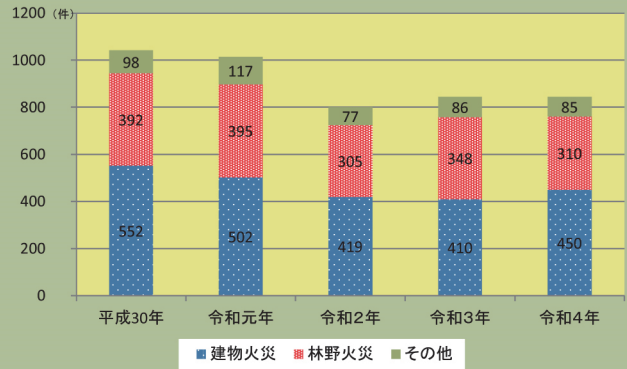
（備考）※については、令和5年度中に配備予定

資料 2-7-1 消防防災ヘリコプターの災害出動件数の内訳（過去5年間）

(各年中)

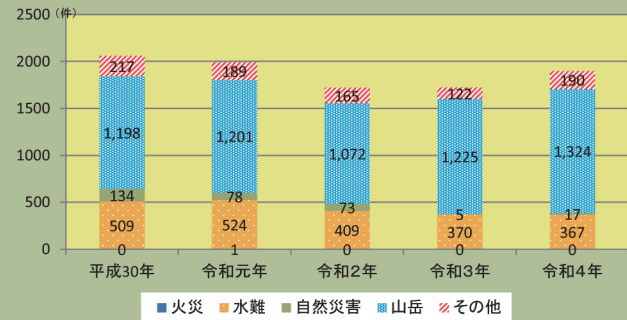
火災出動件数内訳

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
建物火災	552	502	419	410	450
林野火災	392	395	305	348	310
その他	98	117	77	86	85
合計	1,042	1,014	801	844	845



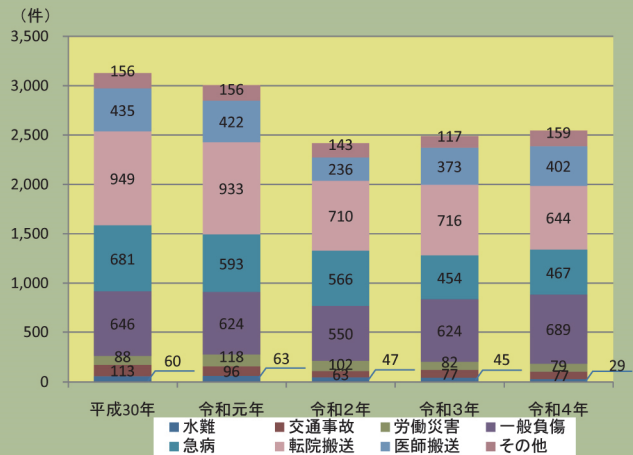
救助出動件数内訳

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
火災	0	1	0	0	0
水難	509	524	409	370	367
自然災害	134	78	73	5	17
山岳	1,198	1,201	1,072	1,225	1,324
その他	217	189	165	122	190
合計	2,058	1,993	1,719	1,722	1,898



救急出動件数内訳

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
水難	60	63	47	45	29
交通事故	113	96	63	77	77
労働災害	88	118	102	82	79
一般負傷	646	624	550	624	689
急病	681	593	566	454	467
転院搬送	949	933	710	716	644
医師搬送	435	422	236	373	402
その他	156	156	143	117	159
合計	3,128	3,005	2,417	2,488	2,546



資料 2-7-2 緊急消防援助隊が出動した災害に係る航空小隊の出動件数及び救助・救急搬送人員数（過去5年間）

年・災害名		区分	(各年中)			
			緊急消防援助隊 航空小隊出動件数	計	出動件数(件)	救助・救急搬送人員(人)
平成30年	大分県中津市土砂災害		2	160	6	300
	大阪府北部を震源とする地震		2		0	
	平成30年7月豪雨		129		187	
	平成30年北海道胆振東部地震		27		107	
令和元年	令和元年8月の前線に伴う大雨		2	57	0	115
	令和元年東日本台風		55		115	
令和2年	令和2年7月豪雨		73	73	236	236
令和3年	令和3年栃木県足利市林野火災		59	59	0	0
令和4年	—		0	0	0	0

資料 2-8-1 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の出動実績（過去 20 年間）

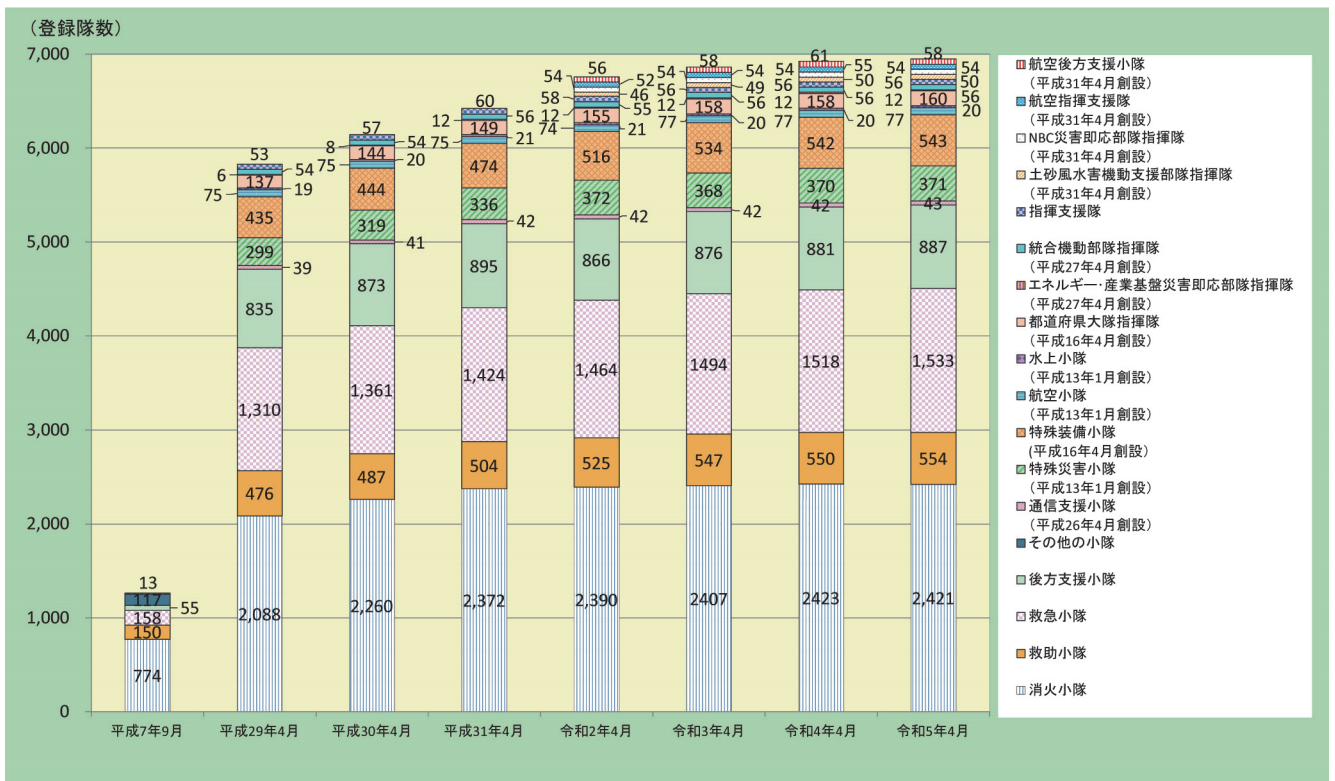
（各年中）
令和5年12月1日現在 単位：件

年	出動実績	出動種別							
		林野火災	林野火災 以外の火災	風水害	爆発災害	地震災害	火山災害	航空機事故	その他の 災害
平成16	27	21		5		1			
17	20	18				1			1
18	8	6	2						
19	13	12		1					
20	10	10							
21	21	18		2					1
22	16	12		2				1	1
23	28	23		5					
24	7	5		2					
25	20	17		2		1			
26	36	19							17
27	10	10							
28	5	3		1		1			
29	6	4		1				1	
30	13	12						1	
令和元	9	9							
2	4	4							
3	4	4							
4	1	1							
5	6	6							
計	264	214	2	21	0	4	0	3	20

資料 2-8-3 緊急消防援助隊登録部隊の推移

緊急消防援助隊の部隊数の推移について

	平成7年9月	平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月
消火小隊	774	1,649	1,755	1,904	2,088	2,260	2,372	2,390	2,407	2,423	2,421
救助小隊	150	423	441	462	476	487	504	525	547	550	554
救急小隊	158	1,057	1,147	1,232	1,310	1,361	1,424	1,464	1,494	1,518	1,533
後方支援小隊	55	761	792	810	835	873	895	866	876	881	887
その他の小隊	117										
通信支援小隊 (平成26年4月創設)		21	23	33	39	41	42	42	42	42	43
特殊災害小隊 (平成13年1月創設)		272	278	284	299	319	336	372	368	370	371
特殊装備小隊 (平成16年4月創設)	-	376	396	412	435	444	474	516	534	542	543
航空小隊 (平成13年1月創設)	-	75	76	76	75	75	75	74	77	77	77
水上小隊 (平成13年1月創設)	-	18	19	19	19	20	21	21	20	20	20
都道府県大隊指揮隊 (平成16年4月創設)	0	112	117	124	137	144	149	155	158	158	160
エネルギー・産業基盤災害 即応部隊指揮隊 (平成27年4月創設)			2	4	6	8	12	12	12	12	12
統合機動部隊指揮隊 (平成27年4月創設)			15	43	54	54	56	55	56	56	56
指揮支援隊	13	42	48	48	53	57	60	58	56	56	56
土砂風水害機動支援部隊 指揮隊 (平成31年4月創設)	-	-	-	-	-	-	-	46	49	50	50
NBC災害即応部隊指揮隊 (平成31年4月創設)	-	-	-	-	-	-	-	54	54	54	54
航空指揮支援隊 (平成31年4月創設)	-	-	-	-	-	-	-	52	54	55	54
航空後方支援小隊 (平成31年4月創設)	-	-	-	-	-	-	-	56	58	61	58
部隊数 ※重複登録を除く	【発足時】 1,267	4,694	4,984	5,301	5,658	5,978	6,258	6,441	6,546	6,606	6,629



(備考) ※の数字は重複登録隊数を除く隊数。

資料 2-8-4 消防組織法第 50 条の無償使用制度による主な配備車両等

配備年度	配備車両等	配備数
平成17	ヘリコプター	1機
20	燃料補給車	6台
21	ヘリコプター動態管理システム	8式
	燃料補給車	2台
22	海水利用型消防水利システム	2式
	ヘリコプター動態管理システム	2式
	赤外線カメラ	1機
	支援車 I 型	47台
23	海水利用型消防水利システム	3式
	ヘリコプター	2機
24	人員輸送車	47台
	資機材搬送車	46台
	全地形対応車	1組
	無線中継車	21台
	都道府県指揮隊車	45台
	燃料補給車	30台
	支援車 I 型	17台
	海水利用型消防水利システム	1式
	ヘリコプター動態管理システム	11式
	ヘリサットシステム	1式
25	拠点機能形成車	6台
	津波・大規模風水害対策車	15台
	機動連絡車	33台
	ヘリコプター	2機
	ヘリコプター動態管理システム	4式
26	ヘリサットシステム	4式
	ヘリサット用カメラ	3式
	拠点機能形成車	4台
	津波・大規模風水害対策車	2台
27	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2式
	ヘリコプター動態管理システム	4式
	拠点機能形成車	2台
	津波・大規模風水害対策車	2台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2式
28	消防活動用偵察システム(無人ヘリ)	2式
	ヘリコプター動態管理システム	6式
	拠点機能形成車	2台
	津波・大規模風水害対策車	3台
29	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2式
	無線中継車	3台
	燃料補給車	9台
	ヘリテレ受信機	23式
	拠点機能形成車	6台
30	津波・大規模風水害対策車	6台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	4式
	情報収集活動用ドローン	18式
令和元年	津波・大規模風水害対策車	6台
	中型水陸両用車及び搬送車	5台
2年	拠点機能形成車	1台
	津波・大規模風水害対策車	13台
	中型水陸両用車及び搬送車	1台
	拠点機能形成車	1台
3年	ヘリコプター	1機
	大型水陸両用車及び搬送車	1台
	拠点機能形成車	1台
4年	情報収集活動用ドローン	52式
	高機能エアータンク	200式
5年	ハイスペックドローン	47台
	拠点機能形成車 ※	7台

(備考) ※については、令和5年度中に配備予定

資料 2-8-5 緊急消防援助隊の出動実績

令和5年11月30日現在

年(平成)	活動期間	災害名	出動都道府県	出動隊・出動人員	活動概要
8	12.6 ~ 12.12 (7日間)	蒲原沢土石流災害	東京都、愛知県 (1都1県)	72隊382人	長野・新潟の県境付近で発生した土石流災害において、東京消防庁及び名古屋市消防局の救助部隊による高度救助用資機材を用いた検索・救助活動を行った。
10	9.4 (1日間)	岩手県内陸北部を震源とする地震	宮城県、東京都 (1都1県)	2隊7人	岩手県内陸北部で発生した最大震度6弱の地震に際し、仙台市消防局及び東京消防庁の指揮支援部隊による情報収集活動を行った。
12	3.29 ~ 5.10 (40日間)	有珠山噴火災害	宮城県、東京都、神奈川 県 (1都2県)	14隊65人	北海道有珠山の噴火災害に対して、札幌市消防局及び仙台市消防局から指揮支援部隊、東京消防庁、横浜市消防局及び川崎市消防局から救助部隊、消火部隊が出動し、地元消防本部の応援活動を行った。
	10.6 (1日間)	平成12年(2000年)鳥取県西部地震	兵庫県、広島県 (2県)	4隊15人	鳥取県西部で発生した最大震度6強の地震に際し、広島市消防局及び神戸市消防局の指揮支援部隊がヘリコプターによる情報収集活動を行った。
13	3.24 ~ 3.26 (3日間)	平成13年(2001年)芸予地震	大阪府、兵庫県、岡山県、 福岡県、鳥取県 (1府4県)	9隊37人	安芸灘を震源とする最大震度6弱の地震の発生に際し、大阪市消防局、神戸市消防局及び福岡市消防局の指揮支援部隊が出動するとともに、鳥取県、岡山市消防局及び北九州市消防局が情報収集活動を行った。
15	7.26 ~ 7.28 (3日間)	宮城県北部を震源とする地震	北海道、茨城県 (1道1県)	3隊16人	宮城県北部を震源とする地震(最大震度6弱、6強、6弱が1日連続して発生)に際し、札幌市消防局の指揮支援部隊、航空部隊及び茨城県の航空部隊が情報収集活動を行った。
	8.22 ~ 8.25 (4日間)	三重県ごみ固形燃料発電所火災	愛知県 (1県)	23隊56人	三重県多度町にあるごみ固形燃料発電所火災に際し、名古屋市消防局の指揮支援部隊、特殊災害部隊等が出動し消火活動を行った。
	9.8 ~ 9.9 (2日間)	栃木県黒磯市プリチストン栃木工場火災	東京都 (1都)	30隊135人	栃木県黒磯市タイヤ工場火災に際し、東京消防庁の指揮支援部隊、特殊災害部隊等が出動し消火活動を行った。
	9.26 (1日間)	平成15年(2003年)十勝沖地震	青森県、宮城県、秋田県、 福島県、茨城県、東京都、 神奈川県、京都府、大阪 府、兵庫県	381隊1,417人	北海道十勝沖を震源とする地震で(最大震度6弱が2回発生)に際し、札幌市消防局及び仙台市消防局の指揮支援部隊、航空部隊及び青森県の航空部隊が情報収集活動を実施。 また、この地震により損傷した出光興産株式会社北海道製油所のオイルタンクから発生した火災の消火活動及び鎮火後の火災警戒活動のため、札幌市消防局の指揮支援部隊、特殊災害部隊等が出動し応援活動を実施。さらに、消火に必要な泡消火剤確保のため全国的な広域応援を実施し、自衛隊航空機による輸送支援及び在日米軍からの泡消火剤の提供を受けた。
	9.28 ~ 10.21 (24日間)	出光興産北海道製油所ナフサ貯蔵タンク火災	(1都2府7県)		
16	7.13 ~ 7.15 (3日間)	平成16年7月新潟・福島豪雨	宮城県、山形県、栃木県、 群馬県、埼玉県、東京都、 神奈川県、富山県、石川 県、山梨県、長野県、岐阜 県 (1都11県)	指揮隊 17隊 救助隊 76隊 消火隊 4隊 救急隊 10隊 後方支援隊 55隊 航空隊 9隊 171隊693人	大規模な堤防決壊により浸水した地域及び道路寸断等により孤立した山間部等で救助活動を実施。3日間の活動で救命ボート(66隻)及びヘリコプター(9機)により、三条市1,652人、見附市106人、中之島町(現長岡市)97人の計1,855人を救助した。(うち、ヘリコプターによる救助92人)
	7.18 ~ 7.19 (2日間)	平成16年7月福井豪雨	神奈川県、富山県、石川 県、長野県、愛知県、滋賀 県、京都府、大阪府、兵庫 県、奈良県、鳥取県、島根 県 (2府10県)	指揮隊 16隊 救助隊 69隊 消火隊 19隊 救急隊 19隊 後方支援隊 27隊 航空隊 9隊 159隊679人	河川の決壊により住宅等に孤立した住民を救助。救命ボート(80隻)及びヘリコプター(9機)を活用して、福井市266人、鯖江市45人及び美山町77人の計388人を救助した。(うち、ヘリコプターによる救助187人)
	10.21 ~ 10.22 (2日間)	平成16年台風第23号兵庫県豊岡市水害	大阪府、岡山県、滋賀県、 愛知県 (1府3県)	指揮隊 5隊 救助隊 44隊 救急隊 3隊 後方支援隊 16隊 航空隊 2隊 70隊284人	台風第23号の集中豪雨により、河川堤防が決壊、豊岡市において住宅等に孤立した住民の救助活動を実施。住民127人を救命ボート(42隻)等により救助するとともに、2,000世帯を超える浸水家屋の戸別調査を行った。
	10.23 ~ 11.1 (10日間)	平成16年(2004年)新潟県中越地震	宮城県、山形県、福島県、 茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、富山県、石川 県、山梨県、長野県、愛知 県 (1都14県)	指揮隊 23隊 救助隊 83隊 消火隊 99隊 救急隊 80隊 後方支援隊 148隊 航空部隊 39隊 その他 8隊 480隊2,121人	新潟県中越地方を中心に最大震度7の地震が発生。最初の地震発生後も短時間に最大震度6強の地震が頻発し、新潟県の内陸部・山間部に家屋倒壊、土砂崩れ等の被害をもたらした。緊急消防援助隊は、主に小千谷市、長岡市及び山古志村(現長岡市)において孤立住民等の安否確認、救助・救出、救急搬送を行うとともに、10月25日に全村避難指示が出された山古志村からのヘリコプターによる救助活動を、自衛隊、警察及び海上保安庁と連携して行った。さらに27日には、長岡市妙見堰の土砂崩れによる車両転落現場において、長岡市、新潟県内応援隊及び東京消防庁ハイパーレスキュー隊等により2歳男児とその母親を地震発生以来4日ぶりに救助(母親は病院搬送後死亡確認)するなど、10日間で453人を救助した。

資料 2-8-5 緊急消防援助隊の出動実績（つづき）

令和5年11月30日現在

年 (平成)	活動期間	災害名	出動都道府県	出動隊・出動人員	活動概要
17	3.20 (1日)	福岡県西方沖を震源とする地震	大阪府、熊本県 (1府1県)	指揮隊 1隊 航空隊 2隊 3隊12人	福岡県西方沖を震源とする最大震度6弱の地震が発生。大阪府及び熊本県から指揮支援部隊、航空部隊が出動し情報収集活動を行った。
	4.25～4.28 (4日間)	平成17年JR西日本福知山線列車事故	大阪府、京都府、岡山県 (2府1県)	指揮隊 8隊 救助隊 19隊 消防隊 3隊 救急隊 20隊 後方支援隊 20隊 航空隊 4隊 74隊270人	兵庫県尼崎市において、JR西日本の7両編成の快速列車が脱線、沿線のマンションに衝突し1階の駐車場にくい込む事故が発生。狭い空間の上、駐車場の自動車からのガソリン漏れがあり、エンジンカッター等の火花が発生する救助資機材が使用できないことから救助活動に時間を要した。緊急消防援助隊は、尼崎市消防本部及び兵庫県内応援隊と協力し4日間にわたり救助、救急活動を実施し240人を救助(うち緊急消防援助隊の救助人員42人)した。
19	1.30 (1日)	奈良県吉野郡上北山村土砂崩れによる車両埋没事故	京都府、大阪府、和歌山県、三重県 (2府2県)	指揮隊 1隊 救助隊 1隊 航空隊 5隊 7隊30人	奈良県吉野郡上北山村の国道169号沿いの崖の崩落により走行中の乗用車が埋没し3人が生き埋めになる事故が発生。情報収集活動を実施するとともに、救助活動及びヘリコプターによる救急搬送を行った。
	3.25～3.26 (2日間)	平成19年(2007年)能登半島地震	東京都、京都府、大阪府、兵庫県、富山県、福井県、滋賀県 (1都2府4県)	指揮支援隊 4隊 指揮隊 4隊 救助隊 13隊 消防隊 25隊 救急隊 21隊 後方支援隊 13隊 航空隊 5隊 その他 2隊 87隊349人	能登半島で最大震度6強の地震が発生、平成16年新潟県中越地震以来の大規模な出動となり、2日間にわたり倒壊建物等における検索活動、情報収集活動を行った。
	4.15 (1日)	三重県中部を震源とする地震	愛知県 (1県)	指揮隊 1隊 航空隊 2隊 3隊12人	三重県中部で最大震度5強の地震の発生に際し、航空部隊等が出動し情報収集活動を行った。
	7.16～7.23 (8日間)	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震	宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、京都府 (1都1府8県)	指揮隊 2隊 後方支援隊 4隊 航空隊 9隊 15隊110人	新潟県中越沖を震源とする最大震度6強の地震が発生し、家屋倒壊、土砂崩れ等により甚大な被害をもたらした。1都1府8県から緊急消防援助隊が出動して情報収集、救急及び人員搬送等の活動を行った。
20	岩手県 6.14～6.17 (4日間) 宮城県 6.14～6.19 (6日間)	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県 (1都1道15県)	指揮支援隊 7隊 指揮隊 9隊 救助隊 27隊 消防隊 48隊 救急隊 33隊 後方支援隊 71隊 航空隊 16隊 211隊1,025人	岩手県内陸南部で最大震度6強の地震が発生し、岩手、宮城両県の内陸部・山間部で家屋倒壊、土砂崩れ等の甚大な被害をもたらした。当初岩手県知事から要請を受けて岩手県の被災地へ出動していた部隊を、宮城県知事からも要請を受けたことから、3県隊(山形県、千葉県、埼玉県)の応援先を変更した。さらに、15日には、岩手県内で活動していた1都2県隊(東京都、秋田県、福島県)について宮城県栗原市への部隊移動を行った。緊急消防援助隊は、発足後、初めて2つの県に及ぶ活動となり、6日間にわたり救助活動、情報収集活動等を行った。
	7.24 (1日)	岩手県沿岸北部を震源とする地震	宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都 (1都7県)	指揮支援隊 3隊 指揮隊 7隊 救助隊 7隊 消防隊 33隊 救急隊 10隊 後方支援隊 33隊 航空隊 5隊 その他 1隊 99隊379人	岩手県北部で最大震度6弱の地震が発生。当初の発表が最大震度6強であったことから「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」に基づき、地震発生と同時に指揮支援部隊長(仙台市消防局)及び航空部隊(茨城県、栃木県)に出動要請。その後、岩手県知事からの要請を受け1都7県から出動し、情報収集活動等を行った。
21	8.11 (1日)	駿河湾を震源とする地震	東京都、山梨県、愛知県 (1都2県)	指揮支援隊 3隊 航空隊 3隊 6隊29人	平成21年8月11日午前5時7分、駿河湾を震源とするマグニチュード6.5、最大震度6弱の地震が発生した。静岡県知事の要請に基づき、指揮支援部隊(東京消防庁、名古屋市消防局)及び航空部隊(山梨県及び愛知県)に出動を求め、1都2県(東京都、山梨県、愛知県)から6隊29人が出動し、情報収集活動及び指揮支援活動を行った。
23	3.11～6.6 (88日間)	東日本大震災	北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (1都1道2府40県)	指揮支援隊 159隊 指揮隊 414隊 救助隊 854隊 消防隊 1,853隊 救急隊 1,734隊 後方支援隊 3,441隊 航空隊 244隊 その他 155隊 8,854隊30,684人	平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0、最大震度7の地震が発生、大きな揺れに加えて津波による被害、原子力発電所事故及び石油コンビナート火災等、広範囲にわたり大きな被害が発生した。緊急消防援助隊法制化後初めとなる、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官の指示等により、全国44都道府県から緊急消防援助隊が出動し、消火・救助・救急活動を88日間にわたり行った。

資料 2-8-5 緊急消防援助隊の出動実績（つづき）

令和5年11月30日現在

年 (平成)	活動期間	災害名	出動都道府県	出動隊・出動人員	活動概要
25	10.16～10.31 (16日間)	平成25年台風第26号による伊豆大島の災害	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県 (1都4県)	指揮支援隊 7隊 指揮隊 4隊 救助隊 65隊 救急隊 2隊 後方支援隊 21隊 特殊装備隊 9隊 航空隊 9隊 117隊518人	台風第26号の記録的大雨(24時間824ミリ)により、伊豆大島(東京都大島町)で大規模な土石流が発生した。東京都知事の要請に基づき1都4県から緊急消防援助隊が出動して多数の倒壊家屋や土砂からの救助活動を行った。今回の派遣は、離島における大規模災害に緊急消防援助隊が出動した初めての事例であり、部隊や車両の輸送に大きな困難があったが、自衛隊と連携し、航空機による緊急輸送(隊員57人、車両13台)を行った。
26	8.20～9.5 (17日間)	平成26年8月豪雨による広島市土砂災害	大阪府、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、高知県 (1府6県)	指揮支援隊 15隊 指揮隊 28隊 消火小隊 6隊 救助小隊 102隊 後方支援小隊 212隊 特殊装備小隊 32隊 航空小隊 4隊 399隊1,296人	平成26年8月20日未明、広島市安佐北区、安佐南区において、複数箇所で大規模な土砂崩れが発生した。広島県知事の要請に基づき、1府6県から緊急消防援助隊が出動した。津波・大規模風水害対策車や重機等の特殊車両を活用し、高度救助隊等による救助活動や道路啓開活動を17日間にわたり行った。
	9.27～10.17 (21日間)	御嶽山噴火災害	東京都、富山県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県 (1都5県)	指揮支援隊 19隊 指揮隊 47隊 消火小隊 24隊 救助小隊 221隊 後方支援小隊 215隊 特殊装備小隊 19隊 航空小隊 2隊 547隊 2,171人	平成26年9月27日午前11時52分頃、御嶽山で噴火が発生した。長野県知事の要請に基づき、火山ガス検知等の資機材を保有する1都5県の高度救助隊及び山岳救助隊が出動した。登山道が急峻な上、粘土質となった火山灰等は足場が悪く、火山性ガスが発生した場合には緊急退避を余儀なくされる等、標高3,000メートルの厳しい活動環境のもとで21日間にわたり救助活動を行った。
	11.23 (1日)	長野県北部を震源とする地震	東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、富山県、新潟県 (1都5県)	指揮支援隊 2隊 指揮隊 3隊 消火小隊 3隊 救助小隊 3隊 救急小隊 3隊 後方支援小隊 4隊 航空小隊 4隊 22隊 104人	平成26年11月22日午後10時8分頃、長野県北部を震源とするマグニチュード6.7、最大震度6弱の地震が発生した。長野県知事の要請に基づき、1都5県の緊急消防援助隊が直ちに出勤し、情報収集活動、倒壊家屋が発生した地域において安否確認活動等を実施した。
27	5.29 (1日)	口永良部島噴火災害	福岡県、高知県、宮崎県 (3県)	指揮支援隊 1隊 航空小隊 3隊 4隊 22人	平成27年5月29日午前9時59分頃、口永良部島で噴火が発生した。鹿児島県知事の要請に基づき、3県の緊急消防援助隊が直ちに出勤し、航空隊を中心とした島民の避難支援をはじめ、情報収集活動及び避難状況の確認等を実施した。
	9.10～9.17 (8日間)	平成27年9月関東・東北豪雨	東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、千葉県、新潟県 (1都5県)	指揮支援隊 7隊 指揮隊 19隊 消火小隊 41隊 救助小隊 50隊 救急小隊 24隊 後方支援小隊 83隊 通信支援小隊 12隊 特殊装備小隊 2隊 航空小隊 17隊 255隊 1,001人	台風18号から変わった低気圧に向けて南から流れ込む湿った風と、日本の東海上を北上していた台風17号から流れ込む湿った風の影響により、関東地方と東北地方では記録的な大雨となった。大雨特別警報が発令された茨城県では、鬼怒川の堤防が決壊するなど広い範囲で浸水した。茨城県知事からの要請に基づき、1都5県の緊急消防援助隊が出動し、水陸両用バギーや救命ボート等により、住宅に孤立した住民等の救助活動を実施した。さらに、消防防災ヘリコプターにより上空から救助活動を実施した。8日間にわたる活動により、茨城県では、786人を救助した。(うちヘリコプターによる救助272人)
28	4.14～4.27 (14日間)	平成28年熊本地震	東京都、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (1都2府17県)	指揮支援隊 31隊 指揮隊 117隊 消火小隊 291隊 救助小隊 226隊 救急小隊 433隊 後方支援小隊 451隊 通信支援小隊 29隊 特殊災害小隊 1隊 特殊装備小隊 24隊 航空小隊 41隊 1,644隊 5,497人	平成28年4月14日午後9時26分頃、熊本県熊本地方を震源とする地震(前震:マグニチュード6.5、最大震度7)及び同月16日午前1時25分頃、熊本県熊本地方を震源とする地震(本震:マグニチュード7.3、最大震度7)が発生した。熊本県知事からの要請に基づき、1都2府17県の緊急消防援助隊が出動し、余震が頻発するなか、14日間にわたり捜索救助を中心とする活動を実施し、熊本県内において86人を救助した。
	8.31～9.9 (10日間)	平成28年台風第10号による災害	青森県、宮城県、秋田県、福島県、東京都、神奈川県 (1都5県)	指揮支援隊 7隊 指揮隊 13隊 消火小隊 50隊 救助小隊 29隊 救急小隊 40隊 後方支援小隊 79隊 通信支援小隊 2隊 特殊装備小隊 6隊 航空小隊 31隊 257隊1,044人	平成28年8月30日に岩手県大船渡市付近に上陸し、東北地方を通過した台風第10号により岩手県宮古市、久慈市では1時間に80ミリの猛烈な雨となった。この台風の影響で土砂崩落、路面冠水、倒木等により多数の孤立地域が発生した。岩手県知事からの要請により1都5県の緊急消防援助隊が出動し、重機や水陸両用バギーを活用し、孤立地域の捜索活動を実施するとともに、消防防災ヘリコプターにより上空から救助活動を実施した。10日間にわたる活動により、岩手県において43人 [*] を救助した。(※広域航空消防応援による救助者2人を含む。)

資料 2-8-5 緊急消防援助隊の出動実績（つづき）

令和5年11月30日現在

年 (平成)	活動期間	災害名	出動都道府県	出動隊・出動人員	活動概要
29	3.27~3.28 (2日間)	栃木県那須町雪崩事故	埼玉県 (1県)	指揮隊 1隊 後方支援小隊 2隊 3隊10人	平成29年3月27日に栃木県那須町のスキー場において、春山安全登山講習会に参加していた高校生等が雪崩に巻き込まれる事故が発生した。栃木県知事からの要請により緊急消防援助隊が出動し、消防活動用ドローンによる上空からの事故現場全体の状況把握や活動現場の確認等を実施した。
	7.5~7.25 (21日間)	平成29年7月九州北部豪雨	愛知県、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県 (1府14県)	指揮支援隊 30隊 指揮隊 93隊 消火小隊 272隊 救助小隊 179隊 救急小隊 156隊 後方支援小隊 376隊 通信支援小隊 14隊 特殊装備小隊 6隊 航空小隊 53隊 1,179隊4,203人	平成29年7月5日頃、梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響等により、九州北部で、記録的な大雨となった。福岡県、大分県では、河川の氾濫、土砂崩れ等により甚大な被害が生じた。7月5日に大分県知事、7月6日に福岡県知事からの要請に基づき、両県に合わせて1府14県の緊急消防援助隊が出動、陸上では重機や水陸両用バギー、全地形対応車を活用し、捜索救助活動を実施した。また、消防防災ヘリコプターにより、孤立地域からの救助活動を実施した。21日間にわたる活動により、福岡県内において30人、大分県において29人を救助した。
30	4.11~4.14 (4日間)	大分県中津市土砂災害	福岡県、熊本県 (2県)	指揮支援隊 4隊 指揮隊 5隊 救助小隊 6隊 後方支援小隊 8隊 特殊装備小隊 6隊 航空小隊 2隊 31隊135人	4月11日、大分県中津市の山腹で土砂崩れが発生し、6人の安否が不明となった。同日、大分県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求めを受けた福岡県及び熊本県の緊急消防援助隊が出動した。陸上隊は、地元消防機関、警察、自衛隊、国土交通省等と連携し、重機を活用し土砂を排除しながら捜索・救助活動を行った。また、航空小隊は、ヘリコプターテレビ電送システムを活用して情報収集を行った。
	6.18 (1日)	大阪府北部を震源とする地震	京都府、兵庫県 (2府県)	航空小隊 2隊 2隊11人	6月18日、大阪府北部を震源とする地震により、大阪府北部を中心に広い範囲で建物倒壊等による人的、物的被害が発生した。消防庁長官の求めを受けた京都府消防航空隊及び兵庫県消防防災航空隊が緊急消防援助隊として大阪府に出動し、ヘリコプターテレビ電送システムを活用し、大阪府北部を中心に被害状況を把握するなど、情報収集活動を行った。
	7.6~7.31 (26日間)	平成30年7月豪雨	栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県 (1都2府20県)	指揮支援隊 52隊 指揮隊 86隊 消火小隊 426隊 救助小隊 231隊 救急小隊 127隊 後方支援小隊 392隊 通信支援小隊 10隊 特殊災害小隊 3隊 特殊装備小隊 28隊 航空小隊 28隊 1,383隊5,385人	7月6日、梅雨前線に台風第7号からの湿った空気が流れ込んだ影響等により、西日本を中心に全国的に広い範囲で長期間にわたる記録的な大雨となり、多くの地域で河川の氾濫による浸水、土砂災害が発生した。発災後、岡山県、広島県、愛媛県及び高知県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求め又は指示を受けた23都府県の緊急消防援助隊が出動した。なお、広範囲に及ぶ災害となり、多数の死者、行方不明者が見込まれたこと、7月8日に政府の非常災害対策本部が設置されたことを踏まえ、同日17時00分に平成30年7月豪雨における緊急消防援助隊の一連の出動について、消防庁長官の指示によるものとした。陸上隊は、河川氾濫による浸水地域や土砂が堆積した住宅地等で救命ボート、重機等を活用し、孤立者の救出や行方不明者の捜索を行った。また、航空小隊は、ヘリサットシステム等を活用した情報収集及び孤立地域からの救助活動を行った。緊急消防援助隊の26日間にわたる活動により、397人を救助した。
	9.6~9.10 (5日間)	平成30年北海道胆振東部地震	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県 (1都1道10県)	指揮支援隊 7隊 指揮隊 10隊 消火小隊 41隊 救助小隊 25隊 救急小隊 17隊 後方支援小隊 63隊 通信支援小隊 5隊 特殊装備小隊 11隊 航空小隊 18隊 197隊827人	9月6日、北海道胆振地方中東部を震源とする地震が発生した。消防庁長官の求めを受けた12都道府県の緊急消防援助隊は、本州からは、陸路による出動ができないため、民間フェリー等を活用し被災地へ向けて出動した。また、防衛省に協力依頼し、航空自衛隊輸送機により、神奈川県大隊の消防車両と人員の輸送を行った。陸上隊は、厚真町で人力及び重機による土砂等の排除を行いながら、行方不明者の捜索・救助活動を昼夜を通し行った。また、航空小隊は、ホイスト等による人命救助の実施、ヘリコプターテレビ電送システム等を活用した情報収集を行った。緊急消防援助隊の5日間にわたる活動により、24人を救助した。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料

資料 2-8-5 緊急消防援助隊の出動実績（つづき）

令和5年11月30日現在

年 (令和)	活動期間	災害名	出動都道府県	出動隊・出動人員	活動概要
元	8.28～8.31 (4日間)	令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	熊本県 (1県)	指揮隊 4隊 消火小隊 8隊 救助小隊 8隊 救急小隊 4隊 後方支援小隊 16隊 通信支援小隊 1隊 特殊装備小隊 1隊 航空小隊 1隊 43隊146人	8月28日、前線と湿った空気の影響で、九州北部地方を中心に記録的な大雨となり、河川の氾濫による浸水害が発生した。同日、佐賀県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求めを受けた熊本県の緊急消防援助隊が出動した。 陸上隊は、地元消防機関、警察、自衛隊と連携し、浸水地域の安否確認及び孤立者の救助活動を行い、11人を救助した。また、浸水地域の排水活動の妨げになっていた鉄工所から流出した焼き入れ油の除去活動を実施した。航空小隊は、上空から被災状況の情報収集活動を実施するとともに、ヘリサットシステムを活用して消防庁等に最新の情報を提供した。
	10.13～10.18 (6日間)	令和元年東日本台風による災害	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、静岡県、愛知県 (1都1道12県)	統括指揮支援隊・指揮支援隊 8隊 指揮隊 12隊 消火小隊 71隊 救助小隊 33隊 救急小隊 33隊 後方支援小隊 92隊 通信支援小隊 3隊 特殊装備小隊 3隊 航空小隊 18隊 航空後方支援小隊 3隊 276隊1,038人	10月13日、令和元年東日本台風の影響等による大雨で、各地で複数の河川が氾濫、決壊し、多くの地域で浸水害、土砂崩れが発生した。 発災後、宮城県、福島県及び長野県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求め又は指示を受けた、14都道府県の緊急消防援助隊が出動した。 なお、平成31年3月に改定した基本計画を踏まえ、災害の状況、10月13日の政府の非常災害対策本部の設置、応援の必要性等を考慮し、10月15日に緊急消防援助隊の一連の出動について、消防庁長官の指示によるものとした。 陸上隊は、河川氾濫による浸水地域や土砂崩れによって押し流された住宅地等で救命ボート、重機等を活用し、孤立者の救助や行方不明者の捜索を行った。また、航空小隊は、情報収集及び孤立地域等からの救助活動を行った。 緊急消防援助隊の6日間にわたる活動により、171人を救助した。
2	7.4～7.15 (12日間)	令和2年7月豪雨	埼玉県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 (14県)	統括指揮支援隊・指揮支援隊 18隊 指揮隊 40隊 消火小隊 113隊 救助小隊 73隊 救急小隊 62隊 後方支援小隊 182隊 通信支援小隊 10隊 特殊災害小隊 3隊 特殊装備小隊 8隊 航空指揮支援隊 2隊 航空小隊 21隊 532隊1,999人	7月3日から7月9日までにかけて、梅雨前線が同じような場所に停滞し、温かく湿った空気が流れ込み続けたため、西日本から東日本にかけての広い範囲で大雨となり、各地で河川が氾濫、決壊し、多くの地域で浸水害、土砂崩れが発生した。 発災後、熊本県、長野県、宮崎県及び島根県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求め又は指示を受けた、14県の緊急消防援助隊が出動した。 なお、基本計画の規定を踏まえ、災害の状況、7月5日の政府の非常災害対策本部の設置、応援の必要性等を考慮し、同日に緊急消防援助隊の一連の出動について、消防庁長官の指示によるものとした。 陸上隊は、ドローンや水陸両用バギー、重機を活用しながら、捜索・救助活動及び浸水した地域での安否確認等を行った。また、航空小隊は、情報収集及び孤立地域等からの救助活動を行った。 緊急消防援助隊の12日間にわたる活動により、369人を救助した。
3	2.25～3.3 (7日間)	栃木県足利市林野火災	宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県 (1都6県)	統括指揮支援隊 1隊 航空指揮支援隊 3隊 航空小隊 20隊 24隊145人	令和3年2月21日栃木県足利市西宮町地内(両崖山山頂から南西200m付近)で火災が発生した。2月25日、栃木県知事からの要請に基づき、1都6県の緊急消防援助隊が直ちに出勤し、空中消火活動や活動隊の指揮支援活動を実施した。
3	7.3～7.26 (24日間)	静岡県熱海市土石流災害	茨城県、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県 (1都9県)	統括指揮支援隊・指揮支援隊 16隊 指揮隊 44隊 消火小隊 169隊 救助小隊 230隊 救急小隊 54隊 後方支援小隊 246隊 通信支援小隊 17隊 特殊装備小隊 39隊 815隊3,099人	令和3年7月3日静岡県熱海市伊豆山地区において土石流が発生した。発災後、静岡県知事からの要請に基づき、1都9県の緊急消防援助隊が直ちに出勤した。 なお、基本計画の規定を踏まえ、災害の状況、7月5日の政府の特定災害対策本部から非常災害対策本部に改組、応援の必要性等を考慮し、同日に緊急消防援助隊の一連の出動について、消防庁長官の指示によるものとした。 重機等を活用し、広範囲に堆積した土石流による泥や倒壊家屋のがれき等を除去しながら、安否不明者の救助活動を実施。ドローンや映像伝送装置を活用し、情報収集や消防応援活動調整本部等と情報共有を行った。 県内応援隊や警察・自衛隊等と連携の下、緊急消防援助隊の24日間にわたる活動により、49人を救助した。

(備考) 出動隊数及び人員は、消防庁の集計による。

資料 2-8-6 緊急消防援助隊全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練の実施状況

1 全国合同訓練

訓練名称	訓練種別	開催年度	開催日	開催地	参加隊数等
第1回全国合同訓練	図上訓練、部隊運用訓練	平成7年度	H 7. 11/28. 29	東京都	参加本部数等：98本部 135隊 1,500名
第2回全国合同訓練	図上訓練、部隊運用訓練	平成12年度	H12. 10/23. 24	東京都	参加本部数等：148本部 206隊 1,922名
第3回全国合同訓練	図上訓練、部隊運用訓練	平成17年度	H17. 6/10. 11	静岡県	参加本部数等：206本部 386隊 1,953名
第4回全国合同訓練	図上訓練	平成21年度	H22. 1/28. 29	愛知県、和歌山県、徳島県	参加本部数等：81本部 370名
	部隊運用訓練	平成22年度	H22. 6/ 4. 5	愛知県	参加本部数等：223本部 411隊 2,138名
第5回全国合同訓練	図上訓練、部隊運用訓練	平成27年度	H27. 11/13. 14	千葉県	参加本部数等：280本部 582隊 2,361名
第6回全国合同訓練	図上訓練	令和4年度	R4. 7. 27	静岡県、和歌山県、高知県、宮崎県	参加本部数等：19本部 1,394名
	部隊運用訓練		R4. 11/12. 13	静岡県	参加本部数等：335本部 678隊 2,776名

2 地域ブロック合同訓練（過去10年間）

ブロック等	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
		開催日	10/11. 12	10/22. 23	10/28. 29	10/12. 13	10/6. 7	11/17. 18	10/28. 29	10/3	11/13
北海道東北 (1道・7県)	開催地	北海道 苫小牧市	青森県 弘前市	岩手県 北上市	秋田県 能代市	山形県 米沢市	福島県 いわき市 楡葉町	新潟県 上越市	宮城県 大崎市 仙台市	北海道 釧路市	青森県 青森市
	隊数等	208隊 758名	213隊 793名	195隊 703名	202隊 764名	194隊 747人	179隊 656人	令和元年東日本 台風（台風第19 号）により中止	62隊 218人	32隊 123人	184隊 722人
関東 (1都・9県)	開催日	10/30. 31	11/5. 6	11/4. 5	10/17. 18	10/24. 25	11/30. 12/1	11/17. 18	東京オリン ピック競技 大会・東京 パラリン ピック競技 大会の開催 予定年度 であったた め、実施予 定なし	10/11	11/29. 30
	開催地	山梨県 富士吉田市	静岡県 浜松市 磐田市	茨城県 東茨城郡 茨城市 神栖市	栃木県 小山市 栃木市 上三川町 那須町	群馬県 太田市 桐生市 高崎市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市 厚木市	千葉県 市原市		長野県 さいたま市	埼玉県 さいたま市
隊数等	台風26号により 中止	293隊 1,167名	平成27年9月関東・ 東北豪雨に より中止	305隊 1,188名	291隊 1,173人	235隊 852人	令和元年東日本 台風（台風第19 号）により中止	図上訓練のみ 51人	322隊 1,253人		
中部 (7県)	開催日	10/18. 19	11/15. 16	10/23. 24	9/23. 24	11/17. 18	11/4. 5	11/1. 2	9/1	緊急消防援 助隊全国合 同訓練に伴 い実施なし	9/1
	開催地	愛知県 碧南市	石川県 珠洲市	三重県 桑名市 四日市市 鈴鹿市	富山県 滑川市 富山市	岐阜県 中津川市 恵那市 瑞浪市	静岡県 浜松市 菊川市 牧之原市 島田市	福井県 大野市 勝山市	愛知県 名古屋市 豊橋市		
隊数等	127隊 505名	137隊 528名	152隊 582名	134隊 514名	125隊 510人	106隊 424人	121隊 469人	図上訓練のみ 21人	図上訓練のみ 51人	図上訓練のみ 22人	
近畿 (2府・7県)	開催日	10/26. 27	11/18. 19	10/17. 18	10/22. 23	11/4. 5	11/9. 10	10/26. 27	11/8	12/4. 5	10/15. 16
	開催地	滋賀県 近江八幡市 東近江市	和歌山県 白辺市 田辺市 串本町	京都府 城陽市 宇治市 久御山	奈良県 五條市 橿原市	大阪府 大阪市 堺市 豊中市	福井県 福井市 坂井市 永平寺町	三重県 松阪市 津市 伊賀市	徳島県 阿南市 海陽町	兵庫県 淡路市 洲本市 三木市 宝塚市	滋賀県 長浜市
隊数等	145隊 573名	130隊 558名	127隊 585名	154隊 605名	194隊 765人	153隊 586人	196隊 753人	11隊 46人	169隊 755人	182隊 710人	
中国・四国 (9県)	開催日	11/2. 3	11/1. 2	10/31. 11/1	10/29. 30	10/20. 21	10/20. 21	11/30. 12/1	11/14	11/6. 7	10/29. 30
	開催地	徳島県 那賀町	岡山県 岡山市	香川県 高松市	鳥取県 倉吉市	島根県 安来市	愛媛県 宇和島市	高知県 須崎市	山口県 下関市	広島県 三次市	徳島県 阿南市
	隊数等	海陽町 阿南市	高松市 坂出市 小豆島町	高松市 坂出市 小豆島町	鳥取県 倉吉市	島根県 松江市	愛媛県 新居浜市 西予市 鬼北町	高知県 高知市	山口県 下関市	広島県 庄原市 安芸高田市	
	開催地	徳島県 那賀町	岡山県 岡山市	香川県 高松市	鳥取県 倉吉市	島根県 安来市	愛媛県 宇和島市	高知県 須崎市	山口県 下関市	広島県 三次市	徳島県 阿南市
隊数等	134隊 493名	161隊 647名	153隊 588名	平成28年10月豪雨等 被害を理由とする地震に より中止	142隊 559人	平成30年7月 豪雨により 中止	108隊 439人	33隊 139人	110隊 443人	54隊 508人	
九州 (8県)	開催日	11/27. 28	11/22. 23	11/7. 8	11/5. 6	11/11. 12	11/10. 11	11/9. 10	10/31	新型コロナウイルス 感染症の拡 大状況を踏まえ 次年度へ延期	11/26. 27
	開催地	沖縄県 西原町	福岡県 久留米市	大分県 佐伯市 大分市	長崎県 雲仙市 島原市 大村市	佐賀県 武雄市 佐賀市	鹿児島県 鹿屋市 志布志市 東串良町	宮崎県 高原町 都城市 宮崎市	熊本県 熊本市		沖縄県 与那原町
隊数等	102隊 410名	170隊 690名	201隊 757名	235隊 885名	227隊 826人	216隊 783人	246隊 885人	令和2年7 月豪雨により 中止	137隊 556人		

資料 2-10-1 衛星通信ネットワーク地球局整備状況

(令和5年4月1日現在)

都道府県	県庁	県出先機関	市町村	消防	ライフライン 機関等	車載局	可搬局	合計
北海道	1	18	179	0	0	0	0	198
青森	1	0	0	0	0	0	0	1
岩手	1	12	33	12	3	0	0	61
宮城	1	10	34	10	4	0	7	66
秋田	1	15	28	11	2	0	0	57
山形	1	7	35	10	0	0	1	54
福島	1	15	59	12	0	0	2	89
茨城	1	15	44	23	8	0	0	91
栃木	1	17	25	12	21	0	1	77
群馬	1	30	35	10	6	0	6	88
埼玉	1	45	63	26	42	0	0	177
千葉	1	57	53	26	47	1	2	187
東京	1	6	10	0	0	0	0	17
神奈川	1	39	24	7	9	0	0	80
新潟	1	32	30	19	3	0	2	87
富山	1	25	15	7	0	0	9	57
石川	1	36	19	11	5	1	3	76
福井	1	21	17	7	19	0	3	68
山梨	1	16	27	10	7	0	1	62
長野	1	21	77	13	1	0	3	116
岐阜	1	16	42	20	0	0	11	90
静岡	1	21	33	11	9	1	17	93
愛知	2	20	60	33	4	0	8	127
三重	1	11	31	15	5	0	23	86
滋賀	1	20	20	7	5	0	0	53
京都	1	14	26	5	3	0	3	52
大阪	1	58	43	28	36	1	4	171
兵庫	1	2	48	19	9	0	3	82
奈良	1	16	39	3	1	0	1	61
和歌山	1	19	30	17	1	0	7	75
鳥取	1	5	19	3	2	0	1	31
島根	1	44	18	9	20	1	2	95
岡山	1	1	0	0	0	0	0	2
広島	1	2	22	12	0	0	0	37
山口	1	13	19	12	1	0	2	48
徳島	1	4	25	12	0	0	0	42
香川	1	0	0	0	0	0	2	3
愛媛	1	11	20	4	0	0	2	38
高知	2	12	34	15	0	0	6	69
福岡	1	1	0	0	0	0	0	2
佐賀	1	0	0	0	0	0	0	1
長崎	1	10	19	10	0	0	1	41
熊本	1	1	44	12	0	0	0	58
大分	1	0	0	0	1	0	3	5
宮崎	1	0	0	0	0	0	2	3
鹿児島	1	1	43	0	0	0	0	45
沖縄	1	2	2	0	0	0	0	5
合計	49	741	1,444	473	274	5	138	3,124

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

資料 2-10-2 市町村防災行政無線通信施設整備状況

(令和5年3月31日現在)

都道府県	市町村数	同 報 系		移 動 系	
		整備済 市町村数	整備率(%)	整備済 市町村数	整備率(%)
北海道	179	148	82.7%	130	72.6%
青森	40	40	100.0%	30	75.0%
岩手	33	33	100.0%	26	78.8%
宮城	35	31	88.6%	34	97.1%
秋田	25	24	96.0%	15	60.0%
山形	35	35	100.0%	22	62.9%
福島	59	57	96.6%	31	52.5%
茨城	44	43	97.7%	26	59.1%
栃木	25	21	84.0%	18	72.0%
群馬	35	32	91.4%	19	54.3%
埼玉	63	63	100.0%	44	69.8%
千葉	54	54	100.0%	42	77.8%
東京都	62	62	100.0%	58	93.5%
神奈川県	33	33	100.0%	28	84.8%
新潟	30	30	100.0%	27	90.0%
富山	15	15	100.0%	13	86.7%
石川	19	19	100.0%	10	52.6%
福井	17	17	100.0%	6	35.3%
山梨	27	27	100.0%	17	63.0%
長野	77	76	98.7%	62	80.5%
岐阜	42	42	100.0%	40	95.2%
静岡県	35	35	100.0%	33	94.3%
愛知県	54	49	90.7%	54	100.0%
三重	29	29	100.0%	22	75.9%
滋賀	19	18	94.7%	13	68.4%
京都	26	21	80.8%	17	65.4%
大阪	43	43	100.0%	38	88.4%
兵庫	41	40	97.6%	18	43.9%
奈良	39	33	84.6%	26	66.7%
和歌山	30	30	100.0%	27	90.0%
鳥取	19	19	100.0%	16	84.2%
島根	19	19	100.0%	7	36.8%
岡山	27	27	100.0%	16	59.3%
広島	23	23	100.0%	11	47.8%
山口	19	19	100.0%	15	78.9%
徳島	24	24	100.0%	15	62.5%
香川	17	17	100.0%	15	88.2%
愛媛	20	20	100.0%	11	55.0%
高知	34	34	100.0%	20	58.8%
福岡	60	58	96.7%	45	75.0%
佐賀	20	20	100.0%	13	65.0%
長崎	21	21	100.0%	9	42.9%
熊本	45	45	100.0%	25	55.6%
大分	18	18	100.0%	9	50.0%
宮崎	26	26	100.0%	19	73.1%
鹿児島	43	43	100.0%	18	41.9%
沖縄	41	41	100.0%	19	46.3%
合 計	1,741	1,674	96.2%	1,229	70.6%

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 上記同報系の整備済市町村数は、市町村防災行政無線(同報系)の代替設備として利用する、MCA陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM放送、280MHz帯電気通信業務用ページャー、地上デジタル放送波を活用した情報伝達手段、携帯電話網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム及びIP告知システムを活用して、屋外スピーカー又は屋内受信機等により、災害情報を放送している市町村数を示す。

資料 2-10-3 過去 5 年間の防災行政無線等の整備率の推移等

(各年3月31日現在)

手段		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
市町村防災行政無線(同報系) <a>		1,380	1,371	1,366	1,356	1,333
その他の市町村防災行政無線(同報系)と同等の機能を有するもの(平成28年度以降)	MCA陸上移動通信システムを活用した同報系システム 	67	72	70	71	78
	市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システム <c>	14	19	20	26	29
	FM放送を活用した同報系システム <d>	37	40	40	41	44
	280MHz帯電気通信業務用ページャーを活用した同報系システム <e>	9	11	26	31	36
	V-Lowマルチメディア放送を活用した同報系システム(令和4年まで) 地上デジタル放送波を活用した情報伝達手段(令和5年以降)<f>	0	1	1	1	1
	整備済団体数 (a~fの小計)	1,507	1,514	1,523		
上記の整備率(%)		86.6	87.0	87.5		
その他の市町村防災行政無線(同報系)と同等の機能を有するもの(令和3年度以降)	携帯電話網を活用した情報伝達システム <g>				29	35
	ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム <h>				15	17
	IP告知システム <i>(有線含む)				98	101
整備済団体数の合計 (a~iの合計)					1,668	1,674
整備率(%)					95.8	96.2

(備考)

- 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
- 令和5年は、V-Lowマルチメディア放送を活用した同報系システムについてサービスが終了したことに伴い、地上デジタル放送波を活用した情報伝達手段について集計。
- 防災行政無線等とは、市町村防災行政無線(同報系)、MCA陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM放送、280MHz帯電気通信業務用ページャー、地上デジタル放送波を活用した情報伝達手段、携帯電話網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム及びIP告知システムを活用して、屋外スピーカー又は屋内受信機等により、市町村が災害情報を放送するもの。
- 複数手段を整備している市町村は、市町村防災行政無線(同報系)、MCA陸上移動通信システムを活用した同報系システム、市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システム、FM放送を活用した同報系システム、280MHz帯電気通信業務用ページャーを活用した同報系システム、地上デジタル放送波を活用した情報伝達手段、携帯電話網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム、IP告知システムの順に、当該手段を代表して整備しているものとして集計。
- FM放送、280MHz帯電気通信業務用ページャー及び地上デジタル放送波を活用した情報伝達手段については、一定の要件を満たし、市町村防災行政無線(同報系)と同等の機能を有するときは、MCA陸上移動通信システムや市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システムと同様に、市町村防災行政無線(同報系)を代替するものとして利用することが可能となり、その整備に当たり、地方財政措置等が講じられている。
- 令和4年より、携帯電話網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム及びIP告知システムについては、断線や輻輳への対策等その特徴に留意することにより、市町村防災行政無線(同報系)と同様に主たる災害情報伝達手段として位置づけることとした。

<参考> 防災行政無線等の整備数(単純合計)

複数手段を整備している市町村があり、それぞれの災害情報伝達手段ごとの合計は以下のとおり。
(上の表で示す整備済団体数の合計(a~f、a~iの合計)と一致しない。)

(各年3月31日現在 単位:市町村数)

手段		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
市町村防災行政無線(同報系)		1,380	1,371	1,366	1,356	1,333
その他の市町村防災行政無線(同報系)と同等の機能を有するもの	MCA陸上移動通信システムを活用した同報系システム	94	96	100	97	92
	市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システム	29	29	33	39	42
	FM放送を活用した同報系システム	122	135	141	139	151
	280MHz帯電気通信業務用ページャーを活用した同報系システム	22	30	49	65	70
	V-Lowマルチメディア放送を活用した同報系システム(令和4年まで) 地上デジタル放送波を活用した情報伝達手段(令和5年以降)	1	2	2	2	1
	携帯電話網を活用した情報伝達システム				51	62
	ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム				28	31
	IP告知システム(有線含む)				210	207

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

資料 4-1 自主防災組織の都道府県別結成状況

(令和5年4月1日現在)

都道府県	管内市区町村数	管内世帯数 (A)	自主防災組織を有する 市区町村数	自主防災組織が その活動範囲と している地域の 世帯数 (B)	自主防災 組織活動 カバー率 (%) (B/A)	(参考) 令和4年 自主防災組織 活動カバー率 とのポイント差
北海道	179	2,796,568	156	2,113,063	75.6%	11.4
青森	40	592,822	38	328,529	55.4%	▲ 1.0
岩手	33	533,269	33	474,502	89.0%	0.4
宮城	35	1,040,376	35	839,760	80.7%	▲ 2.5
秋田	25	412,725	25	297,962	72.2%	0.2
山形	35	419,403	35	385,221	91.8%	0.1
福島	59	786,076	55	593,396	75.5%	▲ 0.2
茨城	44	1,276,451	44	1,035,106	81.1%	▲ 1.0
栃木	25	837,214	25	708,953	84.7%	▲ 0.5
群馬	35	868,272	35	811,642	93.5%	2.6
埼玉	63	3,459,820	63	3,182,740	92.0%	▲ 0.2
千葉	54	3,015,323	54	2,079,029	68.9%	▲ 0.5
東京都	62	7,448,239	55	5,843,798	78.5%	1.9
神奈川県	33	4,344,408	33	3,164,783	72.8%	▲ 2.2
新潟	30	911,614	30	796,951	87.4%	▲ 0.5
富山	15	430,890	15	384,132	89.1%	0.8
石川	19	491,177	19	477,340	97.2%	0.2
福井	17	300,648	17	276,736	92.0%	0.7
山梨	27	370,245	27	329,031	88.9%	▲ 0.4
長野	77	880,152	76	836,894	95.1%	0.2
岐阜	42	843,031	42	761,494	90.3%	0.4
静岡	35	1,622,834	35	1,508,197	92.9%	▲ 0.2
愛知	54	3,417,340	54	3,254,271	95.2%	0.3
三重	29	792,521	29	736,811	93.0%	2.8
滋賀	19	603,171	19	534,052	88.5%	0.1
京都	26	1,245,981	25	1,135,102	91.1%	0.2
大阪	43	4,390,497	43	3,977,844	90.6%	0.9
兵庫	41	2,575,360	41	2,513,488	97.6%	0.2
奈良	39	598,079	39	531,018	88.8%	▲ 0.3
和歌山	30	424,961	30	411,157	96.8%	▲ 0.4
鳥取	19	239,613	19	223,614	93.3%	0.4
島根	19	292,408	19	228,463	78.1%	0.7
岡山	27	864,365	27	758,743	87.8%	▲ 0.2
広島	23	1,333,910	23	1,263,895	94.8%	0.5
山口	19	659,482	19	632,795	96.0%	3.2
徳島	24	338,164	24	320,684	94.8%	0.5
香川	17	447,495	17	434,911	97.2%	0.0
愛媛	20	656,523	20	620,380	94.5%	0.7
高知	34	348,478	34	339,129	97.3%	0.6
福岡	60	2,444,081	60	2,331,663	95.4%	0.8
佐賀	20	343,497	20	317,357	92.4%	1.4
長崎	21	630,490	21	467,934	74.2%	0.5
熊本	45	785,240	45	693,077	88.3%	▲ 0.2
大分	18	546,996	18	530,502	97.0%	▲ 0.1
宮崎	26	507,523	26	454,978	89.6%	1.9
鹿児島	43	778,794	43	718,387	92.2%	▲ 1.8
沖縄	41	692,652	30	287,046	41.4%	0.8
合計	1,741	59,639,178	1,692	50,946,560	85.4%	0.8

(備考) 「自主防災組織活動カバー率」「令和4年自主防災組織活動カバー率とのポイント差」に関しては、小数第二位を四捨五入している。

資料 5-1 国際消防救助隊の連携訓練等の概要

(令和5年度中)

国際消防救助隊の連携訓練		参加隊員数
仙台市消防局	令和5年11月6日から8日 宮城県消防学校及び荒浜訓練場	43人
広島市消防局	令和6年1月23日から25日(予定) 西風新都訓練場	48人 (予定)
国際消防救助隊 セミナー	令和6年2月19日から21日(予定) 全国市町村国際文化研修所 (滋賀県大津市)	80人 (予定)
国際消防救助隊 指導員会議	令和5年6月29日、30日 三田共用会議所	25人

資料 5-2 国際消防救助隊の派遣状況

(令和5年11月1日現在)

	派遣年月日	災害名	被災地	被害状況	派遣実績、活動概要等
1	昭61.8.27~9.6 (11日間)	ニオス湖 有毒ガス噴出災害	カメルーン共和国 ニオス湖周辺	死者 1,700人以上	国際消防救助隊員1人(東京消防庁) 有毒ガスの再噴出に備え、調査団に対する呼吸保護具の指導
2	昭61.10.11~10.20 (10日間)	エル・サルバドル 地震災害	エル・サルバドル共和国 サンサルバドル市	死者 1,226人 倒壊家屋 30,000戸	国際消防救助隊員9人(東京消防庁5人、横浜市消防局3人、消防庁1人) 倒壊建物からの救助
3	平2.6.22~7.2 (11日間)	イラン 地震災害	イランイスラム共和国 カスピ海沿岸	死者 80,000人以上	国際消防救助隊員6人(東京消防庁5人、消防庁1人) 倒壊建物からの救助
4	平2.7.18~7.26 (9日間)	フィリピン 地震災害	フィリピン共和国 ルソン島北部	死者 1,600人以上	国際消防救助隊員11人(東京消防庁2人、名古屋市消防局4人、広島市消防局4人、消防庁1人) 倒壊建物からの救助
5	平3.5.15~6.6 (23日間)	バングラデシュ サイクロン災害	バングラデシュ 人民共和国	死者 約130,000人	国際消防救助隊員38人(東京消防庁17人、大阪市消防局11人、川崎市消防局4人、神戸市消防局4人、消防庁2人)及びヘリコプター2機 被災者への救援物資の輸送等を実施
6	平5.12.13~12.20 (8日間)	マレーシア ビル倒壊被害	マレーシア クアラルンプール郊外 ウルラン地区	死者 48人 倒壊ビル 1棟	国際消防救助隊員11人(東京消防庁6人、名古屋市消防局2人、北九州市消防局2人、消防庁1人) 倒壊建物からの救助
7	平8.10.30~11.6 (8日間)	エジプト ビル崩壊被害	エジプト・アラブ共和国 カイロ郊外 ヘリオポリス	死者 64人 崩壊ビル 1棟	国際消防救助隊員9人(東京消防庁3人、札幌市消防局2人、大阪市消防局2人、松戸市消防局1人、消防庁1人) 倒壊建物からの救助
8	平9.10.22~11.11 (21日間)	インドネシア 森林火災	インドネシア共和国 ランブン州	焼失面積 18,000ha (ランブン州内)	国際消防救助隊員30人(東京消防庁19人、名古屋市消防局5人、大阪市消防局3人、横浜市消防局2人、消防庁1人)及びヘリコプター2機 火災地点の上空からの情報収集、消火活動の助言
9	平11.1.26~2.4 (10日間)	コロンビア 地震災害	コロンビア共和国 アルメニア市周辺	死者 1,171人 負傷者 4,765人	国際消防救助隊員15人(東京消防庁8人、大阪市消防局2人、千葉市消防局2人、船橋市消防局2人、消防庁1人) 倒壊建物からの救助
10	平11.8.17~8.24 (8日間)	トルコ 地震災害	トルコ共和国 ヤロヴァ地区周辺	死者 約15,370人 負傷者 23,954人	国際消防救助隊員25人(東京消防庁12人、川崎市消防局4人、神戸市消防局4人、市川市消防局2人、尼崎市消防局2人、消防庁1人) 倒壊建物からの救助
11	平11.9.21~9.28 (8日間)	台湾 地震災害	台湾中部	死者 2,333人 負傷者 10,002人	国際消防救助隊員46人(東京消防庁18人、仙台市消防局4人、千葉市消防局3人、京都市消防局4人、川口市消防本部2人、松戸市消防局2人、新潟市消防局2人、岡山市消防局2人、倉敷市消防局2人、佐世保市消防局2人、鹿児島市消防局2人、消防庁3人) 倒壊建物からの救助
12	平15.5.22~5.29 (8日間)	アルジェリア 地震災害	アルジェリア 民主人民共和国 ブーメルデス県周辺	死者 2,266人 負傷者 10,000人以上	国際消防救助隊員17人(東京消防庁8人、京都市消防局2人、仙台市消防局2人、川口市消防本部2人、朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部2人、消防庁1人) 倒壊建物からの救助
13	平16.2.25~3.1 (6日間)	モロッコ 地震災害	モロッコ王国 アルホセイマ周辺	死者 628人 負傷者 926人	国際消防救助隊員7人(東京消防庁4人、千葉市消防局1人、京都市消防局1人、消防庁1人) 現地被害状況の調査、救助資機材取扱いに関する技術供与等を実施
14	平16.12.29~17.1.20 (23日間)	スマトラ沖大地震・ インド洋津波災害	タイ王国 ブーケット周辺	死者・行方不明者 229,866人	国際消防救助隊員46人(東京消防庁23人、大阪市消防局15人、千葉市消防局2人、横浜市消防局1人、相模原市消防本部1人、川越地区消防組合消防本部1人、消防庁3人)及びヘリコプター2機 捜索救助活動、人員・物資搬送、捜索技術指導等を実施
15	平17.10.9~10.18 (10日間)	パキスタン・ イスラム共和国 地震災害	パキスタン・イスラム共和国 バトグラム周辺	死者 73,338人 負傷者 69,412人	国際消防救助隊員13人(東京消防庁6人、横浜市消防局3人、船橋市消防局2人、茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部1人、消防庁1人) 建物倒壊現場での捜索救助活動
16	平20.5.15~5.21 (7日間)	中国四川省における 地震災害	中華人民共和国四川省 広元市周辺	死者 69,227人 負傷者 374,643人	国際消防救助隊員17人(東京消防庁6人、川崎市消防局3人、名古屋市消防局3人、市川市消防局2人、藤沢市消防本部2人、消防庁1人) 建物倒壊現場での捜索救助活動
17	平21.10.1~10.8 (8日間)	インドネシア 西スマトラ州 パダン沖地震災害	インドネシア共和国 パダン市周辺	死者 1,117人 負傷者 約2,900人	国際消防救助隊員17人(東京消防庁6人、札幌市消防局3人、福岡市消防局3人、さいたま市消防局2人、横須賀市消防局2人、消防庁1人) 建物倒壊現場での捜索救助活動ほか
18	平23.2.22~3.12 (19日間)	ニュージーランド 南島地震災害	ニュージーランド クライストチャーチ市	死者 181人 (うち邦人28人)	国際消防救助隊員33人(東京消防庁16人、京都市消防局3人、千葉市消防局3人、相模原市消防局2人、高松市消防局2人、新潟市消防局2人、福岡市消防局2人、消防庁3人) 建物倒壊現場での捜索救助活動ほか
19	平27.4.26~5.9 (14日間)	ネパール地震災害	ネパール連邦民主共和国 カトマンズ市	死者 8,896人 (うち邦人1人) 負傷者 22,302人 (うち邦人1人)	国際消防救助隊員17人(東京消防庁6人、さいたま市消防局3人、浜松市消防局3人、川越地区消防局1人、秋田市消防本部1人、高崎市等広域消防局1人、富山市消防局1人、消防庁1人) 建物倒壊現場での捜索救助活動
20	平29.9.21~9.28 (8日間)	メキシコ地震災害	メキシコ合衆国 メキシコシティ	死者 369人 負傷者 約8,800人	国際消防救助隊員17人(東京消防庁6人、仙台市消防局3人、京都市消防局3人、朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部1人、豊中市消防局1人、和歌山市消防局1人、高知市消防局1人、消防庁1人) 建物倒壊現場での捜索救助活動
21	平30.2.9~2.11 (3日間)	台湾東部地震災害	台湾 花蓮県	死者 17人 負傷者 285人	国際消防救助隊員2人(東京消防庁2人) 捜索資機材の貸与及び資機材取扱要領の指導を実施
22	令5.2.6~2.15 (10日間)	トルコ地震災害	トルコ共和国南東部	死者 50,000人以上 負傷者 100,000人以上	国際消防救助隊員17人(東京消防庁6人、福岡市消防局3人、広島市消防局3人、茨城西南広域消防本部1人、上越地域消防局1人、徳島市消防局1人、宮崎市消防局1人、消防庁1人) 建物倒壊現場での捜索救助活動

※1及び2については、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」制定前であり、JICAの短期専門家として派遣されている。

資料 6-1 政府戦略等を踏まえた重点研究開発目標

(1) 消防防災活動におけるSociety5.0の実現に資する新たな装備・資機材等の開発・改良
<p>【研究開発課題の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防防災の現場で活用可能なロボット技術など、消防防災分野におけるAIの活用やDXを推進する研究課題 <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模トンネル火災等の消防隊員が近づけない現場における消火活動を遠隔で行うことが可能な消防ロボット技術 ・火災等の現場状況を迅速に把握・分析して効果的な消防活動を可能とするドローン技術
(2) 消防法令上の技術基準等の確立や最近の災害等を踏まえた研究開発課題
<p>【研究開発課題の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急安心センター事業（＃7119）へのAIの活用の効果検証 ○林野火災の効果的な消火戦術等に関する研究開発 ○木材利用の拡大に対応した消防活動計画のための必要放水量に関する研究 ○AIによる火災等の現場の指揮支援システムの開発 ○ICT技術の導入による予防業務の負担軽減に向けた研究開発 ○内面にコーティングが施工された鋼製一重殻地下タンクの付着性調査研究 ○地上デジタル放送波を活用した情報伝達手段の共同運用

資料 6-2 採択研究テーマの一覧

(令和5年度)

令和5年度採択の新規研究課題（7件）
・ ICT・IoT技術を活用した石油コンビナート災害対応システムの開発と社会実装
・ セキュリティを担保したリアルタイム映像伝送システムの研究開発
・ 救急救命士・救急隊員に対する拡張現実を用いたインタラクティブ学習システムの開発
・ 宅内分電盤における電気火災予兆検知技術の研究開発
・ 冷却性・作業性等を向上させる送風機（ファン）を活用した感染防止衣、および救急活動服の研究開発
・ 音場・磁場計測に基づく地震・土砂災害時の要救助者定位法
・ 階段移動困難者等が火災避難時に使うエレベーターの円滑な運転、誘導等に係る調査研究
令和4年度採択の継続研究課題（3件）
・ 新型コロナウイルス感染症が救急医療体制並びに搬送困難例発生に与えた影響評価
・ CO ガス（一酸化炭素ガス）による新規火災検知の有効性に関する実験的研究
・ ICTで住宅用火災警報器の機能を拡張し住宅火災の早期覚知を目指す技術開発と検証

資料 6-3 応募件数、採択件数等の推移

年度	応募件数(件)	採択件数(件)	継続件数(件)	予算(億円)
平成15年度	131	16	—	2.0
平成16年度	64	12	12	3.0
平成17年度	75	11	18	3.7
平成18年度	47	9	15	3.5
平成19年度	38	9	17	3.1
平成20年度	44	13	13	2.9
平成21年度	65	12	13	2.8
平成22年度	47	9	19	2.5
平成23年度	45	6	10	1.6
平成24年度	33	12	7	2.1
平成25年度	28	5	13	1.8
平成26年度	26	4	10	1.5
平成27年度	22	6	6	1.4
平成28年度	29	9	7	1.3
平成29年度	32	9	7	1.3
平成30年度	31	6	7	1.3
令和元年度	42	8	7	1.4
令和2年度	35	5	4	1.3
令和3年度	37	9	3	1.3
令和4年度	40	7	3	1.3
令和5年度	25	7	3	1.3

資料 6-4 消防機関の研究部門等の概要

(令和4年度)

消防本部署名	定員(人)	件数(件)	主な試験研究
札幌市消防局	4	4	水力換気ノズルの入力圧力の違いによる換気効果の検証について
			水力換気ノズルを開口部から離隔して設定した場合の換気効果について
			水力換気ノズルの排気側直近に隣接建物壁体がある場合の換気効果について
			積雪・寒冷期における、情報収集活動用ドローン「SOTEN」バッテリー性能の検証について
東京消防庁	28	10	1年間の観測地震波を用いた家具転倒防止器具の転倒防止効果に関する検証
			火災現場で発生する有害物質の危険性に関する検証(第3報)
			火災実験施設の確保に係る具体化方策の提案のための調査
			高年齢職員の現場活動能力に関する検証
			消防職員の高年齢期における心理に関する検証(第2報)
			はしごクレーン救出第1法時におけるはしご等に作用する力に関する検証
			ポリタンク内の液体の成分分析について
			ロープを引く力の検証
			可搬式投光器(LED式)用強化型蓄光型ケーブルの強度検証
			火災シミュレーション装置を用いた仮設防火対象物の防災実験に係る熱流束計の設置位置について
川崎市消防局	3	—	—
横浜市消防局	5	3	VRによる消防教育訓練シミュレーションシステムの研究開発
			消火栓等落下防止板の開発
			消火活動の検証技術の研究開発
名古屋市消防局	—	—	—
京都市消防局	—	—	—
大阪市消防局	10	1	COガス(一酸化炭素ガス)による新規火災検知器の有効性に関する実験的研究
神戸市消防局	3	1	ドローンによる濃煙熱気空間把握
北九州市消防局	4	—	—

